「長野県における被害地震史料集」の編集・刊行について

近年、地震防災への社会の関心は高まってきています。地震の発生は、人間の力では止めることはできませんが、地震の被害は事前の対策によって、軽減することが可能です。

大地震は度々起るものではありませんが、それによる被害は、単に地震動による被害だけでなく、非常に複雑です。被害を最小限にするためには、先づ、その実態をよく知る必要があります。孫子の兵法に、「敵を知り、己を知るものは、百戦危からず」というのがあります。我が国は、昔から何回も大きな地震に見舞われ、その時の情況を記録した古文書が、各地に残されており、これら過去の地震史料の調査研究が、地震防災対策の一環として進められています。

古い史料を探し出し、それを解読・解析する作業は、大変な労力と時間を要する地味な調査研究ですが、前述のような情勢から、当地震センターにおいても、長野県・長野市ほか、地元の関係機関の方々の御協力を得て、長野県の地震史料二百数十点の解読・解析を行ってきましたが、このたび編集作業が終了し、刊行の運びとなりました。

本書の発刊について多大の御援助と御協力をいただいた、国立防災科学技術センターおよび気象庁地震観測所等の関係者のほか、多数の方々に対し、深甚の謝意を表します。

本書が、地震対策の基礎資料として、関係の方々において御活用頂ければ幸いです。

昭和六十二年　八　月

松代地震センター所長

大　地　　洸

はしがき

この書は長野県の委託をうけて発掘収集した史料を中心に、県下の市町村や県民諸氏の御協力をえて収集した史料を地震予知及び防災対策の研究者や専門家が活用できるように解読したものである。これらの史料から新たに地震がみつかったり、地震被害の実態がより明らかになるなどの成果をすでに得ている。新しい発見の中で最も重要なものは、仁和三年七月三十日、M七・四、信濃北部と今なお理科年表に記されている地震で、前回の善光寺地震と思われているものについての新史料の発掘である。この地震は、この災害（山崩れにもとづく大洪水）から二百年程後にかかれた扶桑略記の記述から推察されたもので、従来から疑いをもたれていた地震である。前記の調査により、その発生した月にこの災害を記した記事が類聚三代格から発見された。それによるとこの災害は翌四年五月二八日に発生したものであり、信濃之国ではあるが場所は明示されてなく、地震をうかがわせる記述はまったくない。これらから、この災害が地震による可能性は至って低いことがわかった（注）。従って、通常ならこの地震はリストから取除かるべきものであろう。この例にみるように、新しい史料の発掘は極めて大切なことであるので、今後とも史料収集に積極的な御協力を長野県下をはじめ、各地の関係各位にお願いする次第です。

（注）　荒川義則（一九八〇）　仁和三年（八八七年）信濃北部の地震に対する疑問、気象庁地震観測所技術報告、No.1、11―14。

昭和六十二年　八月

国立防災科学技術センター

所長　高橋　博

資料

資料目次

長野県における被害地震 …… i

長野県下に被害を及ぼした地震の震央分布 …… ii

長野県における被害地震年代表 …… iii

凡例 …… viii

出典 …… x

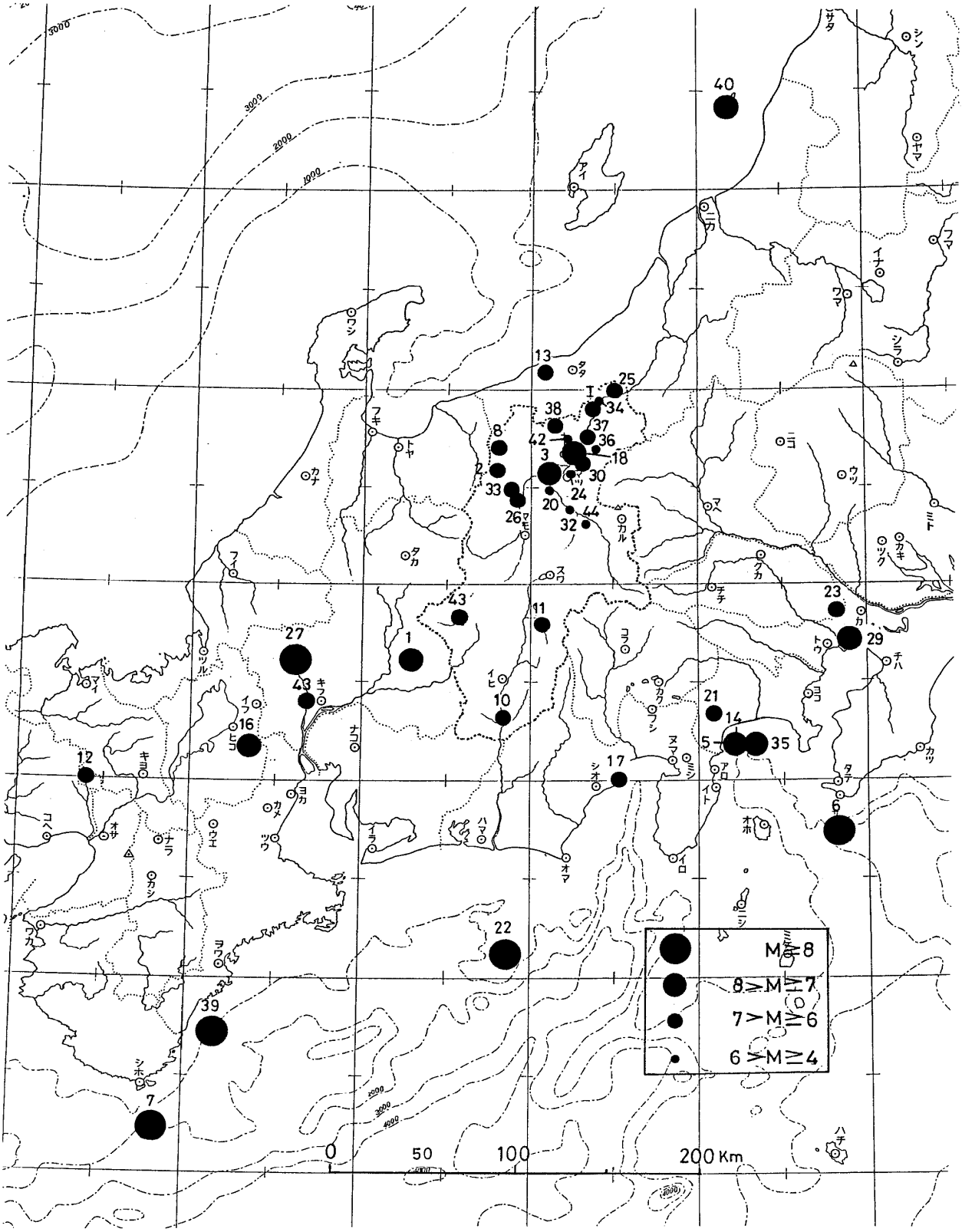
あとがき …… xxxii

長野県における被害地震

長野県は、フォッサマグナ（糸魚川―静岡構造線）が南北に横切っている他、第三紀層の褶曲、断層のはげしい地帯にあたるため、比較的規模の小さい地震でも大きな災害を発生する。

長野県内に震央（震源地）をもつ地震は、いわゆる内陸性（直下型）地震である。長野県内で過去において発生した地震で被害の発生したものは、約二十八回ある。県内に発生する地震は比較的小規模のものが多いが、震央付近における地震動は強烈で、震災、火災に加え、周辺山地に山崩れ（地辷り）が発生して大きな被害を生じている。一八四七年の善光寺地震、一九四一年の長野県北部の地震、近年では一九八四年の長野県西部地震等がある。

長野県外に発生した地震で、県下に被害を与えた地震は約十五回ある。このうち大きな被害を出しているのは、一七〇七年の宝永地震、一八五四年の安政東海地震、一九二三年の関東大地震、近くは、一九四四年の東南海地震で、いずれも相模湾から東海道沖で発生した巨大地震である。これらの海洋性の巨大地震は、広い範囲に大被害を与えている。長野県への影響も大きく、諏訪盆地や天竜川、千曲川及び犀川の沿岸などの地形、地質等の悪いところで被害を生じている。安政東海地震では諏訪、松本、松代、飯田等で、死者や倒壊家屋の被害を出している。



長野県下に被害をおよぼした地震の震央分布（数字は被害地震年代表の番号である）

長野県における被害地震年代表

番号	西暦（日本暦）	発震時	主な被害地域	震央の東経 北緯	M	被害の概要
1	762. 6. 9（天平宝字 6. 5. 9）	—	美濃・飛騨・信濃	137.3 56.6	7.4	被害不詳。罹災者に対し1戸につき穀物2斛を賜った。
②	841（承知 8.　）	—	信濃	137.8 36.6	6.7	墻屋が倒壊した。同年2月13日以前の地震。
③	887. 8.26（仁和 3. 7.30）	—	信濃北部	138.1 36.6	7.4	山崩れ、河を塞ぎ、のち決壊して北部6郡で被害、流死が多かった。（注　信濃国にはこの時地震はなかったという説もある。）
④	1432（永享 4. 9.　）	—	伊那	— —	—	長さ22間、幅1間半ほどの地割を生じた。（この場所は現在の下伊那郡天竜村福島に当る。）
5	1633. 3. 1（寛永10. 1.21）	5時	相模・駿河・伊豆	139.2 35.2	7.1	松本で有感、被害不明
6	1703.12.31（元録1 .11.23）	2時	江戸・関東諸国	139.8 34.7	8.2	**元禄地震**　小県郡塩田で潰家11、死馬1、宮の池の厚さ7寸ほどの氷みな割れた。高遠城破損、伊那地方で潰家があった。
7	1707.10.28（宝永 4.10. 4）	14時	五畿七道	135.9 33.2	8.4	**宝永地震**　山本・竹佐で被害大きく、潰家約300、半潰55、死者5人。飯田で潰家70（含土蔵）、半潰168（含土蔵）、松代で潰家80、死者あり。南北両安曇郡にも潰家があった。
⑧	1714. 4.28（正徳 4. 3.15）	22時	大町	137.8 36.7	6.4	大町付近に被害甚しく、全半壊300余、死者56人、山くずれのため姫川湍水し、潰家の多くは流失。長野で石垣くずれ、石塔倒れる。
9	1715. 2. 1（正徳 4.12.27）	—	美濃大垣	136.6 35.4	6.2	松本で有感。
⑩	1718. 8.22（享保 3. 7.26）	15時	信濃南部・三河	137.9 35.3	6.4	伊那遠山谷で山くずれ、飯田長久寺の唐門倒れた。松本で十数日余震を感じた。
Ⅰ	1718.10. 5（享保 3. 9.12）	—	飯山	138.4 36.9	6.2	城ならびに民家大破損。多少疑わしい。

番号	西暦（日本暦）	発震時	主な被害地域	震央の東経 北緯	M	被害の概要
⑪	1725. 8. 14 （享保 10. 7. 7）	－	高遠	138.1 35.8	6.1	高遠城の石垣おびただしく崩れる。諏訪および郷村のうち36カ村で潰家多数あり。松本で大地震、上田・北安曇地方で強震を感じた。
⑫	1748 （延享 5. 寛延 1. 7.26）	15時ごろ	高遠	－ －	－	高遠城破損。
12	1751. 3. 26 （寛延 4. 2. 29 宝歴 1.）	14時	京都	135.4 35.	6.4	更埴地方で地割れ、家屋に被害
13	1751. 5. 20 （寛延 4. 宝暦 1. 4. 25）	2時	越中・越後	138.1 37.1	6.6	松代で城破損。領内全体で潰家45、半潰32、山抜け14カ所、死者12人、傷者42人
14	1782. 8. 22 （天明 2. 7. 14）	2時 20時	相模・武蔵	139.7 35.1	7.3	松代で軽微の被害あり
⑮	1791. 7. 23 （寛政 3. 6. 23）	20時	信濃・飛騨	－ －	－	松本城の塀30間倒れ、多くの町家土蔵の壁に亀裂が入る。
16	1819. 8. 2 （文政 2. 6. 12）	14時	伊勢・美濃・近江	136.3 35.2	7.4	伊那地方に有感、被害なし。
17	1841. 4. 22 （天保 12. 3. 2）	12時すぎ	駿河	138.5 35.0	6.4	松本で酒屋・紺屋に被害あり。
⑱	1847. 5. 8 （弘化 4. 3. 24）	21時	信濃北部及越後西部	138.2 36.7	7.4	**善光寺地震** 震災地を通じ死者12,000人潰家34,000、焼失3,500という。山くずれ松代領内で42,000、松本領内1,900カ所。犀川が堰止められ数十カ村が水没した。4月13日に決壊洪水を生じた。
19	1847. 5. 13 （弘化 4. 3. 29）	12時ごろ	越後頸城郡	－ －	6.5	松代で尼飾山の大岩崩れ落ちる。 城下に潰家なし。
⑳	1853. 1. 26 （嘉永 5. 12. 17）	－	信濃北部	138.1 36.5	5.9	埴科郡上五明村にて3戸倒壊。
21	1853. 3. 11 （嘉永 6. 2. 2）	10時	相模・小田原	139.1 35.3	6.5	上田、諏訪地方で有感、被害なし。
22	1854. 12. 23 （嘉永 7 安政 1 11. 4）	9時ごろ	東海・東山・南海諸道	137.8 34.1	8.4	**安政東海地震** 飯田で破損家589。松本で潰家52、半壊76、焼失51、死者5人。松代藩で住家全壊152、半壊576、死者5人、諏訪でも多くの潰家があった。

番号	西暦（日本暦）	発震時	主な被害地域	震央の東経 北緯	M	被害の概要
23	1855. 11. 11 （安政 2. 10. 2）	10時	江戸付近	139.8 35.8	6. 9	佐久地方で軽微の被害あり 県内有感。
㉔	1858. 4. 23 （安政 5. 3. 10）	8時ごろ	松代	138.2 36.6	5. 9	松代城下で半壊・大破あり。村々で家が潰れ、半壊になり傷者あり。山中筋で山崩れ、地裂あり。城内別状なし。 上伊那で有感。
㉕	1858. 5. 17 （安政 5. 4. 5）	－	諏訪	－ －	－	上諏訪で3～4軒つぶれる。疑わしい？
㉕	1886. 7. 23 （明治 19 ）	1時ごろ	信濃川筋 信越国境	138.5 37.05	6. 1	東頸城郡仁上村で土蔵4破損。下水内郡照岡村で家屋・土蔵の倒壊2、傾斜3。その他道路・石垣の破損、山崩れあり。野沢温泉とまる。
㉖	1890. 1. 7 （明治 23 ）	15時43分	犀川流域	137.95 36.45	6. 3	東筑摩、生板村で家屋・土蔵の損多く、山崩れ、道路破損、石碑80～90％倒る。北安曇郡広津村で山崩れ、家屋傾斜、山腹の土地に亀裂を生じた。更級郡信田村・上水内郡津和・小川・北小川村などで壁に亀裂・落石・石碑倒れる等の小被害。北小川村で死者1。
27	1891. 10. 28 （明治 24 ）	6時38分	岐阜・愛知	136.6 35.6	8. 4	**濃尾地震**　家屋全壊1、半壊5、死者1、傷者2、道路破損18。その他山崩れ、橋梁破損各1。
㉘	1892. 9. 9 （明治 25 ）	1時42分	東筑摩郡 寿村付近	－ －	－	寿村にて家屋破損、屋根石落ち、石碑倒れる。
29	1894. 6. 20 （明治 27 ）	14時04分	東京湾北部	139.9 35.7	7. 5	南佐久地方の千曲川沿岸に亀裂・崩壊した所多し。
㉚	1897. 1. 17 （明治 30 ）	5時36分	上高井郡 千曲川沿岸	138.2 36.6	6. 3	須坂、上高井地方で家屋破損、墓石転倒地割等の小被害があった。4月30日（16時02分）再震。（**高井地震**）
㉛	1900. 7. 25 （明治 33 ）	17時29分	上高井郡 仁礼村付近	－ －	5. 0	仁礼村仙仁地域で石垣崩壊、岩崩れ、壁の剥落ち、土地の小亀裂等あり。8月中旬まで数十回の鳴動を伴う余震が続いた。群発地震。
㉜	1912. 8. 17 （大正 1 ）	23時22分	上田付近	138.25 36..4	5. 7	上田で土地の亀裂3、土壁・石垣の崩壊6、屋壁の破損等あり。

番号	西暦（日本暦）	発震時	主な被害地域	震央の東経 北緯	M	被害の概要
㉝	1918. 11. 11（大正 7 ）	2時58分 16時03分	大町付近	137.9 36.4	6.1	**大町地震** 震害は大町および付近5カ村に限り、家屋全壊6、半壊破損2,852、非住家全壊16、小断層あり。2回目の方が強かった。
㉞	1919. 3. 29（大正 8 ）	7時40分	長野県北部	138.4 36.9	5.6	野沢温泉地方で強震。温泉湧出し口の閉止したものあり、石垣崩壊、天井墜落等の軽微な被害あり。
35	1923. 9. 1（大正12 ）	11時58分	関東南部	139.3 35.2	7.9	**関東大地震** 千曲川上流域と諏訪付近で家屋全壊45、半壊176。
㊱	1941. 3. 7（昭和16 ）	12時00分	中野付近	138.4 36.7	5.0	下高井郡穂波村および夜間瀬村等で岩石・土砂が崩壊した。
㊲	1941. 7. 15（昭和16 ）	23時45分	長野市付近	138.3 36.7	6.2	死者5人、住家全壊29、半壊115、非住家全壊48、半壊122。**（長沼地震）**
㊳	1943. 10. 13（昭和18 ）	14時42分	野尻湖付近	138.2 36.8	6.1	死者1人、住家全壊14、半壊66、非住家全壊20、半壊50。**（古間地震）**
39	1944. 12. 7（昭和16 ）	13時35分	熊野灘	136.2 33.7	8.0	**東南海地震** 諏訪市で全壊13、半壊49。異常震域とみられる。
40	1964. 6. 16（昭和39 ）	13時01分	新潟県粟島付近	139.2 38.4	7.5	**新潟地震** 千曲川下流の沿岸地帯で軽微な被害あり、傷者2人、住家半壊4、一部破損25、鉄道被害。
㊶	1965. 8. 3～（昭和40 ）		松代町			**松代群発地震** 地震が始まってから、1976年末までに松代で有感63,097回、震度Ⅴ9回、Ⅳ50回。被害を伴った地震は52回。全体で傷者15、全壊10、半壊4、山（がけ）くずれ60件。 地震の全エネルギーはM＝6.4に相当。
㊷	1968. 9. 21（昭和43 ）	7時25分	長野県北部	138.3 36.8	5.3	信濃町・飯山市・豊田村・三水村・木島平村等で軽微な被害あり。傷者2、住家一部破損217。
㊸	1984. 9. 14（昭和59 ）	8時48分	長野県西部	137.6 35.8	6.8	**長野県西部地震** 震源のごく浅い典型的な内陸直下型中規模地震で、被害はほとんど王滝村に集中した。御岳山南東山麓に発生した大崩壊は山津浪となって伝上川を流下移動し、王滝川に天然ダム湖を

番号	西暦（（日本暦））	発震時	主な被害地域	震央の東経 北緯	M	被害の概要
						出現させると共に29人の犠牲者を出した。 建物全壊 13棟 半壊 86棟 山・崖くずれ 53個所
㊹	1986. 8. 24 （昭和61 ）	11時35分	長野県東部	138.3 36.3	4.9	長野県東部の地震 小県郡丸子町で屋根瓦の崩落等の軽微な被害。 震度Ⅳ、（長野、軽井沢）数日後震度Ⅱ（軽井沢）。
45	1783. 8. （天明 3. 7 ）	－	群馬県 嬬恋村	－ －	－	浅間山噴火 火砕流により死者 1,151 流失家屋 1,061 焼失家屋 51

（注）1. 地名は当時のもの。

2. 番号欄の数字に○印のあるものは、県内に震央のある地震、それ以外は県外に震央のある地震を表わす。

3. M：マグニチュード

4. 番号欄の数字と本文中の地震番号は一致する。
尚、番号欄がローマ数字になっている地震は、本書には掲載していない地震である。

5. この表は「長野県における被害地震の記録」（昭和53年長野県防災会議）を修正加筆したものである。

凡例

(1) 本書は、長野県内に被害を及ぼした地震の史料を、年代の古い地震から地震別に並べ、各地震には通し番号を付した。この番号は、巻頭の「長野県における被害地震年代表」及び「出典」の番号と一致する。

(2) 本書の体裁は、原則として地震名・年月日・北緯東経・地震の規模、その地震の概況を述べた総括文・引用文の順に並べてある。

(3) 内容は主として「長野県における地震の資料目録（松代群発地震資料報告第十六号・一九七九・六）」で紹介している松代地震センター収集文献によるが、それだけでは不充分なので、「出典」M・T・U・Nの番号系列の長野県関係史料を引用した。

(4) 史料名〔 〕には通し番号を付し、その番号は「出典」の番号と一致する。

(5) 重複する史料、ほぼ同一内容の史料は、その名称のみを掲げた。
ただし、弘化四年の善光寺地震は、膨大な数の為、他に内容が同じような史料があっても、前述のように名称のみを掲げることはしない。

(6) 一読して地名のわかりにくいものには、〔 〕の下に○印として、内容に関連する地名（現在の呼名）を付した。

(7) 一つの文章の中に、いくつもの年代の違う地震記述がある場合は、分割してふり分けた。

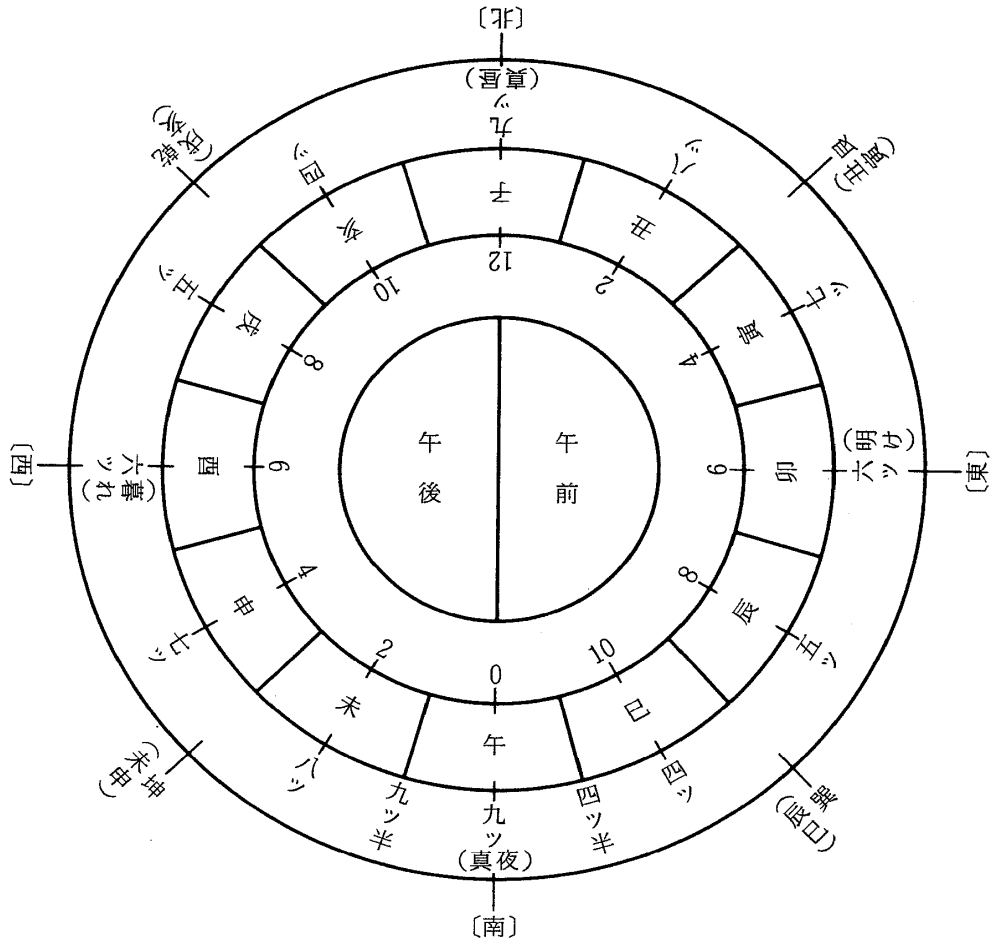
(8) 用字は原則として原文通りとし、簡体字のあるものはそれを用いた。

(9) 県外の地震被害記事も、その地震の震域を知る意味で一部載せた。

(10) 明治以後の地震は、全体の概略がわかる程度にとどめてある。

(11) 参考の為、県内に被害を及ぼした天明三年浅間山噴火も最後に載せた。

時刻・方位・長さ



1寸≒3cm　　1尺≒30cm　　1丈≒3m

1間≒1.8m　　1町≒110m

出典

すべての史料を本文の掲載順にあげた。原則として地震番号、史料番号、出典名、編著者、発行所、発行年月日の順に記した。該当項目を欠いたり不明の場合は記してない（Ⓢは昭和、Ⓣは大正、Ⓜは明治を意味する。）

「　」は該当史料を所収している文献で、併せてその文献の編著名、発行所、発行年月日を掲げた。

〔　〕は該当史料の所蔵者を示す。

→は該当史料の提供者を示す。

地震No.	史料No.	出典名	編著者	発行所（者）	発行年月日	引用文献
1	一	南佐久郡史	南佐久郡役所	南佐久郡役所	Ⓣ8・4・25	
	二	小県郡史	小県郡役所	小県郡役所	Ⓣ11・10・10	
	三	上伊那郡史	唐沢貞治郎	上伊那郡教育会	Ⓣ10・10・15	
	四	善光寺縁起　四	「新編信濃史料叢書一」	信濃史料刊行会	Ⓢ45・12・20	U1
2	五	屋代記	埴科教育会	埴科教育会	Ⓢ12・12・3	
	六	上伊那郡史	唐沢貞治郎	上伊那郡教育会	Ⓣ10・10・15	
3	七	信濃史料　第二巻	信濃史料刊行会	信濃史料刊行会	Ⓢ43・8・10	
	八	屋代記	埴科教育会	埴科教育会	Ⓢ12・12・3	
	九	上伊那郡史	唐沢貞治郎	上伊那教育会	Ⓣ10・10・15	
	十	小海町志　川東編	新津　亨	小海町志刊行委員会	Ⓢ42・5・30	
	一一	小海町志　川西編	鷹野一弥	小海町志刊行委員会	Ⓢ43・11・1	

地震No.	史料No.	出典名	編著名	発行所（者）	発行年月日	引用文献
	一二	長野県南佐久郡松原湖湖沼群の生成年代の考察	鷹野一弥「信濃第十七巻 第十一号」	信濃史学会	Ⓢ40・11・1	
	一三	仁和三年信濃北部の地震に対する疑問	荒川義則「気象庁地震観測所技術報告第一号」	気象庁地震観測所	Ⓢ55・2・1	
4	一四	熊谷家伝記	〔市立飯田図書館市岡文書〕			
5	一五	松本市史 上	松本市役所	松本市役所	Ⓢ8・10・5	
6	一六	小県郡史 余編	小県郡役所	小県時報局	Ⓣ12・3・15	
	一七	上田市史 下	藤沢直枝	信濃毎日新聞社	Ⓢ15・3・20	
	一八	伊那谷の災害と凶作	村沢武夫	伊那郷土史刊行会	Ⓢ38・9・20	
	一九	赤須上穂薦記録抄				M2
7	二〇	家老日記	〔国文学研究資料館蔵〕			U3別
	二一	品々覚書	〔相馬御風記念館〕			U3別
	二二	松代町史 下	大平喜間多	松代町役場	Ⓢ4・5・30	
	二三	法蔵寺史	戸谷一郎	法蔵寺史刊行会	Ⓢ23・8・15	
	二四	更級郡史	更級郡役所	更級郡役所	Ⓣ3・3・20	
	二五	河辺家文書	〔松本市河辺義正〕			U3別
	二六	河辺家文書	〔松本市河辺義正〕			U3別
	二七	松本市史 上	松本市役所	松本市役所	Ⓢ8・10・5	
	二八	東筑摩郡・松本市・塩尻市誌第二巻歴史下	東筑摩郡・松本市・塩尻市郷土資料編纂会	東筑摩郡・松本市・塩尻市郷土資料編纂会	Ⓢ43・11・3	

地震No.	史料No.	出典名	編著名	発行所（者）	発行年月日	引用文献
	二九	中土誌	中土小中学校	小谷村教育委員会	Ⓢ45・8・5	
	三〇	南安曇郡誌	南安曇郡	南安曇郡教育会	Ⓣ12・10・15	
	三一	諏訪高島城	今井広亀	諏訪市教育委員会	Ⓢ45・12・28	
	三二	諏訪史料叢書27	諏訪教育会	鮎沢印刷所	Ⓢ12・11・15	U3別
	三三	追分宿本陳問屋文書	〔軽井沢町資料館〕			U3別
	三四	追分宿本陳問屋文書	〔軽井沢町資料館〕			U3別
	三五	土屋家文書	〔立科町　土屋伝〕			U3別
	三六	小県郡史	小県郡役所	小県郡役所	Ⓣ11・10・10	
	三七	小県郡史　余編	小県郡役所	小県時報局	Ⓣ12・3・15	
	三八	神川村略史	神川郷土研究会	神川郷土研究会	Ⓢ48・12・1	U3別
	三九	信州のまほろば	南原公平・若林　伝	令文社	Ⓢ47・1・10	U3別
	四〇	上田市史　下	藤沢直枝	信濃毎日新聞社	Ⓢ15・3・20	
	四一	海野町史	中沢好富著	海野町商店振興会	Ⓢ53・4・10	U3別
	四二	役用古記録抄帳	〔上郷町　北原市朗〕			U3別
	四三	町方役用記録二	今井源四郎刊〔上郷町　北原貞一郎〕			U3別
	四四	山本村誌	山本村誌編纂委員会	山本村誌編纂委員会	Ⓢ32・10・30	
	四五	宝永四年　歳中行事	市田村庄屋文書〔市立飯田図書館〕			U3別

地震No.	史料No.	出典名	編著名	発行所（者）	発行年月日	引用文献
	四六	大地震之記	〔鎮西真郷〕			U3別
	四七	山論日記	〔鎮西真郷〕			U3別
	四八	伊那谷の災害と凶作	村沢武夫	伊那郷土史刊行会	Ⓢ38・9・20	
	四九	高遠城の局地型地震考	池田　昇「高遠五」	高遠町中央公民館 高遠郷土研究会	Ⓢ51・2	
	五〇	今は夢の世	〔葛上昉氏〕「高遠の古記録六」	高遠町文化財保護委員会	Ⓢ36・7・31	U3別
	五一	上伊那郡史	唐沢貞治郎	上伊那教育会	Ⓣ10・10・15	
	五二	木曽妻籠宿書留	「新編　信濃史料叢書第三巻」	信濃史料刊行会	Ⓢ46・12・20	
	五三	留帳抜粋	〔徳川林政史研究所〕			U3別
8	五四	北安曇誌　第一巻自然	北安曇誌編纂委員会	北安曇誌編纂委員会	Ⓢ46・12・20	
	五五	南安曇郡誌	南安曇郡誌改訂編纂会	南安曇教育会	Ⓢ31・3・31	
	五六	中土史	中土小中学校	小谷村教育委員会	Ⓢ45・8・5	
	五七	法蔵寺史	戸谷一郎	法蔵寺史刊行会	Ⓢ23・8・15	
	五八	本邦大地震概表	大森房吉			M2
	五九	松代町史　下	大平喜間太	松代町役場	Ⓢ4・5・30	
	六〇	長野市史	長野市役所	長野市役所	Ⓣ4・10・28	
	六一	更級郡史	更級郡役所	更級郡役所	Ⓣ3・3・20	
	六二	上田市史　下	藤沢直技	信濃毎日新聞社	Ⓢ15・3・20	

地震No.	史料No.	出典名	編著名	発行所（者）	発行年月日	引用文献
	六三	上伊那郡史	唐沢貞治郎	上伊那教育会	ⓉⓉ10・10・15	
9	六四	松本市史　上	松本市役所	松本市役所	Ⓢ8・10・5	
10	六五	駒場村文書		↓飯田地区広域消防組合		
	六六	大地震之記	〔鎮西真郷〕			U3
	六七	佐々木家文書	〔佐々木昌典〕			U3
	六八	当七月地震ニ而そんし候場所御改帳	〔佐々木昌典〕			U3
	六九	田預ケ年貢帳　享保三歳（年）戌三月吉日　鎮西野村	〔鎮西真郷〕			U3
	七〇	地震損シ引ケ帳	〔宮下善隆〕			U3
	七一	地震損シ検地帳	〔宮下善隆〕			U3
	七二	信州伊那郡金野村山落書上帳	〔金野善之〕			U3
	七三	古城村当七月廿六日地震ニ而損候田畑割付帳	〔佐々木昌典〕			U3
	七四	古城村小検所井ニ地震損所去ル未ノ当流御改帳	〔佐々木昌典〕			U3
	七五	伊奈郡小野村田方酉年以来砂入川欠井地震ニ而損田当流引高帳	〔松沢良雄〕			U3
	七六	伊奈郡伊豆木村当辰秋前々地震荒井畑成改帳	〔今村寿克〕			U3
	七七	文書	〔村石氏〕			U3
	七八	文書	〔村石氏〕			U3
	七九	飯田地方の地震と防災　一	飯田鼎上郷消防組合	飯田鼎上郷消防組合	Ⓢ53・6	

地震No.	史料No.	出典名	編著名	発行所（者）	発行年月日	引用文献
	八〇	千代村史	千代村誌編纂委員会	千代村誌刊行会	Ⓢ40・5・25	U3
	八一	開善寺古過去帳	〔開善寺〕			U3
	八二	近世郷土年表	今井源三郎	飯田史談会	Ⓢ7・11・20	U3
	八三	遠山峡谷に出山を造りたる享保地震史料	市村咸人「信濃第一巻第一号」	信濃郷土研究会	Ⓢ8・10・15	
	八四	南信濃村史　遠山				U3
	八五	松本市史　上	松本市役所	松本市役所	Ⓢ8・10・5	
	八六	諏訪高島城	今井広亀	諏訪市教育委員会	Ⓢ45・12・28	
	八七	木曽妻籠宿書留	〔新編信濃史料叢書　三〕	信濃史料研究会	Ⓢ46・12・20	U3
	八八	関守	〔与枝町郷土史料館〕			U3
	八九	遠江国山住家文書	〔静岡県磐田郡水窪町山住家文書〕			U3
	九〇	谷合氏見聞録	谷合七兵衛吉治	多摩郡郷土研究会	Ⓢ49・12・1	U3
	九一	川越市史　史料編　近世Ⅱ	川越市総務部市史編纂室	川越市	Ⓢ52・3・31	U3
	九二	諏訪高島城	今井広亀	諏訪市教育委員会	Ⓢ45・12・28	
	九三	諏訪史料叢書　二十七	諏訪教育会	鮎沢印刷所	Ⓢ12・11・15	
	九四	信陽新聞	信陽新聞社	↓諏訪市立図書館	Ⓢ2・7・21	
	九五	南信日日新聞	小平雪人・南信日日新聞社	↓諏訪市立図書館	Ⓢ6・11・17〜18	
	九六	高遠城の局地型地震考	池田　昇「高遠　五」	高遠町中央公民館高遠郷土研究会	Ⓢ51・2	

地震No.	史料No.	出典名	編著名	発行所（者）	発行年月日	引用文献
	九七	今は夢の世	葛上昉「高遠の古記録　六」	高遠文化財保護委員会	Ⓢ36・7・31	U3
	九八	塩尻拾遺	「名古屋叢書十八」名古屋市教育委員会	名古屋市教育委員会	Ⓢ34・12・20	U3
	九九	松本市史　上	松本市役所	松本市役所	Ⓢ8・10・5	
	一〇〇	信濃国安曇郡開基	〔下伊那教育会内・市村文庫〕			
	一〇一	中土誌	中土小中学校	小谷村教育委員会	Ⓢ45・8・5	
	一〇二	上田市史　下	藤沢直枝	信濃毎日新聞社	Ⓢ15・3・20	
12	一〇三	南佐久郡史	南佐久郡役所	南佐久郡役所	Ⓣ8・4・25	
	一〇四	屋代記	埴科教育会	埴科教育会	Ⓢ12・12・3	
	一〇五	更級郡誌	更級郡役所	更級郡役所	Ⓣ3・3・20	
13	一〇六	水内郡下駒沢村震災拝借金願	〔長野市下駒沢共有〕			N7(3)
	一〇七	松代町史　下	大平喜間多	松代町役場	Ⓢ4・5・30	
	一〇八	更級埴科地方誌一　自然篇	更級埴科地方誌刊行会	更科埴科地方誌刊行会	Ⓢ43・12・15	
	一〇九	長野市史	長野市役所	長野市役所	Ⓣ4・10・28	
	一一〇	弘化四年　善光寺大地震	信濃毎日新聞社開発局出版部	信濃毎日新聞社	Ⓢ52・9・25	
	一一一	飯山町史	田中修一	飯山公民館	Ⓢ30・11・2	
	一一二	更級郡史	更級郡役所	更級郡役所	Ⓣ3・3・20	
	一一三	更級埴科地方誌年表	更級埴科地方誌刊行会	更科埴科地方誌刊行会	Ⓢ56・2・10	U3

地震No.	史料No.	出典名	編著名	発行所（者）	発行年月日	引用文献
	一一四	上田市史　下	藤沢直技	信濃毎日新聞社	Ⓢ15・3・20	
	一一五	上伊那郡史	唐沢貞治郎	上伊那教育会	Ⓣ10・10・15	
14	一一六	松代町史　下	大平喜間多	松代町役場	Ⓢ4・5・30	M2
	一一七	御渡帳				
15	一一八	雑事記	〔国立公文館〕			U4
	一一九	松本市史　上	松本市役所	松本市役所	Ⓢ8・10・5	
16	一二〇	墨翁日記	島田村庄屋　平栗墨翁〔市立飯田図書館　文岡文書〕			
17	一二一	松本市史　上	松本市役所	松本市役所	Ⓢ8・10・5	

善光寺・長野市近辺

18	一二二	善光寺地震とその被害の特徴	湧井仙一郎・北村良江「気象庁地震観測所技術報告第一号」	気象庁地震観測所	Ⓢ55・2・1	
	一二三	弘化四年善光寺地震の記録	信州小田井駅石殻亭	↓中原孫吉		
	一二四	弘化四年四月幕府宛松代藩善光寺領潰・焼失等取調届	〔林　武夫〕			N7(3)
	一二五	善光寺領震災松代借入金調帳	〔善光寺大勧進〕			N7(3)
	一二六	弘化四年八月善光寺横沢町震災等値上取締証文	〔県立長野図書館〕			N7(3)
	一二七	弘化四年十月善光寺大門町小右衛門震災仮家作金借用証文	〔県立長野図書館〕			N7(3)
	一二八	嘉永元年十月利安御借入金御用立申諭	〔国立史料館〕			N8(2)

地震No.	史料No.	出典名	編著名	発行所（者）	発行年月日	引用文献
	一二九	信陽新聞　大正十二年九月七日	小口貫一・信陽新聞社	↓諏訪市立図書館	ⓉⅠ12・9・7	
	一三〇	長野町小史草稿	渡辺　敏	中村活版所	Ⓜ30・3・20	
	一三一	徳武氏地震記事	〔文部省震災予防調査会〕			M3
	一三二	長野市史	長野市役所	長野市役所	ⓉⅠ14・10・28	
	一三三	長野市史考	小林計一郎	吉川弘文館	Ⓢ44・4・5	
	一三四	虫くら日記抄	河原網徳			M3

松代・更北方面

	一三五	松代領内地震被害届書鎌原洞山筆記	〔信濃教育会教育参考室〕			
	一三六	松代町史　下	大平喜間多	松代町役場	Ⓢ4・5・30	
	一三七	虫くら日記抄	河原網徳			M3
	一三八	領内地震被害届留	〔林　武夫〕			
	一三九	更級郡中氷鉋村地震潰家等取調帳	〔青木修一郎〕			N7(3)
	一四〇	鎌原洞山地震記事				M3
	一四一	徳武氏地震記事付	〔文部省震災予防調査会〕			M3
	一四二	更級郡大塚村田方川欠・石砂入等書上帳	〔宮下恵子〕			N7(3)
	一四三	更級郡丹波島村常七流失品請取証文	〔青木島町網島共有〕			N7(3)

地震No.	史料No.	出典名	編著名	発行所（者）	発行年月日	引用文献
	一四四	松代領内震災につき家業教諭大意	〔永井　彊〕		N 7 (3)	N 7 (3)
	一四五	松代家中某貧士救済方献策	〔長野市〕			N 7 (3)

上水内郡西山方面

	一四六	領内地震被害届書	〔林　武夫〕			N 7 (3)
	一四七	水内郡古山村往来山抜書上帳	〔小川村役場〕			N 7 (3)
	一四八	水内郡梅木村地震変死人別書上帳	〔中条村梅木第七区共有〕			N 7 (3)
	一四九	七二会村史	七二会村史編纂委員会	七二会村史編纂委員会	Ⓢ46・4・1	
	一五〇	小川村誌	小川村誌編纂委員会	小川村役場	Ⓢ50・5・15	
	一五一	鎌原洞山地震記事				M 3
	一五二	遠足運動記事	渡辺　敏	中村活版所	Ⓜ34・3・23	

飯山・水内地方

18	一五三	越後・信濃大地震御届之写	〔市立飯田図書館市岡文書〕			
	一五四	鎌原洞山地震記事				M 3
	一五五	飯山領内大地震被害届	〔宮本藤治〕			N 8 (2)
	一五六	弘化四丁未歳大災害記録				M 3

地震No.	史料No.	出典名	編著名	発行所（者）	発行年月日	引用文献
	一五七	鎌原洞山地震記事				M3
	一五八	飯山町誌	田中修一	飯山市公民館	Ⓢ30・11・2	
	一五九	町田清右衛門日記	〔文部省震災予防調査会〕			M3
	一六〇	豊田村誌	江口善次	豊田村誌刊行会	Ⓢ38・8・15	
	一六一	鎌原洞山地震記事				M3
	一六二	弘化四丁未歳大震災害記録				M3
	一六三	上水内郡誌	上水内郡誌編集会	上水内郡誌編集会	Ⓢ51・3・30	
	一六四	信濃町誌	信濃町誌編纂委員会	信濃町	Ⓢ43・12・25	
	一六五	豊野町史	豊野町公民館郷土調査部	豊野町公民館郷土調査部	Ⓢ35・5・25	
	一六六	水内郡蟹沢村地震潰家・死人等調帳	〔豊野町蟹沢共有〕			N7(3)
	一六七	水内郡吉村重左衛門等震災荒地開発和談証文	〔長野市吉共有〕			N7(3)
	一六八	見集録	〔文部省震災予防調査会〕			M3
	一六九	越後・信濃大地震御届之写	〔市立飯田図書館市岡文書〕			
	一七〇	中野陳屋支配村々大地震御救金伺書	〔阿部修二〕			N8(2)
	一七一	弘化四丁未歳大震災害記録				M3
	一七二	信越地震記				M3
	一七三	有所不為斎雑録				M3

地震No.	史料No.	出典名	編著者名	発行所（者）	発行年月日	引用文献
	一七四	越後信濃大地震御届之写	〔市立飯田図書館市岡文書〕			
	一七五	鎌原洞山地震記事				
	一七六	弘化度信州地震御届写				

更埴・稲荷山・篠ノ井方面

	一七七	越後・信濃大地震御届之写	〔市立飯田図書館市岡文書〕			
	一七八	見集録	〔文部省震災予防調査会〕			
	一七九	永鑑雑誌	唐木銀次郎〔文部省震災予防調査会〕			
	一八〇	鎌原洞山地震記事				
	一八一	有所不為斎雑録				
	一八二	見集録	〔文部省震災予防調査会〕			
	一八三	越後・信濃大地震御届之写	〔市立飯田図書館市岡文書〕			
	一八四	更級郡稲荷山村地震留書	〔松木　有〕			
	一八五	弘化四年九月更級郡稲荷山村震災拝金願	〔田中定雄〕			
	一八六	屋代記	埴科教育会	埴科教育会	Ⓢ12・12・3	
	一八七	更級郡誌	更級郡役所	更級郡役所	Ⓣ3・3・20	

地震No.	史料No.	出典名	編著名	発行所（者）	発行年月日	引用文献
上田・小県・佐久地方						
	一八八	上田領震災届	〔上田市立博物館〕			N 1 (2)
	一八九	弘化震害田地定代下げ・諸役免除願	〔赤羽義儀〕			N 1 (2)
	一九〇	信州地震記				M 3
	一九一	鎌原洞山地震記事				M 3
	一九二	有所不為斎雑録				M 3
	一九三	上田市史　下	藤沢直枝	信濃毎日新聞社	Ⓢ15・3・20	
	一九四	小県郡史　余編	小県郡役所	小県時報局	Ⓣ12・3・15	
	一九五	北佐久郡誌	北佐久郡役所	北佐久郡役所	Ⓣ4・12・25	

地震No.	史料No.	出典名	編著名	発行所（者）	発行年月日	引用文献
松本・筑摩・安曇地方						
	一九六	越後・信濃大地震御届之写	〔市立飯田図書館市岡文書〕			
	一九七	隄議叢書	高野秀波〔文部省震災予防調査会〕			M 3
	一九八	むし倉日記抄	河原網徳			M 3
	一九九	栗林氏記録	〔文部省震災予防調査会〕			M 3
	二〇〇	筑摩郡麻績町村地震被害書留帳	〔滝沢文右衛門〕			N 5 (3)
	二〇一	松本市史上巻	松本市役所	松本市役所	Ⓢ8・10・5	

地震No.	史料No.	出典名	編著名	発行所（者）	発行年月日	引用文献
	二〇二	東筑摩郡・松本市・塩尻市誌第二巻歴史下	東筑摩郡・松本市・塩尻市郷土資料編纂会	東筑摩郡・松本市・塩尻市郷土資料編纂会	Ⓢ43・11・3	
	二〇三	南安曇郡誌第一巻	南安曇郡誌改訂編纂会	南安曇郡誌改訂編纂会	Ⓢ31・3・31	
	二〇四	中土誌	中土小中学校	小谷村教育委員会	Ⓢ45・8・5	
	二〇五	北安曇誌第一巻　自然	北安曇誌編纂委員会	北安曇誌編纂委員会	Ⓢ46・12・20	

諏訪・伊那・木曽地方

	二〇六	南信日日新聞昭和六年十一～十二月切抜	小平雪人・南信日日新聞社	→諏訪市立図書館	Ⓢ6	
	二〇七	下金子村諸事覚帳		→後町源太郎		
	二〇八	弘化四年善光寺地震に関する記録	〔山田與平〕	→南木曽町教育委員会		
	二〇九	高森町史上巻　後編	高森町史編纂委員会	高森町史刊行会	Ⓢ47・1・25	
	二一〇	伊那谷の災害と凶作	村沢武夫	伊那郷土史刊行会	Ⓢ38・9・20	

県外

	二一一	越後・信濃大地震御届之写	〔市立飯田図書館市岡文書〕			M3
	二一二	有所不為斎雑録				M3
	二一三	鎌原洞山地震記事				M3
	二一四	長岡市史				

地震No.	史料No.	出典名	編著名	発行所（者）	発行年月日	引用文献
	二一五	加納氏珍事留				M3
19	二一六	鎌原洞山地震事				M3
20	二一七	日記　御留守居方	〔真田宝物館〕			U5
	二一八	大鈴木家文書	「旧信濃国善光寺平豪農　大鈴木家文書」	鈴木　陽	Ⓢ57・11・25	U5
	二一九	信濃・越後地震書留	〔地震研究所石本文庫〕			U5
	二二〇	更級郡史	更級郡役所	更級郡役所	Ⓣ3・3・20	
21	二二一	真田家文書	〔真田宝物館〕			U5 別1
	二二二	信濃・越後地震書留	〔地震研究所石本文庫〕			U5
	二二三	大黒屋日記抄　三	島崎藤村	筑摩書房		
	二二四	上田市史　下	藤沢直技	信濃毎日新聞社	Ⓢ15・3・20	
	二二五	南信日日新聞	小平雪人　南信日日新聞社	↓諏訪市立図書館	Ⓢ6・11	
	二二六	大沼氏記録				M3
	二二七	赤須上穂舊記録抄				M3
22	二二八	諸事覚帳		↓後町源太郎		
	二二九	地震ニ付村定倹約帳	〔今井籌男〕	↓浅川清栄		
	二三〇	諏訪史料叢書　十七	諏訪史料叢書刊行会	諏訪史料叢書刊行会	Ⓢ7・8・20	
	二三一	嘉永七年二月赤沼村地震被害届	〔今井籌男〕			N3

地震No.	史料No.	出典名	編著名	発行所（者）	発行年月日	引用文献
	二三二	信陽新聞	信陽新聞社	↓諏訪市立図書館	Ⓢ3・3・13	
	二三三	南信日日新聞	小平雪人・南信日日新聞社	↓諏訪市立図書館	Ⓢ6・11・27・12・1・28	
	二三四	近藤茂左衛門の返書書抜	〔市立飯田図書館市岡文書〕			
	二三五	高崎堅造信州松本より宅許之書翰				M4
	二三六	松本市史　上	松本市役所		Ⓢ8・10・5	
	二三七	東筑摩郡・松本市・塩尻市誌第二巻歴史下	東筑摩郡・松本市・塩尻市郷土資料編纂会	東筑摩郡・松本市・塩尻市郷土資料編纂会	Ⓢ43・11・3	
	二三八	南安曇郡誌　第一巻	南安曇郡誌改訂編纂委員会	南安曇郡誌改訂編纂委員会	Ⓢ51・3・31	
	二三九	松代町史　下	大平喜間多	松代町役場	Ⓢ4・5・30	
	二四〇	嘉永七寅大変記				M4
	二四一	小県郡史　余編	小県郡役所	小県郡役所	Ⓣ12・3・15	
	二四二	上田市史　下	藤沢直枝	信濃毎日新聞社	Ⓢ15・3・20	
	二四三	虫倉後記	河原網徳			M4
	二四四	書付留				M4
	二四五	大沼氏記録				M4
	二四六	青窓紀聞　六十五	〔蓬左文庫〕			T2
	二四七	青窓紀聞　六十五	〔蓬左文庫〕			T2
	二四八	大地震実録				M4

地震No	史料No	出典名	編著名	発行所（者）	発行年月日	引用文献
	二四九	高森町史　上　後編	高森町史編纂委員会	高森町史刊行会	Ⓢ47・1・25	
	二五〇	伊那谷の災害と凶作	村沢武夫	伊那郷土史刊行会	Ⓢ18・9・20	
	二五一	上伊那郡史	唐沢貞次郎	上伊那教育会	Ⓣ10・10・15	
	二五二	赤須上穂舊記録抄				M4
	二五三	大黒屋日記抄三三	島崎藤村	筑摩書房	Ⓢ49・4・15	
	二五四	青窓紀聞　六十五	〔蓬左文庫〕			T2
23	二五五	西筑摩郡誌	西筑摩郡役所		Ⓣ4・10・10	
	二五六	諏訪史料叢書　十七	諏訪史料叢書刊行会	諏訪史料叢書刊行会	Ⓢ7・8・20	
	二五七	大沼氏記録				M4
	二五八	飯田世代記				M4
	二五九	当家年代記				M4
	二六〇	赤須上穂舊記録抄				M4
	二六一	安政乙卯武江地動之記				
	二六二	南佐久郡史	南佐久郡役所	南佐久郡役所	Ⓣ8・4・25	
	二六三	上田市史　下	藤沢直枝	信濃毎日新聞社	Ⓢ15・3・20	
24	二六四	御城書				M4
	二六五	信濃・越後地震書留	〔地震研究所石本文庫〕			U5

地震No.	史料No.	出典名	編著名	発行所（者）	発行年月日	引用文献
	二六六	松代町史　下	大平喜間多	松代町役場	Ⓢ4・5・30	
	二六七	更級郡誌	更級郡役所	更級郡役所	Ⓣ3・3・20	
	二六八	更級埴科地方歴史年表	更級埴科地方誌刊行会	更級埴科地方誌刊行会	Ⓢ56・2・10	U5
	二六九	上田市史　下	藤沢直枝	信濃毎日新聞社	Ⓢ15・3・20	
	二七〇	大黒屋日記	大脇信興書〔藤村記念館〕			U5
	二七一	大沼氏記録				M4
	二七二	北安曇誌　第一巻　自然	北安曇誌編纂委員会	北安曇誌編纂委員会	Ⓢ46・12・20	
	二七三	地震に付家潰痛所取調書上帳	〔大町市　栗林忠夫〕			U5
	二七四	大町組二重村新行新田村地震痛所書上帳	〔小林静人〕			U5
26	二七五	信州の地震	長野地方測候所	長野地方測候所	Ⓣ4・4・25	
27	二七六	地震報告	「中央気象」	中央気象台	Ⓜ24	
	二七七	信濃毎日新聞		信濃毎日新聞社	Ⓜ24	
	二七八	松本市史　下巻	松本市役所	松本市役所	Ⓢ8・10・5	
	二七九	上伊那郡史	唐沢貞治郎	上伊那郡教育会	Ⓣ10・10・15	
	二八〇	西筑摩郡誌	西筑摩郡役所	西筑摩郡役所	Ⓣ4・10・10	
28	二八一	信州の地震	長野地方測候所	長野地方測候所	Ⓣ4・4・25	
30	二八二	信州の地震	長野地方測候所	長野地方測候所	Ⓣ4・4・25	

地震No.	史料No.	出典名	編著名	発行所（者）	発行年月日	引用文献
31	二八三	信州の地震	長野地方測候所	長野地方測候所	Ⓣ4・4・25	
32	二八四	信州上田町の地震	「気象要覧一九一二」	中央気象台	Ⓣ1	
33	二八五	大正七年信州大町地方激震調査報告	大森房吉「震災予防調査会報告第94号」	震災予防調査会	Ⓣ10	
	二八六	北安曇郡誌　第一巻	北安曇郡誌編纂委員会	北安曇郡誌編纂委員会	Ⓢ46・12・20	
	二八七	南安曇郡誌　第一巻	南安曇郡誌改訂編纂委員会	南安曇郡誌改訂編纂委員会	Ⓢ31・3・31	
	二八八	松本市史　下巻	松本市役所	松本市役所	Ⓢ8・10・5	
35	二八九	長野県震災誌	長野県	長野県	Ⓢ4・9・1	
	二九〇	南安曇郡誌　第一巻	南安曇郡誌改訂編纂委員会	南安曇郡誌改訂編纂会	Ⓢ31・3・31	
	二九一	松代町史　下	大平喜間多	松代町役場	Ⓢ4・5・30	
	二九二	木造建築物に依ル震害分布調査報告	松沢武雄「震災予防調査会報告第100号(甲)」	震災予防調査会	Ⓣ14	
36	二九三	七日十二時〇〇分頃の長野県中野付近の地震	「気象要覧一九四一」	中央気象台	Ⓢ16	
37	二九四	長野強震地域踏査報告	「長野強震調査概要」	中央気象台	Ⓢ16・8・5	
	二九五	長沼村史	長沼村史編纂委員会	長沼村史刊行会	Ⓢ50・3・31	
	二九六	豊野町史	豊野町公民館郷土調査部	豊野町公民館郷土調査部	Ⓢ35・5・25	
	二九七	豊田村史	豊田村誌刊行会	豊田村誌刊行会	Ⓢ38・8・15	
38	二九八	野尻湖付近の地震	「気象庁技術報告第62号」	気象庁	Ⓢ43・9・27	
	二九九	豊田村史	豊田村誌刊行会	豊田村誌刊行会	Ⓢ38・8・15	

地震No.	史料No.	出典名	編著名	発行所（者）	発行年月日	引用文献
40	三〇〇	新潟表震調査報告	「気象庁技術報告第43号」	気象庁	Ⓢ50	
42	三〇一	斑尾山付近の地震	長野地方気象台地震観測所		Ⓢ43	
43	三〇二	長野県西部地震の記録		長野県	Ⓢ60・8	
	三〇三	浅間山大焼代官上申書	〔栁沢竜吉〕			N 2 (2)
	三〇四	浅間山大焼軽井沢宿救恤願	〔佐藤　実〕			N 2 (2)
	三〇五	小田井村安川良貞天災地変年柄記	〔安川　寛〕			N 2 (2)
	三〇六	八満村小林重賢浅間山大焼幷凶作留書	〔小林久左衛門〕			N 2 (2)
	三〇七	南佐久郡史	南佐久郡役所	南佐久郡役所	Ⓣ8・4・25	
	三〇八	上伊那郡史	唐沢貞次郎	上伊那郡教育会	Ⓣ10・10・15	
	三〇九	高森町史　上巻	高森町史刊行会	高森町史刊行会	Ⓢ47・1・25	
	三一〇	小県郡史　余編	小県郡役所	小県郡役所	Ⓣ12・3	
	三一一	上田市史　下	藤沢直枝	信濃毎日新聞社	Ⓢ15・3・20	
	三一二	屋代記	埴科教育会	埴科教育会	Ⓢ12・12・3	
	三一三	松本市史　上	松本市役所	松本市役所	Ⓢ8・10・5	
	三一四	中土誌	中土小中学校	小谷村教育委員会	Ⓢ45・8・5	

引用した文献目録

M1　大日本地震史料　第一巻　S16・4　文部省震災予防評議会編
M2　大日本地震史料　第二巻　S18・7　文部省震災予防評議会編
M3　大日本地震史料　第三巻　S18・7　文部省震災予防評議会編
M4　日本地震史料　S26・4　武者金吉著　毎日新聞社
T1　東海地方地震津波史料（Ⅰ・上巻）―静岡県・山梨県・長野県南部編―　防災科学技術研究資料　第35号　S54・3　都司嘉宣編　国立防災科学技術センター
T2　東海地方地震津波史料（Ⅱ）―静岡県・山梨県・長野県南部編―　防災科学技術研究資料　第77号　S58・3　都司嘉宣編　国立防災科学技術センター
U1　新収　日本地震資料　第一巻　S56・3　東京大学地震研究所編　日本電気協会
U3　新収　日本地震資料　第三巻　S58・3　東京大学地震研究所編　日本電気協会
U3別　新収　日本地震資料　第三巻　別巻　S58・3　東京大学地震研究所編　日本電気協会
U5　新収　日本地震資料　第五巻　S60・3　東京大学地震研究所編　日本電気協会
U5別1　新収　日本地震資料　第五巻　別巻一　S60・3　東京大学地震研究所編　日本電気協会
N1(2)　長野県史　近世史料編　第一巻（二）東信地方　S47・3　長野県
N2(2)　長野県史　近世史料編　第二巻（二）東信地方　S54・2　長野県
N3　長野県史　近世史料編　第三巻　南信地方　S50・2　長野県
N5(3)　長野県史　近世史料編　第五巻（三）中信地方　S49・9　長野県
N7(3)　長野県史　近世史料編　第七巻（三）北信地方　S57・3　長野県
N8(2)　長野県史　近世史料編　第八巻（二）北信地方　S51・3　長野県

参考文献

地震No.	史料No.	出典名	編著名	発行所（者）	発行年月日	引用文献
		長野県における被害地震の記録		長野県防災会議	Ⓢ53・2	
		資料　日本被害地震総覧	宇佐美　龍夫	東京大学出版会	Ⓢ52・4	
		地震観測指針（参考編）		気象庁	Ⓢ43	
		昭和十九年十二月七日の東海大地震に就て	本間　寧「東海大地震調査概要」	中央気象台	Ⓢ29	
		松代群発地震調査報告	「気象庁技術報告第62号」	気象庁	Ⓢ43・9・27	
		松代群発地震の記録	江田三雄「日本の科学と技術9」	日本科学技術振興財団・科学技術館	Ⓢ51・9	
		長野県西部地震		信濃毎日新聞社	Ⓢ59・12・15	
		長野県西部地震に学ぶ		木曽部学校長会	Ⓢ59・12・22	
		験震時報資料	地震観測所		Ⓢ61	

あとがき

この史料集は、長野県内に被害を与えた過去の地震の未発掘の古文書や文献、既刊の史料集からの補足等により編集したものである。

史料の収集に際して種々のご配慮をいただいた多数の方々及び機関に対して厚く御礼申し上げます。

また古文書の解読を心よくお引受けいただいた長野郷土史研究会支部長依田康資氏、元長野県史常任編纂委員西沢武彦氏には、深い感謝の意を表します。

編集にあたっては、地震観測所の元所長秋山泰三をはじめ、元職員荒川義則・平岩幸雄・関彰・泉末雄、国立防災科学技術センターの所長高橋博をはじめ、元職員都司嘉宣、現職員斉藤政敏、松代地震センター職員堀内あや子・塚尾睦子等が、苦労して行なったものである。

昭和六十二年　八月

松代地震センター

主任研究官　檜皮久義

史

料

目次

1 天平宝字六年五月九日（七六二・六・九）の地震 …… 1
2 承和八年（八四一）の地震 …… 1
3 仁和三年七月三十日（八八七・八・二十六）の地震 …… 1
4 永享四年九月（一四三二）の地震 …… 9
5 寛永十年一月二十一日（一六三三・三・一）の地震 …… 9
6 元録十六年十一月二十三日（一七〇三・十二・三十一）の地震 …… 9
7 宝永四年十月四日（一七〇七・十・二十八）の地震 …… 10
8 正徳四年三月十五日（一七一四・四・二十八）の地震 …… 17
9 正徳四年十二月二十七日（一七一五・二・一）の地震 …… 19
10 享保三年七月二十六日（一七一八・八・二十二）の地震 …… 19
11 享保十年七月七日（一七二五・八・十四）の地震 …… 30
12 寛延四年二月二十九日（一七五一・三・二十六）の地震 …… 37
13 寛延四年宝暦一年四月二十五日（一七五一・五・二十）の地震 …… 37
14 天明二年七月十四日（一七八二・八・二十二）の地震 …… 39
15 寛政三年六月二十三日（一七九一・七・二十三）の地震 …… 40
16 文政二年六月十二日（一八一九・八・二）の地震 …… 40
17 天保十二年三月二日（一八四一・四・二十二）の地震 …… 40
18 弘化四年三月二十四日（一八四七・五・八）の地震 …… 42
19 弘化四年三月二十九日（一八四七・五・十三）の地震 …… 168
20 嘉永五年十二月十七日（一八五三・一・二十六）の地震 …… 168
21 嘉永六年二月二日（一八五三・三・十一）の地震 …… 169
22 安政一年十一月四日（一八五四・十二・二十三）の地震 …… 171
23 安政二年十月二日（一八五五・十一・十一）の地震 …… 187
24 安政五年三月十日（一八五八・四・二十三）の地震 …… 187
25 明治十九年（一八八六）七月二十三日の地震 …… 188
26 明治二十三年（一八九〇）一月七日の地震 …… 188
27 明治二十四年（一八九一）十月二十八日の地震 …… 190
28 明治二十五年（一八九二）九月九日の地震 …… 193
29 明治二十七年（一八九四）六月二十日の地震 …… 193
30 明治三十年（一八九七）一月十七日の地震 …… 194
31 明治三十三年（一九〇〇）七月二十五日の地震 …… 196
32 大正一年（一九一二）八月十七日の地震 …… 197
33 大正七年（一九一八）十一月十一日の地震 …… 197
34 大正八年（一九一九）三月二十九日の地震 …… 201
35 大正十二年（一九二三）九月一日の地震 …… 202
36 昭和十六年（一九四一）三月七日の地震 …… 210
37 昭和十六年（一九四一）七月十五日の地震 …… 210
38 昭和十八年（一九四三）十月十三日の地震 …… 220
39 昭和十九年（一九四四）十二月七日の地震 …… 221
40 昭和三十九年（一九六四）六月十六日の地震 …… 222
41 昭和四十年（一九六五）八月三日～の地震 …… 225
42 昭和四十三年（一九六八）九月二十一日の地震 …… 228
43 昭和五十九年（一九八四）九月十四日の地震 …… 231
44 昭和六十一年（一九八六）八月二十四日の地震 …… 233
45 天明三年七月（一七八三）浅間山噴火 …… 234

1美濃・飛騨　天平宝字六年五月九日（七六二・六・九）
北緯三五・六度　東経一三七・三度　地震の規模七・四

一〔南佐久郡史〕
天平宝字六年五月信濃、飛騨、美濃等の国、地震い、損せられたる者の内、家なき者に朝廷より穀二斗づつを給わる。（続日本紀）

二〔小県郡史〕（注・右と同内容につき省略）

三〔上伊那郡史〕　同右。

四〔善光寺縁起四〕　長野市
大風震動不破寺塔事
仁王四十七代大炊天皇御宇（号淡路廃帝）天平宝字六年壬寅四月二十四日　大風吹起大地震動
水内郡神社仏寺堂塔拝殿人民等之私宅、及至樹木皆悉無残破壊顚倒八十余所也、而間諸仏像雖損亡、於善光寺精舎少無有破壊、故上自太上天皇下至田夫野人無不帰依渇仰、御繁昌自上古至未来際、此仏菩薩威徳不可称計者也
（注・五月九日の地震のことと思われる）

2信濃　承和八年（八四一）
北緯三六・六度　東経一三七・八度　地震の規模六・七

五〔屋代記〕
五十四代仁明天皇承和八年辛酉二月信濃国地震一昼夜九十四度墻屋倒頽（しょうおくとうたい）公私共損す。

六〔上伊那郡史〕（注・右と同内容に付省略）

3信濃北部　仁和三年七月三十日（八八七・八・二六）
北緯三六・六度　東経一三八・一度　地震の規模七・四

七〔信濃史料　第二巻〕
宇多天皇
仁和四年戊甲　西紀八八八
五月大　丁酉
八日、信濃国地震アリ、山頽（くず）レ、六郡ノ人屋流没ス、尋（つ）イデ詔シテ使者を遣ハシ、賑恤ヲ加ヘシム
「日本紀略　前編二十」
五月八日　信濃国大水ありて、山頽れ河溢る。
「類聚三代格十七　赦除事」
（前略）去年七月三十日、坤徳（こんとく）静を失し、地震いて災を成す。八月二十日亦大風洪水の沴（れい）あり。前後重害に遭うもの三十有余国なり。或は海水迄溢（はんいつ）して、人民魚鼈（ぎょべつ）の国に帰し、或は邑野（ゆうや）陥没して、廨宇（かいう）蛟龍（こうりゅう）の家と変ず。呼嗟猪沢（ちょたく）の功未だ成らず。象耕（しょうこう）の期奄（にわか）に至る。辺氓（へんひん）を顧念（だねん）して、誠に中懐を軫（いた）む。朕忝くも薄徳を以て丕（おう）いに洪基を承け、内には岵（こ）に陟るの慟（なげき）を纏（まと）い、多く谷に臨むの危を惕（おそ）る。重ねて今月八日信濃国山頽れ河溢れて六郡を唐突し、城廬地を払って流漂し、戸口波に随って没溺す。百姓何の辜（つみ）ありてか頻（しき）りに此の禍に罹る。徒（いたず）らに首を疚（や）むの歎を発す。宜しく手を授くの恩を降（くだ）すべし。故に使者を分遣（ぶんけん）して、就いて慰撫（いぶ）を存せしむ。宜しく詳かに実覈（じっかく）を加え、勤めて優恤（ゆうじゅつ）を施すべし。其の災を被ること尤も甚しきは、今年の租調を輸する勿（なか）れ。所在に倉を開きて賑賃（しんとく）し、其の生業に給せよ。もし屍骸の未だ斂（の）めざる者あらば、官

埋葬をなせ。此洪沢（こうたく）の美を播（は）き、朕が納隍（のうこう）の心に協え、主者施行せよ。

仁和四年五月二十八日

「日本三代実録五十」

仁和三年、秋七月三十日辛丑、申の時地大いに震動す。数剋をふるも震猶も止まず、天皇仁寿殿に出で紫宸殿の南庭に御す。大蔵省に命じて七丈の幄（あく）二を立てしめ御在所となす。諸司の倉屋及び東西京の盧舎、往々顚覆し、圧殺せらるる者おおく、或は失神頓死するものあり。亥の時亦震うこと三度、五畿内七道の諸国同日大いに震い、官舎多く損す。海潮陸に漲（みなぎ）り、溺死するものあげて計（かぞ）うべからず。その中に摂津の国尤も甚し。夜中東西に声あり、雷の如きもの二。

八月壬寅朔、昼夜地震うこと二度、二日癸卯、昼震うこと三度、四日乙己、地震うこと五度なり、五日丙午、昼地震うこと五度、夜大いに震う。京師人民盧舎（ろしゃ）より出でて衢路（くろ）に居る。

「扶桑略記廿一」

仁和三年七月三十日辛丑、申の時、地大いに震う。数刻止まず、天皇仁寿殿に出で、紫宸殿の南庭に御す、大蔵省に命じて七丈の幄ニを立てて御在所となす。諸司の舎屋、往々顚覆し、圧殺せらるるもの多し、或は失神して頓死するものもあり。同日亥の時、又震うこと三度、五畿七道諸国同日大いに震い、官舎多く損す。海潮陸に張り、溺死する者勝て計うべからず。其の中摂津国尤も甚し、信乃国大いに山嶺崩し、巨河溢れ流れ、六郡の城盧地を払って漂流し、牛馬男女の流れ死する者丘を成す。

○本書、信乃国以下ノ文ヲ仁和三年七月三十日ニ係ケタルハ誤ナルベシ。

八〔屋代記〕

五十八代光孝天皇仁和三丁未年七月晦日、申の刻より亥の刻まで、信濃国六郡地震、水内・高井・埴科・更級・佐久・小県大いに山崩れ、山川溢流城盧地を払い、男女牛馬悉漂流、丘となると云々。

九〔上伊那郡史〕（注・右と同内容に付省略）

十〔小海町志川東編〕

小海の命名由来についてのくわしい文献はないが、吉田東伍博士の大日本地名辞典には、平安朝時代の佐久八郷（後出）のうち、このあたりは青沼（あをぬ）郷に属していて、ここに多くの湖沼があり海ノ口、海尻などと共に小海の名も生れたものと書いてある。小海町の土村・除ケ田圃・大州河原・根古屋・中村・本村が湖底であったという伝承は地形地質からみても肯づける。小海湖について地方史研究家の菊地清人先生は、地質学や考古学から考証して、小海湖の発生は三期に分けられると説いている。そして第一小海湖は新生代第四紀のころであろうという。この時代は八ケ岳の火山群がさかんに噴火活動をはじめた時代で、その噴出溶岩流は泥流となって千曲川谷や相木川谷に流れこんだ。これが冷却し凝固した岩が現在この地域に多く見られる集礫岩である。しかしこの第一小海湖の発生が今から二千万年から三千万年前の事とすれば、おそらく現在の小海町の地形からは想像もできないほど大きな湖であったと思われる。

第二小海湖は八ケ岳火山活動がやや衰退期に向い、荒船火山帯が壮年期の活動をつづけていた時代である。北八ケ岳に一大噴火があり、その噴出溶岩泥流が小海町宮下から八千穂村高岩を結ぶ線で千曲川を遮断して、現在の東馬流から以南にかなり大きな湖が発生した。勿論相木川流域の小海谷も湖底となり、満々と水が湛えられたのである。それは今から約五万年以前の洪積世といわれる地質年代である。昭和二六、七年ごろの日本の考古学者は千曲川源流地帯の野辺山原に約一万年以前に人間の住んでいた遺蹟（馬場平・中原・矢出川北の三遺蹟）を発見している。いわゆる無土器文化時代（プレ縄文）である。学術

的調査はされていないが、小海町御所替戸からも野辺山の三遺蹟の出土品と同じナイフプレードやミクロリス等の黒耀石の打製細石器が出土している。或はこの地区にも約一万年前に人間が住んでいたのかも知れぬ。洪積世の第二小海湖はその後高岩あたりの湖尻が欠潰して千曲川が生れ、次第に集磈岩地帯を開折・浸蝕しつつ降下し、各所に小段丘や舌状台地を残しながら、ほぼ現在に近い峡谷的地形が形成されたのであろう。

第三小海湖は歴史的時代に入いり、今から千七十六年前の仁和三年七月三十日（宇多天皇代）に、長雨のあと地震を伴う一大暴風雨のため根石岳の東方（天狗岳だともいう）が大欠壊をし、その山津波が小海町土村のウケバンテイラ（ウケ場の平）から風穴山に激突して、千曲川・相木川を堰きとめた。菊地清人先生はこれを「根石岳崩れ」と名づけている。

昭和二十年八月土村風穴山の北に続く卒道峠の堀割工事をしたところ、根石岳くずれの泥流に薙ぎ倒された老木が、いずれも東北方に倒れたまま埋没しているのが発見された。この第三小海湖の地域は土村の下屋敷・向畑・除ケ・大州河原、中村の根古屋・下田圃・中村境、本村の古屋敷・まあれい・森下・はぱ・東田・ばっぱ・シオンテイラから川又あたりまでを湖底にした。御所替戸・海神社の台地を洗う湖の水は、島沢谷（親沢川）の奥ふかくまで湛えられたであろう。史書によってはこの根石岳くずれを、仁和四年（八八八）五月八日としている。また八ケ岳の硫黄岳（みかあぶり）の東北方が崩壊し、その泥流は小海町八那池の下の深山（シタノミヤマ）で千曲川を遮断し、現在の海尻・海ノ口を水底とする大湖が生れたという説もある。そしてこの時の山津波が、古代八ケ岳文化圏に属していた豊里牧場・松原稲子にあった縄文式文化時代の住居跡を被覆したものと言う。このことは隣村八千穂村の松井、南牧村野辺山等から出土する縄文式の土器の破片や石器が類似の地形にあり、等高線に位置する松原湖周辺から、あまり発見されないことによっても推測される。仁和三年に発生した第三小海湖は、約一世紀で土村のうけばんていらと卒道間の湖尻が欠壊し、湖盆は小さくなり、解消を早めたという。

（中略）

野沢町中島儁吉（しゅんきち）氏の所蔵する古地図、戦国時代「佐久諸城図」には、松原湖とは別に、相木川と千曲川の合流点に小海湖が描かれてある。村の名は下村とあるが今の土村であろうか。平賀成頼領のころとあるだけで、作図の年月日が詳記されていないのが惜しまれる古地図である。

一一〔小海町史川西編〕

九世紀の終りに、千曲川沿岸の住民に大きな災害が降りかかった。特にこの地域の人達にはひどい災難だった。それは仁和四年（八八八）という年に、おそらく地震をともなった大雨によって所々の高山に山崩れが現出したであろう。そのうちでも地盤の弱い北八ケ岳に被害は集中し、天狗岳の崩壊物は山つなみとなって大月川の溪谷に押し出し、南牧村と旧北牧村の境、字下の深山で、秩父古成層の岩盤に突きあたって千曲川をせき止めた。ここで流れをはばまれた泥流は、現在の大月川下流の北側に安山岩を含む多数の流山を形成した。この山間に猪名湖・長湖・臼子池・うずら取池・ずみ木の池・おして海・その他多くの湖沼、いわゆる松原湖々沼群を現出させ、川の南方に砂土の多い稲子田圃の扇状地帯が成生したのである。

せき止められた千曲川は、下の深山以南に地図のごとき一大湖、仮称「南牧湖」を形成し、なお泥流は余勢をかって約三キロの下流相木川をせき止め、仮称「小海湖」の現出を見たのである（図1）。

「類聚三代格」には「重ねて今月八日（仁和四年五月）信濃国山頽（くず）れ、河溢れて、六郡を唐突し、城廬地を払って流漂し戸口波に随って没溺す。」とあり、その他の史書にも仁和三年から同四年にかけて、全国にわたって地震・大風・洪水が頻発し、とくに四年五月八日の震災では、信濃国の被害が甚大であったと記録されている。これ

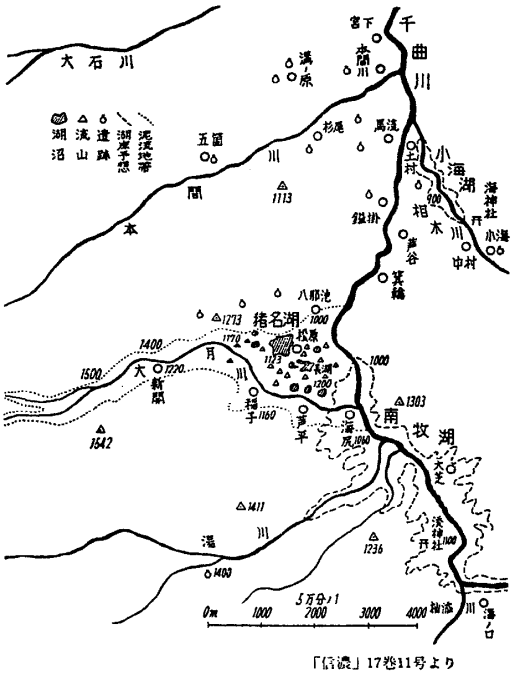


図1　大月川泥流付近の図

らの文献を通じてうかがわれる山抜けをしたという信濃の大山とは、どの地方の山に当るだろうか。川水があふれて被害六郡におよんだという、その六郡は、佐久・小県・更級・埴科・水内・高井であろう。巨川とあるのは、この六郡を貫流する千曲川でなければならなくなる。その被害の直接原因をなしたとみられる大山は、八ケ岳に求むべきである。すると山抜けになりやすい最大の山は、地盤が弱く、大雨のたびに崩壊して山肌を露出している前記の北八ケ岳であろう。この裏付けになっているのが、北八ケ岳の一つである天狗岳に源流をもつ大月川流である。

　杣添川（そまぞえがわ）・湯川・本間川・大石川諸川の流系は、八ケ岳から東北に向って千曲川に合流しているのに、ひとり大月川のみ下流約二キロの地点から進路を東にとっているが、もっとも他の諸川とおなじ方向に流れていたのが、自身の押出した流山の、特に字御所山のために進路をはばまれて、現在の流系を構成したものである。

　それ以前は、字からもの立から猪名湖のほぼ中央を流れて、字藤島から八那池字上の平あたりで千曲川に合流したのであろう。

　このときに下の深山でせき止められた水勢のいかりは、海の口部落の下方に及び、そこに祭神は諏訪系でありながら、社名「港神社」（注・湊神社か？）が氏神として奉建されている。また、せき止められた相木川の水勢は、中村・木村部落あたりまでを湖面となし、そこに祭神はイザナギ・イザナミの両神で、社名は「海神社」が鎮座している。海神社はもと神仏両道の熊野権現社であったが、明治初年神仏分離のときに、海神社と改称したという。だがそれ以前に水にゆかりの社名があったことに起因したのであろう。木村部落の東光山松源寺の院号「海岸院」も気にかかる名称である。話はすこしそれたようだが、仁和の災害は菊地清人氏と鷹野一弥が力説している。特に菊地氏は「松原湖はいつごろできたか」で、一万年ないし五万年以前に大月川泥流が発生したという地質学者にいどんでいる。

　仁和の山抜けは、大月川のみでなく、北八ケ岳に源流をもつ本間川・大石川にも押出したものと思う。千曲川流系で巨石が累積しているのはこの三川のわずか六～七キロの間にすぎない。

　災害当時の住居も、川岸に近かったであろうから、一瞬にして残らず洗い尽されたものと思われる。泥流の奔馬の勢が真正面に見える位置に当る箕輪の神は、小海原へ逃げ上ったという伝説があるが、こうした余裕のあった人達の小数が生き残っただけであろう。

　地表が洗い去られた跡に、南牧湖・小海湖はもちろん、流山の間に前述した十数個の湖沼が、山肌もあらわな周囲の山やまを映した景色は、想像に絶するものがあった。南佐久郡誌に、「寛弘八年（一〇一一）八月三日、海ノ口以北の湖、字下の深山に於て欠壊、沿岸の被害多し」（出所不明）とあるが、溶岩にあらず火山灰土の泥流でせき止

めたのであるから、両湖とも湖命はそう長くはなかったことはうなずかれる。

（中略）

大月川泥流が扇状地帯を造った最末端に芦平があるが、この部落地内から直径一・五メートルにもあまる樹木が立木のまま出土している。これも仁和の災害であろう。くどくどしく仁和の被害を書いてきたが、北牧地域のほとんどの村がこの災害以後に発生したことを裏付けたかったからである。

二

〔長野県南佐久郡　松原湖湖沼群の生成年代の考察〕

猪名湖（松原湖）・長湖を中心とした大月川泥流地帯の湖沼群の生成年代はいつごろか、まず地質学者の説を見ることにする。

（中略）以上三氏は、火山の爆裂による泥流のため松原湖とその周辺湖沼は生成されたもので、沖積世末の約一万年前に形成されたと説明されている。（中略）

かくのごとく地質学者は大月川泥流の流出を説明されているが、筆者は、左の点からこれらの説に対して問をかけるのである。

(1) 大月川泥流地域にはローム層が形成されていない。
(2) 泥流中の埋木が若く、湿地帯の植物の炭化度が低い。
(3) 湖岸の進出がほとんど現われていない。
(4) 縄文・弥生・土師・須恵などの遺物が出土しない。
(5) 湖沼に関する地名が多い。
(6) 洪水で住居を転じ、また、山抜の伝説がある。
(7) 条里制の遺構が南佐久郡の千曲川の沿岸にない。
(8) 文献の裏付けがある。

ちなみに、松原湖とは猪名湖・長湖・大月湖（人造湖）その他周辺の湖沼の総称である。（中略・内容は前出〔小海町志川西編〕とほぼ同じ）

この洪水と崩壊とに関係があると思われる文献は左記のごとくである。

(1) 類聚三代格巻十七赦除事
(2) 日本紀略前篇二十
(3) 日本三代実録巻五十
(4) 扶桑略記第廿一

（(1)～(4)までの内容は省略、前出〔信濃史料第二巻〕を参照せよ）

(1)と(2)は、信濃国大水を仁和四年（八八八）五月八日のこととしているが、(4)は、(3)の記事を承けて、仁和三年七月三十日のこととしている。この場合、(1)・(2)の記事を採るべきで、(4)は信濃国大水の記事を(3)の記事のあとに附したものと見られるので、誤りであることは明らかである。ただ、(4)の記事は、(1)の記事よりやや描写が細かであり、特に「大山頽崩」「巨河溢流」としていることを注意したのである。いずれは、(1)のほかにも源拠とする史料があってのことと推考したい。

仁和三年から同四年にかけ、全国にわたって地震・大風・洪水が頻発しており、特に四年五月八日の震災では信濃の被害が甚大で、朝廷は租税を免じ、慰撫している。これらの文献を通じてうかがわれる崩壊した信濃の大山とは、その地方の山のことであろうか。川水が溢れて被害六郡に及んだとするその六郡は、佐久・小県・更級・埴科・水内・高井であろうし、巨川とあるのは、この六郡を貫流する千曲川でなければならなくなる。したがって、その被害の直接の原因をなしたとみられる大山は、千曲川の上流佐久郡下の山岳のうちに求むべきであろう。山抜けの可能性の最大の山は、地盤が弱く、大雨のたびに崩壊し、山肌を露出している北八ケ岳と思われる。これを裏付けているのが北八ケ岳の一つである天狗岳に源流をもつ、いわゆる大月川の泥流である。

○

大月川泥流が千曲川を堰き止めたとしても、それは熔岩流でなく、火山灰土の粘着力の弱い土質によったものである。もし、五万年から

一万年以前に堰き止めたものとすれば、湖沼に縁故のある地名が残るほど、歴史時代に及ぶ長年月にわたって湖形を保つことが可能であろうか。また、欠壊しなかったとしても、上流から流下する多量の土砂のために、半世紀を出ないうちに湖形は跡をとどめなくなってしまうであろう。なお、南牧湖・小海湖とも今、その湖岸線と思われるところをたどっても、湖棚の発達の跡をとどめないほど湖水の消滅は早かったのである。

終りに附加したいことは、大面積にわたればともかく、小面積の大月川泥流の上層に旧ローム層が形成されていたとしても、河川、または風のために洪積世層のえぐられたあとへ、大月川泥流が流入することもあり得るということである。

一三〔仁和三年（八八七年）信濃北部の地震に対する疑問〕

一、まえがき

理科年表〔東京天文台編（一九七八）〕には、仁和三年七月三〇日（八八七年八月二六日）に南海道沖（M八・六）と信濃北部（M七・四）の二つの大地震が記載されている。

この信濃北部の地震から約一〇〇〇年後には、著名な弘化四年（一八四七）の善光寺地震（M七・四）が起きており、いづれも長野市付近が震央とされている（図2）。この両地震は、北信地域の歴史的地震であるばかりでなく、宇佐美（一九七七）にみられるように、わが国内陸の同じ地域の大地震は約一〇〇〇年の間隔で反復している三事例のうちの、一例にもされており、史料地震学的にみても興味ぶかい。

このうち、古い方の信濃北部の地震に関しては詳細不明であるが、「扶桑略記」が典拠とされている。同書の記述が、善光寺地震の被害と似ていることによるようである。しかし、この記述は、南海道沖の大地震を伝える記事の中にあり、信濃北部で起きた別個の地震と判断するには、多少の難点があるようにもみられる。このような理由からであろうか、この史料は武者（一九四一）の「増訂大日本地震史料（第一巻）」には採録されていない。また、「理科年表」に〝信濃北部の地震〟として記載されるようになったのは昭和三七年版〔東京天文台編（一九六二）〕からである。

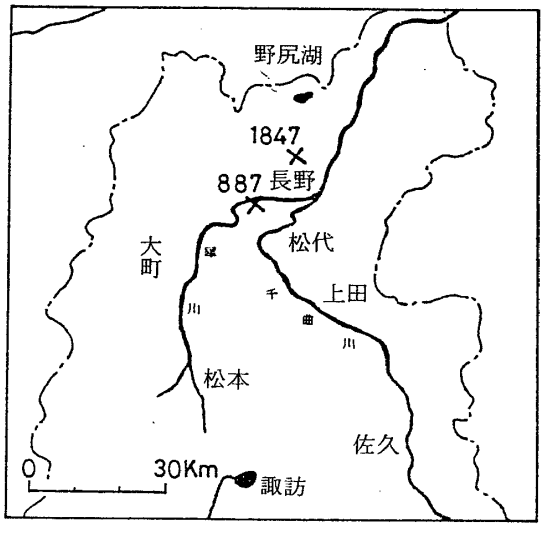


図2　理科年表による仁和地震（887年），善光寺地震（1847年）の震央

最近、筆者が兼務する松代地震センターでは、長野県に関係ある古記録、古文書、地方誌など、多くの地震資料を収集する機会を得た〔長野県防災会議〕（一九七八）、松代地震センター（一九七九）〕。その際信濃北部の地震に関しては、とくに留意した地震の一つとして注意ぶかく資料収集を行ない、本稿で紹介するような貴重な新史料を入手した。以下、各関係史料に基づいて、筆者の考え方について述べる。

二、従来の史料

(一)「扶桑略記　第廿一」

信濃北部の地震の被害概要は、「理科年表〔東京天文台編（一九七八）〕」によると、「山くずれ、河を塞ぎ、のち決壊して大洪水となり北部六郡で被害、流死が多かった。」とある。この出典にあたる「扶桑略記」には、次のように記されている。

（中略・前出〔信濃史料第二巻〕 1ページを参照せよ）

このように、仁和三年七月三〇日、いわゆる南海道沖の大地震で、京都で諸司の社屋及び東西両京の民家が多く倒れ、圧死者多数、津波が沿岸を襲い溺死者多数、とくに摂津国の浪害が大きかった。また、信濃国では大山崩れ、巨河溢流して六郡で被害、流死が多数あったことなどを伝えている。

この記事について今村（一九四八）は、南海道沖の地震でも、信濃あたりに大山崩れを起きないとは限らないが、安政元年十一月四、五日の東海道及び南海道沖の大地震では、目立つほどの山崩れはなかった。しかも、記事にみられる信濃国の被害のようすは、弘化四年の善光寺地震の時と似ていることなどをあげ、善光寺地震と同じ場所で起きた同じ性質のものである、と指摘している。このような見解が、信濃北部の地震の根拠になっているものと考えられる。

これと似たようなことが、善光寺地震を伝える〝かわら版〟のたぐいにもみられる。例えば、「弘化丁未信濃国大地震山川崩激之図」〔相原（一九六八）〕の説明文に、「（前略）嘗きく三代実録及扶桑略記　光孝帝御字仁和丁未大地震ふりて山崩れ川塞りわが国六郡ことごとく以て蕩尽と至今九百六十一年その地得て考ふべからず、今はた水災の及ぶ処殆六郡其害の大なるも亦仁和の記の如しと、何ぞはからん千載の後如是一大変に遇むとは誰か又鑑ざるべけんや、（後略）」（句読点は筆者による）と書かれている。

一方、上記「扶桑略記」の記述について信濃史料刊行会（一九六八）の編者は、〝信乃国以下の文を仁和三年七月三〇日にかけたのは誤りである〟と注記している。このことは、地震学的な立場からみると極めて重要である。

また坂本（一九七八）は、「五国史」の史料的価値の高さを述べている中で、〝同じ史書といっても、扶桑略記のようにしいて異説を集めたものとか……〟と、同書の性格についてふれている。

「扶桑略記」は、延暦寺の僧皇円（一一六九年死亡）の著といわれ、永久二年（一一一四年）ごろ書いたとされている〔小林（一九七九）〕。ししたがって、本稿では問題にしている史料は、仁和三年（八八七）から二〇〇年余り後に書かれたものと推測できる。その上、次に述べる「日本三代実録」と深いかかわりをもっている。

(二) 「日本三代実録　巻五十」

この史料は、「増訂大日本地震史料（第一巻）」にみられるように、南海道沖の大地震を詳しく伝える史料としては唯一のもので、次のようである。

（中略・前出〔信濃史料第二巻〕 1ページを参照せよ）

この内容からわかるように、前記「扶桑略記」の記述の中で、信濃国以下の記事を除けば、両史料は同じものとみてよい。この「日本三代実録」は、延喜元年（九〇一年）に完成しているので、「扶桑略記」は当然この記事を引用したものであり、その上、他の史料により信濃国以下の記事を付け加えたものと想像される。

「日本三代実録」は、奈良から平安時代初期にかけて順次編さんされた「六国史」中最後の勅撰の正史で、信頼度の高い史書といわれる。同書が対象としている期間は、天安二年（八五八年）八月二七日から仁和三年（八八七年）八月二六日までの約二九年間で、五十巻にまとめている。その撰修方針のなかで〝祥瑞・災異はみな取り上げて記載する〟とされ、二九三例の地震記録がある。これらは、「増訂大日本地震史料（第一巻）」に多数採録さ

れている。

(三)「越後年代記」

また、この史料には、「去年八月信濃国大地震に、火山を崩し、河溢れて当国川筋男女牛馬の死体流れて山をなす。」とある。この史料は、前記の「日本三代実録」と同じ南海道沖の大地震に関するものとして、「増訂大日本地震史料（第一巻）」に採録されている。また今村（一九四八）は、信濃北部の地震とする根拠の中で、「扶桑略記」と共に引用している。

なお、上記の記事からみて「扶桑略記」の孫引きではないかとも考えられるが、詳細は不明である。

三、新史料

(一)「類聚三代格　巻十七　赦除事」

まず、史料の記述から紹介する。

（中略・前出〔信濃史料第二巻〕1ページを参照せよ）

「類聚三代格」は、弘仁・貞観・延喜三代力格を事項別に編さんしたもので、朝廷の詔・勅・官符などを集成してある。これらは後世に伝えて、諸司の執務の用に供せられたものという〔坂本（一九七八）〕。

記述の初めの部分は、去年（仁和三年）七月三〇日に、いわゆる南海道沖の大地震があり、また八月二十日には大風洪水があり、両災害は三十余国に及んだとされている。八月二十日のことは、京都の被害記録である〔黒板・他（一九七九）〕。重ねて今月八日（仁和四年五月八日）には、信濃国で山崩れ、河溢れて六郡に大災害があったので、被災者を救済せよとの詔である。山崩れから二十日後の、五月二八日に発布されている。

このように、信濃国の山崩れは、仁和四年五月八日（八八八年六月二四日）に起きており、前年の南海道沖の大地震とは別の出来事であることがわかる。しかも史料の内容が、「扶桑略記」にみられる信濃国の山崩れの記事と、その要旨がよく似ている。おそらく「扶桑略記」は、「日本三代実録」に「類聚三代格」の内容の一部を付け加え、あたかも仁和三年の大地震で信濃国にも山崩れによる大災害があった如く書いた、著者の創作と考えられる。このことは、各史料の著作年代や信頼性からみても指摘される。

この「聚類三代格」には、山崩れの原因や場所の記述がなく、また被災地が六郡とあるだけで詳細は不明である。なお、この史料は、荒川・他（一九六四）の「日本旱魃霖雨史料」の、霖雨の部に収録されている。

(二)「日本紀略　前篇二十」

またこの史料には、「（仁和四年）五月八日、信濃国大水、山頽河溢」〔信濃史料刊行会（一九六八）、黒板・他（一九七九）〕とある。この史料でも、信濃国の山崩れを仁和四年五月八日としている。ただし〃信濃国大水ありて〃とあり、山崩れが気象的な要因のようにも記されているが、同書の性格からみて、前記「類聚三代格」の内容を簡潔に表現したものと推考される。

「日本紀略」は、編年体の史書で、編者や成立年代は不詳であるが、内容の信ぴょう性は高いといわれている。

上記の史料は、田口（一九四三）の「日本気象史料綜覧」にも収録されている。

四、あとがき

以上のように、「扶桑略記」にみられる仁和三年信濃国の山崩れ、河溢れ、六郡被害とある大災害は、「類聚三代格」によると仁和四年五月八日（八八八年六月廿四日）に起きている。この「扶桑略記」は、「日本三代実録」が伝える南海道沖の大地震の記事に「類聚三代格」の記事の一部を付け加えた、著者の創作とみられ、信濃国の山崩れに関しては、歴史上の事実とは考えられない。このことは、各史料の記述・著作年代・信頼性からみても指摘される。したがって、「扶桑略記」を根拠にしている仁和三年の信濃北部の地震は存存しなかったといえる。

「類聚三代格」には、山崩れの原因や場所の記述がなく、また被災地震を六郷とあるだけで詳細は不明である。史料に巨河溢れるとあることからみて、犀川か千曲川流域のいずれかの地方の出来事と考えられるが、想像の域をでない。また、時期がちょうど梅雨どきにあたるため、長雨か豪雨などの影響も考えられないことはないが、その裏づけとなる史料は見当らない。

なお、「類聚三代格」の史実が、南佐久にある松原湖の成因と関係があるとする鷹野（一九六五）の説もあるが、本稿では深く言及しない。（前出〔長野県南佐久郡松原湖湖沼群の生成年代の考察〕を参照せよ）

4信濃南部　永享四年九月（一四三二）

一四　〔熊谷家伝記〕○下伊那郡天竜村

永享四年子九月大地震にて、当村（旧神原村坂部、現天竜村）の内、子の角より巳の方へ長さ弐拾弐間割、巾壱間半に震割、村中の者大きに驚き騒ぎ合ける。

（略）

永享五年丑八月中、掃星出る。同年当村の岩下井戸の水代りて湯と成る。然に、其上方に去る地震にて震割たる所より、間弐間程の両方に能（よき）清水泉出ける故、幾久しく渇せず。水永く繁昌の為、源太夫護念して、一方は伊勢清水と號けて村中の精進井と定む。一方は常に用う筈に定む也。

5相模・駿河・伊豆　寛永十年一月二一日（一六三三・三・一）

北緯三五・二度、東経一三九・二度、地震の規模七・一

小田原付近で城・民家の破損夥しく、地割れ噴水もあり。死者一五〇人。箱根にて山崩れ、吉原でも潰家あり。熱海沿岸に津波あり。余震多し。

一五　〔松本市史上巻〕

寛永十年正月廿三日（注・廿一日の誤りか？）地震寅の下刻。同年五月五日越後地震。

6元禄地震　元禄十六年十一月二三日（一七〇三・十二・三一日）未明

北緯三四・七度　東経一三九・八度　地震規模八・二

房総半島で被害甚し。江戸・小田原で出火、死者多し。津波あり、四個の波が相次いで襲来し、相模湾沿岸・房総半島東部・大島・八丈島等で被害を受く。震後房州東岸で以前より一～四メートル程干潟となる（隆起によるものか、津波襲来前の引き潮によるものか不明）。流死者伊豆伊東で一六三人、房州小湊で一〇〇人、宇佐美で三八〇人、大島で五六人。小田原領内の死者二三二七人、震災地を通じて潰家二〇一六二、死者五二三三人、牛馬死五〇七。

一六　〔小県郡史余編〕

元禄十六年十一月二十二日地震す。下之郷九戸倒れ、宮の池厚凡七寸ばかりの氷皆破砕せらる。保野村二戸下本郷一戸倒さる。

一七　〔上田市史　下〕

元禄十六年十一月二十二日上田地方強震あり、所々破損の所多く、塩田下之郷潰れ家八軒馬一疋死し、保野村二軒、下本郷一軒あった。

一八　〔伊那谷の災害と凶作〕

（元禄）十六年十一月当地方に大地震あり、潰家もあり（中略）我我の祖先をなやましたのである。

一九〔赤須上穂舊記録抄〕（右と同内容に付省略）

7宝永地震　宝永四年十月四日（一七〇七・十・二八）北緯三三・二度　東経一三五・九度　地震の規模八・四

表1　宝永地震（1707年）における長野県下の被害

地名	被害
松島	道路所々欠崩れ
山本・竹佐 ※	家数約435のうち潰家約300、半潰55、死者5
飯田	潰家70（含土蔵）、半潰168（含土蔵）
市田村	道路破損7間ほど、川東で山崩れ
高遠	城の壁、石垣破損
諏訪	潰家多し、城の石垣破損
松本	人家損害
南・北安曇郡	潰家多し
下之郷 ※※	潰家2、傾斜12
松代※※※	家中・町家潰80、死者あり

※　山本村誌に「当時の飯田町の町年寄山村氏の役用日記に記載されてあるもので、山本与次衛門の話しを日記にしたもの」とある。

※※　小県郡誌に宝永2年10月4日とあるが、4年の誤りか？

※※※　松代町史に宝永4年9月4日とあるのは、10月の誤りとみる。

南海道沖で発生したわが国最大級の地震の一つ。家屋倒壊範囲は、東海道から中国、九州に及ぶ。津波あり。震災地を通し潰家二九〇〇〇、死者四九〇〇といわれる。

県下の被害は表1のとおり。潰家は北安曇郡や松代にも及び、とくに山本・竹佐一帯（現飯田市）がもっともひどかった。松本では中町・飯田町・博労町にて人家損害・川北（女鳥羽川北）はさほどでもなかった。高島藩では同年一一月七日、城の石垣修理（破損八ヶ所）を願出ており、被害があったものと考えられる。下之郷（現上田市塩田町）では二十日間庭で炊事をしたという。

図3は推定震度分布である。この地震は、被害範囲の広さなどからみて、遠州灘沖と紀伊四国沖で起きた二つの地震ではないか、とも考えられている。

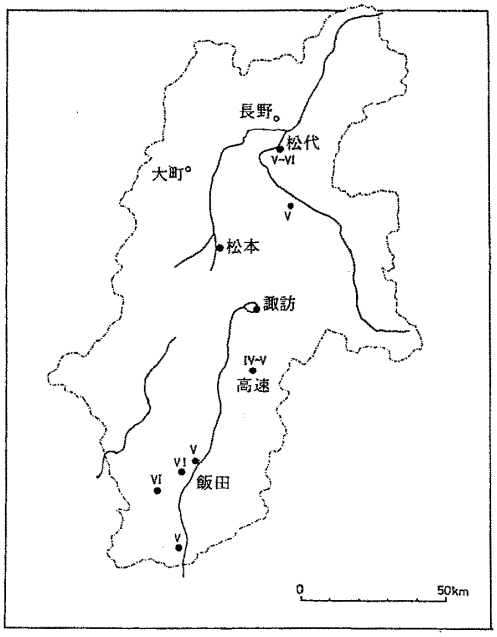


図3　宝永地震（1707年）における長野県下の推定震度分布

二〇〔家老日記〕○松代

十月四日

一、今昼八ツ上刻地震仕候
御城内御別義無御座候、尤御曲輪之内破損高田加兵衛見分致申聞候様申付候、町方潰家見分書付持参候様金井源五右衛門・寺内権右衛門方へ申渡候、則見分書付持参今暮時江戸へ申上

一、山中山抜其外人馬別儀無之候哉早々人遣相改可申聞旨村田茂左衛門・孫内彦五郎申付候、御郡中へも相廻候処足軽八人手寄附人申付六手ニいたし相廻候由両人申聞候、山中へも外ニ六人足軽申付

十月六日

一、前曲輪地震ニ付家塀破損之書付片岡戸左衛門持参

一、去四日地震付御郡中別儀も有之哉と足軽郷目付ゟ相廻候処何之相替儀も無之由尤人馬別儀無之、山抜等之義も無之由村田孫左衛門・孫内彦五郎口上書持参、明日江戸へ申上

一、地震付御城下寺院破損候書付金井源五右衛門持参、明日江戸へ申上

十月八日

一、今夜中御飛脚罷り出去四日昼八時過より地震、五日朝六時過余程強致地震候付候御当番故大手御番所江両度被遊御出候由申来候、御上屋敷・御中屋敷御別条無御座由申来

二一〔品々覚書〕○松代

品々留

一、宝永四亥ノ年九月三日（注・十月四日の誤りか）松代大地震肴町より中町石町人家不残ゆり潰

二二〔松代町史下巻〕

宝永四年九月（注・十月の誤りか）四日八ツ時に大地震が起った。而して松代の家中及び町家の潰倒せる家屋が八十軒の多きに達し、其数は不明であるが死者もあったという。此年十一月東海道に大地震起り宿々の被害夥しく、領主真田伊豆守も手伝を命ぜられ、其費用を支出する為に家中は残らず半知お借りとなり、百姓にも百石に就いて五両宛の割合にて負担金を上納せしめた。依って十万石領内の百姓大に困窮し、同五年の正月十二、十三の両日に亘りて騒動を惹起するに至った。同年冬より翌六年二月下旬迄は籾相場が拾両に五十八、九俵大豆七十俵なりしも三月には急に騰貴し籾六俵大豆廿五、六俵となった。

二三〔法蔵寺史〕○上水内郡小川村

（前略）この十月四日大地震があり、関東、東海の被害ことに甚大なるものがあった。宝永四年は春夏秋の三季とも地震があり、ついに十月の大地震、十一月の富士噴火となったのであろう。寺記の録するところによれば、六月廿五日北小川村川手区奈良尾地籍大抜けにて、四百名（馬曲組）の人足を動員し人家を掘り出させたとあるが、この大抜けも宝永地震に因るものではなかろうかと推察されるのである。

二四〔更級郡誌〕

宝永四年九月（注・十月の誤りか）四日昼八ツ時地震

備考　此地震東海道甚しく、此年富士山噴火せり

二五〔河辺家文書〕○松本市埋橋

松本町地震につき拝借籾配分覚

地震ニ付拝借御籾之割

高五百俵

町方本崩家〆百七拾八間

此籾三百五拾六俵　但し小間壱間ニ籾弐俵宛

町方半崩家〆百七拾三間

此籾百四拾四俵　但し小間壱間ニ籾四斗一升六合壱分八才

宮村町分ノ覚

一、籾二拾俵　本崩家小間拾間分

一、同拾三俵壱斗五升八合八分八才　半崩家十六間分

二、口籾合三拾三俵壱斗五升八合八分八才

（宝永四年）

亥十一月十七日　物集女平八

玄関

庄屋

与兵衛殿

二六〔河辺家文書〕○松本市埋橋

宝永四丁亥十月四日未ノ上刻松本大地震に付人足覚

宮村町家数五十七人内役人引残五十五人

内本崩家三人、半崩壱人〆四人、引残五十壱人

外によろいすまい難成家十八人、此外引残三十三人

右三十三人の人足を四日ノ晩方めいさい出し崩家取除□宿居あわせ不申分は翌日出し候

右三十三人の人足を壱人にて一日つつ出し右のよろひ候家六日七日八日九日十日までになおし町並にすまい申候

（後略）

二七〔松本市史上巻〕

震、宝永四年十月八日昼八ツ時地震、古来始めての強震と云う。中町、飯田町、博労町人家損害を蒙る、川北は左程にも無し、翌月迄小震続く。此時大阪大損害の由。

二八〔東筑摩郡・松本市・塩尻市誌第二巻歴史下〕（注・右と同内容に付省略）

二九〔中土誌〕○北安曇郡小谷村

宝永四年十月四日未の刻、大地震が起り家屋が倒れるところが多かったが、白昼のため人畜には死傷がなかった。しかし、八十の翁も前代未聞という。

三〇〔南安曇郡誌〕（注・右と同内容に付省略）

三一〔諏訪高島城〕○諏訪

なか六年おいて宝永四年の願書「口上覚」には、

大手門外艮ノ方石垣一カ所、本丸子ノ方多門台石垣一カ所、丑ノ方石垣一カ所、艮ノ方櫓多門台石垣折り廻わし一カ所、二之丸乾ノ方二ノ門左右石垣二カ所、丑ノ方待屋敷角石垣一カ所、三之丸亥ノ方三ノ門脇石垣一カ所計八カ所

が孕んだり崩れかけたりしたというものであった。藩主忠虎はそれにつけて

信濃国高島城石垣破損修復絵図面をもって願い奉り候通り御座候、且つまた大手櫓門一カ所並びに本丸門左之脇多門一カ所、只今までのし葺きにて御座候、末々勝手にもよく御座候間こけら葺きに仕りたく存じ奉り候、此段窺い奉り候御指図遊ばされ下さるべく候

以上

十一月七日　諏訪安芸守

と願い出て、その九日付で許可がきた。いかにも早い処理だった。

三二〔諏訪史料叢書二七〕

（諏訪家譜）

一、同年十月四日諏訪大地震城内城外大破十一月十八日城修覆ニ付奉書来

三三〔追分宿本陣問屋文書〕○軽井沢

信濃国佐久郡　市川孫右衛門御代官所
軽井沢宿通り筋町長サ六町廿間
家数百拾壱軒
五拾軒　御伝馬役
五拾軒　歩行役
壱軒無役問屋
壱軒同　庄屋
壱軒同　帳付
三軒同　馬指
弐軒同　跡先木戸守
壱軒同　寺屋敷
弐軒同　同門前
右十月四日地震ニ付寺社町屋共潰家大破小破人馬損シ怪我仕候者無御座候　以上
亥十一月十六日
軽井沢宿
問屋㊞
同所　庄屋㊞
同所　年寄
十人㊞
宛所
（端裏書）
「如此書上候
土屋市左衛門殿
佐藤市左衛門」

三四〔追分宿本陣問屋文書〕○軽井沢
信濃国佐久郡　市川孫右衛門様御代所
追分宿通り筋町長さ五町四拾八間
家数九拾五軒
五拾人　馬役之者
五拾人　歩役之者
壱人無役　問屋
壱人無役　庄屋
壱人無役　帳付
三人無役　馬指
壱カ所無役浅間山仙洞寺禅宗
弐ケ所諏訪（注・訪か）大明神　氏神之宮
右十月四日地震ニ付寺社町家共潰家大破小破人馬損シ怪我仕候者無御座候　以上
（宝永四年）
亥十一月十六日
追分宿　問屋　市左衛門㊞
同所　庄屋　庄左衛門㊞
同所　年寄　市之丞㊞
（以下九名略）

三五〔土屋家文書〕○北佐久郡立科町
信州佐久郡芦田宿
牧野周防守領分
一、高千六百三拾八石弐斗六升六合　芦田宿
是ハ先御代々ヨリ地頭役相勤め罷有候得共、四年以前申年従当御
地頭御伝馬宿故半役御免許ニ御座候
一、宿長サ五町拾間
四拾七軒　御伝馬本役
内三拾四軒　水呑小役
三軒　無役
寺社四ケ所
内

竜田山　光徳寺　禅宗
恵日山　津金寺　天台宗
高竜山　正明寺　真言宗
高井大明神　氏神宮
右ハ去ル十月四日地震ニ付宿中　寺社潰家大破小破人馬之損怪我人無御座候
以　上
芦田宿問屋庄や木問屋
伝左衛門
問屋　重三郎
宝永四年亥
十一月十六日
木問屋重左衛門
庄や　又左衛門
年寄　左次兵衛
（以下四名略）

三六〔小県郡史〕
宝永二年（注・四年の誤りか）十月四日地震、下之郷二戸倒れ、十二戸半傾斜す、屋内に火を焚かざるもの二十日、皆庭上に竈（かまど）す。宝歴十一年五月九日以来地震常に鳴動を伴う。

三七〔小県郡史余編〕（注・右と同内容に付省略）

三八〔神川村略史〕○上田　〃

三九〔信州のまほろば〕　〃

四〇〔上田市史下〕
宝永四年十月四日昼八ツ時強震ありしも、家中町分共に何処も別条なかった。此時松本城下では、家中町分で三百七十軒崩れ又松本城下でも被害が頗る大きかったと云う。
宝永六年地震あり。

四一〔海野町史〕（注・右と同内容に付省略）

四二〔役用古記録抄帳〕○飯田市上郷町
一、宝永四亥年十月四日地震覚
右地震ニ而、御城内大破追手之石垣崩、御門之戸不立、但矢倉之引物さかり御門之戸ヲ押ル御門不立故、為御番追手御門ノ外ニ小屋ヲ御立給人衆一人足軽衆二人。
昼番御詰　水野伊太夫殿
斉藤十郎左衛門殿
右御両人様かハるかハる御詰
一、追手鐘つき堂の石垣崩、依之時之鐘廿七日朝より太鼓に代ル、二、三日過鐘を追手内八軒蔵之向藪キハニつりニ而撞。御城内石垣不残崩、少ツツ疵不付ハ無、権四郎門石垣崩居所ツブレ。
一、山本家数弐百軒程之内つぶれ家百四十軒程と承竹佐六郎左衛門家もつぶれ、北方村庄三郎家つぶれ
山本村　松下日向守様御領
近藤宮内様御領
家数合、弐百廿三軒
内百五十九軒　本つぶれ
五十五軒　半つぶれ
死人　五人
右之通山本与次右衛門物語
一、御領分弐万石之内町在
本潰　三百十五軒
半潰　五十七軒
内町方　本潰れ　四十軒
半つぶれ　八十軒

又、小宮山金太夫妹死人
又、松尾町弐丁目　政右衛門父死人

四三〔町方役用記録二〕○飯田市上郷町

一、亥十月四日八ツ時大地震惣町ニ而五十軒潰家、八拾七軒半潰、土蔵廿七ケ所大潰、九拾八ケ所半潰、合弐百六拾弐ケ所自身番四人ニ而辻々ニ壱人ヅツ付ル、五日、六日、七日迄灯籠家並みニ出ス、其後五人組切ニ壱ヅツツ増し番壱人ニ成リ候、小左衛門様・市右衛門様御町御廻り

一、右潰家之者かせぎも不仕今日ヲ暮兼其上御町並之公役相勤申候義モ難成申候由ニ而、田町ニテ拾五人、大横町ニ而七人、松尾町ニ而十人、伝馬町二而壱人〆卅三人御助被下候様ニ水頭之者参リ吟味之上書付申上候ヘバ、御老中御了簡ニ而御米拾五俵被下候ニ付口数ニ而帳面見合相渡候口数〆百廿人上飯田村ヨリ米請取相渡ス

四四〔山本村誌〕○飯田市山本

（前略）そのうち特に著しいことの一つに宝永四年の大地震があった。これは当時の飯田町の町年寄山村氏の役用日記に記載されてあるもので、町年寄の山村氏は山本の与次衛門からの話によって、これを日記に書き記したもので、その部分を抜書してみると、

（中略・前出〔役用古記録抄帳〕）山本……右之通山本与次衛門物語　までと同文）

とある。これによると、その時の山本・竹佐一帯にわたる地震の災害は非常に大きなものであったことが窺われ、また郡下はもちろん一般的に大地震であって、その被害の大きかったかも想像される。

四五〔宝永四年歳中行事〕○市田村庄屋上原彦右衛門筆記

十月四日、晴天　朝庄右衛門ニ被頼、代かきに行、次右衛門之門ニ而、伝兵衛、彦五郎ニ逢、孫右衛門行、午下刻申酉方より、大地震おびただしき事、近年希成事共也、我家ノ下道動リ破、長さ七間程、其ノ外、川東山々ノなぎ一同ニ方々崩、土煙四方に立ち見ゆる。同時ニ動止候、飯田町屋、土蔵等方々動崩申候、夜ニ入、久右衛門へ行、夜之内ニ二度、夜明ニ一度、昼七ツ時迄都合五日之夜明迄十度也

十月五日、七ツ時御寺へ行く四ツ時地震又五ツ過地震、飯田町屋、五拾軒程、蔵八拾ケ所程動崩之由聞

十月六日、今日モ弐度、動申し候少しづつ成

十月八日　夜七ツ地震寿る

十月九日　夜るに入リ久作へ行く地震一度、今日弐度成

十月十三日　地震一度

十月十四日　今日地震一度

十月廿四日　地震る

十一月十一日　夜九ツ時地震寿る

十一月廿三日　夜明方にも地震、四ツ時迄三度動、五ツ過より未ノ刻迄辰ノ方何回ともなく、山なり雷のごとし、何之鳴共定めがたく皆人肝をつぶし候、夜五ツ時より又つよくなり出、夜明迄なり申し候、世人心安まず終夜表ニ臥し惴（おそ）る也。夜る七つより、夜明ニ至り鳴止。夜ハ丸雪少しづつふる。

十一月廿四日　夜五つ時地震寿る。夜九つ地震

四六〔大地震之記〕○下伊那郡下条村鎮西家文書

宝永四歳丁亥四日大地震覚

宝永四年亥ノ十月四日之八ツ時ニ何之方とも不知白雨の風ニ聞ルごとくひびき申かと存候処、追付事志づかにゆらゆらとゆり出テ段々とつよき地震其時人々不残火を志めし外江立出候得共立こたゑられず漸梯柱抔ニ取付立こたへ見候得共風通之木ニ大風之当ごとく梯抔もゆり落シ只一時程ゆり申候所々ゆりわれしを見候得共われ口三、四尺壱間程宛ゆりわれ前方水けもなき道などのわれ口へ水ゆり出候所も御座候当村ニ而も竜岳寺くり之分不残つぶれ申候飯田ニ而も家数百五、六

拾間（軒）潰レ申候其後も日々夜々二間もなく纔（わずか）之地震ハ同月廿六日迄ゆり申候扨其以後も五、七日ニ壱度程つづゆり申候又十一月廿二日之晩五ツ時分ニ少シつよき地震致し八ツ時分ニもゆり翌廿三日明方より五つ時分迄ニ少々之地震二、三度致シ同日九つ時分ニ東之方ニ而天とも不知地とも不知地迄ひびく心ろニ而なり渡り申候得共是ハ又地震かとこころへ人々飛出東之方を見候得共せい天ニ而世上雲見江不申候ニむらさき色なる雲少シ出其中より色志ろきいつも之様ニハ見へてよくよく見れハ雲とも不見右むらさき色なる雲より三、四間ながく出浪之やうに見え次第ニひびきつよく候得共なミのやうなる物もむらさき色成雲も段々大ニ見え申候追付ひびきも少宛止申ニ応（鰺カ）而雲も浪のやうなる物もちりもせす□の方江暮時迄ニ引込申候得共ひびきも透と無御座候又晩之五ツ時ニ□之ことくひびき段々つよくなり少シづつ間有てハひびき又間有てハなり出地之ひびき身ニ覚へ世間見候得共山抔も働き申候様ニ見え候山ハうこきハ不致候得共余りひびきつよきゆへうこく様ニ被存候翌廿四日明六つニ出右ひびき候方を見候得共四方天ともニはなれ山珍敷見江申候其山之様成中ニ洞々之有之様ニ見江御日之出るニ随而か（なカ）き山ニ雪之降かかりたるごとく見へ候昼ハ色白ク雲之様ニ見へ候時々姿替り大小ハ切々也翌廿五日之晩ゟ其かたニ而一時程づつ間有てハひかりつづいてハひかり申候世間えばっと光る事も御座候又其処斗り少しひかる事も御座候それより日々夜夜前方之ことくかわらず十二月三日迄見え候其後も少々之地震ハ折々致し又同月五日之昼時分ニ前度之やうに少しひびき日々一度程宛風にひびき鳴申候則八日之晩ニハ八つ時分ニ強クひびきわたり戸かべ抔もなり扨々珍敷被存候同十日ニハ余程の雪降申候右之一通只今迄申伝江にも不承候故為以後之印置候也　以上

右光り候ハ富士山やける由年を越え相知遠国へ焼砂降り候由也

宝永四年　　鎮西野村
亥十二月日　　清本花押

四七〔山論日記〕（注・右と同内容に付省略）

四八〔伊那谷の災害と凶作〕

（前略）更にやって来たのが宝永四年の大地震である。このことにつき熊谷家伝記は次のように記している。

宝永四年九月十二日近年の大風にこれ有るよし、其前八月十九日にも大風是の如し。両度の風にて諸作一向取れず。云々。十月四日大地震。此節伯父庄右衛門満島へ用事有って当家に一宿し、四日之昼過ぎに福島へ出、金田氏へ立寄、暫く休息して未ノ剋に移る時分に松島通り満島へ行かれる筈にて、福島に出ける処に、道に踏迷い、福島之上之松休所に出たれば、地震ゆり出し行けず。云々。（熊谷家伝記）

宝永四年十一日二十三日より同十二月十日迄、富士山焼る。砂烟り天に上り、日月を曇す事、間二十日に及ぶ。此節富士山に添て小山壱つ出る。是を宝永山と号す。云々。（熊谷家伝記）

又飯田世代記、飯田旧事記には次のように記されている。

宝永四年六月洪水、十月四日大地震、飯田にて潰家五十軒、半潰百軒、土蔵二十ケ所、同半潰六十八ケ所（飯田世代記）

貧乏人に御下米下され、潰家一軒に材木五本、縄十把領主下さる。（飯田旧事記）

また市田村庄屋上原彦右衛門筆記歳中行事（筆者蔵）には次のように記されている。

（中略・前出〔宝永四年歳中行事〕を見よ）

何れの記録もその頃の模様を伝えてくれて有難く、これに対していちいち説明する必要もなかろうが、この時代の地殻は内部的にも移動を始めていたのではないかと思う。

四九〔高遠城の局地型地震考〕

一七〇七　宝永四・一〇・四

高遠地震、御城塀、石垣等破損これ有、清枚公大阪御下番御留守中に付き若殿より御届仰上られ候

五〇〔今は夢の世〕（注・右と同内容に付省略）

五一〔上伊那郡史〕

宝永四年九月（注・十月の誤りか）地震ありて潰家し、又富士山噴火し国中損害あり。

五二〔木曽妻籠宿書留〕

宝永四亥十月四日未上刻、大地震ニ而上方道筋損し申ニ付、東海道・京都・大阪御見分被成、御下り中山道、十一月十一日中津川御泊、同十二日昼妻籠江御越、下町ニ御駕籠立、中津川へ六郎左衛門曽衛門参候。

五三〔留帳抜粋〕○木曽

十月四日存江戸年寄衆へ御状内

一筆致啓上候今未刻頃地震仕候其御地別条無御座候哉、乍憚殿様奉伺御機嫌度以飛札如此御座候。

8　信濃北部　正徳四年三月一五日（一七一四・四・二八）

北緯三六・七度　東経一三七・八度　地震の規模六・四

姫川沿いの谷に被害。被害は表のとおりで、山くずれのため姫川が満水し、潰家の多くは流失したという。また、松本領内で全半壊三〇〇余、死者五六、死牛馬四六ともいう。長野で善光寺二天の石垣残らず崩れ、如来堂小破、石塔みな倒れた。松代では宝永四年の地震のときよりは震動が少なく、家屋の被害も軽微であったという（表2）。

表2　信濃北部地震（1741年）における長野県の被害

地名	被害
千国村坪の沢	山崩れあり　人家田畑没し死者30人
中谷村雨中	潰家　2戸
来馬村雨中	〃　4戸
〃宮本	〃　4戸
土谷村下り瀬	〃　6戸
〃由尾(虫尾か)	〃　2戸
四ケ庄（神城・北城・小谷・中土）の堀之内	〃　48戸　死者14人

五四〔北安曇誌〕

一七一四年（正徳四年）四月二八日の大町組地震の記録は、大日本地震史料によると次のようである。「此の日信濃国地震す。大町にて家屋の全潰半潰を合して三〇〇軒、死者五六人、死牛馬四六頭あり。」さらに新撰仁科記によると、

「正徳四年三月一五日夜亥の刻（午後一〇時頃）大地震あり、千国村坪光沢上の山岳崩壊して、人家田畑皆埋没し、男女三〇人、牛馬八匹死す。同時、四ケ庄（上城・北城・小谷・中土）の堀之内に於いて、人家四八軒潰れ、男女一四人、牛馬三六匹死す。同時、中谷村の雨中

に於いて四軒、土谷村の下り瀬に於いて六軒、同村虫尾に於いて二軒潰れたり。

「爾時、姫川濁水し、潰家多くは流出の災に罹れり」とある。当時の大町組はいまの大町市と北安曇郡のうち池田町と松川村を除いた全域に当たり、そのころの細分されていた村数で五四か村を総称した。このときの地震の詳細な記録はないが、被害程度からみてマグニチュードは推定六・四で、一九一八年（大正七）の大町地震をしのぐものである。震源は小谷村南部にあったと考えられる。

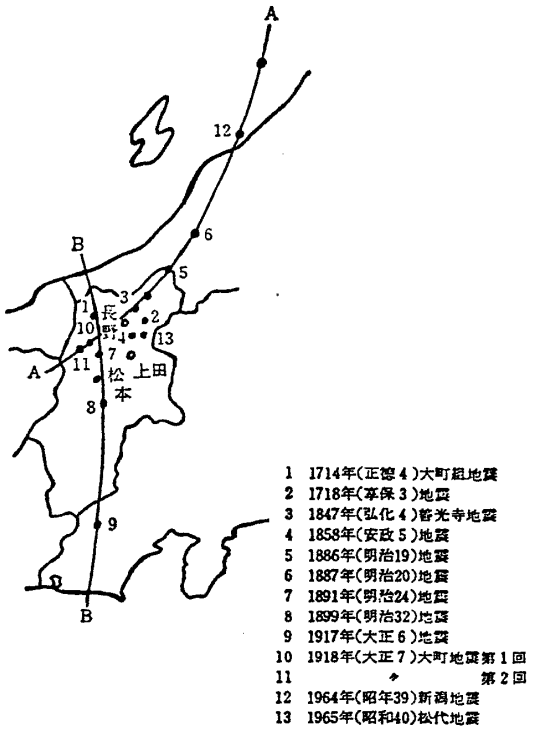


図4　長野県付近の震源分布図

五五〔南安曇郡誌〕（注・右と同内容に付省略）

五六〔中土誌〕　〃

五七〔法蔵寺史〕○北安曇郡　〃

五八〔本邦大地震概表〕○北安曇郡

新撰仁科記ニヨルニ

（略・北安曇誌参照）

大町字大原町瀧澤重吉氏所蔵ニカカル元禄年間ノ松本領地図ニヨルニ、当時大町組ト名ケタルハ、現時ノ大町附近ヨリ高瀬川以東北安曇郡ノ北部全般五十四ケ村ヲ総称セラルモノニシテ、正徳四年ノ地震モ大町組ニ関スル変災ニ外ナラズ、即チ大町平地、木崎、中綱・青木三湖ヨリ姫川流域ニ亘ル峡谷中ニ於テ、青木湖ヨリ越後国界ニ及ビテ震災ヲ生ジタルハ山腹崩壊ノ結果ニシテ、人家倒壊ノ最モ多カリシハ堀之内ナリシガ如シ、震源ハ青木湖ヨリ北々東二里半ニ存セシナランカト推セラル。

五九〔松代町史下〕

正徳四年三月十五日夜の五ツ半という時刻に大地震が起った。宝永四年（一七〇七）の地震に比すれば震動が少く、従って家屋の被害も軽微であった。同地震は半時（約一時間）ばかりの間に四度震動があり、善光寺二天の石垣此時東より西迄残らず崩壊し本堂も破損し石塔の如きは殆んど悉く倒れて了ったという。

六〇〔長野市史〕

正徳四年三月十五日、夜五ツ半時地震す。半時ばかりの内に四度、二天東西の石垣尽く崩る、如来堂少しく破損し、石塔皆倒る。

六一〔更級郡誌〕

正徳四年三月十五日夜五ツ時（午後八時）地震

備考　此地震同夜四ツ時（午後十時）再震安曇郡小谷四ケ庄大被害

六二〔上田市史下〕

正徳四年三月十五日地震があった。

此時松代では強震あり善光寺では石塔の全部倒れたと云うことである。

六三〔上伊那郡史〕
正徳四年三月十五日　安曇郡小谷四ケ庄大地震。
同年三月十五日　夜地震あり。（略）

9美濃大垣　正徳四年十二月二十七日（一七一五・二・一）
北緯三五・四度　東経一三六・六度　地震の規模六・二
大垣城の石垣所々崩る。

六四〔松本市史上〕
正徳四年十二月廿七日暁八ツ時前に地震あり。

10信濃南部・三河　享保三年七月二十六日（一七一八・八・二二）
北緯三五・三度　東経一三七・九度　地震の規模六・四
伊那郡遠山谷の満島村（現天竜村）諸木改番所全潰の上、山崩れのため埋没。盛平山（森平山）西方の一角崩れ、遠山川をせき止め、出山という山をつくった。のちに川が決壊し、南の三河の佐太村大谷までの間で五〇人余死亡。川路（現飯田市）で一名埋没死。飯田城下の長久寺の唐門潰れ、城中にも損所多し。高遠で城の内外、待屋敷等破損。高島城でも被害があったか（?）。同年九月城の石垣修理を願い出ている。図5に推定震度分布を示す。
三河・遠江で強く、淀城小破、松本・江戸・日光・伊豆で有感。松本では十数日余震を感じている。

六五〔駒場村文書〕〇下伊那郡阿智村
乍恐以書付奉願候御事

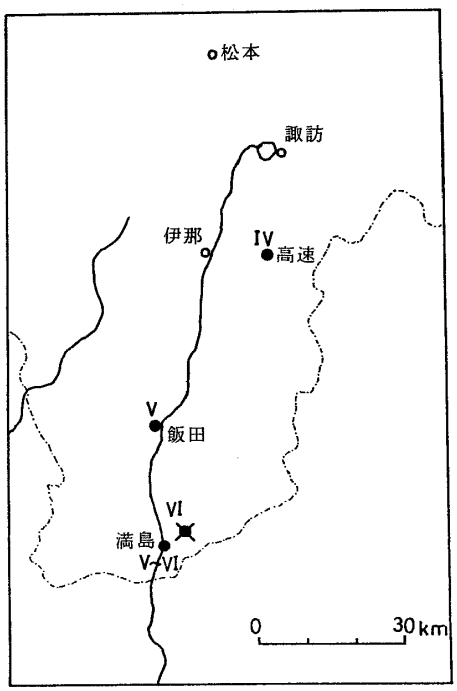


図5　美濃大垣地震（1715年）における長野県下の推定震度分布

一、信州伊奈郡駒場村六百六拾壱石之所、去ル七月廿六日大地震ニ而家数六拾四間（軒）之処三拾貳間（軒）潰ル。残リ三拾貳間大分破損し申候。尤馬屋・雪隠等茂大方相潰し申候ニ付、百姓迷惑仕候。殊ニ当年者前方旱ニ而御座候処ニ五月廿八日ニ雨ふり、田方植付候得共八月迄雨降不申候ニ付、田畑大分焼、田方も殊ニ不作ニ逢い、去年之半分ならでハ石米御座有間敷様ニ奉存候。其上ニ地震ニ而家潰る、小屋掛等仕候故、唯今ニ至給（たべ）申もの無御座、殊ニ田方石米以前とハ大分不足仕候而迷惑、御慈悲ニ如何様ニも御救ニ被下置候様ニ奉願上候御事
一、駒場村井水之儀大六岩野沢、市野沢裏ともニ四筋御座候処ニ今度之地震ニ而大分損し、百姓自力ニ難及奉存候間、御見分之上御慈悲井水掛候様ニ奉願上候、中々以百姓自力ニ難及御座候。然上者田地荒所ニ罷成候、百姓渡世送様茂無御座迷惑至極ニ奉存候。御見分之上右用水掛候様、下置候様、願上候御事
一、駒場村之儀者伊奈街道筋ニ而折節御武家様方茂御通被遊事候、度

度御座候場所ニ、木曽助郷被仰付、壱ケ年ニ入用七八拾両、年々掛リ、百姓共困窮仕候処ニ、此度之地震ニ而往来道橋等大分損し、殊ニ田地之内保田阿瀬欠崩御座候故、百姓手前普請大分御座候得者往来之道橋、用水等御普請百姓自力難及奉存候間、御了簡の上御慈悲ニ御入用仰付被下置候様ニ奉願上候、以上

享保三年戌九月

駒場村下町名主　清次郎
同所長百姓　喜兵衛
同所組頭　李左衛門

御代官様

六六〔大地震之記〕○下伊那郡下条村

享保三年戊戌七月廿六日乙酉日

大地震之覚

一、廿六日八時過ニ別而なりもせすにわかに夥敷地震余り急ニて火も消不合おとしてころびをきてハ又ゆりたをされようよう飛出見候へハ四方くらく成何のわきまいなくせめて火をしめさんと飛入水かけ潰家をハ屋ねをやふり火を消四方山を見候へハ大分ニはげくづれ地震ハ最前しづまれども地にひびき谷落大方しずまり候故当社（大山田神社）へ参見候ハ、拝殿潰社壇ハ別事これ無候私宅も半分潰立残り候分も戸かべ皆はなれそとにゐぎをはり火をたき五七日そとニ居住いたし候龍岳寺くり潰新井村ニ潰家三軒上川原酒屋潰吉岡ニも潰家弐軒合原上ノ原ニ潰家五六軒かべはなれ横木落之義ハ家毎ニ候

一、古城社壇損申候上中関駒場社半潰石之鳥井ニをれくづれ候

一、近辺田畑山々存之外之所谷落別而当村山内大分ニはけくづれ原山別而草山谷跡人通罷り成らず候井水打留メ田作痛申候

一、新木田村之内きび嶋と申所山落天流（天竜のこと）水を打留メ八時過より暮六時迄水少も通らず候故大嶋村へ水つかへ下ニてハ川跡ニ水一円これ無ゆへうをひらい候者も之有由川端ニ居候者ハとどまり候水一度ニ可参と前々大雨ニ茂別義無之者も家をしまいにげ申候然共一度ニハ参らず候

一、遠州てうなと申所ニ大石落込候由前々無之滝出来川たけ舟通路無之候諸事大分の義別而天流水打留メ候儀ハ後々ハいつわり之様ニ有る可き候得共全偽ニてはこれ無候少茂無疑為咄如斯ニ候

一、古城村（現阿南町）大沢へもうしろ山洞を超へむかいのつるね関昌寺林ふりひきをとし大成ふちでき水少も通らず川あとさんざんにゆりわれしわき罷り有り候八月十四五日比少水出壱日二拾四五間つつ通候

（中略）

一、右地震以後壱日二拾度程つつ地ニひびき少々地震八月十日前右之通りそれより壱日ニ弐三度宛少々地震有之候

一、御地頭　松平日向守様　御代官牧野与七殿　香取時右衛門殿　与七殿ハ竹佐御役所（現飯田市）ニ御勤時右衛門殿ハ御休足ニ高須（美濃国）江御越被成候地震為見分時右衛門殿江被仰付早速御越（ママ）与七殿と両方江御成御領内御検分被成候地震ニ而病人可有と御意被遊筒見寿慶殿と申御医者被仰付領内他領共ニ御薬被下置候

一、近村も大分ニハ候得共別而駒場、上中関、□□（判読不能）潰家八分残候家も横木落半潰候人死ハ七八人うちたをされ少あやまち仕者ハ数多候

一、飯田堀一学様御屋敷大分損シ町も潰家之有候二かいの土蔵、かたかり候斗三かいの土蔵残らず潰候椹（ママ松カ）川入江も人馬入込其日帰候者ハ少二三日中に漸々かへり候然共百人余死候由

一、右地震いつともなく壱日に一両度つつ二日ニ壱度三日ニ壱度之様ニ成段々やみ申候

六七〔佐々木家文書〕○下伊那郡阿南町

（前略）

一、七月廿六日八つ半大地震いたし弥七家之前へ引市太夫家ハほり出シ申候後山茂八家ハ貳間程うまり申候廿日ほり少取出シ申候いど水皆きれいなば、大平よりくみ古城ハつめのこしよりくみ中嶋ハとうすみ畑之下ニ少川ニ水たまりくみ申候

享保三年戌ノ七月

明ル亥ノ九月まで書留候

古城村喜平太

六八〔当七月地震ニ而そんし候場所御改帳〕○下伊那郡阿南町

（表紙）

「享保三年

当七月地震ニ而そんし候場所御改帳

戌ノ十月　古城村

如此上見様へ指上申候ひかへ」

一、横二百間　高百間

内

八拾間ハうしろ山粟野分引出シ古城分上田弐畝歩下田四歩うまり申候

残而

百廿間高百間古城村分城坂原畑壱反四畝歩山共ニ引出シ下田三畝歩中田壱畝廿歩うまり申候

右弐百間之内中田壱畝廿歩うまり候

吉原

一、長十間はゝ四間ふかさ五間程ニ壱つ

同

一、長五間はゝ三間ふかさ四間程ニ壱つ

岩下

一、長十間はゝ三間ふかさ五間程ニ壱つ　ふちより

同

一、長八間はゝ弐間半ふかさ四間程之ふち壱つ

右ハ本川通り此内干今ふちよりふち迄水むぐり川すぢ御座無く候うしろ山大ふち此間へ書上申候

いど沢なぎ

一、横五拾間高四拾五間

此場所ニ而二十二之男壱人馬壱疋うまり見へ申さず候

同所なき

一、横七間高廿拾間

つめのこしなき

一、横廿八間高三拾五間

同所はこれはひはり沢分6落

一、横廿間程高三拾間程

此下ニ而古城分下田壱畝分うまり申候

山口なぎ

一、横六間立八間

此場所下田十分川へかけ申候

おいのくぼなぎ

一、横弐拾間高三拾間

此場所原畑六畝十二歩なき引申候

嶋田なき

一、横五間高七間

此場所ニ而下田五歩川へかけ申候

おろ沢なき

一、横十間高六間

此場所ニ而上田十歩うまり申候

いちほらなぎ

一、横三拾間高弐拾間

此場所ニ而下田壱畝十三歩うまり申候
目かけなき
一、横三十間高十間
此場所ニて中田壱畝歩下田十五歩うまり申候
ほら木あらなぎ
一、横十間高廿間
此場所ニ而下田十八歩うまり申候
いもぢなぎ
一、横百八十間高五拾間
弥七郎前なぎ
一、横十五間高四拾間
此場所ニ而上畑壱畝廿歩かけ申候
弥七家下なき
一、横七間高四拾間
此場所道無御座候故上畑壱畝道ニ仕候
いちやなき
一、横十間高十弐間
此場所原畑弐畝四歩なき引申候
ひる田ほらなき
一、横八間高十五間
此場所原畑弐畝廿八歩なき引申候
大平辻なぎ
一、横十間高八間
此場所原畑十歩川へかけ申候
かま畑なぎ
一、横十間高四拾間
此場所ニ而年六十五男壱人岩ニ而うたれ相果申候
同やけ田なぎ
一、横弐十間高七間
此場上田廿歩うまり申候
一、うしろ山大ふち長五拾間横三拾間粟野村と境ニ而御座候ふかされ
申さず候
此義は清長ニハ前ニ書申候
那木数〆
弐拾ケ所
一、上田三畝歩　なぎつふれ
一、中田弐畝廿歩　同断
一、下田七畝五歩　同断
一、上畑弐畝廿歩　同断
一、原畑弐反五畝廿四歩　同断
右ハぢしんなきつふれ地御改ニ付如此帳物ニ仕指上ケ申候
以上

戌ノ十月

古城村庄や
喜平太
同村組頭
伊左衛門

原郡左衛門様
堀田代右衛門様

覚

家半つふれ
一、七間ニ五間之家　弥七郎
家半つふれ
一、五間ニ四間半之家　平之丞
つふれ
一、弐間三間之家　善助
つふれ
一、四間ニ五間半之家　市太夫

男　　なきうめ死人
一、弐人　　同断
一、馬壱疋
只今迄如此に罷り成り申候
田畑之義ハいまた反へつ見申義不成罷候　以上
古城村庄や
喜平太

七月廿七日
堀田清左衛門様
加藤述（述カ）右衛門様
如此七月廿七日ニ指上ケ申候

田方

山落□□め		下田弐畝十歩内壱畝十歩
上田十歩	弥七郎	川原なき落
山落いちほら		中田壱畝
下田壱畝十五歩	同人	なきをちほら木原
川原なき引		下田十歩
下田十五歩内五歩川原	同人	〃九畝廿九歩
山落吉原		上田弐畝廿五歩
上田弐畝歩	八左衛門	中田壱畝外壱畝九歩後つふれ
山落吉原		下田六畝四歩外十八歩後つふれ
下田四歩	同人	畑方
なき引嶋田		なき引家下道
下田五歩	喜左衛門	上畑弐畝廿歩
山落日やけ		大平辻なき引
上田十五歩	伊左衛門	原畑十歩
山落つめのこし		城坂
下田壱畝歩	同人	原壱反四畝
なき落岩下		内九畝　市太夫
		〃壱反七畝歩
		右田畑つふれ地ニ罷成申候　以上

市太夫　平之丞
弥七郎
喜平太
同人
平之丞

古城村庄や
喜平太
組頭
伊左衛門

戌ノ八月

牧野与七様
此通リ八月五日ニ指上ケ申候ひかへ
山口
一、中田壱畝廿歩　　忠四郎
当流
同所

一、下田十歩　喜平太
　なき引永欠
ひろ田ほら
一、原畑弐畝廿八歩　同人
いち道
一、原畑弐畝四歩　同人
おいのくほ
一、原畑六畝十二歩　忠四郎
　なき引永欠
　〆田弐畝歩
　畑壱反壱畝十四歩
　田畑〆壱反三畝十四歩
　戌ノ八月

古城村庄や
喜平太

此通り九月堀田清左衛門様へ指上ケ申候

日損白（田カ）われ改
一、上田三反八畝廿三歩　弥七郎
一、中田三畝十四歩　同人分
一、下田壱畝十八歩　同人分
　〆四反三畝廿五歩
一、上田三反八畝十二歩　平之丞
一、上田六畝十八歩　喜左衛門
一、下田十五歩　同人分
　〆七畝廿三歩
一、上田九畝廿三歩　喜平太
一、中田壱反四畝十五歩　同人分
一、下田壱畝十歩　同人分
　〆弐反五畝廿壱歩

享保三年戌ノ七月廿日ニ此通り下改いたし候

覚

一、四反三畝廿五歩　弥七郎
一、壱反壱畝十弐歩　平之丞
一、七畝三歩　喜左衛門
一、壱反弐畝廿七歩　伊左衛門
一、五反五畝六歩　喜平太
　〆壱町壱反壱畝三歩
　内
上田七畝（ママ）九畝十五歩
中田弐反五畝廿二歩
下田五畝六歩
　右之分白われニ而御座候　以上

古城村庄や
喜平太
同村組頭
伊左衛門
惣百姓代
弥七郎

戌ノ七月
牧野与七様

ひかへ

此通りニいたし御役所へ七月廿一日ニ平之丞に遣シ指上ケ申候

覚

上田拾弐石九斗壱升
反八反六畝弐歩

中田五石五斗五升三合
反三反九畝廿歩
下田三石九斗弐升七合
反三反五歩

覚

一、種八斗まき　八左衛門
一、同四斗五升まき　平之丞
一、同弐斗まき　市太夫
〆壱石四斗五升
但シ壱斗まきにてなへ数
大図三百程

当四月十八日之大水ニ而苗代流申候田所流残りなへ入申分右之通り不足仕候　以上
亥ノ
古城村庄や
喜平太
組頭
八左衛門
四月廿一日
堀田清左衛門様

六九〔田預ケ年貢高帳　享保三歳（年）戌三月吉日鎮西野村〕〇下伊那郡下条村

七〇〔地震損シ引ケ帳〕〇下伊那郡阿南町

七一〔地震損シ検地帳〕〇下伊那郡阿南町

七二〔信州伊那郡金野村山落書上帳〕〇下伊那郡泰阜村

七三〔古城村当七月廿六日地震ニ而損候田畑割付帳〕〇下伊那郡阿南町

七四〔古城村小検見所并ニ地震損所去ル未ノ当流御改帳〕〇下伊那郡阿南町

七五〔伊奈郡小野村田方酉年以来砂入川欠并地震ニ而損田当流引高帳〕〇下伊那郡阿南町

七六〔伊奈郡伊豆木村当辰秋前々地震荒并畑成改帳〕〇飯田市伊豆木

（表紙）
「寛延元
伊奈郡伊豆木村当辰秋前々地震荒并畑成改帳」
十月

地震荒
一、上田　五畝拾弐歩
此高八斗壱升
一、中田　拾七歩
此高七升九合
一、下田　壱畝六歩
此高壱斗五升六合
畑成
一、上田　四畝拾九歩
此高六斗九升五合
一、中田　四畝拾五歩
此高六斗三升
一、下田　弐畝七歩
此高弐斗九升
合高弐石六斗六升

右は当辰秋検見改之如此小帳遣之間以来申分無之様惣百姓立会可令割賦者也

辰
十月

在高須無印
斉藤清右衛門
不破武助 ㊞
伊豆木村（現飯田市）
庄屋中

七七〔文書〕○飯田市鼎町

一、享保三戊戌年七月廿六日也昼四ツ時（午前十時）ニ大ゆる此日より八月上しゅんのころ迄日々ゆる也人（ママ）ニて人々多ク死す難義成ルなり

七八〔文書〕○飯田市鼎町

昔シ

正徳五乙未ノ年六月十八日晩方七ツ半（午後五時）時松河大水円語沢大ぬけ山村河端筋大あれ田畑大ながれ未ノ年より四年目ニ大地しんゆる

七九〔飯田地方の地震と防災〕

飯田地方の被害

飯田城下の長久寺の唐門が潰れ、城中も損所多かった。飯田市上川路開善寺の過去帳によると、一名埋没死している。役用古記録帳によると、飯田領分中で死者一二人で潰家三五〇軒余半潰五八〇軒余と記されており、飯田地方の被害甚大であったことが明白である。（中略）役用古記録抄帳には次のように記されている。

一、享保三年戊戌七月廿六日、八ツ時過大地震七町ニ而、潰家四拾弐軒、半潰八拾軒長屋四軒本潰、池田町金右衛門妹年四才ノ書上八六才池田町甚五郎家潰相果申候、御領分中、潰家三百五拾軒余、半潰五百八拾軒余、人拾弐人、死馬六疋之由。

西筋ハ波合より此筋奥ハ吉田辺迄大潰。下筋ハ青筋より尾劦、三州、上筋江戸筋少々ゆり、別条無之由、当所御本丸御成内家中、町方夥敷ゆり申候。

一、自身番昼弐人、辻堅メ壱人、夜六人ツツ番所辻堅メ相勤申候、あんとう家並ニ出ス。八月五日より御免。自身番昼弐人、夜三人箕瀬口辻堅弐人、七町より勤、愛宕坂口六町ニ而勤、奥口馬場口、伝馬町、桜町より勤大工ハ御領ハ

公儀へ也所大工御免被成候、右大工之宿書付普請奉行衆へ八月九日差申上候

（役用古記録抄より引写したもの）

八〇〔千代村誌〕○飯田市

享保三年七月二十六日大地震があり、八月に出した野池の「書上帳」（大平久男氏蔵）によると、三〇戸の野池のうち、五戸は全潰し、あとの二五戸は破損したとあり、井堰、溜井、掛樋も六カ所とも破損した。地震はその後嘉永七（一八五四）年十一月四日にもあった。

八一〔開善寺古過去帳〕○飯田市

秋梧井葉信士　下川路古寺ノ七蔵二男七三男事大地震ニテ谷底へ
禅定門　埋却セラル　三十歳　同（七月）　廿七日

八二〔近世郷土年表〕○飯田市

飯田城中も損所多し

八三〔遠山峡谷に出山を造りたる享保地震史料〕○下伊那郡南信濃村

史料発見の経過

信濃南端の一山郷たる遠山のほぼ中央に和田宿がある。此所は旧秋葉街道の一駅にて徳川時代には秋葉詣りの旅人で非常に賑はった。今、

さびれたれども尚峡谷中最も繁華の地たるを失はない。和田宿のすぐ後に盛平山（森平山とも書く）がある。標高七一七米、赤石の峯つづきではあるが、群山とはかけはなれて特立せるまことに形のよい山で、どちらからも円錐形に見え、行人の注意をひく。この盛平山の西麓に和田城址がある。此の城は戦国の頃北遠地方にまでも其勢力を伸ばした遠山土佐守の本據であった所であるが、其の平場は今龍淵寺の境内となっている。城址の北西方には突出した一段低い平場があり、そこには一宇の観音堂が建って居る。この観音堂の裏手には直立四十尺の一大岩壁あり、庚申岩（こうしんがん）と呼ばれている。其昔遠山川は盛平山に接したるところを北より流れ来りてこの庚申岩に打ちつけ、そこには大きい淵に因んで起ったのであるといわれる。

ところが、ある時大地震があって盛平山西方の一角忽ち崩壊し、夥しき土砂岩塊を押し出し、すぐの麓を流れていた遠山川は堰ぎ止められ、それと同時に主峯から分離したる一山を現出した。これが即ち出山である。出山は和田小学校のすぐ北東方に聳（そび）ゆる小峯である。堰ぎ止められたる遠山川は漫々たる湖水となったが、それは一時に決壊し濁流は滔々として西方に向って溢流し、その際黒石山麓に於て一夜の中に廣い河原を作った。それが今の夜川瀬部落となった。以来遠山川は前よりは数町も西方に移動し、大体現在の流路をとることになったのであるという。此の地震の時、宿の片町家の五人は茶摘みに出かけて居たが落下し来る大岩石の下敷となって圧死し、その供養碑が残っていると。

私は去る五年十二月和田城址を調べる為に入峡した時、同市の酒井林蔵氏からこの話を聞いたのである。出土の出現と遠山川流路の変遷とは城地の地形に関係あるところであるから私は其の地震の起った年代をどうかして知りたいと思った。茶摘みの人々が圧死した云ひ伝えが残っている位だからあまり遠い昔ではなかろう。何か史料があるだらうという推定の下に、当時の校長福島豊君にそのことを依頼しておいた所、其後に至り、同氏に有力なる二通の文書を発見せられ、私もまた二三の史料を得て茲（ここ）に彼の出土を造成したる大地震の年代を確むることができたのであった。以下に掲げんとするものは即ちそれである。

（附）　福島君は出山附近の石塔をも調べてくれたが何れも碑面苺爛（こけむ）して文字読み難く、茶摘みに行って居て圧死したと伝えられる石碑は遂に見出されなかった。

第一　平岡村遠山実氏文書

乍恐以書付奉願候

信州伊奈郡遠山之内満島村諸木改御番所之儀、四十八年以前宮崎代官所之節相建、其節より私共先祖御扶置米被下置御番相勤り申候、然所去七月廿六日大地震ニ而御番屋石垣共、建家共ことごとく震潰し山崩ニ而押埋申候、満島御番所之儀ハ遠山山内相守竝（ならびに）信州御料私領山方より伐出候諸木天流川筏下し不残相改申ニ付、小艇壱艘御番所前ニ差置川通共ニ相改片時も明ケ申儀不罷成候ニ付、当分假小屋仕相勤罷在候間、御番所御普請被仰付被下候様ニ奉願候、則御入用仕様帳直段随分吟味仕差上申候、且又御番所ニ附来候三ツ道具、年久敷罷成段々損し申候所、此度之地震ニ而押埋折損し御用ニ相立不申候間、是又被仰付可被下候、小破之節ハ自分入用ヲ以修覆等も仕置候得共、此度之儀ハ自力ニ相叶不申候ニ付奉願候　以上

信州伊奈郡満島村御番所　　番人　遠山治郎兵衛

都筑藤十郎様

これは享保三年七月二十六日の大地震の為に、満島御番屋の石垣建屋悉く倒壊したる上、山崩れにて押つぶされ、且番所の威厳を示すために立てて置く三ツ道具（衝棒・刺又、そでがらみ）まで折れ損じたから、その再建再造を時の代官都筑藤十郎に出願した書面の写しである。満島番屋は或は白木改御番屋とも云い、徳川時代の初めに満島舟渡に設置せられ、天龍川下しの木材、荷物及旅人等一切を検査した所

で、番人は同村長野の遠山治郎兵衛（實氏の先代）と南の遠山五郎兵衛（林景氏の先代）とで代々勤め、前者は扶持、後者は二人扶持を給せられていた。

第二　和田村片町国吉氏文書

乍恐書付を以て奉願上候

私控地之内高拾貳石三斗四升四合目去ル四拾八年以前戌年七月大地震ニ而山落仕押埋候ニ付、其節御願申上候所引方被仰付難有奉存候、然ル所其節場所宜敷所起立候積ニ而右之内三石八斗八升四合目残高ニ仕置候間、其後起立候所、大風雨ノ節ハ石砂押出シ作毛押埋候得共、石砂除仕得者他之田地江参候間致方無御座年々物入多ク難儀至極仕候、依之拾貳年余御年貢辨納（べんのう）仕候ニ付甚困窮仕此上年貢上納可仕手立無御座候間、無是非奉願上候、御見分被成下御慈悲ニ引方被仰付被下置候ハバ難奉存候。以上

明和二年（一七六五）酉十一月

信州伊奈郡和田村

願人　兵次郎㊞

大草太郎衛門様

上中関　御役所

右兵次郎奉願上候通相違無御座候、御見分被成下御引方被仰付被下置候様私共一同奉願上候、以上

和田村名主

弥太郎

これは四十八年前（即ち享保三年）七月の大地震に山崩にて押埋めたる所を開墾したけれども、年々土砂が押出して来てこまるから、年貢を減らしてくれということを明和二年（一七六五）に歎願した書付の副本である。兵次郎は国吉氏の先代で、大草太郎左衛門は今の會地村中間にいた代官である。

第三　和田村龍淵寺過去帳

龍淵寺、享保五年に作った過去帳に次の如くある。

享保三戌七月廿六日地震ニ而寺大破、石橋不用致、雨落之石ニ用之也、八尺間石橋大町鎌倉小左衛門建立

第四　和田村龍淵寺客殿建立奉加帳

其第一ページに

享保三戊戌七月廿六日地震ニ而当寺大破遠山六ケ村諸旦那加記焉

龍　淵　寺

とあり。

第五　熊谷家伝記

「熊谷家伝記」は信濃の最南端なる神原村坂部の豪士熊谷氏の代々記でそれは全部で八巻より成る大部のものであるが、その第六巻から享保地震史料をぬき出すと次の如くである。

享保三戌年七月廿六日大地震。当村（坂部村）彦兵衛妻あさぶにて死、與平次妻はらびよりにて死、佐太村大谷（三河国）迄五拾人余、石に打レ死ス也、当七月之地震にて村々永引御願申上候へ共、当村之義小郷殊に人足諸入用等も可相勤力無御座候ニ付所々山崩石砂入之場所も御座候得共可成たけに出情仕起立可申候間御見分ニ不及之旨申上旨候得ば（以下略）

第六　大日本地震史料

（震災予防調査会報告第四十六号甲）

七月二十六日癸酉、信濃、三河、遠江、山城諸国地強く震へり。

續史愚抄

享保三年七月廿六日癸酉、地大動、五六年来事云〇基長卿記、尚房卿記、番衆記

月堂見聞集

七月廿六日、昼八ツ時地震余程甚敷コレ無候、昨日ノ地震ハ先年亥ノ年以来是程ノ事之無候、伏見領ハ殊ニ強ク、淀ノ御城モ少々破損仕候、東海道ハ、處ニヨリテ大小不同之有候

柳営日録

享保三年七月廿六日　未の中刻地震、　信濃国竝、遠江国ハ強シ

續談海

享保三年七月廿六日、信州大地震

結　語

以上の史料によって見ると、この地震は享保三年七月廿六日午後二時から三時の間（八ツ時、未之中刻）に起ったもので、翌廿七日午前四時から五時の間（七ツ時）にも可なり強い余震があったことがわかる。そしてそれは和田附近が最も強かった。山崩れがして出山をつくり、遠山川の氾濫によりて夜川瀬部落を作り以後其流路を変じ、龍淵寺の本堂は使用に堪えざるまでに大破し、満島の番屋は崩落した土砂に埋められた。其他人畜家屋の被害も多大であったこと推量に難くない。この地震は伊那山脈の西部なる飯田地方にも及んだことは明らかであるが、損害の程度は明かでない。而してこの強震は信濃の南部だけではなかった。お隣りの三河遠江も強震の部に属し、それはさのみ強くなかったことがわかる。して見ると震源は遠山であったのかも知れない。この問題の解決はその道の専門家にお願いしたいと思う。

八四〔南信濃村史・遠山〕

八五〔松本市史　上〕

享保三年七月廿六日昼八ツ半時地震、其後十数日余震止まず。

八六〔諏訪高島城〕

享保三年にも石垣の修理があった（関川千代丸氏史料）。本丸の土戸門入口辺の石垣、高さ五尺横一間ほどが崩れ、高さ八尺横二間ほどが孕んだ。関川氏の史料はこの年九月願出の扣書で、すぐ許可があったにちがいない。高島藩の場合はいつもすぐ許可されるのが例であるから。

（城主忠虎の妻が家康の曽孫に当る）

八七〔木曽妻籠宿書留〕

一、同（享保）三年戌七月廿六日ニ、大なへ妻籠村中田畑大分くすれ、家、蔵なと大分そんし申候、ぜん代ニ御座有間敷候、此代米小形金壱分、六升五合仕候、銭かへ五百五十文

八八〔関守〕○新潟県

廿六日　昼八ツ過地震

八九〔遠江国山住家文書〕○静岡県磐田郡水窪町

享保三戊戌年七月廿六日地震之事

（前略）

当地道はし御宮拝殿之前石垣崩仕候

九〇〔谷合氏見聞録〕○武州（関東）俣尾

同廿六日　七ツ時地震シバラクユル

九一〔川越市史　史料篇近世Ⅱ〕

（鍛冶町月行事記録）旧鍛治町名主北野家文書

一、廿二（ママ）日ハツ半時大分じしん仕候

弐三年ニなき大じしんニ御座候　同時ニ参州遠州信濃大地震　人馬過半損申候由　天竜川平地ニ成　渡シ舟無之由

11信濃南部　享保十年七月七日（一七二五・八・一四）
北緯三五・八度　東経一三八・一度　地震の規模六・一

高遠城の石垣・塀・土垣おびただしく崩れ、家中屋敷も大破。町家・在方は不明。被害記録を集約すると城に直接関係するものだけで五十五ケ所あり、表3(1)のとおり。高島城でも石垣崩れ、孕み等の損所多し。また、城内外の侍屋敷、郷村のうち三十六カ村（詳細不明）でも多くの被害があった（表3(2)）。

松本で大地震、上田・北安曇地方で強震。江戸有感。七月十八日午の中刻にかなりの余震あり。

表3(1)　信濃南部地震（1725年）における高遠城の被害

	カ所数	見付面積(㎡)	容積(㎥)	
石垣崩壊	41	497.8	500	
石垣の孕み		39.6		
土手崩壊	14	121.3	180	土手の下がり1カ所

池田（1976）による

表3(2)　信濃南部地震（1725）年における高遠城内外（侍屋敷）及び36ケ村の被害

	家屋			死傷	山崩れ	橋		土手・石垣崩れ(間)	田畑損(石)
	潰	半潰	破損			潰	損		
城内外(侍屋敷)	11	4	72						
36ケ村	348	521		48	20	3	13	5,060余	500余

注：昭和6年11月の南信日日新聞に連載の「南信地名考」(小平雪人の記事）による。多くの古文書によるが、出典については不明。

九二〔諏訪　高島城〕

享保十年の大地震は城にはたいへんな被害があった。修理の願書は見当らないが、許可状には、

以上

信濃国高島城
本丸寅方石垣折廻一カ所　卯方櫓多門台石垣一カ所
卯方櫓台石垣折廻一カ所　卯方石垣一カ所　辰の方石垣二カ所　午方石垣一カ所　午ノ方石垣折廻一カ所　未ノ方石垣折廻一カ所（三十一カ所略）
或は崩れ或は孕（はら）み或は崩れかけ候につき修補のこと絵図面朱引きの通りその意を得候、以て速やかに元の如く普請あるべく候
恐々謹言

享保十乙巳二月十五日

水野和泉守忠之
松平伊賀守忠周
松平左近将監乗包

諏訪安芸守（忠虎）殿

ということで、このときは江戸八丁堀の石屋八右衛門をたのんで見てもらったことが御用部屋日記にみえている。なお忠虎あてに、

今度領分地震の節城内大破に及び候ところ当地屋敷近年再度類焼の上当度領内水損かたがた修覆成りがたきにつき願いの通り金三千両拝借仰せつけられ候　恐々謹言

というありがたい借金ができた。忠虎の代には以上四回もの修補が許され、それも願出れば日時をおかず許可がきたし、最後にはその費用まで借用できたのは、頼水以降の忠勤もさることながら忠虎の妻が松平中務大輔昌勝（越前家）の女（むすめ）で、家康の曽孫に当り、母は秀忠の女というありがたい姻戚のおかげでもあったといわれている。当時幕府の姻戚ということはひどく羨望されたものである。

九三〔諏訪史料叢書　二十七〕
（諏訪家譜）
（享保十年巳）
一、同年七月七日諏訪大地震城中城外破損
一、同年八月廿六日在所地震付一ケ年分上ケ米仰付
一、同年十月廿二日地震破損為見分松平九郎左衛門被仰付諏訪へ着
同廿四日城内見分　廿五日発足
一、同年十二月九日為名代伊勢守被召登城之処地震ニ而城内及大破江戸屋敷両度焼失当夏水損旁ニ付金三千両拝借被仰付

九四〔信陽新聞〕○諏訪
（竜門紀伝）
山中氏の六代三郎右衛門利記は（中略）其他宝永四（一七〇七）年十月四日の大地震、同く享保十年七月七日の大地震等に当りても、其処置宣しきを得たり、後の地震に就て利記手記して曰く
一、享保十乙巳年七月七日午之中刻大地震、御城御殿向所々大損、天守其外石垣大崩、御家中屋敷大破損之御願被遊、見分として御代官、松平九郎左衛門殿御出御作事屋より湖手の方外通御見分、御通の道筋悪き所へは長板敷、有賀市右衛門々前御通、鵜飼伝右衛門屋敷前通行有之、御拝借金三千両仰付らる、其後高遠領より石切五六人も参り腰札にて出入、御堀へも石夥敷落ち候故、御堀の水溝（みぞか）へ石土取上げ、大熊郡右衛門屋敷より鵜飼伝右衛門前迄は土多く掲げ候故細道少有之、漸通り候様に有之候、石も夥しく入用之趣にて、諏訪にて大石共多く取り地車にて引申候、久々の御普請にて有之候、九郎左衛門殿御城へは入不被遊候、七夕の日より昼夢（夜カ）度々の地震にて、殿様にも御庭に仮御殿出来、昼夜右の御殿に被為入候、同月十一日十五日十八日又々余程強き地震有之候、久々之内昼夜何度之地震に有之候哉覚之申さざる程にて人人甚心支申候事に有之候、一入御城内之者は安心無事之事に候
とあり利記文筆に長じ「万代日記」を創す、凡そ郡内及家事の事細大洩さず、子孫又これを書続ぎて現系山中助蔵氏に至る（後略）。

九五〔南信日々新聞昭和六年十一月切抜〕○諏訪
「南信地名考(142)・(143)」　小平雪人
今回記者の入手した古文書、数十通の中で、既載の類の外に天変地ように関するものも尠（すくな）くないが、其中享保十年の諏訪に於ける左の震災記録は珍らしいものに属する。
◇
享保十乙巳七月七日午中刻強地震御城中御破損所左の如し
一、御本丸のかぶ木門西の方、多門台石垣塀共に残らず崩る
一、同所多門壁おつ
一、同所塀五十間倒る
一、同所かぶ木門東の方多門台石垣崩れ、塀破損
一、冠木門番所後折廻し塀、石垣残らず崩る
一、御本丸北之角櫓石垣共にくずれかかり、同所北より南の方多門廿一間半之内十一間石垣共に崩れかかる
一、同所より南の方多門破損、石垣間余くずれ、同所塀倒る
一、同所南之方多門破損
一、同所南之方塀、石垣五間くづる
一、同所南之方塀十三間程破損
一、同所東之方五間倒れ、石垣くづる
一、同所西之方多門破損
一、天守壁残らず破損石垣所々はらむ
一、御本丸之内座敷所々破損
一、同所長屋四間倒る
一、同所玄関前腰掛十三間崩れかかる
一、玄関脇東之方塀破損

一、御銭蔵破損
一、惣て塀際石垣所々崩る
一、二之丸石垣はらみ並に崩る
一、同所塀所々大破
一、三之丸御門、左右塀二十八間倒る。同所石垣はらみ並に崩る
一、同所番所破損
一、同所西の方川通り塀二十四間破損並に石垣崩る
一、大手御門壁落ち、北の方一尺余り曲る
一、同所御門左右塀四十間、内二十六間倒る
一、同所石垣十八間はらみ、八間くづる
一、同所御門外塀石垣共に三間くづる
一、同所櫓壁残らず破損
一、同所番所曲り、壁塀共破損
一、三之丸座敷並びに長屋塀破損
一、同所長屋一ケ所、塀一ケ所たふる
一、同所石垣三間崩る
一、同所多門十門、北の方へ三尺程曲り、石垣くずる
一、同所櫓残らず破損
一、城内外侍屋敷破損家八十七軒内潰家十一軒、半潰四軒

◇

郷村之内三十六ケ村破損之覚
一、倒家、三百四十七軒
一、半倒家、五百二十一軒
一、倒寺、一ケ所
一、川除土手、石垣共崩れ、五千六十間余
一、山崩れ、二十ケ所
一、岩崩れ、所々
一、往還道、数ケ所割れ所々崩る
一、用水、川々所々押埋む
一、落橋、三ケ所
一、損橋、十三ケ所
一、田畑之損じ、五百石余
一、怪我人、八人内男一人女七人
一、死人、四人内男三人女一人
一、怪我馬、十疋
一、損じ馬、七疋
右之通りあらましの分也

◇

此の享保十年の大地震は「日本震災年表」について調るに、他に記録のない所から見れば、或は諏訪地方が震源地であったかとも考えられるが、是はなお十分研究の余地あるものである。

九六〔高遠城の局地型地震考〕

少年の頃母が二階二十畳座敷の畳替をしたから、その上へ敷く渋紙を作るように言われて、倉から反古紙を一抱え持って来た。陽の長い夏休みの時である。それを貼っていくうちに大きな図面が出て来た。それが享保一〇年に起きた高遠城の地震被害調査の図面であった。

この幾年かのうちに吾家で度々地下落盤型の音響を伴う瞬間的地震を感じていて、これがどの辺迄影響しているか、高校か中学の先生に頼んで調べてもらおうかと思っていたが、前記の図面のあったことを思い出して、高遠城に直下型の局地地震があったのではないかと調べて見ることにした。

幸い六〇年の昔見たその図面が実家の筐底（きょうてい）から発見されて手元にあり、北原通男先生の採録や御指導を得て、一纏（まと）めして見たいと思う。

先ずこの年代に日本のどこかに地震があったか、或はこの地震が日本のどこかへ影響しているか、資料を手繰（たぐ）って、局地的であ

った証明をしてみたい。（中略）

続いて前述の享保一〇年の高遠地震の影響と見られる地震であるが、その被害は高遠城に比べれば微々たるものであり、ここに隣藩の記録を載せた次第である。

(七)　高遠古記録に掲載された地震

一七〇三　元禄一六・一一・二二・巳刻江戸大地震、御城内外御普請

（此の時高遠城も被害を受けている）

（建築便覧にあり）

一七〇七　宝永四・一〇・四

高遠地震、御城塀、石垣等破損これ有り　清枚公大坂御下番　御留守中に付き若殿より御届仰せ上げられ候

（此の時宝永山が出来る）

（建築便覧にあり）

一七二五　享保一〇・七・七　午中刻高遠大地震　物頭一人づつ、二の丸番所詰、其他役人御城に相詰め候

（此の時の被害状況は詳細記されている）

（高島城記録にあるが其他に記録、影響が無く局地型であったことが判る。）

一七四八　延享五・七・二六　未下刻地震強、御城破損、八月九日右地震につき、御城絵図牛越太郎右衛門へ仰せ付けらる

（この図面と被災記録が只今のところ判らない延享地震の資料がありましたら御教示願いたい）

高遠町誌一九頁より

地震　享保一〇年七月七日　略文集より

「ひる九つ七分　大地震ゆる。

御城内家中この他損じ、へい一三八〇倒れり。

同八月二三日までゆり、二の丸、からめて、ます形がけつぶれ申候。

町より人足七月一一日より出し申候。」

地震は地質学的に見て、構造地震はあり得るが、岩盤が極めてかたいので、震源地になった時以外はゆれ方は少ない。土砂くずれは長藤・藤沢・三義は堆積岩のためあり得るが河南・高遠地区の領家帯にはまずないと見てよいだろう。

（、の個所は？であるがそのまま転載）

(八)高遠城地震の被害状況　（図面　阪下親男氏蔵）

一七二五　享保一〇・七・七

信濃国高遠城当七月七日地震の節破損覚

一、本丸南方櫓門外東方土居留石垣、高さ七尺より二尺五寸迄横折廻し三間崩申候

一、本丸南方櫓門外西方土居留石垣、高さ七尺より二尺五寸迄横折廻し三間崩申候

一、本丸南方塀下土居留石垣、高さ五尺五寸海拾間二尺余崩申候

一、本丸南方櫓門内東方土居留石垣高さ七尺横一間一尺崩申候

一、本丸南方櫓門外東方土居留石垣高さ五尺より二尺五寸迄横五尺崩申候

一、本丸南西角櫓下石垣高さ五尺より三尺迄横折廻し五間四尺八寸崩申候

一、笹曲輪櫓門脇東方土居留石垣高さ四尺より二尺迄横折廻し五間所所崩申候

一、本丸南方櫓門内西方石垣高さ四尺横五尺崩申候

一、本丸南方櫓門脇東方雁木石垣巾一間長二間崩申候

一、本丸西方塀下土手横二間厚さ一尺崩申候

一、本丸南方塀下土居留石垣高さ二尺横九間所々崩申候

一、勘助曲輪下石垣高さ三尺五寸より一尺八寸迄横折廻し七間崩申候

一、本丸西北角櫓下石垣高さ三尺横折廻し六間崩申候

一、二の丸北方櫓下地形割横五間厚さ三尺土手下る

一、二の丸北方塀下土手横七間厚さ三尺崩申候

一、二の丸北方塀下土手横二間厚さ一尺崩申候

一、三の丸櫓門脇方雁木石垣幅八尺八寸長一丈一尺残らず崩申候
一、三の丸升形の内北方土居留石垣高さ六尺五寸より一尺七寸迄横折廻し九間三尺五寸残らず崩申候
一、三の丸東方堀端地形割横十一間厚さ一尺下手下る
一、三の丸升方の内南方土居留石垣高さ六尺五寸より三尺迄横折廻し七間四尺余残らず崩申候
一、三の丸櫓門脇南方土居留石垣高さ三尺横九尺残らず崩申候
一、本丸東方塀下土居留石垣高さ五尺五寸横三間半崩申候
一、本丸升方の内北方土居留石垣高さ一丈七寸より二尺迄横折廻し七間三尺残らず崩申候
一、本丸升形の内南方土居留石垣高さ一丈七寸より二尺五寸迄横折廻し八間四尺残らず崩申候
一、本丸櫓門脇南方雁木石垣幅八尺長さ三間損申候
一、本丸櫓門脇南方土居留石垣高さ七尺より三尺五寸迄横折廻し三間一尺崩申候
一、本丸櫓門脇北方土居留石垣高さ六尺横折廻し二間残らず崩申候
一、本丸東方塀下土居留石垣高さ六尺横折廻し八間三尺残らず崩申候
一、二の丸南方塀下土手横五間厚さ四尺崩申候
一、本丸南方塀端遍地形横割四間厚さ一尺土手下る
一、本丸南方塀下土居留石垣高さ二尺五寸横七間二尺雁木共に崩申候
一、本丸東南角櫓下（巽櫓）先土留高さ二尺五寸横二間一尺崩申候
一、馬場先門外南方土居留石垣高さ二尺横一間崩申候
一、馬場先門内北方土居留石垣高さ三尺横三間崩申候
一、法道院曲輪（くるわ）塀下土手南西角より北へ六間厚さ三尺崩申候
一、南曲輪升形の内北方土居留石垣高さ六尺五寸より二尺迄横折廻し三間二尺崩申候
一、南曲輪升形の内南方土居留石垣高さ六尺五寸横四尺崩申候
一、南曲輪升門脇南方土居留石垣高さ五尺より二尺迄横三間崩申候
一、南曲輪櫓門脇北方土居留石垣高さ一丈より二間迄横折廻し六間孕申候
一、追手冠木門脇北方塀下土居留石垣高さ五尺横八間崩申候
一、追手升形内北方石垣高さ一丈一尺横九尺崩申候
一、追手櫓門脇北方土居留石垣高さ七尺横三間崩申候
一、追手櫓門脇南方雁木石垣幅二間長さ二間崩申候
一、二の丸櫓門脇西方雁木石垣幅八尺長二間五尺七寸崩申候
一、二の丸櫓門内西方石垣高さ一丈五寸横折廻し七間二尺崩申候
一、二の丸冠木門西方塀下石垣高さ三尺横五間崩申候
一、二の丸九升形内東方石垣高さ一丈五寸横折廻し拾間一尺五寸崩申候
一、二の丸北方塀下土手横拾二間厚さ三尺崩申候
一、本丸東北角塀下土手横折廻し七間厚さ三尺崩申候
一、本丸東方堀端遍地形割拾七間厚さ二尺土手下る

◎以上の記録を再記して筆者はこの激しい地震の惨状を戦慄している。此の災害は近世の地震災害記録には殆んど見られない高遠城壊滅の大災害であったことを、町民の皆様に銘記して載きたいと思う。今年から丁度二五〇年前の大地震である。
又此の災害調も極めて緻密であって技術者の一人として敬服している。

(九) 享保の高遠城地震は局地的直下型の地震と考える。
前項の調査記録を集約すると、被災ケ所は、城に直接関係する文で五五ケ所ある。

石垣崩壊ケ所　四一ケ所　崩壊見付面積四九七・八平方米　崩壊した石の容積は約五〇〇立方米
石垣が孕んだ部分　三九・六平方米
土手崩壊ケ所　一四ケ所　見付面積一二一・三平方米　土手の下った所が一ケ所　崩壊した土手の容積は約一八〇立方米

高遠城の面積（祖　池田貞人の手記による）

城郭　二町二反八畝四歩

同　三町四反三畝八歩

本丸南曲輪九反九畝一一歩

この面積は五六、四九五平方米であり、この狭隘（きょうあい）な土地に前項のような大災害があったことは、近世地震の他の記録にはない強烈なものであって、現代のように測定器機もない時代であるから、恐らく震度七以上の激震の部に入るものと思われる。

高遠石屋で有名な石工が念入りに積んだ堅牢な石垣の被害が僅かに高さ二尺の石垣迄被害を受けていることは、恐るべき地震であったと思う。

茲（ここ）に不思議に感じるのは、この調査に建物の災害が無いことである。水平動の地震では震度六・〇位で木造家屋は倒れる場合がある。

之が上下動の場合は建物の重量が軽い木造では倒れることは少い。現在の地震に対する構造計算は総定量の二〇％が重心に水平に働く力を基準にしているが、重量の重い建物に上下動のきた場合、近代のコンクリート建築は自重の加速度を受けて一たまりもなく壊滅する。

従ってこの地震の性質は建物の被害が少いところを考えると局部的直下型の上下動の地震であると考えられる。

北原道男先生の資料によると「間もなく強くなり」と記されている従って地震の初動から数秒間に渉る長い時間の地震であったと思われる。

此の地震による被害が町方や在方に記録がない。北原先生御採録の中にも関連する町方差配のこと、藩役人の当時の動静は判るが、被災の程度が判らない。

若し記録がなくても僅か二五〇年前の出来事であり、町方在方に被害があったならば、民間伝承として一言位いは言い伝えられていると思うが、筆者寡聞（かぶん）にして此の辺の探研が出来ないが、近隣地方の被災が記録されていないからと言うて高遠城地震を局地型と決めてよいかどうか、後世史家の御検討を待つことにする。

この時高島城が幕府から三千両借りている。高遠城はこの復旧に幕府から借入したか自藩で支弁したか、こんな問題も関連する興味あることである。

(十)　地震史料（北原通男先生採録）

東京　青山勝郎氏蔵

享保十年七月七日

一、今日御礼後午之下刻地震、間も無く強く相成、御家中残らず御機嫌伺に罷り出候、御前は早々広庭に御出遊され、野陳組立　夜中御座遊され候

年寄中拙者（青山大膳）共相談、頭より無足の面々迄広庭へ出、夜中警向相詰られ候、翌八日六ツ半頃御城へ入られ候

御家中残らず御機嫌伺申され候

河野浅右衛門同日夜に入り江戸御使仰せ付けられ、道中三日積に帰る勘定にて金子七両相渡し候

一、御貸人足　足軽　一人　中間両人　駕籠　一挺　軽尻　一疋

一、夜中代る代る所々堅め相勤め候

一、年寄中拙者共、押通し相勤め候

御酒御菓子下され候　年寄中拙者共居所箱番所仰付られ候

一、広庭に罷り在り候面々御酒下され候

一、御城内石垣、堀、共外御家中屋敷大破

一、翌八日、三の丸内、広小路、新町（荒町）、久保川、板町、御見分遊され御出候、御機嫌良く御座候

一、地震御届、松平伊賀守様七月十日夕方市江三郎右衛門相勤候御書付なされ御見せ候

一、七月十八日　（余震の記録）

今年（ママ）ノ中刻地震致し候　去七日の地震より少々軽候これによって殿様御広庭へ御出遊ばされ終夜御座成され候　御家

中も残らず罷り在り候
翌十九日六ツ半時御馬に召され夫より御城に入遊され候

(十)

地震史料（北原通男先生採録）
高遠名主池上氏記録（池上とも子氏蔵）

廻状を以って御意得候
一、地震今以って鎮らず候に付、火の元の儀第一に思召され候間、称銘は念を入る可く候、此段支配の下々迄御申付候様にと御年寄中仰せられ候
一、今度の大変に付、例年御年寄より浄土寺（満光寺）御仏前に献ぜられ候燈籠の儀今年相止められ候、これによって指上げ来り候、御家中の儀も今年は燈籠指上げられず候儀は苦しからず思召候、夫共に勝手次第に相成るべく候、今以って静かならざる候に付、盆中いとなみの儀諸事に付、事品軽く取計い、燈籠香之火迄も共印し迄に致し滅候ようにとの儀に御座候、此節第一火之元御心之思召候趣候間諸事心付らるべく候
一、盆中御仏参の儀、五三人程花参詣候ばかりに御申合、壱町明き申さず様に相成べく候、自分寺参り候儀も右に準ずべく候、右の趣支配組々下々迄も仰付けらるべく候
此段申通候様に御年寄中仰せられ候
以上
享保十巳年七月十二日

倉橋治左衛門
安彦平左衛門

各　様

右之通御書付、御目付様方より御家中に御廻し遊れ候由、御奉行様より拙者共方（町役人）へ御渡此趣に準じ町中へ申渡相成心得候様に仰付候、則町中へ急度申渡候
（中略）

(十一)

高遠城周辺の地質について
（上伊那誌添付図面による）

一、上伊那地方の中央構造線は諏訪にてホッサマグナと分岐して、東経一三八度二一三分を殆んど正南北に縦断している。高遠城の直下は中央構造線より西へ、僅か一三〇〇米離れているに過ない。城の直下は勝間石英閃緑岩（せんりょくがん）が四〇〇米位の巾で北へ延びて、その尖端（せんたん）は鉛筆の先のように細り弥勒（みろく）で止っている。此の延びを中断して研修館附近から右へ巾約二〇〇米長さ約七〇〇米のナイフの先の様な尖った型の領家変成岩縞状片麻岩帯が、鋭く突きささっている。北村辺りまで延びていると考えられる。之が高遠城の真上である。領家変成岩は新山峠の東から巾六〇〇米位で北へ向い、西高遠から黒沢迄伸びている。
山の神から大北へ向うて月蔵山の中腹迄は非持石英閃緑岩が巾五〇〇米で北へ走り荒町附近へ達している。月蔵山の東側は鹿塩ミーロナイトが巾約四〇〇米位で南北に走り中村附近で止っている。その東側は中央構造線で大明神、中村、四日市場、荒町、松倉へ抜けその東は三波川、ミカブ帯が五〇〇〇米の幅で南北へ延びている。
西高遠を幅約一〇〇〇米で南北に走る。縞状片麻岩帯の西側は、高遠花崗岩で三峰川を渡って巾五〇〇米位で東南に延び上新山へ達している。
一、この様な狭隘（きょうあい）な所に複雑な岩層が入り組んでいる所は稀であって、数多い断層のズレや陥没等が起る可能性は多分にあって、高遠城地震が極めて小規模の局地型地震であったことが想像できる。
前項の種々の記録から、震央を探って見ると、記録的にも高遠城へ落付いて、ここを遠ざかるにつれて記録も薄れているのが明に判る。
禍は忘れた頃に来る。二五〇年前に起った私共足元の高遠城大地

震を、記して町民の皆様と考えてみたい。
一、北原通男先生の地震史料転載の御許しを得て、記録に肉付の出来たことは望外の倖いであり、又七月十八日に余震のあったことが判明して、恐る可き地震の解明が詳になって幸でした。
本項を閉るに当り北原通男先生の御厚志を多謝申上げます。以上
（東高遠三番）

九七〔今は夢の世〕○高遠
一、享保十巳年七月七月午中刻高遠大地震、物頭一人づつ二の丸御番所取詰、其外御役人御城に相詰候

九八〔塩尻拾遺〕
○此月七月七日、木曽路大地震、当国も驚くほどの鳴動あり（中略）七日以後、日々すこしづつ地震ここもともふるひし。

九九〔松本市史　上〕
享保十年七月八日（七日）　八ツ時地震

一〇〇〔信濃国安曇郡開基〕○松本市
一、同十年乙巳七月七日、昼八ツ時大地震有

一〇一〔中土誌〕○北安曇郡
享保の大地震（一七二五）
享保十年七月七日八ツ時大地震

一〇二〔上田市史　下〕
享保十年七月七日、昼九ツ時強震あり、其れより夜に入り微震。九日夜又微震あり。

12京都　寛延四年（宝歴元年）二月二十九日（一七五一・三・二六）
北緯三五・〇度　東経一三五・四度　地震の規模六・四
諸社寺の築地・町屋等破損す。越中で強く感じ、島取で有感。余震五～六月に至ってやむ。

◇

一〇三〔南佐久郡史〕
寛延四年二月二十九日信濃、越後共に大地震ありて、領主は罹災者（りさいしゃ）を賑恤（しんじゅつ）す。

一〇四〔屋代記〕
寛延四未年二月廿九日当郡地震土地裂け、人家破損、耕地床違これ有り、更級郡も同様也、其外ハ余勢のみ也。

一〇五〔更級郡誌〕
寛延四年　宝歴ト改元　二月廿九日地震あり。

13越中・越後　寛延四年（宝歴元年）四月二十五日（一七五一・五・二〇）
北緯三七・一度　東経一三八・一度　地震の規模六・六
高田領の全潰および焼失家屋六〇八八、死者一一二八、城破損。震災地を通じ死者二〇〇〇。津波あり。
県下では、飯山・牟礼の辺でよほどの潰家あり、死者も少々あったという（問屋日記～上田市史より）。長野で多くの石塔倒れる。松代で城の石垣・塀崩れ、町家潰れる。領内全体では潰家四十五、半潰三十二、山抜け十四ヵ所、死者十二、傷者四十二。推定震度分布は図6のとおりである。
北安曇地方と飯田でも有感。

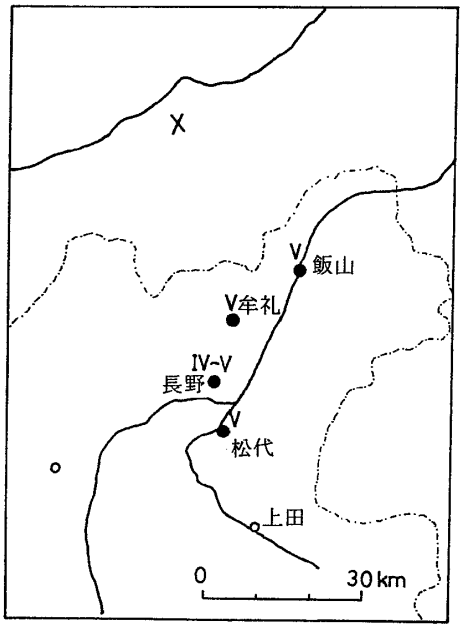


図6　越中・越後の地震（1751年）における長野県下の推定深度分布

一〇六〔水内郡下駒沢村震災拝借金願〕

乍恐以書付を御注進申上候御事

一、家潰五拾軒
一、半潰拾五軒
一、無難分四軒
一、手負　九人

一、水内郡下駒沢村当廿五日夜七つ時大地震大変ニ付、先達而御役人様御見分被（ママ）下置候通り、当時苗間種蒔之時節故別而難義仕候、毎度より困窮村ニ御座（候脱）得ハ、当秋作迄取続候御拝借奉願上候、御慈悲ニ大小百姓秋作江取続候様ニ遊（ママ）下置候はば、百姓御救と有難奉存候、以上

寛延四年未五月

水内郡下駒沢村
名主
弥八
与頭
弥右衛門
百姓代
源六

浅岡彦四郎様
御役所

一〇七〔松代町史　下〕

寛延四未年四月廿六日に大地震があった。海津城内を初めとして領内には、実に左の如き被害があった旨、藩主真田伊豆守信安より公儀へ届出を行った。

先達申上候通、私在所信州松代去月廿六日寅刻地震御座候付、破損之覚

一、本丸大手櫓東之石垣五間余内三方崩申候
一、同所足軽番所右石垣崩申候
一、同所西之石垣中程四間余内之方孕申候
一、本丸東不明門際石垣少々崩申候
一、二丸東之方土手上塀十三間余倒申候
一、同所西之方土手上塀十三間余倒申候
一、二丸馬出塀九間余倒申候
一、居宅少々損申候
一、侍屋敷所々少々宛損申候
一、城下町家潰家三軒
一、百姓家　四十軒
一、同半潰家　三十二軒
一、寺潰　一ケ所
一、阿弥陀堂　一ケ所
一、山抜　十四ケ所
一、死人　十二人（内男八人　女四人）

一、怪我人　四十二人（内男二十三人　女十九人）
一、斃馬　二疋
右之通御届申上候
五月八日　真田伊豆守

当時松代藩の財政は極端に窮乏せるを以て幕府より十ケ年賦にて三千両の借用金を得て漸く地震に依って破損せる箇所の復旧工事を行った。

一〇八〔更級埴科地方誌　一　自然篇〕

一〇九〔長野市史〕
宝歴元年四月二十六日、暁より地震十七・八回、石塔多く倒る。

一一〇〔弘化四年善光寺大地震〕
寛延四年、桜小路より大火ありし翌月、即ち、四月廿四日夜寅の刻、地震あり。余程、劇震と見え、松代領丈けにて、人家の倒潰四十四、半潰三十二、山抜十四、死人十二人、怪俄人四十二人、斃馬二頭あり。此被害より推せば、善光寺及び他領にても、相応の被害ありしならむも、更に、文献の徴すべきなきをもて、今之を知によしなきは遺憾なり。

一一一〔飯山町誌〕
四・二五　地震　愛宕町用心のため町へ堰堀

一一二〔更級郡誌〕
寛延四年（宝歴ト改元）二月廿九日地震あり。四月廿四日寅ノ刻（二十五日午前四時）越後信濃大地震被害あり、松代藩金三千両を幕府より借入れ罹災者を賑恤す。
備考　越後高田廿五日以後百余回震動大被害

一一三〔更級埴科地方歴史年表〕
更埴二郡に大地震、海津城を始め松代領内に被害、住宅全半壊七七戸、本丸・二の丸大手櫓の石垣四四間余崩れ、死者重軽傷者五四人、死頭二頭。

一一四〔上田市史　下〕
寛延四年四月廿五日八ツ時強震があり七ツ時又強震、廿六日昼夜度度の微震があり、其より五月七、八日頃迄微震がつづいた。此地震の震源地は、越後高田町附近今町辺の地盤陥落（かんらく）した所に在ったようである。今其当時の日記を記して参考とする。
中略
此節飯山牟礼之辺も家屋余程潰れ、少々人死もこれ有り候由、高田にては家五千軒程潰れ、亭主の死するものは八百人、其外子供家来の死人委しく相知れ申さず候由
此地震は松代あたりも強震の被害があり、松代城の石垣土手塀等の崩壊した所尠なからず、町家三軒の倒潰れもあった程であった。

一一五〔上伊那郡史〕
寛延四年四月二十四日（注・二十五日の誤りか）信濃、越後大地震
14相模・武蔵　天明二年七月十五日（一七八二・八・二三）
北緯三五・二度　東経一三九・二度　地震の規模七・三
小田原城・侍屋敷・民家に被害。箱根で山崩れ、江戸でも屋根瓦落ち、壁損じ、地裂け、潰家及び死者を生ず。津波あり。潰家一千余。

一一六〔松代町史　下〕
天明二年壬寅七月十四日夜八ツ時江戸中の土蔵殆んど残らず損じ其外被害頗（すこぶ）る多く、怪我人死人も少なくなかった。此日松代

付近にも同時刻に強震ありたれども、江戸に比すれば被害の程度も少なかったというが詳記すべき史料がない。

一一七〔御渡帳〕○諏訪

壬寅年陽気一体□□□（田中阿歌麿著湖沼学上ヨリ見タル諏訪湖の研究ニハ□□□ノ所ヲ「より水」トナセリ）中迄苗拂仕り候處ニ其以後節々満水仕、中地迄つかへ、其上七月中旬大地震相続き、下旬に満水仕（下略）

15信濃・飛騨　寛政三年六月二三日（一七九一・七・二三）

一一八〔雑事記十四〕○松本

寛政三亥年六月信濃国松平河内守領分大地震ニ付御届

寛政三亥年六月廿三日夜酉ノ刻より翌廿四日明ケ七時過迄打続大地震ニ而左之通

一、櫓九ケ所
一、巽馬場石垣廿八間
一、若宮通り三拾九ケ所
一、同高塀同断
一、土手縄手石垣百六十八間
一、大手見附橋壱ケ所
一、土蔵廿八ケ所
一、本丸俵蔵壱ケ所
一、六拾九万俵蔵壱ケ所
一、上ケ土蔵俵蔵壱ケ所
一、上米町御用米蔵三ケ所
一、水戸曲輪壱ケ所
一、諸士居宅七拾九ケ所
一、格式之者居宅四ケ所
一、自分持蔵町家土蔵共八拾三ケ所
一、神社拾壱ケ所
一、無格給人居宅六十三ケ所
一、寺院弐拾三ケ所
一、在郷百姓家四百拾六軒
一、土蔵三百拾六軒
一、井戸弐百壱ケ所
一、死人未相知候

用酒造本家（屋号略・九軒）

右押崩申候先月廿三日酉ノ刻より同廿七日暮時迄大地震七拾九度程

一、掛橋拾壱ケ所
一、八茂瀬山
一、月籠山
一、殿主門八ケ所
一、土城山
一、隠ケ峰

右之通七月十五日御届有之候

一一九〔松本市史上巻〕

寛政三年六月廿三日夜五ツ時地震、行燈の火一時に消ゆ。夜中街上に露宿する者あり。本丸高塀の方三十間倒る。町家土蔵の壁何れも亀裂す。此時越後及京大阪強震ありと伝う。同四年廿五日越後高田強震。

16伊勢・美濃・近江　文政二年六月十二日（一八一九・八・二）

北緯三五・二度　東経一三六・三度　地震の規模七・四

近江八幡で潰家五〇〇、死者多し。甘呂で一〇五軒中七〇余軒潰る。水口で城など小破。木曽川下流の香取で全潰四〇。金廻で海寿寺潰れ、圧死七〇人、負傷者三百人、その他城・町家の破損多し。

◇

一二〇〔墨翁日記〕○飯田市松尾

同（文政十二年六月）十二日　天快晴也　暑気増々甚しく候て予庭栽に佇ミけるに、地震大に振い初メハ、何か変事有ぞと想像するうちに、居宅大に動き樹木も左右へ靡（なび）きける故にぞ、地震也と思う内、寺子供など二階より走り下り噪ぎける、家婦、亀吉を二階より引ツかかえ下りたり、大事の地震也けり、夜来又震う、樹に宿せる鴉噪ぎ歩行けり。

17駿河　天保十二年三月二日（一八四一・四・二二）

北緯三五・〇度　東経一三八・五度　地震の規模六・四

駿府城の石垣三十間ほど崩れ、久能山東照宮の講堂破損す。山崩れ、

民家倒潰あり。江戸・伊那で有感。

◇

一二一〔松本市史上巻〕

天保十二年三月二日昼八ツ時地震、酒屋紺屋被害。

18 善光寺地震　弘化四年三月二十四日（一八四七・五・八）
北緯三六・七度　東経一三八・二度　地震の規模七・四

被害地域は信濃北部及び越後西部で、とくに水内・更級二郡の西方山地で被害がひどかった。おりから善光寺如来の御開帳中で、七千～八千人の旅宿人がいたともいわれ、被害をより大きくした。震災地を通じ、死者一二〇〇〇人、潰家三四〇〇〇戸、焼失家屋三五〇〇戸とされているが、被害記録に異同が大きく、全体の数はつかみにくい。

善光寺領では全戸数三〇六九戸あったらしいが、そのうち潰家二二八五（二三五〇）戸、焼失家屋二〇九四（二一九四）戸、死者二四八六（一四五七）人という。（かっこ内は別の記録）。善光寺は本堂・経常・山門・鐘楼・万善堂などは災害をまぬがれたが、他の建物は潰・破損・焼失した。松代領では全潰九五五〇戸、半潰三一九三戸、大破三九一八戸、死者二六九五人（うち洪水によるもの二十二人）、傷者二二八九人、山崩れ四一〇五一ケ所、田畑の損害七一六四五石で、火災はなかった。飯山領では全潰一九七七（あるいは二九七七）戸、半潰八三〇戸、死者五八六人、荒地七二六〇石という。松本領では全潰三九六戸、半潰七六一戸、死者六十七人、山崩れ一四七七か所、荒地五七九石あり、城内は壁・瓦が損じた程度。表4は被害の大きかった村々の戸数・全潰・死者の数である。（むし倉日記から作成した被害表は〔長野市史考〕にあり）

上田では全潰十戸（塩田の下之郷・五加・本郷の三ケ村らしい）。北佐久地方で破損家屋多し。諏訪では所々の雨戸・障子がはずれ、田の損じあり。下金子村にて薬師堂大いたみ（七年後の安政東海地震では潰れた記録あり）。伊那地方では被害がなかった。

善光寺平の西方山地では四万カ所を越える山崩れ（あるいは地すべり）が発生した。とくに岩倉山（別名虚空蔵山）が二カ所で大崩落して犀川をせき止めた。このため上流域の数十ケ村が水没した。四月十三日に至り、土堤が決壊し、大水となって川中島平にあふれ出た。水害は更級・埴科・高井の三十カ村余で、死者も多かった。このほか裾花川や土尻川でも山崩れで川がせき止められ、のち決壊している。なお、山崩れ、地割れ、その他の地変については、佐山（一九七三）の詳しいまとめがある。

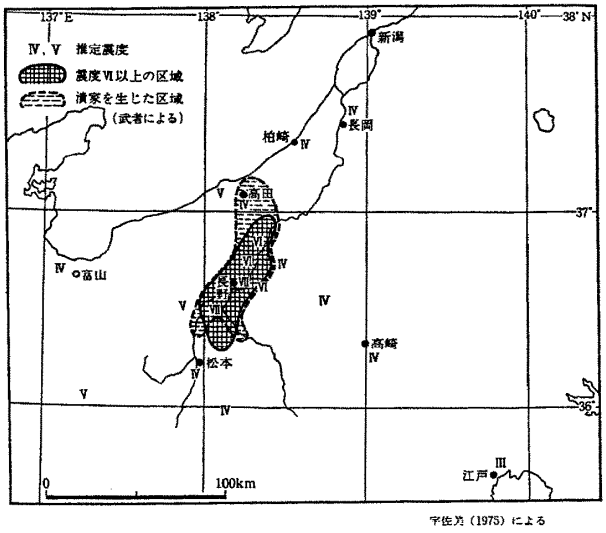
この地震で、北東－南西方向に断層が生じ、現在の信州大学と県庁を結んだ線付近で落差二・四m、北西側が相対的に隆起した。

表4　善光寺地震（1847年）における長野県下の主な被害

村名	戸数	全潰	死者	村名	戸数	全潰	死者
中曽根	35	25	76	塩崎	1,600	1,400	40
中条	80	26	57	鏘	15	13	3
柳新田	33	26	5	桜	50	22	10
戸隠	60	30	7	入山	200	40	20
小沼	160	37	13	小鍋	150	32	18
野尻	233	143	17	山田中	100	52	50
柏原	274	154	38	宮の尾	100	33	10
大古間	109	107	16	坪根	61	37	10
中宿	42	34	－	倉並	41	33	60
新井	49	39	－	五十平	68	30	10
牟礼	189	182	88	詰	160	60	40
黒川東	92	84	－	岩草	150	105	5
〃西	63	55	－	念仏寺	130	88	30
中尾	27	27	8	梅木	110	56	70
石	100	59	18	伊折	170	32	90
津野	26	14	－	和佐尾	80	23	7
三才	100	80	38	花尾	82	39	40
上駒沢	116	93	－	竹生	130	33	13
金箱	59	58	－	中条	130	87	44
吉	150	70	140	長井	110	68	20
権堂	307	274	89	笹平	79	70	25

1・まえがき

善光寺地震（一八四七）は比較的新しい時代に発生し、安政の江戸地震（一八五四）と同様、日本中に数多くの資料が残されている。それだけに古文書及び史料の記述に異同があり、正確な被害数がわからなく、全貌をつかみにくいのが実状である。この地震については、すでに、佐山・河角（一九七三）や宇佐美（一九七五）等によって詳細な報告がされているが、当所では県内に発生した最大の地震として、以前より関心を持ち、史料や古老の話等から被害を調べたり、また被害地のつめ跡などの研修見学を試みたりした。ここではそれらの調査に基づき善光寺地震の概略と被害の見直しを行った。



宇佐美（1975）による

図7　善光寺地震の震度分布

2・善光寺地震の概観

地震の発生日時は殆どの資料に、弘化四年三月二十四日（一八四七年五月八日）亥の時、又は夜四ツ時と記録されており、今でいえば午後十時頃、人々が床につく前後にあたる。突如、雷又は大嵐のような鳴動と共に大地震が発生した。

震源の位置は大森（一九一三）、佐山・河角（一九七三）によれば長野市西方、現在の県庁及び信州大学教育学部の辺を通る断層（現地踏査では明らかでない）と川中島共和の犀川に近い、いわゆる野口断層（現在でも明瞭に確認できる）との間となっている。宇佐美（一九七五）は長野市北方、東経一三八・二度、北緯三六・七度と推定している。両者の示す震央位置は殆んど同じである。規模はマグニチュード七・四程度と推定されている。

被害は震源の位置からして特に北方の新潟県中須城郡に多く発生している。震度分布は第7図に示すように新潟県境へ近づくにしたがって弱くなるが、そこを過ぎると再び強くなっている。これは地盤の影響もあるが、五日後の二十九日にM＝六・五の地震が頚城地方に発生し、それとの区別ができないことにもよるのであろう。余震は松代領内で三月二十四日の大地震から、翌二十五日にかけて大小八十回感じ、なお四月二十日まで頻繁に続いた。それ以後は減少しながら一年以上も連続して余震が続いた。

3・善光寺地震の被害

善光寺地震は震動による被害と火災、山崩れ、洪水などの二次災害による被害があげられる。善光寺、稲荷山、信州新町、飯山は火災になり、水内、更級の二郡にわたる西方山地は山崩れ、そして善光寺平は洪水による田畑の損害を受けた。第8図は県内の家屋倒壊率と洪水、湛水の地域を示している。ここで河原（一九三一）、武者（一九四三）、佐山・河角（一九七三）、宇佐美（一九七五）、信濃毎日新聞社（一九七七）、棚沢（一九七六）によって報告されている被害を地域毎に集計

表5　善光寺地震の被害集計表

史料名			1）大日本地震史料 2）虫倉日記）	3）古記録による歴史的大地震の調査	4）日本被害地震総覧	5）弘化四年善光寺大地震	6）叙事民謡善光寺大地震	備考
善光寺領	住家	潰	2,385	2,346 又は2,350	2,285 又は2,350	2,385	2,350	2,350戸の中に非人，穢多小屋35戸は含まれず
		焼失	2,194	2,194 又は3,069	2,094 又は2,194	2,194	2,394	
	坊	焼失	46			46		
	建造物（非住家）	潰（焼失）	44	6				
		半潰	10					
	死者		1,457	1,457	1,457	1,457	1,413 又は2,500	
	旅人の死者		1,029	1,029	1,029	1,029	1,000 又は2,000	
松代領（151ケ村）	住家	潰（埋没）	9,550	5,977	9,550	9,701	*1 9,885	*1 松代藩預領を含む
		半潰（大破）	3,193 (3,918)	2,980	3,193 (3,918)			
	非住家	潰（埋没）	8,833	1,757				
		半潰（大破）	1,943 (2,086)	42				
	山くずれ		41,051	40,979 又は 41,571	41,051			鷲沢氏調べ　42,456（松本領含む）
	死者		2,717	2,701 又は2,834	2,695	2,727	*2 2,700 又は2,931	*2 松代藩預領を含む，洪水による死者（22人）含む
	重軽傷者		2,289	1,110 又は1,129	2,289			
飯山領（84又は81ケ村）	住家	潰（埋没）	2,114 (83)	2,977 (86)	1,977 又は2,977	2,647	2,106 又は2,647	
		焼失	42	617			591	
		半潰	739	737	830			
	非住家	潰（埋没）	1,575 (13)	331 (11)				
		焼失	320	348				
		半潰	78	5				
	死者		1,515	*3 578	586	1,434	1,413 又は1,540	*3 在方の死者（160人）含まれず
松本領（26ケ村）	住家	潰	396	396	396	396	396	
		半潰	761	761	761			
	非住家	潰	173	69				
		半潰	81	91				
	山くずれ		1,477	1,477 又は1,900	1,477			
	死者		67	67	67	124	67 又は 165	
	重軽傷者		5	5				
須坂領（91ケ村）	住家	潰	114	38		114	85 又は 114	
		半潰	252					
	非住家	潰（埋没）	266	34				
		半潰（小破）						
	死者		17	13		17	17	
陣屋中野（91ケ村）	住家	潰（焼失）	*4 2,305	2,945 又は2,977		2,163	2,191	*4 虫倉日記は潰と半潰を合わせて（2,977戸）
		半潰	960余	82				
	非家	潰	*5 1,608					*5 虫倉日記は30,945戸
	死者		*6 602	16（埋没）		602	778	*6 虫倉日記は570～580人，他に善光寺にて208人死亡
	重軽傷者		*7 1,407					*7 〃　は1,460人
上田領（24ケ村）（一条を陣屋中に含む之）	住家	潰（焼失）	1,177	638 又は 773	10	*8 849	1,477	*8 焼失（173戸）は含まれず
		半潰（小破）		235				
	非住家	潰	373	41				
		半潰	4					
	死者		*9 1,177	*10 186 又は 196		484	*11 708	*9 旅人600人（稲荷山含む）
	重軽傷者			215				*10 埴科部のみ他に1又は4人，*11 旅人も含む
高田領（川浦を含む陣屋）（136ケ村）	住家	潰	477	*12 393		495		*12 寺（45戸）含む
		半潰（大破）	1,541	又は4,596 1,282				24，29日両地震の被害
	非住家	潰	28	2 又は 293				
		半潰（大破）	258	17 又は1,077				
	死者		5	16	数百	65		
合計	住家	潰（埋没，焼失）	20,883	18,607		21,163	21,445	集計が両方の場合は少ないほうに合わせた
		半潰（大破，小破）	11,364	6,077				
	非住家	潰（埋没，焼失）	13,233	2,599				榊沢氏調べは県内のみ
		半潰（大破，小破）	4,460	575				
	山くずれ		42,528	42,456	42,528			
	死者		8,586	6,063		7,939	8,096	
	重軽傷者							

すると表5のようになる。これらの被害数は虫倉日記、地方の古文書、地震記事等から引用したもので、見方や集計の内容により多少異なっている。現在の防災関係機関が発表する調書のように、統一されたものではなく、どの調査が信頼性の高いものか判断しがたい。

(i)死傷者

死傷者の最も多いのは長野市で、地震の時はちょうど御開帳の行事にもあたり、全国各地から参詣者が集まり、善光寺の各坊や旅館はもちろん、民家まで旅人が溢れていた。そして地震直後火災が発生し、多くの旅人が死亡している。善光寺町は殆ど焼かれ、三月二十六日の昼頃やっと鎮火した。松代領内では地震による死者及び火災、洪水、山崩れなどによる死者が二七〇〇～二九〇〇人と推定される。上田領内は稲荷山で地元の人三〇〇人、旅人七〇〇人が死亡し、その他の地域を含めて一五一五人になる。

岩倉山（虚空蔵山）の崩壊で犀川は塞き止められ、これが決壊して大洪水を起した。しかし、松代藩では小松原に臨時の陳屋を置き、それに備えたため、大洪水にも拘らず死者は一〇〇～二〇〇人と非常に

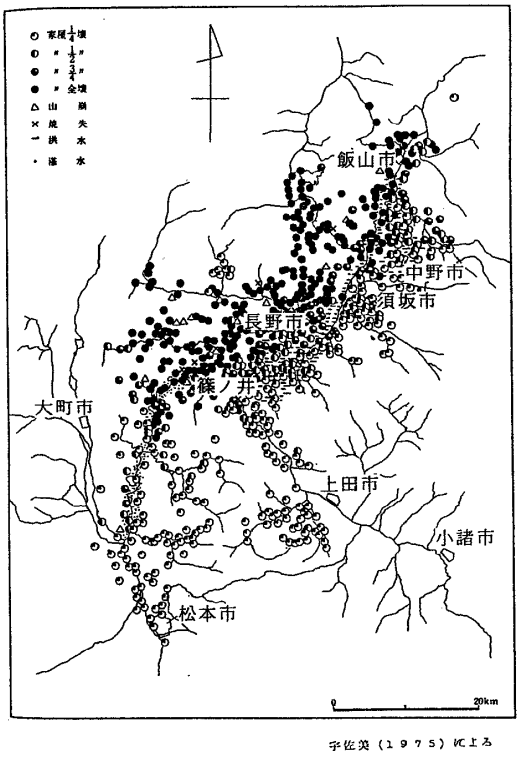


図8　善光寺地震の被害分布

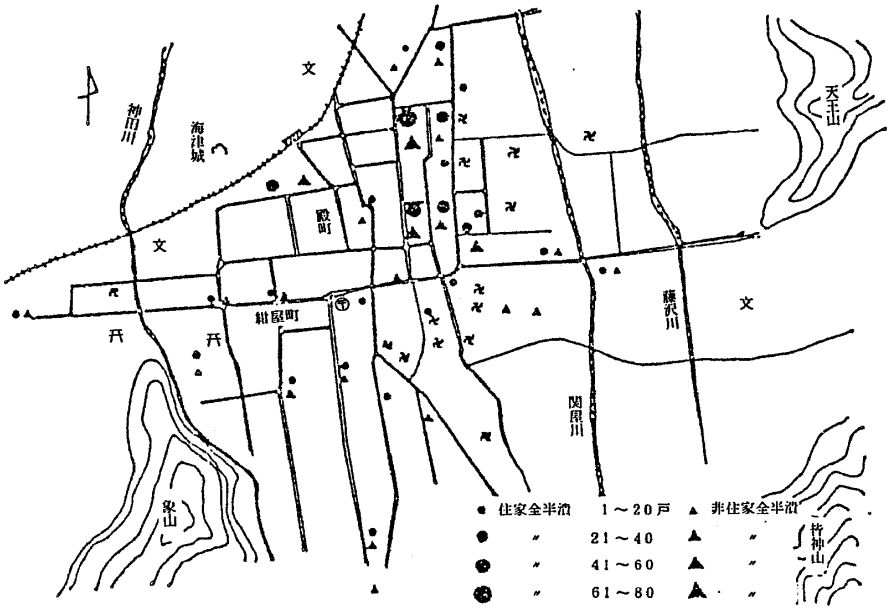


図9　善光寺地震による松代町内の家屋倒潰戸数

少なかった。これらの災害による死者の総数は一万人弱と考えられる。

(ii)家屋の被害

家屋の倒壊範囲は第7図のように、善光寺平を中心に北は千曲川に沿って松本まで延びている。従ってその範囲は南北に長く約八十km、東西は最も広い所で約三十五kmになる。千曲川を境にして河西の西山山地に家屋の全壊地区が顕著に多くあるが、河東地区には極めて少ない。善光寺、飯山、稲荷山及び信州新町の四ケ所は火災による被害が多く、なかでも信州新町は震・火・水の災害を受けている。この地震による住家の全壊（焼失、埋没を含む）は二万戸以上、半壊は一万戸以上にもなる。

松代町は小さな城下町で、町内に平均して家が建ち並び、特徴ある被害分布を示している。すなわち、第9図にみられるように全半壊家屋は、町の北部の沖積層扇状地堆積地帯に多く、ここは軟弱な地盤であると推定される。南方の洪積層地帯は比較的家屋の倒壊数が少ない。

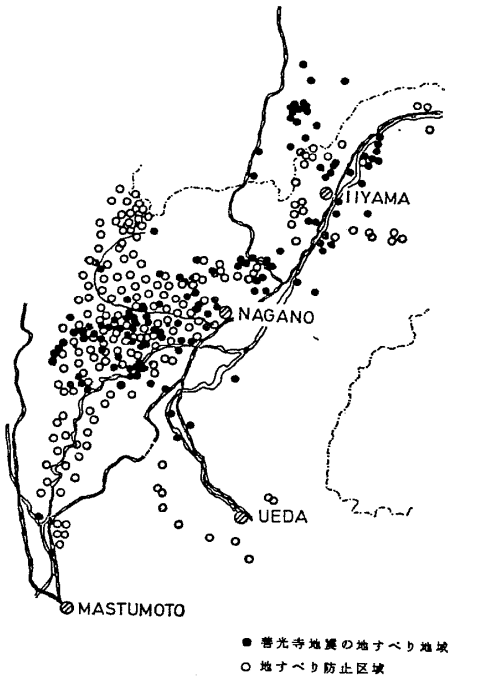


図10 善光寺地震による地すべり分布

(iii)山崩れ（地辷り）

松代領内では大小合わせて四万一千ケ所を超える山崩れ（あるいは地辷り）が発生し、なかでも岩倉山の二ケ所で大崩壊を起し犀川を塞き止めた。第10図はこの地震によって発生した崩壊地域を黒丸で、県の地辷り防止区域（一九七二）を白丸で示してある。山崩れは西山山地に最も密集して発生している。これらの崩壊箇所の殆どは凝灰角礫岩や砂岩などの比較的堅硬な地層、岩石からなる斜面であって、泥岩層などの軟弱な地層からなる斜面ではない。現在も継続している地辷りは、明らかに善光寺地震による崩壊物質の二次移動であるとみられる（県防災会議（一九七九））。

茶臼山にみられるように、この地震を契機に山地の地下水が乱され、その後の大規模な地辷りに発展している。

(iv)洪水・その他の地変

山崩れにより犀川が塞き止められ、上流域の数十ケ村が水没した。四月十三日に土堤が決壊し、濁流は千曲川沿いの沖積層低地一帯に広がり大洪水になった。水害は更級・埴科・高井の三郡で流失家屋八一〇戸、流死一〇〇余人の被害があった。また、この洪水により家や田畑に泥・石や大木等が流入し、飲料水や、ちょうど田植時にあたり灌漑用水などに大きな打撃を与えた。洪水の高さは川中島小市で六・五丈（約二十m）にもなった。

その他にも各種の地変が報告されている。地割れは震災地全域にわたって生じ、割れ目からは青や赤い砂、泥水等を吹き出した所も多い。また、松本市出川では地割れからガスが噴出して燃えた。長野市の北方では割れ目から火を発したり、悪臭を生じた。別所温泉、松代の加賀井温泉等では温量に変化があったという。

4 おわりに

長野県の直下型地震は北信の信越褶曲帯に密集して発生している。

マグニチュード七以上になると震災・火災の被害もさることながら、周辺山地に山崩れ（地辷り）が発生する。そしてそれらの土砂が水を塞き止め、湛水、洪水の被害が起り、飲料水、食糧、交通等にまで影響を及ぼしてくる。従って、県内では特に山崩れ（地辷り）の防止対策が必要と思われる。

千曲川を境に河西地区はこの震源に近いこともあるが、河東地区に比較して倒壊家屋が著しい。これは震災を受けやすい地盤というだけでなく、被害記録のまとめ方にもよると思われる。

善光寺地震に関する史料として良くまとまっているものに、鎌倉桐山の「地震記録」、河原綱徳の「虫倉日記」、権堂村の永井善左衛門幸一の「地震後世俗話之種」などがある。その他に、この災害の哀話や奇談等のエピソードを書いた史料、見集録が多くある。今回はそれらの全資料に目を通したわけではないが、一応上記のような結果を得た。今後の調査の参考となれば幸いである。

一二三（弘化四年善光寺地震の記録）

光孝天王

仁和三（八八七）丁未七月晦日、信濃国大山類崩れ候て、此の時節六郡ニ及ぶ。仁和ヨリ弘化四迄九百六拾壱年ニて

弘化四未三月廿四日夜　　并絵図面添

数郡震災之記支

同七月写之候

信州善光寺焼失有増

頃ハ弘化四未年三月廿四日、当山如来開帳の事故、山内町々にても実に繁花の有様万焼の如く成る所、夜四ツ時俄に大地震ニて、忽ち町中揺潰シ、一先燈火の類消失、闇夜ニなり程なく数ケ所より出火いたし一時に大火となり、家毎に泣呼ぶ奴声天地にひゞき、誰壱ツ是を助け出す者もなく、まれまれに遁れ出たるものも、只我身を助けんとの外他事なく、子の刻ニ至り町々の川上へ家財の類落重り、水せき留め往来に水溢れたる所もあれど、火を消さんとするものなく、思ひ思ひに野中に出で、只忙然たる計りなり、近郷、近在より地震のとぎれを見合せ、最寄近付欠付、未だ声ある者は助出し、亦火の手をも防がんとなせども、寄付事ならず、丑の刻に至れバ、川々の水絶へ、家々の井戸壁落ち重リ、又ハ崩れ入水の気なく、火ハ益々盛んにして、風ハ未申の方より烈敷く、如来の御堂ハ煙の中ニなる、不思議なれバ此折柄山門、本堂の屋根迄に、数多の人影して八方へ欠廻り、火の手を防ぐ躰を見請たるもの数人これ有り候処、夜時ニ及び人影も見へず候、明れバ廿五日火の手益々立登り、町々残らずへ入り渡り、斯る所へ松代より御出張御防ぎある、又六川陳屋よりも御出張ニて、後町口漸々防ぎ口となる、同夜同断命あるものハ野田に立居、折節雨降り濡雫ニて眺め居り候、同廿六日焼残り又々燃立ち、夕刻迄都て二夜二日ニして焼止り、山内ハ大本願上人様御屋敷諸堂残らず、衆従廿一坊、中衆十五坊、妻戸十坊、一山四十六坊残らず、上人様御門前小間物店残らず、二王門より山門迄立ち続の茶屋、小間物店残らず、三十余の内、常庭中見せ物、莚張の小屋の類残らず焼失致し、本堂、山門、経堂、鐘楼堂は無難、但本堂毎夜通夜のもの弐百人位宛の所、別して此程ハ五六百人宛もこれ有り候由、然ル所絵馬彫物の類揺り落し候得ども、旅人壱人も怪我なく、別堂大勧進も半潰し万善堂無難、町家の分大門町上下、西町上下、東町上下、西ノ門町上下、東ノ門町上下、法然堂、阿弥陀院町并御門前御殿迄、尤も二三軒ハ残り、桜小路町并一本木迄尤も二三軒残る。横町東西、荒町、立町残らず、横沢町三分通り焼、七分通り皆潰れ、新道不残、西之方朝鮮長屋小路五六軒残り、伊勢町、新町、同裏横大門、片羽、善光寺続き北国海道、横山村残らず揺リ潰シ、西相木村焼失、岩石町、同小路町、同裏町、武井町、同小路町、権堂町、裏権茶屋町残らず、但し下町十軒程残る、同町残らず、裏田町半焼、畑ケ中町残らず、上後町、中後町残らず、下後町ニて焼止る、是より東の方へ横切り、前段消口の場所、枝町ハ上堀、小島、下堀小路、

広小路、花小路、鐘鋳小路より七ツ釜迄、寺院ニハ東町康楽寺一山、西町西方寺、但し本堂ハ残る、菩提院揺潰シ長野町梅香庵、上後町正法寺一山、但し本堂ハ残リ東ノ門町寛慶寺諸堂残らず、田町普済寺、岩石町虎石庵、伊熱町聖林院、権堂村往生院、其外社寺十七ケ所残らず、下後町、新田町、石堂町右三ケ所ハ潰家もまれニて、即死人少し、同廿七日に至り漸く火ハ鎮り候へども、銘々家の跡を探し、其の居所ニて白骨を拾ひ分、中ニハ半焼の死骸をハ家の焼残りを改メ、其身内へ引渡し、半死半生の者をバ戸板ニのせ野田の小屋へ引取介抱す、其夜止宿の旅人ハ我同行の死骸火葬するもあり、白骨を分ケ取もあり、不分明成るハ改ミ（め）の上、無縁堂ニ納め、半生のもの救い小屋を懸け、手当これ有り候、如来様ヲバ本堂裏丑寅の方堀切と云野中へ仮小屋を懸ケの役僧役人是を守護し滞なく、開帳これ有り候、尚又ぬしなき白骨ハ新規ニ地所を構へ是を納む。

立札の写

横死人遺骨納所　山内市中止宿の旅人、百ケ日ニ至リ法事修業これ有るべきもの也　　知事

尚又如来御仮屋前ニて、□□□粥施行これ有り、市中のものへハ白米五升宛施行これ有り候、

松代領八丁村甚五郎と申す者ハ、善光寺へ出張三日の間米穀を安値段ニて売渡し候、

善光寺山内、市中追々調方大略

家潰　凡そ五千軒余

山内僧圧死八人内　衆徒三人　外随僧等ハ不分明
　中衆五人

市中圧死人凡そ弐千人余　尤寺領人分計り

圧死人　凡そ千人余　此分明細ニこれ無候

廿四日夜半過より、裾花川、犀川両川とも、水一滴も流れずして地となり、川下川添の村方一統大騒動となり、村家ニて最寄最寄の高見へ莚小屋をしつらへ、其の方へ逃退き、いまかいまかと心を労し居り候処、同廿八日明七ツ時裾花川の上、鬼無里村川浦と申す処、水湛の場所押切り、大水流れ下り候へども、格別の事もなく、裾花河の方ハ一統安堵ニ相成り候

犀川筋洪水之有増

世に丹波川の渉と唱い、此の川上更級水内両郡の境水内橋下、赤岩村と云ふ一村、山抜ニて大河を押埋め、又其の下安庭村ニて弐ケ所山抜ニて押埋候故、名ある大河ニ候得ども、水の流るべき様なく、数日水湛之候事故、新町、穂苅、牧之島の村を始め、十ケ村余水中へ落入り民屋浮揚り、見渡し七八里程幅は山間へ入込み、里数も分り兼ねる程の（ママ）ニ付、領主より御役人中御出張場所御諦の為、品々の御手当これ有り、其の上川中島へ厳敷御下知ニて、数百ケ村の居家を立退き、西ハ小松原、岡田山、東ハ西条山、保科山宿寄り寄りの山手へ小屋を掛ケ、足手弱成るハ先立テ、男たるハ雑具を片付け、米穀を運び村々に人影もなき様ニ、矢代宿より北国海道相原宿迄ハ、人馬継立も出来兼、武家方荷物背負荷ニて、川東通り往来ハ歩行立ニて休泊繰合せ、腰弁当ニて通行これ有り候、小市村船渡し場所川中へ小山出来、出水の節築掛り候得バ、川中島川筋ニ付申すべくとありて、松代より御役人中御出張ニて、御差図これ有り領地領主の差別なく、男たるハ惣人足ニて、数千人掛り石俵を以て、高土手三重ニ築立て、急難除け御手当候、尚又火術方ニ命ぜられ、山中水湛の場合図の極（きめ）煙を上げ候得バ、是ヲ請け小市口ニて根煙を上ルヲ合図に、里ニ居残りたるもの、急き山手へ立退き候様との御示に候、其の上松代ニてハ助船の御用意これ有り、実ニ前代未聞の珍事ニて、御詰所御詰所ニも御炊出の御用意、諸人夫へ御手当等、中々等紙ニ尽しかたし、且又松代よりハ日々三四渡（度）宛騎（馬脱力）ニて御見廻りこれあり、昼夜専ら

出水の御手配りのみニて、下々ニハ日数を経るニしたがへ、自分心ゆるし候哉、村々住所へ泊り家財ニ取仕舞、耕作等ニかかりし候者も間々これ有り、油断ニ相成る所へ、四月十三日夕七ツ時小市口へ大山の如く水漲押立数丈の水一時ニどふと出、西岸のよりも高く溢れ出て、最初ニ小市村下ゑぐりニ欠ケ崩シ、南ハ小松原村七分通り流失、四ツ谷村流失、中島村流失三軒残り、惣名水鉋村数組の内、大半流出、丹波島宿弐拾軒余流失、夫れより南ノ方御幣川辺の内、村々平一面水中ニなり、小森村より千曲川へ流れ落ち、下の方真島村流失千曲川へ押出し、松代御城裏迄大水押掛ケ候得バ、千年御築立の土手ニて相除け御城内へハ水入らず、此辺村方ハ溺死もこれ無く、川中島ハ場所ニより多人数溺死の由、夫より川下・川添の村々ニ於てハ、川東高井郡、水内郡、越後境迄、西川辺見渡し二三里の程、河幅ニ相見へ流失又ハひとり溺死もの、夥敷く候へども、未だ明細書調兼、追々見聞の上書戴す事、

松代御領内御触書之写

大地震後、引続き大水難ニ及び候所、場所により多生これ有り候得ども役見御領内一統の変死凡そ三千人ニ及び、潰家一万軒、怪我人も夥敷くこれ有り、何とも歎ケ敷次第言語ニ絶し候、これに依り当座の御手当筋の義ハ勿論、往々取続き方の義迄、厚く御憐愍成さるべく候、有り難き御趣意の程、相互ニ心得違なく安堵罷在り、如何様も相励申すべく候、若当座の御手当筋行届き兼ね候村々ハ、願い出すべく村役人等閑ニ罷在難渋人別の内、万一離散致し候様の事これ有り候てハ、無念の事ニ候、難渋人別のものは村役人等閑ニ、格別難渋ニ逼候次第申し立も致さず、猥ニ離散等致し候てハ相済まず候事、右躰のものこれ有らバ厳敷御申し付べく候、重々変災軽き村方又ハ人別の内冥加の程存じ付き、御救方へ献上物いたし、或ハ融通方専ら心掛け、合力、施行等致し候者も相聞之奇特至極の事ニ付、追て褒美成し下さるべき様、猶此上ハ銘々相励み致し出精候ハバ一段の事に付、村役人承り届け、右奇特のものの名前訳柄これを書上げ、且つ多くの村方ニ付、若し御救筋ニ相洩れ候ものこれ有り候てハ、御趣意ニ相洩れ候間、村役人ども能々相心へ、弥々以て深切ニ取扱い、小前末々迄洩れざる様、相触もの也、

四月十八日

同再御触之写

去月大地震以来満水等非道の変災一統難渋の時節ニて、小屋掛其の外作事多の義ニ付、大工諸職人等幾重ニも出精致し、相励むべき事ニ候万一心得違ニて作料、日雇是迄定の外余分受取候てハ、相済ざる事ニ付、其の旨急渡相守り心得違これ無き様、実意稼ぎ致すべき旨、諸職人これ有る村々ハ、役人より申通し、銘々其段相心得べき者也、

四月廿日

（略）

此外災の場所行立たず者どもへ、住所御手当御下ケ金　且又取続候迄御手当等、御仁恵の程誠に以て恐入り候事ども御座候

一、善光寺死人凡そ弐千弐百余旅人数知れず
一、飯山凡そ死人　千弐百人余
一、稲荷山死人　百八拾人余　旅人数知れず、
一、新町百三拾六人
信州佐久郡小田井駅　石穀亭

一二四（弘化四年四月　幕府宛松代藩善光寺領潰・焼失等取調届）

善光寺潰・焼失取調御届

私支配所信州水内郡善光寺先月廿四日亥刻過、大地震ニ而寺内并同寺家来居家・町家震潰候上出火ニ付、死失人其外在家震潰圧死人之覚

一、本堂　右内陳造作等大破
一、三門
一、経堂　右弐ケ所小破

一、鐘楼　右無事
一、如来御詰所
一、同　御供所
一、同　御年宮
一、境内秋葉社　右四ヶ所潰
一、仁王門
一、境内　熊野・諏訪両社右焼失
一、大勧進
　万善堂　護摩堂
　内仏殿、客殿　座敷
　居間向　聖天堂
　右七ヶ所大破
一、同台所向　土蔵六ヶ所　物見　裏門
　右不残潰
一、同土蔵　壱ヶ所焼失
一、大本願方　右不残焼失
一、寺中四十六坊
　大勧進役人五軒
一、大本願役人　三軒
　右不残焼失
一、大勧進役人　弐軒
　右不残潰
一、寺領内　浄土宗　寛慶寺
　同真宗　康楽寺
　右不残焼失
一、同　浄土宗　西方寺
　右本堂無事、座敷・勝手向潰
一、同　聖師庵　荒石庵
　寛喜庵
　右不残焼失
一、同　武井社
　右焼失
一、同　湯福社
　右焼失
一、大勧進・大本願家来并門前町家其外八町之内　家数弐千百九十四軒　焼失
一、同　百五十六軒　潰候而已ニ而不焼家
一、同　百四拾弐軒　不潰家
一、同　百五拾六軒　潰候而已ニ而不焼家
一、寺領内　箱清水村　之内三拾五軒潰家
　平林村
一、九拾弐人内　僧十五人
　男三十七人
　女四十人
　右寺中并大勧進家来之内死失之人数
一、四拾六人内　男十七人
　女廿九人
　右大本願家来之内死失之人数
一、千弐百七拾五人内　男六百七人
　女六百六十八人
　右町家死失之人数
一、四拾四人　男十七人
　女二十七人
　右者大本願門前并町家死失之人数
一、千弐拾九人
　右寺中并宿方止宿死失人数凡
　但　右之外旅籠屋家内不残死失之ものも有之、止宿生死不相訳候、

一、寺領領□□□□之内三拾五軒焼失
一、斃牛馬等一切無御座候
一、怪我人少々之疵所有之候もの多分御座候得共、家業差支候程之義者無御座候
一、昆沙門堂　潰
一、同所末社　愛染堂　稲荷社　御供所
　右三ケ所潰
一、同所水茶屋弐軒之内　壱軒焼失　壱軒潰
右之通御座候、比段御届申上候、以上、
　未四月　　真田信濃守
　御勘定所

一二五（善光寺領震災松代借入金調帳）
（表紙）
「弘化四丁未年六月松代表6御借入金手続　尚亦御返済懸ケ合振り御皆済勘定等之調帳
　中野治兵衛」

弘化四未年六月廿一日松代6借用金之義ニ付、先達而中丹下（上田）罷出懸り役人中江段々頼入候処、内実承知ニ付弥表向御頼御名代法成院罷出御口上左之通
　口上手控
甚暑之節弥無御障被成御勤仕珍重存候、然者当表春中変災以来段々蒙御厚恩、其上　日光御門主格別之以　思召拝借金被　仰付、三寺中始寺領之者共救方者行渡候得共、此上本堂・諸堂舎修覆、仁王門、別当処普請等莫太之物入ニ付難及自力候間、十万人講相企三ケ津其外有縁之国々江喜捨頼入候得共、右講金相集り候迄修覆捨置候ニも相成兼、此節本堂修覆ニ取懸り、追々三門・経蔵・諸堂社致修覆候事ニ御座候得共、此節柄諸職人其外日雇ニ至迄日々手間代現金ニ相成、乍去日々普請等有之候得者、寺領一統之救方ニも相成旁ニ付不得止事、此節専ら普請相企候事ニ付差当り金子差支甚致難渋候、貴御領内迚（とて）も春以来格別ニ御心配御物入も被為在候御中、何共恐入候義ニ御座候得共、格別之御憐愍を以追而講金相集候迄金三千両拝借被仰付被下候様致度、此段野院直参御願可申之所、此節夏中禁足ニ付乍略義名代を以奉願候、何分宜御重役衆迄御沙汰被下候様頼入存候、尚委細者法成院旁6口上申含候、以上、
　未六月　　大仏頂院権僧正名代
　　法成院

（略）
一、松代6御借用金御返済旁之儀ニ付、竹村金吾殿御頼御状左之通也、以内状得御意候、先以追々暖和ニ相成候処弥御賢箇（固）被成御勤珍重奉存候、然者以書状御頼申候義何共赤面至極、甚酌酌之至リニ御座候得共不得止事御頼申候儀者、当院先住代々吉凶ニ付増借、極難渋之処江野院転住当惑至極之処、不計未年天災之砌本堂・諸堂差当り仮普請其外院門（内）修覆、并寺領之者共救方等莫太之物入ニ御座候而、小禄之寺院実々進退致方無之、無拠御役筋江拝借願上、尚又別段斎藤伊豆守殿を以感応院様へ御内々歎願仕候処、兼而蒙御懇命候野院義故殊之外御気之毒ニ被思召旁ニ付、御没人中格別之御執成、故殿様厚思召を以多分之拝借被仰付、野院初寺領之者共渇命ニも及不申今日迄相続致候儀、莫太之御厚思与難有仕合奉存候、其節右之段日光御門主江申上御使を以御挨拶御座候程之義故、中々以拝借金上納等之儀致遅滞候而者本意之相済不申候ニ付、細敷役人共江も精々上納方之儀申含候得共、大災以来者参詣等も少々旁上納差滞候ニ付、先年不得止事拝借金土納方にも御憐愍筋之事共、猶又伊豆守殿を以御直々難願仕候処、其節感応院様6伊豆守殿江御直ニ書之趣者、近々国元6恩田頼母外役人壱人参り候間、何れニも右之者共江大勧進被致安堵候様申談取計申度趣、難有御紙面只今以手元写取置、其外数通之御直筆御書も所持致居、細敷拝見御厚恩之程致感拝事ニ御座候、其砌頼母外壱人与被

仰下候者金貴君様御事ニ御座候得者、定而其頃御座府之上思召も御伺被成下候御事与致推察候（ママ）居候、一体大災必至与難渋之上不計昨年寺院焼失、仮住居等差支ニ付不得止事仮普請取懸り候、旁以物入難渋至極之時節ニ御座候間、無拠中野治兵衛罷出歎願可仕候間、何分宜御朋役衆御評義之上御年寄中迄御申立御救被下候様奉願候、尤御恩金之儀ニ御座候間、上納方之義者仮令拙僧老年ニ付代替ニ相成候とも、聊以御不義理無之様、急度以書付申送り候事ニ御座候間、当時難渋之場合取付候まで少々宛上納ニ而御免被下度、追而身上向取直しニ相成候迄御心長ニ上納御聞済被下候様偏ニ奉願候、委細者中野治兵衛㊏以書付取可奉願候間、故殿様甚厚之御憐愍御汲取何分ニも御救可被下候、御直書等大切ニ秘蔵致し置候間、若御覧被成度御座候ハハ何時ニ而も懸御目可申候、書外治兵衛㊏可申上候間致文略候、以上、

二月廿一日　　大仏頂院権僧正

竹村金吾様

（略）

一二六〔弘化四年八月　善光寺横沢町震災作料等値上取締請証文〕

（表紙貼紙）

「弘化四年大地震后

布告調印書当町分」

申　渡

今般之大地震并焼失・大洪水之義ハ前代未聞ニ付、災害むら方・町方共極難に陥、既ニ急難御救等茂被　仰付、然ル処追々小屋掛修復ニ取掛り候ニ付、身分ニ応し諸職人・日雇稼之者雇入候処、次第ニ作料・日雇賃雑（雑）上ケ、其外諸材木・諸式ニ至迄直段引上候趣粗相聞不埒（ふらち）之至候、凶作飢饉等之節と違穀類ニ相響候訳無之処、災害村々・町々等之虚ニ乗し、利欲ニ迷ひ無謂直段引上候段不屈至極、依之米穀等相当之直段を以売買いたし下々難渋不及様可致、並作料・日雇等定之外余分之賃銭取申間敷候、此上不埒之取計致者於有之者、急度可遂吟味条其旨可存、災害村々・町々等之難渋ヲ汲訳決而不実之取計致間鋪候。

右之通、御代官所并松代御領分とも厳敷触示有之候間、町・在々者共急度相守可申候、以来ハ是迄定之外作料・日雇賃等受取候てハ不相済事ニ付、心得違無之様可致候、尚又相雇候もの共茂右之趣急度相守可申、尤酒代杯ニ名付余分之増料決而差出し申間鋪候、万一不実之取計歟多分之作料・日雇賃等請取候者於有之者吟味之上急度咎可申付候、右之通不洩様触示、諸職人・商人とも㊏請印取之可差出もの也。

未八月

役　所　印

右之通被　仰渡一同難有承知奉畏候、依之御請印証文差上申処如件、

組頭　茂兵衛㊞

（以下二百八十一名連印省略）

一二七〔弘化四年十月　善光寺大門町小右衛門震災仮家作金借用証文〕

御借用金証文之事

一、金百両也　　但　年中壱割壱分

右者当春大地震ニ而居家潰之上出火、一統家財等迄不残焼失仕当惑罷在候、乍去如何躰ニ茂仮住居向家作仕、少々宛茂売買不仕候而者家内之者扶助茂出来兼候ニ付、種々手段仕候得共当表一円之儀、其上川中島・川北、亦山中筋迄一統変災ニ而何分手段出来兼甚以難渋至極仕候ニ付、乍恐無拠御拝借金奉願候処、御領分茂右同様之儀ニ而御手充筋莫太之上、所々御修復等茂多分之御入料ニ付、御貸出難被成下段乍憚御尤至極之御義ニ奉存候、然ル処前文申上候次第外ニ而者一向手段茂不仕義、只管歎願申上候者奉恐入候得共、出格之御救筋を以御貸下被成下候様奉願候処、段々申立之次第御憐察被成下、御才覚御繰合を以書面之高金御貸下被成下、正金慥（たしかに）奉請取重々難有仕合奉存候、返上之儀者来申十二月十五日限御元利共

急度返上可仕候、右引当之儀者当人居屋敷地間口六間壱尺弐寸、裏行拾三間之処差出置申候間、如何様当人身之上異変差支之儀御座候共、加判人ニ而引受差配仕、万一引足不申候節者弁金仕無相違返上可仕候、依之善光寺表御役所江茂委細申立御末書奉願候、御文言之通聊異背仕間鋪候、為後証仍而如件、

弘化四未年十月　　善光寺大門町

御借主　小右衛門 ㊞
親類惣代　治右衛門 ㊞
組合惣代　嘉　七 ㊞
庄屋　与三右衛門 ㊞

片桐重之助様
高野覚之進様

前書之通大門町小右衛門右次第ニ付無余義御拝借金相願候処、御貸出難被成下之処厚御察、格別之御配慮を以御才覚御繰合金之内御貸渡被下、於私共厚難有奉存候、然ル上者返上方之儀当人共ニ不抱（拘）取立無相違返上可仕候、万一心得違之儀御座候節者御領分同様御取計被下候共、其節一言之儀申間敷候、兼而当人共江茂申渡置候、為後日奥書印形仕候処仍而如件。

今井磯右衛門 ㊞
中野　治兵衛 ㊞

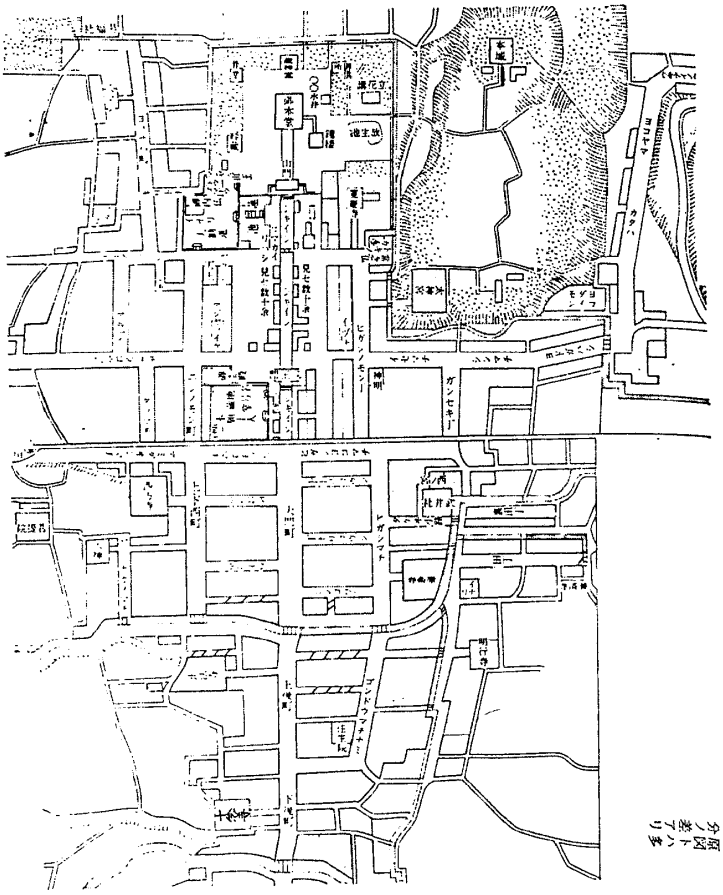


図 11　弘化四年善光寺地震焼失地図

一二八（嘉永元年十月　利安御借入金御用立申諭）

申喩之大意

去ル己年細々申喩有之候通、弘化之度大変災以来種々之御臨時御用途莫太之儀ニ而、追年御勝手向御不如江被為　成候ニ付、江府御殿を初諸御長屋向御普請等御差向（閊）之処、御手段無之必至与御差支ニ付、御領内村々等利安御借入金被、仰出申諭候処、何れも出精分限ニ応し御用立候ニ付、夫々御普請御成就ニ相成候段寄特之事ニ候、然ル処一躰御勝手向之儀者、兼而申諭候通近年打続種々未曽有之御用途ニ付、無御余岐他所向を初御借入金有之、年々何と欤被為凌候処、当今ニ至り莫太之御借財ニ相成、就中八分・壱割等之御借入金多分有之、御利払斗ニ而も不容易大金故年々御借財相増、其上拝借御貸下金等御損財ニ相成候茂不少、猶夫々上納方之儀可及沙汰候得共、中々容易ニ元之鞘へも納る間敷、如右之次第故第一御収納御取箇を以、差定り候年中之御暮しニも立兼候程之儀故、勿論御臨時之御引当等更ニ無之、僅之御臨時有之候而茂御手段ニ差支、無御余岐高利之御借入ニ茂及ひ、年々歳々御借財相嵩候儀ニ付、此侭ニ而者御取復之期無之而已ならす御手段之相尽き候上者、乍　御不本意御領分之者共江茂、過分之御用金被　仰出候様之域ニ至り候半与深痛心致し、是非何と欤格別之御趣法相立御勝手向御取復ニ相成、右様之御手詰ニ不至候様取計不申候半てハ難相済事ニ候処、其段達　御聴、是迄之姿ニ而者往々必至与御差詰り、第一御公務を始御領民　御撫育等、御仁政茂被為　行届兼候ニ至り候半欤与、恐多く茂深厚ニ御心痛被遊、日夜　御苦悩　思召　御手許之御儀を初め奉り、万事格外之御省略被遊、御勝手向御改正御取締方厳重相立、御取復相成弥増御領民御撫育　御仁政被為　張、往々末々迄難渋無之様被成下度旨、段々被　仰出候　御旨茂有之、誠ニ難有御趣意ニ付、自分共ニおゐても精々篤与致評儀候処、猶此上茂万端格外ニ厳重之御省略被成下候上者、利安御借入金相募、是迄之高利之御借財悉皆御払、惑者御利下相成候ハハ、御利間斗ニ而も莫太之御出方ニ相成可申候間、右6御取復之道茂相立候儀、其外夫々御手法厳重相立候ハハ、何と欤御取復可相成事ニ候、依之無御余岐猶又今般利安御用達金被　仰出候間、富有之者ハ別而之儀、其外銘々、御国恩之程相弁ひ、幾重ニ茂出精力之及丈御用立可致、利分之儀者年々十二月廿日迄ニ無相違御下金取計可申候、具元金之儀茂無余岐次第有之、相願候節者御下金可被成下候、将又去ル巳年御借入金之儀者、江府御普請御用途ニ付被　仰出候儀之処、此度之御趣意者御用途ニ者無之、全く御勝手御取復之為之手段ニ候間、其段能々相弁ひ不容易御時節柄之儀ニ付、彼是之見渡等ニ不抱（拘）、丹誠を尽し可成丈出精御用立候様厚く可申談候

申十月（嘉永元年）

○コノ文書、年次ノ記載ヲ欠クモ、関連文書ニヨリ、コノ年ニ推定シ、ココニ掲グ

一二九（信陽新聞　大正十二年九月七日）

○地震雑話

今猶古老の伝説に残る善光寺の大地振は、安政弐年江戸大地振の八年前の弘化四年で、今から七十七年前に当って居る。此の地変に諏訪からは平田胤門の新進学者松沢義章（通称四郎右衛門諏訪国考の著者）が、自家発明の地震計を掲へて之が測量視察に出かけた。今松沢の日録に拠って是を略述せんに、此日は弘化四年三月廿四日であるが、此年は三月八日より善光寺如来の開張ありて諸国より参詣群集する事稲麻の如くであった。然るに浅間山の煙常よりも減りたるを人々怪しみ居たるに、三月廿四日昼夜快晴にてありしが、夜四つ時頃（今の午後十時）俄に大地振出し立所に家屋を覆へし圧に打たれて即死する者幾千人という数を知らず。善光寺附近の旅店は、参詣の輩泊合せて此禍にあう者数へ難し。程なく此倒れたる家より火出でて大火となる。善光寺の本堂は今度の浅草観音の如く傾きたる侭残り、其余は悉く灰燼となった。此時山中に遁れて一命を全うした者は、極めて僅少であった。地震は引続き雷鳴の如き響きがあって尚ゆり出し、夜明に及ぶまで八

十余度、四月五日に至って猶止む事なし。大地は裂けて泥砂湧出し、其間へ人家墜入し、丹波島より弐里虚空蔵山二十丁余崩れ、犀川へ落入も洪水溢れ、丹波川水押出し左右瀬の如し。焼死の人馬幾何という事を知らず。或筆記に参万人とあるは大凡の見積りにて、実際は是以上であったらしい。振源地は無論水内郡であり、惨害の第一であるが信州上州一円に渡って山崩れ水溢れ、町家在方何処としてその禍を蒙らぬはなかった。偶生残る者は片輪となり、米穀尽て飢に迫り、道路に悲泣す。此間地振は止む時なく、用水は泥水となり、雨遠にして渇に苦しんだ。程なく官府より小屋を建てられて、此窮人を育し食物を給したが、是も間にあわずに死んだ者が多かった。

一三〇（長野町小史草稿）

寛延宝暦の大火は町民の家屋財産を挙げて烏有に帰せしめ、天保の凶荒は町民をして飢を叫ばしめ、旧来商業を撹擾されたり。是等の惨毒固より大ならずとせず、然も是を弘化四年三月廿四日に起りたる大震の惨害に比するときは尚其小なるを覚ゆ。

当時震災の如何に大にして如何に惨害なりしや、家屋の倒壊若くは焼亡に帰したる数と、及び箱清水乃ち旧の善光寺領のみにて死亡数二千四百七十四人（内旅人千二百九人）家屋の倒潰焼亡に帰したるもの二千九十四軒、潰れず焼けざるもの僅に百四十二軒、死亡者の数を右八町に分ければ

	死人	男	女
大門町	二百七十人	百四十八人	百三十六人

（注・計算が合わないが原文の通りに記す）

桜小路	百四十人	六十二人	七十八人
後町	二十九人		
西町	二百十五人	百十三人	百二人
東町	九十六人	五十三人	四十三人
横町	二百六人	九十四人	百十二人
新町	八十二人	三十六人	四十六人
横沢	百十三人	五十二人	六十一人
平柴	七人	三人	四人
七瀬	五人	一人	四人
箱清水	十五人	六人	九人

この他、妻科村にて八十余戸焼亡し、二十八人死失し、権堂にて二百七十四戸を焼亡し、八十九人の死者を算したり。

当時地震に逢うたるときの有様を記述せし書中に、御堂に参拝し帰りて寝に就かんとの心にて店を出て、已に堂を拝し了り切石の半途に来れりと思う際、遽然百雷の耳辺に落ち来るにやと感ずると同時に、是迄は白昼の如く輝き渡りたる万燈は一時に消滅して塵砂面を打ち、身は躍りて中にあり、足地に着かず顚しては起き、起きては又転び、展転狼狽少時の間何事なるを弁せず、已にして衆中大に呼ぶものあり、地震なり地震なり、狼狽な狼狽なと連呼せしが、人々始めて地震なるに心着きしとぞ。已にして火各処より起り、疾風是に加わりしかば、火焔忽ちにして四方に延きしも、人は只恐怖狼狽するのみ。一人の火防に力を致すものなく、火勢益猛威を逞うし、柱梁に敷かれ、屋壁に圧せられ、未だ殊死せずして火焔の中に葬らるるもの其数を知らず。疾風の火勢を煽り来る毎に悲泣の声一層烈しきを加え、物凄じき有様なりしと云う。

此時の震災は長野を中央とし、南稲荷山より北飯山に至り、西は池田大町に至る迄の間を甚しとす。善光寺に亜ぎて悲惨なりしは稲荷山飯山新町牟礼駅とす。殊に新町の如きは潰れて而して焼け而して水中に沈没するもの十九日に及び、水の決し去る際に至り余烬を挙げて掃蕩し尽したりとぞ。

此地震にて最も驚く可きは山岳の崩壊傾斜地の地辷りにて、陸谷の変を生じたるものの夥しきにあり。山抜大小四万九千余（内松代領のみにて四万千五十一ケ所）為めに埋没されたる家屋四百二十余（内松代領三百十二、飯山領八十）其中藤沢組の埋没、柳窪の湖を生じたる

が如き今日其跡を訪うも、尚人の心胆を寒からしむ。是等の類例今一々談ずるの余地を存せされば、特に人口に膾炙する所の虚空蔵山の崩壊して犀川を遮塞せしめたりし事実を略記せん。

丹波島川上三里虚空蔵山と称する山あり。高さ百二十丈（村誌に拠る）山の一面震動に由りて地辷りを生じ、犀川に向うて押し出し、厚百八拾間高さ三十二間の堤塘を築きしかば、さすがの犀川も為めに遮塞されて、一滴水を通ずる能わず。彼三百間の橋梁を架設して通行する丹波島河も、脚も濶さずして往復するを得る二十一日、其間暴風猛雨ありて山々谷々より押出したる水量も夥しきことなるに、悉く渟滀して之を泄さず、東西六七里に亘る一大湖を現出せしが、二十一日目と云う四月十三日の夕七ツ時（今の午後四時）一時に決壊し、岩を倒し石を転し雷轟電撃の勢を以て小市の峡を出るや、其水三方に放流し為ゆえに川中島の家屋を掃蕩するもの千八百四十一（松代領のみ）為めに倒壊されしもの二千五百七軒あり。

尚当時潰家及び死人の概算を示して其災害如何を推想するの料に供せん。

	潰家	死人
松代領	九千三百三十七軒	二千八百二十七人
中之條支配	五百四十九軒	百八十四人
中野同	二千百六十三軒	六百二人（外善光寺にて）百人
善光寺領	二千三百五十軒	二千二百二十余人内千廿九人旅人
飯山領	二千六百四十七軒	（城下にて三百三人、在にて千百二十一人）
松本領	三百九十六軒	百二十四人
高田領	四百七十七軒	
上田領	三百軒	三百人
須坂領	百十四軒	
松代御領	三百六十四軒	

其外飯網戸隠八幡社領等にて概算百軒

以上は流失焼失埋没（但し半潰大破及び寺社土蔵等の如きは数に加えず）

以上の、要は弘化四年三月廿四日の大震は、家屋の倒ると共に火を発し、疾風之に加わりて火勢を助けしに由り、非常なる惨毒を致ししと。第二、善光寺町、権堂、妻科にて家屋の倒潰と焼亡とに罹りしもの二千六百余、死人の数二千三百四十三を算せしも、金堂山門のみは巍然として損せざりしと。第三、虚空蔵山抜にて犀川を遮塞する二十一日、其決壊の際川中島諸村に大害を及ぼししと。

一三一（徳武氏地震記事）○長野市

○「氏は妻科村代々庄屋たり、現在の主人、幼年にて後見人あり、書類の門外に出るを許さず、止むを得ず、其家に就き、其要を謄写す」トハ、嚮ニ長野県に教鞭ヲ執リシ渡辺敏ノ記シモノナリ、以下故老ヲ訪ヒ、苗趾ヲ探リシ、皆同氏ノ記述ニ係レリ、（以下略）

当村居家潰八拾三軒の内、四拾四軒借家竈数、潰の上類焼竈数三十九軒、尤も善光寺類焼、民舎半潰廿五軒、土蔵物置潰式拾弐棟、其外宮壱ケ所、堂壱ケ所潰れ、其上庚申塔、幷石塔類、不残揺倒す、圧死人弐拾五人、内男十二人、女十三人、居村にては、五人、内女四人、男一人、内三人は、善光寺に於て即死す　一人は当堂所にて死す、一人角次郎（出生越中国、当時彦三郎）と申もの、裏山中にて死失す、死骸知れず、居村にて怪我人三人、是と（も力）同じく善光寺に致せし、当村震災軽しと雖も、残家厚薄は有之候へども、残らず破損す、亦田畑犯（狂力）ひ場何れも艮より坤の方へ懸りし、地震道云ふか知らねども、伴切地陸床違三ケ所、通に村ありし、宮東、聖徳、幅下の三沖、中程より西居村に拘り、多少は有之と雖、不残地陸床違、就中、幅下夫婦橋北の辺、凡七八尺程の床違、此近辺都て夥しく、剰へ八幡堰分口上、長十間余程の間、大なる滝と（を力）成し、扨亦中島は四五尺位も床上げしけり、居村は総体に高く成り、朝日山は卑くなりしと、

諸人申けり、然りと雖誰ありて地震以前に、中間を見定め置き候もの無之候へば、何尺何寸とは知れず、併し鐘居堰水行にては、眼前に高くなり、右堰は元とより尻高河、然るに坂落しとなりし場所三ケ所、何れも八九寸位の段になり、当村友右衛門居宅台所、七八寸之床違、（居家半潰）亦戸張の上より上の原へ拘り床違、是亦甚し、丹宮の東道にて犀川を遠見するに、如何にも此地高く成しと思はれける、池水大半涸る、亦河原には地裂して、地底より青砂を吹出せし処ありしとなん、（当時の変死は、都合廿八人、御上への訴には二十五人、其訳は当春出生にて御載帳願致さず候故、且は召抱等も有之、何れの村方も御訴と、村方の話とは相違あり）

妻科村水崎惣左衛門氏との問答

徳武の記録に、多くの地割床違を生じたりと聞く、如何、翁のいふ小割は所々にあり、或は青き砂を噴き、或は赤き泥を吐くなど、様々にてありき、幅下沖には、大なる床違を生じたりとあり、幅下沖とは何れの所ぞと問ふに、此方へとて余を携へて其処にゆき、此処なりといふを見るに、今尚五尺余の階段を為して、南北に亘るを見る、翁のいふ、此床違は、北は御殿跡、（今の郡役所の後、裁判所の前の方、南は平柴迄七八町の間に亘れり、それより北は、三輪より別に一二の裂目を生じて、同じく北に向ひたりき、何でも此筋目の通り筋は、地震の最強烈なりし所なりと語られき。

中島は高く張出したる様に記しあれど、中島とは何処ぞと問ふに、彼所こそ中島とは申なれ、彼地は仰の如く地震の為め、四五尺も張出して、彼が如く隆起したりとの言にて、今は一段高き桑畑となりて見ゆ、八幡堰の分口は滝となりしとあれど、何処ぞと訪ひしに、彼方の事ならむとてゆきて示し呉れたりしが、果して記の如く今尚七八間が程は、急湍激流、雪を噴して流るるを見る。

翁のいふ、其が聖徳幅（沖力）の田は、半反許の田なりしが、地裂の為め三段に分れたりき、其後手を入れて一枚の田となりしたれど、両三年間は止むを得ず、それなりに耕作したりき、此他是に類せし事は外にも多かりき。

翁のいふ、地震の揺るごとに、どむと大砲を地下に放つが如き響して、其響と共に揺出すを常となし、揺出すと共に、白岩の岩は崩れ落ちて、其響を助けしもなりしが、大地震の当夜の如きは、幾となく揺りし事にて、其凄しさ、身も心もあられぬ心地なりき、今こそ他の白岩も葛蘿など生繁りて、岩壁の半を掩ひしも、震後五七年間は、上より下まで、北より南まで、一面の白壁なりき、（略）

一三二（長野市史）

弘化四年三月廿四日夜、善光寺地域大地震動し、全町の家屋を破壊し、焼燬し、人畜を殺傷し、其損害惨状筆紙に尽難し、今当時の権堂村名主永井善左衛門幸一氏（代々名主）が其前後の様子を記載したる、地震後世俗話之種を抜萃す

夜店のともし火白昼を欺き、市町の老若、近郷在々の諸人は素より、他国遠近の旅人長途の労をもいとわず、賑しきにうかれたち、時の過るもしらざりけり、常念仏の時の鐘、はやくも亥の刻（今の午後十時）を告るにぞ、我ら一人参詣に出行けるに、（永井氏は、駒かへり橋の辺に一時の売店を出し居たり）引もきらざる往還の群集、左に除け石に臨みて、御本堂に入りければ、金銀、殊玉、錦張あたりを輝し、通夜する人々充満し（中略）表同拝まで立出るに、亥刻小しく過れども、その賑う事夥しく、又言語に述べ難しとおもうほどもなく、戌亥の方かとおぼし、おそろしきひとごえ、天地八方に響き鳴動し、土砂を吹立て、白昼を欺く数万の燈火、手裏を返すが如くあん夜に変り、親に離れ子を失えども、是を求むる事はさておき、行かんとするを刎のけ、居らんとするをうちつけ、歩行を運ばずして、或は五間、又は三間、前後左右に押遣られ、引返され、幾千万の群集いづれへか散乱し、一人として爰にあらず、天地くつがえり、世滅するの時こそ至れるならめ、乃至我先にとりひしかれ、

人先にやっかみさらわれんかと、我心中驚怖するのみにて、何んらの因縁なるか、そのよしを尋ね答うるに、あたりに人なし。然するうちも其響恐しく、幾千万の雷連りて地に落つるかと怪み、起上らんとすれども、立事不能、行んとすれども足の踏処をしらず、又は倒れ又は中にはねられ、心魂苦痛やや暫くにして少は鳴動も止みぬる時（中略）しかるに群集の人々は親夫にはなれ、妻子道連れを見失ひ、たれよかれよと思ひ思ひに其名を呼て尋求る声あはれにして辺りに響き、一身の置所に吟ひ啼喚く声心耳に通、地震なるぞ狼狽なといふ声あり、漸く地震なる事をしりて、又おそるるは（中略）あたりをうち詠れば何鹿に出火となり、盛に燃立つ方角は大門町上のかた、東横町中程、東之門町中程にて、此三ケ所を先とす。火事よ火事よと呼騒立事夥しといえども、ただ狼狽騒ぐのみにて駈付行くものもなく、途方に暮るるばかりなり。それほどもなく、西之門町新道辺より火の手盛んに燃立、暫時に御本坊こそ危く見へにけり。諸人ただ茫然として気を損ひ、魂を奪はれ、神号を唱へ、また称名するばかりなり。悪風悪火盛んになりて、本願上人様御院内・中衆・妻戸を瞬く間に焼失ひて、二王門へ吹かくる火勢取わけて恐しく、二王尊を始め伽羅仏の荒神、大黒の両天を焼損ひ、早くも左右の見世店へ吹懸け、炎々たる火勢増々盛んなり。東町・岩石町・新町辺もかくなりけるや、いづれを先いづれを後とも、其程をわかたず、新道口は西之門・桜小路・阿弥陀院何れを限りともわかたず、市町一面の火気空にうつり、倒家の下には圧死人の啼叫ぶ声、親を慕ひ子を叫る声、神仏祈念の音敷喧、また憐れにして此上のなり行を悲歎する事おほかたならず。しかるうちにも地震鳴動する事夥しく、地獄呵責の苦患も是までとやるかたなくぞ居たりける。（中略）市町の火光にあたりを見渡せば、ありとあらゆる奉納物・宝塔・夜燈・仏菩薩立連ねたるその品々、善美の粧ひ、手の裏を返すが如く、或は倒れ或は潰れ、千分のひとつも其形の変らざるはなく、目もあてられぬありさまなり。（中略）潰れたる家毎に腰をうたれ、倒れたる家並には手足をはさみ、或は黒髪ばかりをおさえられるといえでも逃出す事不能、助け給へ、救ひ給えと啼叫ぶ声耳をつらぬき、苦痛のありさま目に遮り、こけつまろびつ数万の人々右往左往に逃去り、歴廻り、火事よ火事よといふ侭に、倒れ家の下には息ある人も絶えたるも、此世からなるとうくわつ地獄、呵責の苦患も斯やらんと、恐しく身の毛も弥立つばかりなり。（中略）当地の老若はいふに及ばず、遠近の旅人、潰家を漸く逃のびたる人々は、じゅばんひとつに小児を抱き、又は裸にて手拭なんぞを前にあて、またある人は褌ニ幅計りにてやうやく辛き命を扶り、怪我人または老人を背負ひて逃去る諸人、殊更に哀して、其歎き見るに忍びず。（中略）かかる折しも仏名唱へ、数多の人音いかにぞと、大火にてらす木蔭より次第に近くなりぬるを、打詠むれば無勿躰も三国伝来の尊像の御宝龕、錦帳あたりを輝し（中略）堀切道の右のかた、本城近き田畑にて、所は固より仮寝岡、御輿安置を定め給ふ。

文章に多少の非難はあるとするも、当時としては実に得難き達文美文なり、且当日の事実を目睹するが如くに紙上に躍如たらしめしは、感ずるに余あり。（原本は嫡孫永井益之助氏襲蔵せられ、幸一氏の自筆にて、多くの彩色絵を加え、其絵は素人ばなれのしたる、極めて功妙のものにて、実に得がたきの珍書なり、本編にも其中の絵画二三を転載せしが、只其彷彿を示すのみ、幸一氏は当時の紳士通人にて、相応に読書も為し、書画・歌俳も習ひ、好個の御名主様なりしなり。）

当夜及翌日よりの実況を、妻科徳武氏の舎弟某の記したるものあり、行文渋硬無雑なれども、見聞せる所を列記して余さず。又問御所小林幸之助氏の地震記事も大に参考とするに足る。今これ等によりて記さんに、当夜より大小の震動数を知らず、同夜中は罹災民一同只恐怖狼狽し、叫喚号哭するのみ、潰家より逃出でしものも多くは負傷し居り、衣服を着するもの少く、真の裸体のものは少なからず、遠国より来りし参詣人は其惨状特に甚しく、持物路銀等を失ひ、裸体の上に俵むしろ等を纏ひ、近在の農家に至りて弊衣・食物等を乞ひ、家郷をさして

悄然として立帰るものもありたり、出火は之を消すものなければ、数日に亘りて只燃えに燃広がりたり。問後所の領主高井郡六川陳屋代官寺島善兵衛氏は廿五日朝早くも出張し、後町以南の震動軽く家屋の全潰せざるを見て、村人及他領人をも指揮して、中沢堰・権常小路辺にて猛火を防ぎ、遂に此所にて消し止めたり。時人大に之を徳とす。廿四日より引つづきて晴天なりしも、風の吹きし事もあり、夜中雨の来りし時もあり、罹災民は潰家の材料を運びて、四方の畑地に小屋掛をなして夜露を防がんとすれども、屋根を葺くの料なく、已を得ず、田の畦に積みし藁を持ち来りて使用し、或は近在に親戚知已あるものは其扶助を得て、雨露を凌ぎたり。

食物も多くは焼亡して、町内には殆なく、翌日より飢餓するもの多く出る有様ならば、寺領主は松代候より見舞として贈られし白米三十俵を始めとし、続て四十八俵、後五百俵を借入れ、金も二千両時借して中野陳屋代官高木清左衛門氏が越後より多くの米穀を買入れしと聞き、千二百俵を譲受け、奇特者原彦兵衛の義捐籾百俵と、之に囲穀若干俵とを加えて窮輿し、或は廉売したり、其代価は、町売百文に一升なるに、百文に一升二合とし、実は一升五合づつ量り渡したりとぞ。又今の公園御幸橋の辺に仮小屋を造り、怪我人及窮民を収容して、救療扶助せり。

松代領にては、各村に役人を派出して罹災民を救助し、潰家・半潰等には金二分以下一分二朱迄を附輿し、時には人夫を出して善光寺町の路面取片付を助けたり。

椎谷領にては、例の寺島善兵衛の取はからひとして、潰家には金五両（七両二分としたる記録もあり）半潰には二両二分、圧死者あるものには一人に付金壱両づつ、窮民には金一両以下一分迄を給輿せり。又穀新（久保田新兵衛氏）に諭して、米・油を廉売せしめたり。（但米は玄米にて百文に一升、時間及銭高を限れり。）

後町以南妻科・腰・茂菅及箱清水等は、震動軽く、従って被害も少し。其害の甚しかりしは町の中央部なり、徳武氏が災後町内を巡りて実見する所によれば、

町家は残らず顚潰の上焼失、其中東町花孫の倉一棟、武井に民家三四棟免る。（中略）横沢大半潰れ、火災なし。桜小路西二丁程燃残る、然れども顚覆す。西方寺客殿並に久太郎長屋とが火難なし。下西町民家三棟火中に残れり。長野（長門町）大半潰れ。畑中潰れの上焼失。正法寺梵宮小破、後町・権堂にて火留り。裏田町に五六軒残り。其外河原崎□□□□迄残らず灰となれり。

如来堂・山門・経蔵等は幸に潰倒せず。然れども内外の破損は夥しかりき。大勧進は潰倒及焼失は免かれしも大破。大本願・三寺中・寛慶寺・康楽寺・二天上の諏訪社・武井神社等は尽く焼失す。此の災にて世尊院の涅槃像（今の国宝）は或部分を熔損せられたり。

町民は小屋掛も為し終り、廿六日には火気も大方は鎮まりたれば、焼跡を堀りかえして死屍及遺骨を探求し、夫々埋納せり。其有様見るも酸鼻の極みなりきと。誰の屍とも知れざる（多くは当地の人の）もの三百三十余は、之を如来堂の後に葬り。参詣人の遺骨は之を集めて俵に入れしに、総て五十一俵ありき。之は山門の東北に合葬す。今の地震横死塚にて、後上田町の人土屋仁助氏（白木屋）大塔を建つ。此の災の為に命を損せしものの数は、諸届書・文書により異同あれども、其最信をおくべきものによれば、

善光寺領町家死亡一千二百七十五人（男六〇七、女六六八）一書には一千三百十九人（男六二四、女六九五）

外に衆徒十四人、中衆三十三人、妻戸一人、大勧進家来四十四人（以上男五二、女四〇）大本願家来四十六人（男十七、女二九）

尚各町別に死者数を示せば、

	死人	男	女
大門町	二八四人	一四八	一三六
（二七九）			
桜小路	一四〇人	六二	七八
（上西之門町）			

東後町　二九人
西　町　二一五人　一一三　一〇二
（下西之門阿弥陀院天神宮町）
東　町　九六人　五三　四三
横　町　二〇六人　九四　一一二
（東之門町共）
岩石町　八八人
新　町　八二人　三六　四六
（伊勢町共）
横沢町　一一三人　五二　六一

立町の調査は見当らず、編集案ずるに、横沢・立町を両御門前と称せり、此の調査書には初には御門前一一三人とありしを、後の伝写者御門前とは横沢町のみを指すものと誤り、横沢町と改書せしものか。横沢町は、潰家は多かりしも、火災は免れたりといへば、百十三人の死者は他町に比して多きに過ぎたり、故に此の計数の中に立町も含まれ居るならん。

当時善光寺宿には盲人（按摩渡世人か）五十人ありしが、死者は只一人のみにて、他は助命せりと記せしものあり、疑はしけれどもここに記す。

参詣人・旅人の死者凡千二十九人

罹災の家数を挙くれば

潰家　二三五〇軒、内焼失　二一九軒、焼失せざるもの　一五六軒
外に潰れずして焼けし家　一四二軒、□□□□小屋の焼失　三十五軒。

善光寺町三千軒と称せしもの殆一空となれり。

箱清水村には死者十五人（男六、女九）と、十六軒の倒家ありき。

妻科村は地震比較的強からず、只裾花川上に数十個所の山崩ありて、川水を堰留めたれば、何時押流し来るやはかられざれば、人心恟々として皆上の原に仮小屋を建てて避難せり。妻科地籍の内にて潰家八十三軒、内類焼三十九軒、死者二十五人（男十二、女十三）此計数は妻科村・畑中・新田・石堂等を合したるものになるらし。（本村にて五人死す、尤善光寺にて三人、山中にて一人、真に村内にて死せしは一人、と徳武氏の記録にあり。）西後町は焼失二十七軒は記載あれども、死者の数は今知るを得ず。（此頃西後町は、総て妻科村と別れ居たり。）

当村にて変死人都合廿八人、御上への御訴は廿五人、その訳は、当春出生にて御載帳願致さす候ゆへ、且は召抱等も有之、何れの村方も御訴と村方の者の咄は相違す。（徳武文書）

腰村は潰家二十三軒、死者二十三人。

往生地は死者十五人（男七、女八）潰家の数は知るを得ず。

茂菅は震災最軽く、家屋格別に破損せず。（茂菅橋・作り道の破損の外）死者女一人は善光寺にて死したるものなり。只静松寺は、後ろの山崩れて本堂に落かかり、為に大破したり。

権堂村は其時戸数三百〇七戸、人口千百六十三人なりしが、内二百七十四戸焼失し、八十九人（男三八、女五一）の死者を出せり。

問御所は全潰家四十五軒、半潰数軒あり。火災を免れたれば損害少く、死者も村内には只一人のみなり。

茂菅・妻科・新田等は、裾花川の湛水決潰を恐れたりしも、度々に決潰し、其都度多少の害は受けしも、水車屋を流失したる位にてさしたる大害はなく、其年の稲作にもさしつかへざりき。問後所の一部も同様なりしならん。

此年気候暑く、三月廿四日より、翌年夏迄丸一年余地震鳴動絶えず。廿九日明六ツ時大震、晦日昼夜大小百回程震ふ、其後追々間遠になり、六月十三日昼夜に三四度音ばかり大小十二度、七月廿日暁強震、八月六日夜中三十余度鳴動、翌七日夕七ツ時強震、八月廿二日夜八ツ時強震、引続き三四度、此日箱清水に倒家五六軒あり。（徳武文書）

善光寺如来は、廿四日夜城山西北の畑地に遷座。五月十六日大勧進内万善堂に安置。十月十八日に至り　本堂内修覆出来帰座す。

四月四・五日頃より、町々仮小屋にて商売を始むるものあり。同年七・八月頃より、変災後に似合はざる家作次第に町内に出来し、遠国の人をして肝を潰さしむ（徳武文書）

以以を以て、善光寺地域に於ける震災の記事を終る事とす。右の外、各所に起りし悲惨なる談柄も多けれど、今は之を略す。

大震災につきて長野近傍の情況

三月廿四日長野地震の惨状は、已に記するが如し、この地震は長野近傍一体西山中より長野を通じ、水内郡の東北部等より千曲川に添ひて飯山越後方面迄帯の如くに震動したるものの如し、但場所によりて災害の度に大小あり、其災の大なるものは犀川々の上なり。

更級郡山平林村にある岩倉山（虚空蔵山）三個所抜崩れ、麓の村方三組の家屋と共に土砂磐石を犀川へ押出し、川水を堰留め、其高さ数十丈に及び、川水を少しも漏さざれば、日々湛水し、漸次に増水して川上につき上げ、北岸にては水内・上條・新町・里穂苅・大原・日名・川南にては、花倉・上尾・三水・今泉・吉原・竹房・牧の島等より松本領の村々に浸水し、凡十余里の間、狭長なる湖水となり、人家水上に浮びて逆に川上に流れ、或は家屋・家財・樹木等、水面に渦を巻きて度々廻りを為し、悲絶・惨絶筆紙の尽し得る所にあらず。彼の有名なる久米路橋は、平水面十五丈余の高橋なるに、之をも浮き上がらせたり。川下の村方は何時土石押し流されて積水決し来るかと憂慮し、苦し然る時は家屋・人畜を漂蕩して、其害毒測るべからざるものあらんと、犀川ぞひの村々にては潰家あり死者あるも其始末もせず、老を負ひ幼を携へ、我先にと西は小松原岡田山、東は清野・島打峠・保科山等、最寄り最寄りの山林へ小屋を掛けて仮住居し、其騒動大方ならず。

松代よりは家老以下の諸役人諸方に出張し、災後の救護に従事する外人夫を募集し、数百千人を以て川中島犀川出口・小松原辺に土石を以て水防の土手を築き、一方には決潰の土石を片付け、一日も早く湛水を少しづつ漏すの計を為すも、工事中々に進捗せず。

四月十三日午後に至り、大鳴動をなして湛場一時に決水して、小市の狭谷を出で連日の水防土手を押流し、水勢矢の如く川中島一円をひたし（南は横田に及べり）て千曲川に落込みて二丈の増水を為さしめ、北は小市・久保寺等の人家を害し、市村・川合新田・北長池・風間・北尾張部・堀・石渡・富竹・金箱・駒沢・赤沼・南郷・神代等迄水中となり、余勢川東に及び、中野平迄も満水せり、水を蒙りし村々の中には災害に厚薄あり、犀川に添ひたる諸村落は、家屋等を押流されしも、他はよたへ水に浸され、家屋・田畑共泥かぶりとなりしなり。翌十四日暁に至り少しく減水したり。今永井幸一氏の記事の一節を摘めば、

爰にまた、川中島を初とし、川辺に連る所の民百姓は最寄の山々に小屋かけて仮居し、今にや水の押来り、我家の流失する事ぞと、願はぬ事を待ちわびつつも、日をかさね、うきかんなんに身をやつし、哀み患ふる事已に二十日の今日に至り、山鳴響き渡り、天地くつがへるかと怪む所に、湛場はからずも破却して洪水押出すと聞伝ふる程もなく、申の刻頃小市に押出す、其有様山また山を重ねし如く、只何となく真黒く、水煙ともいふべきか、あたりに散り乱れて朧夜の如く、其強勢をこわこわながら見てあるに、丹波島まで（小市より凡一里）山の如くの大浪、三つにして押行けるとかや、其程もなく北は小市村を一ト破りにして、此村の民家耕地等悉押流し、久保寺村・九反村・荒木村等の耕地湖水の如く、其水勢荒木村・吹上の間を瀬筋に押行き、市村・新田川合村の作場を押流し、犀川と煤花川と是皆合して、一面の満水となり、南は小松原村・四ツ屋村辺の堤を押破りて、此二タ村流損夥敷、川中島一円数多の村々、不残水中に浮ぶが如く、瞬く間に湖水の如く、大海に似たり。其有様を見たる諸人、ただばうぜんとして驚きもせず、恐れもせず、夢ともなく、うつつともなく、我身を捻りて痛さを知り、いまだ命は有りけるかと、怪まぬものなかりけるとかや、家蔵の流れ行く事嵐に吹散る秋の木の葉の流るるがごとく、其数幾千万という事をしらず。

まかなくに、何を種とて浮草の、浪のうねうね生茂る、夫にはあらねど有とあらゆる家財の品々、或は沈み、千鳥の浪を通ふに等し云々

西山中にては、虫倉山抜崩れ、伊折村・梅木村・念仏寺村・和佐尾村・地京原村等にて民家七十軒、人口百九十九人、馬三十四、跡形なく土中に押埋め。其外土尻川・裾花川筋にて、山崩れの為に湛水して小湖を生ぜし所も少なからず、水内郡吉村にては、山崩れ泥水を押出し、一村四十余戸三丈余の泥の底に埋められる。但少し離れたる家十一軒は残りたれども、皆潰れて全きはなし。

一三三〔長野市史考〕

1 はじめに

（略）本稿は、震災前における善光寺町及びその近郷の状況を概観し、ついで震災の被害を可能な範囲で調べ、ついで諸藩・代官所・善光寺等の諸封建領主が領民救済のためにどのような手を打ったかを考え、終りに、この震災の影響について述べたいと思う。特にこの変災を通じて領主・領民のうごきの中にあらわれた封建制度の実態を観察してゆきたい。

この事件についての記録として最もまとまっているものは、松代藩家老河原綱徳の「むし倉日記」(2)及び善光寺権堂村名主永井善左衛門幸一の「地震後世俗話の種」(3)である。前者は、たまたま震災当時月番に当っていた松代藩家老の書いたもので、この震災関係の正式調査報告の類も多数収録している。彼はなかなか有能な人物であったし、その上責任ある地位にいた人であるから、この記録はかなり信頼すべきものである。また、この書は当時の能吏といわれた武士の物の考え方を知る上にも貴重な史料である。

後者は善光寺町続きの花街権堂村の名主の書いたもので、当時、彼は善光寺境内に出張店を出しており、震災勃発当時、善光寺境内にいて災禍を身をもって体験したのであった。この記録は、その序によれば、この不可思議な体験を話の種として子孫に伝えるためであるというが、おそらく出版の目的で編纂したものであろうと思われる。彼は絵に巧みであったので、極彩色の挿絵を多数おりこみ、その一部は松代藩主に見てもらったりした。このように、本書は多少の修飾はあるにしても、体験者の書いた体系的なくわしい記録であるという点でまたとない貴重な史料である。その他、現在長野市をはじめ各所に残るこの地震関係の史料は少くない。私はそのうち、ごく一部しか採訪していないのであるが、本稿は私の集め得た史料の範囲内で一応論述を進めることにしたい。

2 震災前の善光寺平および善光寺町の状況

善光寺大地震の震度は、水内・更級の郡が最も甚だしく、高井・埴科がこれにつぎ、従って、いわゆる善光寺平及びその西山部が最も大きな被害をうけたのであった。奥四郡とよばれる北信濃の当時の領主たちは、大名では松代藩真田氏（十万石）・飯山藩本多氏（二万石）・須坂藩堀氏（一万石）・幕府領がその間に多く点在して中野代官所（支配地約五万八千石）・中之条代官所（支配地約七万石、但し上州分を含む(4)がそれを支配し、また、松代藩は幕府領十五カ村七千四百石を預けられていた。これらの領地は、善光寺町附近で最も錯雑を極めていた。則ち町の中心部は善光寺領、町つづきの権堂村は幕府領で松代藩預り、問後所村は越後椎谷藩領、妻科村（後町・新田・石堂）は松代藩領というありさまで、実際上一つの町であるのにその所領関係はこまかく分割されていた。これはこの震災に当って善光寺町の混乱をいっそう増し収拾を困難ならしめたのである。（略）

三月二十四日は晴天であたたかく、御開帳の賑わいが正にたけなわであった。夜になっても参詣人はひきもきらず。本堂内はおこもりをする善男善女で充満し、境内の商人はいずれも営業をつづけ、数万の燈火は白昼をあざむくほどであった。一瞬後に阿鼻叫喚の生地獄が現出しようとは誰が予想し得たであろうか。

3 地震による災害

弘化四年三月二十四日夜亥の刻、信濃から越後にわたって地震がおこった。激震区域は北は越後高田より南は上田に及び、延長二十八里、幅八里ほどであり、そのうち最もはげしかったのは北東は飯山より南西は稲荷山に至る間及び更級・水内の両郡の西方山地で、延長十二、三里、幅二里半、面積三十方里程であった(10)。

善光寺町の被害

善光寺町は、町全体が傾斜面に立っていて不安定な状態にあった上震動がきわめて甚しかったので、第一震で多数の家が崩壊し、たちまち火災をおこした。火は大門町上方・東横町中程・東之門町中程の三カ所にまずおこり、ついで西之門町より出火した。出火場所は主として町の北部であり、風は西南であったから、町の南部、後町・権堂等へはなかなか類焼してこなかった。しかし諸院坊及び大門町旅籠屋街はことごとく崩壊、または類焼し、多数の死者を出した。火事は善光寺町のみでなく、松代皆神山から見たところ、二十カ所ほどに火の手が見えたというが、おおむねその夜のうちに鎮火した(11)。しかし、善光寺町のみは人家が多いため容易に鎮火せず、翌朝に至ってもますます燃えさかった。越後椎谷藩の出張所六川陳屋の代官寺島善兵衛は、二十五日その所領問後所村に来て消火の指揮をした。彼は問御所村北境で火をくい止めようと決心し、人足を指揮して権堂村・後町等の人家を打こわしはじめた。人々は他領の人家に手をつけることは後に問題をのこすといって止めたが、彼は責任は自分が負うからと称して断乎作業を進めた(12)。風は南風であったにもかかわらず火は次第に南に燃え下り、二十五日昼頃ついて鐘鋳堰をこえて後町・権堂へ延焼して来た。火のまわりはきわめておそく、もし鐘鋳堰を守って消火につとめれば、それ以南への延焼を防ぐのは比較的容易であったろうと思われたが、何分にも強力な消防団体がなく、住民は自己の家財持出しに奔走し、寺島代官も結局は自分を守ることを第一としていたため、有効な防火ができなかったのである。

松代藩主は、城中から善光寺の火が二十五日朝になっても消えないのを見て、救援を命じた。ところが城中に人数少く、仕方なく使者に道橋方の印鑑をもたせ、途中の村々の人足をかりあつめて行かせることにした。使者はようやく昼すぎに出発したが、村々の人足は一人よければ一人にげ、善光寺町についたときは、ついてくる人足一人もなく、仕方なく善光寺へ口上だけ述べて引かえしてしまった。二十五日夜は折悪しく雨になり、風も強く、洪水の噂があって人々は逃げまどい、消火などに協力する人はなかった。火は焼くべきもの

表6　善光寺町及び近村被害状況

町村名		領主	戸[a]数	b 焼失・潰れ戸数	b/a×100	人[c]口	死[d]者	d/c×100
善光寺町	八町	善光寺		2,527	(99)	(7,700)	1,403 外に旅人 1,029	17
	権堂村	幕府	307	274	89	1,163	89	8
	西後町	松代藩	(35)	27	77			
	問御所村	椎谷藩	(175)	45	26	(600)	1	0
	妻科村			83	26	1,195	25	2
	(新田・石堂を含む)	松代藩	311	小計 2,956				
善光寺近村	腰村	松代藩	(120)	23	14	(600)	23	4
	箱清水村	善行寺	(55)	15	28	(300)	15	5
	栗田村	幕府		0	0	558	5	1
松代町		松代藩		213		(9,000)	32	3
飯山町		飯山藩	(939)	926	(98)	(4,000)	389	12
高田町		高田藩	(2,400)	477	(50)	(17,000)	5	

註1　この表はむし倉日記・長野市史等により作成した。
2　（ ）を附したのは，確実な数の不明なものである。一応の便のため概数を推定記入したものである。
3　各領地ごとに調査の基準が異っている。
4　善光寺町の被害は，「俗話の種」によれば，寺内138人・町家2,481人・（男1,010，女1,471）・旅人2,000余（以上5月10日調査）であった。

で権堂・問御所・妻科の諸村が戸数のわりに人口の少ないのが目につくが、これは宗門帳人口が実人口より下まわっているためであろう。）善光寺町のうち、寺領の分いわゆる八町と称せられる町々はほとんど全焼し、横沢町等の焼けなかった町も過半は全潰して満足に残った家はほとんどなく、家屋の被害は一〇〇％に近かった。ついで花街権堂も、町はずれの農家数戸が難をまぬがれたのみで、その他は、「別して水内郡権堂村の儀は、右地震にて皆潰同様の上、善光寺町より出火類焼」と松代藩が報告したように、ほとんど全滅であった。前述のように火は問後所村北端で止ったため、問後所・妻科両村の被害は潰れ家のみである。近郊村についてみると箱清水村・腰村等善光寺北方・西方の村にはかなりの被害があったのに比し、南郊の栗田村が全潰家屋・死者皆無で被害が軽微であったことが注目される。（死者は五人とも善光寺で遭難）山手に被害が多く、平担部に被害の少かったことが、この表からも明らかに読みとることができる。松代町は、武士人口を含めてほぼ善光寺町と同じくらいの人口をもっていたと思われるが、全潰二一三、死者三二で、さして大被害というほどではなかった。飯山町はこの地震の激震地帯上にあったらしく、甚大な被害をうけた。（稲荷山町の被害も大きかったといわれる。一体、善光寺大地震については、善光寺町の被害のみが強調され、他の町村の被害が軽視される傾向があるが、事実は、飯山町・稲荷山町及び虫倉周辺諸村等の被害は、その町村にとってはきわめて大きなものであり、なかには全滅に近い被害のうけた悲運の村もあったのである。）

第7表は領地別の被害をあげたものであるが、飯山藩の被害がかなり大きかったことがよくわかる。また、同藩と須坂藩とを比較することにより高井郡より水内郡の方がはるかに被害の多かったことも明白にわかる。

西山部の被害

この地震は水内・更級両郡の山間部、殊に土尻川・犀川丘陵地帯に非常に多くの山崩れ（地滑り）を発生させた。その山崩れは、松代藩を焼きつくして二十六日昼ごろようやく鎮火した。一昼夜半燃えつづけたわけである。善光寺町は、横沢町（大方潰れ）を残してほとんど完全に丸焼けになった。崩壊または焼失家屋約二五〇〇軒。死者の実数は知りうべくもないので、、実際はこれよりはるかに多かったと思われる。

第6表は、幕府への正式報告書（主としてむし倉日記所収）をもとにして作ったものである。戸数及び人口は報告書には原則として書いていないので、他の史料により、または推定して記入した。（この表

表7　善光寺大地震領地別被害（水害を含まず）

所領別	石高	焼失・全潰家屋	死者	100石につき死者	備考
善光寺領	万石 0.1	2,527	2,432	243.0	旅人を含む
松代藩領	10.0	9,550	2,695	2.7	
飯山藩領	2.0	2,989	1,511	7.6	
須坂藩領	1.0	114	17	0.17	
中野代官所支配分	5.8	2,977	凡800	1.4	内200余は善光寺にての死者
松代藩預領	0.7	309	102	4.4	善光寺にての死者を含む
松本藩領	6.0	396	61	0.1	

註　「むし倉日記」により作成す。

表8　西山部の被害

村名	家数	全潰	半潰	人口	死者	被害状況
茂管	41	0	1	200	1	山抜
○鑢	15	13	—	70	1	山抜，皆潰同様
○桜	50	22	—	280	10	山抜
泉平	25	6	—	140	3	山抜
上屋	130	20	20	—	8	枝村グンダリは全村傷塞
広瀬	100	33（内15焼失）	15	500	?	モス原耕地大抜け
入山	200	40（焼失あり）	—	900	20	
×栃原	220	8	15	1,000	3	被害少し
志垣	60	6	8	360	1	変災により善光寺より紙買入の商人来ず，困窮
追通	—	0	—	—	0	
上租山	112	3	22	520	4	
下租山	—	13	—	—	—	13軒は抜落，家族全滅
小鍋	150	33	6	900	18	
○山田中	100	52	10	500	50	大抜，耕地半ば流出
宮野尾	100	33	15	500	10	
○坪根	61	37	16	380	10	飯岡山抜落
○倉並	41	33	6	220	60	山上より1時に大岩等落下
○五十平	68	30	6	340	10	地われ多し
○橋詰	160	61	6	800	40	上組皆潰，水止る
○岩草	150	105	30	700	5	
○念仏寺	130	98	30	700	30	臥人雲院寺地大穴の如く抜落
○梅木	110	56	30	600	70	
○地京原	130	（ほぼ全滅）		700	80	虫倉山崩れにて一円荒野となる
○伊折	170	32	10	500	90	50人大岩の下敷となり，死骸不明
和佐尾	80	23	7	390	7	
×椿峰	130	8	—	—	—	被害少し
瀬戸川	—	—	—	—	—	地すべり多し，1町もすべりでそのまま住める家あり
古山	100	19	—	510	10	
上野	—	—	—	—	—	明松寺押埋
○花尾	82	48	—	430	40	
竹生	130	33	—	680	13	
×小禰山	200	7	40	1,000	1	軽し
×立屋（椿峰の内）	42	—	—	200	—	軽し
○中条	130	87	22	600	44	
○専納	36	27	6	—	—	耕地大半抜落
○長井	110	8	—	—	20	
×大安寺	—	6	—	—	—	軽し
○笹平	79	70	3	390	25	

註1　「むし倉日記」により作製す。　2　○印は特に被害の多かったことを示す。
3　×印は被害の軽かったことを示す。

領で一千九百箇所に及んだという。（両藩の調査による。）山崩れは必然的に各所で川を堰止めたが、なかでも岩倉山の崩壊による犀川堰止めは最も大きな被害をもたらした。これについては後述する。

松代藩は山中の被害を調査するため、重臣山寺源太夫をはじめ、何回か藩士を派遣したようで五月頃、磯田音門（勘定方）が行った実地踏査が最もくわしかった。この踏査に同行した矢野茂の書上の摘要が「むし倉日記」に出ているので、それによって山中の被害をみてゆくことにする。第8表は、この報告をまとめたものである。この調査はまず裾花川の谷口茂菅村からはじめ、裾花川流域の村々（現、長野市芋井地区・上水内郡戸隠村柵）を経て、陳場平山麓・虫倉山南麓等の丘陵地帯に及び、土尻川流域を通り犀川の谷口で終っている。

まず茂菅村は被害は少なかったが、善光寺への道が崩れたり、山崩れで裾花川が堰止められたりしたのを、いずれも自譜請で修理したので役人からほめられた。鑢（たたら）村は大半潰れた上、用水が止ってしまったので、田植はもちろん飲用水にもことかき、困窮している。

上屋村では枝村グンダリ組の者がことごとく傷寒（流行熱病、腸チフスか？）になり、郡方から医師を波遣し、上屋本郷の者が小屋懸をしてやったりしている。

広瀬村では隣村上屋村の立屋というところから莫大な耕地がおちてきて、耕地の境がわからなくなり、境論がおこって勘定所へ裁決を願出たけれども、藩としてもどうしようもないので、「いか様共熟談、造り入可成分は早速蒔付候様」命じただけであった。

（略・「上水内郡誌」志垣・追通・栃原を参照）

小鍋村は被害もさることながら、茂菅へ出る通路が至るところ崩れもともと一足ふみ外せば谷底へ落ちるような険しい道なので、今後牛馬が通れるかどうか心配している。山田中村は最もひどい大抜けで、人家は下の沢に崩れ落ちてかたまっている。所々に残った表畑が虎斑のようにみえる。倉並村は山上から大岩等が落下したとみえて散々の荒れようである。山田中の大抜け等は、「順押に押下し」たのであるが、ここは岩石が多くはいったため耕地にもどりそうもない。村民は他村分の土地を借りて小屋住いしているが、水がなく、食糧も欠乏して生色がない。五十平村には大きな地割が生じ、民家が地割の中に落ちて屋根ばかり見えている場所もある。一体山田中から伊折辺まで、陳場平山・虫倉山の麓一帯は全滅同様の部落が多い。（略・「小川村誌」念仏寺村・棒峰村・花尾村参照）

以上、「むし倉日記」所収の書上により山中の被害につき注意すべき点を述べてみた。山中の被害のかなり大きかったこと、特に地すべり・山崩れ・川堰止め等の被害が大きかったこと、また用水を大変化があって、田植えに困っているところが少なくないことなどが目立っているが、そのほか麻・紙等の換金作物の荷出しができなくて困っていることなどは甚だ注意すべきである。また土尻川・犀川の合流点に近い笹平村がほとんど全村商渡世であり、山中の村々に日用品等を供給していることなども興味深い。

岩倉山崩れによる湛水及び洪水の被害

地震勃発と同時に、犀川の右岸にある更級郡岩倉山が大崩壊し、川をせきとめた。この辺は現在大きな発電用ダムがいくつもできているところで、谷はせまく、水量が多いのでたちまち上流に大きな湖を現出することになった。このことは大事をひきおこすできごととして地震の翌日すでに信州取締川上金吾助（中之条代官）より幕府に報告されている。犀川下流は流水がなくなって、善光寺町の入口丹波島渡などは徒渉できるようになった。この山崩れは山が「二つにわれて抜落」したもので、上流は数十丈の土砂岩石で十町ほど流をせきとめ、下流は十間もある大岩がかさなり合って五町の間谷をうずめた。

三月二十七日、松代藩の家老恩田貫実（頼母）は士卒を引率して犀口普請のために出張した。山寺源太夫・岩下革・磯田音門等は松代近在の農民が水難をおそれて山中に避難しているのをかり集めて犀口へ向わせた。その夜、犀川湛水押出の流言があり、人夫はことごとく逃亡し、松代町も大混乱を来すという騒ぎがあった。

しかし翌日よりまた人員を増強し、他領よりの応援もあって、工事は着々進んだ。しかし、その工事は、犀口の小市山（真神山）の地崩れで川幅の狭くなったのを掘広げることと、堤防を築くことのみで、肝心の岩倉山堰止箇所を切開こうとする努力はされなかった。これは四月一日附の松代藩の幕府への届書が述べているように、「大山殊に巌石押入候儀ニ付、人力ニハ何分届兼」、つまり当時の技術では切開き不能と考えられたためであろう。犀川沿岸の村々は皆山手に避難し、丹波島宿も無人になって人馬の継立が不能に陥った。

犀川の普請場では日々千人前（米二合五勺宛）の賄をした。人足は村々や松代城下から出、他領からも応援があった。賄方には女が当った。佐久間修理（象山）は堰留の大岩に方八尺深さ八尺の穴をあけ、なかに地雷火を仕懸けて岩を砕けばよいと献策した。ダイナマイトと似たやり方である。彼は洋書か何かでこのような工事法を知っていたのであろうか。しかし実際には一つの地雷火を仕掛けるにも莫大な金がかかる。まして無数の大岩を一々爆破できようか、というような論が多くて、せっかくの名策も沙汰やみになった。

かくて湛水は増加する一方で、八木貞助氏の調査によれば、水面は標高四六八米、上流は東筑摩郡雲根に及び、延長二三㎞、面積は約九・七平方㎞（諏訪湖は一四・四平方㎞）に及んだ。被害は二十余カ村、浮上った家は六〇六軒に達した。

しかるに、この堰止は、湛水二十日にして、四月十三日午後三時す

表9　犀川洪水による被害

所領別	流出・押埋・潰家（土蔵等を含まず）	水死	構地被害
	軒	人	石
松代藩	2,025	22	38,840
松代藩預所	195	23	
須坂藩	29	6	(3,000)
飯山藩	0	0	2,092

表10　被害者に対する手当金

所領別	本潰	半潰	死人	備考
	両分朱			
善光寺	0	0	0	1人につき米5升給与
松代藩	030	010	塔婆一枚ずつ下附	1軒につき米1俵貸与2分2朱・2分・2朱等もあり。
飯山藩	010	001		
須坂藩	232	200		水入に1両または2分
中野代官所	100			宿駅は手当多し
椎谷藩	500	220	100	

註1　本潰は焼失・流出を含む。

2　「むし倉日記」により作成

ぎ頃、まず上流岩倉の堰止がにわかに崩壊し、濁水は第二の堰止をもまたたく間に押しくずして犀口へせまった。犀口の工事現場にいた者の報告によると、はじめはおだやかに流れ出して来たので、この分ならばとやや安心したところへ、一度にどっと濁流が流れ出して来たという。その高さは犀口で約六丈八尺ほど、折角の新築堤防を一たまりもなく押流し、その一部は用水堰に押出して千曲に流れこみ、その他いたるところに大洪水をひきおこした。この洪水は耕地に対してはかなり大きな被害を与えたが、住民の多くは避難していたので水死はわずかであった。この洪水による被害は第9表の通りであるが、下流にゆくに従って被害の少くなっていることがあきらかである。松代藩の流失等二千余軒は別の調査では流失・押埋あわせて千四百余軒となっており、その方が真に近いかも知れない(15)。また、同藩預所のうち村山村は殊に被害多く、一四〇軒のうち流失七〇軒、潰家三一軒を出し、水死人も一一人に及んだ。しかしこの水害はきわめて一時的のものであり、まもなく減水して平常に復した。

4 この震災に対する各領主の施策

この地震の被害をうけた地域の各々の領主はそれぞれ被害者の救済や治安の恢復などに相応の努力をはらったことはいうまでもない。そしてそれらは各領主ごとにバラバラに、横の統一なく行われたこともまたやむをえないことであった。例えば、潰れ家及び死者に対する金銭手当を表にすれば第10表のようになる。もちろん金銭手当だけが救済のすべてではないが、一応の目安にはなるであろう。則ち善光寺は領民に対し金銭の手当を全然行わなかったが、町つづき問御所の領主権谷藩は本潰に対し五両という多額の手当を与えた。これは同藩の被害がこの村だけに限られている好条件もあり、松代藩家老河原も、

「地震潰ハ格別多無之趣」と同藩の有利な立場を考慮にいれながらも「乍去、御高柄ニハ多分之御手当等被下、夫食御救方も厚く御世話被成下、一統之唱悉宜御座候」、と同藩の処置が評判のよかったことを認めざるを得なかった。このように善後処置は各領主の財力や方針や被害の程度などによってそれぞれ異っていたわけであるが、いま、各領主の施策について簡単にふれていくことにする。

善光寺

善光寺は、門前町全焼、別当大勧進は大破、大本願はじめ諸塔頭は残らず焼失という大被害をうけて、勃発直後、三月二十四日より二十七日頃までは茫然自失のていであったらしい。（中略）

なお、被害調査が各町庄屋に命ぜられ、西町庄屋は四月十八日に焼家・潰家の調査、五月には死者の調査及び仮住居届を提出している(18)。

（略）

松代藩

松代藩では犀川口の堤防工事に相当の努力を払ったこと、前述の通りである。また山中へもしばしば役人を派遣して被害調査や難民救済に当らせた。しかし、藩が直接救済の手を下すことはきわめて稀で極難渋の者は近隣の富裕な者に救助を命じたり、一村困窮している村は「申励まし」たりする程度である。「仁政」というものが概念的で、物質的・経済的裏づけが不足していた。

幕府へは三月二十六日、まず簡単な第一報を提出した。四月一日にはややくわしい第二報を送り、丹波島宿の民衆が避難してしまって伝馬宿継ができぬことも附記した。四月十二日には二万両の拝借金を願い出て、一万両を貸与された。ほかに御郡代金一万両拝借した。幕府の検使が四月十一日に坂木宿着、十二日田野口、十三日岩倉山の堰止箇所を視察した。犀川口崩壊は同検使が立去った後間もなくであった。四月十八日に洪水の届を幕府に出した。四月二十四日より五日間、八幡原・高田・東川田三カ所で焚出しを行った。代官が掛りで、手代二名ずつ出張して指揮した。四月二十一日には、本年六月に予定されている藩主の参府を用捨してもらいたいと願い出た。同二十三日には領内のうち虫倉山麓の被害が特に甚しいので、その旨幕府に届けた。また、同月、預所の被害調査を勘定奉行に提出した。五月一日には、犀

川合流点附近を国役普請にしてほしいという願書を提出した。六月七日には犀川上流の湛水が完全には流れきらず、いまだ平常水位より五丈も高い旨を届けた。七月九日附のくわしい被害明細書が七月十六日月番老中牧野備前守に提出され、これで幕府への報告は終っている（略）。

5震災の影響

宿駅の混乱

震災勃発直後、善光寺宿は、触頭追分宿にあてて、北国往来継立差支えのことを報告した。牟礼から戸倉までの各宿も同様の報告をしたと思われる。（略）宿駅復旧の遅延は仲馬や百姓手馬の発達をまねいたかと思われるが、よくわからない。善光寺宿問屋の仕事は、年末頃までに例年通りに恢復したようである。（略）

善光寺町の復興

全滅同様の大被害をうけた善光寺町も、比較的短い期間に着々と復興した。幸い金堂と山門とは難をまぬがれたが、相当の被害をうけたので、六月十七日から修理をはじめた。六月二十六日に宗門調べの命令があり、同二十九日、町年寄より催足があった。（略）町方の復興もかなりスムーズであったが、最もめざましく復興したのは花街権堂であった。従来、表継堂という一つの町並であったが、震災後裏権堂というのができて、町並が二筋になった。茶屋はたいてい前よりもりっぱな建築を行った。（略）善光寺の経済はこの地震によって大打激をうけ、その傷手は遂に明治維新まで恢復しきれなかった。（略）

一三四（虫くら日記抄）○長野市芋井、小田切地区

桜　村　家数　五十軒
　　人数　二百八十人

潰家二十二軒、死失十人、田畑居切多く抜覆の場も有之候。田水ハ上ケ屋村分地より水道普請候ハバ、植村可也出来可申旨。其外先別段の儀も無之。此村に両親圧死、子供五人別家の方へ引取候郡方ニて申立、別段御手充被下、右子供預り候長蔵と申者呼出、養育方音門申含候。長蔵儀、高十一石余所持、勝手も地廻りと申位貞実者と見受候。

泉平村　家数　二十五軒
　　人数　百四十人

潰家六軒、死失三人の旨。右村ハ遠見而已、罷越不申候。村脇の山抜四十石余の場ニて、鈩村技所より多相見候。多分畑方ニ御座候。技下ニ田も有之由ニ候得共、水懸の場抜落候故植付出来兼候由。呑水ハ地震已来多出候旨。

入山村　清水組、犬飼組、影山組
　　家数　二百軒程
　　人数　九百人程

焼失潰ニて四十軒程、死失廿人程、田畑格別の抜覆も無之、先此辺ニてハよほど荒所少相見へ、田方仕付初め候場所も御座候。同村の内篠窪と申処、家数二十軒程に候処、水口変じ呑水も一向無之遠方より汲収候由、道橋方手付見分ニ遣候処、水口の処抜覆、此上三百間も不堀割候へバ難用立、不容易普請故、此上見込を付願立候様ニと申含候旨、右手付より音門へ申立候旨。

右村より飯網原神領境迄ハ格別抜所無之、尤田畑も多ハ無御座候。飯綱原見渡し候処、神領の方抜所居切等も余りみへ不申候。

宮野尾村　家数　百軒余
　　人数　五百人余

潰焼失三軒、潰三十軒余、半潰十五軒、死失十人、上組の方ハ抜所も候へ共、耕地格別損じ候程の処無御座、下組の方ハ抜所数多有之、田畑損所も多く御座候ニ付、同村保玉組ハ犀川岸ニ御座候処、分地も少々押流し候様子、且隣村へ罷越候道筋も至て難所ニ成、追々余程の道

普請不仕候へバ難相成旨。

深沢村

当村ハ平地少ク三方山ニて小市口の方一方開キ候土地故、片下り田畑多分抜崩、村前の深き沢、吉窪村分地の方より山抜覆、水湛留、当時二百間余も湛居。畑地余程水入ニ相成候。堰留の場大木土砂岩石等ニて押埋メ、高サ四五丈も可有之様ニ相見へ、掘割等も中々出来兼候旨申聞候。其儘置候へバ当八九月比ニ不相成候てハ流しも付間敷申聞候。尤水乗候様ニ相成候ても、居家へ水上り候程の地陸ニハ無御座候。源ハ細流ニ可有之候へ共八九月比迄も湛候ハバ、一旦ハ余程大水可乗と奉存候。村方の者共も甚難渋の様子ニハ候得共、是非掘割度と願候様子ニハ無御座候。

一三五〔松代領内地震被害届書鎌原洞山筆記〕地震記事

一、届書　松代藩、鎌原洞山等記

私在所信州松代一昨廿四日亥刻頃より大地震にて、城内住居向櫓幷囲塀等夥敷破損、家中屋敷・城下町・領分村々其外支配所潰家数多死失人夥敷、殊に村方にハ出火も多く有之、其上山中筋山抜崩犀川へ押埋水湛追々致充満、勿論流水一切無之、北国往環丹波島宿渡船場千上りに相成、此上右溢れ押出之方に寄如何様之変地も難計と存候、且今以折々相震申候、委細之義ハ追而可申上候得共先此段御届申上候、以上、

（弘化四年）　御名とあり乃ち
三月廿六日　真田信濃守（幸貫）

二、

四月朔日届
四月十四日届
四月十八日御届
四月十二日願書　金弐万両拝借願
四月廿日　虫倉山麓震災届
五月朔日　鹿谷村山抜届

右届願書類ハ別冊取調材料中にあるを以て略す、

五月三日御用番阿部伊勢守様へ前日被指出候所、御願書へ御願之通御附札相済、公用人山岡衛士を以て被成御渡候、

私儀参勤時節之義奉伺候処、当六月中参府可仕旨被、仰出難有仕合奉存候、然処追々御届申上候通、去月廿四日夜未曽有之大地震にて城内始家中・城下町共被損所幷潰家等数多有之、別て領分村々之義ハ潰家・死失人等夥敷、其上田畑・道路地面震裂、土砂・泥水等吹出、殊に山中筋ハ山抜崩覆等にて、一村人畜共地中へ押埋候村々も不少、就中更級郡山平林村之内山抜崩、犀川押埋水流堰留、数日相湛水嵩二十丈余に及候間、川辺村々水中に相成申、尤も岩石にて数十町之間堰留の義に付、水勢にてハ難押切様子に相聞候所、去十三日夕存外一時に押破り、岩石一周数十丈之水押出、流末川中島一円に致充満、人家ハ尚更田畑とも押流、或ハ河原に相成、其外近辺村々下続川添村方流失又ハ泥水押入候儀夥敷、且又数十日水中に相成居候山中村々之義ハ引候得共、居家・田畑とも不残押流、其上川辺通欠崩候場所数町有之、重々之災害にて親族を失ひ、居家・財々・耕作諸道具、剰田畑迄も致亡失悲嘆途方に暮罷在候、領民共幾千万共難申差向夫食に差支住居に迷ひ、農業之心得等ハ毛頭無之為射に付、所々致手分役人共指出炊出、又ハ小屋懸等之手当申付、飢喝井雨露之凌等専為取計候へども、右は全一時之救方而已之義にて、此上仮成にも居家取繕耕作諸道具等取整、田畑開発手段可申付候得共、家来のみ任置候てハ領民共気向にも拘り取復方果敢取申間敷、右に付てハ領内村々少しも取復人気穏に相成、耕作営み候形勢に至候迄にハ在所に罷、在救方手元筋ハ勿論、人心引立候様幾重にも相も相励み、且ハ取締等万端指図仕度奉存候、依之可相成義に御座候ハ、格別之御仁恵を以て当秋中迄参府御用捨被成下候様仕度奉願候、以上、

一三六〔松代町史下〕

弘化四年三月廿四日夜亥の刻頃（十時）信州全体及び越後高田地方に迄も及ぼせる稀有の大地震があった。善光寺平が中心地であったから川中島四郡は震動激烈を極め山は崩れ家は潰れ、火災は起り、圧死又は焼死せる者及び怪我人夥しき数に達し阿鼻叫喚、焦熱地獄の有様は全く形容の詞苦しむ程であった。加之更級郡の虚空蔵山（俗に岩倉山と云う）崩壊して犀川に土砂を押出し、厚さ百八十間高さ三十二間の堤防と化して流水を壅塞（ようそく）し、水を湛うこと十有九日、上流沿岸の十数箇所を水中に沈没して了った。

斯くて下流へは一滴の水も洩れ来らずして干潟となりたるが、何時欠潰して水の押し寄せ来るが計り知る可らざるものがあったので人心為に慓々恟々、また周章狼狽して全く為すべき所を知らなかった。されば松代藩にては安全地帯に住民に避難せしむると共に、家老職恩田頼母は物頭竹村金吾、山寺源太夫、磯田音門、岩下革、拓植嘉兵衛、宮島守人、山田兵治等を率いて川中島に出馬し、人夫を指揮して小松原に一大堤防を築くと共に、また鳥打峠の坂下にも堤防を築いて欠潰の場合に備うる処があった。然るに四月七日より天候俄に険悪となり、大暴風雨の襲来を見るに至りて滞水は愈々（いよいよ）激増氾濫して、遂に四月十三日の夜に至り（岩倉山崩壊より二十日目に当る）山抜にて塞りたる箇所欠潰し、激しい鳴動恐しき水煙を立て、奔流は恰も津波の如く押下し、其事あるを察して築き上げたる小松原の堤防の如きは一溜もなく欠潰して濁流は遂に川中島平野一面に漲（みなぎ）り、鳥打峠坂下の堤防を破って海津城下をも浸すに至った。時に日は既に西山に没して避難の人民皆其途に迷い、家屋諸道具を始めとし、根こぎの大木など、激流に押流さるるもの夥しく、逃げ遅れたる人々の藁屋根、材木などに取縋りて救明を呼びながら、浮きつ沈みつ流れゆく其惨状は実に名状すべくもなく全く前代未聞の椿事（ちんじ）であった。

当時松代藩が調査して幕府へ届出た十万石領内の被害高は実に左の如き巨額に上った。

私在所信州松代追々御届申上候通当三月廿四日夜大地震以来度々の震動にて城内並家中町在居家其外破潰人馬死失田畑損七且山抜崩犀川堰留湛水にて数十ケ村水中に相成居候処同四月十三日右場所一時に押破埴科、更級、水内、高井右四郡の中八拾箇村一円之洪水にて猶又居家其外流失流死人田畑損亡等委細相糺候処

一、本丸囲塀八拾間倒
一、二丸馬出櫓一箇所大破
一、同所円塀九拾四間三尺倒
一、三丸櫓一ケ所潰
一、同所囲塀弐拾七間倒
一、本丸二丸三丸共門並櫓諸番所
一、屋根瓦震落壁破損
一、住居大破並廻塀拾四間倒
一、番所一ケ所潰
一、米倉一棟潰
一、同九棟破損
一、城地囲水除工手五拾弐間崩
一、厩一棟大破
一、学問所一箇所大破

家中之分

一、居家潰三拾八軒
一、同半潰二百八拾六軒
一、同大破六百五拾四軒
一、同潰九ケ所
一、同半潰捨六ケ所
一、同大破五拾三ケ所
一、土蔵潰三拾五棟

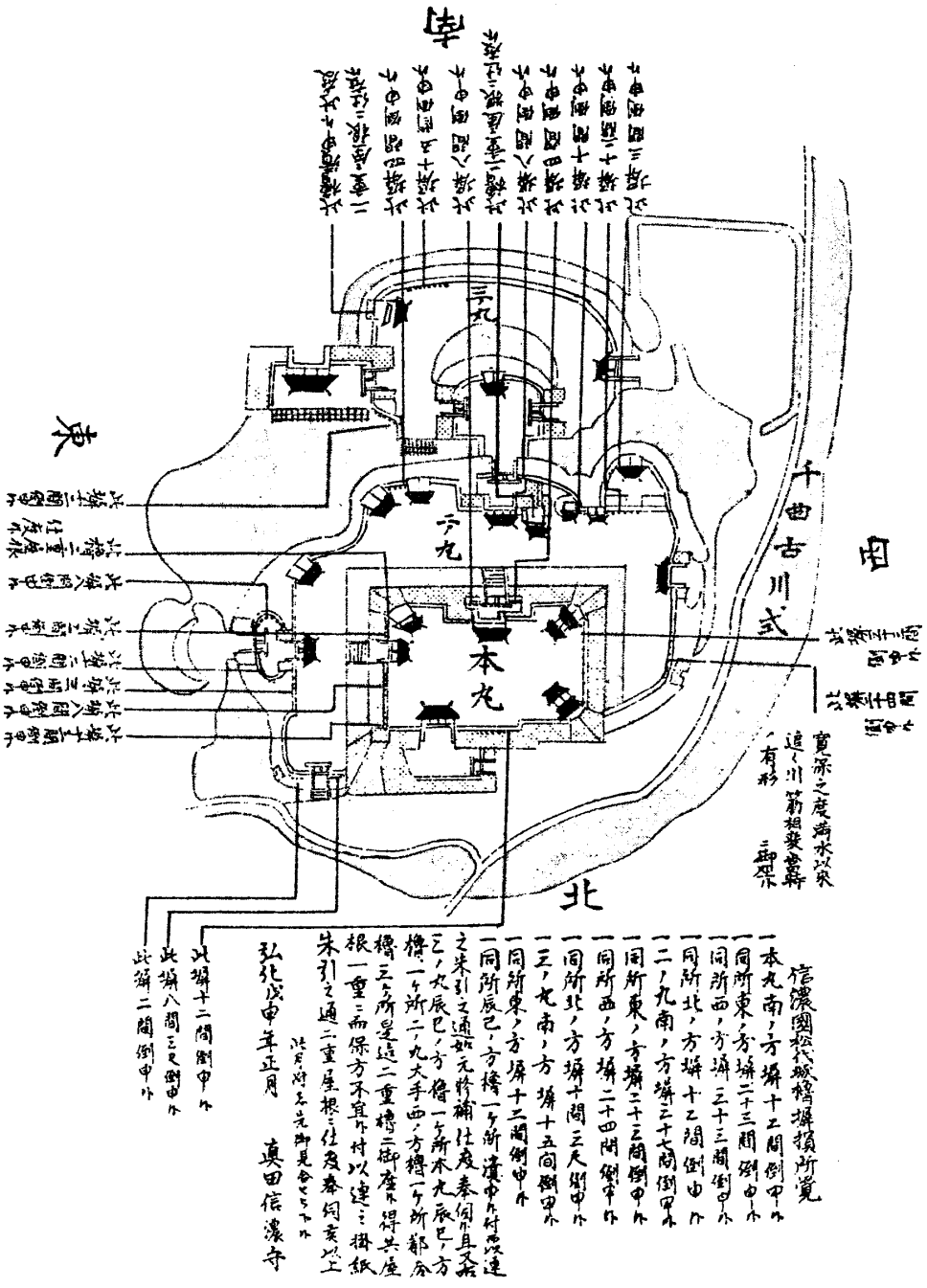


図 12　弘化四年の大震災に於ける海津城の被害箇所

一、同半潰百拾壱棟
一、同大破百七拾六棟
一、物置潰百二棟
一、同半潰七拾七棟
一、同大破二百八拾棟
一、囲塀倒千七百拾弐間余
　城下町之分
一、居家潰百七十五軒
一、同半潰百五軒
一、同大破百四十四軒
一、土蔵潰三拾九棟
一、同半潰弐拾九棟
一、同大破六拾棟
一、物置潰四拾一棟
一、同半潰三拾四棟
一、同大破三拾棟
一、酒造蔵潰二棟
一、同半潰一棟
一、社潰二ケ所
一、御朱印地寺院本堂大破庫裏潰一ケ所
一、同半潰一ケ寺
一、同大破三ケ寺
一、寺院潰一ケ寺
一、同大破九ケ寺
一、圧死参拾弐人内男拾一人女二拾一人
一、怪我弐拾七人内男拾三人女十四人

○

一、高七万千六百四拾五石余　本田新田共内
地震之節　参万弐千八百五石余　村数百五拾壱ケ村（内壱万八拾五石余田方　弐万弐千七百二十石余　畑方）
洪水之節　参万八千八百四拾石余　村数八拾ケ村（内弐万七千九百拾参石余□田方□壱万九百弐拾七石余□畑方）
右は山抜崩耕地覆床違並犀川湛水入之村々且右湛水押破大石等耕地江押出候等之大荒村々凡高に御座候永荒に可相成多相見申候

○

一、用水堰抜崩並大小百四拾六ケ所
一、用水堰大破並磐石砂泥入押欠崩延長拾弐万八千六百四拾弐間余（内九万七千百六拾間余地震之節　三万千四百八拾弐間余洪水之節）
一、山抜崩大小四万千五拾壱ケ所（内四万九百九拾九ケ所　地震之節　七拾弐ケ所　洪水之節）
一、山抜崩堰留水湛大小五拾三ケ所（但し堀割候分其外共水路相附申候）
一、往来道筋地裂抜崩流破延長拾六万四千七百四拾壱間余（内拾三万千二百五十二間地震之節、三万三千四百八拾九間余洪水之節）
一、橋大小落損流失等三百七拾三ケ所（内百拾三ケ所地震之節二百六拾ケ所担久米路橋共洪水之節）
一、同破損百八拾壱ケ所、但洪水之節
一、犀川千曲川筋国役御普請所土堤流失延長弐千九百四拾七間、但洪水之節
一、同石積流失延長八拾間、但洪水之節
一、犀川千曲川其外川除土堤震崩流失延長弐万九千三拾間余（内四千六百七拾四間余地震之節、二万四千三百五拾六間余洪水之節）
一、同石積流失延長弐千九百間余但洪水之節
一、同菱牛石積流失三百八ケ所、但右同断
一、同石枠合掌枠流失千弐百三十六組但右同断
一、同岸囲打抗菱牛差出流失八千四十五間但右同断
一、同急難除岸囲水刎流失四百七拾七ケ所但右同断

一、用水揚口水門底樋震潰大破流失弐拾四ケ所（内拾ケ所地震之節
拾四ケ所洪水之節）
一、船大小破損流失弐拾五艘（内四艘地震之節、弐拾壱艘洪水之節）
在方之分
一、居家潰九千三百三拾七軒
内三百軒山抜土中へ埋、二百四拾三軒潰之上焼失、二百軒潰半
焼堰水入の上流失五百六軒潰半潰堰水にて浮出の上流失、千四拾
壱軒潰半潰の処洪水にて流失、六百弐拾四軒半潰の所洪水にて潰
其他六千三百弐拾三軒
一、同半潰弐千八百弐軒
一、同大破三千百二拾軒
一、同石砂泥水入弐千八百弐軒、但洪水之節
一、土蔵潰千七百五拾七棟
内百弐拾九棟山抜土中へ埋、八拾四棟潰之上湛水入、百拾棟潰
之上流失、弐百四棟潰半潰の処洪水にて流失、其他千二百拾棟
一、同半潰五百八拾五棟
一、同大破百七棟
一、同石砂泥水入三百弐拾弐棟但洪水之節
一、物置潰六千百四拾八棟
内弐百弐拾四棟山抜土中へ埋、三百拾八棟潰半潰の処焼失、千
三百弐拾七棟同洪水にて流失百九拾五棟半潰破損の所洪水にて潰
六拾弐棟潰の上水入、四千二百九拾弐棟潰
一、同半潰九百七拾四棟
内六拾三棟半潰の処洪水の節水入
一、同石砂泥水人六百三拾弐棟但洪水の節
一、酒造蔵潰弐拾三棟
内四棟潰湛水入の上流失、拾四棟潰、五棟半潰の処洪水にて潰
一、同半潰二棟、大破壱棟
一、水車屋潰百九棟
内七棟山抜土中へ埋、五棟潰の上焼失、三棟同湛水入、二拾五
棟潰半潰の処洪水の節流失、二拾棟半潰大破の処洪水の節潰、五
拾七棟潰
一、社倉潰七拾七棟
内七棟山抜土中へ埋、三棟潰の上焼失拾八棟潰半潰の処洪水で
流失、四拾九棟潰
一、同半潰四拾七棟
一、高札場潰拾八ケ所
内拾五ケ所潰、三ケ所大破の処洪水の節流失
一、同焼失弐ケ所、大破九ケ所
一、口留番所潰九ケ所
内壱ケ所潰の上湛水入、八ケ所潰
一、同大破五ケ所
一、社潰百四拾ケ所
内拾五ケ所山抜土中へ埋、拾壱ケ所潰の上湛水入、六ケ所同焼
失、三拾七ケ所潰半潰大破の処洪水の節流失、弐拾弐ケ所半潰の
処洪水にて潰、五拾六ケ所潰
一、同大破八百弐拾五ケ所
一、御朱印地寺院潰八ケ寺
内壱ケ寺潰の上地裂土中へ埋、壱ケ寺同湛水入六ケ寺潰
一、同半潰弐ケ寺同大破六ケ寺
内大破五ケ寺地震の節、壱ケ寺洪水の節
一、寺院潰八拾ケ寺
内三ケ寺山抜土中へ埋、五ケ寺潰の上焼失、拾三ケ寺同水入、
八ケ寺大破の処洪水の節流失五拾壱ケ寺潰
一、同半潰弐拾壱ケ寺同大破三拾五ケ寺
一、諸堂潰弐百四拾壱ケ所
内拾ケ所土中へ埋、壱ケ所潰の上焼失壱ケ所同湛水入、三拾三
ケ所同流失、二ケ所同洪水の節水入、百七拾九ケ所潰、二ケ所洪

水の節潰、拾三ケ所同流失
一、同半潰五拾五ケ所
　内四拾九ケ所地震の節、六ケ所洪水の節
一、同大破五百五拾ケ所
一、同石砂泥水六拾八ケ所、但洪水の節
一、圧死流死弐千六百六拾三人
　男千二百七拾一人
　内千四十三人地震の節圧死、二百二十二人、山抜土中へ埋没死
　骸相見不申候、六人洪水の節流死
　女千三百四拾五人
　内千百二十七人地震の節圧死、二百二十二人、山抜土中へ埋没
　死骸相見不申候、十六人洪水の節流
　社人二人、僧十人
　内一人山抜へ埋死骸相見不申候
　地震の節内拾人住々農業渡世難相成候
　女千二百五十一人
　地震の節内十五人農業渡世難相成候
一、怪我人弐千二百六十二人
　男千拾壱人
　地震の節内拾人往々農業渡世難相成候
　女千二百五十一人
　地震の節内十五人農業渡世難相成候
一、斃牛馬弐百六拾七疋
　内牛四疋馬弐百六十三疋山抜土中へ埋相見不申候
右之通御座候尤地震之儀者領内一統の儀御座候得ば居家は勿論土蔵物置に至迄少破無之分は更に無御座候損毛高之儀は収納の上可申上候此段御届上候　以上
七月九日
真田信濃守幸貫

松代藩は震災の被害の甚大なるに鑑み幕府より金壱万両を借入れ、国役普請を起し、用水路及び道路橋梁の復旧を行い、且つ罹災者に対しては焼失流失の者に金三分米二斗五升宛、潰屋一軒毎に金二分宛、半焼の者に金一分宛の割合を以て賑恤する処があった。尚三月二十四日の大地震以後も引続いて余震があった。

三月
二十四日三十九回、二十五日六十九回、二十六日五十六回、二十七日八十回、二十八日八十二回、二十九日八十六回、三十日三十九回
四月
一日三十九回、二日五十七回、三日二十三回、四日二十九回、五日二十八回、六日三十七回、七日十六回、八日三十六回、九日二十一回、十日十六回、十一日十三回、十二日二十五回、十三日七回、十四日十四回、十五日十二回、十六日十七回、十七日三回、十八日十三回、十九日二十回、二十日五回、二十一日八回、二十二日十四回、二十三日十三回、二十四日正午迄七回
合計三十一日間に九百二十四回
右は松代藩に於ける調査なるが当時は地震計の設備などあろう筈がなく、只知覚に依りて数へたのであるから、余震の数はもっと多かったことが想像に難くないのである。

尚此震災に尤も惨害の甚だしかったのは善光寺であった。預所であるから前記十万石領内の損害報告書に載っていないが、倒潰若しくは焼失せる家屋二千四百二十八戸、圧死又は焼失せる者三千八十六人という夥しい数に達した。夫れは時恰も善光寺の開帳に当り遠近善男善女の蝟集し来れる者が多かったからである。当時の流行唄に

地震よりいでさい河溜る花の善光寺丸やけだ、ヲコット　カワラダタアント

然れども三国一の霊仏と聞えた善光寺本堂の厳として霊光いとど高きによって

地は震ひ山は崩るる世の中に何とて弥陀はつれなかるらん

此度は床も取あへず潰家のもみあふ人は壁のまにまに
はるばるの道を詣でし善光寺地震にあふてとんだけちえん

などといふ落首も出来た。又

善光寺しなので死うとはえんぶだごんの一言もなし
難くとて帰らぬものをおもへどもかこち顔なる我なみだかな
地震してあとは野原となりにけりただ有明の月ぞのこれる
尋ぬれど問ふ人もなし焼野原今一度の逢ふこともがな
我ばかりつれなく友に死わかれあまりてなどか人の恋しき

というような落首も出来た。以て其惨状の程を知るべきである。因に松代藩にては其後毎年妻女山に於て僧侶を招き惨死者の追弔法会を修行し、嘉永二（一八四九）年同山に罹災横死供養塔を建て左の如く陰刻した。

弘化四年丁末三月廿四日夜地大震松代封内及所管公田之民圧死男女共二千七百八十四人是時犀川両岸山崩壅塞流水至四月十三日而決下流氾濫溺死男女四十六人嗚呼惨哉於是連年干妻女山大修仏事而弔其亡魂今茲巳酉三回忌辰又修仏乃記因由於石以示後人云爾（しかいう）

経日願以此功徳普及於一切我等輿（と）衆生皆共成仏道

嘉永二年春三月

長国寺廿四世
住持比丘圭白翁謹誌

一三七（虫くら日記抄）○松代

○舞鶴山御宮は更に別條なし。夜燈さへも倒れず。一体馬場丁より上代官丁竹山丁柴丁裏柴丁四ツ谷あら町松山丁辺すべて地震弱かりし。

○長国寺御霊屋不残いがみ損じ、御石碑不残倒れ、御位牌長持に入、住寺守護したり。（御代参も初は住持守護の仮小屋へ非常服にてつとめ、地震済て後は本堂へ飾り、上下にて勤めぬ。御修復皆出来迄斯のごとし。）本堂大斜み、所々破損して手の付所もなき位也と自分の者申待りき。禅堂は近化さしも丈夫に御普請有けるが、大斜み、所々破損し、西の方柱二本折たり。廻廊も不残たをれぬ。

○堂島往来にも七八寸より尺位迄の割目付たり。又御裏通畑所々われて泥水吹出し、浮石を夥しく吹出たる所多し。是はむかし千曲川の通りたる比寄いたるなるべし。又川田福島の辺は泥水往来の者の膝を侵せりと云。（略）

○かが井村焚湯の側に堂にぶつぶつと湯のたつ所有、廿四日大地震の時六尺程泥水を吹出し。廿五日の朝は三尺程になり、廿六日の朝此より五七寸に至り、其後は追々に元の如く也たりと、高野藤十郎右筆語れり。

一三八（領内地震被害届留）○長野市

○中略

同弐度目岩倉山抜崩犀川堰留御届

一、私在所信州松代去月廿四日亥ノ刻頃〆大地震之義、先達而御届申上置候通ニ御座候処、貝御今以相止兼昼夜向ケ度与申義無御座折々相震、遠方村方者相分兼候得共、城下町々者猶潰家等も有之、近辺之山上〆岩石夥敷崩れ落、且兼て申上候犀川上手堰留候場所之義ハ、更級郡之内安庭村・山平林村両村之辺ニ岩倉山与申高山半両端技崩れ、壱ケ所ハ五十丁程之間川中へ押込、其辺押埋候村方も有之、然ル所多分岩岩之義ニ付、沖も水勢ニ而者押切兼様子、依之次第ニ湛平水〆凡七八丈ニも可及、就夫数ケ村水中ニ相成其辺湖水之体ニ御座候、勿論種々手当申付候得共、大山殊ニ岩石押入候儀ニ付、人力ニ者何分届兼可申哉、且又川中島手之もの者右湛水向方江押出可申哉難計恐怖仕、山手〆立退罷在、丹波島宿等も同様之義ニ而人馬継立等も出来兼申候、猶情々手当申付置候得共、先此段御届申上候以上

四月朔日

真田信濃守（幸貫）

同三度目戸（土、以下同じ）尻川湛留御届

一、私在所信州松代先月廿四日夜亥刻頃大地震之次第、同廿六日先つ候届申上候以来、打続地震鳴動昼夜止兼、殊に廿九日昼七ツ時頃地震強く、猶又破損夥敷有之、初度犀川筋山中更級郡山平林村之内虚空蔵山崩れ落、麓之村方三組共土砂・磐石一同川筋江拾丁程余押埋流水湛留平水〆者水嵩拾六七丈相増候得共、猶弐三丈も水増不申候而者流水越間敷、依之右川上方者潰、或者出火焼失之上数十丈之水底江致沈没、平地居家一時之損毛者勿論、往々湖水ニも可相成形勢ニ而、人民昼夜恐難仕候、地方役人差出巡撫為致候得共、安居ニ至リ兼誠々以歎敷、石川下ニも弐ケ所川筋江抜崩之場所有之、且水内郡五十里村之内一ノ瀬山抜崩れ、戸尻川与申谷川を押理、是又流水湛留、右村方も水中ニ沈没の程計難、且川筋床・土堤高低何れも相狂ひ、其上今以流付不申、川中島一円苗代水者勿論呑水一切無之、依之早速多人数を以専普請為致候得共、如何ニも大場の義ニ付行届兼心痛之至り、前条湛留一旦ニ破壊ニ及ひ候はば、如何様之変事ニ相成哉難計、其外山・里村々引崩・地裂夥敷、震潰之村々圧死之もの堀出し候間も無之、出火致焼失候村方も有之、損地高之義者未タ調茂不行届、先月廿四日夜以来家中・在町倒潰欹斜居家凡壱万軒余、死失弐千九百七拾八人・怪我人弐千三百弐十一人・牛馬等も多く有之、此節専ら為取調候義ニ付猶増減者可有御座候、且支配所も右に准し候、就中善光寺義ハ震遺跡所々〆致出火、本堂・山門等之外不残焼失、死傷誠ニ夥敷候ニ付、家来差遣米穀・人足等当座之手当申付候、前条之次第ニ御座候間、委細之義者行届兼候間、再度先此段御届奉申上候、以上。

四月二日

真田信濃守

松代四度目拝借金御願書

一、過日先つ御届申上候通、私在所信州松代先月廿四日夜未曽有之大地震ニて、城内櫓一ケ所・其外櫓門・囲塀幷住居向大破損所々地面震裂幅七八寸位数間筋立、家中屋鋪之義ハ南山手ニ付候方ハ破損場も軽く御座候得共、潰家或ハ半潰其外一統破損城有之、城下町之義ハ死人等も有之、其外領分一統之義ニ而、場所ニ〆七八寸或ハ弐三尺、又ハ田畑之中地裂数間筋立、右〆土砂・泥水・焼石之類吹出し、地陸或者低く種々変地致し、扨又山中筋者抜覆夥鋪土中ニ相成候村方者茂有之、其上兼々申上候通り更級郡之内山平林村之内高山抜、振崩麓村々ハ盤石一同犀川江数十丁之間押埋流水堰留、日々水嵩相増凡拾七八丈湛留、水上六七里之間湖水之形勢ニ相成、右ニ而川付村々ハ数ケ所倒潰或者消失、其上数十丈之水底江致沈没居、此上五七日も水湛候はば抜崩可申、其外戸尻川与申者犀川〆小川ニ御座候得共、是又川上抜崩れ流水筋去ル十日迄湛水ニ相成居候処、同日昼過崩埋之場押切、壱丈余之大水俄ニ押出候処、暮ニ及び追々減水相成申候、尤元来犀川江落合候川筋ニ候故哉、川丈之満水ニ而破損所者御座候得共、先格段々義者無御座、然ル処前申上候犀川上手数十日之湛水一時ニ押出候節者、川中島平ハ勿論下続御料所村々如何様之災変可有之も難計義、犀川筋小市村渡船場真神山是又犀川江崩落川幅多分押埋候間、此節湛留候犀川江一時ニ押出、真神山技崩れ場江突懸ケ候はば、猶又如何様之異変生し可申哉も難計、右之場ニ付差向手充普請等精々申付候得共、中々以不成容易義ニ而、且支配所之義も多分同様之義ニ御座候、就中善光寺之義者震潰跡焼失致し、本堂・山門等之外不残焼失、殊ニ死人等も夥敷有之趣ニ付、早速家来差向米穀・人足等当座之手当申付候義ニ御座候、一体私領分之義者飛地（人）無御座一纏メニ御座候間、此度之災害逃れ候村方者纔之義ニ而心通仕候、且又山中筋者犀川湛水幷道形多分抜崩れ、往来不相成場所多分御座候得共（者カ）委細取調出来兼候得共、去ル十日迄ニ追々相糺申候処、城下〆山・里村々潰家共凡八千七百五十七軒、死人・怪我人共三千九百三十四人余、斃牛・馬弐百三十五疋、右等之次第死失・潰家無之村方ハ纔之義ニ而嘆息至極に奉存候、勿論救

方手当者精々申付候得共、差当り苗代水時ニも相成、猶又麦作取入肝要之季節ニ追々相成候処、地震者漸少し軽く相成候得共、鳴動ハ今以日々数十度有之、百姓共恐怖非（悲）歎ニ沈、途を失ひ忙（呆）然与而已罷在候、右ニ付役人共差向為致撫候得共安居仕兼、川中島平之義者犀川水湛ニ而流水無之田水差支、喝ニも可及仕合絶言語候次第ニ御座候、乍然難捨置万一心得違人気も此節之義ニ付気遣敷奉存候間、人心落着候迄修覆之手段可成丈可申付義ニ御座候得共、城内修覆初家中・城下町・領分在々一統之義ニ而、莫太ニ有之何分行届兼申候、其上犀川之変地如何様ニ可相成哉、心痛当惑至極ニ奉存候、御時節柄奉恐入候得共何分難及自力、依之格別之以、御憐愍金弐万両拝借被、仰付被成下置候様仕度奉願上候、此段不得止事奉願上候、以上

四月十二日

真田信濃守

（略）

同七度目犀川湛水押切満水御届

一、私在所信州松代先達而先々御届申上候通り大地震ニ而、更級郡山平林村之内山倉山抜崩、犀川江押埋弐ケ所堰留候追々数十丈水湛候処、一両日以前ゟ水漏候得共、下之方堰留候場所江昨十三日夕七ツ時過、石山之方大鳴動いたし、引続瀬鳴之音高く相聞ひ候処、一時ニ大川筋へ押出忽ち左右之土堤押切、或者乗越防方も届兼、川方役人共ゟ追々致注進候処、間もなく川中島数十ケ村一円ニ水押、千曲川合流込致逆流、既ニ居城際迄多水押上、暮時頃ゟ夜九ツ時迄ニ千曲川平水ゟ弐丈斗相増、川中島者勿論、高井郡・水内郡之内川添村々水中ニ相成、瀬筋相立候様相見ひ候処も数ケ所有之、作物泥かむり者勿論、押堀数ケ所夥敷可有之候得共難見極、夜半ニおよひ候漸水又も相定り候様子ニ候処、暁ニ及び次第ニ引水ニ相成申候、兼而村々之もの共水防手充申付置候得共、俄ニ押出未曽有之迅速之大水存外之義ニ而、流家者勿論溺死人も数多可有之哉、其上多分之損地も出来可申与心痛罷在候、委細之義者追々取調可申上候得共、先つ不取敢御届申上候、以上

四月十四日

真田信濃守

同八度目御届

私在所信州松代此程中御届申上候通り大地震ニ而、更級郡山平林村之内岩倉山抜崩、犀川江押埋堰留候場所、去ル十三日夕七ツ時一時ニ押切石川筋江押出、里方江之出口ゟ左右之土堤押切乗越、夫ゟ川中島一円水押来り、城下ゟ一里程上同郡横田村辺ゟ千曲川下続江一面ニ押入、水勢強く下筋ゟも追々湛来り、殊更溢水ニ相成専ら致逆流居城際迄押上、城内地陸ゟも水高く相成候得共、去ル文政年中申上御聞置被成下候水除筵（簗、以下同じ）立土堤ニ而相凌申候、尤所々及大破候ニ付種々普請申付急難相防、其内及減水城内江者水入不申候得共、城下迄者大方水押ニ相成申候、右様之次第ニ付、流水川辺村々ゟ御料所中野平・小布施辺江致充満、如湖水相見候処、追々及減水候ニ付、早速見分差追候処多分流失、其上水引候而も地窪之処水湛居、或者道筋押堀等ニ而通路難相成場所も有之、風見積りも出来兼候得共、犀川湛場破方之義者段々水嵩相増、深サ弐十丈ニも及、少しても水乗候ニ随ひ、岩倉山麓之方追々欠崩候而水筋相付、大水乗切候而一時ニ押埋候岩石等押崩し、麓之方江多分欠込数十日之湛水川中島江押出し候義ニ御座候、右防方此度水内郡小市村渡船場下続ゟ左右ニ石表・土表等築立申候、然ル処右ハ川中島其外御料・私領川辺村々之義ニ付、領内之人夫者勿論、近領水冠りニも可相成村々ゟも多人数差出し、精々致普請候義ニ御座候得共、広太之水勢ニ而暫時も不保（保）不残押流し申候、且又水内郡小市村之内高山真神山先達而抜崩れ、高サ弐十間程度横・竪拾間之処犀川江八十間程押出、残川幅僅二七間程ニ相成、其儘差置候而者聊之水ニ而も川筋致変化候義ニ付、精々堀取申付候得共、岩石等多く行届兼候処、

此度者激水ニ而忽ニ押流し、数百人ニ而難動し程之大石・大木、川下或者川辺村々の耕地等江押出申候、其辺之水丈六丈余ニも及候ニ付、川辺村々之内更級郡四ツ屋村之義者、軒別八十軒余之内六七軒相残悉く流失致し、跡一円ニ河原ニ相成、右ニ准し家居不残押流し候村方も多分有之、其上山中筋水内村之山多分欠崩れ候ニ付大石・大木等流出、被押倒致流失候家居不残流家凡六百軒余、其外石砂・泥入数多有之、流死人も多分御座候趣相聞候得共未タ相分リ不申候且川下村々之内ニ者、地窪之耕地者今以猶壱文程も水溜居候次第ニ而、損地等之義者中々見極も不行届、北国往還円波島宿辺ゟ千曲川・犀川落合辺者一円乱瀬ニ相成、円波島宿并北国脇往還川田宿・福島宿之三宿、前条之次第ニ而人馬継立出来兼候、且又川辺村々米穀之義、山手村々江相移し候様兼而申付置候得共、其外近辺之村々者仮令水押来候共流失ハ致間敷与心得、二階又者棚等拵候而上ケ置候穀物等居家一同致流失、右ニ付村々為救方所々江役人差出喰物焚出し、并小屋掛手充申付、殊ニ川中島村々江犀川ゟ引取候用水堰三筋、外ニ一ケ所水門跡方も無之押埋候ニ付呑水一切無之、救方喰物焚出し之義も、場所ニゟ弐三十丁遠方ゟ水運び候義ニ御座候、畢竟（ひっきょう）前条堤普請之義も右様之義無之様仕度、急難防方之義ニ付、地震ニ而居家震潰候村々之もの迄も申渡候を不相待、日々出情箋立候所無甲斐一時ニ相破候ニ付、居家流出・水冠等ニ相成候もの猶更之義、一統途方ニ暮罷在候、日用之呑水ハ勿論、眼前苗代水ニ引方堰普請も早速行届申間敷、必至与差支人心不穏甚不不（衍）案（安）心ニ存候間、専ら手充等申付罷在候得共、城内初家中居敷破損幷城下町・領分村々潰家死失人夥敷、田畑・道路地裂地陸床違ニ相成、又者山抜覆等之大変災ニ打続、此度之大水患今以昼夜鳴動震止不申気懸敷次第、甚以心痛罷在候、猶委細之義ハ取調可申上候得共、猶又此段御届申上候、以上

四月十八日

真田信濃守

同国役御普請御願

私領内信濃国埴科郡・水内郡・更級郡・高井郡之内、千曲川・犀川寛保ニ戌年満水ニ而城地破壊荒所多罷成、其後明和二酉年猶又洪水ニ而損亡夥敷、明和五子年奉願上国役御普請被成下候、以来文政三辰年迄都合六ケ度国役御普請被成下漸相防罷在候処、同七申年大満水ニ而御普請所及大破候ニ付、奉願見分も有之候得共、折節万石以上国役御普請被成下間敷旨被、仰出候ニ付、其以来無拠手普請ニ而相凌罷在候処、当未ノ三月廿四日夜大地震ニ而、更級郡山平林村之内字岩倉山抜崩、犀川押埋流水堰留及数日候間、水嵩弐十丈余相湛川上数十ケ村水中ニ相成候次第ニ付、右堰留之場押破候はば、川下村々如何様之変地出来可申哉難計、右川筋山合ゟ押出口水内郡小市村之上、字ナ真神山抜川式（敷）九分通り押埋候ニ付、其儘差置候而者聊之水ニ而も川中島辺江押込大患出来候間、右堀取方并年々普請仕置候川除土堤、石表或者材木等積立、数千之人夫を以精力を尽し致普請候処、堰留之場先月十三日夕一時ニ押破、小市村辺水害六丈四五尺ニも及候次第ニ而、先年被成下候犀川筋御普請所者勿論、積年丹精致候川除類、幷此度俄ニ急難為防普請申付候場所迄不残押払、民家流失夥敷、田畑押堀、或者大石・土砂押入、或者石河原与成、如何共無致方心痛至極ニ御座候得共、御料所・多領打交り居候場所ニ而、用水井筋も揚口惣而致滅却いたし（ママ）、田水者勿論呑水も差支候ニ付、川中島用水揚口急難除普請之義ハ、先格之通り如向様ニも自普請可申付候得共、犀川・千曲川領内普請所ニ延長四方（万）八百四十三間余有之、莫太之普請所自力ニ及兼、就中丹波島宿之義ハ北国往環筋ニ候処、家流失も多分有之一宿不残四五尺程之泥入、幷北国脇往還川田宿・福島宿両宿、且又丹波島宿同様泥入ニ而、佐州之御用を始往来之差支ニも可相成、其外亡所ニも可相成程之村数多有之、川除之分ハ前条之通り不残押流し候ニ付、両ぎしの形を失ひ、大石・土砂押入候耕地石河原与相変、川式与致混雑水行乱瀬ニ相成、此上少し之出水有之候而も、何れ江本瀬相向ひ可申哉、

領分者勿論御領、他領共如何様之変損地も難計、尋常之普請ニ而者当座防ニも相成間敷、元来領内土地狭之上永荒所多く、尤明和之度申上候節者永荒所四万石ニ御座候処、文政三辰年迄度々国役御普被成下候以来、多年水旱損毛者有之候得共、追々手段を以取復永荒高相減、当時弐万三千石余ニ相成、全御厚恩故与難有仕合奉存候処、此度之地震・満水共前代未聞之大変ニ而、明和二弥増永荒所ニも可相成与歎息仕、右ニ付而者種々手段仕候得共、莫大之川除実々自力ニ難及当惑心痛仕候、併国役御普請之義者、文政年中被、仰出も御座候義恐入候得共、未曽有之天災ニ而、前々国役御普請奉願候者重々恐入候得共、再度之大災、殊ニ広太之川除普請迚も自力ニ難及必至与難渋仕候、御時節柄恐入候得共前断之仕合ニ付、享保以来被仰出之国役御普請之御例ニ不抱（拘）、出格之御慈評を以犀川両岸幷右落合尻千曲川筋、何分ニも御普請被成下候様奉願候、以上

五月朔日

真田信濃守

一三九〔更級郡中永飽村地震潰家等取調帳〕

（表紙）

「弘化四年

当村人別家数・潰家・流失家・死人取調帳

未五月

松平伊賀守領分

信州更級郡川中島

中永　飽村」

（忠優）

松平伊賀守領分

信州更級郡川中島

中永　飽村

一、高六百四拾石五斗五升八合

一、高六拾六石五斗七升

新田・切起共

但　古来6反別相訳り不申候、

一、家数百弐拾壱軒

此人別五百七十四人

内

土蔵・物置潰　六軒

居屋流失　三拾六軒

郷蔵　壱ケ所

居屋水入・泥入　八拾五軒

土蔵・物置流失　百八軒

橋流出　七ケ所

流死人　六人

一、下堰石砂押埋四千三百弐拾間余

但　小堰之分同断

右之通ニ御座候、以上

弘化四未年五月

松平伊賀守領分

信州更級郡川中島

中永飽村㊞

庄屋惣右衛門㊞

同　鉄五郎㊞

組頭五郎右衛門㊞

同　進右衛門㊞

同　勘之助㊞

長百姓次郎左衛門㊞

同　清左衛門㊞

同　善右衛門㊞

一四〇〔鎌原洞山地震記事〕

○出水之翌日、見分書取

鳥打坂下ゟ路上畑中共、古材木、雑具多流留、路上水深、馬足立兼候に付、歩行立に相成罷越候、此辺善福寺本堂庭迄、水指申候、大室村立家、鴨居ゟ五寸程下迄水附申候、崩家、材木、其外雑物多有之、殊に同村中に多く、漸々歩行仕候、同村東山際小池等池辺、崩家多留由、関崎手前、道上、水膝節上迄届申候、関崎に而見候へば、犀川、下真島、中真島の間へ押出し、下真島川合裏ゟ、一円之河原と相成、水は流不申候、川田村手前小金場所と申所、土堤二三百間押切、真直に川田村へ押入、夫ゟ東川田ゟ牛島村へ押懸け、本川筋へ押落申候、川田村立家、土台ゟ五尺程水付申候、潰家一軒、蔵一棟潰申候、川田裏土堤、川村之方は、跡形も不相見、内土堤は所々押崩申候、東川田村、水付同断、立家一軒、物置五棟、押潰申候、豆島舟、東川田ゟ余程南之方へ押上げ置申候、此辺ゟ土堤大半切崩、家、大木等、尤多流留候牛島蓮證寺半潰、半鐘押流候由、此辺、崩家、雑物、衣類様之物、取分多く留り居申候、牛島村、居家八軒押流申候、其流跡礎石少々残り候而已に御座候、上牛島は五軒程、物置等は不知数、村中、泥、三里迄届申候、水跡は鴨居上に有之候、綿内入口土堤ニ筋共、数ケ所押切、所も上を越て村内へ突懸候故、潰家も多分相見、水跡は鴨居上に有之候、壁土は不残洗落申候、殊ニ村内へ流家の屋根多く押重り、立家と並候程にて、通行甚難渋に御座候、右屋根、其儘にて留り候は、牛島裏ゟ綿内裏辺、幾百可之や数を不知、其外一抱に余り候大木之立木、材木、立臼、摺臼、家財等、小山の如くに御座候、綿内ゟ下は、稀に御座候、綿内へ入候水は、北東へ出、井上、幸高村へは不入、右両村の裏道ゟ下、小くらと申村半分程に而、松川に而留り、須坂町へは一切入不申、下は福島、下中島の方へ押行候様相見候処、川田ゟは不残伏申候、殊に綿内辺は、穂先泥中に入候位に相見、所々流失候場所も多く相見候、凡而須坂御領は、当御領ゟ破損等、一等甚敷と奉存候、綿内ゟ下は、水勢余程緩之様子に御座候に付、吉地辺ゟ罷帰候節は、千曲川常水より少々多き位に相見、路上の水は一切無御座候、右見聞仕候趣、大略申上候、以上

一四一〔徳竹氏地震記事〕○川中島

妻科村水崎惣左衛門氏との問答

一、四ツ屋、居家潰家四軒、寺一ケ寺、圧死七人、内男二、女五、流家八十軒、其外土蔵、物置数十棟、本新田の耕地、荒増一円の河原となる、水災にては、一二を争う大難を被りたる村なり、耕地は勿論、居村迄平一面の石河原、剰へ大石其数知れず、場所に由り、作土より四五尺余も石砂嵩り、耕地には容易ならずと見えたり、右水災の節、御領主より種々御手当あり、六月頃より右石河原に仮小屋懸りて仮居す、孔子も古郷を去る時は、遅々として往き給ひしと聞けど、斯る有様となりても、古郷をば尚離れ難きものと見えし。

一、小松原村、荒地高七百十石余、家潰五十八軒、半潰五十六軒、流家四十軒、宮、拝殿、流失、其外土蔵、物置、圧死人七十壱人、往来西山の手に地裂して、水留三四ケ所出来す、水も夥しく溜りありし、

小松原中村氏記述中より、

外に川中島三堰と称する用水路、来歴とを併せ記したるもの、

上中下の三堰皆潰れ、殊に上堰に至りては、段の原裡沖臼櫃には、一の滝をなし、四五間程も堀れ、其処に六尺毎にくつ石九ケ現はれたり、此滝水の流れは、段の原屋敷の半を潰せり、此の水勢により小松原の神明宮の拝殿、流れ来り、中村屋敷に留まれり、此間凡一里程、

死人七十五人、小松原の原の家数二十三戸、内十三戸つぶれ、十一人死す、

段の平は、水に潰からざる故に、川中島の人民は来りて水難を避けたり、此時飲用水に不自由を感ぜしならむと思ひしに、神の恵にや段の原清水池、方二尺五六寸、深壱尺四五寸許りなるあり、人の汲

み去るに順ひて、小声を発して湧出し、聊も渇したるものなかりしと、

光林寺、口開きたるのみにて潰れず、

光林寺南平砂平は、凹所は凸所となり、凸所は凹所となり、地面に高低凸凹を生ぜし事甚しかりき、光林寺北ナットウ箱は、震災中は岩石堕落して雷の如く、小松原南清水池は、震前には善光寺街道に当り、牛馬のつく水をなす処にて平地なりしも、震災の為に地辷りをなし、其空（穴力）に水を溜め池となり、其地辷は東方に押出し、田畝を覆へり、

天照寺山は、東西半は裂け落ち、天狗の鼻とやら称せし葛粉糊様のものを流し出し、通行する能はざる程なりしが、時を経るに随ふて砂土と和し、今日の如き硬土となれり。

福井傳右衛門翁との問答

御地中村其の記述、又は洪震鑑などいふ書中に、此辺は地裂れ等もありしやに見ゆ、如何、翁のいふ、何のことはない、手を以て物を揉みしと同じく、此の山も平地も地震に揉み破られしなり、揉み破られたる故、地もすべり、山も抜け、地裂をも生じたるにて候、御覧の如く我家の向側なる家は、渡辺長蔵、野口近治と申ものの両家なれど、両家のありし地は、元来田にて、今の道敷よりも低き処にて候へしが、見るが如く地震の爰め張出して、六七尺の石垣を築き立つるを要する程の高地とはなり申たり、ぬけ出したり、ずり出したるが為、此の如くなりしならむには、不思議とするにもたらぬなれど、ぬけもずりもなく、彼が如く張り出したりしなり。然して彼の張出すと共に、天照寺山領は低下したり、申さば、山が腰をつきて膝を此方に張り出したりとも申すべきか、此地低地にして高地となり、高所にして低地となりしも多かりしが、光林寺門前の如き、一反五畝程の沼田なりしかど、是亦地震の為めに張出して、平地より一丈余も高き丘陵となりたりしが、後其地を畑となし、家を作らむとて地ならしの時、中より枯木の大なるもの出で来りたりき、

地割の生ぜしとは、何れの地なるや、新屋敷の裡手に葺池あり、其葺池こそ地割れのもとにて、夫れより檀の原光林寺門前迄、斜めに七八町大なる裂目を生じたりしが、其裂目は後々までも明かに存ぜしが、近年其原地を桑畑とするが為め、地をならし、石塊どもを裂目につめなどして、今は新屋敷の裏に、其名残りの片はレを存するのみとなれりとの事なり、

中村の記には、割目より天狗の鼻水とやらむ称せし葛粉糊様のものを噴き出したりとあり、如何にやと尋ねしに世上にて左様に呼びしといふ事は、某は承らねど、神明宮の鳥居の彼方に地割を生じ、其地割より夥しく白砂と白濁水とを噴失したりき、総じて此小松原の飲用水は、流れにあらず、井にあらず、小さき溜池なれども、当時の地震にて、一般に白濁を生じて、飲用に堪へる程なりし、歳を経るに従ふて、いつしか其濁りはうすらぎて、今は何れも全くむかしの如き清水となれり、

中村氏の記に、天照寺の低下して、里村より小野平崎の三分一を見るに至れりとあれど、果して然ることなるや否、翁のいふ、前に申通り天照寺山の低くまりたるは事実なれば、里方より見て然りといふも、最の事と思はるとのことなりき、

翁の曰ふ、小松原の戸数は当時八十戸、人口は其春の調べに八百壱人なりしが、内死人七十三人、潰れ且流失せしもの百軒、山手の家七十内外なりしが、潰れたるものは四五軒に過ぎざりしに、道の此方なる家は平地なれども、平地にありし家は、概して潰倒したりき、さればとて、此より少し東の平なる今里村などは、地震も軽く倒れし家極めて少分なりきと

裂目も所々に生じ、水を噴し、砂を吐きたる所ありしも、筋たちて裂目を為したるは、段の原のみなりき。

一四二〔更級郡大塚村田方川欠・石砂入等書上帳〕

（表紙）
「弘化四未年
田方川欠・石砂入・押掘・厚砂入・作工押流御書上帳
五月　大塚村両組」

一、高六百九十八石四斗六升三合　田方
内
拾四石六斗三升九合　品々御引高
百弐拾八石　御願除
残五百五拾五石八斗弐升四合
内
四石五斗　川欠・石砂入分
大北北河原沖
五百五拾壱石三斗弐升四合　押掘厚砂入　作工押流之分
北島前裏・阿ら町前裏
南村同断・宿村同断
久新河原ゟ大北沖迄

右の通田方川欠・石砂入・押掘・厚砂入・作土押流之分御書上仕候、以上

大塚村両組
名主　重左衛門
同断　藤　吉
組頭　佐源治
同断　五左衛門
長百姓　義　一
同断　五郎左衛門

伊藤新左衛門様
酒井市治様
入久左衛門様

（中表紙）
「弘化四未年
畑方川欠・石砂入・押掘・厚砂入御書上帳
五月　大塚村両組」

一、高弐百四拾五石弐斗弐升九合　畑方
内
弐石九斗六升　品々御引高
六拾弐石六斗七升六合　屋鋪高
残百七拾九石五斗九升三合　水損麦不作御願高
内
六石五斗　大北北河原沖
百七拾三石九升三合　押掘厚砂入分
北島裏・五反田沖・南村
西原・宿村沖迄

右の通畑方川欠・石砂入・押掘・厚砂入之分御書上仕候、以上

弘化四未年五月

大塚村両組
三役人

伊藤新左衛門様
酒井市治様
入久左衛門様

一四三〔更級郡丹波島村常七流失品請取証文〕

一、舟枝　三枚　よしす　三枚
一、ちゃうのふ　壱枚　松枝　九十九枚
一、こし掛板　弐枚　はり　壱丁
一礼之事

一、こき　壱丁　敷い　弐間壱丁
一、箱　五つ　大黒様　箱入壱つ
一、二楷合　弐丁　湯とふ入　壱つ
一、ころハレ　四十五本　油入　壱つ
一、敷いかもい　七丁　引割　弐間三丁
一、けつり台　壱丁　倉縄　弐筋
一、唐み　壱つ　三尺戸　壱本
一、祢こ　壱枚　かわら　百弐拾壱枚
一、斗升　壱つ　品々　四品
一、裏附御座　壱枚　箱　壱つ
品数〆弐拾九品

石之通当村常七品ニ候処流失仕、当村地内流参候処御引揚被下、此度御無心申候処御引渡被下忝奉存候、右一条ニ付御当村江ハ後日御厄介相懸申間敷候、依て右差出候処如斯御座候、以上

弘化四未年七月

丹波島村
流失主　常　七
名主　勘　助

綱島村御役人衆中

一四四（松代領内震災につき家業教諭大意）

災後課業申諭大意

昨年未曽有之大変に而御領内一統軽重ハ有之候得共、多分災□を受如何斗艱難辛苦いたし候事絶言語候次第、御上ニ而茂深御哀憐思召被、思召、御手充筋如何様ニ茂行届候様可取計旨被仰出、夫々御手充有之候得共、壱人壱家江取候而者為差儀ニ者無之而、多勢之ニ而ハ微塵積りて山成如く、去壱ケ年之御手充・御収納御引方等交ニ而者、莫大至極之、御用途なる事者、銘々ニおいても能々可相弁候、尤公辺御拝借有之、又出格之儀を以川除御普請も御出来ニ相成、其上御囲金穀ハ勿論諸処与多分御借入金等ニ而御操（繰）合、去暮ハ何と歟御問合当春とハ相成候得共、猶此上迚も変災村々家作・衣類初メ、荒亡之田畑元形ニ復候迄ハ、御手充御引方等も不被成下候而者相成間敷、然ル処最早御他借も甚六ケ敷相成、且作（昨）年中之御拝借、御他借金御返済方ハ不及申、御利分斗にても不容易事ニ而逼至（必死カ）与御差詰り候得共、一統昨年来之凌方、御気遣被成下候程之折から、御用金も被、仰付兼当惑之時節ニ付、此上出格之御趣法無之候而者御手充筋不被為届候事ニ付、於村々ニも格別ニ心掛候儀者勿論ニ候得共、大災村方等之実以自力難及候得者、一人壱家之手段のみニ而者御郡中元形ニ復候義ニ者行届間敷、仍（よつ）而当年ゟ向子年迄五ケ年之間、前々之休日可成又減へく、また災害之軽重ニ不拘壱ケ所壱日宛ヲ御奉公日与定メ一家より一組・一村与申合、御郡中一致相成、男女共十八才以上六十歳以下、一日男八百文、女ハ三拾弐文当りを以、何品ニかきらす手稼いたし、鳥目ニ而也共、稼候品なりとも月々上納可致候、猶災害重き村々者御救方可被成下候事ニ候、此変災ニて者其身非業之圧死ニ至り、或者親を失ひ子ニ後、兄弟・親族ニ別れ候類かそふるに遑あらす、不幸之至り絶言語候事とも中、運危難を免れ候者誠ニ幸之儀、殊ニ変災軽き村方者猶更之事、いつれも天道之冥助・神仏之加護をも存付、且ハ死亡之者をも思ひやり、其上第一お上ニ於ても深く、御心痛之折からに候得ハ、御領分御取復之御手伝仕候志に相成、二百歳来御領内相続罷在候御厚恩を奉報候時節与心得、御奉公日如何様にも出精上納方可相励候、災軽村方ニ而も其次第ニ寄御手充も可被成下、五ケ年無滞積立成就之上ハ夫々御褒美可被下置候、尤片輪者其外長病亦者奉公稼等ニて相勤兼候者ハ、申立次第ニ而も志次第、何程也とも課業相勤候得者寄持之事ニ候

嘉永元戌申年四月

御蔵内郡方御役所ニ而

右之申輸村々江被書与（写）

（長野市信更町田野口　永井疆氏所蔵）

一四五（松代家中其貧士救済方献策）

（端裏書）

「大地震翌年之事、弘化五戌申年二月七日貧士御救い方愚意草稿」

御家中勝手向極窮者御救ひ方之義ニ付、御評議書幷向々書類御下ケ見込御尋御座候処、壱印（郡方御勝手元ゟ）書面中於、御上茂御取救ひ御術計被為尽候上之義ニ而、如何共被成下兼候御場合ニて御座候処、第一御勝手向之義不案内ニ而申出候者如何ニ御座候得共、敢而御術計被為尽候義与而已者不奉存候、偖又御知行御宛行之内返上、右ニ応し拝借金御下ケ切并小給勤仕出来兼候向、格式御引下ケ御徒士・御足軽等ニ成共、夫々取続きニて無余岐次第之様与有之、是又以之外之御義只々薄命借財之為而已に如斯御義者、君臣一通之情義ニ而さい如何与奉存候処、御勝手御不如意故与ハ申なから、況而数年来半知割引ケ等御借増被、仰付置候上之義ニ付、極窮必死相極候場ニ至り候程之者共江者、復古取続方一入御配意不被成下者、乍恐難相済御義理合歟与奉存候、二印御勘定吟味在住ニて之見込、責而も之義大略同意尤之様奉存候、一体奉申上候者甚以奉恐入候義ニ御座候得共、御代初御勝手御不如意ニ付、御直諭被成下候内衆人逸ニ相成、辛労を君臣一同ニ致可申旨有之、実以熟之世治乱盛衰共ニ此道理ニ反し候義無之、右御趣旨より熟々勘考仕候得者、乍恐、御上之御配慮厚薄浅深ゟ為、格別御文庫内御費無之候とも御世話さい被成下候はば、御家中取続方術計手段者随分浮み出可申候、此段ニ至り候而者（甚兵衛書面之趣殊ニ改書与奉候上御勘存、友之進義衆議をあつめ取弁与申）熟茂一理有之尤之様奉存候、就而者此限ニも無御座候、其策段等幾通りも可有之御義哉ニも奉存候、大凡之次第左ニ申上候、第一御倹約御制度被、仰出被成下候様仕度御義ニ御座候事、

右子細者去年大災之砌、御尋も有之申立仕置候義ニ而、一体御先代者五ケ年或ハ三ケ年与歟被、仰出、右年限過候得者又々被、仰出継御座候様奉存候処、当、御代初尤厳重、御手許等之御倹約之義被、仰出も御座候得しが、御年限明候後者無其義候故、近年之処熟を規矩取押所与仕宜御座候哉、第一御締向相勤罷在候私共ニ而も聢与弁別仕兼罷在奉恐入候、先つ者、御家督之節被、仰出候大御条目而已之義之様奉存候、然ル処時勢与者申なから、僅三十ケ年前後を近年江引競見候得者、何歟ニ就き以之外奢侈ニ押移り、且諸色高直ニ罷成来候処、御節倹之御法則相弛み居候ニ付、自然与御家中衰微困窮之一旦与者罷成候事、尤去歳銘々覚悟次第与御倹約被、仰出候得とも、是又実ニ変災ニ就而之三ケ年一時之義与奉存、其上銘々覚悟次第与御座候ニ付強弱を一つ二進退致し、御法ニ無之候故（出精者或ハ貧士）世並ニ連れ痛み煩ニ者余程相成可申事之様奉存候、兎角御倹約之底（底、以下同ジ）を御入れ不被成下、是迄之趣ニ而被差置候はば、鄙言諺底抜ケ柄杓以テ水汲候ニ等く、譬ひ御救ひ筋被成下候とも其申斐有之間敷哉、大身・中身・小身三等之内中身者いつれ江も付き、格別之差支も有之間敷哉ニ候得共、大身与小身者御制度之有無に依、余程保亡之差別可有御座事与奉存候、厳法有りてさい数年大平之御恩沢ニ甘ひ、花美驕奢ニ追年相流れ行候者人情時勢与奉存候処、況俗ニ帯取裸与申様成る御制度ニ相成居候得者、年を積而衰微極窮ニ至り候者眼前之様ニ奉存候、

第二江府御番士勤番之義、乍恐、御先代之御仕風ニ被為復度御義与奉存候事

右子細者悉意味合可有之事ニ而、善悪可否とも極而者難申上、且勤番出精仕候者誰仕出し候与申者も不及承、却而土地柄故若輩者杯ニ者魂の時計壱つ犯ひ候与、身上・家名迄も及破滅ニ候様之義も間々有之、危難之勤場ニ者候得共、去迚如当時一向二勤番無之（譬ひハ例二十人入用之御番士之内十六人ニ而相仕舞、残り四人を御益ニ立て候者御尤之義ニ御座候）悉皆御雇等而已ニ而御間合居候義、御上之御勝手江取候而者御勤略之第一眼前莫太之御益御出方罷成、結構之御義ニ候得共御家中、小給者或貧士、勤仕を以時凌たも仕候場所

無之、其上、御参府、御帰城等者立帰御供与而已罷成居候得者、是又不容易雑費御家中之痛み難渋罷成候、一旦ニ而南涌北没之理ヲ実ニ右等積年弘く押及ひ候より、無余岐身上持候者共（待之日雇場無之）凌方弥増差支、無詮方自ら猟師之所行ニも至り、士道の操も自然与相汚れ候程の者多く出来候哉ニ被存、素（素）ゟ上智能者少しく、中智・下愚・無能人多き八世之習ひ何分取続方差支、遂ニ者衰窮ニ至り候哉ニ而、是又三拾ケ年前後与当時山川漁猟人等之多寡、尤揚ケ而算ふ暇無御座候、貧福共ニ右等之場者国主・郡主之第一無御余岐御勤役歟与奉存候、

附リ江府詰高御改革之義も意味合可有之事ニ而、猶此段ニ少々籠リ居候事哉ニ御座候、

盛衰貧福時運世の中ニ候得共、右両条抔者厚御勘弁被成下度奉存候

一、就而者差向極窮必死ニ迫り候者御救ひ之事右願候之内ニも上中下可有御座候義ニ付、

御知行頂載物之多少

借財之多少

家内人数之多少

三品を懸合其釣合を以算当手段付ケ、先つ其極窮より順ニ御手入有之度候、借財取片付方者失張年賦、是迄之分江無利足之金子御取交差替夫々暮し方仕法附ケ、郡而禄給共其懸リ役人ニ而引揚取扱（此所勘弁手立少しく可有御座義与奉存候）仕払、尤残高暮前者当人へ相渡り候様、且年々の一紙者当人江も為見候様仕度候

一、右取扱懸り御郡奉行壱人（厚人之上配意候仁柄）別ニ御立被成下度候事、右手附御勘定役も同断、尤人数其御用之次第ニ寄へし

右者当御役方杯江当時之揚存知競申上候事ニ而、御当用相勤居、外ニ中々右程之懸り者如何可有御座候哉、巨細人之上迄之義行届申間敷義与奉存候、乍去両様行届候はば、別ニ御増被成下候ニ者及ひ申間敷候

一、金子調達方之義御領中無災之村々ゟ、先つ五ケ年之間年々高懸り御借増被、仰出度承存候事

右者大凡壱石ニ付壱匁八分懸り位者格別村方難渋無之、何与歟出可申哉、且又御用達可申村方三万石位者可有御座哉、左候はば先つ大旨小千両者出可申候、五ケ年ニ而者五千両無利足ニ而拾ケ年過候而、又年々元々江御返し下ケ切ニ被成下度候事、

一、嫡子勤之分御役料五ケ年御借房し有之度候事（但被下物有之御雇之分も同断）

右者御有余被為在候平穏之御時節ニ候はば格別之義ニ候得共、当時ニ差詰り、既ニ壱軒前勤仕当主之者共及困窮、在住無勤等迄ニも、御許容も可被成下哉、御郡方ニ而も御救ひ方御術計被為尽候与申訴節ニ至り候而者不容易御場合、外向御役人等二十ケ年三十ケ年普勤切を積、漸被下候謹役料与者少しく差引有之候哉ニ被存候間、聊ニ而も右等之御有余金を以、壱軒前勤仕之当主困窮御救ひ方江御廻し被成下候方、御筋合宜様ニ奉存候

一、出格拝借奉願候向々ニて候共、以来者先つ御見合被成下、御救ひ方御趣法聢与御内定相立候上、御渡方ニ相成様仕度義ニ御座候

右拝借之義者決而行立難与申ニも有御座敷候得共、是迄之御振合ニ而者、多分難行立意味合御座候義故申上候義ニ御座候

右極窮者積年之義ニ候得者、迚も一朝一夕ニ者復古仕間敷候得共、右位ニも委敷御手入被成下候はば済切ニ者不至候共、拾ケ年前後に而者何与歟一応之凌方者付き可申哉ニ承存候、乍去第一其基差向金子調達而之義ニも候はば、又手段も附可申候得共、何を申も一統之変災世上差詰り候上之義、別ニ御金出方も有御座間敷哉ニ就、就ニも災害薄き町・町外・村里より御借増を以、一先つ危窮之方御救ひニ御備被成下、追年取続き候ニ随ひ猶又其方より御取立元々江御返し下ケ被成下候はば、可也ニ者事成就可仕奉存候、一体去年之大変災往古者不奉存、御当城、御入国以来第一之御大難、実ニ未曽有之義既ニ例御手伝被為蒙仰候節たに御借増御座候義、況而此度之処御家中（此御借増ハ拝借上納之方差支可申、此所如何可有御座候哉）町・在隅々迄も都而御借

増有之、御尤之義与奉存候得共、難事不同就無余岐次第、只災害薄き地所之余力を以、大災難場江平均潤補之趣法有之度義与奉存候、且又極難之向者其仁物（柄カ）ニ随ひ、夫々御遣ひ方少しく手心御用ひ被成下候はば、別段之御手充被成下候より者、却而凌方之一助とも可能成義ニ而、右様之趣ニも被成下候はば、御家中之分者何与歟道附可申甚心痛之至り者山中方之事、当夏作取入ニ至リ候はば荒々凌方出来可仕、是迄厚き御手充筋有之候ニ而、最早可宣敷候得ともいまた場所ニ寄り、大災村者此上迚も五七年之間者、御手放与申ニも相成兼可申候、尤五ケ年とも相経候はば、何与歟融通方其外農事・産業等手段可申、是江之手充御備者害薄き御領内富有之者より外宛無之訳柄ニも候半歟、此所如何有御座哉、是迄迚も疎者無之なから、当歳之処猶更其向下役之者等厚相心得、農事格段出精其時を不違無油断世話有之度事、天季之変動者無余岐候共、何分民力及ふ丈之豊熟者為致度期節ニ而、海国与達ひ当国杯者万事鍬先より財産不仕候而者、別而国用乏しく、困窮ニ至り可申哉与深く心配仕候、猶宜様御勘弁可被成下候、御尋ニ付恐□を不顧此段（愚意）申上候、以上

二月

一四六〔領内地震被害届留〕

松代五度目虫倉山抜御届

私領分信州松代去月廿四日夜大地震以来之次第、追々先つ御届申上候処、城下ゟ戌ノ方ニ当リ六七里隔山中、水内群梅木村・念仏寺村・上曽山村・地京原村・和佐尾村・椿峰村・日影ケ村・鬼無里村等亘り候大姥山・虫倉嶽与申高山、日夜震動抜崩之始末、近頃漸通路も出来見分為仕候処、右九ケ村之義者大災ニ御座候処、其内ニも伊折村・和佐尾村・地京原村・念仏寺村五ケ村者右山麓間近ニ而、念仏寺村之内平沢組・臥雲組・梅木村之内、城之越組・親沢組、地京原村之内藤沢組・横須組・伊折村之内栗本組都合十ケ組之内、民家七拾軒程・人別百九十九人・馬三十疋無跡形も土中江押埋、右組々多分之亡所ニ相成申候、右近村之内ニも黒沼村之義者、家数四拾四軒・人別弐百三拾五人之内潰家五軒相残、三十九軒・人別六拾人余・馬六疋、并山田中村之義者家数三十九軒・人数四拾弐人、是又跡形も無之土中江押埋亡所ニ相成候程之義ニ付、間近之村々変地潰家殊之外夥敷御座候趣ニ候得共、未タ取調行届不申、前条村々等者里地与違ひ、村立テ耕地茂山路相隔高目に不似地広ニ而、物毎と手遠之上惣而平常も巌石畳重候辺を壱歩通同様之路御座候処、此度之大災ニ而元之道形致滅却候故、当分巨細之見分者行届申間敷、如何ニも歎敷心痛之次第ニ付、最寄災害不甚之村方江相纏〆救方夫々手当申付候、是迄も追々御届申上候得共、右大姥山・虫倉嶽麓村々変災未曽有之次第ハ就中甚敷ニ付、猶又比段御届申上候、以上、

四月十三日　　真田信濃守

同六度目鹿谷村分地高地川荒間沢湛留御届

私領分信州更級郡鹿谷村・日名村分地、松平丹波（光則）守領分境高地川与申山沢、去月廿四日以来度々大地震ニ而追々山々抜崩、右沢水数ケ所湛留候旨訴出候ニ付、早速見分差出候処、水上之義者是か為ニ通路差支候ニ付、早速切開方申付候得共、右鹿谷村之内岩下組分地大半之山抜崩、右沢水湛溜候処、当時之水面ゟ高五間・敷き五十間押埋、右川下四丁程相隔日名村之内祖室組分地伝行山、并沢向ひ西山手丹波守領分左右村分地一同抜崩、右沢敷弐丁程・高六丈程押埋候ニ付、堀割方申付度候処、山奥嶮岨之道路抜覆数ケ所有之一歩通ニ而罷越候次第、殊ニ盤石を以押切候儀ニ有之、右押埋場所致破壊一時ニ押出候節者、犀川江流出山中筋川添村々、并川中島迄此上猶又如何様之水害ニ及可申哉難計心痛仕、此上之手充精々申付候、且又右鹿谷村分地荒間沢与申谷川江、同村之内柳窪村組之耕地崩出、右谷川湛留之処細流ニ候得共数十日を経右場所押破候わゝ、是又不成容易大害ニ可有之旨訴出候ニ付、早速見分差出申候、猶委細之義者追々可申上候得共、先つ此段御届申上候、以上、

四月　　真田信濃守

一四七〔水内郡古山村往来山抜書上帳〕

（表紙）

「弘化四未年

大地震ニ而往来山抜損間数御書上帳

五月　　古山村　」

山抜損

一、四間　　松代・善光寺江往来　　但　横七八尺位

大抜損

一、九拾八間　　右同断　　但　横右同断

山抜損

一、拾弐間　　右同断　　但　横右同断

大抜損

一、三拾七間　　右同断　　但　横右同断

山抜損

一、七拾弐間　　右同断　　但　横右同断

大抜損

一、九拾五間　大町往来　但　横右同断
大抜損
一、四拾四間　右同断　但　横右同断
山抜損
一、四拾九間　馬曲村寺往来共　但　横右同断
大抜損
一、百廿弐間　右同断　但　横右同断
山抜損
一、三拾間　右同断　但　横右同断
山抜損
一、拾間　松代・善光寺村道往来　但　横右同断
山抜損
一、六拾間　右同断　但　横右同断
大抜損
一、百四間　右同断　但　横四五尺位
山抜損
一、拾四(六)間　右同断　但　横右同断
山抜損
一、拾六間　右同断　但　横右同断
山抜損
一、拾六間　右同断　但　横右同断
山抜損
一、百弐拾弐間　右同断　但　横同断
山抜損
一、六拾間　右同断　但　横同断
山抜損
一、四拾弐間　右同断　但　横右同断
山抜損
一、弐拾弐間　右同断　但　横右同断

山抜損
一、四拾弐間　右同断　但　横右同断
山抜損
一、八拾六間　右同断　但　横同断
山抜損
一、百四拾四間　小祢(根)山・大町村往来　但　横右同断
山抜損
一、弐百拾六間　右同断　但　横右同断
山抜損
一、百拾四間　右同断　但　横右同断
山抜損
一、弐拾間　右同断　但　横右同断
山抜損
一、四拾四間　右同断　但　横右同断
山抜損
一、六間　右同断　但　横右同断
山抜損
一、四拾八間　右同断　但　横右同断
山抜損
一、拾間　右同断　但　横右同断
山抜損
一、九拾弐間　御他領青具村江往来村道共　但　横右同断
山抜損
一、弐拾間　右同断　但　横右同断
山抜損
一、拾三間　右同断　但　横右同断
山抜損
一、六間　右同断　但　横右同断
山抜損

一、九拾弐間　右同断　但　横右同断
山抜損
一、四拾八間　右同断　但　横右同断
山抜損
一、百三拾六間　右同断　但　横右同断
山抜損
一、弐拾四間　右同断　但　横右同断
山抜損
一、弐百四拾間　右同断　但　横右同断
山抜損
一、七拾八間　右同断　但　横右同断
山抜損
一、三拾四間　右同断　但　横六七尺位
山抜損
一、拾間　右同断　但　横右同断
山抜損
一、三拾間　右同断　但　横右同断
山抜損
一、三拾四間　右同断　但　横右同断
山抜損
一、百四間　右同断　但　横右同断
山抜損
一、六拾弐間　右同断　但　横右同断
山抜損
一、弐拾間　滝沢往来　但　横三四尺位
山抜損
一、百五拾間　右同断　但　横右同断
山抜損
一、六拾六間　右同断　但　横右同断

山抜損
一、拾間　右同断　但　横右同断
山抜損
一、四拾八間　右同断　但　横右同断
山抜損
一、拾弐間　右同断　但　横右同断
山抜損
一、八間　右同断　但　横右同断
山抜損
一、六間　右同断　但　横右同断
山抜損
一、四拾間　右同断　但　横右同断
山抜損
一、三拾四間　右同断　但　横右同断
大抜損
一、四拾間　入会山小屋村江往来　但　横八九尺位
山抜損
一、六拾弐間　右同断　但　横右同断
山抜損
一、弐拾弐間　右同断　但　横右同断
山抜損
一、百弐間　右同断　但　横右同断
山抜損
一、六拾間　右同断　但　横右同断
山抜損
一、八拾弐間　右同断　但　横右同断
山抜損
一、百弐間　右同断　但　横右同断
山抜損

一、五拾八間　右同断　但　横右同断
山抜損
一、百七拾弐間　右同断　但　横右同断
山抜損
一、三拾間　右同断　但　横右同断
山抜損
一、三拾間　戸隠往来　但　横右同断

一四八〔水内郡梅木村地震変死人別書上帳〕

（表紙）

「弘化四未年　地震寄（揺）潰変死人別御書上帳
四月　梅木村下組　」

乍恐以書付奉願上候

一、変死人　当村　喜太右衛門　当未五十七才
但し天井下ニ罷成、疵無御座候、相果申候、
一、同　磯右衛門女房　たそ　当未三十五才
一、同　同人養女　まん　当未十一才
右弐人天井下ニ罷成、但し疵無御座候、相果申候、
一、同　金左衛門　当未六十二才
同人女子　みき　当未二十四才
右弐人壁下ニ罷成、但し疵無御座候、相果申候、
一、同　庄左衛門女子　みね　当未十五才
一、同　同人弟　常八　当未三十九才
右弐人中引者（物カ）之下に罷成、疵無御座候、相果申候、
一、同　銀左衛門　当未六十八才
但し析乗下ニ罷成、疵無御座候、相果申候、
一、同　彦右衛門　当未六十二才
一、同　同人女房　まつ　当未四十四才
右弐人柱下ニ罷成、疵無御座候、相果申候、
一、同　嘉左衛門　当未七十八才
一、同　同人子　喜祖八　当未三十九才
右弐人、但し壁下ニ罷成、疵無御座候、相果申候、
源五郎孫　あこ　当未四才
一、同
但柱下ニ罷成、疵無御座候、相果申候、
喜太夫孫　よ志　当未六つ
一、同　同人孫　当年生男　半助　当未壱才
右弐人壁下ニ罷成、但し疵無御座候、相果申候、
一、同　浅五郎　当未七十三才
右者善光寺参り西之門十三屋ニ泊り居、焼果申候、畠間村方江引取申候、
勝右衛門弟　福之丞　等未二十八才
一、同
右者念仏寺村臥雲院江畳刺ニ罷越居、焼果申候、畠間村方江引取申候、
大工　栄蔵　当未三十八才
一、
右者笹平村与吉処江細工参り居、同村栄左衛門宅江休居、天井下ニ罷成相果申候、死骸村方江引取申候、
長蔵子　杣　銀蔵　当未二十二才
一、同
右者伊折村罷越、山抜入相果申候、死（骸）村方江引取申候、
一、同　忠之助　当未六十五才
右者善光寺参り西之門十三屋ニ居、震潰ニ而帳家仕候処、岩田村義左衛門処帰リ疵無御座候、相果申候、尤忠之助子者相立元吉同所ニ壱季奉公仕罷在候付、同人附添看病致死骸村方引取申候、

右者当二十四日夜大地震ニ而銘々居家寄潰候節、逃出兼右書面之通柱・天井・壁之下ニ罷成相果候ニ付、其段先達而御届申上置、帰村之上銘々親類・組合・私共一同立会相改候処、書面之通相違御座全不慮之災難ニ而相果候上者、余人江対し聊申分・御願筋無御座、自然相違之儀申上候わゝ、連印之者共何分之曲事ニ茂可被　仰付候、此度之義者格別之御委(意)を以死骸取置被　仰付被成下置候様奉願候、幾重ニ茂、御憐愍之程奉願候、以上、

梅木村下組（名前略・三十三名）

郡御奉行所

一四九（七二会村史）

善光寺大地震は弘化四丁未年三月廿四日亥ノ刻に発生したもので、其被害範囲は広大なもので、本村の被害又特筆すべきものがあった。次に掲げたのは其一部分である。

（倉並区蔵）

恐れ乍ら書付を以申上

一、死人抜け埋め　七十人程　一、土蔵　半潰れ　三ケ所
一、建家同　三十五軒程　一、薬師堂　一ケ所
一、同半潰れ　五軒　一、馬埋め　十一疋
一、土蔵　抜け埋め　六ケ所　一、役箱　抜込
一、郷倉　〃　一軒

右之通り恐れ乍ら申上げ奉り候。以上。

弘化四年三月　倉並村

郡御奉行所

（倉並区蔵）

災害確認書

此度之地震ニ付、巨々先訴致し置き候

変死人并ニ怪我人見分之ため同心共出役、申渡すべき処、村々一統全く不慮之災難、難渋之趣キニ付、格別之御情を以て此度限り別紙雛形之通り、銘々立合い相改め書面を以て申込み、夫々取斗うべきハ勿論、何より子細之ある分ハ別段書面を以て申立差図受くべきもの也。此御触れ雛形共取返し、当廿八日論地村ゟ受取り五十平村へ継ぎ申候。三月廿八日

当村惣人数　百六十三人　外六十人死人(男二十六人、女三十四人)
〆二百二十三人
願人別　三十一人

弘化四未年三月廿五日　岩草村役元（岩草区蔵）

大地震家潰れ品々御書上げ控

弘化四未年三月廿四日五ッ半頃、大地震ニ而大災也。此夜深闇ニて憐れ家潰れ家下ニ成る人多し、是を助ける斗り大居切れ(地割れ)多く村内自用相成らず、所々出火廿余ケ所、明くれば廿五日朝四方見渡せば、抜覆潰れ家多し、然る処之れに依て三役人、頭立、小前惣代ニて潰れ家并ニ死人其外抜け落ち之場所等見迫其改め之文左之通り。

一、居家　皆潰れ　八間半　勘兵衛　四間二尺　灰家　皆潰れ　二間、一丈　外
居家　皆潰れ　〆百八軒　土蔵　皆潰れ　〆十六　灰屋　皆潰れ　〆百十五　天神宮　皆潰れ　上戸倉　大日堂　皆潰れ　上戸倉伊勢宮　皆潰れ　下戸倉　薬師堂　皆潰れ　遠見観音堂　皆潰れ　小坂　十王堂　皆潰れ　遠見薬師堂　皆潰れ　小坂　地蔵堂　皆潰れ　赤柴観音堂　皆潰れ　堂宮皆潰れ　〆十ケ所　源兵衛地内二而　皆潰れ　社倉郷　一、馬四疋死失落　百二十人　怪我人、変死人
御上様ゟ　皆潰一軒に付、金二分宛御手充頂載　金五十四両也
半潰れ一軒ニ付、金一分宛御手充頂載　金七両三分也　二口〆金六十一両三分也
山抜け川欠並ニ覆り候御本田、新田合せて御高八十石余、其外山御年貢冥加籾之場所大抜け
右之趣も廿六日名主、組頭、長百姓三人に而御訴ニ罷り出で、道形も之れ無き之場所多く、野や欠を渡り、犀川ハ河原口相成り、今ニも水押し出んと恐れをなし、足を早め御役所へ急ぎ、此節座代官所長谷川源美様へ言上仕り、夫より公事方御奉行所山寺源太夫様へ罷り出で、

この時御奉行所始め諸御役中様ハ、火事装束ニ而御城門へ御詰めあり、直ちニ桜之馬場ニ小屋がけ、諸御役所を定め村方役人共ハここにて諸御用向き相勤め候。

一、御上様仰せニて村方怪我人御救い出し、御医師ニハ倉田左礼様、公事方同心ニハ宮沢繁三郎様、御廻村ニて、夫々怪我人へ御薬下され候。

一、犀川之儀ハ三月廿四日夜、安庭村之内岩倉村地震大抜けニて、水内村の分地へ押し付け川留め切り、この節小松原、四ッ屋、小市水除け土手を土のうにて築き立て、御普請之れあり。吉久保村へハ流水之遠見役仰せ付けられ、臥竜峯ニ目印を立て、鐘太鼓用意致し三役人足をやとい、四月十一日より昼夜此彼を守る。然る処同十三日八ツ半頃切れ流れ押し出し、この時相図の鐘太鼓拍子木等打つ時の声を上告る、伺いニハ小松原ニて受鍾を打てバ、犀川筋土手築き人共一同土手へ上り、既に犀口へ七ツ時頃流れ泥等、山川へひびき渡り、押し出す時ニ御勝手方恩田頼母様郡御奉行所ニ、竹村金吾様早打ちを以て御城内へこの段言上あり。早その内ニ水ハ土手を覆り越し、川中島海之如く誠ニ前代未聞也。

一、御勘定御元〆様御廻村、御代官様、郡奉行所磯田音門様並に諸役人中御廻村ニて、厚く御趣意この段変災之処御殿様直ちニ御高覧遊ばされ候との御思召成され候。夫ニてハこの筋難渋之百姓道造作、彼是猶難義を察し、御勝手方様にも御見廻之思召も之あり候へ共、是又難義のことニ付、我々共へ仰せ付けられ廻村仕り、村々極難渋之当時夫喰差支えの者之あらば、その訳申立つべく候、実ニ御赦之義御趣意候。

一、このみぎり御用筋ニて御通り御方様分持ちニても持たず風呂敷包みニて御通行之あり候。

一、居家潰れ金二分、半潰れ金一分御手充下され、くわしくハ別ニ之あり候。

一、居家潰れ、半潰れ迄先方御用達金之分、残らず御下げ金之あり候。

右ハ極難渋人別へ年米として下され、夫々人別割合仕り候。猶別紙ニ之あり。小屋がけ金として、右同頭之者へ難渋凌ぎとして、金六十両二分下され、夫々人別割合頂載仕り候。これ又別紙ニ之あり候。

恐れ乍ら書付を以て申上げ奉り候。（福岡喜美夫氏蔵）

一、怪我人　当村栄左衛門母　まち　当未六十二才

一、怪我人　嘉忠治、佐忠治、藤右衛門、庄兵衛、平太夫、こま栄三郎女房　計七人

右ハ当廿四日夜大地震ニて、銘々居宅寄り潰れ候節、逃げ出し兼ね梁、かも居、柱、かべその下ニ罷り成りけが仕り候ニ付、その段先御届申上げ置き、帰村之上銘々親類組合私共一同立合い相改め候。書面の通り相違御座無く候。全く不慮の災難に御座候。右ニ付医師相かかり候分容体書添へ申上げ候。若し此上相替る義御座候ハバ申上ぐべく候。自然相違之義申上げ候ハバ、連印之もの迄何分之曲事ニも仰せ付けらるべく候、後日のため一札差上げ申候。件の如し。

弘化四年未年三月　瀬脇村三役人

恐れ乍ら書付を以て申上げ奉り候。（福岡喜美夫氏蔵）

一、変死人　当村栄左衛門子　藤作　当未十六才　但梁壁之下に罷り成り相果、無きずニ御座候。

一、同　当村藤左衛門妹　多喜於　当未廿二才　但柱壁下ニ罷り成り相果て居り申候。

一、同　新左衛門子　沢之助　当未三十三才　但梁壁之下に相果て居り申候。

一、同　万兵衛女房　も里　当未七十二才　但梁之下ニ罷り成り相果て申候、惣身無きずニ御座候。

一、同　甚左衛門　当未八十一才　但中ノ間かもい之下ニ罷り成り相

一、社倉、囲蔵之分残らず御願い下げ仕候。

一、玄米五表　但し二斗八升入り

果て申候。
一、同　文五郎子　里か　当未二十才　但壁下ニ相果て居り申候。
一、同　要左衛門女房　きよ　当未八十才　但梁かべ土之下ニ相果て居り申候。
〆七人内　男三人　女四人
右当廿四日夜大地震ニて銘々居宅寄り潰れ候節、逃げ出し兼ね、かべ、かもい之下に罷り成り相果て候ニ付、其段先御届ケ申上おき、帰村之上銘々親類組合私共一同立会ひ相改め候処、書面之通り相違御座無く、全く不意之災難ニて相果て候上ハ余人ニ対し聊か申分、御願筋御座無く候。自然相違之義申上げ候ハバ連印之もの共何分之曲事とも仰せ付けらるべく候。この度之義ハ格別之義を以て、死骸取置き仰せ付けなし下され候様願上げ奉り候。幾重ニも御憐愍之程仰ぎ奉り候。以上。
弘化四未年　瀬脇村　三月　変死人藤作親類　名主　庄左衛門
親類・嘉惣治　組頭　彦左衛門　長百姓　源左衛門
組合　重左衛門頭立惣代　良左衛門
郡御奉行所　外略

歎願書　（福岡喜美夫氏蔵）
恐れ乍ら書面を以て御縋がり申上げ奉り候。当村九右衛門義、拠なき要用之儀ニ付、当御屋敷様〆御拝借願い奉り候処、願い之通り御拝借成し下され有難き仕合せニ存じ奉り候。然る処去る三月中大地震その上犀川大満水之節所持之御本田地、家屋舗共皆流失仕り、その上大石積上げ、起き帰りも罷りならぬ義ニ付、家財道具、古鍋、古椀一つも御座無く候。衣服等ハ尚々之御儀皆流失仕り恐れ入り奉り候へ共、格別之御情を以て是迄難渋相凌ぎ有難き仕合せニ存じ奉り候、九右衛門義六十才ニ罷り在り候、母並に女房地震之節潰れ物下ニ罷り成り、堀り出しもらい一命漸く助かり候へ共、病身に罷りあり、尤も九右衛門義地震前〆病身ニてその砌り〆も格別病重り、只今迄御上様御情、御親類之合助ニて相凌ぎ罷り在り候へ共、この節ニ罷り成り親類でも仕送り届き兼ね、至極難渋仕り、初少之女子二人八才二四才、三人病身之処ニ子供奉公、嫁等も相成らず、この上御借等仕る手段御願い等仕度とも、書入れ品ハ一切御座無く、何卒この上格別之義御憐愍願い奉り候〆外御座無く候恐れ入り奉り候へ共、村役人一同幾重ニも御憐愍之御意仰ぎ奉り候。以上。
瀬脇村　九右衛門

恐れ乍ら書付を以て申上げ奉り候。　（橋詰区蔵）
一、居家潰れ　一、土蔵一軒
一、物置一軒　橋詰組　直右衛門　一、居屋潰れ　同組　惣右衛門
一、土蔵一軒
一、右同断　同組　勇左衛門　一、居家潰れ　儀三郎
一、土蔵一軒
一、物置一軒　一、右同断　嘉惣治
一、右同断　嘉左衛門　一、居家潰れ　栄吉
一、土蔵一軒
一、右同断　（名前略十一名）　一、居家潰れ　（名前略三十名）
一、居家潰れ　修験　福泉寺　一、護摩堂潰れ
一、護摩堂半潰れ　修験　長生院　一、居家半潰れ　久右衛門
一、物置一軒　一、居家半潰れ　伊惣治
一、居家大損　平左衛門　一、土蔵同断
一、居家大損　治太夫
一、同断　幸五郎　一、同断　源蔵
一、居家潰れ之上焼失　平助　一、居家潰れ　清助
一、土蔵潰れ之上焼失
一、潰れ之上屋敷地伊切（地割れ）床違ニ而住居相成難し　藤兵衛
一、土蔵半潰れ
一、物置潰れ
一、右同断　弥五左衛門
一、潰れ之上床違ニ而住居難相成り難し　兵之助

一、土蔵潰れ
一、同断　恒右衛門　　一、同断　要三郎
一、潰れ之上屋敷地床違ニ而住居相成難し　弥惣治
一、土蔵潰れ　　一、物置半潰れ
一、潰れ之上屋敷地床違ニ而住居相成難し　吉蔵
一、同断　直吉　　一、同断　常左衛門
右ハ去月廿四日大地震ニ而、居家潰れ、半潰れ、明細取調べ御書上げ仕り候処相違御座無く候、此段申上げ奉り候。幾重ニも御憐愍之御意仰ぎ奉り候。以上。　弘化四未年四月　橋詰村上組三役人
郡御奉行所

救米請書　恐れ乍ら書付を以て申上げ奉り候　（倉並区蔵）
一、玄米十五俵也　但二斗八升入
右ハ此度村内地震潰れ難渋ニ付、御借願い奉り慥ニ請け取り奉り、有難き仕合せニ存じ奉り候。以上。弘化四未年四月　倉並村三役人㊞
御蔵　御奉行所

藩よりの廻村医派遣の触廻し　（倉並区蔵）
大地震ニ而変死人並ニ怪我人多く御座候ニ付、御医師会田左衛門殿下され候。村々一人別ニ怪我等致し、急に拘らざる向各村相印し順達に致し候。此触れ坪根村6受取り五十平村へ継申候。当二月
四月廿日　御元〆様、廿五日　御代官様

弘化四未年四月十九日　（瀬脇区蔵）
大地震ニ付異変御見分御書上げ帳　瀬脇村三役人　惣頭立
惣軒数八十八軒、惣人数五百四十二人
堂五ヶ所　潰れ人別
潰れ家　赤坂組十七棟、新屋組七棟、蓮六棟、柏尾組五棟、瀬脇十五棟、飯森三十一棟
流失　瀬脇三棟　　大抜け人別　三十七軒
変死人　七人　男三人、女四人　　怪我人　五十人
斃馬　一頭　社倉、蔵　二ヶ所流出　〃　一ヶ所潰れ
〆居家潰れ　四十二軒　流失　二十七軒　土蔵　二十軒
物置　三十七軒　堂　五ヶ所潰れ、一ヶ所流失　高百八十石程
川欠け石砂入、山抜水押し共　百二十石　一切不渡り
夫喰差支之人別　九人
御救米頂載仕り、当座差支え御座無く候、追而御願申上げ度存じ奉り候。
右ハ此度大地震ニ付、御廻村成し下され異変之次第御書上げ仕り候通り相違御座無く候。以上。弘化四未年四月　瀬脇村三役人
御出役御衆中様

弘化四未年　笹平村　（笹平区蔵）
大地震御手充金割合人別帳
四月九日　名主　善右衛門
此度稀之大地震ニ付、厚く御手充成し下され、重々有難き仕合せニ存じ奉り候。然る処皆潰れ一軒ニ付金二分宛、半潰れ一軒ニ付金一分頂載仕り候尽、銘々ニ御渡し下され、慥ニ受取申候。此に依り連印件の如し。
一、金二分　庄之助㊞　　一、金二分　惣助㊞
以下六十七人
〆金三十五両
一、金一分　善作㊞
外二人
〆金三分
外ニ金二分　已代吉、佐源治　　金二朱　儀作㊞
外二名
此度稀之大地震ニ付、厚き御手充成し下され有難き仕合せニ存じ奉り候。然る処一件ニ付金三分づつ頂載仕り候まま、私共へ御渡し成し下

され有難く頂載、慥かニ受取り奉り候。此ニ依り連印件の如し。

水主

一、金三分　喜宗太　㊞　一、金三分　長右衛門㊞

一、金三分　嘉助　㊞　一、金三分　幸作　㊞

〆金三両　外ニ金二両一分　当村□□六人

合金四十一両　一人分二朱

右之通り当御手充金、郷中残らず惣人別、尚又水主□□□□御下げ金分、役人頭立立合い相違無く相渡し申候処件の如し。

弘化四未年五月九日

名主　善右衛門　組頭　大助

同断　友左衛門　長百姓　弥左衛門

同断　与助　頭立　治右衛門

同断　瀬兵衛　小前惣代　吉蔵

弘化四未年四月　坪根村　（坪根区蔵）

大地震ニ付潰れ人別御書上下帳

恐れ乍ら書付を以て申上げ奉り候

一、居家潰れ之上押埋住居相成難し　重兵衛

一、同断　与惣治

一、居家潰れ之上屋敷伊切(地割れ)床違住居相成難　源五郎

一、同断　清兵衛　一、同断　庄之助

一、居家潰れ之上屋敷抜落住居相成難　利左衛門

一、同断　喜左衛門

一、居家潰れ之上伊切床違住居相成難　市兵衛

一、同断　七郎太　一、同断　愛之助

一、同断　助右衛門　一、居家潰れ　仁左衛門

一、同断　（名前略・二十三名）

一、居家半潰れ　（名前略・十六名）

一、護摩堂一ヶ所潰れ

村持ち

観音堂・観音堂・大日堂・薬師堂・釈迦堂・水車屋二ヶ所・御蔵

社倉蔵二ヶ所

弘化四未年五月　倉並村控　（倉並区蔵）

大地震ニ付大山抜け仕り堰筋道筋御書上帳

当村ゟ坪根村へ往来道筋　横六尺　此間数百四十間余

坪根村ゟ五十平村へ往来道筋　横三尺　此間数百間余

当村中道往来道筋　横六尺、此間数六十四間余

当村ゟニ村へ往来并作場道　横三尺　此間数二百間

当村ゟ大通作場并山往来道　横六尺　此間数五百間余

当村欠断ゟ抜四迄往来道筋　横六尺　此間数百五十間余

里宮ゟ二丁長村へ通往来道筋　横五尺　此間数三百五十間

里宮続ゟ峯道并峠往来道　横六尺　此間数千四百間余

〆二千四百五十四間余

坪根村栃ノ木沢ゟ当村用水堰筋内　横二尺、深さ一尺五寸、

此間数百四十間

東沢ゟ向田迄用水堰筋　横二尺、深さ一尺五寸　此間数七十間

当村出口大沢并悪水払　横二間、深さ六尺　此間数四百八十間余

笹平北二丁ゟ西沢迄悪水払　横六間、深さ四尺

此間数二百八十間余

村口ゟ霧之下上口迄堰筋　横二尺、深一尺五寸

此間数百五十間余

坂田ゟ一本松迄谷用水并田用水堰　横二尺、深一尺五寸、此計抜け下仕、

大俵ニ而三尺付足す　此間数二十五間余

〆千三百九十五間余

惣〆三千八百四十九間余

右ハ当村去る三月廿四日夜大地震ニ付、大山抜け仕り、所々往来道、用水堰無体ニ罷り成り候場所、銘々御書上仕候処相違御座無く候。御

見分之上幾重ニも御憐愍之御意仰ぎ奉り候。以上。

弘化四未年五月　　倉並村
山口勇蔵様　　名主　清十郎　長百姓　繁之助

弘化四未年四月　　（酒井克之氏蔵）
変死人御書上帳　　橋詰村下組

恐れ乍ら書付を以て申上げ奉り候

一、変死人　藤助母　よし　当未六十六才
　但壁下ニ相果てきず一切御座なく候。

一、〃　助三郎女房　きん　五十八才
一、〃　同人嫁　ちう　三十一才　一、〃　恒右衛門　七十二才
一、〃　恒右衛門嫁　かめ　十九才　一、〃　〃孫　栄作　三ツ
一、〃　孫左衛門子　とき　〇才
一、〃　宇吉祖母　きせ　六十八才
一、〃　伊右衛門親　義兵衛　六十六才
一、〃　佐平治子　松右衛門　四十四才
一、〃　佐平治嫁　はつ　三十八才
一、〃　佐平治孫　里め　十一才　一、〃〃　ふく　四ツ
一、〃　〃熊蔵　三ツ　一、〃　安作親　惣右衛門　六十五才
一、〃　嘉右衛門母　なか　六十六才
一、〃　伊八郎女房　よみ　六十二才　一、〃　茂重郎　五十四才
一、〃　与吉　五十四才　一、〃　利兵衛　四十五才
一、〃　利兵衛子　勝治　十六才　一、〃〃　そせ　八ツ
一、〃　良吉親　新右衛門　五十三才
一、〃　栄五郎子　ふの　四才　一、〃　佐兵衛母　もち　六十才
一、〃　伝左衛門女房　なか　六十二才
一、〃　岩太郎母　くま　四十才一、〃〃　祖父　市之助　六十九才
一、〃　喜八郎孫　寅作　十三才一、〃　惣兵衛女房　きよ　五十三才
一、〃〃　子　なつ　十二才　一、〃　惣兵衛孫　たつ　四ツ
一、〃　市兵衛子　かよ
一、〃　堂守り　清順　三十九才
一、〃　平右衛門子　勝之丞　三十才

右ハ当廿四日夜大地震ニて、銘々居宅寄り潰れ候節、逃出し兼ね前文之通り、梁、かもい之下ニ罷り成り相果て候ニ付、其段先御届け申し置き、帰村之上銘々親類組合私共一同立合い相改め候処、書面之通り相違御座なく候。全く不意之災難ニて相果て候上ハ余人え対し、いささか申分御願筋御座なく候。自然相違之義申上げ候ハバ、連印の者共何分之曲事ニも仰せ付けらるべく候。此度之義ハ格別之御義を以て死骸取り置き仰せ付けられ、下だし置かれ候様願い奉り候。幾重ニも御憐愍之程仰ぎ奉り候。以上。

災害による変死人届　　（石坂朋幸氏蔵）

恐れ乍ら書付を以て願上げ奉り候。　　五十平村

一、変死人　当村頭名　源兵衛　当未六十一才
　但中之間梁中へ押潰され　惣身無疵
一、〃　吉郎左衛門母　しげ　五十一才
　但村間外ニ居処腹之上へ桁落押潰　惣身無疵
一、〃　重治郎　帳下欠落利兵太子　兼吉　二十五才
　但小市村塚田源吾様ニ年季公致し居り酒造屋ニ外居候処その尽相果惣身無疵御座候、村方引取り申候。
一、〃　吉左衛門　七十八才　但善光寺車横町親類与吉方止宿仕居候処押潰宅下ニ罷成り頓死候間死骸引取申候。
一、〃　忠左衛門　四十一才　但隣家甚五郎方へ罷越居候処、同人宅抜け覆り右下ニ相成り、惣身無疵
　同人子　已之作女房　つれ　二十四才　同人孫　常作　二才
　但両人共寝間ニ居候処居宅潰れ、右之下ニ相成惣身無疵
一、〃　同人子　小忠治　二十三才
　但布施五明村親方治方へ罷越し居候処同人宅潰れ、桁下ニ相成惣身無疵ニ御座候村方へ引取り申候。

一、〃　彦五郎女子　やす　七才　但居宅抜落右下ニ相成　惣身無疵　中野条御支配所荒木村　政吉　但当村親類甚五郎方へ罷越居候処、同人宅抜覆り右下ニ相成り相果候処死骸別紙書付請受内々引渡し申候。　当村釈迦堂堂守　年不明

右之者先月廿四日善光寺如来へ参詣ニ罷り越し候処、同人大地震ニて変死之上炎上焼失仕り候ニ付、同所へ罷り越し種々せんさく仕り候へ共、今以て相見えず候ニ付、変死仕ると存じ奉り候間、変死同様ニ成し下だし置かれ候様願い奉り候。　（後文略）

御水帳修正届　（五十平区蔵）

御本田

一、高百四十二石六斗八升二合　内七石三斗七升二合　居屋舗高
　三石四斗五合　右薪山抜　〆九石八斗一升七合
残而百三十二石八斗六升五合　内四十二石八斗六升五合　御願除
残而九十石　御願高

此沖訳

三十石　矢沢平分ゟ中矢沢平迄　三十石　本郷滝沖分ゟ同西沖迄
十五石　本郷沖ゟ田高西沖矢原上沖迄
十五石　山抜覆り畑覆りニ付　矢原南沖　小以

一、高七石二斗六升五合　新田　内一石二斗六升七合　御願除
残而六石　御願高

此沖訳　六石　本郷平東平　小以

右之通り当三月中大地震之節、田畑本新田抜け覆り之場所名所高目、分附け明細吟味仕り、御水帳ニ引合御書上げ仕り候通り、相違御座無く候。この上御見分向ニ於て不都束之儀御座候ハバ、如何様ニも仰せ付けらるるべく候。以上。

弘化四未年五月　五十平村三役人

森　五十三様　北島元之助様　馬場忠五郎様

（略）

弘化四未年　橋詰村下組　（酒井克之氏蔵）

変災山抜け覆り場所沖附御書上帳

五月　名主　孫左衛門

一、百六十八石四斗余　御本田
内六十五石九斗余　田高　四十八石九斗余　麻高
　七石二斗余　屋敷高　四十六石四斗余　畑高　小以
内十四石八斗二升一合　品々御引高　三十九石　御願高
残而百十四石五斗七升九合　内七十五石　抜地山抜け場所

此沖附

三十石　五十平堰ゟおんかやう沖迄
内十五石　田高　七石　麻高　三石　畑高
十石　下平出沖ゟ中田沖迄
内三石　田高、四石　麻高、三石　畑高
十石　寺前沖ゟ中行沖迄　内七石　田高、三石　畑高
五石　堀畑沖　内二石　田、一石　麻、二石　畑
二十石　戸屋沖ゟ苦桃家根迄
内三石　田、三石　麻、十四石　畑　小以
高四十九石五斗八升　覆り之場所

此沖訳

二十二石　市場沖ゟ中田沖迄　内十四石　田、三石　麻、五石　畑
十一石　楢本沖　内六石五斗　田、四石五斗　畑
六石五斗　おんかやう沖　内一石　麻、七石五斗　畑　小以
一、高三十三石三斗七升余　新田
内二斗三升一合　品々御引　三石一斗三升九合　御願除
残而三十石

此沖訳

十一石　横地山抜け之場所、水口ゟおんかやう迄

三石　覆り之場所、麦打場ゟてんがく迄
十四石　右同断　おんかやう沖ゟ平出沖迄
二石　戸屋沖ゟ市場沖梅ノ木沖迄　内一石二斗　田高
右之通り当村変災ニ付、本新田山抜け覆り場所、明細御水帳へ引合沖附帳面相仕立、御書上げ仕り候通り少しも相違御座無く候。万一御見分向ニ於て不都束之義御座候ハバ、如何様仰せ付けられ候共、一言之儀申上げまじく候。以上。

弘化四未年五月　　橋詰村下組　名主　孫左衛門
　　組頭　文右衛門
　　長百姓　四郎兵衛
小島元之助
馬場忠吾様

弘化四未年十二月　橋詰村両組　（橋詰区蔵）
大地震ニ而揺潰其上埋御書上帳

堰成
一、百六十間余　横四尺、深一尺五寸　平山ゟ清水東迄新堰場所
一、三百間余　横五十間懸押　梅之木堰、破損之場所
一、三百間余　百間懸押　樽本沖ゟ中田迄、新堰場所
一、六百間余　六十間懸場　世間沢ゟ清水東沖迄
一、三百間　かにた沖ゟ五十平境迄　新堰場所
一、三百間余　三十間懸押　上世間沢ゟ樽本沖迄
一、三百五十間　百間懸押　上世間沢ゟ鍋田沖迄　破損場所
一、五百間余　五十間懸押　水出口ゟ堀畑迄　破損場所
一、三百間　五十間懸押　水出口ゟ五十平堰迄　破損場所
一、三百五十間余　中峯　かに田迄　破損場所
一、五百間余　内三百間余抜け落ち世間沢ゟ大久保村迄　百間懸押　破損場所
一、百間余　二十間懸押　夏かと破損
一、三百間余　三十間懸押　かわらけ田堰　破損場所
一、六百間余　橋詰向ゟ戸屋沖迄　皆潰れ
一、二百間余　知足院沖ゟかにた迄　破損場所
一、六百間余　知足院沖ゟ橋詰村迄　新堰場所
　内二百間余三ケ所底樋　久昌寺迄
〆堰成　十六ケ所　一、〆五千七百六十間
一、大橋　一ケ所　大抜けニ而世間沢へ橋埋まり候。
一、大橋　二ケ所　中世間沢下田所　破損　一、同　一ケ所　中峯沢
〆橋　四ケ所　道筋差支
一、山抜けニ而当時往来成り難き場所八ケ所千二百間
右ハ三月廿四日夜、大地震ニ而、往来道橋用水堰等抜け覆り之場所
〆間数　六千九百六十間
一、車屋一ケ所抜け潰れ　四郎兵衛持　下組石臼ニ柄提二丁
一、〃　一ケ所寄せ潰れ　伊右衛門持　右同断
一、〃　一ケ所同断　直蔵持　右同断
一、〃　一ケ所同断　直右衛門持　上組石臼一柄提一丁
一、〃　一ケ所同断　清助持　上組右同断　〆車屋潰れ　五ケ所
右之通り三月中地震ニ而揺潰れ、其上埋等罷り成り渡世相成り兼ね候間、恐れ乍ら此段御訴え申上奉り候。此上幾重ニも御憐愍之程願い上げ奉り候。以上。

名所　五十平境ゟ下平出迄　四百間余　横六尺
〃　市場東沖ゟ下平出迄新道　四百間　横六尺
〃　平出寺前沖ゟ大久保迄　三百間　横四尺
〃　市場村ゟ岩草境迄　三百間　横四尺
〃　市場ゟ地蔵堂迄　百五十間　横六尺
〃　平山ゟ橋詰迄　二百間　横六尺
〃　小瀬場ゟ岩草境迄　三百間　横四尺
〃　大久保村ゟ岩草境迄　二百間　横六尺
〆間数二千二百五十間　一、名所橋詰村ゟ峠峯迄　二十五丁斗り
（後略）

弘化四未年十二月　大安寺村　（大安寺区蔵）

当未変災ニ付品々御手充割合人別帳　名主　勝五郎

山抜け川欠石砂入御手充　一、高十九石二斗八升

水押砂入覆り御手充　一、高八石

麦作水押　品々損地之場所御手充

一、高七石五斗　此分籾ニ而二百石割

〆三十四石七斗八升

山抜川欠石砂入御手充　一、高三斗　亥ノ新田

水押砂入御手充　一、高一石四升　同断新田

〆一石三斗四升

藤左衛門

山抜石砂入御手充　一、高四斗八升九合五勺

水押砂入覆り御手充　一、高三斗五升三勺

〆八斗三升九合八勺

（名前略・四十六名）以上。

弘化四未年十二月廿日　（倉並区蔵）

冬凌衣服料御許借人別帳　倉並村

一、金三両三分也　此借人別　一人分一分二朱　十三人

右之者共極難渋ニ付、冬凌ぎ衣服料御許借成し下だし置かれ、有難き仕合せニ存じ奉り候。但し御礼金御免ニ而御差図次第、御返上仕るべく候様、仰せ渡され候、銘々其段申渡し置き候。以上。

弘化四未年十二月廿日　倉並村三役人

御代官所

弘化四未年十二月　（坪根区蔵）

大地震変災之始末日記　坪根村　筆写市左衛門　四十七才

弘化四丁未年三月廿四日夜、四ツ時頃、俄かニ大地震ゆれ出し、当村中居家並びニ土蔵、物置、灰屋其外山林田畑抜け覆り、往来人馬通路一切之無く候。同夜即死人多々之あり右之次第書留め、日記せしめ候也。

一、即死人　都合十人　尤も三組ニ而

内一、頭立庄左衛門并ニ嫁、男孫　三人　一、庄右衛門女子　一人

一、勇左衛門女子　二人　一、為吉　一人

一、市兵衛女房并ニ子　二人　一、久三郎　一人

右即死人之義ハ其後御訴え申上げ候様、御内意ニ付、其侭堀埋め候様仰せ承わり、御見分等も之無く候。菩提寺よりも弔いも之無く、即死之侭病所ニ堀埋め、後ニ戒名等寺より書送り、夫々片付け候始末ニ御座候。

一、善左衛門持馬一疋即死致し申候。一、地震ニ付怪我人別左之通り

一、善左衛門・佐左衛門・要左衛門并ニ女房・一郎兵衛・吉左衛門・

同人嫁かと・勝之助

右之通り怪我人御座候様、四月二日御上様より、倉田左馬様并ニ御同心宮沢繁三郎様、御両人御出役ニ而、銘々ニ御出来を成し下され候。尤も当村朝御膳ニ而相済、瀬脇ニ御移りニ御座候。

一、御高辻　百二十三石二升三合　御本田　内九十八石八斗　横地ニ付御願高　又内六十一石八斗六升、御引高下だし置かれ候。

一、高二十七石三斗　新田御願高　内四十八石二斗　御引高成し下だし置かれ申候。

山抜け之場所　飯縄山仕下(繁)より、大伊切(地割れ)罷り成り、はしは入と申す所より抜け出し、凡そ沢添い共御田地横地ニ相成り、中越組草口沢迄押し出し是ニて止り

一、滝屋組清兵衛、七郎太、弥五郎、与惣治、助右衛門、吉蔵、太三郎銘々居家舗、浦山より抜け出し、住居相成り申さず候、尤も御本田多く損地ニ相成り申候。

一、はたご城、山抜け覆り林多く損事申候。

一、森之木沖御田地、抜け覆り田方多く損事

一、歳々年々地所多く損事申候。

一、論地組村南通りより西之畑損事申候。
一、本郷より黒沼之地所口入出作多く損事申候。
一、伊勢宮東より大伊切れ附き、村上へ押欠申すべくやも斗り難く、本郷人別驚き入り潰れ家をその侭捨て置き、高料米五丁田沖ニ俄かニ小屋がけいたし、人馬共仮宅仕り候廿五日夜ニ御座候。日夜も止まる事も得ず頻りニ地震揺れいたし、人々肝をつぶし罷り在り候義ニ御座候、尤も黒沼村之義ハ、西峯金昆羅山より横巾二丁程大抜け、黒沼へ押出し村中三十軒余り土中に埋まる。皆潰れ人別　時之御手充一人ニ付
一、金二分　　利左衛門外
時之御手充金　一金二分二朱　庄之助外　金ニ匁分量金三口御用五分切取残し、時之御手充金御下ケ渡す。
一、金二分　　惣助外
金一分拝借金仕り尤年賦割合一割之利付
時之御手充
一、金二分　金右衛門外　金二分　拝借金仕尤年賦割合一割利付
一、金二分　善五郎　　一、金二分　喜平治
右同断　一、金二分　弥五左衛門外
金二分、九匁三度御用立分御下ケ金拝借（名前略）
人数五十四人　〆金二十四両三分
右ハ此度変災ニ付、書面之通り御手充金成し下され候処慥ニ受取り、後日割渡し有難き仕合せニ存じ奉り候。此段指上げ申候。以上。
坪根村三役人
春日磯治様　永井忠治様
竹内多七様
右ハ四月十八日、御廻村ニて仰せ渡し之通り、何事も願い之筋之無く候て、包まず申し立て仕り候。
一、廿五日有谷川源美様御手代田中利太夫様、御廻付御座候て万端御申含め申すべく候。
磯田音門様　矢(野)茂様　竹内多七様
五月七日　道橋御手附山に勇之助様御廻村御座候。
同月廿六、七日　森五十三様、小元之助様、馬場忠吾様、
右ハ当村一夜御止宿ニて、御田地の御内見分して御廻村御座候。
同月廿八日　御同心宮沢繁三郎様、太田忠平様、四才以上の児人母親ニ離れ候分、御手充成し下され候て、御内調べ御廻付御座候、尤も当村四才の児人一人も無く候。
八月十六日　道橋方皆出来、内分ニて御廻村御座候。
同月廿八日　大検見様御廻村御座候。
居家おしうずまり人別　〆皆つぶれ　三十七人　〆半つぶれ　十七人
人数〆　五十四人　御手充金〆金二十四両三分
右ハ此度変災ニ付書面之通り、御手充金下だし置かせられ慥ニお受け奉り有難き仕合せニ存じ奉り候。此段御請け申上げ候。以上。
弘化四未年十一月　坪根村三役人
永井忠治様　竹内多吉様　春日磯治様
一、金一両　□□居家つぶれ　伊八
前書之通り御請礼差上げ奉り候。以上。
外ニ前書之通り御認め、郡奉行所へ差上げ申候。
一、金三両
右ハ大みそかニ至り、御軍役御上金之内御情を以て、御下ケ金成し下され有難き仕合せニ存じ奉り候。依て銘々割渡し申候。以上。
一、小松原村、四屋村舗まで満水ニて、堤損地ニ相成り、御領主様余り広地損益ニ候。御上様ニ申立上げて、御国役御普請之あり御公儀様並びニ御領主様御役人春日俊左衛門様当役ニて、成本治左衛門様御出役ニて御普請され、数日当村より人足三四人づつ出人足差出し、尤も日々人員料ハ之無く出精次第材料を下だし置かれ候義ニ御座候。外領主役人多勢御出役ニて皆出来御座候。
一、本郷ニて本性寺本堂皆つぶれ、尤も庫裡そのまま相残り、住寺大劫と申す和尚ニ御座候。子僧一人。

一、本郷組釈迦堂半つぶれ、尤も無住。
一、同薬師堂皆つぶれ申候、その時内ニ夫婦その場ニ仮住まい御座候。
一、中越組観音堂皆つぶれ申候。その節内ニ平出村出生の女子之あり、仮住まい致しつぶれ後出立仕
一、滝屋組観音堂皆つぶれ、その節内ニ久保寺の出生の者仮住まい仕り申候。
一、論地組大日堂皆つぶれ、その節村内の久兵衛養母ひわ仮住まい致し居り候。計五ケ所つぶれ申候。
一、飯縄大明神宮并ニ鳥居など押し倒れ、社倉蔵半つぶれ、郷蔵皆つぶれ申候。
一、水車小屋論地つぶれ并ニ喜太郎持水車つぶれ申候。
一、当村人別菩提寺つぶれ并ニ半つぶれ之部
皆つぶれ　大安寺　同断　正源寺　同断　性乗寺
半つぶれ　三福寺　同断　浄蓮寺
一、三月廿四日夜大地震ニ付、山平林村之内虚空蔵山抜け崩れ犀川へ抜け出し、川廿四日夜四ツ時より四月十三日七ツ時まで湛え留まる折同刻川泊り押し切れ、水満水ニて川添い村々流出仕り、笹平村南側下村□□□流出仕り、瀬脇平組一組流出、飯森組一組流出仕、并ニ宮野尾村保玉沖田方押流し、保玉店も流出致し
一、吉久保村分地花上みせ地震ニて皆つぶれこわれ、往来損事人馬通路当時出来申さず候、古往之頃上通りニて罷り通り候節之道、松代往来仕り候。
一、当村地震変災急難之御訴え、三月廿七日罷り出で申立候処、口上ニて御代官所より公事方山寺源太夫様御役所に申立て、それより御蔵屋敷ニ罷り出で申立て仕り候。
郡御奉行所　御元〆
竹村金吾様　永井長蔵様　磯田音門様
菊地隆孝様　その外　御勘定方
右三ケ所ニ口上ニて申立候処、この節之儀早々帰村仕るべく、私ニ仰せられ候。尤も食事として握り飯下だし置かれ、それより岡田原通りニて中尾山、山村山村より犀川を歩行仕り、瀬脇代々うつり帰村致し、誠ニ末代の話
未年家普請仕り候人別
一、間口十間余　普請　滝屋組　仁左衛門　一、同断　住普請　同組助右衛門　一、間口十間余　普請仕り候　本郷組　善左衛門　尤木拾軒分　一、同断　住　尤古材木ニて仕　〃吉左衛門　一、間口五間　住なかば普請　喜左衛門　一、間口六間　住中普請　惣助
仮宅普請之部
一、間口七間　住物置普請　庄之助　一、間口五間　住物置仮普請　四郎右衛門　外ニ五間ニ二間半　土蔵普請　同人分　一、土蔵ばかり普請　喜平治　仮宅仮木　一、間口五間　住物置普請　文五郎　一、間口四間　住物置仮普請仕　善兵衛　一、間口六～七間の物置仮居普請　平右衛門
右之人別ハ普請仕り、夫々相済ませ申候、外人別之儀ハ丸太木を以て小屋掛け仕り相凌ぎ申候。
追々家作普請仕る含みニ御座候。
一、御殿様御在国ニて万端之儀、格別之御情筋之あり御百姓一同有難き御事ニ御座候。
郡御奉行所　公事方　岡崎庄助様　竹村金吾様　山寺源太夫様
公事方　磯田音門様
一、御代官所　当村支配　長谷川源美様
御手代　田中理太夫様　永井忠蔵様　菊地隆孝様
一、御元〆方　一、御家老　鎌原石見様　一、同　恩田頼母様　一、同　河原舎人様　一、御中老　玉川左内様　一、同　赤沢助之進様
一、大御見附　海野蔵様　御両所　米崎兵吾様
右御名前の御役人衆中御在命ニて御勤役ニ御座候。
一、当村名主長五郎・組頭仁左衛門・長百姓太右衛門三人ニて長わずらい致し、稀の返済ニ候、今年之儀ハ格別骨折り、大儀仕り、後を

相わずらい申候儀ニ御座候。
前書之趣き当三月廿四日四ツ時、尤も夜中の事ニて大地震変災の始末方、三月廿四日より同年暮大みそかつまり次第、新しく書きしるし、日記相したため残し置き候也。

弘化四未年十二月

坪根村　時の役人　論地組ニて　名主　長五郎　滝屋組　組頭　仁左衛門　本郷組　長百姓　太右衛門　当時在命之論地　頭立　平左衛門　坪根　〃　善左衛門　滝屋　清兵衛・長兵衛・安左衛門・四郎右衛門・庄之助・弥五左衛門・利兵衛・平助・清左衛門

右人別名前之者共御役儀へ計り、出会など致し候もの也。
地震日記終り候。以上。
他村変災之次第新しく書きしるす。
一、満水ニて流出四屋村・小市村・小松原村半分・丹波島・真島村・綱島村・青木島村・大塚村・久保寺半分・川合村・大豆島村・福島村・牛島村・町川田村・大室村・牧島村

右村々満水ニて難渋仕る者多く、米穀并ニ変死者多く流失致し候由ニ御座候。
一、山中水流多くして村地并ニ家屋押し流れ潰れ候村々、水内村三組・吉原村・上条村・竹房村下市場村・里穂刈村・大原村・日名村・川口村・和田村・新町ハ地震と出火、水湛りニてその形も之無く、誠ニ以て難渋之次第ニ御座候。

右村々水湛りニて難渋ニ及び申候。
一、善光寺、稲荷山村出火の上、地震焼失八分通り変死人凡そ三万人ニ及びし由。
一、山中筋抜け覆り候村、山田中村上組より二つ石、田中沢下ニ抜け落ち、人馬多く死す。
一、五十里村栗林より中尾川へ抜け前川とまり多く、御当地検事、人馬通用之無く。
一、地京原村藤沢組大ぬけ多く人馬死す。
右之外村々抜け覆り之無き村方ハ一村も之無き事ニ候。
一、御領内ニてハ即死人　三千人余　牛馬　四百尾余　高辻凡そ七万石余損地御座有

ここにくくりとして、松代藩家老河原綱徳の弘化震災記で、「むしくら日記」として世に知られたものの一節を紹介してみたいと思う。この天災に対する藩の動きなどが克明に現われていて、興味深いものがある。（略）

御用のいとま、土堤にて遠目鏡もて西の山々を日々の如く見るに、虫くら山の崩れはいかにも大造なる事なり。此山八方へ崩れたると聞きしが左もあるべし、北方へ向きたる所斗りも一面に崩れて丌山（こつざん）の如く、中には押立てたる如き、切岸も見ゆる所もあり、又及びかかりたる如く見ゆる所もあり、木立とも見ゆる所は稀なる程也、是を見ても其近村の変化いかならんと推量らるる也、続きて前通りの山橋詰村の山奥に、大造の抜け見ゆるのみ、村家は立派に見ゆ、其次に見ゆる大抜けは倉竝村、黒沼村の事なり、小松原山の上にあたれり。抜け口十七八丁、二十丁斗りとも思はるる也、抜け下に僅かの村家残りて見ゆ。此村は家数四十四軒、人別二百三十五人の上地なりしが五軒残りたるのみ、三十九軒と人六十余人土中に押埋たり。
夫より坪根村の山入にもよほど抜けあり、其次に山田中の大抜け也、是は凡そ一里斗りの幅とも見ゆる也、此村家数三十九軒、人四十二人押埋ぬ、抜け際の上にも、今にも抜け落つべき危き家居も見へたり、夫より北は小鍋村の分地也、此辺には抜け所見へず少しは有るなるべし。飯縄山には抜け所一円なし、山中村屋の見ゆる所は、山田中、宮野尾、坪根、倉竝、橋詰等なり、すべて一統の井ぎれ（地割れ）にて、広き割、狭き割、床違いになりたる所、凸凹の山或は麦畑共夥敷き事なり。

（略）

鈴木藤太が噺し

手代藤太は念仏寺村臥雲院に止宿、庫裡の上段にありて日もすがら事取り調べ、かい付けなどし居けるが、戌亥の方より山岳も一時に砕けん斗りの音して、寺も忽ち潰るる如く覚えければ、打ち驚きて筆と帳とを持ちたるままに、東の庭へ飛び出しけるに庫裡は早犇犇（ほんほん）と押し潰れぬ。心に思いけるは宵に住寺に隠して魚肉打ちくらいけるが、斯斗り名高き霊場を穢せしは我誤りなり、其祟りにて天狗か山神か怒りこらせるかと疑ひ乍ら、囲の塀に風通しの簀を張り置ける処を押し破り潜り出ず、暗きをたどりて裏の麻畑へ出ぬ、此畑中に一抱え程の大木あるを昼見て置けるままに、此木に取り付いたりけるが、何やらん麻畑を押し分けて這い来るものあり。こは猛き獣にもあるかと又更に驚かされて、星明りに透し見れば此寺の庫裡姿が赤裸にて這い来りしにぞ有りける。やがて同じく此木取り付けるに忽ち此木づるづると一丈斗りも抜け下りければ、是にてはたまらずと又逃げ出して考うるに、此寺に名高き三本杉は大門の辺にあり。斯ばかりの老木なれば根のはびこりも大造なるべし（此杉根元にて差渡し六尺）このもとに至らば危うからずして命も助かりなんと、辛じて尋ね行きしに数多の雑木倒れ重なり、暗さは暗し彼の大杉見へざれば、扨も是も何地へ行きたるやといぶかしみ、其木の少し側にある観音堂に登らんと思うに、堂ははるか見上ぐる程の所に見へければ、こは我足の下も抜け下りたる事なるよとおそれ驚きつつ、堂をさして登るものから、人声の聞へければ力を得て踏み込み足を踏みしめて漸くにして、堂前に至り見れば、ここは抜け覆る事もなくして住僧を初寺に居合いたる者、庫裡の潰れたる下より這い出て、婆迄も皆ここに集い居れり、其内の村の男女も追々に逃げ来りて怖れおののき、ひたすら大悲の御名唱うるも多かり藤太思うは地震には昔より火事と成る事多しと聞けり。今の大変もし地震ならば火あらんかと見居しに、潰れたる庫裡より火燃え出で、又遠近にも猛火盛ん也。さては地震に相違あらじと初めて覚り、焼出し庫裡の方をつくづく見居けるに、火煙盛んに煙え乍ら次第々々に遥麓まで下る事凡そ百五六十間なるべし。と思はるる辺りは火の光りにて真昼の如く赤く、又虫くらが岳、萩の城の方に当りて震動夥敷く、幾千の雷一度に落ちかかる如き音は、正しく抜け覆りて岩石樹木を押落とす音にやあらん。女童は生きたる心持もなく只泣きさけぶ斗り也。（略）やや東の空しらみ渡り見渡せば、東西南北、前後左右悉く抜け崩れて其中に此大悲閣の廻り、廿間四方程の所のみ元のまま残りて、堂も斜まず五六十人の者ここに命を拾いしはふしぎにも又余りあり。是こそ実大慈大悲の利益ともいうべきものか。扨も人々宵より奔送して飢に及びければ、何なり共食物がなと見廻りしに堂より余程下の方に潰れかかりたる家一軒あり、此家より米一斗と釜一つ持ち来りて、かしぎせんと火打付けて焚付ける折しも、又もや鳴動強く震うかと見し内に焚火しける脇の方夥しく地裂けたり、こはいかにと皆驚き騒ぎ逃げ出しけるを、藤太制して皆々飢ては息も続くまじ、釜中の生米を手毎に摑み出して食し乍ら立退き候へと言って、おのれ先摑みて立出でければ、村のおとな等藤太が行くべき方をここかしこと指示し心配しぬ。藤太言いけるはいやいや我等は松代へ戻る迄の事なり　汝等は家を潰ぶし怪我したるもありぬべし。とく家の世話して怪我せぬ様に道を求めて出でよと言いつつ、岩草山の方へと志しけるに、兼て寺に雇はれ居たる黒鍬両三人も共に行けり、猶村の者二三人ともかくもしるべせんと先に立つ、或いは這い或は木の根にすがり行けるに、あらたに抜けたる所なれば、踏み込むごと膝を過ぎ、又更に抜け崩れ二三尺或は四五尺も落ちまろべば、跡より手を出し引上げ、跡の者落ち転べば先の者ふり返りて引き上げつつ、互に命限りと助け合って、漸く此村のみか野組に出、少しく抜くも間遠なれば少しくつかれを休めんと申せしにそばがきを製しあたえ、又一陶の酒をとり出して、かかる大変の中もてなしに参らするにはあらず、きのう神酒にとて求め供へし残り也。用いて気力を増し給えねと懇ろに申して止まざれば、其志を喜び受け少し用いて気を得たり。ここより念仏寺の者共を戻し、わらじを求めてはきしめ、身繕いして打立つ、橋詰・五十平・倉竝・坪

根・宮野尾・吉窪の抜け覆りの難場を通り、小市を渡りてはじめて蘇生したる心地せしと云う。

是より数日の後、磯田音門御救方に出て此辺見分せしに、臥雲院は山中にて類なき霊場大地成りしが、揺込揺寄せたりし故か焼残りたる礎殊更に狭みて、ありし昔の三ケ一程とも覚へず、庭は其儘に残りて、彼の七不思議の内と聞きなせし要石も泉水の際に其儘あり、水も能く湛へて木草も生茂りたれど、いたく狭みて形残りたるのみ也、今度御巡見の時御本陣たるべき筈なればとて、其設けに建てし駒建のみは倒れもせず其儘に在せり。大門の敷石も其儘ありて、彼の三本杉は寺と共に揺れ下だり、倒れ懸りてありと語れり、

上野村明松寺も兼ねて御巡見の時、御本陣のならしせしが（貼紙に云、明松寺は御本陣の御ならしは御座無く候）。一揺れに地われ庫裡も本堂も潰れ乍ら割目へ挟まり落ち入りけると其儘割口をふさぎけると云う、ふしぎに打たれたるものもなく、やがて大勢集まり掘り出しけるに怪我もなかりしとぞ、寺は其儘に土中にあり中より物を運び出るに提灯にと出入りすると聞けり。

茂菅村静松寺にては台所の隅に馬屋あり、其側に徳風呂（五右衛門風呂）を据置き、中間の爺浴し居けるが、此処のみ抜け覆りて遥かの谷へ落ち入りけるに、風呂の湯もこぼれもせで、入りし儘抜け下がれりとぞ。馬は驚きて谷を渡り寺に戻りしと云う。残りし庫裡は潰れかかり、本堂は大破したるのみなれど裏手の山よほど抜けて本堂へ押しかかり、片付けも容易ならず大いに迷惑せりと云う。

（略）

磯田音門、中山中巡村之節、矢野蔵立合いに行きし帰りの後書上げ摘要す。坪根村　家数六一軒、人数三八〇人

此村後ニ飯縄山と申す高山之れあり、右山より抜け落ち沢々へ押下し、田畑損毛所も多く、立居り候家数六、七軒之れあり格別の大荒所は御座無く候。押埋二軒、潰三五軒、半潰十六軒、死失一〇人

倉竝村　家数四一軒、人数二二〇人

此村は山上より一時に大岩など押し懸り候と見へ、居家其外跡方も御座無く候、右故中々耕地ニ相成り兼ね候様ニ見受け申候。押埋二二軒、潰一一軒、半潰六軒、死失六〇人抜け所凡そ十二三丁、横三四丁も之れあるべく候、抜け所の下に家数五、六軒、残り住居仕り候。右居家押埋、或は潰れ候者共、抜け所より三四丁下、瀬脇村分地の内を借り受け、小屋掛け致し居り候旨、往々も右場所かり受け住居に致し候より外之れ無き旨、尤も水之れ無く、瀬脇村分地の内外ニ水道も之れあり趣きに付、道橋方手付見分の上、御勘定役にて申合候、其上村方にて申し談じ候趣きに候へ共、当節右水道普請等力及ばざる旨申し居り候へ共、成ぬべく相励み候様申含候、抜け所の外にも耕地も余程相見へ、麦作も損じ候様にも之無く、田方も仕付候も相見へ候。去り乍ら麦作取入れても僅かの儀、御救頂載も残少に成り、人気励み之れ無く相見へ申候。抜け所の上にも居切り之れあり、此上も右より崩れ落つ申べくとあやぶみ罷りあり候趣きに御座候。

五十平村　家数六八軒、人数三四〇人、潰れ三〇軒、半潰れ六軒、死一〇人。

大抜け場は御座無く候へ共、所々少々宛崩れ、田畑も損所多く、居家の辺も居切り多く居切りの内へ入候て屋根斗り見へ候家も多く之れあり、外村方にて余り見聞仕らず候儀に御座候。

橋詰村　家数一六〇軒、人数八〇〇人余　焼失一軒、潰れ六〇軒、半潰れ六軒、死失四〇人の旨に御座候。

格別大抜け所は御座無く候へ共、所々抜け所多く取集め候はば、倉竝村にも劣り申すまじくと申す事に御座候、上組三十軒の処、皆潰れにて用水も一向之れ無く、呑水遠方より汲み取り難渋の旨に御座候。

岩草村　居家一五〇軒、人数七〇〇人余　潰れ一〇五軒、半潰れ三〇

軒、死失五人
抜け所も多く之れあり候へ共、大抜けの場は御座無く候。
大安寺村　当村荒所、潰家等も経て少く無難の様に御座候、土尻川橋落居候故、隣村への往還甚だ差支候旨に御座候。
笹平村　居家七九軒、人数三九〇人余　潰れ七〇軒、半潰れ三軒、死失二五人　耕作相稼ぎ候者は稀にて、皆々商仕り居り候斗りに付、一旦は甚だ難渋仕候旨の処、追々仮小屋、補理店も開き、小間物、荒物、肴や、茶菓子等商取り続にも相成り候旨、当村商初め候に付、山中筋弁利甚だよろしき旨、又居家裏犀川端にて、欠落ち候に付、往還道筋山手の方に仕り度願立て候旨申開き、実に余儀無き様に相見へ候。
瀬脇村
当村抜け崩れも所々多く、犀川端の田畑多分流失難渋の旨五十平村と当村に限り私共通行仕り候余程の間道造り仕り候儀、諸人の助けに相成り一段の旨、音門賞美仕り候儀に御座候。

（略）

在方之分　居家潰れ　九三三七軒
内三〇〇　山抜け土中へ埋、二四三　潰れの上焼失、二〇〇　潰れ半焼けは湛水入りの上流出、六〇六　潰れ、半潰れ、湛水ニテ浮出の上焼失、一四〇一　潰れ、半潰れの上流失（洪水ニテ）、六二四半潰れの処洪水ニテ潰れ、六三二三　潰れ　居家半潰れ　二八〇二、〃大破　三一二〇、〃石砂泥水入　二五〇七
但洪水の節
土蔵潰れ　一七五七棟
内一二九　山抜け土中埋、八四　潰れの上湛水入、一一〇　同断の上焼失、二一四　潰れ、半潰れの上洪水ニテ流失、一二二〇　潰れ半潰　五八五棟、大破　一〇七、右砂泥水入　三二二
但洪水の節
橋大少落損流失等　三七三ケ所
内地震の節　一一三、洪水の節　二六、〃破損　但洪水の節　一八一
船大小破損流失　二五艘
内地震の節　四、洪水の節　二一

物置潰れ　六一四八棟
内二二四　山抜け土中へ埋、三一八　潰れ、半潰れの処焼失、一三二七　同洪水ニテ流失、一九五　半潰れ破損ノ処洪水ニテ潰れ、六二一　潰れの上水入、四〇二二　潰れ、半潰れ　九七四、砂入泥水入　六三二、但洪水の節

水車家潰れ　一〇九棟
七　山抜土中へ埋、五　潰れの上焼失、三　同湛水入、二五　潰れ、半潰の処洪水ニテ流失、一二　半潰れ大破処洪水ニテ潰れ、五七潰れ

社倉潰れ　七七棟
内七　山抜け土中へ埋、三　潰れの上焼失、十八　潰れ半潰れの上洪水ニテ流失、四九　潰れ、半潰れ　四七
高礼場潰れ　十八ケ所　口留番所　九ケ所　酒造蔵　二三棟
社潰れ　一四七ケ所、〃大破　八二五ケ所　御朱印地寺院潰れ　八ケ寺　寺院潰れ　八〇ケ寺　諸堂潰れ　二四一ケ所　斃牛馬二六七疋
圧死人　二五八五人　男一二二八　女一三四五
内地震之節　一〇二七　一一二七
内山抜土中へ埋　一九五　二〇二
死骸相見へ申さず候
洪水の節　六　十六

表11 むし倉日記　中山中被害状況

村名	家数	人数	潰	半潰	押埋	死失	焼失	抜崩
茂菅	41	200		1		1		大
鎌	15	70	13			3		大
桜	50	280	22			10		
泉平	25	140	6			3		小
上屋		130	20	20		8		小大
広瀬	100	500	10	15	8		15	大
人山	200	900				20	40	小
栃原	220	1000	8	15		3		
志垣	60	360	6	8		1		
上祖山	112	520	2	22	1	4		
下祖山					13			大
小鍋	150	900	30	6	2	18		大大
山田中	100	500	13	10	39	50		大大
宮野尾	100	500	30	15		10	3	大大
坪根	61	380	35	16	2	10		大大
倉並	41	220	11	6	22	60		大大
五十平	68	340	30	6		10		小小
橋詰	160	800	60	6		40	1	小小
岩草	150	700	105	30		5		小小
念仏寺	130	700	85	30	3	30		大小
梅木	110	600	50	30	6	70		大小
地京原	130	700			10	80		大大
伊折	170	500	15	10	17	90		大大
和佐尾	80	390	18	7	5	7		大大
椿峯	130		8					小小
瀬戸川								小小
古山	100	510	13		6	10		小大
上野								大大
花尾	82	430	37		2	40	9	大大
竹生	130	680	27		6	13		大大
小祢山	200	1000	7	40		1		大
中条	130	600	87	22		44		
専納	36		27	6				大
長井	110		68			20		
大安寺								
笹平	79	390	70	3		25		
瀬脇								大
計	3,270	14,940	913	324	142	686	68	

埋牧組

古山村　死者十人　（虫倉日記）

竹生村　家潰十九軒　半潰十三軒　（竹生町区有文書）

上野村　死者十一人　家潰三十三軒　半潰土蔵　（虫倉日記）
家潰、
明松寺裏山の大抜で諸堂残らず押潰さる。

夏和村　死者一人　家潰二軒　半潰十数軒　（夏和村年表）

久木村

花尾村　死者四十人　（虫倉日記）
家潰　三十九軒　焼失九軒

小根山村　死者一人　（虫倉日記）
家潰七軒　半潰四十軒

この弘化地震の物凄さは永くその伝承が残されている。小川村各地の被害は、実に死者八十人、潰れた家は百五十軒以上、花尾では火事九軒である。半潰や土蔵潰れ等はほとんど村の半分以上に及ぶとみられる大被害であった。亀裂、断層、陥没などを始め、道や堰の寸断などから考えると、この地震は実に驚くべき大惨事であった。

この地震について、北小川村史は次のように述べている。

此時の地震は、大地鳴動止むかと思へば又振ひ終夜止む時なく、行燈は忽ち揺り消されて真暗闇と成り、戸障子は外れ壁や器物は破れ落ち幾度となく転倒しつつ漸く逃出し得たるも岩石樹木建物の崩るる音物凄く、人畜号叫の声振天動地殆ど生きたる心地もなく九死に一生を得んと無我夢中に彷徨して徹夜し、漸く明くれば四面崩壊人家大抵潰れ、中には全く土地に埋没して片影もなきものあり、地形も変り実に満月荒寥、凄絶惨絶言語に絶する有様、而も振度こそ減少せるも其後暫くの間は毎日毎夜の如く時々振動して不安止まざりしといふ。

社人　二　僧　一〇

怪我人　二三六二（男女共）

□□圧死　七八（〃）

一五〇〔小川村誌〕

弘化四年三月二十四日亥のとき大地震が起こり、村の各地に大災害が発生した。この激震地は善光寺を中心とし、水内西部の山地の被害が大きかった。特に虫倉山系が震源に近かったことから、小川村の旧村各地の地震災害は激甚地というべきであった。

村の被害を集計すると次のようであった。

和佐尾村　死者七人　家潰二十三軒　半潰七軒　（虫倉日記）

椿峯村　家潰十軒　半潰二十二軒　（椿峯村名主附留録）
仁王様両手欠ケル　仁王様両手欠ケル　高山寺仁王門倒壊

瀬戸川村

馬曲組　死者九人　（北小川村史）
家潰　家七十八軒　土蔵十三軒　灰屋三十九軒

成就組

此地震は松代領内最も強く殊に我西山中虫倉山の近辺震源地にて夫より善光寺飯山辺も強かりしが余震京・大阪以外にも及びたりという。世人之を善光寺地震といふ。

弘化四年の三月は、善光寺の御開帳で、全国から多数の参拝者が集っていた。そうした時の大地震であって、地震と共に大火となり、まったく阿鼻叫喚であったと伝えられ、圧死と焼死の被災は一万人を超えたという。

(1) 虫倉日記

虫倉日記は、松代藩が藩勘定方に被害地調査を命じ、藩士矢野茂が震源地虫倉山近在の被害村の調査を行なった。その被害調査報告書が虫倉日記である。

関係村抽出

念仏寺村　家数百三十軒
　人数七百人余

押埋三軒、潰八十五軒、半潰三十軒、死失三十人の旨。下組ハ格別の抜所も無之様子。上組ハ岩艸村より続き臥雲院迄の道筋不残抜落、麦畑抜崩の処漸致往来候。

同村臥雲院地不残大穴の如く杉立の処より一円ニ抜下リ、大門之敷石入口庭之形等格別変じ候事無之、七八十軒も抜下り候様子、大門下の方田畑大抜下り、上組の村家も此処ニ溜り居候申。

地京原村　家数百三十軒
　人数七百人余

押埋十軒、潰（原本缺字）、死失八十人余の旨。虫倉嶽八分目程の処より抜崩、藤沢組の方へ一円ニ押落し、梅木分地へも懸り大山の如く築上候。其響ニてか横手谷ノ方へ尚又崩、凡二十丁余も崩れ落候と相見へ候。

梅木村　家数百十軒
　人数六百人余

押埋六軒、潰五十軒、半潰三十軒、死失七十人の旨。抜所多く田畑荒所も数多ニ相見へ、尤道筋ハ格別大荒難所等も無御座候。

伊折村　上組中組
　家数百七十軒　人数五百人余

押埋十七軒、潰十五軒、半潰十軒、死失九十人余。中組の内太田と申処大抜の場ニて、村裏の山より大磐石砕落候。凡十二三丁も押落し、横巾四五丁の間一円大磐石ニて家数十軒程押埋、死失五十人程死骸一向不相見候旨。

和佐尾村　家数八十軒
　人数三百九十人余

押埋五軒、潰十八軒、半潰七軒、死失七人の旨。栗元組之居家山手へ付居候処ニ御座候処、後より抜崩候。花尾村境の処凡五六丁程も抜落候場有之候。其外無難の様子見受申候。

椿峰村　家数百三十軒

此辺至て地震軽き様子、抜所少々ハ相見候へ共、格別の儀無御座候。潰八軒御座候旨、虫倉嶽より余程遠く土地も平にて開き候場所ニ候得共、麦作等も少く作り候ても碌々出来兼候旨、依て多分麻畑ニ御座候間融通悪敷、麻荷付出候所無之節ハ、上納ニも差支候の由。鬼無里村の方ハ荒所軽く候付、不罷越候処、椿峰村より僅の道法ニて遠見も出来候ニ付少々踏寄遠見仕候処、山抜の場も不相見、潰家等折々相見へ候位ニ御座候。

瀬戸川村　成就組　馬曲組　埋牧組

居家潰、半潰等有之候得共、押埋の場所ハ無之旨。畑方大抜の場も不相見、此辺至て片下りの畑方故、大居切多く田畑も押下り、居家斜候のミにて一丁余も下り、其まま致住居候者も有之、乍去岩石杯落候処ハ無御座候様子ニ見受申候。

古山村　家数百軒程　人数五百十人余

押埋六軒、潰十三軒、死失十人、山格別の大抜ハ無御座候得共、数

多抜落候由、日暮ニ及遠見にて分地迄ハ罷越不申候。
同村より桐山へ罷越候道筋至て難所ニ相成、村の者無余儀往来ハ仕候へ共、此上道普請多分不仕候得ば難相成旨。

上野村

此村荒所軽重有之、泥立組ハ明松寺後の山抜落、大居切、之ニ本堂庫裡共押埋、山門等悉ク押潰、寺地ニは難相成様子ニ見受申候。因ニ同寺は一揺に地割れ、庫裏も本堂も潰れながら割目に挟まり落入り、其侭割口をふさぎけると云う。不思議にも打たれたる者も無く、やがて大勢集り掘出せるに怪我もなかりしとぞ。寺は其の侭土中にあり、中より物を運び出るに提灯にて出入すると聞けり。

花尾村　家数八十二軒　人数四百三十人余

押埋二軒、焼失九軒、潰三十七軒、死失四十人、当村格別大抜ハ不相見候へ共、数多抜所有之、田畑も多分崩落、潰家も外より多く御座候。
同村和田組平左衛門家内五人暮の処、潰候上焼失にて、平左衛門並老母子供二人死失、女房おり年二十八才一人相残り、一体難渋者、当時必支と差支、先達て里方鬼無里村へ罷越候途中ニて、水井忠蔵廻村向へ難渋の旨致歎願候ニ付、何レ村役人へ申出、夫より可願出旨申含候旨。然ル処今以村役人へ願出も不致旨ニ付、郡方申談、下目付一人郡方手付一人和田組へさし遣穿鑿為仕候処、右女房此節上野村より入聟を取、花尾村役人の内ニも身寄有之、夫食等厚致世話候旨ニ御座候。
同村浪人大日向司、途中へ出向面会、居宅へ立寄少々休息仕候節、司申聞候ハ、当村の儀当一毛損毛致し候得バ、来年よりハ是非元の通起高ニ為致可申候。一統大変災の事、御上御厄介罷成候てハ奉恐入候。どの手ニも取続かせ可申抔と甚勢宜申聞候。司儀ハ村内の者共も甚伏し罷在候の由御座候。

竹生村　家数百三十軒　人数六百八十人余

押埋六軒、潰二十七軒程、死失十三人の旨。同村ハ平地ニて土尻川添ニ御座候処、後の上野村境の山大抜有之、町組迄一円ニ岩石泥等押下し、田畑多分押埋、町組居家も余程押埋候処も有之、同村浪人大日方源吾ハ山際住居御座候処、悉く押埋、当時町組之内ニ仮宅罷仕候。勝手向も甚不如意故や、花尾村大日方司等の如く村内締ニも不相成、却て村方厄介ニハ相成候趣ニ相聞候。土尻川向山抜ニて、同村分地損所も相見へ候。尤平地続の分ハ先無難の様子に御座候。

小祢山村　家数二百軒程　人数千人余

潰七軒、半潰四十軒、死失一人。当村ハ平地ニて、村家近辺ハ至て地震軽き様子ニ御座候。村家後古山村境の山抜、田畑等余程損所有之、且又同村より一リ程脇舞台と申候所より境の宮と申処の向松平様御預所専見村へ懸り、大町への往還筋ニ御座候由の処、右道筋の内専見村近辺岩石抜落通用難相成ニ付、専見村より小祈山村方へ申越道筋切開の儀懸合も有之候処、其砌高野車之助新町辺へ出張居候節ニも候や、道橋方手付等世話仕、御領分黒鍬等遣、専見村より人足出し切開候由。

椿峰村之内立屋組　家数四十二軒　人数二百人余

小根山村より新町へ越候辺ニ有之候村ニて、椿峰本郷より一り半余有之小郷ニて、土地も悪敷麦作も碌々出来兼、畑ハ多分麻等相見へ候。地震ハ至て軽く御座候旨

久木村

此村一体平地少く候故、分地の内抜場も多相見、道筋難場も御座候。兼て巡村の積りの処、山手の方源太夫（川回か）序ニ付呼出御手充取計候ニ付、一通り遠見仕候而已ニ御座候。

夏和村

右村辺潰家等ハ多有之候得共、田畑格別損所山抜も格別ニ無之、荒所軽く御座候。

中条村　家数百三十軒　人数六百余人

潰八十七軒、半潰二十二軒、死失四十四人の旨。田畑所々崩レハ相ミへ候得共、格別大抜ハ御座候。

奈良井村　青木村
当村田畑荒所格別不相見、潰家も中条村より軽き様子ニ相見へ候。尤土尻川湛居、水入の場も有之難渋の旨
専納村　家数三十六軒
此村抜所多く、耕地大半抜落候様子ニ相見へ候。一体平地無之、片下りの土地のミニて別て潰多く、潰二十七軒、半潰六軒、居切等多る、近村の内ニてハ格別難渋ニ見受、通路も至て難場ニ相成候処多相見へ候。
長井村　家数百十軒余
潰流失ニて六十八軒、死失二十人の旨。当村犀川水押山抜ニて田畑損所多き所も御座候へ共、分地の内無難ニて麦作等取入ニ可相成場所も余程相見へ候。
五十里村
当村の儀は格別大抜の場も無御座候得共、分地一統ニ抜下り、麦作多分用立兼候様ニ相見へ、殊ニ同村の内一ノ瀬組ハ土尻川堰留の場漸掘割水通し候へ共、いまだ二段の滝ニ相成候居候故、居家水入の分も有之、耕地も余程水入ニ成居難渋の旨御座候。右滝掘割候ば耕地も出可申処、真土ニて固メ候様の場ニ付、容易ニ堀割出来兼候旨人気宜村柄の様ニ見受申候。
（中略・大安寺村、笹平村は〔七二会村史〕参照）
吉窪村
当村抜所至て多く、殊ニ大抜の場等も有之、田畑損所多く難渋ニ相見、殊ニ小市口へ出候道筋抜崩候ニ付、真神山へ出通行仕候へ共、至て廻り難所も有之候ニ付、願立道造り仕度申聞候。

(2)　高府区有文書
高府町区有文書中の弘化地震記録文書には克明に控があって次のように記されている。

当月二十四日夜大地震にて山抜覆り罷成り家々全潰れ三十数軒、半潰れ三十数軒、変死者十人に及び候。蕗畑沖より嶋田沖、町家浦より同所山手、同沢上通り、中尾道上通り、同東沖今泉より穴尾通り宮西沖迄に及ぶ道堰寸断し、村内百姓一同難渋至極に奉存候に付、此段御訴奉申上候。此上幾重にも御憐愍之程偏に奉願上候。以上
弘化四未年三月二十六日　竹生村
名主　新右衛門、
組頭　房右衛門、
長百姓　猶右衛門
頭立　五郎右衛門、
同　作兵衛、
同　茂右衛門
御代官所、郡御奉行所、御勘定所、
御吟味役各差出トアリ
竹生村被災変死人御訴書
大日方源吾女子　五歳　寝居る処に居宅揺潰れ相果申候
当村専之助　三十四歳　同
女房さつ　二十三歳
初右衛門子為吉　五歳　同
同　茂作　二歳　同
栄五郎方米吉二十三歳　大工伊折村ニ細工罷越居相果候
五郎右衛門孫さん二歳　寝居り候処居潰レ柱ノ下ニ相果候
宗行母　い口五十六歳　新町村ニ日雇ニ罷成り居り地震ノ節火事ノ為焼死候
大八十六歳　善光寺大門町蔦屋駒蔵方へ罷越大地震ノ節火事ニテ焼死候
か□女　なみ　二十歳　新町村菊五郎方日雇罷越地震ノ際火事ニテ焼死候

房右衛門女子しん七歳　寝居り候処居宅潰レ相果候
合十一人（虫倉日記八十三人）

町組
大日向源吾
居宅　一軒　但し長サ十間半×横六間一尺、物置　一軒、灰屋　一軒
五郎右衛門
居宅　一軒　八間半×四間二尺、土蔵　一ケ所、灰屋　一ケ所
茂右衛門
居宅　一軒　五間半×四間二尺、土蔵　一ケ所、灰屋　一ケ所
猶右衛門　居宅　一軒　九間半×六間四尺、土蔵　一ケ所
忠助
居宅　一軒　六間半×四間一尺、土蔵　一ケ所、灰屋　一ケ所
初右衛門
居宅　一軒　六間×三間、灰屋　一ケ所
浜吉
居宅　一軒　六間×三間、灰屋　一ケ所
仙之助
居宅　一軒　七間四尺×四間半、土蔵　一ケ所、灰屋　一ケ所
宗行
居宅　一軒　四間半×四間一尺、潰家　一ケ所
弥平治
居宅　一軒　六間×四間、土蔵　一ケ所、灰屋　一ケ所
平三郎
居宅　一軒　七間半×四間半、灰屋　一ケ所
与市
居宅　一軒　八間×四間半、土蔵　一ケ所、灰屋　一ケ所
慶作
居宅　一軒　七間×四間、灰屋　一ケ所
小平治
居宅　一軒　七間×四間、灰屋　一ケ所
留吉
居宅　一軒　五間×四間半、土蔵　一ケ所、灰屋　一ケ所
庄吉・弥右衛門家別
居宅　一軒　十間×四間半、灰屋　二ケ所、土蔵所　一ケ所
仁左衛門
居宅　一軒　七間二尺×四間半、灰屋一ケ所
穴屋組
佐養太
居宅　一軒　七間半×四間半、土蔵　一ケ所、灰屋　一ケ所
茂右衛門
土蔵　一ケ所
蔵之助
土蔵　一ケ所
長右衛門
土蔵　一ケ所
潰家数　二十一軒
蕗畑組
房右衛門
居宅　一軒　八間×四間半、灰屋　一ケ所、土蔵　一ケ所
源九郎
居宅　一軒　九間半×四間半、土蔵　一ケ所、灰屋　一ケ所
惣吉
居宅　一軒　八間×四間半、土蔵　一ケ所、灰屋　一ケ所
伝左衛門
居宅　一軒　八間×四間半、土蔵　一ケ所、灰屋　一ケ所
久蔵
居宅　一軒　七間半×四間半、灰屋　一ケ所

久五郎
居宅　一軒　八間半×四間半、灰屋　一ケ所
要佐衛門
居宅　一軒　八間×四間半、土蔵　一ケ所、灰屋　一ケ所
要左衛門（注・ダブリか）
居宅　一軒　八間×四間半、土蔵　一ケ所、灰屋　一ケ所
清右衛門
居宅　一軒　七間半×四間半、灰屋　一ケ所
弥右衛門
居宅　一軒　七間半×四間半、灰屋　一ケ所
嶋五郎
居宅　一軒　七間×四間、土蔵　一ケ所、灰屋　一ケ所
久左衛門
居宅　一軒　八間半×四間半、土蔵　一ケ所、灰屋　一ケ所
吉郎兵衛
居宅　一軒　八間半×四間半、潰屋　一ケ所
藤左衛門
居宅　一軒　八間×四間半、土蔵　一ケ所、灰屋　一ケ所
宇作
居宅　一軒　八間×四間半、土蔵　一ケ所、灰屋　一ケ所
縫作
居宅　一軒　七間半×四間半、灰屋　一ケ所
喜作
居宅一軒　七間半×四間半
吉左衛門
居宅　一軒　八軒×四軒、土蔵　一ケ所、灰屋　一ケ所
弥太郎
居宅　一軒　八間×四間半、灰屋　一ケ所
熊左衛門
居宅　一軒　五間半×五間、土蔵　一ケ所、灰屋　一ケ所
潰家数二十軒

右書面ノ通り当村町組幷ニ蕗畑ノ儀、二十四日夜四つ時大地震ニテ右人別家数潰入り抜覆り候、其ノ外残り人別モ一同居宅幷ニ土蔵敷石柱等相折レ大小百姓一同難渋至極ニ奉存候。
此段御訴願申上ゲ候。
弘化四未年三月
竹生村
三役人

往来用水抜潰書上
竹生村
一、御高礼　御掲場　石垣揺崩ケ候へ共差障り御座無候
一、往来抜落往来差障り候
六百五十間　新町　鬼無里往来道筋　但横七尺
二百間　大町往来　但横六尺
百間　善光寺往来　但横八尺
右往来三筋共抜落筋之無ク御座候
一、石垣三十間程　高七尺ヨリ一丈
右ハ当村定例自普請場所浦橋中屋橋両橋共ニ詰袖囲等残ラズ揺崩其上橋揺落申候
一、当村用水堰山抜仕り、抜落チ堰形御座無ク候
百間　町南沖用水堰　但書アリ
百二十間　二反田沖用水堰　但書アリ
竹生村
三役人

道橋御奉行所

一、社倉蔵　稗二百俵積込置候得共
内稗四十俵　社倉世話役伝左衛門預リノ所山抜押埋リ申候

竹生村デハ弘化二年前後郷倉ヲ建テテ積込ミヲシタホカ、伝左衛門ヲ含メテ八名ノ土蔵ニ四百俵以上ノ囲穀ガアッタ。

一、此度大地震ニ付居宅揺潰シ其上山抜リ田畑共多分損地罷成リ、難渋人別ノ夫食差支ニ付村方手回リノ者ニテ二十俵程配当仕リ候へ共此上迚モ夫食差支罷成リ候　依ッテ稗四十俵人別願ノ通リ御下ゲ成シ下度候

として願出している。その後もこの囲穀の解放があったことはいうまでもない。

(3)　馬曲村の地震記録

〈馬曲村家潰其他人別明細改帳〉

一、家皆潰半潰合　市郎右衛門始メ　七十八軒
一、土蔵　同上　勘右衛門始メ　十三軒
一、灰屋　同上　市郎右衛門始メ　三十九軒
外　郷蔵　一ケ所　抜埋皆潰　抜埋　一軒
　死失、他出変死共　九人　半潰の上水入　四軒　外略ス
右之通人別軒敷明細相改御書上仕候通少モ相違無之候
弘化四未年四月　馬曲村
　頭立惣代　伝五郎
　外三役人
　善九郎
　長左衛門
　粂左衛門

〈御地頭様より御手当組々割合〉　馬曲村分

一、金三拾三両二朱也　御殿様ヨリ五月五日被下
　内金三両三分　押潰五軒但一軒ニ付三分
　　金五両　抜覆り十軒但一軒ニ付二分
　　金二分　水潰一軒
　　金拾四両　潰家　二十八軒但一軒ニ付二分
　　金二分二朱　水湛中潰一軒
　　金二両二分　水湛半潰五軒但シ一軒ニ付二分
　　金六両三分　半潰　二十七軒〃一軒ニ付一分
　此割合
　　金九両一分　馬曲村
　　金二両一分　坂組
　　金六両二分　奈良尾組
　　金二両一分　芋沢組
　　金三両一分　明賀組
　　金拾両　桐山組

外ニ御地頭様ヨリ被下　六月十九日
　金六両三分二朱　銀二匁五分
　　線香　八包　変死人ニ
　　銭　二十疋　名主ニ配料
古山村分
一、金十八両二分　震災御手当
　　内訳　（略）
　外金壱分　也地蔵寺分半潰御手当

〈地震にて郷蔵抜埋リ残穀願下割戻〉

乍恐以書付奉願候
一、稗　六百十六表三斗壱升壱合九夕
　内
　二百五十五表　喜左衛門外人別御預リ分
　二百表　郷蔵抜埋分
　百六十一表三斗一升余　喜兵衛献上蔵
小以六百十六表三斗一升余
内　三百五俵　抜埋分
　三百五俵抜埋り内訳

二百表　残ラズ抜埋り　郷倉分
四十六表　残ラズ抜埋リ　惣九衛門預リ分（桐山）
二十五表　三十二俵中　重三郎預リ分（奈良尾）
二十二表　二十五俵中　角兵衛預リ分（芋ノ沢）
十二表　十八俵中　善九郎預リ分（坂）
右ハ当村三月二十四日夜大地震ニ付、郷蔵抜埋り並ニ人別御預リ四ケ所抜埋リ候ニ付一日人足五十人程三日堀割仕リ候共一向相知レズ申サズ候残穀ノ義御願下仕極難渋人別取継仕度願奉リ候残御情ヲ以右御願ノ通リ仰付成シ下サレ候ハバ有難キ仕合ニ存奉リ候
此上幾重に御憐愍ノ御意仰奉リ候以上
弘化四未五月　瀬戸川村
馬曲付　三役人
御代官所

（付）
囲穀百五十表御預リ分割分左記ノ通リニ候
一、二十九表　二斗　馬曲村　馬曲組
一、十表　二斗九升二合　坂組
一、十八表　四斗二合　奈良尾組
一、十七表　二升六合　芋ノ沢組
一、十九表　四斗九升六合　明賀組
一、五十四表　四升八合　桐山組
金百五十表

虫倉日記には岩倉山の地震大抜けをつぎのように述べている。
扨又山中筋は猶更抜け夥敷土中に相成候村方も有之其上兼々申上候通岩倉山（虚空蔵山トモ云フ）抜崩麓村々に磐石一同犀川筋へ数十町の間押埋流水堰止、日々水嵩相増凡十七八丈湛、水上は六七里の間湖水の形勢に相成右にて川添の村々は数ケ村倒潰或は崩落土数丈の水底へ沈没致居此上五六日も水湛増候はゞ・・・・中略
其外土尻川と申者小川に候へ共是亦上抜崩流水ノ切、去十日迄湛水に相成居候処同日昼過押切壱丈余の大水俄に押出し暮に及び追々減水…然所犀川上手数十日の湛水一時に押出候節は川中島平は勿論、下流御領之村々如何様の変災可有之も難計…
岩倉の堰留まだ一丈余も乗らざれば抜けまじと皆思い居りしに、大浪一たび打掛ると見し間に忽ち十町の堰留を一時に押払ひ、高浪打て二の湛をも一時に押切、小市へ出たる時、水の高さ六丈六尺程ありしという。彼の真神の大抜をも押払い、小市の町を片側崩して直直に流出……川中島平野一面に激水となり、四つや村を四軒残して押流したり……
間もなく川中島数十ケ村一同水押千曲川へ流込み逆流致し既に屋敷際迄水多く押上り暮時より真夜中迄千曲川平時より二丈計り相増川中島は勿論、溺死も数多可有之、其上多分の損地も出来可申…
岩倉の湛へ一時に押破りて上流地方一時に水引ける時、山中川辺村々の者、川の両側に出で異口同音に関の声を発し、寺院社家、修験等は各々奉仕の仏前社前より鉦太鼓、など持出一同に打鳴せる声、山谷に谺して凄まじかりしという。

口上覚　（法蔵寺史）
一、鍾楼門　長三間半横弐間半　潰
一、長屋　長拾弐間横三間半　同断
一、灰屋　長五間横三間　同断
一、庫裡　長拾五間横八間　半潰
一、衆寮　長拾壱間横六間　半潰
右ハ先月廿四日夜大地震ニテ前書之通倒潰罷成申候。其住持驚　出御朱印持参仕、飯台座テ飯台ニ蹴掛倒上へ板折怪我仕候。此段御届申上候。以上
弘化四丁未年四月
古山村
法蔵寺代

常源寺
岡嶋　庄蔵殿
山寺源太夫殿

右は弘化四年三月廿四日、奥信濃を襲った善光寺地震の余波に於ける法蔵寺の被害状況報告である。同寺付近の被害を録した記録の中に、抜覆之場所西戸屋大抜也。大手大抜也。東戸屋、城山より坂村川原まで抜落同所水たまり芋之沢下までつゝまり申候。

(4)　椿峯村名主附留録中

三月中松代御殿様当林御回村御越の趣仰出され、御先触れとして御役人御入来あって山寺に御宿仰付られ候

尚亦三月六日草川吉左衛門様、関田慶左衛門様御寺尋ね改められ絵図面御拵へ成され、之れより鬼無里松巌寺に御越しあり。

二十一日晩より御代官様並に御手代其外御付人上下四人御出、高山寺に御泊りにて、御殿様御昼宿御用意の御差図成され候。

同二十四日御奉行所竹村金吾様、道橋御奉行所二人御勘定所二人御越ありて御殿様御通り道筋御改め、御休場秋葉山御休憩仰付られ候。次で御本貫菊地孝助様一行御出、合上下二十一人高山寺二十四日御昼宿、内十七人同日鬼無村松巌寺御宿にて御越し相成り候御代官様上下四人高山寺御泊り、然る処二十四日夜四ツ時大地震にて高山寺仁王門相潰れ、仁王様手欠落候様にて御殿様御出取止と相成り候

(略)

松代藩主の回村は、弘化地震にて取止めとなり後年嘉永二年五月回村ありて、その時も高山寺御泊りにて近在の村役参向送迎をしたことが書かれている。

一五一〔鎌原洞山地震記事〕

○三月廿九日、新町訴、

山中新町村、当廿四日夜地震にて、一村挙て家潰、圧死弐百人余に及び、其上出火焼失、剰犀川湛水二三丈之水底に相成、焼残之家作、諸道具、相失候処、追々水面に相浮候品有之候、難渋之人別共、筏に乗候而、我増に致分取奪合候次第、中中村役人共にて制し兼候に付、同心共出役之儀、願出候、

(略)

○四月二日　大原村役人申立、(現信州新町)

村方を一昨日晦日九時頃出立、所々廻り、道麻績へ出、夫〻罷出候段、犀川水湛、一昨晦日願(朝力)迄に、松本御領船場村分之川筋迄は、少々流れ気御座候得共、夫〻下は水一向動き不相見候趣、大原村も低き所之家へは水入、高き所の家へは水入不申候、一日に水五尺程づゝ湛上り候旨、山平林村山抜込み場〻、右船場村迄凡五里程之間、水湛居候、

一五二〔遠足運動記事〕

岩倉虚空蔵山

今を距る四十五年前、所謂善光寺大地震の時崩壊せる処にして今其蹤跡を尋ねて之を質に、其実山の一面に当る地盤の下層より滑落ちて河道に押し出したるに外ならずして、山頭にある土石の崩壊して地面を巻き押し下りたるものあらず、故に村内四十余戸尽く倒壊せしも土中に埋れたるものなく、独り内山清四郎内山和吉の二戸十二人折開せし所に陥りて雙影を止めさりしと。折開の地今は湖水にて長百三拾八間巾四拾六間ありて、水の其内に充つるに至りしは一年の久しきを要せしと云う。其他土地に裂開の所を生じて泥土を噴出し、田畝の経界を滅却し、或は田圃を挙げて犀川に陥したるものあり。止むを得ず藩主の命にて田土を各戸に均分せしめしと云う。此山のずり落ちたるが為め犀川の道を　塞し、二十余日間余水を留め、其決壊の際川中島の田圃家屋を流蕩せしことは、人の知る所なれども、百聞は一見に如かず、其地に就き其跡を見て往事を追尋するにあらずんば、当時の実況は得て知り難きものあり。古を好むもの地学に志あるもの　ぞ往いて其跡を訪うを務めざる。

（略）

新町

水内山中の市街にして犀川の岸にあり、松本往復の通船と汽車の篠の井に通じたるが為め往復荷物の数多きを致し、今日の新町は旧時の新町にあらずと云う、町は元と三百戸と称す。弘化の大震の為め初めに家屋を倒壊され、尋いて失火あり、後水の為めに涵さるゝもの十九日（新町の町幷に水を湛たるは一日を間てて後なりと云う）決流せしときに至り余灰を併せて流掃し去られしと云う。

（略）

柳窪の湖

更級水内の両郡に跨り、水深くして山秀で、鳥立山は高く青空に兀立し以其左を擁し、白石山茂林を載せ斜めに其右を抱き小羽根石山は半島状をなし、来って其前面に峙ち、鷹巣松本の諸山高低遠近各地勢を占め、桟橋の絶崖に架するあり、古廟の樹陰に隠見たるあり、丹楓鳥と翠松緑苔と其間に点綴して、湖面冷瓏玻璃を敷くが如く両岸の風物落ちて水底にあり已にして片舟一二柴を積んで来るあり、稲を載せて去るあり。日没水雲暮色閑両崖風物落清湾片舟一葉人何去掉破玻璃鏡裡山とは余の嘗て木崎湖を詠するもの然も当時想像を以て興懐を寓するに過きずして真影にあらざるなり、今日にして其真に逢う快言う可らず。余大町にあるや木崎湖の景を愛して屢湖辺に遊べり。然とも今此湖を見るに彼の是に如かさるや遠し、惜哉人の是を知るもの鮮きこと山水の為めに其不幸を悲しまざるを得ず。抑湖の世人に知られざる所以は、地の僻なると其成るの久しからざるとの為めのみ。蓋し此湖たる四十五年前にあっては、前に当る渓澗と連接せる澗谷なりしと云う。弘化大震の際、今は湖辺に列なる十八戸の人家を載せたる地盤は、白石山腹よりずり来って其澗谷を埋め、澗水を堰きて此湖を成さしめしものにして、岩倉の壊れと此湖の成るとは共に一対の異変とす。蓋し彼は受くる所犀川の巨流なるが故に、其水を受納して今日の湖を成せり。彼は二十一日にして溢れて決処を生せしめ、是は三年の久しきを経て水の内に満つるに至れり。彼の四十余戸は倒壊して八十五人の死を致し、是は十八戸を傾倒せしも一人の死亡なし。彼の壊屋は噴出せる土泥を被りたるもの十の九、是の壊屋は火に焼かれたるもの十二に及べり。彼には二戸の湖底に没入して影を留めざるなり。是には一戸の傾倒せずして今日に存するものあり。（田中光蔵と称する人の家は当時の儘なり）然も山の一面の地盤と共にずり落ちたる状は、彼是相同じく地面に開裂を生じて其口より泥水を噴出せし、如是亦異なる所なし。而して当時人民の究苦に呼びし惨毒の有様の如き是却て彼より甚しきものあるが如し。

山極めて峻険にして各極めて深邃なるは、信級村一般の状況なれども柳窪の如きは其中の最も僻にして、全部十八戸中水田才に十俵取りあるのみなりしと。（弘化前のこと）斯る偏僻なる交通往来の不自由なる処なるに、倒れて而して焼けさるものも裂開の処より噴出せる泥水の為みな浸され、居るに家なきのみか着るに衣なく、食うに食なく道路開裂して往く路なく、而して地の震動尚止まず、遥に望みし鳥立山は鼻を衝く計りなる目前に峙ち、傍にありし白石山は退いて遠く後面に聳立するを見る。夢か幻か、人共何事なるを知らず、驚嘆愁傷手を措く処なかりしと云う。

ずれ落ちたる距離百八間（松代藩のとき測れるものとぞ）

湖の深さ二十二間（舟中より鍾を下して二三の処を測りたるもの更に深処あるも知ら可らず）

湖の形は凹字形をなす両畔の長さ約するに共に六百間巾広き処に百間許。

廿七年（一八九五）八月虫倉山腹の震災地を訪う

余が今回踏査せし処は虫倉山山腹にある日里村なる臥雲院の堕落、藤沢組の埋没、白岩峯の転覆跡等にてありし。是等の地に就きて見聞きせし所を述べるに、先づ虫倉山は如何なる山かを弁せん。抑も虫倉山は荒倉山と煤花川（掘花川）を挟んで相対せる高山にて、海抜千三

百四十メートルにして其麓なる橋詰辺より大約三百丈あり、山巓は突兀たる岩石より成り、其岩質は戸隠、荒倉と同じく各種の安山澗片の稜角を存するもの相固結してなる所にして、乃ち火成変岩とも称すべきもの、然して所謂臥雲院の如き藤沢組の如き太田組の如き（白岩峯の転覆し来りし所）何れも虫倉山腹の七合目以上に位せり。余は其の麓なる橋詰と称する此方にて途の由る所を尋ね、尚臥雲院及び藤沢組等のある方位を問いしに其人は丘阜に上り指し示して曰く、彼山巓雲霧に蔽わるゝ所を虫倉山とす。山の東南雲霧の際に麦圃を見る所の反面凡そ一二町上に当る所を臥雲院のある所とす。臥雲院の右谷を隔てゝ西雲間に当り樹木の絶たる所、緑草中に石塊の点々たるを認むる所是乃ち藤沢村のありし所なりとのことなりし。彼が如きの山上寺院あり、民屋ありとは殆んど信を置く能わざる程なりし。尚其里程を問うに、是よりひた登りに上りて一里半と思召さば大なる間違いはなからんとの言なりき。上ること三十町ならんと思ぼしきとき老人に逢う。何れの所の人なりやと問うに、念仏寺のものなりと云う。其姓を問えば鈴木と答う。弘化大地震の事を記憶せりやと問うに能く知れりと答う。先づ藤沢組のある所を問う（此臥雲院のある所の裡手に当り藤沢組の方に面する地故に）曰く、彼岩壁の屹立するの下、灌莽の中岩塊の磊々たるを見るもの是藤沢の旧址なりと。就きて当時災害の有様を問うに、曰く藤沢組は元来二十二戸ありて其中の四戸は天保の度、雪なだれに逢うて家を破り、人畜を害せし由、是に懲りて右の四戸は他の樹木のある所に家を移しゝものなりと。何が幸にやありけん彼四戸のみ災害を免れて今日尚彼所にあり。其他の十八戸は他の岩壁より崩壊し来りし石塊の下敷十丈の下に埋却されて片影をも止めざりし、今より之を見れば何が故に彼の如き地に家居を営みしものにやと怪み思うなり。尚彼方に城の腰と謂う所あり。其地に就きて質し給れば、我々が言葉も及ばざる程の大災にてありしことを知り給うならんとの言なりし。余はなお言を転して当時翁が家などは如何ありやと問いしに言う、我村は十二戸の組なりしが山抜け（地辷り）の為めに或は立乍ら地下に埋り、或は潰れて土泥を被るありて我家の如きは潰れて土泥の下となり、貨材什物尽く埋没して、用に立つものとては籾壱俵を掘出したるのみなりきとて、尚一樹木のある所を指して言う、凡そ二十日の間は彼樹下に閉息せしのみ。小屋がけをなさんとの分別もなく、風雨に暴露しつゝ、近郷の無難なりし人々より恵まれし食物を食て忙然たるのみなりし。元来我家居のありし所は斜面中にありて凹窪の地なりしが、谷に向うて押出す際、如何なる作用にやありけん凸起して今は隆然たる地となれりとのことなりき。余は其地にて氏に分れ臥雲院に至りしに、住僧杉浦氏は不在なりき、寺に近き山井吉蔵と称する老人（七十五才）に就き、当時の事を質せしに、余が家は彼方なる南下りにありて近隣四戸なりしが、四戸共に潰れて其内我家と外一戸は泥を被れりとのことなりし、尚臥雲院のことに就き、聞く所ありしも、当時臥雲院に宿泊したる松代藩の代官手代なる鈴本文平（藤太）とやらん人の物語りを筆記したる者は、能く其情況を尽しあれば、之を地震記事中より節略して見聞の説に代えて演ぶべし。（略・〔七二会村史〕鈴木藤太が噺し　参照）

今古老の言により、古書の記する所に参し尚其実地を踏査し来れば、其山抜と称するものは今の所謂地辷りにして、他の田圃家屋を載せたる地盤の谷間に向うて辷りたるに外ならず。其幅凡そ三百間辷り面大約百間内外とす。而して子細に考察し来れば、辷り下りたる盤面更に幾多の小地辷を生じ、且其地辷は一時に起らずして前後数回に亘り、為めに広き地面にして収縮し、狭き地面にして却て延長し窪きもの隆く高きもの低きに変する等地貞上に小変動を生せしめたるものゝ如し。

廿八年十一月再び虫倉山麓なる震災の踪跡を訪う

（略）

抑藤沢組とは今の日里村に属する虫倉山の東南に面せる岩壁の下に家せし二十二戸の集落にして、谷を隔て、梅木村城の腰に面せる地なりしが、弘化の大震の後なの岩壁の崩壊するありて、前なる深渓を埋没して更に城の腰を働き両所にて家屋二十二戸（藤沢拾八戸城の腰四

戸）男女百九人（藤沢八十一人城の腰二十八人）を埋却して雙影を留めさりし所なり、

余は已に臥雲院を辞して梅木村なる松田氏に至りて之を問うに、氏は本年五十余、地震の当時は才に七才の時なりしとて、親ら其時の事実を記憶する能わざりしも、父母若くは長老の談によりて事実を能く暗ぜりき。余は先づ余が書に見し所と人に聞きし所とに就き氏に質せしに、氏皆明細に対られたり、更に城の腰とは何れの所と問いしに我に従い来り給えとて、余を伴いて南に向い山径を登る。一町余濶然として東西南の三面を一顧して見通す所に至り、城の腰とは此地にて是より彼にかけて四戸の人家ありしが、彼藤沢より崩壊し来りし岩石の為め、埋没されしにや巻き去られしにや、寸影だも跡を留めざりし。

此処は元来我家より僅かに高き位の地に過きずして、斯く迄高き所にはあらざりしが、思うに藤沢より崩壊し来りし岩石の為めに突き上げられしならん。且此前は　水の其下を流るゝありて両崖絶壁をなし、田は愚畑地すらあらざりしに、技の為め埋められて当時の　水は其跡を絶ち、両崖の絶壁たりしもの今は此の如き傾斜地となり、下には四丁に近き水田を得、左右は一面に畑地となれり。我家居の如きも当時にありては右の手も左りの手の谷と同じく寧ろ是より一層深くして且急に追々欠け落ちて、家を距る数尺の前迄は懸崖となり、早晩家居を移さるゝを得ざるなりしに、（柳善兵ェの如きは此事情にて其先代の時に家を移したりとぞ）其深谷は埋まり其絶崖は消えて、今此の如き安全なることゝなれり。是に引き替えて藤沢組の家屋田畑は数十丈の下に埋没され、彼が如く大石巨岩を以て掩われ今に至りても田畑たるに望みなき荒野となり果てたり。然れども某が幼少のときには他の石塊は累々として遠く連り、石上石を重ね、其石も浮きたる様にて戯に石より石へと飛び渡れば、かたかたことことと音を発し其身は繋ぎ合せたる小舟の上を飛び渡る様の心地することなりしに、雨にうたれ日に晒され寒を経、暑を渡るの間、何つとはなしに石塊の多分は潰えて土砂と化し、其大塊も自ら地中に沈み、今日となりては草も繁り木も生ずることなりして、語られき氏の隣家に柳善兵衛と云う老人あり。氏の家に招して之れに質すに、当時二十七才なりしと云い。左の如き問答あり。

問、地震の時は家内幾人なりしや。答う、父母と子一人と私夫婦の五人暮なりし。問う、地震の時は如何にしてありしや。曰く、父は孫を抱きて疾に寝ね、母は寝ねんとして物の取片付け中にて、妻は風呂に入りし際なりしか、私は真の睡ばななりき。問う、死人怪化（我）等は如何なりしや。曰く父は壁の下となり、妻は風呂と諸共に庭に倒れたれとも何れも無事なりき。私も初めは地震を知らざりしが、母と妻との呼び回るに附きふと眼を開き見れば、壁は尽く倒れて土煙は室内に充ちたり。子の啼き叫ぶにより就きて見れば、子は父に抱かれながら壁の下となり、苦しまぎれに啼叫ぶにありしも、父は酒の為め熟睡して尚何事も知らざりしかば、父を助けて壁の下より起し、子を妻に渡して戸外に出つれば、四方は闇黒にて怖しき響と共に地の揺るゝあり。響の為めに揺るゝやら揺るゝが為め響やら、何が何やら夢中にてありしが、ふと心附き下の家はと暗をたどりて来て見るに、戸壁は倒れて柱は傾きたれども家は潰れずありて人影もなし。只馬の狂い嘶くあるのみ。馬を引き出して木の下につなぎ、彼是する内に伯父（乃ち今の松田氏の伯父）は出て来れり。如何にせしやと問うに、土蔵は崖下に倒れ（伯父は蔵の内に起臥す）我身も共に崖下に落ち、木柱の間に足を挟まれ身動もならざりしが、いつしか其木柱も緩ぎて足を抜くことを得て、助かりたりとのことなりき。城の腰は如何にせしやと暗をたどりて往かんとするに、常に道側は崖となり、其下は深き谷間にてありつるに、崖は消えて谷は道と平なる迄となり、何やらん怖しきものが彼所此所に横たわりて（木石）往きもやられず。試みに大声を以て城の腰の人を呼ぶに応えなし。藤沢は如何にと顧みれば火の光も見えざれば人の声もなし。其間にも恐しき響と地揺るゝとは幾回となく起ることなれば、恐しさ弥益して身動きもならぬ程なりぬ。斯くする間に臥雲院より火出でたりしが、其火は忽ち盛んに燃え上りて白昼

の如くなりき。其火の光に見渡せば是は如何に、藤沢組のありし所は巨木大石縦横に散乱して、それが後の山の抜け崩れて藤沢を埋め、前の谷間をも埋めしものなることを知りたり。さては城の腰は如何にせしぞと火の光を力にて往きて之を見しに、昨日まで有りつる家はいつしか失せて、人も家も諸共に影も形もあらざりきと語られたり。

松田氏に一泊を託し、翌早氏の家を辞し、旧伊折村なる窪田五郎右衛門氏を問うて当時の談話を聞き、又は氏が筆記したる旧記を借覧せんとの予定なりき。往て旧太田組に至り途に窪田吉蔵なる人を問うて所謂太田組なる大抜の事を質したりき。同氏との談話を序するの前、先づ太田組の大要を略記せん。

太田組は藤沢に対して云えば西手にありて、虫倉山の西南に面する開口岩と白岩崖峯との麓にある集落にして、弘化大地震のとき開口岩と白岩崖の峯と共に字丸山沖と称する耕地に堕落し、其勢にて下なる土石を巻き、谷間に向うて迸下し、所謂太田組を掃蕩して戸数十一と人口五十四人とを挙げて十余丁下なる栃谷の裏に埋却せしめし所とす。吉蔵氏は震災のとき二十才なりしと。当時の有様を語りて云う。其は友人賀茂八と共に隣家の風呂に入り相伴うて帰り、家に入りし間際にてありしが、何やらん怖しき響と共に家は揺り倒されんとするにそ驚きて、戸外に飛び出てしに、砂礫は雨の如く頭上に下り、土煙は飛んで口鼻に入り呼吸するを得ず。鼻を掩うて家の側なる畑の中に伏しありしも、幾回か大地より弾き返され、畑中に展転したりき、其中何やらん異なる焦げ臭き様の臭気あるを感じたりき。其時君が家は如何ありしやと問うに、彼処此処を指し示して、大石巨岩は彼が如く抜け出てしも幸に我家の傍らを磨して迸下し去りしが故に辛くして、埋没の憂を免れたり。且当時は家の後に大なる杉木若干本あり。杉木は迸下し来りし土石の為め倒れて家屋の上を掩いしも、其杉はいささか我々の保障となりて埋没を免れしめたるものゝ如し。然れども、もし彼が如き大石巨岩の崩れ懸りし衝に当りしとせば、いかなる鉄壁にても一たまりもあるべきにあらざりしなりと。

白岸崖の峯は開口岩の山巓より一層高く聳えて見えたりし（氏の家の前より見て然りしならん）に、今日は彼が如し。我家の前より栃谷に至る迄深渓にて澗水其下に通し、両崖は惣じて竹藪なりしに、今は此の如き田畑となれり。今友作と呼ぶ人の側らにある石は長さ二十間に亘れりと（或書一つの大石は一ケにて二町歩に余る畑地を掩うて余地ありしとあるもの盖し彼ならんか）彼に見る大石は四間に十六間ありたりき。災後の当初は此辺惣て大岩巨石に掩われありて、復旧時の如き田畑を得可らずと思いしに、岩と雖ども極寒に堪へずやありけん、年一年と岩塊は自ら潰え去りて土砂に化し、崖の下こそ彼が如き様なれども、旧時の深谷たりし彼等栃谷に向いし一帯の地の如き、已に田となり畑となり。了したれば其点に付きては、今日と往昔とに於て損益を見されども、只気の毒なるは土石の下に埋没されたる人々の身の上のみ。某が共に風呂に入り共に伴いて帰りし友人賀茂八の如き才か一足の事にて土中に埋没されたりき。今日見る所の家々は夫等姻戚にて名跡を継ぎたるものにて、十一戸の家族中一人の生を得しものなきのみならず、一ケの死体すら得る能わざりきと語られたり。

是を窪田五郎右衛門氏に聞く。我伊折村は山中の山中なれども其中にも自ら差別あり。太田組は我中賀美清水等に比すれば、岩壁下を距る遠くして古来安全なる地、乃ち山中の都と思われし地にてありしなり。されば往昔の子守謡とて此地に伝わりしものに、「清水崖の下太田は都、なせに中賀美森の下」と謡われし程なるに、清水中賀美は無事にてありつるに太田のみが彼が如き惨毒なる目に逢いたりとて、当時或古老の嘆息されたることありきと。

山抜けと称するもの松代領内にて大小四万一千五百七十八とありて夥き数なりし。此多数なる抜の中にて最劇烈にして最も惨毒なるを吉村となし、岩倉となし、鹿谷となし、五十里となし、念仏寺となし、藤沢となし、太田となす。然も他の抜けと称するは概ね地辷と称するものにて傾斜地なる地床の渓澗もしくは河流に向って滑脱し去りしに外ならず。藤沢に至りては巨厳大石の地を巻きて崩壊し来りしものに

して、其残酷なる前者の比にあらず。太田に至りては岩壁の傾倒と云わんか山岳の転履と称せんか、十間二十間に亘る大石巨岩の五七町の外に放擲されし様は、人をして驚魂愕魄に堪えざらしむるものあり。

四方の山抜とは夥しき数にて、にわかに之を見れば誇言にあらざるかの疑いあり。実際に就きていささか思を廻らせば、其実を了するに難からず。近く之を我長野に徴せんに、眼前旭山の懸崖は当時地震に由りて煤花（据花）に押し出して、今の茂菅車屋の辺を涵したる跡にして其白岩と称する崖の如きも、当時の地震の節尽く白壁に化し去りしと聞く。茂菅往来の造り道と称する絶壁（昨年盲人の墜落せし辺一帯一面の白壁と化し去りしと云ふ）も当時の抜に由りて生じたるものにして、往時は彼道筋より十間余下にありしと聞く。今の往生寺も其時の抜によりて破壊せしものなりと云う。才か長野に面する一帯三丁内外の地にして已に此の如し、況んや山復水重四方十余里に亘り、然も其地盤の碓質（ぜいしつ）なる岩石より成る山中地方に於てにや、四万の数は決して誇多の言にあらざるを知るべし。

廿九年四月伺去真光寺の震災跡を問う

伺去真光寺は元来十八戸の村落なりしが、地辷りにて其十七戸は尽く倒潰し、内二戸は跡形なく地中に埋没し、死者十九人を算せし所とす。

今の伺去真光寺と称して石油井のある所は、当時の地辷に懲りて家を移したる所にして、其本村には只六戸を存するのみ。

本村に峯丸翁嫗あり、能く当時の事を暗ぜり。一日之を問う。翁の曰く、震災の時は二十四才なりしと。嫗の云う二十五才なりしと。所謂女優り夫婦なりき。更に問う。震災の当時翁が家族は幾人ぞ。曰く父母と其夫婦と一人の弟あり、惣て五人なりき。当時の震災に翁が家は如何ありしや。曰く、埋没して跡形もあらざりき。然則死人怪我人もありつらんに翁嫗は如何して無事なるを得んや。曰く、死人怪我人共になし。其は如何なる故ぞ。曰く母と妻と弟の三人は村山なる親類の許に往き父は某講にて清水と云う山陰に往き、某一人家に留守したりき。今の如くランプなどを燃す世柄にあらざりし故に、某は行灯の前に横わり肱を机に浄瑠璃を読みありしが、何時しか眠入りて地震の揺り出し地辷の生じたるも知らでありしが、目を覚したるときは其身は已に家の外にほうり出されて、結びありし帯はとけて帯とり裸にて畑の中に倒れありたり。何やらん恐ろしき物の空を飛様なる心地しければ、頭を抱えて地に伏したるに、一両度地よりはね返されし心地したりき。已にして彼所此所に叫ぶ声助を求むるの声聞えたれば、頭をもたげて天を見れば、星斗の爛然たるあり、余の不思議さに夢にやあらんかと思えど、夢にもあらず。暗をすかして能く見れば、遥に見し前山は目前にあり。左右前後の様を能く能く見れば我身は正しく浅河原の渓間にあり。されば山抜けの為め我身は村家と共に此処迄押出されしならんと心附、まごまごする内には後より抜け来る土石の為めに其身も危しと思いて一散に駆け出し、父が赴きたる清水の方へと手取り往きしに、阡路には地裂夥しく処により上は絶崖をなし、下は測る可からざる深溝と覚しきものあり、止むを得ず林中に入りて木の間を手取り往きしに、尚所々に地割れあり、危きを踏みて漸く荒神様の善に至りし時、父の清水より帰る来るに出で逢いたり。家の方は山抜なれば再び清水の方に戻ること安全なりと勧めしに父の云う。山抜にはあらず地震なり、清水の方も大地震なりしが故に、家の方も心許なくて帰り来りしなり、清水に往きたりとて地震の危害を免るべきにあらずとて聞き入れず。清水は地震なりしならん。家の方は山抜に相違なしとてありし始末を逐一話したるに、父も漸くに合点して、さては地震の為めに山抜を生せしならん。其儘に打捨て置けばせっかく免れたる人々も、誤りて地裂の中に陥りて不幸の死を重ぬることもやあらん、よしよしせめては生き残りたる人を救わんとて、山路の側に苅りありし柴草を取り集め、我村の見ゆる所に山積して之に火を点したるが故、其火煙は忽ち四方に輝き渡りて、白昼の如くなれり、茲に於て父子両人声を限りに呼ばりし故に、生き残りたる人々は大低夜の中に此所に

集りたりき。

ブラント薬師の彼方に大岩巨石の累々として路の上に堆積しあるものは当時の震災に崩潰したる所と聞く。真か、左れば候、彼の岩石も崩れたるものなれども、彼岩の崩れて北方の岸を突きたる響にやあらん。彼方よりも亦土石の崩れて其上になだれ懸りたりき。妾(わらわ)が母と共に村山より帰らんとし、村の入口迄は難なく来りしに、村に入りて半里に近き所なれども、道路阻絶して帰るに途なく、山をよじり谷に下り、危を冒し険を踏み、半日を費し辛くして我村に帰り見れば、昔日迄住み来りし村里は地裂け家潰れ、大石巨岩の抜け出し来りて潰屋の間に散在せしを見しときの心は何と申すべきか。今より追想するも尚栗然たるを覚ゆとて老嫗が側より進み出でゝ物語られたりき。此村は前段の談話の如く地辷の為めに家屋は倒壊して土石と共に浅河原と呼ぶ谷間に押し出たるなれども、更に飯縄山麓なる堤の決壊して泥水其上を押したるが故、爰に一層の惨状を呈したりとぞ。

一五三〔越後、信濃大地震御届之写〕

私在所信濃国飯山、去月廿四日亥ノ刻頃より大地震ニて、城内住居向・櫓・門幷囲塀等夥敷破損、家中屋敷・城下町・領分村々潰家数多く、死人怪我人等夥敷、右ニて出火もこれ有り所々焼失仕り、今以て折々相震い申し候趣、在所役人どもより申し越し候、委細の儀ハ追々申し上ぐべく候得ども、先ツ此御届け申し上ゲ候、以上

四月二日　　本多豊後守

右飛脚到着の処、廿六・七日迄も認物出来兼、強く震居り候趣ニて、一向委敷ハ相分り兼、家中・町在とも家作大方震遺し申し候趣、城下町残らず焼失、家中も所々焼失仕り候趣ニ御座候

一五四〔鎌原洞山地震記事〕

御近領飯山異変之次第

領山城下町

一、御家中幷城下町、地震滑之上出火にて、半町程町家焼残り、其余は焼失いたし、死失人も参百人程有之、其上（衍）地形七尺程高く相成候由、御城は裡御門立居、表御門、御櫓、御囲塀等、不残揺潰し、御住居向も御広間は地形弐尺程も窪く、地底へ揺込候と申儀に御座候、御領内総村数六十四ケ村有之候得共、一村にても無難之村方無之、潰家、半潰迄弐千五百軒に及び候由、死失人も町家、村方にて千三百三十三人有之由、御家中葬五十三人有之由、右之内焼失、本多助之丞、田中源左衛門両家を初、其外姓名不相知、御家中も少々焼失之由、一統御手充は、本潰へ金壱分づゝ、半潰壱朱之割にて被下候由、右之内吉村と申村は、山抜、押埋り四拾軒、地震潰三十軒、死失百四十人余有之、押埋候ものへは、金参分宛被下、其上拝借金七十両被成下候由

一、表御高は弐万石に候得共、御増高も有之候而之事哉、一統申唱にも参万四五千石も有之内、字いも川堰申処、水上より流尻迄は七里余も有之由、右堰は地震之節、所々缺崩れ、水道絶、是迄壱万石余も田用水に相成来り候処、抜埋り、無拠当秋には、山地壱万壱千石余之処にて、漸々三分通り仕付に相成候由、其外川辺八ケ村にても、田地床違いに相成候場所、二万余も仕付相成兼候由、尤川辺八ケ村にて壱万石余有之候、

一、殿様、当月九日御帰城有之候処、御住居向大損に付、仮御殿御普請に付、御領内諸職人御呼出に相成、飯山表一仕切は混雑仕候由、

一五五〔飯山領内大地震被害届〕

（表紙）「信州大地震ニ附江戸表御届書写」

（略）

私在所信州飯山、去月廿四日亥之刻頃6大地震ニ而先達而御届申上置候通ニ御座候処、其後茂止兼昼夜度々相震候儀ニ御座候、手遠之村方者未相分兼候得共、城内并家中・城下町破損所左之通ニ御座候、

一、本丸

一、渡櫓一ケ所　潰
一、冠木門一ケ所　同断
一、石垣崩二ケ所　崩
一、囲塀不残　倒
一、土蔵一棟　潰
一、同　一棟　半潰
一、二重櫓一ケ所　損
一、物置一ケ所　潰

一、二丸

一、門一ケ所　半潰
一、囲塀不残　倒
一、住居向　半潰
一、土蔵三棟　潰
一、腰掛一ケ所　同断

一、帯曲輪　　損
一、武器蔵一棟　　半潰
一、同一棟　　同断
一、番所一ケ所　　倒
一、囲塀西の方・東の方　　損
一、物置一ケ所
一、三ノ丸
一、門一ケ所　　潰
一、櫓一ケ所　　潰
一、土蔵　　同断
一、囲塀不残　　倒
一、西曲輪
一、門一ケ所左・右　　損
一、住居向　　半潰
一、土蔵一棟　　同断
一、稽古所一ケ所　　損
一、囲塀　　倒
一、小屋一ケ所　　潰
一、井戸小屋　　半潰
一、大手
一、門一ケ所　但二階門　　潰
一、同所左右囲塀　　倒
一、番所一ケ所　　損
一、切通石垣　　崩
一、土蔵二棟　　半潰
一、物置蔵二ケ所　　潰
一、囲塀西之方　　倒
一、中門一ケ所　但階門　　潰
一、同所西之方囲塀不残　　倒

一、板囲塀　　同断
一、同西之方囲塀　　同断
一、裏門一ケ所　　半潰
一、番所一ケ所　　損
一、物置一ケ所　　半潰
一、多門一棟　　潰
一、同所囲塀　　倒
一、同門一ケ所　　潰
一、番所一ケ所　　半潰
一、外廻り
一、稲荷本社拝殿共　　潰
一、建家四ケ所　　同断
一、番所一ケ所　　同断
一、家中侍居宅
一、四拾四軒　　潰
一、六軒　　焼失
一、六軒　　半潰
一、四軒　　損
一、同門
一、拾七ケ所　　潰
一、二ケ所　　焼失
一、三ケ所　　半潰
一、八ケ所　　損
一、同土蔵
一、三棟　　焼失
一、二棟　　潰
一、五棟　　半潰
一、同侍幷小役之者長屋
一、拾八棟　　潰

一、拾弐棟　焼失
一、三棟　半潰
一、番所
一、三ケ所　潰
一、一ケ所　焼失
一、一ケ所　半潰
一、一ケ所　損
一、春屋一ケ所　潰
一、用会所一ケ所　同断
一、内土蔵一棟　同断
一、同一棟　類焼
　但　囲穀籾五百石不残焼失仕候、
一、門一ケ所　半潰
一、長屋一棟　潰
一、物置弐ケ所　同断
一、厩壱ケ所　半潰
一、内門一ケ所　同断
一、内馬場一棟　同断
一、献上蔵一棟　同断
一、作事小屋一ケ所　同断
一、中間部屋二棟　同断
一、船蔵一棟　焼失
一、待分并家内小役之者下々迄即死ハ拾六人
　内男四拾六人　女四拾六人
一、城下町之分
一、御高札場一ケ所　焼失
　但シ御高札ハ外シ置申候、
一、番所一ケ所　焼失
一、同　一ケ所　潰
一、土蔵一棟　焼失
　但　囲籾千石不残焼失仕り候、
一、竈五百四拾七軒　焼失
　内三百拾弐軒　潰
　内七軒山崩二而泥冠り
一、土蔵百七拾壱棟　焼失
一、同五拾棟　潰
一、土蔵上屋斗焼失廿棟
一、牢屋敷
　内一棟　焼失
　但　牢舎人怪我無御座候。
一、寺院
一、本堂六ケ所　焼失・潰共
一、同六ケ所　半潰
一、同門三ケ所　同断
一、庫裏拾ケ所　同断
一、同七ケ所　潰・半潰共
一、諸堂拾七ケ所　焼失・潰共
右之外物置焼失・潰等数多御座候得共未取調出来兼申候。
一、城下町人即死三百人
　内百四十人男　百六拾七人女
　外ニ　馬八疋　死失
右之通御座候、猶領分内之儀者取調之上追而可申上候得共、先此段御届申上候、以上、
　四月十三日　本多豊後守
飯山
私在所信州飯山、三月二十四日夜亥之刻6大地震ニ而破損所者先達而先御届申上置候通ニ御座候処、其後も相止兼連日相震猶又損所出来申候、城内并町在破損所取調候所左之通ニ御座候、

一、城内中門内
一、番所一ケ所　潰
一、献上蔵一棟　同断
一、城下町之内
一、竈拾七軒　同断
一、土蔵拾九棟　同断
一、物置百四ケ所　同断
内六拾九ケ所　焼失
三拾五ケ所　潰
一、水車屋三ケ所　潰
一、諸堂六ケ所　同断
一、庫裏四ケ所　同断
一、橋四ケ所　落
一、領分在方之分
一、御高札場拾四ケ所　潰
一、同三ケ所　半潰
一、番所弐ケ所　潰
一、郷蔵三拾壱ケ所
内拾ケ所　山崩二而土中埋
九ケ所　潰
五ケ所　半潰
七ケ所　類焼
一、居宅弐千六拾二軒　潰
内八拾弐軒山崩二而土中埋
一、同七百三拾軒　半潰
一、同弐拾四軒　焼失
一、物置千弐百四拾弐棟　潰
一、四拾三棟　半潰
一、水車屋三拾四ケ所
内弐拾三棟　潰
四ケ所　半潰
弐ケ所　土中埋
五ケ所　潰
一、社五拾九ケ所
内五拾四ケ所　潰
五ケ所　半潰
一、寺院拾弐ケ寺　潰
五ケ寺　半潰
一、庫裏三拾ケ所　潰
一、門三ケ所　同断
一、諸堂六十八ケ所
内壱ケ所　焼失
五拾六ケ所　潰
鐘楼堂拾壱ケ所　同断
一、橋九ケ所　落
一、死失千百拾二人
内四百九拾壱人　男
六百廿八人　女
三人　僧
一牛三疋　死失
一、馬弐百三拾四疋　同断
一、荒地五千百六拾壱石三斗余
此外変地数多有之
一、用水路水揚口6壱里余之難場欠落、其外村々用水所々損、且往還筋弐ケ所（抜）落幷山崩・川欠・地割裂・小橋損・立木倒数多ニ而難、怪我人夥敷、身骸不具ニ相成候而農業出来兼候者多分有之、怪我人之儀者数多故難取調御座候、右之通御座候、此段御届申上候、以上。

五月　　本多豊後守

右之通御用番阿部伊勢守様江御届申上候、以上、

五月三日　　本多豊後守家来
　　寺田勘兵衛

私在所信州飯山去月十三日夜ゟ十四日迄定水ゟ壱丈三尺相増、川添村村田畑水押入等之儀先達而御届申上候通りニ御座候処、猶取調候得者左之通ニ御座候。

一、田畑水押・水冠・石砂入川成共
　九百六拾九石弐斗三升三合
一、同水押荒地・川欠
　千百弐拾三石弐斗壱升九合余
一、同水冠
　弐拾四石九斗余
一、用水路土手押切
　百三拾間壱ケ所
　弐百間余壱ケ所
　七拾間余弐ケ所
　百九間余壱ケ所

右之外ニも損所数ケ所
一人馬怪我人無御座候、

右之通御座候、損毛高之儀者追而収納之上御届可申上候得共、先此段御届申上候、以上、

五月　　本多豊後守

右之通御用番阿部伊勢守様江御届申上候、以上、

本多豊後守家来
寺田勘兵衛

五月六日

一五六〔弘化四丁未歳大震災害記録〕。飯山

本多豊後守領分大地震災害の始末、其外内糺仕候趣、左に申上候

一、豊後守拝領高弐万石、不残信濃壱ケ国に而、居城飯山ゟ下領分を外様と唱ひ、同前ゟ上を山之内、川辺と、都合三郷組訳有之、水内郡、高井郡に而、（高井）郡之儀は、漸高六拾石ならでは無之、余は水内郡村々に而、城下町ゟ千曲川縁通り三才村迄を川辺と唱、城下町ゟ山手通り北国往還筋吉村、田子村迄、山中と唱、総領分高辻込高共、凡三万四五千石程有之候由に御座候。

外様組

一、死失三百拾五人程　　内男百五拾弐人
　　女百六拾壱人
一、荒地高弐千百弐拾石
　内高四百五拾石余、城付村々荒地之分、山之内組、
一、死失四百弐拾五人程、　　内男百八十一人
　　女二百四十三人
　　僧壱人
　外斃馬百三拾九疋、
一、荒地高弐千六百石余、
　内高四百五拾石余、城付村々荒地之分、山之内組、
　山之内組、
　川辺組、
一、死失三百七拾人程、　　内男百五十一人
　　女二百十二人
　外斃馬五拾九疋、　　僧一人
一、荒地高四百四拾石余、
一、同高弐千百石余、　千曲川満水に付、損地之分、
　外様、
　山之内組、
　川辺、
一、潰家弐千百八拾軒余
　此救金五百七拾両、但壱軒に付、金壱歩づゝ、

一、半潰八百三拾軒余
　此救金五拾壱両三歩四朱、但同断、永六十二文五分、
　但潰家之儀は、何分組々一村限之処相分兼、領分中事実之処取
　束候分、漸内探仕候、
　　城下町、
一、潰家六百九拾七軒
　内六百七軒焼失、
　此救金三百四拾八両弐歩、但壱軒に付、金弐歩づゝ、
一、死失四百七拾六人、　内男二百四人、
　　女二百七十人、
　　僧二人
　内弐百弐拾人程焼失、
　外斃馬弐疋、
　救金千両壱歩弐朱、
　外金七百両余、
　　是は家中幷領分中江、別段之手当致し遣候由に付、右之廉、
　村々内探仕候得共、聢と相分不申、不分明にて、金高差控
　之難申上候、
合潰家弐千九百七十七軒、内八十六軒、土中埋、六百拾七軒、焼失
　半潰八百三拾軒、
　死失五百八拾六人、内百六十人、土中埋、二百二十人、焼失
　　外斃馬弐百四拾六疋、
合荒地高七千弐百六拾石余、

一五七〔鎌原洞山地震記事〕

○飯山領
矢島村、凡五十軒許之処、七分潰、死失十九人、東伊部村、凡四五十
軒之内、二軒半潰、外皆潰、死失廿三人、
西北両伊部村、不残潰、死失廿壱人、
七瀬村、弐軒残、外皆潰、死失三十五人、
吉田村幷新田、凡百軒程之内、十四五軒潰、子供壱人死失
岩船村、凡四十軒程之内、五軒潰、
若宮村、壱軒潰、
金井村、同断、
田上村、入口出口、潰家有之、
横吹赤倉崩、大小石、道に落有之、
飯山城下、死人数多、夜中狼多く出候に付、威鉄砲夜中打放の声、度
度聞く、

一五八〔飯山町誌〕

弘化の震災　弘化四年三月廿四日、更・埴・高・水四郡にわたった大震災があった。そのうち、善光寺・松代・飯山等は激震地で、その惨害が最も大きかった。（略）

またこの地震のもたらした飯山附近の地形の変動を物語る千曲川の東西にのこる二記録は珍らしい資料であるから次に参考として掲げよう。

善光寺大地震ニ付巨細書
　　○下高井郡穂高村
　　岡田悦郎氏所蔵

善光寺より飯山へ八里有之候。此（街）道三才村・石村・浅野村半潰れ村々之内大水ニて田畑水損多く有之、飯山様御城不残潰れ、平一面地所壱丈余高ひくに相成、市中一面に高く浮上り、潰れ其上出欠ニて折々水損有之候所ニ候得共、今度は平地一面に高く相成候故水難は無之候得共、死人数多有之候。同所より越後国谷通り所々潰れ多く満水にて田畑水損新潟迄数ケ村有之、凡道程六十里之間大荒と申事に候。

地震之記

。下水内郡太田村

上村太郎氏所蔵

（上略）此節飯山御城下も水難を免れざるものと夫々家財を運びたるに、此度の大地震にて木島辺の地窪み、飯山は高くなりしと見へ以前の高水に入たる所も更に入らず。安田・野坂田・上新田皆入りたり。之に依りて誠に飯山は不幸中に又幸いを得たりと人々語り合えり。（下略）

さて、この震災の被害は深刻なもので、その復興には多くの歳月を要した。今ここに八年を経過した安政二（一八五五）年十二月に於ける飯山の復興がどのように進んでいたかを知る同町上町の島津敏男氏所蔵の史料を次にあげることとしよう（表12）。

表12　弘化四年の善光寺地震震災後の飯山町の復興状態

町名	竈数	本家並ニ親類ニ居ル者	御城下並ニ領分ヘ他領引越	他稼仕候者	死絶相成候者	引て	引越候跡へ家作者	家作仕候者	仮家仕候者	小屋住居
本町	一一三	九	一三	三	三	八四	九	六二	一六	一五
上町	一四五	五	一七	一二	五	一〇六	九	七三	二二	二三
看町	四六	三	八	〇	四	三	〇	二九	三	二
愛宕町	九二	一	八	〇	〇	七六	〇	八〇	〇	〇
神明町	一〇九	二	一一	日雇五	七	八九	〇	七一	一五	一〇
新町	六八	〇	七	三	一	五七	〇	五五	〇	一
鉄町	六三	一	八	日雇六 一九	二	四五	〇	四六	一	二
七町	六三五	二一	七二	日雇 一一	二二	四八九 一〇八		二九六 七七	六六 二二	六七 九
奈良沢村	二四	六	八		二					
上倉村	一八	一						一五		
有尾村	二八					三九		二四	六	三
市ノ口	四一		一		〇			三一	四	〇
小佐原村	一五				〇			一一	六	一
大池村	七				〇			七	六	〇
六ケ所	二三三	七	九		四	二三		一八四	三六	一四

右の者御城下七町六ケ所去ル未年（弘化四年）震潰・焼失・土中埋追家作仕候者仮家作・小屋住居之者去々丑年相改候処如斯御座候、安政二年卯十二月（後略）

一五九〔町田清右衛門日記〕

物集女翁と問答

（略）

日く、飯山より下高井の木島に渡る処に舟場あり、其舟場に往古より舟番所ありて、水量標あり、水量壱丈に達すれば、非常の合図を為す事にてありき、古来一丈三尺に達すれば、堤を越して城下を浸すが故に、一丈余に至れば、土俵を以て堤の上に築きて、水防を為すの用意に取懸らしむることなりし、然るに彼四月十三日、岩倉の決壊せし時は、壱丈五尺余の水量なりしも、尚城下を浸すの憂なく、而して顧みて高井郡の方を見れば、海の如くにてありし、これ等のことよりして、一般に飯山の地陸は高まりて、河道は低まりしと唱へたりき。

飯山城内にも、地陸の高下を生じ、折開せし所も多かりしや見ゆ、如何、地割は処々に生じたりしが、今一々記せざれども、百間垣と呼ぶ所は、大なる折開を生じ、長さ凡弐町余に亘りたりき、折開せし方位は、北より南に亘り、筑摩川筋と平行に裂けたりし、総じて飯山の裂開は、大略北より南に向ひたるが如く覚えたりき。

一六〇〔豊田村誌〕

地殻の変動

北信一帯から上越地方にかけての地殻の変動を見るに、飯山盆地長野盆地は地向斜的（地盤が除々に沈降し、厚く土砂を堆積する地帯）の構造をもち、今なお沈下を続けつつ、堆積をおこなっている。地向斜の軸は飯山盆地においては中央よりやや西にかたよっていると思われる。

千曲川の西側にある更級から上水内・下水内・頸城地方の第三紀層山地及び洪積層丘陵は今らお隆起をつづけている。

このことは一八九四年から一九二七年の三三年間の水準点変位調査結果をみても飯山本町一二・〇ミリ、倭田上二三・二ミリ、平岡金井二〇・〇ミリ、中野一本木九・六ミリ、平野片塩四八・八ミリといづれも沈降している。これに反して西側山麓の豊野鷲寺三一・四ミリ、長野市三才三四・九ミリ、上昇を示している。盆地西辺の洪積層丘陵地は盆地に面した東側はきわめて急傾斜を示す背斜構造（褶曲によって地層が高くなったもの）で、現在も隆起を続けている。

水準測量によれば糸魚川は明治二七年から昭和二年にいたる三五年間に一二〇ミリ沈降を示し、大町では二八一ミリの隆起を示している。直江津では五三ミリの沈降、名立では二二ミリの隆起を示している。このことによって頸城山塊及びその続きである北信の山地は隆起し、姫川下流の平地及び荒川下流の頸城平野の部分は沈降しつつあることを知ることができる。

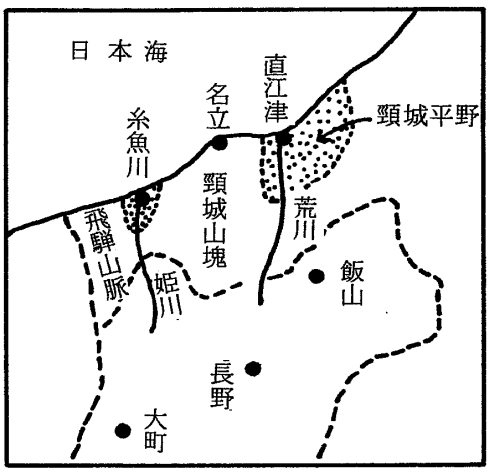


図13　長野県北部及び頸城地方

なお長野市西方山地において、裾花川成生以前に飯綱山から噴出された岩石が円礫となって南の富士の塔山の山頂付近に運ばれて来ている事実から判断すれば同地域の隆起は最大五〇〇米を越えるものと思われる。当豊田村の山地もそれから類推して相当の隆起をおこなったものであろう（図13）。

弘化大地震によって飯山付近の地盤が変動したことを物語る資料が千曲川の東西両側に残っている。（略・（飯山町誌）をみよ）

この穂高と太田に残る弘化大地震の記録によって飯山市街地は地震後地盤上昇し、そのおかげで更級郡岩倉山決潰にともなう千曲川満水の濁流洪水の難をまぬがれ、対岸の木島安田・上新田・野坂田が水難にあったということである。西側山よりの飯山が地盤上昇、盆地中央部の木島が逆に沈降したとみえるが、飯山盆地の成因構造から考えれば、この記録はもっともと思われる。これと似た現象は長野市にもあらわれている。即ち犀川の出口から長野市内を通って箱清水の方向にぬける地盤のくいちがいがみられ、ここでも西側が高く、東側が低くなっている。

地震

信濃川の流路は、地堤の一裂線で古来地震の多くおこる地域で、信濃川地震帯とよばれている。豊田村もこの地震帯にあるわけである。発生した地震の主なものをあげると次のようである。

○享保三年七月二六日（一七一八年）
信濃北部飯山殊に城市破壊すと文献にある。
○弘化四年三月二四日（一八四七年）
善光寺大地震、大被害あり。
○昭和十六年七月一五日（一九四一年）
長野地震
○昭和一八年一〇月一三日)(一九四三年)
古間地震

善光寺地震

弘化四年三月二四日（一八四七年五月八日）の夜、信州から越後にかけておこった大地震でわが国大地震中最も著名なものの一つである。その震度は千曲川西側の上下水内、更級が最も甚だしく、河東の埴科上下高井はこれにつぎ、南北安曇、東筑はその次であった。

（略）地震の最も激しかったのは飯山から長野を経て稲荷山に至る千曲川の西側地域及び更級・上水内の山中（第三紀層山地）であった。地震にともなって山崩れが各処におこったが、更級郡岩倉山の大崩落のため犀川に高さ一〇〇米、巾六〇米、長さ五〇〇米のえん堤ができ、犀川の水を二〇日間せき止めたため、新町はじめ二一ヶ村が水底に没した。湛水二〇日間にして突堤は決潰し、濁水が決河の勢をもって押し出した。そのため濁流は川中島一円に氾濫し、流失家屋は松代藩だけで六二七戸に達した。

この濁流は豊井地区の千曲川ぞいの地に被害を与えた。

善光寺地震によって発生した山崩れは松代領だけで四二、〇〇〇ケ所に達した。

当村では梨久保に山崩れがおこり三軒が埋められ、圧死した者もあると伝えられている。

善光寺地震による地盤の変動は大きく、千曲川の西側の更級、上下水内の山地が降起した、この河西の山地の隆起は次の事がらによって証拠づけられている。即ち川中島平一帯の田用水は犀口に取り入れ口を設けて犀川の川水をせぎに引いていた。これは慶長年間に創設され二五〇年間なんの異状もなかったのだが弘化四年の地震後は西方山地の隆起によって犀川の浸触が急激に進行したため揚水が困難になり、それから最近に至る一〇〇年間に六回にわたって、二粁余の上流に取り入れ口を移動した程である。さらに裾花川、浅川、鳥居川沿いの山地でも同様の隆起がみられる。

弘化の善光寺地震は西北側日本海方面よりの圧力が主動向で、頸城・水内・更級などの山地塊が傾動したことに基因すると思われる。いかえれば善光寺地震はそれまでに形成されてきた本地方（豊田村も含まれている）の山地塊がさらに活動して高度を増したものと思われる。

一六一（鎌原洞山地震記事）。三水村近辺

。四月五日、水湛之場所見分之次第、

犀川筋水湛之場所、見分被仰渡、昨四日早朝出立　越候処、途中通路極難場にて、漸九時頃場所着仕、見分仕候次第、左に申上候、

一、昨日暮時〆今朝六半時頃迄に、水（嵩）二尺三寸程相増申候、

昼夜に而は五尺五六寸づゝ相増申候趣、先達而出役仕居候同役〆申聞候、

一、今朝迄之水陸に而、是〆水行可仕低場所に而、壱丈弐尺程も御座候、夫〆下之方窪き場所も御座候へども、百間余相下り、水陸〆四丈程高き岩山御座候間、此上七日程も相立候はゞ、水流可仕候得共、水流之場所之如くに御座候得ば、川幅狭く、犀川常水丈は水流申間数奉存候間、追々水嵩相増可申候、乍去岩間水潜り可申哉、左候へば水流日合相違可仕、如何にも見極出来兼、治定之儀、難申上奉存候、

一、水内村平組〆向三水村平迄、水面凡七百間程に御座候、

一、水面〆三水村長勝手森迄、高凡五十間に御座候、

一、水下にて常之川敷湛場高き所、真高凡二十五六間程に御座候、

右之通、今朝迄見分之次第、如此御座候、此地今以地震相止不申、抜懸り候処、諸所抜崩候而、此上如何変化可仕哉、併右体趣難場御座候間、見盤建所開場等も心底に不仕候間、治定難仕候得ども、凡之処認取申上候、以上、

四月五日　　見分手御勘定役　　馬場忠吾

片桐重之助

一六二〔弘化四丁未歳大震災害記録〕。信濃町

信州古海村御林伐払跡地株場伺、

私御代官所、信州水内郡古海村字桐久保坂、御林反別弐町八反九畝歩同所御林壱町六反六畝歩、右弐ケ所雑木御払代金上納仕払跡地、秣場受に相願候に付、取調、当三月中伺書差出候、然る処同月廿四日夜之大地震ニ而、右弐ケ所御林の内四ケ所山崩、大荒に相成、御立木は押倒し、(変)地いたし候間、当時の姿に而は、迚も秣場に相成兼、年来相立地(据)御立直り候はゞ格別、依之願下げ仕度旨申立候に付、得と相糺候処、申立の通相違無御座候間、右伺書御下げ被下候様仕度奉存候、依之此段申上候、以上

未四月　　高木清左衛門　印

御勘定所

一六三〔上水内郡誌〕

西山部の被害　この地震震源地でもあり、しかも不安定な地辷り地帯なので、各地で地崩れをおこし、大きな被害を受けた。松代藩士の視察によると、山中のうち、現上水内郡の地域の被害は表(略・〔信濃町誌〕参照)のようであった。(むし倉日記)

この役人は各村々の被害につき、左のように報告している。

「志垣・追通・下祖山・栃原等(現戸隠村柵)では、毎年和紙を作り、善光寺から商人が来て買い集めて行くのが習いになっており、各村一年に七・八百両から十両の現金収入があるのだが、震災のために善光寺商人が買出しに来なくて困っている。この辺には小部落が多く、他村への通路が崩れて山中の離れ島のようになっている部落もある。(略、〔七二会村史〕〔小川村誌〕〔長野市史考〕参照)

以上〔むし倉日記〕により、現上水内郡地域山中の被害のあらましを述べてみた。山中の被害がかなり大きく、ことに地すべり山崩れ・川堰止め等の被害が大きかったことがわかり、また麻・紙など換金店品の出荷ができないで困っていることなど特に注意すべきであろう。

北山中の被害　上水内郡北部山中の被害も大きかった。地震の翌月、中野代官が幕府へ報告した北国街道四宿の被害は次のとおりであった。死者の数は必ずしも多くはないが、潰家きわめて多く、ことに牟礼宿では潰家一〇〇%と報告されている。(信濃町誌二八九頁)

信濃町古間地区では舟岳では六軒残っただけ、水穴も二三軒残っただけ、小古間でも三軒残っただけで、あとは全部倒壊したが、下荒瀬原では四軒が倒壊しただけで、部落により、かなり甚だしい差があった。

飯綱山麓では稲付村(信濃町富士里)が四二戸中全壊一〇戸、半壊四戸。横手村(牟札村高岡)が一八戸中全壊一〇戸、半壊四戸であり、これも部落によりかなり大幅な差があったらしい。

一六四〔信濃町誌〕

弘化の大地震

いわゆる善光寺大地震である。弘化四年(一八四七)三月二十四日夜十時ころ、突然はげしい地震がおこった。この地震は、飯山から稲荷山に至る間に、ひどい被害を与えた。ことに水内郡の山間部に被害が多かった。

野尻・関川間の道は、所々にひびわれができ、山崩れもあった。(「野尻案内」所引「善光寺地震出役記」)

中野代官の報告によると、北国街道四宿の被害は表13(1)のとおりである。

また「地震潰家其外巨細取調帳」によると、被害は表13(2)のとおりである。代官の調査とだいぶ違っている。代官の報告は地震直後であり、「巨細取調書帳」は六月であるから、後者の方が正確であろう。

北国往還牟礼宿其外三ケ村大地震ニ付、継立差支候趣御届申上候。

高木清左衛門

表13(1)　弘化大地震の北国街道四宿の被害
（地震直後の代官の調査　3月）

	家数	潰家	%	死人	死者
野尻	233	143	62	17	14
柏原	274	154	57	38	15
大古間	119	107	89	16	13
牟礼	189	189	100	88	15

中野代官高木清左衛門の報告による

表13(2)　弘化4年大地震被害柏原村・稲付村
「地震潰家其外巨細取調帳」（6月）

		全壊	半壊	総人数	即死		死馬
柏原本村	居宅	41	17	男215	8	計13	11
	土蔵	17	7	女217	5		
柏原新田	居宅	56	18	男234	11	計27	6
	土蔵	6		女239	16		
稲付		10	4	188	8		17

覚

村高千三百六拾七石九斗三升八合
家数百八拾九軒
一、潰家百八拾九軒　皆潰
　此内損所拾軒焼失
　男女八拾八人死失
　外死馬拾五疋
　牛　二疋

私御代官所
信州水内郡牟礼宿

村高三百九拾八石六斗五升弐合四勺　同州同郡
家数百拾九軒
一、潰家百七軒
　男女拾六人死失
　外死馬拾三疋

大古間村

村高千三百六拾五石九斗
家数弐百七拾四軒
一、遺家百五拾四軒
　男女三拾八人死失
　外死馬拾五疋

同柏原宿

村高九百四拾八石弐斗三升八合
家数二百三拾三軒
一、遺家百四拾三軒
　男女拾七人死失
　外死馬拾四疋

同野尻宿

右は、私御代官所信州水内郡北国往還牟礼宿外三宿之義、当三月廿四夜亥刻頃6翌廿五日亥上刻迄、前代未聞之大地震ニ付、書面之家居皆潰ニ相成、牟礼宿之義ハ、潰家ニ相成候後及ニ出火、焼失家出来、人馬斗即死怪我人夥敷、宿内及亡所候ニ付、御朱印御証文之外人馬継立出来不申旨、届出候間、為見分手代差遣申候。委細之義ハ追而可申上候得ども、先此段御届申上候。以上。

未四月

高木清左衛門

そのほか、古間地区でのこの地震の被害は次のとおり。

(イ)　針ノ木では用水溜池の土手が切れて土屋捨蔵という人の家が向山ぎはまで押し流された。

(ロ)　土橋では家が五、六軒倒壊し、中島新八の妻さよさん（八十八才）

は家の下敷となり死亡し、又清水夫人は善光寺の宿屋で下敷になり死亡。

(ハ) 下荒瀬原では、佐藤米蔵、佐藤文六、古田惣作、静谷喜作の四家の家が倒壊した。

(ニ) 舟岳では六軒残っただけであと全部倒壊し、三人死亡者があった。水穴でも二、三軒残っただけであと全部倒壊したとか、このほかの部落でも相当の被害があったと思う。

(ホ) 小古間では三軒のこっただけで全部倒壊、死者不明。

一六五（豊野町史）

1. 南郷村の記事

弘化四丁未年三月廿四日夜五ツ半時頃大地震にて、当村にて居家廿三軒潰れ土蔵物置其外廿六七軒も皆潰れ、其上人も八人許即死、田子川下三才通り三拾間余堤なしに相成、三月廿四日の夜大地震にて犀川山中虚空蔵山と云ふ所犀川へ押出し水留り、四月十三日迄の日数廿日前日松代御役所にて、数万の人足御連れ御見分遂に、十三日の夜五ツ時長沼赤沼一面の洪水と相成、当村騒立水門へ罷越し候へば、神代村中尾村より水五六尺も高く、一度に熊取川水門の西にて拾五六間許、一時に水門と共に押破り、田子川浅川も弐三所押破り、忽に村方川崎中村入川一面の水と相成、其節拙宅台所迄水入り、其節新蔵坊ひかへ堤迄綿畑不残水入、其の場所諸材木桶挽臼何と申すものも、諸道具夥しく附上三才村中程迄、下駒沢村東方不残水入り信叟寺東迄、一面此方にも材木夥しく、西条西薬師山押出し上駒沢村向にて、浅川弐拾間余も押切れ、下駒沢上駒沢付へ押出し誠に目もあてられぬ。此の平一面に大海とも相成心地、其跡片付旁潰れ又は小屋掛三十日許は生きたる心地は更に無御座、余り大変故一年残し置申居、我宅親類にても不残潰れ善光寺両家上今井・赤沼・石村・黒川地潰れ皆下に相成、死人拾三人子供□人誠に火のきえたる如くにて、我が宅は無難にて尤も居家、物置、土蔵は皆かしがり、遂に職人を頼み直し置き、南郷村分東田方は浅川へ砂多分押出し、川床高く相成り、田方は皆池に相成致方も無御座故、赤沼石村へ談じ上浅川、赤沼分石村、南郷村三ケ村分不構砂附寄候場所、三ケ村にて掘上漸く田植等いたし、其の年は秋取立は漸く八分位、上中の人誠に難渋の年越仕、翌年も田方は又池に相成、浅川原へ長沼分下南郷村分堤へ三尺四方の桶を拵へども、雨降り候節は桶押明砂入いたし水門尻を掘仕候等いたし、亥年三月廿四日夜三登山吉村へ押出し、吉村屋敷八拾間許砂の下に相成、人数も八九拾人も即死死人不相知皆土の下に相成、目もあてられぬ有様、其砂を雨降り候へば、皆熊取川へ押出し候故、水門尻高く相成普請は村方人懸にて前前致し候得共雨少々も降り候へば元の如く高く相成、三年は普請余り大変故向年のため一筆残し置候間、以来子々孫々心得のためなり（内山茂樹氏の古文書に拠る）

2. 石村の記事

弘化四年三月廿四日の大地震は今までにない強震と言われている。随って其の被害は実に大きかった。北石村六十三軒の内倒潰家屋は実に四十三軒、倒潰しなかった家は二十軒という惨状であったという。其の時長秀院の七堂伽藍も殆ど倒潰した。猶此の強震で髻山に大きな亀裂を生じたので其れが何時麓の原地へ擦込むか知れない。そうなると一時に濁水が押寄せて来るというので人心は戦戦兢兢としていた。村人は殆ど北方の山の神高地へ避難小屋を造って何日も居た。

此の地震で潰れた家は次の通りだという。（名前四十名略、他に観音堂・大日堂・長秀院計四十三軒）

此の地震で潰れない家は二十軒（名前略）

注。六十三軒中現在の調べによると廃家十一軒、他所へ移転家が十軒ある。

弘化四年丁未三月廿四日夜四ツ時

大地震家潰今般相改書記す。

居宅〆五拾八軒、同断拾軒損じ、土蔵〆ニ軒、酒屋但し一軒潰れ、郷蔵同断、物置〆八軒、灰置場〆三十軒、御高札潰れ

長秀院潰れの覚
客殿、衆寮、鐘楼堂、門、物置、長屋、材木小屋、鎮守宮半潰、観音堂、六地蔵、庫裏、〆拾壱軒、大日堂潰れ。
神社の部
飯縄山本社始神主まで不残潰れ申候。
粟野神社本社無事　前宮鳥居潰れ。
今般地震遺れに付役　御上様御手当被下候事。
一、金弐分……長秀院
一、金弐朱……神主
一、金拾五両弐朱也。右金子村方江被下候に付配賦普請多分に付御拝借金拾五両願の通り被下候。但し此金五ケ年に上納被仰付候。極難之者江壱人に付白米一升、銭百文宛被下候。
〆米五斗　〆銭五貫文　〆五拾人江配賦
弘化四年未四月廿八日
庄屋　徳左エ門　改
組頭　弥左エ門
同　長右エ門
百姓代　安右エ門

一六六〔水内郡蟹沢村地震遺家・死人等調帳〕
（表紙）
「弘化四年
大地震ニ付潰家・死人・田畑荒并ニ牛馬死失調帳
未四月　日　蟹沢村庄屋　重右衛門」
居宅〆四拾五軒
死失〆拾四人
内
男　八人
女　六人
土蔵・物置共〆三拾四軒
社〆　三ケ所
不動堂・庫裏〆三ケ所
馬〆　壱疋
両村組合大橋　壱ケ所
こがれ
壱ばん
一、下々（田）壱畝弐十分（歩以下同ジ）　勘右衛門
弐ばん
一、下々田三畝分　文吉
三ばん
一、下々田五畝分　半之丞
四ばん
一、下々田弐拾分　善兵衛
五ばん
一、下々田壱畝弐拾分　常八
原
六ばん　一儀兵衛
一、下々田弐畝分　三午之丞
内壱畝分午之丞嘉永二酉ゟ田畑成
反合壱反四畝歩
分米合壱石弐斗六升
右分われ崩申候場所也
名所落合
一、上田六反歩程
分米九石也
右分くぼみ候所ニ高くなり候場所ニ御座候、
名所小軽井
一、本畑三反歩程

分米
右分われ候所ニ高くなり候場所ニ御座候、
一、見取畑右本畑之内ニ有之候、
米
右分土蔵ニ相成候場所ニ御座候、
名所
一、上田不願候也
分米
右分用水堰下土手下ニ相成候場所也、
一、上田右上田之内ニ有之候、
分米
右分道敷ニ相成申候、
名所ハ小軽井・夏目原・落合三ケ所ニ也
田高惣〆拾壱石程ニ願申候、
名所小軽井
畑高惣〆三石六斗程ニ御座候、

御上様江御書上写左之通
覚
一、死失人数〆拾四人
内
男　八人
女　六人
一、居宅潰れ〆　四拾五軒
一、土蔵・物置共〆　三拾四軒
一、社潰れ〆　三ケ所
一、不動堂　壱ケ所
一、鐘堂　壱ケ所
一、庫裏　三ケ所
一、馬　壱疋
名所小軽井・夏目原・落合都合三ケ所
一、田高　拾壱石程
右ハわれ候場所・崩候場所、或ハ高くなりくぼくなり、又ハ道ニなり候場所ニ御座候、
名所小軽井
一、畑高　三石六升程
右ハわれくづれ高くなりくぼくなり候場所、但し見取場も御座候、
右之通取調仕候処如斯ニ御座候、尤田畑之儀ハ成丈鍬入仕度奉存候、
大凡御書上申候、以上、
弘化四未年
四月

六之丞　印
惣八　印
吉次郎　印
平兵衛　印
十右衛門　印

鈴木半蔵様

大満水ニ付田畑川欠ニ
相成候場所大凡調覚
一、下々畑弐畝八分　安左衛門
但し壱畝残り
一、古田畑成壱畝分　勘五郎
但し皆がけ
一、下々畑壱畝十三分　伝兵衛
但し皆がけ
一、下々畑廿八歩　元七
但し皆がけ
一、田畑成四畝分　段右衛門

但し皆がけ

一、同壱畝廿八分　惣八
　但し壱畝残り
一、同十五分　栄治郎
　但し皆がけ
一、上田三畝分　右同人
　但し二畝がけ
一、同三畝歩　惣八
　但し壱反四畝廿七分残り
一、中畑壱畝廿七分　右同人
　但し皆がけ
一、同壱畝九分　右同人
　但し皆がけ
一、上畑拾分　伝兵衛
　但し皆がけ
一、同弐畝拾分　右同人
　但し弐口分二而　壱口ハ四畝十七分之内弐畝十七分川欠残弐畝分也、
　壱口ハ三畝十分ハ当年欠初メ也、二口合五畝十分之内右弐畝十分欠、残三畝分也、
一、同壱畝拾五分　文左衛門
　但し廿分残り

反合弐反三畝分
分米合弐石七斗四升八合
　内訳
上田四畝拾五分
　分米六斗七升五合
上畑四畝五分
　分米五斗
中畑三畝六分
　分米三斗弐升
下々畑四畝拾九分
　分米弐斗七升八合
田畑成六畝拾五分
　分米五斗七升五合

一六七〔水内郡吉村重左衛門等震災荒地開発和談証文〕

奉差上一札之事

一、弘化四年未三月廿四日夜大地震ニ而、三登山・元取山所々致山抜石砂夥敷押出、田畑等多分之石砂入泥押ニ相成、幷用水溜池江も石砂押込候得者、水供（共、以下同ジ）々村家江押懸り人家石砂下幷泥押懸り候故、及退転候者も有之、御見分之上厚キ御手当等被下置、石砂入荒地之儀者以御慈悲田方ニ相成候共、畑方ニ相成候共、開発出精可致旨被　仰聞候ニ付、石深ニ而畑方ニ出来兼候場所致田方ニ候処、本田用水引足り不申候趣ニ而彼是差縺、御上聞ニ相達候故種種御理解被仰聞一同奉恐入、其上南郷村庄屋内山戸右衛門江立入候様御内意有之候ニ付、村役人幷立入人供々睦敷馴合候様異見差加江候処和談仕候、然上ハ村方一同相談之上取定左ニ奉申上候、

一、去ル未年荒地田方ニ相成候共、畑方ニ相成候共、起返り出情可致事

一、畑地起返り新田江仕付有之儀者融通可致事

一、同所新田養水之儀者、余水幷最寄ニ而水溜拵置用水ニ可致事

一、本田用水江決而無差障リ可致事

一番水之節ハ村役人致世話睦敷馴合可致事　前書之通熟談之上村定仕奉差上候義も、偏御威光与難有仕合奉存候、万一差支等有之候ハヽ御願可申出候間、其節御憐愍之程奉願上候、右様相整候上ハ、御上聞ニ御達候義、御下ケ被成下置候様伏而奉願上候、已来此義ニ付異論ケ間敷義毛頭仕間敷候、依之連印仕奉差上候処如件、

吉村五人組
重左衛門 ㊞
同村同断
小兵衛 ㊞
同村同断
庄之助 ㊞
同村同断
佐之右衛門 ㊞
同村同断
金之助 ㊞
同村同断
源五郎 ㊞
同村同断
清七 ㊞
前書之通相違無御座候ニ付奥書連印仕奉差上候、以上、
同村百姓代
栄七 ㊞
同村組頭
常八 ㊞
同村同断
松右衛門 ㊞
同村庄屋
九左衛門 ㊞
同村重立
安兵衛 ㊞
南郷村立入人
庄屋
内山戸右衛門 ㊞
嘉永三年戌十月
坂本善蔵様

一六八〔見集録〕。長野市三才

先達て先御届申上置候犀川筋真田信濃守領分平林村地内山抜崩〆切の場所当月十三日大岩抜崩落切破千曲川満水の義私義水内郡大地震災害村々見分として廻付仕同日の義は千曲川縁内町へ夕七つ時着百姓半七方へ止宿仕候処間も無之頻に南の方震動いたし候に付不審に存自然犀川山抜の場所抜落候義には無之哉川筋見届差遣候処決て気遣敷無之旨立帰り申聞安堵の義には候得共川縁の義急変の義難斗用意人足呼寄置災害村々呼出様子相尋用水悪水仮結ひ田方植付方等及理解に居候処同夜六つ時頃俄に満水最早丹波島辺水鼻参り候趣村々呼継声高に為和候に付其侭立退用意仕候処呼寄置候人足は勿論出合居候村役人共立去役人両人残置宿半七日は周章罷在候間右両人に具足為持御用書面高張等は家来に持せ召連候手代共一同即刻立退支配所三才村は弐拾丁程懸隔地高に付同処へ罷越候途中振返見請候処最早村々一円水入三才村程近に候至る頃水先参り壱丁程余は水中を駈漸高場へ揚り候暫時牛延に立退候はゞ途中において水災難逢へ誠に危義に御座候右村山手へ上り及見分候処丹波島川中島一円水下に相成同夜中には候得共何分水先量兼急水の義村々百姓共立退候間合無之殊に夕飯前の義に付夜通し潰家木、材木を以筏拾三組拵船三艘用意申付握飯を拵させ夜明を相待夫夫手配差向水中屋根上或は立木に登り居候者共高場へ逃参り候者共不残助け遣し支配所村々の者共は三才村幷他領には候得共最寄神代宿へ申談寺院へ入置日数十日の間夫食手当致し遣私義は同川通村々見廻り候処重畳に三丈余の水高水勢強く渦巻流候に付船乗出し覆候る恐候に付無余義強て難申付併可成大船筏を以相助候様用意為致川付村々へ厳敷申渡置候誠に以前代未聞の大洪水大地震の大災を請候上折重り又候水災に逢兼て覚悟は致居候得共未曽有無之洪水有之水入場地震潰家の分は藁屋根浮上り木品等の分は勿論家財共多く押流し貯候無難の雑穀は不残水浸に相成災害窮迫に陥り候始末難申尽役人共初小前の者共一同愁苦狂気罷在候体不便の至倶に落涙仕候丹水入場作物の義は麦作菜種共十分の出来形御座候処泥冠に相成秋作苗米木綿大豆等も生立分宜

候処同様泥冠皆無に相成如何とも致方無御座多分の損毛尚又田畑等押掘石砂入等の荒地出来御普請所等も忝大破およひ候段追々届出大地震の節共に合せしては大造の義に可有之出水の義は追々引落同十五日昼八つ時頃定水に三四尺程の嵩に相成内郷村々湛水も追々引落候に付水冠迄にて麦菜種の分は敢て障りにも不相成実法可申哉に奉存候内郷切次第尚又手代手附差出見分の上時節前後に相成候ても無難の田方へ植付苗籾再蒔畑方替作等可成丈仕付方為取斗可申依之此段申上候、以上。

信州高井郡中野村
御代官　高木清左衛門

未四月廿四日
御勘定所

一六九〔越後、信濃大地震御届之写〕

私御代官所当分御預所、信濃国高井郡・水内郡村々の儀、当月廿四日戌ノ中刻より亥上刻ニ懸ケ、大地震これ有り、夫より絶えず震動致し折々地震発し翌廿五日卯ノ中刻漸く鎮り候処、地所割裂ケ泥木吹出シ、潰家人牛馬死失多く、怪我人ハ夥敷く一村皆潰家ニ相成り候村々もこれ有り、前代未聞の変事の趣、追々訴出て候ニ付、取敢えず手代ども差出し申し候、且陣屋許中野村の義ハ損家等これ有る迄ニて、陣屋ニ別条御座なく候、委細の義ハ追々申上ぐべく候得ども、先ず此段御届申し上げ候、以上、

未三月　　高木清左衛門

但し此度の大地震は信濃国中一般の様子、支配所内へ未だ出火の趣届出申さず候得ども、地震最中所々出火多く相見え候、本多豊後守居城飯山町ハ支配所最寄ニこれ有り候処、町家残らず震倒シ候上、所々出火ニて町家皆焼失致し候由ニ御座候、以上。

一七〇〔中野陣屋支配村々大地震御救金伺書〕

（表紙）

「弘化四歳　　小境村
高井郡・中野大地震急難御救拝借金伺書写
丁未三月廿四日夜四ツ時　忘無天無」

大地震急難御救拝借金之儀ニ伺書

一、高五万八千三百六拾弐石九斗弐合弐夕
内
高壱万七十六石弐斗九升弐合
中野村八拾壱ケ村無難之分
残高
四万千弐百八拾六石弐斗壱升弐合
潰家弐千九百七拾六軒
内
拾六軒　土中へ埋相知不申候、
半潰家七百三拾六軒
但し半潰之分木品々忝く打砕用立不申候、
潰高札場　拾弐ケ付
潰郷蔵　弐拾弐ケ村
潰堂宮寺　四拾六ケ所
潰土蔵　三百三拾壱ケ所
潰物置　九百拾四ケ所

右者当三月廿四日之夜四ツ時大地震ニ而、私御代官所・当分御預り所信濃国高井郡・水内郡村々災害之始末、不取敢御届申上置候通、早速手附・手代共手配差出候、私儀も廻村仕村々災害之様子見分仕候所、誠ニ以絶言語候奇変之体、恐怖仕候、見ルニ不忍地面割七八寸ほ五六尺余、都而拾間位筋立割、右割口ほ夥敷黒赤色等之泥水吹出し、歩行相成兼候場所多分有之、其上所々山崩・土砂・雪水押出し大石転落、田畑共忝ク変地いたし多分之損地相見、村々用水路所々崩及大破ニ、或ハ床違ニ相成候場所も有之、水乗不申用水絶ニ相成候村々多く有之、谷川等之分大石・土砂押出し所々を埋大破水行を塞、平一面ニ溢出泥

水押流、且潰家之儀何れも家々平押ニ潰、桁・梁割目・臍木其外建具等之類忝く打毀、銘々貯置候雑穀之類俵物ハ銘々押崩散乱いたし、吹出候泥水を冠り、中ニ八土砂ニ埋候分も有之、最初見廻り候村々、小前ハ勿論村役人共迄本心を失ひ、更ニ跡取片付之心得も無之、銘々潰家之前ニ家内一同雨露之手当も不致、日々途方ニ暮忙然といたし居候私を見請狼狽頻リニ落涙難止悶絶いたし、相尋候ても答も出来兼、折伏小前老若男女共ニ倒泣嘆居、怪我人共ハ夥敷倒、苦痛罷在候有様難申尽、不便歎吭仕、何れも村々共ニ同様之次第ニ而、差当り夫喰之備有之者も遺家之下ニ有之、殊ニ泥水をかむり容易ニ取出候義も出来兼、小前末々ニ至り夫食等手当無之者共ハ猶更之義、呑水ハ用水を用ひ候処、泥水交ニ相成及飢渇候所、他村共一同之寄難、助合候者も無之候間、差当夫食之手当いたし及候丈致候得共、百ケ村余り之儀、中々惣体遠方迄私自力届兼、無拠郷蔵囲穀等を以手配廻村之為相凌罷在、陳屋寄最（ママ）村々之分ハ中野村・松川村寺院・社地境内ニ小屋懸いたし、極難之者共救ニ遣し候、且追々人・牛馬、死去・怪我人等相糺候所、男女死五百七十八人・怪我人千四百六十人、右之内片輪ニ相成農業渡世相成不申者共多分有之、殴（斃、以下同ジ）死馬弐百五十疋右之外善光寺参詣いたし、出火焼死いたし候もの共男女弐百人余り有之、多分之人損相成、災害ニ相成之村々之分人別弐分七厘減ニ相成、支配所五万八千三百石余、内無難之村々ハ高三分内ならでハ残不申候高七分余災害村々ニ而歎敷義ニ御座候、差向村々用水ニ肝要之時節ニ付、何れも難捨置取繕ひ不申候而者苗代者勿論、無難之田地植付候ニも差支候場所広ク、大破之義中々以て村々自力ニ不申及、火災難とハ訳違ひ、家居・田畑・山林等ハ（ママ）覆候大災、就中水内郡・高井郡両郡ハ痛強ク、捨置候而ハ皆々潰所ニ相成候村々多く、人命ニ拘り末々御収納御国益を失ひ不容易之儀、迚も御救不被　下置候而者何れも可仕様無御座候、且又大地震ニ而北国往還丹波島村渡より、真田信濃守領分平林村地内字虚空蔵山凡弐十丁程之所山崩、犀川へ押出、川中を〆切り流水を堰留水堰、当時川上村々平地ニ水開候ハヽ湛場自然と押埋候、〆切り場所も水力ニ而押崩可申、其節如何様の湛水ニ可相成哉気遣しく、支配所千曲川縁村々心得の申越候旨、真田信濃守家来6掛合有之、右様千曲川平生6七八尺減水いたし居、高場所へ立退切開候ハヽ如何可有之与、数日湛留候水一時ニ押流候ハヽ水災異変可申と、殊之外人気不穏心配仕候義ニ御座候、前書申上候災害極難ニ陥候次第、得と御（賢）察被成下、相続方幷自普請所用水路大破ニ付、金弐千五百両書面之村々へ急き拝借被　仰付被下置度、左も無之候てハ迚も取締筋手段無之、万一此上難渋仕候、心得違人気立候様ニ相成候てハト恐入、深く心配仕候義ニ御座候、支配所村々者共義、昨年者他之支配所無之御国恩、幷定免増米上納相願候実正之良民共空敷為及退転候段、歎ケ敷奉存候間、御仁恵之御沙汰以永年賦拝借被成下候様仕度奉存候、然れは右拝借金高村々ニ応し割賦賃渡、年賦返納等之義、割賦を以追々相納候様可仕候様、急速伺之通拝借被　仰付、御下金被成下候様仕度奉存候、依之災害村々一村限帳壱冊相添、此段奉伺候、以上、

弘化四未年四月

私御代官所

当分御預り所

信州高井郡

中野村

外拾九ケ村

同州水内郡

赤沼村

外四拾弐ケ村

一七一〔弘化四丁未歳大震災害記録〕

信州村々、大地震に而致変死候もの御届書、

一、変死人八百四拾壱人

内
六百三拾七人、内男弐百六拾九人
女三百六拾八人
是は銘名居宅潰下に相成、即死、深庇に而相果候分、
弐百四人
是は善光寺町旅籠屋にて焼死致し候分、
（後略）

一七二（信越地震記）
当三月廿四日之大地震に而、犀川上手真田信濃守領分平林村内、字虚空蔵山抜崩、犀川江押入、川中を埋立、流水を塞ぎ候付、其節ゟ当月十三日迄、日数廿日之間、川々（上か）村々江水開張（漲）罷在候処兼而心得方申置候、高木清左衛門支配所、信州高井郡立ケ鼻村渡船場ゟ、同日五ツ時頃ゟ（行カ）注進申出候は、俄に千曲川筋出水之水（先）相湛、暫時相嵩、右は犀川押埋候場所、切破候儀も可有之哉と存申立候付、不取敢清左衛門手代夫々手配、川通り村々救手当為相防差出候処、間合も無之、陣屋件近村迄、内水湛入、家居水下に相成、中野村之儀は、地高之場所に付、別条無御座候、追々人牛馬共逐参候儀に有之、且千曲川之儀は同夜九ツ時迄に、凡弐丈八九尺迄に水丈罷成、川筋左右総越、内郷村々ども田畑は勿論、家居水冠りに相成、夜中之儀、水先聢と難見定、翌十四日明六ツ時頃迄に、凡三丈余に暫居候間、水嵩重畳に有之、昨夜中ゟ、家居、諸道具、材木等、夥敷流、石（右カ）木品、幷藁屋根上に取付縦（縋力）居候人民共、流候は夥敷候付、死失、怪我人、多分に可有之候、前代未聞大洪水之由、然る処同日朝五ツ時頃ゟ、川表引口に相見江、内水も少々づゝ引落候様子に有之、此増減之程、如何可有之哉、水災之趣、最早村々総体に而は多分之儀に可有御座、委細之儀は追而可申上候得共、清左衛門儀、此節水内郡赤松村辺、災害之村々廻村中之処、川筋は勿論、往還共水下に相成、通路難相成、留守中之儀に付、先不取敢此段留守居之者ゟ御届申上候、以上、

御代官
高木清左衛門手附元〆
小林甚右衛門

未四月
御勘定所

一七三（有所不為斉雑録）
信州千曲川大洪水、始末申上候書付、
先達而先御届申上置候、犀川筋、真田信濃守領分平林村地内、山抜崩〆切場所、当日十三夜、大岩抜落切波、千曲川満水之節、私儀、水内群大地震災害村々為見分、廻村仕、同日之儀は、千曲川縁内町へ夕七時頃着、百姓伴七方に止宿仕候処、間も無之、頻に南之方震動致候に付、不審に存、自然犀川抜之場所、抜落候儀には無之哉、川筋見届差遣候処、立帰り、決て気遣敷儀無之足呼寄置、災害村々呼出、様子相尋、悪水仮繕、田方植付方等、汲理解候処、同夜六半時頃、俄に満水、最早丹波島辺江水鼻来候趣、村々呼継、声高に為知候に付、打驚、即座に其侭立退用意仕候処、呼寄置候人足は勿論、出合居候村役人も立退、役人両人残居候、宿伴七は周章罷在候間、右両人に具足為持、御用書物、高張は、家来に為持、召連候手代共一同、即刻立退、支配所三方村は、廿町程懸隔り、地高に付、同所へ向馳越候途中、振帰り見受候処、最早村々一円に水入、三方村程近へ至候頃、水先参り、一町余は水中を馳、漸高場へ上り、暫時手延に立退候はゞ、途中に於て、水災難遁、誠危儀に御座候、右村山手へ登り及見候処、丹波島、川中島辺、一円水下に相成、月夜には候得共、何分水先量兼、急水之儀、村々百姓共、立退候間合無之、殊夕飯前之儀に付、夜通し遺家之木材を以、筏十三組相拵、船三艘用意申付、握飯を為拵、夜明を相待、夫々手配、差向水中之屋根上、宛は立木等に登り居候者共、高場に逃集候者共、不残助遣し、支配所村々之者共は、三方村、幷他領には候得共、最寄神代宿へ申談、寺院へ入

置、日数十日之間、夫食手当致し遣、私儀は、同川通村々見廻候処、重畳三丈余之水嵩、水勢強く渦巻流れ、家居、諸道具は不及申、根返り之大木、材木類等、夥敷押流、人民も多く潰家之上、材木等に取付、流れ参候間、助遣度候得共、右品々、川一面に急流に押流し候に付、船乗出、覆候を恐れ候も無余儀、強て難申付、併可成丈は、船筏を以相助候様、用意為致、川付村々江厳敷申渡置候、誠に以前代未聞之大洪水、大地震之大災を受候上、折重り、又候水災に逢、兼而覚悟は致居候得共、未曽有之決水有之、水入場、地震潰家之分、藁屋根浮上り、木品等之分は勿論、家財共多く押流し、貯候無難之雑穀は、不残水浸に相成候、災害窮迫に陥候始末、難尽申上、村役人共始、小前之者共一同愁苦、狂気之如く罷在候体、不便之至、倶に落涙仕候、且水入場作物之儀、麦作菜種共、十分之出来形に御座候処、泥冠に相成、秋作苗代、木綿、大豆等も生立方宜敷候処、同様泥冠、皆無に相成、如何共致様無御座、多分之損毛、猶又田畑共押掘、石砂入等之荒地出来、御普請所も悉及大破候段、追々届出、大地震之節之分と合し候ては、大造之儀に可有之、出水之儀は、追々引落、同十五日昼九時頃、定（常）水に三四尺程之水嵩に相成、内郷村々湛水も、追々引落候に付帰陣仕候、存外早く引落候に付、水冠迄麦、菜種之分、敢て障に不相成、実法可申哉に奉存候、内水引次番、猶又手附手代共差遣し、見分之上、時節後れに相成候共、無難之田方へ植付苗籾再蒔、畑方之分は、毛替作等、可相成丈仕付為取許可申候、依之此段申上候、以上。

四月（廿三日）　高木清左衛門

御勘定所

一七四〔越後・信濃大地震御届之写〕

須坂ゟ之御届

私領分信濃国高以郡之内一昨廿四日亥刻地震強く、陣屋幷家中居宅・長屋向破損所数ケ所村々百姓家遺其の外田畑地割砂泥吹出シ絶えず、昨今折々地震仕り候、領分人馬怪我等御座なく候、尤善光寺参詣又ハ出稼等罷越候者どもの内、死失人もこれ有り哉二相聞候得ども、未取調行き届かず委細の義ハ猶追々申し上ぐべく候、此段御届申し上げ候、以上。

三月　堀長門守

一七五〔鎌原洞山地震記事〕

。須坂地震、水災、御役人より文通申来る。

一、流（焼カ）失二十九軒

一、流失弐百六十六軒、

但土蔵、穀倉、其外共、郷蔵三ツ、

一、潰家八十五軒

但地震、水潰共、

一、半潰幷大損弐百五十二軒、

一、圧死拾壱人、

一、溺死六人、

一、怪我人数不知、

一、斃馬壱疋、

以上。

一七六〔弘化度信州地震御届写〕

。おなじく水災御届

御名御預所信州高井郡水内郡村々、兼而申上置候通、犀川水上堰留候場所当月十三日暮時前一時ニ押破れ、民家流失流家等有之候ニ付、早速見分役人差出取調候処、左之通御座候。

高井郡

中島村

村高四百四拾三石八斗九升五合

家数八拾七軒

一、御高札場流失　但御高札無別条

一、流家八軒
一、潰家六軒
一、土蔵物置類五十壱棟潰流失仕候
一、流死人六人　内男四人　女二人
一、御料私領組合土堤敷八間馬踏弐間延長千七百五十間之内数ケ所ニ而延長千二百間余押埋押切等ニ而破損仕候急破御普請別段奉伺候
一、用水路差支無御座候
一、囲穀籾九十俵余水入相成候早速干揚申渡候
一、居家水付五尺より六尺迄床上迄泥入　耕地一円泥冠相成申候

同郡
村山村

村高三百八十六石九斗七升壱合
家数百四拾壱軒
一、御高札場流失　御高札別条無御座候
一、流家七拾軒
一、潰家三拾壱軒
一、土蔵拾一棟半潰相成申候、物置類九十八棟流失仕候
一、流死人拾壱人　内男四人　女七人
一、住居囲土堤千曲川除百々川除何れも所々押切押掘数ケ所　延長凡三百間程、是迄急破普請目論見別段奉伺候
一、囲雑穀五斗入三十俵流失
是迄郷蔵無御座身元相応之者へ預置候処、書面之通流失仕候、尤追而積戻可申旨、其外者水入相成候ニ付早速干場候様申渡候
一、居家水付五尺より六尺位迄　床上迄泥入、耕地一円泥水冠相成申候

同郡
相之島村

村高七百九拾六石五斗七升九合
家数七拾五軒
一、御高札懸場別条無御座候
一、流死人六人　内男壱人　女五人
一、物置類三拾五棟潰半潰相成申候
一、□□居家二軒流失
一、馬一疋斃
一、御普請所百々川迄関枠流失、用水路押埋候場所数ケ所、千曲川除土堤共急破御普請別段奉伺候
一、囲穀之儀郷蔵無御座身元相応之者へ預置候処不残水入相成候旨、早速干場申渡候
一、居家水付四尺より五尺迄、床上迄入、耕地一円泥水冠相成申候

同郡
山王島村

村高四百九拾三石壱斗弐升七合
家数八十六軒
一、御高札掛場並御高札共無別条
一、潰家三軒
一、半潰壱軒
一、千曲川除御普請所少々損候而已、格別之儀無御座候
一、囲穀儀郷蔵無御座身元相応之者へ預置候処いづれも水付ニ無御座無難御座候
一、居家水付五尺位より七尺位迄、水不付家十八軒、耕地一円水冠相成申候
一、物置六十七棟水入ニ相成申候

同郡
小沼村

村高百弐拾八石六斗九升五合
家数弐拾五軒
一、御高札掛場流失　但御高札無別条
一、潰家四軒

一、物置類一村不残水入ニ而潰同様相成申候
一、居家棟際迄水付凡一丈四五尺位
右村々儀一体地窪ニ而　平常聊之水ニも千曲川逆水ニ而水湛候処、此度者去月廿四日地震ニ而用水篠井川岸崩水湛候ニ付、組合村々堰浚普請中ニ而未出来不申候内猶又大水ニ而深水ニ相成候へ共、流家等一向無御座、勿論耕地一円泥冠相成、別出之趣故容易水引ニ相成申間敷候
一、囲穀之儀御蔵入置候処不残水入ニ相成候付早速干揚申渡候

同郡
幸高村
中条村
桜沢村
小布施村
福原新田
飯田村
大島村

右七ケ村之儀ハ耕地ニ寄窪地之水冠相成候得共村内水災無御座候

水内郡
津野村

村高四百五拾五石弐斗三升七合
家数三十軒
一、御高札場別条無御座候
一、流家壱軒
一、土蔵物置類水入大破損相成申候
一、長沼五ケ村組合用留水門御普請所ニ候処、去月廿四日大地震ニ而少々損候上、此度洪水ニ而右水門者勿論其余用水路押埋候ニ付、堰浚御普請之儀組合村々一同奉願候儀御座候
一、囲穀身元宜者へ預置候処不残水入相成候ニ付干揚申渡候
一、居家水付三尺位より四支位迄、床上迄泥入、耕地も一円同様ニ御座候

同郡
中尾村

村高百五拾五石六斗三升七合
家数弐拾七軒

右者去月廿四日地震ニ而居家物置土蔵共皆潰罷成候処、今般出水ニ而耕地へ水付候へ共、村内へハ水入不申居家水災無御座候

同郡
権堂村
栗田村

右村々之儀者水災無御座候

右者御名御領所信州高井郡水内郡村々、当幾日先御届申上置候犀川水上御名領分山中筋山抜崩数日水湛候処、当月十三日暮時前右湛候場所水力を以俄ニ抜崩、数丈之水嵩一旦ニ押出し、川辺村々者勿論民家田畑共水押ニ相成、川除御普請所破損仕、別而高井郡村々之内中島村相之島村山王島村小沼村等流失多分之様子ニ付、早速見分役へ差出候得共、右村々江罷越候途中水湛押掘押切等所々有之、通路出来兼暫見合罷在、少々引水ニ罷成候上廻村見分仕候処、絶言語候次第ニ而夫食雑穀諸道具等多分流失仕、大小百姓前後を失ひ相歎罷在候付、差当り夫食小屋懸等□手当□内より夫々取救仕候。川除土堤之類或用水路関枠等大破之場所、今般御勘定様御普請役中御越ニ付相願御見分之上急破御普請目論見帳御同人様方へ差上申候。且又流死人之儀者見分相糺候処、流死相違無御座、外怪敷儀も不相聞候間、取片付候様申渡仕候。此段御届申上候様在所役人共より申越候。依之申上候。以上

未
四月

御名家来
座間百人

一七七〔越後・信濃大地震御届之写〕。坂城町

信州大地震之次第先御届

当月廿四日　昼夜快晴　暖気ニて極穏成日に御座候処、夜四ツ時頃より大地震ニて、信州中ノ条村（坂城町）私陣屋構塀所々震倒シ、其の外陣屋近辺村々農家手弱の分ハ、下家廻り捻倒シ厳敷震動いたし、暫相立漸々相止み候処、夫より少々ヅヽ間ヲ置、絶えず震動陣屋より北ノ方ニ当リ、雷鳴之如キひゞきこれ有り、夜明ケ迄の内凡そ八十度余の地震、翌朝少々静ニ相成候得ども、今以て震動相止み申さず、支配所水内郡村々の内、潰家怪我人等これ有る由ニ御座候得ども、未だ訴出申さず追々風聞の趣承り候処、（略）且御預り陣屋附同国佐久郡村村の義は前同様大地震致し候得ども、善光寺より八里数も隔り次第ニ分リ候哉、陣屋幷に支配所其の外最寄村々とも纔（わずか）ヅヽの破損等これ有り候得ども、差したる義もこれなく、怪我人亡所等も御座なく候、先ず取敢えず此段御届申し上げ候、以上、

未、三月　　川上金吾助

一七八〔見集録〕

信州村々大地震潰家、幷流失家、御届書之覚、総家数弐千三拾五軒之内

一、潰家幷流失家五百四拾九軒、信州（埴科郡）杭瀬下村　外廿六ケ所

土蔵四拾三ケ所

外　潰

物置百八拾六（ケ所）

但高札場、貯穀、別条御座候、

総家数百廿五軒之内、潰家弐軒、埴科郡杭瀬下村

同四拾弐軒之内、潰家三拾四軒、水内郡中宿村

同九拾弐軒之内、同六軒、埴科郡新田村

同三百壱軒之内、同三軒、同郡下戸倉村

同弐拾軒之内、同五軒、更級郡今里村

同百拾六軒之内、同九拾三軒、水内郡駒沢村

同五拾九軒之内、同五拾八軒、同郡金箱村

同七拾四軒之内、同壱軒、同郡十田村

同五拾壱軒之内、同七軒、同郡荒木村

同九拾弐軒之内、同八拾四軒、同郡黒川（東）町

同六拾三軒之内、同五拾五軒、同郡黒川西組

同四拾九軒之内、同三拾九軒、同郡新井村

同百拾五軒之内、同百拾壱軒、同郡富竹村

同五拾壱軒之内、同四軒、同郡長沼上町

同弐拾六軒之内、同拾四軒、同郡津野村

同八拾壱軒之内、同拾七軒、同郡大地蔵村

同九拾九軒之内、同弐軒、同郡（青）倉村

同百三拾九軒之内、同壱軒、同郡柏尾村

同三拾七軒之内、同六軒、（高井）郡小見村

同百八軒之内、同五軒、同郡平林村

同五拾七軒之内、同壱軒、同郡神戸村

同四拾八軒之内、同壱軒、同郡坪山村

同七拾軒之内、同弐軒、同郡中村

同五拾七軒之内、同壱軒、同郡関沢村

同拾弐軒之内、同流失家弐軒、（高井）郡笹沢村

同拾四軒之内、同壱軒、同郡（三ツ沢）上ノ池原村

右者、追々御届申上候通、信濃国大地震に付、（私）御代官所、同国埴科郡杭瀬下村外廿六ケ村、潰家幷流（失）等有之由訴出候間、手代差遣見分吟味為仕候処、去月廿四日夜四ツ時頃、稀代之大地震にて、銘々居宅立去可申と一同立騒候得共、如何にも強き地震、歩行難相成家別に死人、怪我人（等）夥敷有之次第、其外溜池、提、ゆり崩、湛水致し、又は山崩有之、泥水押出し、書面之家数、一時に潰家、幷流失家等相成候儀にて、右は全天災難（遁）、悲歎罷在候と申立候趣、

相遠無御座候間、早速小屋掛致し、農業に取掛り候様申渡候。尤右之外破損家も夥敷有之、其外死（失）男女百八拾九人、馬弐疋、牛壱疋、其外怪我人御座候、右取調之趣は、牧野大和守殿江御届差出申候、依之此段御届申上候、以上。

信州埴科郡中之条
御代官
川上金吾助
未四月

一七九〔永鑑雑誌〕。更埴市

（略）近辺姨捨山月見堂転び落潰れ、八幡村、塩崎村、元町、長谷村潰れ、長谷寺石垣崩れ、舞台倒れ、本堂庫裡半潰れ、唐楽寺本堂庫裡土蔵門口迄、不残倒るゝ、（略）杭瀬下新田四五軒宛潰れ、死亡五六人づゝあり、向八幡四五軒遺、死亡なし、小舟山村酒蔵瓦屋等潰れ、千本柳村八軒程潰れ、当村東や遺れ、寂蒔村は、いなり山ほど、死亡あり、打沢村同断、小島村、桜堂村変なし、矢代口口潰れ死亡有、たまたま無事成村万有といえ共、家をかたふけ瓦を落とし、石垣をくづせし事少からず（略）

弘化四丁未年四月

埴科郡鋳物帰屋村
宮坂藤兵衛喜昌　記之

一八〇〔鎌原洞山地震記事〕

。上山田村訴、三月

当村字法華寺、田畑之内五十間四面之場所、水冠に相成、出水日に相増候様子に而、只今之分に御座候はゞ、抜落可仕奉存候に付、左右へ小堰相立、急難険仕度奉存候、乍恐此段御聞置可被成下候

（略）

。四月六日、新山村訴（更級郡上山田町）

宇越道山、長五十周程われ目有之、うば塚山、長七十間程われ目有之、不老山、長三百間程山崩に置成、其上続四五十間程も口あき、難場故、見定出来兼候へども、一昨三日晩ゟ四日朝迄、右数ケ所下続沢に、日影沢、寺沢、西山沢、寄合沢、先月中　早魃之処、当四月二日頃より、右沢々出水仕候義は、大地震故哉奉察候、此上如何成可由哉難（封）大小御百姓、当惑仕候

一八一〔有所不為斎雑録〕。篠ノ井塩崎

松平飛弾守知行所、信州更級郡千曲川通塩崎村、国役普請見分、幷仕立為御用、同役高崎兵八一同、彼地に罷在候処、去月廿四夜四ツ時頃より大地震にて、右塩崎村高弐千九百石余之村方にて、総家数（千）六百軒余有之候之処、本家幷土蔵、物置、離家、其外に而潰家拾ひ（立）置候、棟数にて、千四百五十軒之処、六七分通り潰家之趣、地頭役人凡取調申聞候、怪我人之儀は多人数に而、即死六十人程候趣申聞候得共、私共彼地出立迄に、追々潰家之中より掘出候死人も有之候由、尤旅人之儀は、人数早速には相分り兼候趣に御座候、私共旅宿も震潰、漸助命仕候得共、荷物其外共、家之下に相成、翌朝夜明に至り、掘出し候儀に御座候、塩崎村之儀は、出火少々、二三軒焼失のみに御座候、大地震之節は、四方遠近一時に出火致し、土煙一同に相成夜中何十度となく、山鳴震ひ、人声夥敷、岩崩れ候響強く、田畑往来共、幅二三尺より四五寸位迄、竪横に地割、水吹出し、又は泥土等も吹出し、世もめつし候哉と在候様に御座候、右地割之場所、二三尺位段遠に相成、泥砂を吹出し候場所は、匂ひ甚悪敷、硫黄之気有之候哉、九水吹出し候場所は、匂ひ無之候、

一八二〔見集録〕。更埴市

私支配所信濃国水内郡善光寺荒安村並更級郡八幡村当三月廿四日夜亥刻過大地震にて寺領社領堂社居家町在共大破其上出火にて焼失並死

人等の覚。（略）

御朱印地
八幡村
八幡神領

一、如法堂潰
一、別当神宮寺本堂半潰
一、神主松田左膳居家半潰
一、別当神宮寺庫裏半潰
一、神主松田左膳門口長屋物置半潰
一、社僧庫裡壱棟半潰
一、同本堂弐棟庫裏半潰
一、社家居家三軒半潰
一、同土蔵物置五棟潰
一、民家四拾軒潰
一、同拾八軒半潰
一、同土蔵物置四拾六棟潰
一、同五棟半潰
一、同圧死人拾七人　内男九人　女八人
一、同快我人拾八人　内男拾壱人　女七人
以上。

右之通御座候此段御届申上候以上。
五月十日

一八三（越後、信濃大地震御届之写）。稲荷山
丁未年四月朔日御用番山城守戸田様御退出江差出ス
伊賀守領分信州上田去月廿四日亥刻より地震ニて、更科郡之内稲荷山村ハ、人家震潰し右潰家より出火一村荒増焼失仕り、人馬継立出来兼、其の外潰家幷、所人馬死亡等もあり、同廿六日ニ到り候てハ、折々相震申し候旨在所役人ともより申越候、委細の義ハ追々申し上ぐべく候得ども、右稲荷山村ハ宿場の義ニも御座候間、伊賀守在坂中ニ付、此段先ツ御届申し上げ候、以上
四月朔日

松平伊賀守家来　大嶋邦之亟

一八四（更級郡稲荷山村地震留書）
弘化四未年三月廿四日夜四ツ時俄之大地震ニ付、当宿不残潰之上三四ケ所ゟ火燃出、翌廿五日夜九ツ時頃迄不残類焼仕候、三月廿四日上田御注進として長吉同夜七ツ時出立差遣ス（略）
乍恐以口上書奉願上候
一、当宿江御預ケ御座候、御高札場、去廿四日夜大変之砌類焼仕候ニ付、御高札不残取外申置候処、当時差置可申場所無御座候ニ付、私御除地之内字鉦山与相唱申候場所ニ差置申候間、早速御高札場御普請被成下候様奉願上候
一、当宿御伝馬役相勤申候抱馬之もの共怪我幷馬具等焼失仕、殊ニ往還御継立無御座候ニ者、商荷物幷旅人荷物等附送り不仕候ニ付、日日渡世無御座候ニ付飼馬料之手段無御座候ニ付、御手当被下候様ニ奉願上候
一、当宿大変ニ付往還御用御継立当分之内難相成候趣申断候得共、唯今之姿ニ而ハ何ケ月頃与申候見定茂無御座候間、此後三ケ宿　掛合申来候ハヽ如何執計可仕候哉、乍恐此段御下知可被成下候様ニ奉願上候

未四月三日

稲荷山宿
年寄両人
御本陣問屋

御奉行様

乍恐以口上書奉伺候
一、当宿御伝馬役人足廿五人宿方ゟ給金受取私手先ニ而相抱、御継立

御用相勤罷在候所、去月廿四日夜大変之砌右人足三人死失仕候、然ル処跡替り人足相抱申候給金受取申候場所無御座迷惑至極仕候

一、当宿御伝馬役相勤馬士廿五疋（ママ）之処壱疋ニ付給金三両つゝニ御座候所、内給金壱両つゝ相渡残金弐両つゝ分、去月下旬宿方江割付取集相渡可申候処、大変ニ付当時受取可申儀難相成候処、馬士共必至与難渋仕候趣相願申候、此段如何執計可仕候哉乍恐以口上書奉伺候、以上

未四月十三日　稲荷山宿
御本陣・問屋　松木俊司
御奉行様

乍恐以口上書奉歎願候

一、当宿之儀者天正十一年（一五八三）ニ相建、夫〻連綿与当年迄相続仕罷仕候処、天災と八乍申去月廿四夜俄之大変ニ而室方不残押潰、其上所々〻出火燃立不残類焼仕候ニ付、多分之死人御座候に付、銘銘漸々一命ヲ相遂候儀ニ御座候故、家財道具等ハ勿論銘々身上柄ニ応シ不残貯金ニ至迄茂焼失仕驚服仕候

一、当宿御本陣・問屋役之儀万治年中（一六五八～一六六〇）〻、御領主様御代々私方ニ而数年来連綿与相勤罷在候処、私代ニ至此度之大変ニ而御本陣向幷居宅不残貸長屋迄茂押潰類焼仕候、其上ニ母親・妹迄も不慮成死失仕候儀、天命ニ者御座候得共無此上々も不仕合罷成り、然ル処大変之夜宿方之者共立、板申候節、私御除地畑之内仮小屋等相作畑物等多分踏荒申候得共、大変難之砌ニ御座候ニ付年貢等受取申候儀ニも難相成候、猶亦私親類共ハ多ク此度大地震之場所ニ而助力無心申入ニも不相成旁々以当惑至極仕候、是迄ハ　御上様御救米之儀者頂載不仕取凌罷居候得共、追々夫喰等茂手薄ニ罷成此上者日々暮方ニも差支申候ニ付、仮宅普請仕候力も無御座候、私亡父完司代より者追々身上向不如意ニ罷成候ニ付、所持之御高地等茂質地流ニ罷成、当時漸々御除地而已ニ罷成、他借仕候ニも引当之場所無御座候ニ付、旁々以必至与困窮仕候、御時節柄に付乍恐不被為御手当届趣精々御利解御座候ニ付、相成丈御厄介ニ不罷成候様ニ仕度御座候得共、前書奉申上候通始末柄ニ付、恐多も不顧無余義奉歎願候、哀　御慈悲ヲ以宿方相続仕御本陣・問屋役相勤候様ニ被仰付被下置候〻ハヽ、莫太之御仁恵与冥加至極難有仕合ニ奉存候、以上。

稲荷山宿
未四月十三日
御本陣・問屋　松木俊司
御奉行様

（略）

三月廿四日夜四ツ時頃大地震ニ而宿方不残押潰、其上類焼ニ而死人等多分ニ御座候ニ付、以今跡取片付等も難出来罷在候ニ付、往還人馬御継立暫之内難相成候ニ付、領主役場江右之旨相届置候、御継立相成次第早々為御知可申上候間、左様ニ御承引可被下候

一、当宿〻松代宿江相掛川田宿江出、夫〻飯山筋越後江下り候道筋御尋ニ付申上候、松代宿之義も同夜大地震ニ而多分ニ押潰申候由、且亦川田宿之儀当月十三日犀川筋山抜ニ而喰留有之候水一時相破ル、大満水敷ニ付右宿茂如何罷成候哉、千今委細之様子相分不申候、以上

未四月十五日　稲荷山宿
問屋　松木俊司

一八五（弘化四年九月　更級郡稲荷山村震災拝金願）

乍恐以書付奉歎願候

一、当三月大変之地震ニ而相潰れ、其上焼失仕一統必至与難渋罷在候所、御上様〻夫々厚キ蒙　御救、露命ヲ繋且身寄之者共之以助（勢）

ヲ小屋掛仕罷在候所、元八日町之儀者家数四拾弐軒、町幷小間弐百八軒、人別百七拾九人之内災死人七拾八人、其上怪我人多ク罷在候故家財不残焼失仕、漸々助り候者も多分裸ニ而遁出候程之始末、可申上様も無之難渋仕候、然ル所市場之儀ニ御座候得者、作間ニ元商売渡世仕度奉存候得共、衣食住ニ差詰り候程之困窮商売可致手段無之、未小屋掛等も出来兼候者も多分有之候故、御伝馬・諸役等も如何ニ御座候哉与一統途方を失ひ当惑仕罷在候、此儘無商売ニ而者日追而困窮仕住居茂相成兼候哉与、朝暮一統歎息仕罷在候、右ニ就而奉恐入候得共、此上之　御情ニ何卒御拝借金被　仰付被成下度奉願上候、偏ニ以　御憐察ヲ御救被成下候様御聞済御拝借金被　仰付被成下置候ハヽ、永御重恩之忘却不仕、御百姓商売相励み相続仕無相違可奉返上候、幾重ニも御仁恩之程奉仰候、猶情々前文奉歎願候通り極難ニ御座候間、御上向執成被下御聞済被下置候様奉願上候、以上、

弘化四丁未年
九月

組合惣代　彦八　㊞
同　南沢彦次郎　㊞
同　栄蔵　㊞
同　富之丞　㊞
同　轟友四郎　㊞
同　才三郎　㊞
同　伝五右衛門　㊞
同　重蔵　㊞

御役人中様

一八六（屋代記）

（略）稲荷山宿も旅人泊り居り家潰焼失故知れず、其の外宿々村々潰家多く、矢代宿は新町外れニて仲次郎・義作・友吉・与作・和藤治・茂左衛門・嘉右衛門・治三郎、田町ニて弥吉抱屋（広吉住、土蔵造り也）、七兵衛・嶋蔵、山王宮石の鳥居延宝年中（一六七三～一六八〇）建立明九尺、荒神社鳥居明六尺、観音堂土蔵潰れは和藤治・庄吉は二ケ所潰れ、物置潰れは嘉忠治・太市・正平・林吉・九平治・幸助・友右衛門・佐治右衛門・大破の家角兵衛・五兵衛・七郎兵衛・祖右衛門也、長吉・安兵衛の土蔵、物置大破ハ深六・平九郎也・圧死人ハ与作妻・茂左衛門・嘉右衛門嫁女子・仲治郎妻男子一人・嶋蔵妻同人男子・和藤治召仕実蔵・繁右衛門女子（是ハ志川村の姉聟庄右衛門方ニて也）、大破ニて後建替し家ハ七郎兵衛・祖右衛門也、其の外大破小破の家ハ残らず也、少しも手入れこれなき家ハ稀也、怪我人ハ与作・嶋蔵・和蔵治、同人孫源之助也。数日の間時々地震する故、当分の間仮小屋かけ住居す。（往古仁和丁未（一八八七年）地震より九百六十一年目也、宝暦元年（一七五一）の地震より百八十年也）（略）

一八七（更級郡誌）

塩崎稲荷山地方に在りては、潰倒の後火災を起したり。塩崎は家屋点在せるが故に、延焼なかりしも、稲荷山は駅の大部分を焼尽したり。

（略）（表14）。

附　郡中潰倒寺院

一、塩崎村康楽寺、天用寺
一、稲荷山村長雲寺
一、御幣川村宝昌寺、香福寺
一、田之口村真福寺
一、高野村常安寺
一、大岡村天宗寺
一、中牧村清水寺
一、牧野島村普光寺
一、牧田中村興禅寺
一、吉原村光明寺
一、三水村長勝寺
一、山平村村観音寺
一、安庭村真竜寺

表 14　弘化災害表（更級郡分）

被害村名	震災死亡人数	水害死亡者数	震災潰屋数	水害流潰屋数
八幡村	即死十七人 負傷十八人	水害ナシ	四十戸全倒 十八戸半潰	○
稲荷山村	本籍二百八十四人 行旅百八十人 震死六十人	同	大部分潰倒シテ焼失	○
塩崎村		同	千四百棟潰屋処々焼失	○
石川村		水害アリ	八軒潰屋	○
二柳村				
布施五明村				
布施高田村			十戸潰屋	潰屋殆ド流亡
御幣川村				
会村				
横田村				
原村		南原ニテ女一人流死		
今井村				
戸部村				
上布施村				
広田村		男一人流死		
藤牧村				
中氷鉋村				
下氷鉋村		一人流死	潰屋二十戸 潰屋二十二戸	潰屋二十戸流亡 潰屋廿二戸流亡
小森村				
東福寺村				
中沢村				
西寺尾村				
杵淵村		男二人女一人流死	潰屋二十戸	潰屋二十戸流亡
上真島村				
下川合村				
小島田村				
大塚村		女四人流死		
綱嶋村	男女四人震死	西組女二人流死 女一人流死	潰屋三十戸	三十戸流失 悉皆流亡住民移転ス
青木嶋村				
丹波嶋村				
上氷鉋村	男女十三人震死	男女九人流死	潰屋六十戸	二十戸潰屋流亡 百八戸四百棟流亡七十二戸存留七十五戸流亡シ五戸留残
四ツ屋村				
今里村			潰屋五戸一、十六戸	十六戸流失 百軒潰屋
岡田村		男女卅六人流死		

被害村名	震災死亡人数	水害死亡者数	震災潰屋数	水害流潰屋数
小松原村	男女十一人震死	男女七十人流死	十三戸潰倒	三十戸百棟流失
有旅村				
山村山村	入有旅、山中組、桜井孫瀬荒屋古屋合三百餘人		三百五十軒	秋古、粒良田、瀬成村山合四十戸流失
山布施村			二軒潰倒	一軒流亡
安庭村	男女十二人震死			
山平林村	男女八十五人		四十餘戸	
三水今泉村				大半浸水流亡
吉原村				頃巻全部及橋場組浸水流亡
氷熊村				
田ノ口村				平組五戸流亡
赤田村				
高野村				
小田原村				
灰原村			鹿谷二十八戸柳久保十八戸潰内十二戸焼失	橋木、千原、日名、浸水流亡
日名村				
大原村				歌道大原浸水流亡
鹿谷村	男女十九人震死			
竹房村				
下市場村				浸水流亡平組不残
牧野嶋村				不残浸水流亡
牧田中村				大半同上
中牧村				同
南牧村				同
吐唄村				浸水流亡
山和田村				同上
大岡村	流失五十四戸 根越組越中川、代、平、悉皆浸水流亡 和平組長瀬、追崎、下大岡、町田、同上 川口組安賀、川口、同上 宮平組			
参考				
川合新田村				
牛島村				
牧島村				
大豆島村				

一、山布施村延命村、宝蔵寺
一、岡田村玄峯院、観照寺
一、日名村常光寺
一、大原村昌福寺

一八八〔上田領震災届〕

未六月十九日御用番青山下野守様江被差出、

先達而家来之者ゟ先御届申上置候、私在所信州上田領、当三月廿四日夜地震強、其後数十日之間強柔者御座候得共昼夜数十度宛之震動ニ而、城内櫓構・石垣・囲塀・住居内・家来居宅等震潰或者震崩又者傾及破損、在町寺社・百姓家等是又同様ニ而、致出火候村方茂御座候間、焼死・圧死・怪我人等数多、山・川・道・橋破損所多御座候処、其砌松代領ニ而山抜崩犀川筋押埋、追々数十丈之水湛居候処、去月十三日一時ニ押破候ニ付、更科郡村々流家・流死人等有之、水災ニ而猶又破損之箇所共左之通

一、櫓傾　弐箇所
一、住居向破損　数箇所
一、本丸囲塀傾所之損　弐箇所
　此間数五拾八間
一、同石垣孕　壱箇所
一、三之丸構石垣崩　弐箇所
　此間数拾八間
一、同石垣孕　三箇所
一、家来居宅大破　八軒
　此外少破之数拾軒
一、井戸潰　五拾箇所
　但　城内外共
一、同水溜　八拾七箇所
　但　同断

在町分

一、御高札場潰焼失　壱箇所
　但　御高札別条無御座候、
一、潰家　六百六拾三軒
一、半潰家　百三拾六軒
　此外少破之分数百軒
一、流失家　七拾弐軒
一、泥水押入家　四百五拾三軒
一、郷蔵流失　弐棟
　但　先年被　仰出候籾囲蔵
一、土蔵物置潰　六百八拾四軒
一、同半潰　百三拾五軒
　此外少破之分数百軒
一、同流失　弐百五拾九軒
一、社大破　壱箇所
一、寺院潰　四箇所
一、同半遺　壱箇所
　此外少破之分数箇等
一、堂潰　七箇所
一、同半潰　弐箇所
　此外少破之分数箇所
一、同流失　壱箇所
一、用水堰押埋　拾箇所
　此間数弐万四千九百間余
一、用水底堰潰　四箇所
　此間数百三拾五間余
一、川除堤崩　五箇所
　此間数四百弐拾間余
一、橋流失　弐拾弐箇所

一、山崩　　大小数拾箇所
一、往還道崩　　五箇所
　此間数百六拾弐間
此外道筋・土手・堤等幅四五寸ゟ壱丈位、長弐三間ゟ四五拾間位、或者割裂或者震上震下高低ニ相成、又者出水ニ而欠所等数多ニ而難取調御座候、
一、倒木　　数千本
一、圧死・焼死人男女　　百九拾六人
一、流死人男女　　弐拾弐人
一、怪我人男女　　弐百拾五人
一、旅人死失男女　　百弐拾六人
一、斃馬　　三疋
一、田畑高五千拾石余之場所震裂・流失、其外変死等未難取調御座候
右之通、在所家来共ゟ申越候、損毛高之儀者、追而収納之上可申上候得共、此段御届申上候、以上、
　五月廿九日　　御名
右ニ付、御用頼之大御目付深谷遠江守（盛房）様江御届書其侭写別紙相添差出、
別紙左之通
　伊賀守在所信州上田領地震ニ而別紙之通御用番様江御届申上候ニ付、此段申上候、以上、
　　御名家来

一八九（弘化震害田地定代下げ・諸役免除願）。上田市小泉
　乍恐口上書ヲ以奉願候御事
一、町小泉村枝郷横山伊泉池之際ニ、弘化四未年之大震ふりしけ田出（来）幷池外旱損場御座候ニ付奉願候事
　名所山崎池下
一、御高三貫四百五文　　田蒔三斗四升八合蒔しけ田分
右之通り之田地御座候而稲毛出来兼青立ニ相成、実法悪敷、秋作苅取之箱者足はへり苅取ニ至而難儀仕候、且亦春三四月比ニ至り、水者無御座干付共鋤・鍬ヲ以起ニ糞土ト根場土(混)じ而不分、至而難儀仕候、右田地所持之者水除堀水掘抜キ色々いたせ共、(効)能薄く誠ニ手ニ余り如何共いたし方無御座、自然与耕作不情ニ罷成困窮仕候、弘化四年ゟ以来者震田与異名付、右震田ハ他江譲渡茂小茂リ、金付茂引請人者無御座候程之田地ニ御座候、右田地之儀ニ付当村庄右衛門、庄屋役之節奉頼上御奉行様御見分雖有共、是者元よりしけ田なそと言而御取上無之、右田地所持之者御勘弁無御座御奉行様与相歎キ申候、何卒右御田地之儀者定代ヲ御下ケ諸役御免、切起同様ニ被　仰付被下置候様奉頼度心底ニ御座候、乍恐御見分之上頼之通り被　仰付被下置候ハヽ、右之者御救与重々難有仕合与奉存候、以上、
　　名所山崎
一、御高弐貫三百弐拾六文　　田蒔弐斗三升蒔池外旱損場
右之通り旱損場御座候而ニ三年ニ壱度宛々兎角旱付、殊ニ向ふに美野輪山与言小山御座候而実法悪敷取不足仕候、然共御田地少々之事故不奉申上候得共、多年事故別而困窮仕候、殊四月中水引取之節より田作実法申候迄ハ夜中ニ水引取申候、夫ニ而茂旱付御田地手入等茂出来兼至而難儀仕候、池水相懸り候場与御引合御賢察奉頼候、何卒御勘弁以御是（慈）悲定代ヲ御下ケ、諸役御免被成下候様被　仰付被下置候様奉頼度心底ニ御座候、乍恐御見分之上頼之通り被　仰付被下置候ハヽ、重々難有仕合与奉存候、以上
　　右しけ田旱損場所持人別
　　幸吉　㊞
　　六兵衛
○年号欠ク
　　儀平
　　徳右衛門
　　富治　㊞

水五良
安五良
藤太

是　三人ハ残田御座候

忠蔵
同右衛門
権右衛門

御奉行様

一九〇〔信州地震記〕

。上田御領分

一、更級郡稲荷山河原新田、拾三軒無難、其外不残潰焼、四ケ所ヨリ出火

一、死人三百六十人、是ハ町内人員、旅人不相分

一、塩崎村、大凡潰家、篠井村、七十軒潰家

一、死人十二人、一浄土真宗康楽寺潰

一、小県郡塩尻村岩瑞石崩荷物寺凡壱町、同郡下之条、拾軒潰家、同保屋村、弐軒潰

一、御平川町、潰家五十軒、死人四人

一、矢代村、七軒、死人十三人

一、千本柳村、潰家二軒、土蔵二ケ所潰、半潰四軒、死人壱人、善光寺ニテ

一、高井郡、潰寺三十七ケ寺

一、水内郡、同五十八ケ寺

一、安曇更級二郡、同四十八ケ寺

〆百四十三ケ寺、此他曹洞宗大破

一、善光寺ヨリ関川迄、不残潰、同所ヨリ飯山迄、不残淘潰、四月十三日岩倉塞所破レ、川中島満水、越後国迄、田畑家蔵流亡、勝テ難算、前未曽有天変也

一九一〔鎌原洞山地震記事〕

。上田町の井の水皆竭、井に入て見るに、露の如く気立て入たる人、色変じて死す、五六人も死したりと云ふ、水竭たるは近日の事なりと六月廿八日、青木藤五郎云。

一九二〔有所不為斎雑録〕

信州大地震出火

当月廿四日夜亥上刻頃より地震相始り、信州上田町方、表通潰家無之、乍併家はえがみ出来、夫より岩鼻と申所、岩石往来へ転落、脇道へ廻り候半宿、十五軒潰れ、中之条三軒潰、別所温泉留り、湯無之、榊宿（坂城）、戸倉宿、潰家多分有之、矢代三十軒潰、右地さけ、はゞ壱尺、深さ余程、泥砂吹出し候、しのゝ（篠ノ野）井、追分も（脱字アラン）、丹波島不残家潰、稲荷山不残焼失仕、死人凡三万五百人余

（略）

一九三〔上田市史　下〕

地震横死塚

善光寺参詣旅人死亡者の遺骨は、之を集めて善光寺境内山門内の地に葬った。上田海野町土屋仁輔は自ら資を投じて、碑を建て、地震の為めに横死を遂げた人々の冥福を祈らんとて、其事を横町宗叶寺覚賢、真田村白山寺義門とも相談し、房山村橋詰三平、長野町山崎文中等を世話人と頼み、地震横死者追福の為めに、立派な石塔を震死者埋葬の地に建てた。寔に寄特な美挙として、上田の誇の一となすべきである。

此石塔には

正面に　地震横死塚
向て右に　発願主
当国上田住
土屋仁輔徳昆　建之

裏面に　世話方

当所長野町
久五郎
石工　吉左衛門
鳶頭　常八
弘化四年歳次丁未
三月二十四日
向て左に　世話人
当国上田真田村
白山寺義門
同　同　横町
宗叶寺覚賢
当所
山崎文中
当国上田房山村
橋詰三平

（略）

上田町の被害

此地震の時上田辺の様子は、稲垣史料は「此大地震の際は、暫時間海上にて難風に遭った船の如く家が動揺した、驚て戸外に出でんとすれど、強く揺りて立つことが出来ない、漸く圧死を免れんと一思に外に飛び出でしに、凡煙草五六服のむ程の間強く震動した。かくて又家の内に入れば、又々前の如くに揺れしも震動の時間は短かった。何所の家でも皆戸を明け放して、万一の時に逃げ出るに便にした。明七ツ時頃に至るまでに二、三回程揺れた」とある。今次に原町問屋日記に載って居る所を記して、其当時の状況を知る資とする。

（弘化四未年）三月二十四日天気

一、夜四ツ時頃稀なる大地震、両度ゆり候に付町方不残逃出し、町並に庭杯に出居候、其後止切不申引続地震御座候間、伊勢宮に町中参詣致し、夜八ツ時頃年寄中一同申談じ候て、尚又大星神社に参詣候様、且又火の元第一銘々心附可申、其上五人程にて町方見廻り候様、肝煎を以て為触申候。

二十五日暁に至り、続いて揺れ申候。尤間遠に相成候得共相止み不申候。其内所々にて壁破れ庇落ち居家傾き候抔、追々風聞有之安心難成に付、大星に於て御祈祷致度と申談じ、小野式部殿へ申遣し町中参詣候様申付候

同　廿五日　天気

一、朝五ツ時年寄衆紺屋町とも一同、大星に参詣致候、御初穂金百疋持参致候、町中銘々参詣致候

一、御手代中より、地震今以止み不申候に付、町内自身番申付候様御達に付、組合一人宛在分世話役呼候て、右之趣申聞三人づゝ申談じ候て、町内見廻り候様申聞候

一、昼頃風説には、善光寺稲荷山は家潰れ、其侭焼失致候趣に御座候

一、追々風聞承り候所、先以当地は無難にて仕合の事に候、善光寺参詣の者逃戻り咄候は、御堂は無難に候得共山門幷に大勧進屋敷坊中其他町々大半揺り潰し焼失、只今頃は火の手最中に可有之、死人夥敷候由、且又丹波島河水流れ一切留り候て、漸く股位程の水にて越し参り候趣、山中の山押出し留切候由に候

一、稲荷山の義は、十七八軒残り其他は不残揺り遣し、焼失の由に候。是は同所の役人御上の注進に参り候と申噂にて候、其所に潰れ焼失の場処有之候由

一、町方の者小屋掛いたし、引越居候者多分に御座候。土橋辺にては、木屋文三郎の裏に掛け候由、上町にては伊勢宮裏に参候由、其他銘々の裏幷に夜分表にさし掛抔拵へ出で居候

一、町中今夜火を消し、銘々用心致居候様申触候

同　廿六日　天気

一、今日も続て地震有之候

一、兼子安兵衛母善光寺に参詣致、家屋下に相成死去被致候。鎌原村割番林伝右衛門殿実家川中島岡田村に参り居、圧死被致候風聞の処、

怪我のみにて無難帰宅被致候。原町良右衛門善光寺にて、家下に相成候得共、漸く助かり被戻候由に御座候。上小路与市人足に頼まれ、同日善光寺へ参り戻り不申行方不相知多分死去と申事に御座候

一、同　廿七日　地震有之候

一、昨夕海野町肝煎参り、塩尻村出先岩鼻少々崩れ候て、往来止り候由に付、御伺申上候処、今日御普請役様御通行如何哉、坂木宿迄年寄差遣し様子相伺候様被仰付候間、含居候様申来候、且又稲荷山村にて未だ届は無之候へども、夫食に差支候趣に付、白米差送り申度取急の儀に付、白米を町方にて穿鑿いたし、町馬を以て通しに遣申度、尤相対賃銭にて宜く候、宿方御継立差支候はゞ、寄馬願候様被仰聞候に付、白米差当拾五駄程にて宜しく候由、右は郡御奉行三村伝左衛門様より、太郎兵衛殿へ被仰聞助右衛門申談取計候様御頼に付、白米幷馬とも両町出し合差遣度由相談に付、承知の挨拶申遣し候

一、同　廿八日　折々曇

一、此方にて穀屋共呼び、白米有之や相尋候処、持合無之と申候に付、何とか致し穿鑿致候てなりとも差出候様精々申付候て、原町八幡伝十郎、水野重造（両人にて三駄）柳町油屋才治在分喜八都合出来候て申出候。合九駄。

一、今日白米四駄上より、味噌一駄ノ五駄差送り候

一、奥筋より怪我人宿村送にて、追々人数参り候、歩行にて参り候も多く有之、猶又林常青様療治に参り候者も数多く有之候

一、塩田組下之郷、五加、本郷、三ケ村所々家潰れ有之候由

一、上小路与市善光寺より戻不申、弥相果候哉に存じ御伺申上候処、書付差出候様御達に付差上候処御戻し被成、今一応町役人より善光寺に掛合に及び、死体にても有之候はゞ、内分引取様被仰聞候得共此大乱中右体の儀申し候ても、穿鑿可届事とは不存候間此旨申上候

同　廿九日　天気暮合曇

一、地震相止み不申、昼夜共時々有之候。今明け方両度斗余程揺り申候に付、又々町方騒しく有之候

（略）

一、奈良本村（小県郡青木村）小宮と申山抜けいたし申候

一、今日七ツ時又候余程地震有之、一統騒ぎ申候

同　四月朔日

一、今般地震にて家押潰し、即死又は怪我人等多分有之、御奉書の外往来御荷物一切御継立相成兼候へば、牟礼宿より神代宿長沼宿とても、同様の趣申来候。左候へば此筋に御乗込御座候とも、御差支難斗奉存候間、諸家様方へ右之段被仰上可被下候。尤何れの宿も御継立相成兼候義に御座候哉宿々懸合の上其宿一同可申上候。此段宿々御達し申度如斯御座候、以上

未三月二十九日

福島宿問屋　文八
川田宿問屋　又右衛門

松代町より先々
御同役中様

尚々当両宿の義も、今以地震不相止、其上丹波島川上筋山抜にて当廿四日夕より今以て水浸りに相成居候分、追々押出可申哉と心得、家財は勿論家主其外男女とも、山野に出居候族も御座候間是又申上候　早々

同　四月二日

一、地震数日不相止此上如何様の天災可有之哉も難計に付、国家鎮護御領民安穏五穀豊熟の為め、明三日御城下川原に於て、山川祭被仰付候に付町在の者共、幼少の子供たりとも、見物の為め罷越候義不相成候

右之通町方小前末々迄不洩様可申付候

と大石岩右衛門様より御達あり

同　四月三日

一、昼前山の祭、昼後川の祭あり神官四人。右御祭相済候旨被仰渡、

町中に御神酒ニ樽被下置、末々迄不洩様頂載為致商向相休遊び候様被仰渡候

同　四月五日

一、地震相止み不申、時々有之候。今暁五ツ時前両度は余程大揺り致昼過より曇り尚又地震有之候に付、人々安堵不致候。夜四ツ時過より雨降り申候

（略）

同　四月十四日　天気

一、十二日頃より山中に水湛へ候処、土尻と申処抜け水押流し候由

一、十三同大湛への所崩れ、川中島一面に押流し、人幷に家とも夥敷流れ候風聞有之候。追々注進有之全く以て押流し候。南原北原抔にて水流れ深さ五尺程

同　四月十六日　天気夜中雨

一、夜五ツ時過頃物鳴音聞之候得共、何方とも難存候処、今日昼も相聞候由

一、秋和裏に御救小屋出来候て、川中島の者四五十人程参り居候由

同　四月二十日　天気夜雨

一、地震に付所々井水切れ、幷悪水等に相成候趣に付、川堰等へ塵埃捨て不申候様、御家中に懸ち候堰川等別して入念左様の儀無之様、棒杭にても相建見苦敷儀無之様、惣町中に早々可申付候　此段申達候以上

同　四月廿三日

一、地震今に不止折々有之候

口上書

一白米五拾俵

右は奥筋大地震に付、御領分之内変事極難之村々広大之御救被成下難有義付、為冥加有合候　白米右之通献上仕度願出候間、此段奉伺上候以上

未四月廿三日　　問屋　滝沢助右衛門

同　四月十六日

一、地震に付居宅落壁其外破損所有之候居家大数之事

一、同高塀幷板塀潰れ候数之事

一、土蔵物置片庇等潰れ大ひゞ入候数之事

一、地割又は泥沙吹出変地の場処、有之候はゞ間数何間中何寸位何尺程と申義相改可申事

一、倒樹何本有之候や

一、井水切れ候ケ処、幷水底変り前々より多く水出候場処も、有之候はゞ其数も同様之事右は公儀に御届相成候ニ付、間遠無之様早々取調申出候様御達し御座候

口上書

田町　浄念寺

右玄関並座敷南北二間東西九尺の処潰申候

原町　妙光寺

右本堂庫裏高塀共ひゞ入石塔数基倒れ申候

原町　滝沢助右衛門

宮下兵右衛門

塩入喜三郎

宮下宗兵衛

伊藤九右衛門

長谷川武右衛門

松坂屋定兵衛

伊藤源七持家

町田吉五郎持家

半田儀兵衛持家

右井戸一切水出不申候に付手入致候へども出不申候

（以下破損家屋略す）

右地震に付変地損処等御糺に付、相改候処右之通に御座候

未五月　　問屋　滝沢助右衛門

（原町問屋日記、稲垣史料）

此地震の被害は上田は幸に少なかったが、川中島上田領は地震と犀川の水害とに依て、被害甚大なるものがあった。上田藩は幕府より地震の被害を調査して、報告すべきを命ぜられ、五月廿一日に差し出した。（略・〔上田藩震災届〕をみよ）

川中島上田領の被害　稲荷山村は寺院民家の倒壊に次で火災起り、其被害は多かった。此頃善光寺開帳の際であったので、諸国善男善女の参詣人、此宿して居た者の惨死したのが甚多かったと云ふ。けれども犀川暴溢の被害は無かったのである。岡田村は宝暦年中茶臼山崩壊のことあってより、地形の変化を来たし、爾来所々に山崩れがあるように成り、其為めに沢々の砂が、夏季雷雨のある度毎に押し出され、其川筋は追々高くなり、動もすれば附近の人家又は田畑へ、砂を押し込むように成った。故に天保六年には険岨の山畑二百四十余ケ所、其外草野山の内へ植樹して木立の山にする計画を実行し又川々の堤には柳など植えて、暴水の害を防ぐ事に注意したのであるが、此地震で川筋の堤は崩れ、湯沢河の如きは裂口六尺より一丈余に及ぶ所もある程で、此川筋以内の者は住居も出来なく成ったと云われた。加之寺院民家の倒壊も中々多く、随て死人怪我人も少くは無かったのである。然し後日の犀川暴水の時には、字築地の辺に浸水家屋が有ったのみであった。戸部中氷鉋今里の諸村も、潰家半潰其外被害は多かったが、此等の諸村は松代領内の山中で、大きな山抜の為めに犀川が堰き止められ、湛水は日に日に其量高まることを聞いて、何時かは其が暴溢して、大洪水となるべきを案じて、山地に避難する者多く、其食糧供給の事も容易で無かったのであるが、湛水二十日の犀川は四月十三日遂に一時に欵壊して、山の如き水先は犀口近くの彼岸の山崩に激して、松代藩の築いた小松原の堤防を何の気もなく一蹴して南方平野に切れ込み、今里村の如きは、山中より流れ来た大木や大石の為に流失したり又破壊した家屋も多かった。戸部村は全村忝く浸水した。此頃は既に田方植付の季節であったのに、耕地は殆ど全部砂入となるか、新川に変るの状態であり、幸に此事無かりし田地有るも、用水堰が埋まって水の通じない者もある、又中には地形の変動より、灌水不能に至った所もあり、実に悲惨な状態であった。

（岡田村庄屋口上書）

此地震洪水の難に遭い、辛うじて一命を助かり逃げ来りし旅人を救助した者、桝屋武平治は、遭難で困って居る旅人には、無賃で一泊の賄を為し、医師高橋俊岱は、丸薬一千帖を施し、芦田佐久助は草鞋二百足、若松屋音作は笠百箇、此外握飯を施した者などあり、此他金穀を施して藩より賞された者もかった。

上田領分内地震洪水の被害は、上田藩より幕府に差出した取調書、載する所に拠れば、（略・〔上田藩震災届〕参照せよ）

以上の内旅人死亡百二十六人の多数であったのは、大地震廿四日の夜、稲荷山宿旅舎に宿泊して居た者が多かったからである。

此災害に依り、救恤復旧等の資金拝借を、上田藩より幕府に出願した書面は、当時の状況を知る資料となるので左に記す。

私領分信濃国上田去月廿四日夜大地震ニて村々人家震潰死人怪我人等数多御座候処、其節山崩にて犀川筋追々湛居候水、去十三日一時に押出、更級郡村々水押入家流失溺死人も有之、犀川通川除堤を始用水堰筋迄不残押流、田畑石砂泥入罷成、田水呑水に差支難渋仕候、然る処右用水堰等者追々申合普請ニ御座候得共、追々家来之者より申上候通、往昔より申伝も無之大地震、其上意外之水難にて差向品品多分之物入有之、右場所並岡田山砂押之場所、普請難及自力不得止事御普請之儀奉願置、猶又歎願筋抔申上候者、如何にも奉斟酌候得共、此度地震之儀ハ場所ニ寄軽重者有之候得共、城内を始領分一円之痛にて、潰家破損崩所等不少、其上水災にて田畑亡所同様之村村茂有之且又稲荷山村之儀者、地震之節潰家より致出火右村荒増致焼失候処、駅場之儀難捨置早速仮普請等申付、其余巨細之儀者混雑仕未調も出来不仕候得共、差当夫食ハ勿論潰家流失又ハ怪我死亡之者共、夫々手当致し其外道路破損の箇所々々者往獲之差支にも相成

候間、早速仮繕ひ為致置城内破損之場所者難捨置分而已取繕、追々修覆差加候積を以て、如何様にも差操取賄可申旨、家来之者共に申付候処、今般地震水災ニ付臨時入箇之儀者、場広大造之儀如何様とも可仕手段無之由、申越候ニ付猶又取計方をも種々勘弁仕候得共、一体難渋之勝手向に御座候上、去春中江戸屋敷類焼普請物入、当時大阪在勤中入費多く、内実は御役向も漸勤続罷在候次第にて、実以て難行届常惑至極仕候、何共自由ケ間敷恐入候儀ニ御座候得共、可相成儀ニ御座候ハヾ、相当之御金蔵拝借被仰付候様仕度此段奉願候以上、

四月廿八日　　松平伊賀守（日乗）

之に対し幕府は金三千両を貸与した。

同年八月二十二日の夜、四ツ時頃より翌二十三日朝迄、地震十五、六度揺り猶地震止まなかったので夜間火の元充分注意する様、惣町に藩より申達した。

同年九月十八日、昨夜より地震三、四度あった。

同年同月廿日、昨夜九ツ時頃二度、此日は八ツ時頃又地震があった。

一九四（小県郡史余編）

（略）小県郡内にては地震甚しきにはあらざれども、日夜数々大砲の如き音して、度々震動したれば人皆安居すること能わず、庭上に仮屋を設け炊寝すること数日なりき。

今上田町の稲垣日記、及び長久保新町小林日記により、小県郡に感ぜし地震の一端を記さん。（略・（上田市史）をみよ）

同（三月）二十五日、晴、朝一時に三度位づゝ震あり。（上田、長久保）昼に至り一度位宛震う。（長久保）上田追手より松原へ廻る石垣、中程より北の方四五間の場ゆり崩し、松平氏の方石垣はらみ立車坂御番所脇河原境の石垣、高塀ともゆり崩し、其の他被損所あり。家毎に壁のひゞ、建具の立付むづかしき所も見ゆ。上田領中にては塩田組強き方にて、五加・本郷・下之郷辺五七軒程づゝ人家ゆり潰す由の注進あり、小破は夥しかりき。川中島組にては稲荷山・岡田最も甚しき由。（稲垣）此の日朝より北国通岩鼻にては人どめの由、（小林）城下は勿論在中まで鎮守にて祈禱をなし、参詣夥し。昨夜より神社にて鐘・大鼓の音絶えず、昼の内は神社へ参じ居り、自宅にては落付くこと能わず、震動ある毎に各胆をひやす、各々裏畑、町屋にては田圃へ仮屋を設け、夜は勿論、昼も火を消し、小屋に住居す、自宅は主人一人位残りて之を管す、夜に入り震あり、五ツ半頃より小雨降り初め、四ツ半時大雨、明になり雨やむ。（稲垣）

同　二十六日、晴、寅下刻一回震、午刻迄に四回、未中刻、酉中刻、予刻に震あり。（長久保）一時に一度程づゝゆれども追々軽し。（上田）岩鼻並に横吹等所々の岩崩れ落ち、往来する能わず、道下遥か離れて通行す。（稲垣）下之郷より長久保に宛てたる手紙に下之郷十二軒潰れし由の報あり、又長久保宿通行の者を見るに、善光寺より逃れ帰りし者の中に、焼け切れたる蒲団などを着し、縄の帯を結びたるあり、又俵などを纏いしもあり、或は半纏衣ばかりにて帰るもあり、怪我人等は其の数を知らず。（小林）

同　二十七日、晴、未刻一回、申上刻震あり。（長久保）一日に一度づゝゆれども軽震なり。（上田）田沢村温泉一切出でずなり、別所村の温泉も、湯により不出のもあり、湧出のもあり、或は暫止り、折々どっと一度に出で、又止る等のことあり。善光寺にて怪我せしもの「村継ぎ」にて、もっこ体の物に乗せ取ること一向絶間なし、各村にて人足四人程づゝは夫のみに出す。（稲垣）長久保宿此の日神主岩主殿を伊勢神宮に、宿中安全の祈禱のため代参せしむ。（小林）

同　二十八日、少曇、震動は少く、地響は強し、未刻震一回（長久保）震間遠くなる。（上田）上田御家中井水濁るもの多し。（稲垣）

同　二十九日、曇、今暁明六ツ時過三度程大震、其の後度々ゆる。（上田）寅上刻一回、同下刻三回震あり中度強し、卯刻一回強震、家人外に出づ。（長久保）上田領稲荷山村中にて圧死焼死の者二百

五十六人、怪我の者二百人に及ぶ、よりて郡奉行三村伝右衛門、代官船越又右衛門、医師香山文石、布施祐磧分知に出張す。（稲垣）

同　晦日、午前風雨、晴、夕風、朝軽震、後折々揺る、夕七ツ時過大震あり。（上田）寅刻少しづゝ三回震、辰刻より大風、下方より武石、深山辺まで甍降る、申刻一回、酉刻一回、亥刻一回震あり。（長久保）川中島村々の者食物なし、疲労甚しければ、秋和村へ御救小屋を設けて入る、藩主の御朱印は本丸へ移す、物頭諸士亦こゝに泊る。（稲垣）

四月朔日、晴風、軽震なれど折々揺る。（上田）長久保震なし。（小林）一時暁七ツ半時頃西方岩鼻の上の辺にて稲妻より甚しく光ること夥しかりき、此の事これより以前度々ありとの由。（稲垣）長久保宿に善光寺参の怪我人「村送り」駕籠にて通る、此の夜善光寺地震の「読売」の者来る。（小林）

同　二日、霜曇、夕少晴、折々揺れど至て軽し、外にありし者は感ぜざる程なり。（上田）此の頃種子蒔入せしも地震にてゆり込み、土を被りし分は腐れて発芽せざる由注進多し。（稲垣）

同　三日、晴、夕少曇、少しづつ揺れども彌軽し、昨夕折々震あり、稍強かりしを以て尚小屋住居するもの多し。（上田）下街道差支の由にて加州御家中、長久保筋の通行始る。（小林）

同　四日、曇、明方震三回、昼一回何れも些強し、其の余は軽し、上田にても此の日の揺れ方以前に異り、西の方より何れへか突き当り、夫より揺りたるが如き心地す、其度毎に鳴動、遠雷の如く聞こえたり、軽震の折は突当りし後、地を激しく引釣るが如き感あり。

同　五日、曇、夕風、揺方強し。（上田）寅刻震二回、卯中刻一回、辰刻一回、午中刻一回震あり。（長久保）此の日塩田より帰りし人の談話に保野村は表通り皆潰れ、下之郷二十軒、石神四軒潰れし由なり。（小林）

同　六日、暁雨、朝より晴、上田震ること昨日の如し、長久保震なし。

同　七日、晴、上田震至って軽く間遠になる、長久保震なし。最初より地震の数をかぞえし者の話に、三日までに二百六十余度といい、三百度余といえるあり。（稲垣）

同　八日、晴、夕少曇、夜雨、上田震昨日の如し。昼間両三度位となる、長久保震なし。

同　九日、暁より四ツ時頃迄大雨、夫より小雨、上田震昼間一両度少少ゆる、長久保震なし。

同　十日、暁より大風雨、今晩八ツ時過頃より震度々あり、且強し、四日五日の頃の如し、暁八ツ時のと昼八ツ時過きの震尤強し、五六日以来御家中総体深井戸の分水渇、濁水僅に出づるのみとなり、浅井戸は漉水の類ばかりにて難渋甚し。（稲垣）

同　十一日、晴、上田軽震あり、間遠になる、長久保震なし。

同　十二日、晴、上田至って軽震、昼間一両度位なり、長久保震なし。

同　十三日、夕凪、上田今暁八ツ時過頃より明方迄二三度強震あり、後二三度軽震あり。（稲垣）長久保震なし。（小林）塩田組・浦野組・小泉組の内震災にて破家・山抜・出水等あり、田畝押流等多きを以て代官見分に及ぶ。（稲垣）此夕たゝへられたる犀川俄然押切れ川中島一帯湖水となる。

同　十四日、晴、上田極めて軽震にて間遠となる。長久保震なし。此の日幕府より御勘定御普請役出役して上田を通行す。（稲垣）

同　十五日、曇、上田軽震昨の如し、長久保卯中刻小震あり。此の日伊勢代参の神主長久保に帰る。（小林）

同　十六日、曇、夜雨、少しく遠雷あり、夕立の気味なり、上田今暁又震あり強し、昼に至り二三回震あり、至りて軽し。長久保寅刻小震、戌中刻雷少しく鳴る、同下刻頃より大雨あり、此の日上田よりの来信に塩田辺は余程強く、下之郷・本郷・手塚・舞田・保野辺は村々五軒、十軒宛潰れたり、上田は倒家なしと。（小林）

同　十七日、晴、夕雷雨、上田今暁軽震あり。昼間はありとも感ぜざる程なり、洗馬組には豆粒位の甍降る。

同　十八日、晴、上田今暁微震あり、長久保震なし。

同　十九日、晴、上田微震昨日の如し、長久保震なし。
同　二十日、曇、夜雨、上田今暁微震昨日の如し、夕七ツ時強く揺る、長久保震なし。稲荷山村再検使出で、死者百七十余、旅人の死も之に等しく、岡田村死者二十七人、外三村に死者なき由。（稲垣）
同　二十一日、曇、多少晴、上田今暁又震る強し、長久保寅上刻頃震一回、夜九ツ頃震二回あり、浦野組中山崩れの個所あり、是迄水なき所に湧水する所もあり。（稲垣）
同　二十二日、晴、上田夕七ツ時過大震、長久保申中刻強震一回、家人外に逃る。
同　二十三日、晴、上田震昨日の如し、夕七ツ時過ぎ強き方、長久保震なし。
同　二十四日、晴、上田微震あり、長久保震なし。
同　二十五日、曇、昼より夜中雨、上田震昨日の如し、長久保なし。
同　二十六日、晴、上田極めて静穏、長久保震なし。
同　二十七日、晴、上田軽震数々ゆる、長久保震なし、朝夕涼しく曇らざれど靄たちて日色明ならず、日の出入紅の如し。
同　二十八日、晴、上田静穏、長久保震なし。
同　二十九日、晴、夕曇、上田軽震度々ゆる、長久保申下刻一回、少し強し。
五月朔日、雨、上田度々震あり強し、長久保午刻震一回。
同　二日、雨、上田軽震あり、長久保なし。
同　三日、晴、上田震を覚えず、長久保震なし。
同　四日、晴、上田今暁二回程微震あり、長久保なし。
同　五日、晴、上田震を覚えず、長久保なし。
同　六日、曇、少雨、上田暁震一回強くゆる。夜二三回震強し、長久保夜子刻頃微震あり。
同　七日、終日少雨、上田暁強震、長久保夜子刻頃微震あり。
同　八日、曇、夕より夜中雨、上田暁より昼まで二三回震あり、強し、長久保夜子刻頃微震あり。
同　九日、曇、上田揺方軽し、長久保震なし。
同　十日、曇、上田昨日の如し、長久保震なし。
同　十一日、晴、夕曇大雨、上田夜五ツ時過強震あり、長久保夜亥刻、寅刻震あり、何れも強からず。
同　十二日、晴、上田極めて軽震、長久保震なし。
同　十三日、晴、上田震を感ぜず、長久保震なし。
同　十四日、晴、上田震を感ぜず、長久保申下刻震一回強からず、これより長久保暫く震なし。
同　十五日、曇、晩小雨、上田暮合に震あり。
同　十六日、晴、夕雨、上田四ツ時前震あり、強き方。
同　十七日、雨、上田震を覚えず。
同　十八日、晴、上田朝より夜に至るまで四五回震あり、強し。
同　十九日、晴、上田夜震一回。
同　二十日、雨、上田微震一二度あり。
同　二十一日、晴、小雷、明になり小雨、上田夕より夜にかけ十回余強めに震あり。
同　二十二日、晴、上田二三度軽震。
同　二十三日、曇、晴、小雨、上田昨日の如し。
同　二十四日、晴、上田昨日の如し。
同　二十五日、晴、上田震を覚えず。
同　二十六日、小雨、夜大雨、上田夜に入りて震あり強し、長久保子刻震一回、少し強き方。
同　二十七日、雨、上田震を覚えず。
同　二十八日、曇、夕より雨、上田昨日の如し。
同　二十九日、雨、上田夜に入り一二度震あり。
六月朔日、曇、上田昨日の如し。
同　二日、晴、上田昨日の如し。
同　三日、曇、上田昨日の如し。
同　四日、曇、夜小雨、上田朝震一回。

同　五日、晴、上田震を覚えず。
同　六日、晴、上田昨日の如し。
同　七日、晴、上田二三回震あり。
同　八日、晴、上田震を覚えず。
同　九日、晴、上田一二回震あり。
同　十日、晴、上田昨日の如し。
同　十一日、曇、夕雨、上田昨日の如し、これより上田殆震を覚えず。
同　二十五日、上田強震二三度あり、長久保酉上刻震一回少し強し、亥上刻震一回、これより晦日まで震なし。
七月朔日、長久保夜丑上刻震一回。
同　二日、上田震あり。
同　三日、上田震あり。川中島死人のため施餓鬼を行うべき令あり。
同　十二日、上田震あり。
同　十四日、上田夕八ツ時過震あり強し。
同　十五日、上田震あり。
同　十九日、上田震あり、長久保子下刻頃震一回、揺返し強く、家人外に逃る。
同　二十日、上田暁八ツ半時震あり、至って強く且長し。
同　二十九日、長久保酉中刻小震一回。
八月七日、長久保未中刻震一回強し。
同　十八日、長久保夜亥刻震一回。
同　二十二日、長久保戌刻震二回、亥刻震一回頗る強し、（稲垣日記、小林日記、弘化大地震より引続地震記録）

一九五（北佐久郡志）

弘化四年三月二十四日善光寺地方、地大に震い、その余波郡内にも及び、人々家を出でゝ難を避け、家屋の破損せるもの頗る多し。

一九六（越後、信濃大地震御届之写）。松本

私領分信州松本去ル三月廿四日夜四ツ時頃より地震強ク、翌廿五日より差たる義ハこれなく処、折々震動大造ニ相成り候得ども、今以て相止ミ申さず、城内別条なく侍屋鋪其の外、所々在町破損所御座候、遠在の義ハ相分り兼ね申し、委細の義ハ追々申上ぐべく候得ども、先ヅ此段御届申し上げ候、以上。

三月廿七日　　松平丹波守

一九七（隅議叢書）。中信地方

以手紙致啓上候、然者丹波守様御領分信州筑摩郡、安曇郡、去る三月廿四日夜四時頃、地震強、其後折々震有之、破損所等、左之通、

一、城内要害之外、所々屋根損、瓦幷壁落、
一、侍屋舗幷土蔵、所々壁落、
一、城下町潰土蔵　弐ケ所
一、同半潰土蔵　弐ケ所
一、同潰物置　弐ケ所
一、田畑高五百七拾九石余之場所、荒地、
一、地割　八拾九ケ所、
　此間数六千四百四拾五間、
一、道路　百三拾七ケ所、
　此間数三万弐百三拾三間、
一、山崩大小、　千四百七拾七ケ所、
一、山崩、沢水突留湛、　四拾壱ケ所、
一、倒木大小　弐万八千四百八本、
一、落橋　四拾九ケ所、
一、用水路欠落　七拾三ケ所、
　此間数九百間、
一、犀川突留、家居水入、　弐拾八軒
一、在方潰家、　三百九拾六軒

一、同半潰家、　七百六拾壱軒
一、同潰社、　三ケ所
一、同半潰社、　壱ケ所
一、同潰拝殿　四ケ所
一、同潰寺院　三ケ寺
一、同半潰寺院　弐ケ寺
一、同潰堂　八ケ所
一、同半潰堂　弐ケ所
一、同潰土蔵、　六拾九ケ所
一、同半潰土蔵　九拾壱ケ所
一、同潰物置　七拾九ケ所
一、同半潰物置　七拾四ケ所
一、同潰郷蔵　壱ケ所
一、同潰御高札場　弐ケ所
一、同潰口留番所　弐ケ所
一、死人男女　六拾七人
一、怪我人　五人
一、斃馬　三拾四疋

右之通御座候、損毛高之儀は、追々被仰上候旨、今朝御用番阿部伊勢守様へ御届被仰上候、右為御知（各）様宜得御意旨被仰付、如此御座候、以上。

五月十四日

一九八〔むし倉日記〕。松本近辺

今般地震ニ付、筑摩郡安曇郡辺密ニ見廻り穿鑿被仰渡、当三日出立、松本御城下脇浅間村に止宿仕候。当所温泉地震已来例より多く湧出候由、此辺格段之潰家等ハ相みへ不申候。四日出立山辺村へ罷越承り候処、温泉例より減候旨申聞候。夫より松本城下へ罷出候。町家潰家ハ相見へ不申、御城塀横筋ニわれ損候所所々ニ見受申候。御城裏之方ハ塀傾候処も相見へ申候。御城内ハ風説区々ニ面取止候儀不承候。当所より洗馬宿之間ニ出川と申処、往来より三丁程東之方田ノ中ニ此度硫黄之気吹出、穴所々ニ明候而、右へ火を付候へバ燃上り候。風遮り候へバ吹消申候。珍事故近村之者旅人等も打寄見物仕候。右場所ハ硫黄田と兼而唱候得共、是迄右様火を吹出候儀老人も覚不申候由。此処より諏訪御領境百瀬村迄罷出様子承合候処、高島御城下ハ穏之様子ニ付引返し、再松本へ罷出、夫より栗尾山江罷越候。途中田川木曽川梓川穂高川高瀬川等別条無之由。右川々押野村ニ而落合犀川江入候。此節宇留賀村辺迄指上水ニ而松本御役入出張、騒敷様子ニ御座候。右近村上下生坂込路等も同様ニ御座候。夫より栗尾山満願寺ニ止宿仕候。当寺境内凡三里杉桧多立込、境ハ飛騨山と越中国立山へ続候由、住僧申聞候。立山焼候様子哉と相尋候得共、不存旨申聞候。同五日出立、松尾宮城辺へ懸り候。此辺少々潰家も相見へ地割も稀々ニハ相見へ候得共格別之儀も無之候。夫より高瀬川橋舟等無御座漸歩行渉仕候。此川水源越中より出候由、水流等平常体之由。夫より池田町へ出候処、粗潰家も相みへ候得共格段之儀ニも無御座、尤一統仮宅住居仕候。（略）

四月六日　山越嘉膳

一九九〔栗林氏記録〕。大町

。氏ハ大町十人衆ト呼バル、家ニテ、大町組大庄屋ヲ勤メシ人ナリ。

大町組家潰れ、八百九拾軒
　全潰れ、三百四十九軒
　半潰れ、五百四十一軒
　　内
　　拾九軒焼失、
　　三十八軒水入、
寺潰れ三ケ寺、　内壱ケ寺焼失、
堂潰れ九ケ所、　内壱ケ所同、
即死九十七人　同三十六人、善光、稲荷山辺にて、

怪我四百八十人、　　同同所にて、
牛馬弐拾四疋、　　牛八疋、善光寺にて、
当時手当として、潰家には籾四俵宛、半潰れには籾弐俵、其外即今飢餓に迫るものに施せしもの七十五両、家作料として貧困者に施せしもの、若くは無利息にて貸与せしものは、八百四拾弐両弐分、此金総計九百拾七両弐分、籾弐千九百三拾八俵、
右は松本藩主6大町組災害者への御手当也、此外池田組に三百戸の潰れ家あり、松本領にては死人、潰家等のありしは、池田、大町の両組のみなりしと、しかして大町、池田の山中と称する地方のみ、池田、大町には潰れ家なし、大町八日町の其の酒蔵壱ケ、潰れしのみ、其蔵は、元来怪しき蔵にてありしと聞く。

二〇〇〔筑摩郡麻績町村地震被害書留帳（松本御預所）〕

（表紙）「弘化四未年
四月大地震
麻績家居損事書留帳
門　屋
芦沢柳七扣」

（略）
家数〆六拾五軒
内
居宅潰　四軒
大破　七軒
小破　五拾四軒
右者当三月廿四日夜より引続大地震ニ而、書面之通当町村人別之内居宅・土蔵・物置（等）潰、大破・小破ニおよび候分、其外少々宛損事候家数百軒余御座候、依之取調奉書上候所相違無御座候、以上
北国脇往還
信州筑摩郡
麻績町村
弘化四未年
四月
松本御役所
御出役
御手代　春日井藤之丞様
小出三太郎様

問屋　七郎右衛門
同　柳七
百姓代　佐吉
同　銀右衛門
与頭　与五右衛門
同　七左衛門
名主　仁右衛門
同　孫右衛門

四月十一日御見分、同夜、翌十二日両夜瀬戸屋孫右衛門方御泊、
覚
大善院　宮本平右衛門　同市太郎　高畑兵四郎
右四人潰家ニ付、壱人ニ付金壱両宛被下置候、
茂七　元五郎　永蔵　清六　久四郎後家とみ　粂右衛門　松治　栄右衛門　金七
右九人半潰ニ付、壱人ニ付金弐分宛被下置候、
但　五月廿三日御召出ニ付右惣代九右衛門・清六両人差添役人清五郎出役、右之金御下渡ニ相成候、

二〇一〔松本市史　上巻〕

弘化四年丁未三月廿四日夜四ツ時、川中島を中心とせる大地震あり。
（略）
此時松本も可なりの強震にて、連夜戸外に露宿す、土蔵塀のくづれたるありたれど、北信に比し物の数ならず（出川には多少の潰家あり）但し松本領内より善光寺へ参詣しそのまま圧死したる者九十八人あり。

領内としては川手回生坂及小谷溪谷にて潰家流家死者若干あり。此等へは藩より夫々救恤あり。尚潴（ぬま）水中新町方面へ籾六十俵川舟にて差送りたり。又善光寺道者の生還せる者、乞喰同様にて来り過ぐる者多く、其為め安原先きに小屋を掛け、有志の寄附にて三町より役人出張、握飯草鞋及び行先十里に付百文の割にて路用を給し、夕方以後に至れば指宿して無賃宿泊を遂げしめたり。

右地震以後四月迄日夜小震止まず。其後回数漸次遠くなりしも小震尚継続し、或人の記録に依れば翌申年迄毎月二三回の小震あり、翌々酉年（一八四九）の二月迄にて漸く止みたりとあり。尚其に依れば申年（一八四八）九月松本平降雪ありたる事、同月上田領塩尻辺夥しく小蝶の舞出たる事、十月初松本辺蛍飛びし事、冬に至り気候温く、翌酉（一八四九）の春に到り始めて氷結ぶと見ゆ。此等地震関係の有無将来の資料にもと念の為め記し置く。

二〇二（東筑摩郡・松本市・塩尻市誌第二巻歴史下）

（略）松本付近においても種々被害があった。まず城下においては城内の土塀や町家の倒潰があり、生坂村・麻績町等においても若干の被害があった。松本町の状況を庄内組三才村の横内勘兵衛の記録によってみると次のようである。

信濃国大地震見聞誌

爰（ここ）に弘化四年丁未三月二十四日夜、戌の下刻に至り、家内皆寝床へ入り目睡けるに、居宅も倒るゝ斗り震動して、其の響は雷鳴の如く、人々大いに驚き、早々起き出、我が南の庭へ出て見れば、土蔵の庇（ひさし）震り落とし、猶震動止まずして、立ち居る事成りがたく、神仏を祈り燈明を照らし、香を薫き、息災の信心致し居る内に又も天地も顚倒するが如く山々鳴動し、真に胆を潰し魂を失う計り也。予も、村中に変災は如何ならんと見廻りしに、明友一両輩寄合たり。氏神の社へ参詣なし、国家安全を祈願し奉り、四方に人声夥多しく心身を澄しよく聞けば、只念仏の声計り也。暫くも震動止む間はなし、漸々鶏鳴も過ぎ、太陽山端を離るゝに至り、四方を見れば諸鳥は塒を離れ、震り落されし木の枝に足を留る事成らざるにや、地上に蹲踞（そんきょ）し翅を縮めたり。恐敷事言語に絶したり。

松本の鎮守、宮村両社の境内なる石燈等、皆倒れ損したり。博労町大橋上薄川の北土手割れ庇付く、十輪院の庭に北向の石地蔵尊有りしに、倒れもせず丑寅の方へ向くなり、同院の門前左右の茶店、幷商家も多く倒れたり。本町世襴屋の蔵二ケ所、堤屋の蔵、中町綿屋の蔵、桧物屋の蔵各々壱ケ所宛倒れ、其の他記するに遑（いとま）あらず。市中商家倒るゝ事弐拾軒余なり。

「三才村にて神田村分出川町分の中に挟り、和泉道の傍に字ドブと称する地有り。爰に僅かなる田壱枚俄かにぶつぶつとつぶ立ち、火が燃え、温泉が涌き出る抔と風聞あるに依り、人多く集りつぶの立つ処図（略）の如く、土を盛り釜を拵へ、竹か葭にても指し込み呼火を懸ければ火燃えて消えざる也。

神田分字さんだい封山又坊主山の北平に弘法大師の像出現したりとて山の峯より麓迄、見物群集して一円真黒に見へる也。（中略）

押野村上の郷大いに震い、人家三戸、棟数拾弐、ク子木共壱丁計の震い出し、其跡穴となり其外損害多き由。

三月二十五日絶えず震い二十六日、上に同じ、何度と数え難し、二十七日八幡宮（筑摩八幡）に於て、地震鎮めとして殿様の御祈禱ある。御触には夕七ツ時夕飯を喰し、火を消し外へ出て寝る由也。予が家にても土蔵東南に小屋を掛け、住居す。（父与五兵衛五十才勘兵衛二十五才、母わさ四十八才、妻里よう二十才、長女けい二才）要用の書類等は風呂敷に包み、腰に結び付けて寝る。村中小屋を掛けて寝る。町家も町中に小屋を掛、小路の人々は御成縄手通りへ小屋を掛け、家号を掲げ、昼夜も老人小児等は小屋に住居す。殿様を始め御家中方、皆々小屋に御住居の由、二十八日も四度、二十九日未明に大震続けて三度、四月朔日・二日・三日昼九つ時大震い、四

日夜四つ時大震い、五日拾弐度、八日・九日夜三度震い、十日未明より大震い、大風雨大木を吹折り、処々人家を損す。十一日・十二日・十三日昼は震はず夜計り也。十四日夜八つ時大いに三度震い、十五・十六日大雷鳴大風雨、夕七つ時大震い、時候不順大いに寒し。十七日・十八日・十九日・二十日・二十一日毎日壱弐度宛震い、二十二日夕七つ時大に震い、二十六日・二十九日夕六つ時震い雨降る。少し間あり。五月六日は念来寺に於て殿様より金三両御下渡に成り、善光寺で死亡したる人の為、供養御執行被成候。諸人参詣仕る様にと御触有り、九日夜七つ時大に震い、六つ時大々震ひ、十日昼四つ時震い候。古老の人説に、先年七日の間地震せし事有りと語り候と雖、当年のように数日震り、幾等と云ふ数も限り無き地震は、千早振神の御世はいざ知らず、中古以来かかる変事を聞かず、天変地災如何ならんか恐しき年也。所に寄り稲苗震ひ抜き用を成さず、此近村は蒔方遅き故変りなし。苗の余りし者は書上げて配分する様にと御触あり、大概にして筆上ぬ。

（弘化四年丁未三月廿五日より五月十日迄記畢　横内勘片衛　年二十五）

二〇三〔南安曇郡誌第一巻〕

（略）この地震によって大町の霊松寺は倒壊して焼失し、松本においては連夜戸外に露宿し、土蔵、塀のくずれたものもあり、また、川手、生坂等においては、潰家及び死者が若干あったと記録されている。

二〇四〔中土誌〕。北安曇郡小谷村中土

神宮寺に伝わる板の記事によると、弘化四年三月二十四日夜五ツ時大地震がおこり、土蔵の壁は残らず落ち屋根は一メートル程も西に傾き、本堂の壁もひどく痛んで、沢の土手が切れ庫裡も少々痛んだが、隠宅は無事であった。日道村では八軒が残らず抜け崩れ、伝蔵は焼死、ほかにも死者二人があったという。

二〇五〔北安曇誌第一巻自然〕

一八四七年（弘化四）五月八日の善光寺地震は北安曇地方にも強く響き、大町の霊松寺は倒壊して焼けたらしい。震源は長野付近にあったが、北東から南西にのびた方向、すなわちこの部分でのフォッサ・マグナの一般的地質構造に沿って被害が出ている。特に山地での山崩れや水害が多く、犀川流域と土尻川流域には地割れや山崩れが多かった。北安曇付近では死者四十一、負傷者四百八十を出した。全被害は死者一万二千、倒壊家屋三万四千、焼失家屋三千五百というけたはずれのもので、マグニチュード7.4の大地震であった。

二〇六〔南信日日新聞　昭和六年十一～十二月切抜〕。諏訪

「南信地名考(144)～(146)」

(144)弘化四年善光寺大地震記録

（前略）此の時（注・善光寺地震）南信地方は勿論さまでの損害はなかったのであるが、各町村から参詣に出向いて居る者多かりし為に、騒動は却て大なるものがあったといわれて居る、今此記録の中より数条を左に摘録して諏訪の変死者の郷貫人名に及ぼす事にする。

◇

弘化四丁未年三月二十四日夜四ツ時大地震、別て善光寺辺強く、人家倒れ死亡者等之ある風聞に付聞糺し遣はし候

高遠藩足軽　文治記

一、当月二十四日夜、強き地震にて御座候へども、御城内外、御城下共別条御座なく、建具等損じ候程には御座なく候

一、飯田様御領分の義は旅人に承り候所、高遠様御領分同断別条御座なく候

小諸藩足軽　小三郎記

一、御城内外別条之なく、総体様子承り候所、諏訪表位に申し候

（下略）

松本藩足軽　安蔵記

一、御領主様御玄関にて床ぎに御掛り遊ばされ御立退き御座なく候
一、御城内御櫓高塀等壁落ち申候
一、御家中名越湊之助様、野口角兵衛様、板敷天井等落ち申し候、其外壁落ち損し候所も御座候、倒れ家之なく候
一、町家にては中町奥村新三郎土蔵倒れ、伊藤舎人居宅梁鴨居等差口離れ候故小屋住居致し居り候、其外土蔵建家壁損じ多分に御座候
一、御城下並びに近村火災一切御座なく候
一、御家老友成角兵衛門様、外に稲垣市之丞様、近藤八郎兵衛様御同道にて善光寺へ参詣の所、角兵衛門様死去死骸相分らず、外の御方は御便り成され候
一、松代様御家中倒家多分御座候、御領主様桜之馬場へ御立退遊ばされ候に付、今二十九日松本様より御使者参り申し候
一、上田様より、昨二十八日松本様へ御使者参り申し候

(145)
弘化四年善光寺大地震記録

一、松本御城下は日々大目付様御徒目付衆見廻り御座候、夜中宿役日之元改装へ燈灯出し置き申し候、町家の者夜中往還、庭等へ小屋掛住居致し候
一、松本御領分出川上田の中一円に之上り、呼火さし候へば火燃えあがり候　（略）

(146)
善光寺地震に於ける高島領民の死者

弘化四年三月二十四日夜の善光寺大地震にあたり、其夜我諏訪郡より善光寺へ参詣宿泊せし者の内圧死焼死せしものは実に左の人々であった是も今度記者の得た文書中の一通に明記してあるものである。

◇

神戸村	万蔵母
穴山新田	平右衛門女房
南内田村	興惣右衛門母
同	貞右衛門女房
同	同人子
同	常右衛門
同	小次右衛門父
神宮寺村	清内
同	同人女房
安国寺村	忠五郎
同	蔵之助女房
埴原田村	幸左衛門
同	同人子又蔵
同	縫右衛門
同	同人子善次郎
小尾口村	利右衛門
神田村	豊吉姉
同	同人娘
〃二十人、外に	
中村	仲次
同	同人女房
同	子三人
同	源左衛門父
同	同人子
〃五人	

◇

以上の如く諏訪郡及び諏訪領東筑摩郡三千名のうちで死者二十五人を出して居るのに徴しても其被害の甚大なるをき知するに足るべきである。而して此の記録と一紙に左の松本地方の聞き書があるが、是は善

神戸村	猶右衛門
同	惣三郎女房

光寺地震当時の社会相を知悉するに足る貴重資料なるを以て同じく左に抜抄する事にする。

弘化四年大地震に付松本辺聞合書

一、松本城下にて聞き合せ候所、区々にしてしかといたし候義分り兼申し候、併しながら湛へ水いたし候場所の者ども、夫々山々へ引籠り居り今日の食事等にも差支へ候故か、近頃盗賊横行致し通路差支へ申し候、此の間も川舟に米十俵ばかり積み候が下り候者之あり候所、川端に四五人立並び鉄砲を持ち其舟此の岸へ付け申すべし、若し不承知に候はゞ即座に打殺し申すべき様子故詮方なく、其岸へ舟を寄せ候へば大勢集まり、其米を残らず奪ひ取り申し候、其外旅人通りかゝり候ても食物なく、衣類金銀等奪ひ取り候事数々聞き及び申し候、例ひ差かゝり候要事之あり候とも、犀川筋甚だ不要心の趣に御座候、川筋瀬之口村と申す所まで湛へ水逆登り申し候、松本より御役人三頭先日御出張なされ此の辺に取締等成され、尚又湛へ水の様子日々松本へ御注進なされ候（下略）

二〇七（下金子村諸事覚帳）。諏訪市

宝暦六丙子年

諸事覚帳

九月　日　　下金子村

未年三月廿四日、大地しんニ付薬師堂大いたみニ付、薬師様半蔵方江御越遊され候、五月御近習様半蔵方へ四月廿七日御遠馬ニ付、御水上ケ、右水ニて薬ヲ呑せ候処、早速全快相成候、旁々様御役付ニ恐入候

御近習　吉田式部左衛門様
浜　源　蔵様
両角　文右衛門様
江間　彦右衛門様

二〇八（弘化四年善光寺地震に関する記録）。南木曽町

弘化四年己未正月

正月朔日　天気よし、二うてん、三うてん、二日より三日迄山々かすみのやふニけふり也、やまハかすみ申候、四日もうてんくもり申し候

二月　上てんきよし、中雨ふる、下半てり、

三月上半てり、折々風ふく、下折々ふり、廿四日のばん四ツ頃、大ぢしんい（ママ）る、あさまでゝ七ツ程いる、この地しんにて善光寺平家いりころびて、人六万人程死といふ、家ころびて大火事、人やけ死る、えちこ平も家々ころび申し候、たんば島町、いなり山の町いえころびやけ申し候、たんば島川水ほそり人わたれ申し候（と）いふ、此頃松本平雪三寸程ふり申し候

三月十八日　大しもふりて桑大いたみ、此村ハわけていたみ申し候

大じしんハ三月廿四日ばん始まり、五日、六日も折々いり申し候、当年善光寺は御かいてう、三月十日始まり申し候、人大（多）く死る故、御かいてうやまり申し候也

四月朔日　霜ふりてさむく御座候、四日ぢしん一ツいる、五日ぢしん三ツいる、風少々ふく、四月十日大風ふき、木大へんにころび申し候、家めくり木曽内大あれ、麦ふきおり半不作になり申し候、近年大あれなり、善光寺のやけのこ里半死の物（者）、送りかごにて折々通り申し候、たんばじまの川いまだとまり申し候、水一向なくて人わたれ申し候、川上の山くずれ川せがりて、巾三里ニ長さ五六里水たまりて十八ケ村水つき申し候（と）いふ也

四月十三日　たんば島川ぬけ出し、四の二のおゐわけ迄水つき、家なかれ、人多く死ス、善光寺の下々せかりて水たまり申候と聞く、此ぢしんにて飯山の城いりつぶし、三万五千石の大名つきうめになり申し候

松城十万石大名、城半つぶれなり（と）申し候、御領分みなつぶれなり（と）申し候、御領分みな押ながれ、つぶれニなり申し候（と）云（ふ）

廿三日より雲大きニ登り、四日、五日あめふりさむし、ふやうきニ見之申し候、山々かすみかゝりてさむし、北国海道七ケ宿いりつぶし、家人ともニ多く失ひ申し候、又七ケ宿ハ半つぶれニ成り申し候、人馬通行六ツケ敷く、加賀様家中は中仙道御通行也、善光寺より越後迄の内、三十万石程あれ申し候と聞く、九月頃の咄ニ米半作位い取し申し候ト聞く。

二〇九〔高森町史　上巻後編〕。下伊那郡
弘化四年未年
当年三月廿四日大地震ゆり申候、当国善光寺大ゆりニて人馬大きに死ス
（大島山・大洞隆氏所有、繭買目諸作物覚）

二一〇〔伊那谷の災害と凶作〕
（前略）当地方にも相当の強震があったが、飯田附近では大した被害はなかったようであった。

二一一〔越後・信濃大地震御届之写〕。新潟県
私在所越後高田、去三月廿四日亥刻より大地震ニて城内住居、向門、櫓、囲塀破損所夥敷、人馬怪我人これ有り、北陸道往還筋所々欠け崩等御座候旨、在所より申し越し候、委細の義ハ追々申し上ぐべく候得ども、先ず此段御届け申し上げ候、以上、
四月四日　榊原式部大輔

二一二〔有所不為斎雑録〕。新潟県
榊原式部大輔御預り所役人より届
榊原式部大輔御預り所、越後国頚城郡村々、当三月廿四日夜四ツ時頃より地震にて、潰家、死人、怪我人等不少、幷用水掛樋等、大破いたし、山崩に而田畑損地夥敷、苗代土冠と相成候旨、届出申候、右之内信州へ寄候村々甚敷、長沢村は凡潰家六十軒余、死人二百人余、怪我人数十人、大谷村は山崩にて泥水二三丈程も冠り、潰家十五六軒、死人五六十人程、郷蔵一ケ所、土冠にて不相見旨、届出申候、委細之儀は、見分吟味之上、追て可申上候得共、先此段御届申上候、以上、
未四月朔日　榊原式部大輔御預所役人
武藤門吾
御勘定所

御代官小笠原信助より四月朔日届
私御代官所、当分御預り所、越後国頚城郡村々、去月廿四日夜四ツ時頃より地震強く、度々震返し等有之、川浦村陣屋本陣長屋向、柱くけ（じカ）け、壁損所夥敷、同村幷に最寄村々、多分潰家等出来、即死人、怪我等も有之由、遠方村々は未届出候得共、同様之趣相聞候間、委細之儀は、尚追々可申上候得共、先此段御届申上候、以上、
未四月朔日　小笠原信助

二一三〔鎌原洞山地震記事〕。新潟県
拙者領分越後国長岡、去月十四日、信濃川急満水にて常水より壱丈余相増、地窪の田畑、水冠り場、左之通、
一、高壱万百三拾七石　古志郡之内
一、高四千五百四石　三島郡之内
都合高壱万四千六百四十一名
一、堤、樋、橋、其外破損
城内始、家中無別条、人馬怪我無御座候
五月九日　牧野備前守

二一四〔長岡市史〕。新潟県
弘化四年三月二十四日亥の刻、信州地方地大に震ひ、当地に於ても可なりの激動を感じたが損害を与へる程度には達しなかった。翌月朔日

山本帯刀隊草生津河原にて操練の際、急に信濃川の水が四五尺の増加を来し、泥水中に人馬の死屍・家具・材木等夥しく流れ来るを見た。午前十時頃益々増水し、河原一面を浸すに至ったので、止むなく操練を中止したといふ（中略）当地方産の鯰は是迄僅々四五寸を出でざる小物のみなりしが、この洪水後始めて尺以上の大物を産するに至ったと伝へられる。

二一五〔加納氏珍事留〕。富山県高岡市

一、弘化四年末三月廿四日大聖寺様高岡御泊り之処、此夕四ツ時にも候哉地震ニ而、家毎ニみきみきと音致し候ニ付、皆々驚き起出さんと其夫度のみ致居候、依而役人たる者は町廻り仕、家別に呼起し、埋火を消さすは大地震と相成候時は平地へ逃出し可申様触させ夜を明し申候、右四ツ時之地震より今日も明日も日毎に地震にて、凡廿日計も少き地震止むことなし云々、

19 越後頸城郡　弘化四年三月二十九日（一八四七・三・二十九）

地震の規模六・五

頸城地方で潰家・大破並びに死傷あり。当日及び三月二十四日の地震で、高田領の村々で潰家二九三、半潰一〇三四、大破一四八（又は二四八）、死者二百数十人。又城内（異本によると町在）で全潰四四七、破損一六七一、死者五人。直江津と能生の間の日本海沿岸の村々で山崩れあり、家一五〇潰る。松代でも落石があった。

二一六〔鎌原洞山地震記事〕。松代

。三月廿四日夜大地震後、毎日昼夜大小の震動数不知、廿九日明六時大震後、毎日昼夜大小の震動数不知、廿九日明六時大震、尼変（飾）山石崩れ落、其中五間程の石、加賀井村畑中へ落ち、三ツ割、東条東光寺前へも大石落、中町にて潰家有之、晦日暮過、大震有之、

20 信濃北部　嘉永五年十二月十七日（一八五三・一・二十六）

北緯三六・五度　東経一三八・一度　地震の規模五・九

二一七〔日記　御留守居方〕。松代

十二月廿九日　快晴

一、地震先御届左之通御用番松平和泉守様御登城前江繁之丞持参御取次伴矢柄を以差出候処被成御落手候旨同人を以被仰出候付罷帰御用番主水殿江申上

私在所信州松代当十七日午刻過地震強水内郡更級郡之内村々居家物置土蔵潰半潰怪我人茂有之其上山中筋山抜崩或は地裂耕地江砂等押出候場所茂有之候処此節未見分行届不申尤城内幷家中屋敷城下町等別条無御座段在所表より申越候委細之儀は追て申上候得共先此段御届申上候、以上

十二月廿九日　御名

三月十三日（嘉永六年）　同断

一、左之通御用番主水殿より認御出来御下ケ有之

私在所信州松代去子十二月十七日午刻過地震強水内郡更級郡之内村居家物置土蔵潰半潰怪我人茂有之其上山中筋山抜崩或は地裂耕地江砂等押出候場所茂有之尤城内幷家中屋敷城下町等別条無御座段先御届申上置候処山中村々深雪之場所故其砌見分行届不申追々雪解罷成候間見分差出為相糺処山中筋耕地ニ至候而は雪消兼候場所多分有之候上地裂之耕地は水気多く相籠居此上如何可相成哉難見極耕地損高之儀は収納之上申し上候之共村々居家等破損之覚

一、居家潰弐拾三軒
一、同半潰拾五軒
一、同大損九軒
一、物置潰弐拾棟
一、同半潰四棟
一、土蔵潰三棟

一、同半潰壱棟
一、堂潰弐ケ所
一、郷蔵潰弐棟
一、山抜崩大小弐百拾ケ所
一、道形地裂破損延長九百三拾間余（約一・七㎞）
一、宮半潰壱ケ所
一、大小橋落損四拾五ケ所
一、圧死
一、牛馬怪家（ママ）御座無く候
右之通御座候此段御届申上候、以上
三月　真田信濃守
三月十四日　快晴
一、昨日御下ケ御座候地震御届書今朝御用番松平伊賀守様江繁之丞持参御取次片岡六郎左衛門江面会差出候之処被成御落手候旨同人を以被仰出候付罷帰御用番主水殿江申上之

二一八〔大鈴木家文書〕。長野市
一、十二月十七日　昼九つ過強地震、御本堂裏石塔・夜燈大半倒れ、市中軒下屋等所々落し申し候、人死等ナシ

二一九〔信濃・越後地震書留〕。長野市
同年十二月十七日昼時過大地震にて此度は山門より内石燈籠御本堂ゆり石燈籠もゆり倒し候よし、民家軒などもゆり落し候様子土蔵なと壁いたみ

二二〇〔更級郡誌〕
嘉永五年十二月廿七日（注・十七日の誤りか）地震、上五明村にて三戸潰倒

21　相模・小田原　嘉永六年二月二日（一八五三・三・十一）
北緯三五・三度　東経一三九・一度　地震の規模六・九

潰家三三〇〇、うち住家二二〇〇、死者七十九人、出火なし。小田原で被害大きく、天守の瓦・壁落ち、ところどころ大破。江戸で強く感じ、岡崎・飛騨・上伊那郡で有感。

◇

二二一〔真田家文書〕。松代
嘉永六丑年　正月ヨリ六月マデ　日記
二月二日　快晴　四時過強震有之江戸表ニ而ハ近来ニ而之大地震也
二月三日　快晴　夕七時頃地震有之

二二二〔信濃越後地震書留〕。長野市
同年（嘉永六年）二月二日　此辺大ゆり朝四ツ時より九ツ時前後町々皆内より逃出し候程なり
二月朔日　相州小田原宿地震大ゆり御城破損多く出来東海道筋右近辺宿々近在共都て破損場出来就右西国筋中国諸大名様御参勤御交代三月中より追々中仙道筋御通行に相成候芸州様薩州様其外諸家御大名様御通行に相成候

二二三〔大黒屋日記抄三〕。馬籠
二日　天キ少曇リ　四ツ時大地震（尤もこれはそれほどでもなかりしよう也）

二二四〔上田市史　下〕
嘉永六年二月二日、天気好く昼四ツ時頃強震二回八ツ時又地震あり、其後夜に入るまで微震止む時なし。

表 15 (1) 安政東海地震（1854 年）における長野県下の被害

地　名	被　害
馬　籠	土蔵・酒蔵等の壁いたむ（妻籠も同様）
飯　田	破損家 589、死者 2（？）。町、在潰家あり、櫓破損（別記録）
大島山	土蔵壁みな落ち、五重塔倒れ損じ、石燈籠・石塔倒れる
赤穂村	町家の土蔵落ちる。
伊那郡	地割、水の噴出、山崩れ、破損あり。
高　遠	城内住居破損数カ所、櫓傾き、壁・門・侍屋敷・長屋等破損多数

表 15 (2)

		家屋			寺社		死傷	焼失家	道路損（間）	土手亀裂・損（間）	家内地割（間）	備考
		潰	半潰・大破	破損	潰	半潰大破						
※高島領	城内外（侍屋敷）	9	7　26									城の塀・壁・石垣・建物等の損じ多数
	小川村：両村	18	数知れず									
	文出村	2	4	多	1（1）							
	下金子村	7（8）	12　数知れず（19）									カッコ内は諸事覚帳（下金子村）による。
	中金子村	1	4	多								
	上金子村	1	4	多						約 54		
※高島領	田部村	3	20	多								
	福島村	5	30余						約 15		約 120	
	飯島村	6	21									
	赤沼村	9（9）	10（10）　20余（16）	（13）						約 33		カッコ内は長野県史近世史料編による。
	友之町、赤砂村	6	7　多								所々	
	計	67	89		1				約 15	約 87	約 120	
松本領	城下町	52	76				5	91				城の石垣・塀崩れ、門・櫓損じ、他に破損多し。
	麻績村	4	7	54								
	計	56	76　7	54			5	91				
上田領	岩田田	約 7	多									
	小諸			少々								
	下之郷村	5～6			1							城の石垣崩れ（8 間 2 尺）1 ケ所、神社半潰 1、同
	保野村	約 10										大破 1、寺院大破 2、百姓家潰 10、半潰 3、大破
	五加村	約 13										23、物置潰 4、半潰 1（小県郡誌）
	手塚村	4～5										
	計	約 33			1							

※「南信地名考」による

表 15 (3)

		住家		非住家		死傷	塀倒（間）	山崩（カ所）	道路損（間）	橋落損（カ所）	用水堤崩（間）	備考
		潰	半潰大破	潰	半潰大破							
松代領	城下町	132	316	173	307	5　18	210余	35	523 余	19	205 余	城の塀倒壊 156 間余
	在方	20	260	19	148	11						
	計	152	576	192	455	5　29	210余	35	523 余	19	205 余	

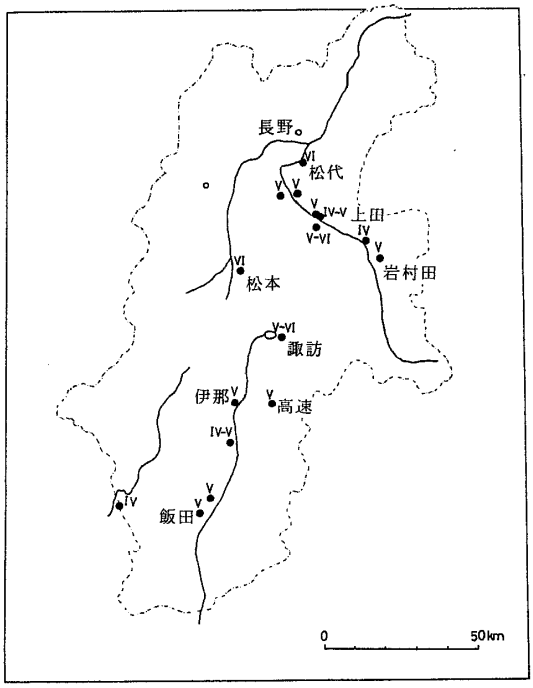


図14　安政東海地震（1854年）における長野県内の推定震度分布

二二五〔南信日日新聞　昭和六年十一月切抜〕。諏訪「南信地名考(147)」

孝明天皇の嘉永六年二月二日大地震があった。此の時は相模伊豆、駿河（静岡）三河遠江の諸国が被害甚しく殊に小田原地方が震源地といわれ、城櫓城門等大破し、士民の屋舎多く倒潰し、箱根山中崩れて往還を絶つ事数日にわたったが我諏訪地方はさまでの被害はなかった。

二二六〔大沼氏記録〕。駒ケ根市赤穂

嘉永六癸丑年二月二日　天気、四ツ頃再度地震

二二七〔赤須上穂・舊記録抄〕（右と同内容に付省略）

22安政東海地震　安政元（嘉永七）年十一月四日（一八五四・十二・二三）

北緯三四・一度　東経一三七・八度　地震の規模八・四

震源地は遠州灘沖。震害は沼津から天竜川河口までの沿岸地帯が最もひどかった。全体で倒壊流失家屋約八、三〇〇戸、焼失家屋六〇〇戸、圧死者三〇〇人余、流死者三〇〇人余という。

県下では諏訪・松本・松代で潰家多く、飯田でも多くの破損家屋があり、県外で起きた過去の地震中もっとも影響が大きかった。

各地の被害は表15(1)～(3)のとおり。このほか恵那山大抜け、蓼科山で大石崩れ、甲州八ツ岳（山梨県境付近か）で岩崩れ、松代でも多くの山崩れが発生、上越道村（現信州新町）では抜覆（地すべりか）のため七間二尺×四間半の家屋が押潰された。表15(3)の松代領在方の被害は、千曲川沿いの上五明・力石・中之条の村々と上越道村に記録があるのみで、詳細は不明。宝永地震で潰家があった南北安曇地方には被害記録がみられない。推定震度分布は図4のとおり。

余震は翌年四月ころになってやんだという。

二二八〔諸事覚帳〕。諏訪市中州下金子

嘉永七甲寅年

十一月四日朝四ツ時少々前大地震ニ付、村中潰家幷大破の扣

左ノ内薬師堂ハのけ、三月壱俵ツヽ御借用致シ候、壱斗ツヽ四ケ年ニ御返済致し候

作松　伊兵衛　善吉

文助　　新右衛門　　新七
薬師堂　　〆七軒
跡潰家同前　高次　　金蔵
〆九軒書上成され候
浅右衛門　木曽八　　吉次郎
半兵衛　　市之丞　　嘉蔵
丈右衛門　増　蔵　　孫右衛門
音吉　　政之亟　　吉左衛門
民之亟　　嘉源次　　辰右衛門
助蔵　　清右衛門　　政次郎
政左衛門
跡不残村内少々ツヽ痛候ハ壱軒も不残候

〆拾九軒　大損し御座候間、御上様より三月御蔵ニ而弐斗ヅヽ御情米御借用致し候て、来る春より壱斗ヅヽ弐ケ年に御返済可申候
嘉永七甲寅年　十一月四日
名主　原　次助
同断　後町半助
年寄　源左衛門
同断　繁蔵
当惣代　記右衛門
同断　新兵衛

村薬師堂御年賦願之扣
乍恐奉願上口上書無御事
当村之儀、従来以御重情御百姓相続、有難き仕合ニ存じ奉り候、然ル処去る子年宮川筋大満水仕り候節、薬師免切口先ニて多分ニ荒所ニ相成り、其節願上げ奉り、思召ヲ以て御年賦頂載仕り候得共、多分之荒所故、今以て普請出来兼罷り居り候処、又候昨寅年大地震ニて、諸々震荒候内当村之儀ハ、平地之場所故か震方強ク御座候て、所々震潰し、或ハ震割候場所もこれ有り、右薬師免之儀ハ三之丸御堀跡故、格別之震方ニて、地処震別れ吐砂（どしゃ）吹出し、又ハ震込候所々これ有り、夥敷地村ニ相成り、其上御堂震潰し、格外之荒所ニ相成り、早速御願も仕るべくと存じ候得共、其節御年賦中ニ御座候故、願上げ奉らず罷り在り候処、当卯御年賦明けニ相成り候ニ付、恐れ入奉り候得共、何卒思召ヲ以て、右御年賦地へ差し加え、別紙横帳面之通り、御見分之上御年賦下し置かれ度候様、願上げ奉り候、且又薬師之義ハ、御先代様御奉納之品もこれ有り候得バ、何分捨置き難く御座候得共、村家居の分潰家ハ勿論、其の外潰同様の仕合ニ御座候得バ、必至と難渋仕り候、何卒此上の御慈悲ヲ以て右願の通り仰付られ下し置かれ候ハヾ、御堂再建仕り村一統幾重ニも、有難き仕合ニ存じ奉り候、以上
安政二乙卯年十月　　下金子村
年寄　繁　蔵
同断　源左衛門
名主　原　治助
同断　後町平助
御郡
御奉行所様
（後略）

二二九（地震ニ付村定検約帳）。諏訪市中州赤沼
嘉永七甲寅年
地震ニ付村定検約帳
十一月廿一日　　赤沼村
一、当十一月四日四ツ時大地震ニ付、村内大破に及び潰家九軒、七歩（分）潰拾六軒〆て弐拾五軒、残り二拾三軒跡々損い候得共、大破にこれなき分、尚当村の義は衰村の上、右様のさいなんニ合、必至ニ行き詰り行立ち難きニ付、一統相談の上左の通り倹約取極メ候上

ハ、堅く相守り申すべく候、若心得違の者これ有るに於ては、左の通り過料夫々ニ□□申すべき事、御公儀様御□□□条々堅く相守り申すべき事
（略）

二三〇〔諏訪史料叢書　十七〕。諏訪市
嘉永七甲寅年
（略）
十一月四日昼四つ時大地震いたし、所々大荒御城内を始め、島崎御家中方々様所々潰し家これ有り候、其の外小川文出下、金子田部中、金子福しま（島）、赤沼、飯島別て中筋辺ハ潰レ家数々これ有り候、然レどもけが人は壱人も御座なく候、十二月末に到り候得どもゆり止まず、春に至り候ても折々少々づゝゆり申し候、其の他御近郡松本・飯田・甲府様ハ大ゆりの趣、扨又東海道筋ハ十三宿皆潰レ、其の上つなみ人家ともニ押流シ候趣、其の外諸国上方（かみがた）辺迄もゆり候趣、前代（未）聞の事故、あらまし記し置者也

二三一〔嘉永七年十一月　赤沼村地震被害届〕
嘉永七甲寅年
大地震ニ付大破書上帳控
十一月　赤沼村
政右衛門家前土手八間程之内、用水江押出し水留り難渋仕候、太子講田前より石尊田前迄廿五間程之内、河並ニ土手ゆり込、用水留り誠ニ難渋仕候
右之外、所々土手損し難渋仕候
（名前略）〆九軒
右之者共家つふれ、鍋釜幷家財之物不残損し誠ニ難渋仕候
（名前略）〆十軒
右之者共壁土不残落、戸障子砕柱軒大破ニ御座候間、修覆ニ不相成候、つふれ候も同様ニ而難渋仕候
（名前略）〆十六軒
右之者共戸障子損し、壁土所々落、家よろび難渋仕候
（名前略）〆十三軒
右之者共所々損し候得共、大破ニ者無御座候
一、人馬怪我無御座候
右之通リニ御座候、以上
嘉永七甲寅年十一月
赤沼村
年寄　清右衛門
同断　喜右衛門
名主　伝兵衛
御代官所様

二三二〔信陽新聞　昭和三年三月十三日切抜〕。諏訪市
花岡篤成（七）
篤成が息元之をして筆録せしめたる日記は、諏訪郡内の事は勿論、幕末の事変細大漏らすなく頗る珍重すべきものなるが、今多く散逸せるは惜むべし、嘉永七年の条に曰（いわ）く、
十一月四日昼辰の下刻大地震、御城内長手土手五分程も割れ、大手門前塀蓮池の方へ倒れ、大手門大損じ、三之丸御殿大損じ、外に常盈倉御蔵（じょうえいそうおくら）シハシ一尺程もつき出し、二之御門三之御門大損じ、御作事稽古所大損じ、御馬屋半分損じ、御本丸御雑事氷餅部屋御損じ、西南御櫓少々そんじ、其外御家中志賀七右衛門殿牛山金兵衛殿右大そんじ、三之丸御門長屋、御櫓脇大杉裏に御長屋これ有、右之所の村岡善右衛門と申す人大そんじ、鵜飼林蔵殿は無難、有賀源兵衛殿、塩原彦十殿、松田元之助殿、志賀喜惣兵衛殿、岡部生駒殿、石井政之亟殿右之屋敷大潰れ、矢島浪恵之助殿、山中三郎兵衛殿、大熊善兵衛殿、渡辺次左衛門殿、三輪十郎左衛門殿、菊地八郎殿、菅

沼織右衛門殿、矢島六左衛門殿、沢市左衛門殿、前田彦右衛門殿、工藤二助殿、勅使河原器助殿、安間五左衛門殿右之屋敷半分大損じ。右の訳にて江戸表へ御飛脚の儀、先づ享保年中これ有候例を以て、小喜多惣蔵殿同じく五日に出立仕り候、（後略）

二三三〔南信日日新聞　昭和六年十一～十二月切抜〕

「南信地名考(147)」

（前略）併し次の嘉永七日十一月四日には大地震が起って其惨状は目もあてられぬものがあった。右に関する書留は二種類あって大同小異のものであるが、彼是参照抜萃する事にする。

――――◇――――

嘉永七甲寅年十一月四日五ツ半時大地震にて希大の珍事高島御城内破損の覚え

一、御本丸玄関前大腰掛潰れ
一、冠木番所大破
一、武者溜り土塀損す
一、樹方門御櫓大いがみ壁破損
一、富士見櫓同断、両隅開く
一、槇御座敷御雪穏大破
一、御納戸御土蔵壁損す
一、御玄関左右壁大破
一、段々下り続渡り屋根並びに板□損す
一、丙馬場御土蔵壁損す、とびらさや同断
一、御用部屋御土蔵かべ損す
一、中間部屋いがみ片側損す
一、中之口都て大破いがみ
一、御台所大破大いがみ
一、同所渡り屋根落つ
一、八條之間屋根大破並びに所々損す
一、御休息所入口並びに御座敷内かべ損す
一、同所入口塀大いがみ
一、雑事梁落ち大破大いがみ半潰れ
一、氷餅釜屋並びに味噌部屋右同断
一、同所続かべ大破
一、御休息所御土蔵後側大破
一、大戸御多門かべ損じ、同所番所小破、同所高土塀十間程つぶれ
同社薪置場後通り損す
一、御厩大破大いがみ片側潰れ
一、御煙硝土蔵前片側開き、ひさしつぶれ、とびら損じ並びにかべ大破
一、角御櫓大いがみかべ損す
一、土蔵かべ所々損す
一、御兵具方御土蔵三ケ所かべそんじ、ならびに窓上開く
一、御作事屋御物置潰れ
一、御舟蔵入口、板塀四間潰れ
一、稽古所所々損じ、同所ひさし大破損
一、御座之間ひさし大破損、其外壁大破
一、弓術場渡り屋根損ず
一、楽鼓寮ひさし並びに雪隠大破損
一、御天守東の方壁落つ
一、二重目西の方壁大破損同所東の方壁損す
一、天狗三重惣体壁損す
一、二之御門台いがみ
一、三之丸御物置大損並びに続板壁九尺潰れ
一、当盈倉一個所川之方へ一尺程揺り出し同所一個所屋根の方開き
同所より銀茶屋まで土塀十八間つぶれ
一、御勘定所御土蔵壁落ち、ひさし潰れ
一、御作事十一番御物置いがみ

一、御勘定所所々損じ東の方大破
一、御作事七番八番まで御物置大破同所ひさし潰れ

「南信地名考(148)」
嘉永七年十一月諏訪大地震（二）

一、三之丸御殿御台所大破、同所御茶屋つづきの方塀大いがみ、同所御兵具方御物置、御多門半つぶれ、同所龍虎口つゞき塀大いがみ
一、和田倉御損じ壁落大破、同所つゞき多門一番より三番までつぶれ但し内方石垣崩る
一、三之丸御茅門並に左右の塀御雪隠つぶれ、同所表御門いがみ並に続塀損じ、同所御玄関大破、同所中之口脱塀、間つぶれ同所中之口二ケ所大破並に塀四間つぶる
一、三之丸御殿御座□向ふ総体大破、右の内つぶれ候個所もこれ有候、向所腰掛並に雪隠損じ、四番御物置損す
一、三之丸御門台いがみ大破続塀二間つぶる
一、三之丸御門番所角並びに塀大いたみ
一、大手御門台大破、同所枡形塀十二間潰れ、同所御門番所後塀五間潰れ、同所御門つゞき高塀折廻し十間つぶれ所々損ず
一、内海櫓壁下見大損、右之外所々壁損じ等多分有之候
一、御城内外御家中屋敷潰れ、半潰れ、大破之分
（名前略）
合計四十二軒内震潰れ九軒、半潰七軒以上の如く高島城及び城内外藩士住宅の被害大であったが、町方は総体地盤の堅かった為、別条はなかった。但小和田村下通りが少々損じ、彦兵衛堰川東土手の内三十間許りのゆり込みがあったのみであった。而して此の時被害の尤も甚だしかったは、地殻の薄い中筋辺で起ったのである。

「南信地名考(149)」
嘉永七年十一月諏訪大地震（三）

一、赤沼村、潰家九軒、半潰家十軒、其外大いたみの家二十軒余、車川土手の内二ケ所にて土手ゆり込み三十三間程
一、飯島村、潰れ家六軒、半つぶれ家二十一軒
一、福島村、つぶれ家五軒其外大いたみの家三十軒余、通行道のゆり込十五軒程、村中家居の内ゆりわれ、巾一尺程長さ百二十間程
一、下金子村、つぶれ家七軒、半つぶれ家四軒、其外損じ家多分
一、文出村、つぶれ家二軒、半つぶれ家四軒、其外損じ家多分
一、小川村、両村にてつぶれ家十八軒、其外大損じの分数知れず
一、田部村、つぶれ家三軒、半つぶれ家二十軒、其外損じ家多分
一、中金子村、つぶれ家一軒、半つぶれ家四軒、其外損じ家多分
一、上金子村、つぶれ家一軒、半つぶれ家四軒外損じ家多分、赤田土手の内五ケ所にて、土手損じ五十四間程、右にゆりわれゆり込み
一、宮田渡、今般格別の義なし
一、真志野、有賀、小坂、花岡、山方村の分少しゆれ候えども別条なし
一、神宮寺町、右同断
一、上宮御社内少しも別条なし、誠に御神徳の有難き事なり、総じて諏訪郡の分一宮大明神様御かげ故、格別の義之なきなり
一、桑原、神戸、上原、茅野、金沢、それより境筋辺、中山浦、北山浦共別条なし
一、下方大和、高木、下諏訪、それより下筋まで別条なし、去りながら友之町の内赤砂村（土波止新田）にては、つぶれ家六軒、半つぶれ家六軒、半つぶれ家七軒、屋敷地の内所々ゆりわれ、其外大損じ多分
一、同月五日夕方地震、余ほどゆり申し候、これによりて桑原町にては五、六軒は表へ小屋の如く屏風しつらへ、一夜表にて夜をあかし申し候、清水町辺にては十軒ばかりも表へ小屋をかけ、五、六夜も表に伏せり申し候、中筋、神宮寺辺にては十五、六日も表へ仮屋を建て、野陣を張り申し候村々多分これあり候、旦又神宮寺山より金

沢山辺へかけて山鳴り候義数日にて、地震も度々ゆり申し候、且つ又当郡にては怪我一人も之なく、尤もつぶれ家百二、三十軒ありといえども其他は格別の損じこれなし、但し蓼科山ほゞ石山土より崩れおち大変の事に候

――――◇――――

以上が嘉永七年十二月四日、南信地方大地震の記録の概要であるが、其被害の予想外に僅少なりしを諏訪大明神の神威に帰し、大祝家の奉納祈禱に信頼する等の純朴なる記述は見のがすべからざるものであろう。

「南信地名考(150)」

嘉永七年十一月四日松本地方其他震災

此の風聞録は嘉永七年十一月四日五ツ半時諏訪大地震記の附録であって、諏訪人の書いたものである。即ち其前書に「同日同刻松本之分」としてある。

――――◇――――

一、松本中町大地震にて潰家数知れずの所、出火に相成り焼失の家百三十軒ばかり、つぶれ家の分町々に多分これ有り、凡百軒余と申す事に候、火事に付即死三人、其外怪我人数知れず大変の義いうばかりなし、然るに御上様より御慈悲を以て焼失の者共へ金子百両、米二百俵、炭千俵下し置かれ候、但し一軒前金三分程、米七斗、炭七俵づゝの割合に相成申し候由、右に付火之用心きびしく仰せられ、毎月表へ小屋をかけ、炭火にて煮焼いたし候由、其外日夜同心衆相廻り盗賊等の用心まできびしく相成り候由、然るに同月九日の夜博労町中程より出火にて四十軒余焼失いたし候由

一、筑摩郡之内塩尻辺より木曽路へかけて格別の義これなき由、当月十六日晩下西条村西福寺焼失いたし候由

一、安曇郡之内西在池田大町其外小足辺格別の義これなし

一、山辺村入岡田、苅屋原、曽田、青柳、麻続其外在方の分も格別の義なし

一、高遠御城下其外在方格別の義なし、上伊那郡の分も格別のいたみも之なく、中伊那の内飯島宿より下方損じ多分これあり

一、飯田町、大変の地震にてつぶれ家三軒即死三人、其外家蔵の損じ方殊の外大変に候、凡土蔵のいがみ或は壁落ち、其外大いたみの所数知れず、夫より下方小川通りは往還へ大石中石まろび落ち、誠に通行出来難きよし、且又飯田町方の分格別の損じにて、家土蔵等は残らず土落ち、屋根にては一尺五、六寸又は二尺ばかりもいがみ、繕いには成りがたく、何れ建替ならでは住居出来がたく候由、まづ信州の分あらましの書付なり

――――◇――――

とあって、此の時の地震は、畿内及び東海、東山、南海、西海、山陽、山陰諸道に及び、其無事なりしは東北地方のみであった。而して此月二十七日皇居炎上、異国船渡来と共に此の災異とによりて改元を行わせられ、十二月五日嘉永七年を以て安政元年と成したのである。

二三四〔近藤茂左衛門の返書書抜〕。松本

此度の地震ニ付、近藤茂左衛門へ尋ね遣し候処、返事到来の書抜

松本町大地震荒増申し上候

右ハ四日朝五ツ時頃欤、大震ニ付同刻老父、妻等下屋敷へ立退かせ、直ニ火事将(装)束ニて第一番ニ飛出し、月番の儀別て難義仕り候、中町新小路入口の二軒目利七と申すもの宅潰れ出火、右ハ大輪伝右衛門隣ニて、同人ハ何と申す間も無く類焼、私同姓六右衛門ト申すものも即時火移り、奥村新三郎同断、倉科七郎左衛門ハ別条無し

焼失家数、本屋借屋合九十壱軒

潰家本屋　借屋合四十壱軒

半潰家同断　七十六軒

右災難のもの共へ、即日当座御手当として、領主より下し置かれ候、左の通

（中略）
其他地震ニて損し所相改候内
土蔵損し九十ケ所　同庇落六十三ケ所
同庇潰十二ケ所　同半潰二十八ケ所
酒造蔵潰三ケ所　寺御堂半潰三ケ所
山門損分壱ケ所　同庇半落弐ケ所
経堂潰壱ケ所　神明社壱ケ所
祈鋳所損三ケ所　居宅損三十一ケ所
向庇落十三所　二階落七ケ所
梁落五軒
家中屋敷損し三拾六軒　物置潰六ケ所
右の通りニ候えども、土蔵損じ杯銘々数ケ所ニて、改め行き届かず候
死人三人　外大小怪我も有り
然ル処同九日夜、博労町中程より出火、本家、借家合九十壱軒焼失、是へも御手当金下され候、先々私宅ハ別条御座なく候、大慶仕り候
同御家中能勢篤蔵よりも、文通御座候処、荒増同様申越し候、御家中大破の由申し参り候

二三五〔高崎堅造、信州松本より宅許之書翰〕
十一月六日認む
道中筋、福島迄罷越候処、五ツ半時頃大地震有之、内宿（宿内力）之噺し承り候処、近年不覚之由。夫より奈良井宿に而承り候処、松本城下大変之由。一統相驚、指急ぎ松本着致し候処、城下大方潰れ、中町通魚之棚、両側とも不残焼失、余程之大火、凡三百五六十軒も焼失相成申し候。尤朝五ツ半時頃之事故、多分之人損無之、火元にて五人死し候由。自治方離座敷七八分潰れ、重も家は七八寸も柱傾き由候。其上度々之震に付、夜中道中支度之侭、わらむじ迄用意致し、夜通し六度走り出候始末、近辺之儀は実事相分不申候得共、風聞には諏訪御城内より出火致し候由。上田城下も出火致し候由。五ツ過より八ツ時頃迄焼失致し候趣、四日市、同様之噺し口に而、実事今以て相分不申候。善光寺、松代辺も大変と申而已承り申候。乍去銘々儀は一同無事、荷物等は無滞受取、例年之通りに而継立参り候間、御安事被下間敷候。
下略。
十一月六日　堅造

二三六〔松本市史　上巻〕
安政元年十一月四日昼四ツ時東海以西四国九州辺迄大地震あり、各地大被害。松本町亦強震を感ず。（某氏日記に地震ユり来り、最初は格別とも思わず、次第に大ユレ致し、大地鳴動して恐しなんと言計なし。老若男女一所に集り合い、唯念仏を念じ、生きたる心地もなく、漸く小半時計りにて地震止む云々）所々潰れ家あり、中町、新小路辺将棋倒しに潰れ、其内新小路より出火、中町西側裏小路迄を焼く。西は小池町より東は神明小路に至る。伊勢町、博労町よりも潰家より出火せるも幸に消止む。圧死五人あり。焼失九十一軒。其他市内潰家五十二軒、半潰家七十六軒あり。藩より米百石・金百両・炭千俵を救恤す。分配差等あり。翌春二月迄余震止まず。但し在方被害無し。松本としては前代未聞の大震なりき。

二三七〔東筑摩郡・松本市・塩尻市誌第二巻歴史下〕
（前略）なお麻績町村の被害は家数六五軒のうち、居宅全潰四軒、大破七軒、小破五四軒で、潰家へは金壱両ずつ、半潰の家へは金五分づつの給与があった。

二三八〔南安曇郡誌　第一巻〕
（前略）この地震に際して、大町地方では一〇日間屋外に居住し、松本においては中町・新小路辺が将棋倒しに潰れ、圧死五名、焼失九一戸といわれる。農村の被害は少なかったというから安曇辺はさほどで

もなかったことと思われる。

二三九（松代町史　下巻）

嘉永七甲寅年十一月四日朝五ツ時過川中島地方に大地震があった。元より弘化四年の大地震に比して其損害の程度は半分にも達せぬものであったが、松代附近が中心と見えて城下町の被害が最も甚だしかったらしい。即ち中町、肴町、鍛治町、田町辺は潰家、半潰、大破の家多く圧死人をも出した。故に藩に於ては中町に救恤所を設けて米穀金品等を給与すると共に、其他領内の罹災民に賑恤した。藩が幕府へ差出した被害調査報告の全文左の如し。

私在所信州松代先達御届申し上候通、去四日大地震、其後も度々地震にて城内並に家中町在居家其外破損之次第死失怪我人等相糺候処

一、本丸囲塀三十八間余倒
一、同車橋門外橋崩落
一、二丸埋門潰
一、三丸囲塀百十八間余倒
一、本丸二丸三丸共並櫓諸番所等斜、屋根瓦震落壁破損
一、住居向諸々斜、壁破損
一、穀蔵一棟潰
一、同三棟破損
一、厩一棟半潰
一、学問所並武芸稽古所所々大破

家中之分

一、居家潰二十九軒
一、同半潰大破百十四軒
一、門口潰五ヶ所
一、同半潰大破五十三ヶ所
一、土蔵潰二十一棟
一、同半潰大破八十三棟
一、物置潰九十三棟
一、同半潰大破六十五棟
一、囲塀倒二百十間余

城下町之分

一、居家潰百三軒
一、同半潰大破二百二軒
一、土蔵潰二十一棟
一、同半潰大破六十八棟
一、物置潰三十棟
一、同半潰大破二十八棟
一、酒造蔵大破二棟
一、宮潰一ヶ所
一、御朱印地寺院本堂庫裡其外諸堂大破穀蔵大破一ヶ所
一、同本堂大破門庫裡並塔中共潰一ヶ寺
一、同本堂庫裡衆寮大破一ヶ寺
一、寺院本堂潰庫裡大破一ヶ寺
一、同門潰本堂庫裡大破一ヶ寺
一、同本堂庫裏大破一ヶ寺
一、圧死人五人　内男一人女四人
一、怪我人拾八人　内男八人女十人
一、山抜崩高千二百六十三石余　内三百十五石余田方　九百四十八石余畑方
一、用水堤抜崩並大破五ヶ所
一、用水堰埋並欠崩延長二百五間余
一、山抜崩大小三十五ヶ所
一、道形抜崩込長五百二十三間余
一、橋大小落損十九ヶ所

在方之分

一、居家潰二十軒
一、同半潰大破二百六十軒
一、土蔵潰三棟
一、同半潰大破五十九軒
一、物置潰十四軒
一、同半潰大破五十一棟
一、酒造蔵大破五棟
一、水車潰五ケ所
一、社倉蔵半潰大破二十八棟
一、寺院本堂庫裡大破一ケ寺
一、同本堂大破庫裡半潰一ケ寺
一、同本堂庫裡大破隠寮潰一ケ寺
一、堂潰一ケ所
一、同半潰一ケ所
一、怪我人十一人　内男五人女六人
一、牛馬怪我無御座候

右之通御座候、損毛高之儀ハ来春雪解之上申し上候、此段御届申し上候、以上

十一月廿五日

真田信濃守

（後略）

二四〇（嘉永七寅大変記）

私領分信州岩田村陳家並宿内在町共去ル四日辰ノ中刻頃地震甚敷、潰家破損所多分有之、引続震動相止不申、人馬怪我等未相分り兼候段申し越候。委細之義は追々取調可申上候へ共、宿場之義に付此段申し上候、以上。

十一月十六日

内藤豊後守

二四一（小県郡史　余編）

安政元年十一月四日辰中刻頃より上田封内地震あり、其の被害は上田城本丸西門脇石垣崩れ一所、此間数八間二尺、神社半潰一所、同大破一ケ所、寺院大破二所、百姓家潰十軒、同半潰三軒、同大破二十三軒、物置潰四所、同半潰一所なり、人馬の怪我なし。（日乗）其の何れの地最甚しかりしかを知る能わざるは惜むべし。

同五年六月十七日中天気、後雨、四ツ時頃武石村余里地震あり。（清住用留）

二四二（上田市史　下）

嘉永七年十一月四日、朝五ツ時頃地震あり、始めは左程ならざりしも追々震動強くなり、始めは左程ならざりしも追々震動強くなり、町内の者は屋外に逃げ出し大騒ぎした。弘化四年の善光寺大地震よりも、強かったなど云う者もあった。地震計も無い事故、其程度は判明しない。けれども、千曲川向の上田原村では酒蔵の潰れた所もあり、下之郷には五軒の潰家があった。此後微震は尚続いたと云う。

二四三（虫倉後記）。松代

嘉永七甲寅十一月四日朝五ツ時過大地震有し。過し丁未の大震に引くらべては其半にも至らざりし様に思はれし。其時は居間向より表の方迄戸障子皆はづれ倒れしが、こたびははづれざりし。予此月御用奉りなりし（丁未の変災にも予月番なり）かば、直ニ登営せんと平服にて出、門前にて東の方を仰ぎ見しに、黒煙一面に立のぼりける。扨は潰家ありて火となりたるなるべしと、引返して火事服着て出ぬ。岩崎五郎大輔の門続きの塀一円に押倒し、恩田新六の門壁落大造に痛みぬ。真田志摩の玄関大痛の様子。此外塀の倒れしハ所々にみえし。登城の上御機嫌伺奉りしに、御安泰に被為入、新しき御普請殊に御居間向いまだ瓦ものせず板屋根なりしかば、みし〳〵と鳴は強かりし由なれども、痛たる場所はみえず、少しづゝ斜みたるとみえて、壁に透の

出たる所はありし。諸有司政府へ出て御機嫌うかがひ奉りし也。町方多分の潰家且圧死怪我人もありと聞しかば、諸有司へ指揮し、御救手充致させ、焚出し等も申付し也。先に黒煙りの立しは火にハあらず、潰れ家の土煙り也しとぞ。尤町方の内燃上りたる所も有しが、忽ち消留しと定火消申出たり。

御城内少しづゝの破損はありけれ共、左程の事にてはなし。

明細のしらべ末にあり。

長国寺大英寺御霊屋御廟所よほどの破損あり、末にしるす。中ニも長国寺は本堂庫裡大痛み、禅堂北の方へ三尺程いがみたり。

禅堂の斜直さんニハ人足五百人も入べしと申事なりしが、後日一吹の大風来りて元の如くニ吹起しぬ。不思議と云べし。此風真勝寺辺より禅堂の辺へかけていかニも強風なりし由。予が辺ハ常の風に同じかりし。

仍て長国寺（食籠入饅頭、寺僧へ五十人前焚出しを下されし。御家中潰破損御目付手にてしらべ書出す。

今朝地震ニ付潰破損所見過被仰渡左ニ申上候

居宅門口共潰	原田　糺
居宅潰	島田兵助
居宅半潰土蔵潰表囲塀倒	南沢甚之助
居宅土蔵共大破損	松林左金吾
長屋門潰土蔵大破損	森山藤助殿
門口並同所脇長屋潰	岩崎玄蕃殿
門口半潰土蔵潰	東條亀治殿
居宅大破損	三輪忠右衛門殿
居宅大破損長屋潰	山本権平殿
居宅大破損	橋詰藤五郎
居宅土蔵共大破損	金井藤三郎殿
長屋大破損	倉沢四郎右衛門
居宅土蔵共損	浦野勇右衛門
居宅大破損	丸茂堅弥老
右同断	平野玄喜
居宅破損	宮本藤兵衛殿
土蔵大破損	深尾正温老

右者御家中一渉り見廻し仕り甚しき分此の如く御座候。其外少しづゝ破損所並囲塀倒れ多分ニ御座候、先此段申し上候、以上。下目付。

表御番医へ町方怪我人治療申し渡けるに左の通書出しぬ。

今朝地震ニ付怪我人有之候間罷越治療候様被仰渡候ニ付治療仕候名前左之通

（以下個人名は略す）

右五人即死仕候

右両人怪我仕候

市令申立即死人右ニ同じ。但客一人ハ江戸者とあり。

同潰家申立　（個人名は略す）

中町〆二十三軒	
伊勢町〆二軒	
鍛治町〆二軒	
肴町〆十二軒	
荒神町一軒	
合四十二軒	

今朝地震ニて潰家取調如此半潰町外潰等之儀ハ猶取調可

同じく町外潰家（個人名は略す）

下田町同心丁八名	
餌刺組三名	
外五カ所	
右云々	
寺社尹届	
御霊屋別当其外大破	大英寺
庫裡門口潰	西念寺

本堂並寺中二軒潰一軒大破　梅翁院
門口潰　向陽寺
惣潰　安楽寺
右云々
（中略）
寺社尹再度届
庫裡半潰廊下潰　上五明村
西教寺
本堂大破　力石村
如法寺
右云々
郡奉行届
居家　長　七間二尺
横　四間半
上越道村
政右衛門
右地震ニて抜覆居家押潰人馬怪我無之旨
長国寺届
当四日朝大地震ニ付一之御霊屋より二三四之御霊屋並御位牌堂柱屋根瓦所々破損仕候御霊屋御門並囲塀等所々相倒大破ニ御座候　殊ニ四之御霊屋大門大破　御霊屋夜燈並御廟所夜燈残らず相倒レ御番所壁所々破損仕候
本堂の内御位牌所壁張付等大破ニ御座候
本堂屋根瓦損並壁損ジ所々柱り欄間所々落張付等大破御座候
開山堂壁張付等大破御座候
禅堂衆寮柱折壁建具共大破御座候
屋根瓦所々破損仕候
山門屋根瓦損柱礎より外レ懸り申候
惣門屋根瓦大破戸扉破損仕候
同所左右塀相柱り屋根所々破損仕候
庫裡柱相柱り壁屋根瓦建具共大破ニ御座候
玄関柱柱り壁屋根瓦大破御座候
方丈並書院向大破ニ御座候
宝蔵壁落屋根損柱柱り申候
経蔵大破御座候
御霊屋別当所々大破同所続同様御座候
穀蔵並薪部屋物置場壁屋根瓦大破御座候
右之通云々
単宿村新地村訴
昨四日朝大地震ニ付近郷之様子承合奉申上候
御料所中之條村ニて居家潰二軒、物置潰二ケ所、居宅物置共半潰十二軒、同村鶴屋興惣右衛門被敷向損ジ、土屋瀬左衛門居宅二階落申候。私共近村之内中之條人第一強御座候と奉存候。上田御城下之儀ハ格別痛も無御座候。同御領分下之郷村諏訪宮拝殿潰居家五六軒潰保野村ニて居家十軒程潰、五加村十三軒程潰、手塚村四五軒程潰候へ共、死失怪我人ハ何方ニも無之様子ニ承知仕候。此段乍恐御訴奉申上候云々。
山中村々へ出せし御勘定役引取申立、格別の事も無之ニ付爰ニ不記。
くはしくハ一件帳ニあり。
松本大変災の趣ニ付穿鑿として差出たる御徒士佐藤小左衛門土屋常左衛門両角三太夫帰りて申立。
当四日朝五半時此松本御城下大地震其上大火之由内穿鑿被仰渡左ニ申上候
一、御城内二之丸石垣二十間程大崩御櫓二ケ所大破、御家中十七八ケ所程も潰、其外大潰も御座候得共聢と不相分取調中之由。御家中死失怪我無御座由。
一、町家中町一橋新小路右三ケ所ニて凡百軒も潰候上焼失仕り候由。

土蔵物置等迄ニて八六七百も潰候上即死四五人怪我四五十人も御座候よし。其外承り候儀無御座云々。

同所へ郡奉行手ニて出せし御勘定役帰りて申立。

松本へ罷越候次第申上　　倉田三之亟
　　関田庄助

当四日松本表大地震ニ付御城内並御城下町等潰焼失夥敷御座候由ニ付罷越凡承糺候様当六日夕刻被仰渡候付、直様支度相調夕七ツ半時過出立桑原村へ夜五半時過着。同村ニ而夕飯相用夜中差急ギ翌七日暁七ツ時比青柳宿着同所ニ而朝飯相用早々出立法橋村ニ而夜明会田宿へ朝五ツ時前比着、同宿ニ而少々相休み候処亭主松本表地震の咄等申聞候へ共、取留候儀ニも無御座候ニ付書留も不仕直様出立、昼九時過松本表へ着入口より見聞仕り候処、安原町伊豆町別條無之壁之損もみへ不申位ニ御座候。東町入口へ罷り越候所一二ケ所潰家相見候。先潰家等これ無き場所ニ而弁当相用度奉存候。所々相尋ね同所横町小嶋屋勘右衛門と申す茶屋へ立寄候処、同所ニ佐藤小左衛門土屋常右衛門両角三太夫等相休地震之次第等亭主へ相尋ね居候処へ罷越、私共儀ハ弁当相用い右三人儀ハ出立仕候、夫より亭主へ様子承候処、聢と仕候儀ハ不奉存候得共凡承り候丈之由ニ而左の通申聞候。

一、朝四ツ前比大地震
一、御城御門無別條
一、御天守同断
　但会田宿ニ而承り候ニハ石垣崩候由
一、御櫓同断尤壁之損等ハ有之候
一、御住居向少々破損有之候由
一、御囲塀並石垣共二十間程倒崩其外所々損候由
　但外ニ而承り候表通塀五・六間倒候外不存旨
一　本町薬種店ニ而承り候処御囲塀並石垣共三丁目程倒御堀へ落候由
一、丸之内家中屋敷潰半潰並破損所等多分之様子ニ承り候へ共、聢と不相分旨
　但会田宿在之者之由、帰途中一同罷成候処同人申聞候は、松本表へ地震見舞罷越候処家中屋敷夥敷破損御座候処、表通は格別ニも無之場所も座敷或土蔵物置之類潰半潰等ニて惣体潰同様之方ニ有之候由申し聞候　本町薬種店ニ而承り候所、家中屋敷十八軒程潰其外未相分候段申聞候
一、家中死人怪我人等一向無之候由
一、寺社の分惣而無別條少々破損ハ有之候由
一、東町横町ニ而二三十軒潰半潰共
一、中町凡二百軒程焼失
一、本町凡七八拾軒程潰半潰共
一、宮村町小池町飯田町一ツ橋新小路等ニ而五六十軒程焼失潰半潰共
一、其外所々小路ニて潰半潰多く有之候由
一、町家焼失半潰共合凡六百軒或七百軒とも申候
一、土蔵物置潰焼失等数百棟
　但本町薬種店ニて承候者凡一万棟ニも及可申旨
一、同居家土蔵等破損所数不知
　右同断大体片端より不残候旨
一、死人中町ニ而三四人
一、潰並出火之節等怪我人凡四五十人
一、火元ハ新小路辺之由
一、村方人足七八里位之村々ハ不残罷出候由御賄被下等ハ不存候旨
　但本町薬種屋ニ而承り候所四里内之村々ハ別段申渡無之候而も欠付候掟之由
一、御領分並御預所村々ハ先別條無之様子ニ承候
（中略）
右之通凡取摘ミ申聞候付夫々書留同所出立東町中町本丁大手前其外段段見物仕り候所如何ニも大変成儀ハ而いまだ通筋片付兼候場所も有之御役向は不相分候得共何れ其向御役人と見へ竹杖持ち多人数出役致し差圖（はか）り居候儀御座候　且所々へ立寄地震之次第承繕へ共、前

文申上候通彼是相違仕候御城下名主とか年寄とか申す者へ相尋候て委細相当可申候と奉存候付右役向の名目並人別承り候処　丁毎名主一人ヅヽ有之其上大名主と申す者六人有之　東町店名信濃や役苗笹井新助と申す者右六人之内之由ニ付土産物一種持参相尋ね面会承合候処　同役中打寄調最中ニ候得共　荒増相分り候丈之由ニ而別紙認取呉候儀ニ御座候

（中略）

笹井新介認取

一、同日朝五ツ半時比大地震
　焼失家凡本屋借屋共百五十軒余
一、半潰家二百五十軒余
一、潰家百軒余
一、焼死人三人
一、家々破損員数取調中ニ付不相分
一、火鎮り候ば直ニ上より金百両米百俵炭千俵焼失潰家之者へ差向御手充被下候
一、全久院ニ而四日五日竈（かまど）建兼候者へ焚出被下
一、怪我人取調中
一、土蔵物置取調中
一、村々付人足へ上より御賄被下
御近領へ見廻飛脚出し候ニ付、才領組伴之助へ所々穿鑿申し付遣ス帰之上書上

上田

一、御城内御家中町屋格別之儀無之少々致破損候由
一、御領分塩田組（別所近辺）五加村下ノ郷村二ケ村ニ而十一軒潰有之候由

小諸

一、都而格別之儀無之少々ハ破損有之旨

岩村田

一、御陣屋御家中大損之由　尤潰家ハ無之旨
一、町屋七軒程潰其外大破損繕最中之旨

高嶋

一、御城内御殿向其外共大損尤潰無御座　三之丸塀少倒候由　大手御門少々まがり　はり棒仕有之旨
一、御城脇島崎と唱候（御曲輪中）御家中五十軒程有之内七軒潰候旨
一、外曲輪御家中町屋共格別之儀無之候旨
一、御領分中筋と唱候（湖水の南ニて御座候）小川村文出村下金子村田郡村福島村飯島村赤沼村右七ケ村ニ而四十軒程潰候由　其外御領分別條無之候旨
一、死失火災等無之候旨

高遠

一、都而格別之儀無御座御城外囲塀少々倒候旨

飯田

一、御城内御家中余程損候由　町家一軒潰
一、死失三人有之御領分格別之儀無之候旨

（後略）

二四四（書付留）。上伊那郡高遠町

在所信州高遠、去る四日辰刻過より大地震、城内住居破損所数ケ所、櫓傾損、塀、門、侍屋敷、長屋向、破損所夥敷、潰家幷人馬怪我等は無御座候。在所其外村々之様子は未相分候得共、先不取此段御届申し上候、以上。

十一月九日

内藤駿河守

二四五（大沼氏記録）。駒ケ根市赤穂

嘉永七年十一月四日　朝五つ頃大地震、町内残らず往還へ出る。最も是迄に無き大地震、誠に心痛致し候。南町問屋藤田屋土蔵落ち申し候。其夜自身番夜番人足増にて夜中不寝番致し候処夜中少々宛震ふ。暁六

つ頃又々地震、扨大島抔より先飯田城下大変、土蔵壁等屋毎候由。折節旨横忠飯田に居合せ候、半（？）正抔も土蔵壁落申し候由。尤も潰れも有之由。殊の外大地震、大島酒屋土蔵大傷みの由。中沢高見の辺、石垣土蔵壁諸々傷み候由。高見清兵衛氏の石垣一間斗くみ（崩しの義）候由。

五日　夕六ツ頃又地震、夜中も一両度少々揺るゝ。松本御城下中町にて三丁余潰れ、其上焼失の由、慥（たしか）成義。外町宅も諸々潰れ傷み有之由。甲府凡町数四十程潰れ焼失の由。

七日　夕六つ頃地震少々、五つ頃又々地震。（中略）尤此辺にて飯田松本諏訪方殊の外傷み多分の様に存候。

十四日　又々朝四つ頃少々揺り申候。

十九日　嵐日々少々或の地震にて誠に驚き居り候。

十二月十一日　夕刻地震有之何所ともなくドーンと申す音折々致し、何共不安心の至りに候。

十二月廿三日　夜四つ頃又々地震。

二四六〔青窓紀聞　六十五〕。飯田

拙者在所信州飯田去ル四日辰下刻地震強城内櫓塀破損石垣崩落、家中家敷幷領分在町潰家御座候段在所表より申越候、委細之儀ハ追而可申上候得共先此段申上候、已上

十一月十日　　堀石見守

二四七〔青窓紀聞　六十六〕。伊那

信州伊奈郡之内領分村々之儀右同日辰下刻大地震陣屋向幷村方潰家破損所出来、地面所々割裂泥水吹出山中村々ニハ山崩ハ無御座候、大破損所左之通

一、陳屋役所向其外共破損所々

一、同所長屋破損三棟

一、同所土蔵壁割損其外胴壁腰瓦海鼠壁破損所々

一、大石積崩長五間余

一、用水崩一ケ所

一　郷中潰害三軒

一　同半潰家九軒

右之通ニ御座候、遠州信州陳屋詰家来之者より申越候、此段御届申上候、以上

十二月九日　　奥州白川十万石
　　阿部播磨守

（中略）

当月四日辰下刻在所信州伊奈郡阿嶋最寄一円大地震相発支配御関所四ケ所共所々破損仕候、且陳屋敷知行所村々ニ至迄右ニ准し破損夥しく有之候付、取調委細之儀ハ追而可申上候得共先此段御届申上候、已上

十一月九日　　和久縄一郎家来
　　岡田幸左衛門

二四八〔大地震実録〕。飯田

信州飯田之人大人倉屋治兵衛殿正木屋源之助殿両人之咄同様十一月四日地震之節之荒増を咄すに、震い始めると一同に男女ちり〳〵裏表へ思ひ〳〵に飛出し□□、正木源之助殿近処四ツ角之処建家之家ゆり潰れ候よし。其辺に古き二階建の悪敷家、震ながら潰れ不申、後にて承るに新建の家は二階に余る程之荷物詰有之由。大治正源両家とも土蔵三ケ所ツゝ壁を落し候よし。四月より十四日迄昼夜折々震候よし。十一、二迄は裏手の庭にて寝食共昼夜致し候よし□申。

（後略）

二四九〔高森町史、上巻後編〕。下伊那郡

嘉永七寅年（筆者註、同年十一月二十七日安政と改元）

十一月四日大地震ゆり申候、誠に前代の大ゆりニて御座候、当国ハかるき内也、駿河遠州三州伊勢尾州濃州四国九濃大へんニゆり申候、

其外日本国中大きにゆり申候、摂州大つなみじしん、大坂ニ而茂人弐千人も死ス、当国飯田ニ而茂三四人死去致、家も少々ゆりつぶれ申候、村方ニ而茂土蔵のかべ抔みな〳〵落申候、薬師堂ニ而五重塔たをれそんじ、石燈籠たをれ、石塔不残をたをれ申候、十一月四日よりゆり初メ日々大きにゆり申候間、皆々小屋を懸、内ハあけはなしに致し、そとに昼夜居申候、前代見（未）聞ノ事ニ御座候、夫より安政二年ト相也候ても震動致し、地鳴り地震折々ゆり申し候、二月朔日ニハ大きにゆり申候、漸々四月頃よりやみ申候

（大島山・大洞隆氏所有、村方先規例式書留帳）

これは安政の大地震と呼ばれるもので、安政元年（実は嘉永七年）十一月四日に東海道大地震、翌十一月五日に南海道大地震が続発して諸国に大災害を与えた。又大津波も発生して大阪湾では約千五百隻の船が沈没した。

二五〇（伊那谷の災害と凶作）

安政の大地震

（前略）この地震は十一月四日の午中刻にゆれはじめ、連続的にやって来たので家に起臥することが出来ないで、竹藪のあるものは、その中にはいり、十日余りもこんな状態がつづいたと云うが、このときの被害は飯田町だけでも被損家屋が五百八十九軒もあったので、飯田城主は救済のため飯田町に金三百両を下附された。（飯田世代記）

なおこのとき愛宕の稲荷社が谷底へ落ちたことを和久町三丁目の旧家古惣こと、松下惣四郎翁は日記に次のように書いている。

安政元年甲寅十一月四日存じの外の大地震仕り、稲荷社みぢんに破損成され候につき、氏子寄合普請仕り候事

為取替申一札之事

一、去る安政元寅年十一月大地震に付稲荷社地欠壊本社及大破、其上地所手狭に相成り再建相成がたく、これに依り拙寺持ち来り候地所稲荷山地続にて西の方に三百六十坪のところ、西は蓮池限り、北は道限り、東南これははざ場限り売渡申すべく候。

以下略。

安政三年辰九月　地蔵寺

二五一（上伊那郡史）（右と同内容に付省略）

二五二（赤須上穂舊記録抄）（右と同内容に付省略）

二五三（大黒屋日記抄三）。馬籠

。大地震（不思議）

十一月四日　（中略）

朝五ツ時過大地震

。去ル申年三月二十四日善光寺大地震並びに当寅年六月十四日奈良・伊賀・大阪・四日市・桑名辺の潰れ出火にて焼失と噂の節、当宿なども余程の地震にて、前代未聞と申す事にて驚入候得共、此度の儀は右両度のよりもおびたゞしく、誠に是迄に無之大地震、余程の中ゆすり、家内に居候もの一人もこれ無く、表に出候ものもこれ有り、又はその模寄にて根の上、畑中へ逃退、住居を拵へ、五日朝まで右場処に寝候ものもこれ有り候。又は丸山・大畝町・阿弥陀下・上町向は背戸田に小家懸け致し、人家裏小屋住其もより〳〵にて朝まで相詰め、夜を朋し申候。拙家・問屋両家にては町内残らず両側相分かれ、両家へ相詰め、日待相勤め申候。我等儀は家内にて日待相勤居候処、子供は舞台下日刈小屋へ逃退き申候。夕飯より夜明まで男共に運せ、銀八一人相詰めさせ申候。其節小家に相詰め候もの和泉屋李助始め、問屋内方子供家内にて候。春七・銀十郎右の者一夜明し、五日昼に帰り申候。まことに大騒動驚き入候故日記もあらまし書記し候得共、中々大変の事に御座候。それより暫ヅヽ合見合少き地震折々ゆすり、まことに心配の事に候。（中略）

京都飛脚油屋より掛物箱持参正に入手、暮合にて右飛脚に大平村よりの道々様子承り候処同様大地震と申事に候。

。同上

十一月五日　雪に相成。上普請大工入。昨四日驚き候につき職人残らず休。今朝にて見受け候処、上又右衛門（方）新蔵壁ヱミ入、拙家土蔵・酒蔵共残らずヱミ入、其外所々壁大キに痛み申候。是迄の地震無難にて相済み候処、此度は余程大変と相見え、損所沢山出来心配に候。

一、恵那山・川上山・鎌沢山、大抜け出来、根の上より相見え申候。

一、大井・中津川辺、当地より大地震と申す事に候。

一、妻籠同様と承り申候。

一、其外の儀は追々相知れ可申候得共、是迄の処あらまし書き申候。

同日暮合又々中位地震、それより夜明まで少々ヅヽ時々ゆすり、穏かならず候間、家内残らず日刈小屋へ遣し申候。拙者儀は、男兼吉と両人居宅留守夜明まで相勤め申候。町内一統裏畑小屋懸け住居、誠に不成穏、前代未聞之事に御座候。

。六日　天気、雲至て騒しく候

大きに静かに相成り候得共、鬼角村中騒しく、穏かならず候間、諸道具夜具類は大方土蔵へ運び、大切の品は日刈小屋並に町端道之助方へ預け置き候。夜五ツ半時、又々地震、夜中時々少しづゝゆすり、矢張小屋住居にて、拙者ばかり家内守居いたし居候。誠に穏かならず心配いたし候。

。七日　曇、雲行悪く、又々地震

朝四ツ半時中位の地震長引ゆすり、八つ頃又々地震。いつれも穏かならず心配につき、第一火の用心、夜番のもの十八人にて裏通厳しく廻り候。夜五ツ半時中位地震多分ゆすり、止不申。又々家内小屋へ逃退申候。

。八日　空曇、至て雲行悪しく用心いたし候。

大分穏やかに相成候得共、小地震昼迄に三回ゆすり。（中略）

夜に入り少しも地震これ無く誠に穏かに相成候得共、万一の事不安心に候間、家内のものは残らず日刈小屋へ相詰させ申候。拙者男三四人留守仕り候。拙者義は始終居宅に罷在、御陰を以て無別條留守居いたし候。

。九日　空雲行よろしく、穏かに相成候。

地震の景色少しもこれ無く、大きに穏かに相成候につき仏事執行。明十日より十一日に相営み申度相談仕候〈全体七日・八日相勤候筈に候得共、右始末にて無拠延引に相成候間〉（略）。今日地震少しもこれ無く、誠に安心仕候。

中津川より用事の人来る、又右衛門方に一泊

大井より手紙。此度の地震大井宿も当地同様の趣、東海道岡崎宿・吉田・あら井宿・海嘯（つなみ）にて余程損じ候様子に候。新井番所津浪に引れ候やうすに候。当六日名古屋熱田様へ代参飛脚に平治差遣し申候。九日夜帰村いたし御祈禱御札村中軒別に申請持参。猶四日大地震より八日昼までの処右の仕末に御座候。九日には穏かに相成り申候諸向の損所、とり〳〵の噂に候得共強と致候事相定不申候につき、あらまし書記ス。誠に前代未聞恐懼の事、先年よりも不承、驚入申候。乍併当村などは無別條、難有仕合、一同大慶奉存候。

九日上大黒屋（上土蔵）ひさし桧皮ぶきまで出来。

至て穏かの処、夜五ツ時九ツ時に又々小地震、八ツ時に中地震、鬼角〈穏不成〉不安心之事に候。

。十日（略）

（夜中地震なく、安心、雪降りに相成候。

。十一日　雪降り

地震なく、穏かにてお茶湯首尾よく相済申候。

。十三日　天キ

少しづつは地震あれど穏かに相成り、皆々家に寝申候。

。十四日よりは当年初めての寒気、時々小地震ありて又々小屋へ参るものあり。大阪の噂承るに、大変の荒にて橋々残らず落ち、船は皆損じ候ようすに候。十五日より穏かになり皆々居宅へ宅る。（略）

。大晦日　少し雪

（前略）続いて当六月二十四日以後大地震に御座候。当村中にても

〈損所大変の事に候〉秋作取場方も平年よりは少々は減じ申候。彼是心配故に候にや、仕舞方も右にじゅんじ、相変らず年替金（取替金）年々増金に相成り、あるものは年賦払などに用捨いたし先々相方借財方勘定相済申候。家内皆々堅剛にて相変らず目出度越年仕候。以上。

二五四〔青窓紀聞　六十五〕。木曽

一、去四日申下刻上松陳屋より差立候、定日便昨日着致候処、四日朝五半時頃大地震同日未中刻頃迄折節震ひ候由、陳屋幷上松宿内別条無之旨申来候迄、相変儀も不相聞山村家尾州留守居へも承合之処破損等ハ無之木曽中ハ軽く相済候由之旨申候

上野国ニハ君家の墳墓の地故同しく木曽へ聞合せしかさしたる破損の事も聞へすとそ

二五五〔西筑麾郡誌　第三編　前編〕

同（安政元年）年十一月四日木曽地震あり

23江戸地震　安政二年十月二日（一八五五・十一・十一）

北緯三五・八度　東経一三九・八度　地震の規模六・九

江戸市中で潰焼家一四、三四六戸、死者七千人、負傷者二、七五九人。震後各所より出火三〇ケ所、焼失面積二・三㎢。深川・本所・浅草・下谷は震害最も甚しく総潰家五万戸。

◇

二五六〔諏訪史料叢書　第一七巻〕

安政二年江戸地震記録

十月二日夜四つ時頃大地震して、大騒ぎの処、然れども当所ハ人家の潰もなく、しづまりし処、追々他所辺大地震、別て江戸表大変、町家潰れ出火何ケ所とも数知れず、人亡亦数知れず、死骸大車にて桿片付け候様子、前代未聞ニ候故、書留置もの也。

二五七〔大沼氏記録〕。駒ケ根市赤穂

安政二年十月二日、天気、夜四ツ頃大地震、上方筋は格別の事も無之様子、併慥成筋は不承候。江戸大変、御本丸始、西丸、諸大名様御屋敷揺り潰れ、殊の外大変、高遠様潰れ焼失、近藤様半潰れ、都て町町潰れ焼失の由。吉原不残焼失、人死多分の由にて、凡廿万人も焼死の由。

二五八〔飯田世代記〕（右と同内容に付省略）

二五九〔当家年代記〕（右と同内容に付省略）

二六〇〔赤須上穂舊記録抄〕（右と同内容に付省略）

二六一〔安政乙卯武江地動之記〕（右と同内容に付省略）

二六二〔南佐久郡史〕

安政二年十月二日夜四時劇震あり。被害微少なり、これ江戸大地震の余波なり。

二六三〔上田市史　下〕

安政二年二月朔日地震あり。

同年十月二日江戸大地震。

24信濃北部　安政五年三月十日（一八五八・四・二十三）

北緯三六・六度　東経一三八・二度　地震の規模五・九

松代城下で家屋の半潰・大破あり、村々でも家屋の全半潰、山崩れ、地裂、死傷あり。

◇

二六四〔御城書〕。松代

三月廿六日

一、真田信濃守より御用番久世大和守江相届候由之書付与
在所信州松代、去る十日辰刻過より酉刻頃迄地震強、城下町半潰
大破、村々居家等潰、半潰、怪我人有之、山中筋山抜崩、地裂等有
之、城内別条無之、猶委細は追而可申上旨申越候。此段御届申上候。
以上。

三月二十三日　　真田信濃守

二六五〔信濃・越後地震書留〕。長野市

三月十日　上々天気朝五ツ過時地震強し、尚又九ツ時前ゆり強し、尚
又暮六ツ時前大ゆり銘々宅を逃出し候程強し、善光寺近辺は此より強
し、朝日山と申山少し崩候よし、家もいたみ候所出来候よし

二六六〔松代町史　下〕（右と同内容に付省略）

二六七〔更級郡誌〕（右と同内容に付省略）

二六八〔更級埴科地方歴史年表〕（右と同内容に付省略）

二六九〔上田市史　下〕（右と同内容に付省略）

二七〇〔大黒屋日記〕。馬籠

十日　快晴　四ツ時少々地震ゆり申候　夜五ツ半地震

二七一〔大沼氏記録〕。駒ケ根市赤穂

安政五年三月十日、朝四つ頃地震、七つ頃少々揺り、夕方六つ頃又
揺れる。

二七二〔北安曇誌　第一巻自然〕

一八五八年三月十日松代に地震があり、家屋の倒壊があった。マグ
ニチュード五・九で、大町地方でも数十日間余震におびえ、十日間も
仮住居していたといわれる。

二七三〔地震に付家潰痛所取調書上帳〕。大町市

二七四〔大町組二重村　新行新田村地震痛所書上帳〕。北安曇郡美麻
村

（（右資料二点は大町地方の詳しい被害が記されていることから、こ
の地震は松代付近ではなく、大町付近で発生したとする説もある）

25信越国境の地震　明治十九年（一八八六）七月二十八日
北緯三七・一度　東経一三八・四　地震の規模六・一

主な被害地域は、信濃川筋、信越国境。野沢温泉とまる。東頸城郡
仁上村で土蔵四破損、水内郡照岡村で家屋・土蔵の倒壊二、傾斜三、
その他道路・石垣の破損、山崩れあり。また上高井地方では前震があ
り七月十七日以降は一日に十回以上に達した日もある。

26犀川流域　明治二十三年（一八九〇）一月七日　十五時四十三分
北緯三六・四五度　東経一三七・九五度　地震の規模六・三

二七五〔信州の地震〕

この地震は前の地震と同一震源地点より発せし烈震にて前地震と因
果の関係を有するが如く推測せらる而して大震前即ち同日午前十一時
頃北安曇郡美麻村北城村付近に軽微の震動を感じたりしがこれぞ即大
震の前駆震なり。

八日午前十一時十八分
八日午後八時〇三分

この地震の区域は甚だ広く東は岩代磐城常陸下総上総に及ひ西は伊勢近江越前近傍まで憾かし南北両方面は遥かに海中に達し其震廿六ケ国に亘る今これを詳記すれば本県下は北西部三分五厘と越後国西小部分は強震にして其面積三百六十方里あり就中南の方聖山付近より東筑摩郡生坂村北は虫倉山より青具峠まで、東は更級郡信田村付近、西は犀川の東岸に亘る約三十方里の地域は烈震にして生坂村に於いては、家屋土蔵の損害いちじるしく山岳の崩落道路の破壊少からず。石碑の如きは十中八九は転倒せり北安曇郡広津村にては非常に強く山岳の崩壊家屋の傾斜物品の顚覆戸障子の倒伏等夥しく山腹の土地は所々亀甲形の裂罅を生したり更級郡信田村は家屋の壁に破綻を生し間々塔碑を倒せし位なり而して犀川の北に渡りては上水内郡南小川村にて土蔵の位置を動かし地面噴水せし処あり、又同郡北小川村にては岩石の崩落道路の埋没墓碑の倒伏、倉庫の壁のき裂鴨居の震落等の惨状を呈したり其他長野測候所にても振子時計は運転を停止し東筑摩郡、南北安曇郡、更級、埴科、上下高井、上下水内の諸郡は人々大概戸外に避け往往器物の倒れたる所あり又越後方面に於ても懸時計を揺り落し、又は停止若しくは壁の一部を毀損せし所あり。

弱震部は本県南六分五厘、美濃北東二分、飛弾越中各東九分、能登東四分　越後南西七分、岩代南西一分、上総殆んど全部　下野西一分半、武蔵北西四分、甲斐北七分、にして其面積二千三百十方里に及ひ微震の面積三千百八十万里に及びたり故に以上各面積を総括すれば、五千八百五十方里の広きに亘りたり。この地震は主震後五分時間を経過し同時四十八分に再び大振動をなして越前、加賀、能登より上野、武蔵、相模、伊豆の諸国に亘りて十七ケ国其面積三千七百三十方里におよび所によりては反て前震より強きを感じたり。如斯大なる地震になるにも拘らず余震は極めて少なく震源付近僅かの区域に左の四回を感じたるのみなり。

七日午後四時四十三分
七日午後五時四十三分

27濃尾地震　明治二十四年（一八九一年）十月二十八日　午前六時三十八分

北緯三五・六度　東経一三六・六度　地震の規模七・九

二七六（地震報告）

此地震ハ美濃尾張地方ニ発シ西ハ本州全土ヲ震ヒ延ヒテ九州、四国ニ波及シ北東は遥ニ陸羽地方及佐渡ニ達ス其面積一万五千七百五十方里ニ亘ル今震度ニ拠リテ地方及面積ヲ概別スレバ

劇震部

美濃　西九分・尾張　北九分・越前　南東八分・加賀　南一分・近江　北東三分・伊勢　北一分

面積　七百二十方里

烈震部

美濃　東一分・尾張　南一分・越前　北西二分・近江　南西七分・伊　南九分・加賀北九分・飛騨　全国・三河　全国・遠江　全国・志摩　全国・伊賀　全国・若狭　全国・山城　全国・大和　全国・河内　全国・摂津　全国・丹波　全国・越中　西七分・能登　南一分・信濃　南西六分・駿河　西六分・甲斐　西四分・和泉　東九分・紀伊北東四分・

面積　二千九百十方里

強震部

駿河　東四分・甲斐　東六分・信濃　北東四分・越中　東三分・伊豆　全国・相模　全国・武蔵　全国・安房　全国・上総　西一分・上野　南西七分・越後　南西二分・丹後　西二分・但馬　全国・播磨　全国・淡路　全国・紀伊　南西六分・和泉　西一分・因幡　全国・伯耆　全国・美作　全国・備前　全国・土佐　東二分

面積　三千三百九十方里

微弱震部

越後　北東八分・上野　北東三分・上総　東　九分・下総　全国・常陸　全国・下野　全国・磐城　全国・岩代　全国・羽前　全国・陸前　南西四分・羽後　南小部・土佐　西八分・出雲　全国・備後　全国・石見　全国・安芸　全国・周防　全国・長門　全国・伊予　全国・九州　全国・壱岐　全国・対馬　全国・佐渡　全国

面積　八千七百三十方里

表16　濃尾地震（1891年）における各地の被害

国名		美濃	尾張	三河	遠江	山城	大和	摂津	伊勢	近江	越前	加賀	飛騨	甲斐	信濃	越中	丹後	但馬	播磨	伊賀	若狭
人	死亡	四、八六九人	三、二二一	一	一	一	三	一	六	八	一	一	三	一	一						
	負傷	二、三二四	四、五五一	二	二	六	二	七	四	四	五	二	一								
家屋	全潰	五〇、四九一軒	一、九二三	四	四	三	四	六	二	三	三	五	一	一	七	二					
	半潰	三、一〇〇軒	三、五〇〇	四	四	三	二	六	二	八	五	六	一	一	八	五					
道路	破裂	一、二七二箇所	三、五〇〇	四	四	六	三	六	四	三	五	一			一	一					
橋梁	損落	八、一六六箇所	一、九二三	三	三	二	一	二	七	二	一	一	二								
堤防	崩壊	四、三二箇所	一、一〇一	一	一	一	一	四	五	三	一	一									
山嶽	崩壊	九、九六箇所	一、五六二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一					

上ニ記スル所ハ一般ノ観察上ヨリ震域ヲ概別シタルモノナレバ仔細ニ之ヲ調査スレハ激烈震部内或ハ稍震動ノ軽キ所アリ又強烈震部内ニモ間々震動ノ比較的ニ強キ所アルハ素ヨリ論ヲ俟タサルナリ。

信濃国諏訪郡ニ於ケル温泉井水等大震ノ際一時頻ル汚濁シ、殊ニ温泉ハ俄ニ其量ヲ増シ、温度上昇セシカ、暫時ニシテ平常ニ復シタリ、上野国碓氷郡ニ於ケル、磯部鉱泉ハ大震ノ際湧出ノ水量ヲ増加シタルモ、三四日ヲ経テ旧状ヲ復シタリ。

又長野測候所ノ報告ニ依レバ信州浅間嶽ハ大震後噴烟甚シク、火光ヲ見ルニ至リタリト云フ。今其大要ヲ挙クレハ、

十月三十日午後八時頃浅間嶽噴火。火光ヲ見ル僅ニ二十分時間ナリ、以来十一月一日午後九時頃マテ、火光ヲ見サルモ、山頂ノ天際紅色ヲ

呈シ、噴烟甚シク一時間許ニシテ鎮静ス。翌二日午前九時三十分ニ至リ噴烟最モ甚シク延々トシテ群馬県ノ方へ亘リ、一時間許ニシテ平状ニ復ス。山頂ヲ望ムニ灰白色ヲ呈ス。是レ噴烟ノ際灰ヲ噴出セシナラン。爾後三日午前五時及九時ノ二回噴烟甚シキモ、其時間三十分ニシテ平常ニ復シタリ。

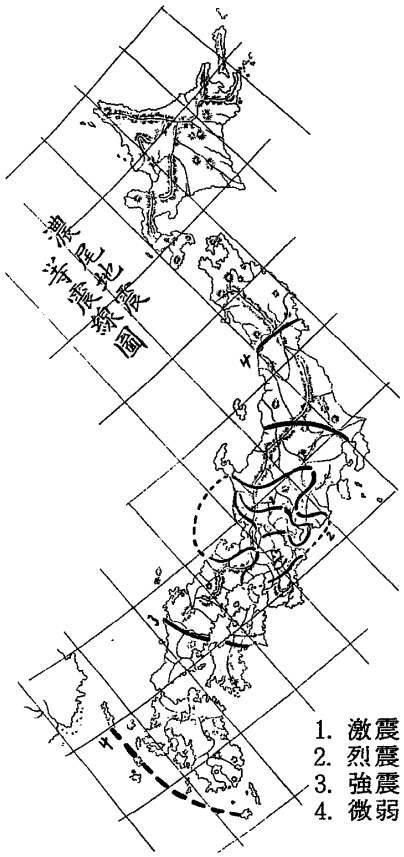


図16 濃尾地震(1891年)における震度分布
（左：西日本及び東日本の有感地域; 右：長野県）

図15 濃尾地震（一八九一年）における等震線図

二七 〔信濃毎日新聞〕
明治二十四年十月三十一日

○震災御下問と天機伺
天皇陛下には一昨々朝起りたる地震に対して深く叡慮を悩ませ玉い、震動止むの後ち直ちに侍従一名を中央気象台へ差遣わし、全国震災の模様如何を御下問あらせらる。右に付き宮内大臣を始め各高等官には、敦れも宮中に伺候し天機を伺い奉りたる由に聞く。

○大地震彙報
。松本の地震　廿八日午前六時三十分地震あり。震動稍強烈以来昼夜とも数回の震動。今廿九日午前五時に至って、又々強震あり。町民安堵の思い無く、小学校に於ては授業を止めたるが、其震度の最も強かりしときは、屋上の石を飛ばし壁を落したる向も多く、最も害を受けたるは染物屋、瀬戸物屋等なりと、兎に角当地方稀なる大地震にて、古老の云うを聞けば、安政年間の大地震以来始めての震動なりといえり。
。駒ケ岳崩る　伊那郡なる駒ケ岳は花崗石を以て成りし大山にして、最も堅固の地質なるに、今回の強震により不浄谷と云う所に、崩壊の個所数十間ありたりと言う。
○概　報
多少の震動ありたる地は、左の如くにて殆んど全国に亘りたるものの如し。
京都、和歌山、但馬、敦賀、甲府、金沢、駿河、丹後、沼津、津、若狭、桑名、高知、徳島、浜松、舞鶴、小松、藤枝、大聖寺
。地震中心点　美濃尾張を中心として京都、大阪、津、福井等の地最も震動激烈なりしことならん。それとも名古屋線不通の為、己むを得ず北海岸に沿うて来ることならば、未だ各地方の精密詳細なる報告なき故、損害等に至ては知る由なく、而して若し大阪以西の電信通ぜしめば、熊本及び伯州境の両気象台よりの確報に依って、四国、山陽道及び九州の形況を知り得れども、何分にも前陳の次第なれば、

只今の処該地方に関する報告一つも気象台に来らず。然れど四国辺にも多少の震動ありしならんと思わる。又東北地方よりは、何等の報告なきより考うれば蓋し異変なかりしものか。

。其性質　其震動稍く緩慢にて最も盛なりし時にても、大地の震動東西に一寸にして、其時間四秒余なりし若し其震動にして今少し急激ならしめば、実に危険なり。

。其原因　其原因は火山脈より起りしものか、将た断層線の作用に原因せしものか、未だ知るに由なきも、多分は火山脈にはあらざるべしとの事。

。汽車不通　今回の地震は東海道東山道地方最も甚しかりし為の東海道鉄道は浜松、米原間凡九十哩程は諸所破損せしに付汽車の運転を止めたり。

。軽井沢電信局の取込　地震の変ありてより、各地の電報不通となり一時官民間の電報複輳したる為一昨日午後より昨朝にかけ軽井沢電信局は非常に取り込みたりと聞く。

○大地震彙報（十一月一日）

。本県下の地震　昨日迄の調査に依れば破損家屋二十一戸、同土蔵二棟、全潰同一棟、死者男一名なりし。

。上田の地震　二十九日の夜一時頃にも微震ありたり。此地二十八日の午前十時半頃及び午後六時頃にも微震ありぬと申す。

○大地震彙報（十一月三日）

。本県下各郡地震概報

明治二十四年十月二十八日の地震に就て、各郡の一覧表を調整せば、概略下図の如くなるべし。但し各郡より報知せるものを蒐集せるにあり。

以上の如くにして、東筑摩郡は該発震より三十日に至る迄、都合十四回の震動あり。又諏訪郡の如きは中州村最も甚しく、家屋土蔵の潰れたるものあり。上諏訪地方は温泉又は井水の汚濁しつゝ俄然水量を増加し温度を高め震度回々人をして恐怖せしめたり。其下伊那郡の如きは二十九日迄に弱震十三回微震十回尚三十一日に震及せり。而して隣郡上伊那郡は廿八日震動の際は摂氏寒暖計拾五度を現わし、無数の小鳥空天に飛翔しつつ、一二回の震動ありたり。小県郡は特に東塩田村に烈しく都合四回弱震せり。更級郡は震時人をして屋外に飛逃せしめ、上高井郡は三十日に至って二回の弱震を呈し、下高井郡は平穏村地方に数回の微震ありて、蒸気を空天に見たり。又下水内郡は去る二十四日午後八時より微震を覚えたり。

右の如く列記し来って、之を観察する時は、十月二十八日の地震たる当県の如きは、則ち波及地にして震動中心の地方に比し甚しき強震なかりしと雖とも中心地に接近したる東筑摩、下伊那西部等は他郷に

郡名	発震時	震動時間	震動の方向	震動の強弱	震動の性質
北安曇	前六時卅分	三分間	東北6南西	弱	水平
南安曇	午同七時卅分	八分間	南北	強	左右
東筑摩	同七時五分	拾分間	南北	強	地平声響なし
諏訪	同六時卅四分	四分間	西南6北東	烈震	地平動
下伊那	同六時四拾五分	拾分間	北東6西南	強	水平声響あり
上伊那	同六時五拾五分	三分間	南西	強	地平
南佐久	同七時拾五分	二分間	西6東に向	強震	地平声響あり
北佐久	同六時四拾四分廿秒	二分拾五秒	東南6西北	強	左右
小縣	同六時卅五分	四分間	東西	烈震	地平動水平声響あり
埴科	同七時卅四分	一分間	東6西に向	弱	地平動
更級	同六時四拾八分	三分間	南北	頗る強	地平動
上高井	同六時卅五分	五分間	北	強	前後
下高井	同七時卅分	二分余	東西よして返しんなし	弱	左右
下水内	同六時四拾分	二分卅秒	西北6来	弱して緩なり	

比し一層の強震なりしを知るに足る。

今左に大体を記せば

一、地震に感ぜし地は、全国一般

一、震動時刻　各郡の報告一定せざれば、確乎たる時刻を知る能わざるも、当地の測候に依れば午前六時三十八分二十秒にして、中心地即ち、岐阜、名古屋等は同六時三十八（七）分五十秒前後ならんか

一、震動方向　是れ亦、区々にして一定するにあらずと雖ども概して南西方多きを占めたるものの如く、従って全国各強弱も一様ならざるなり。

中心点に近き東西筑摩、上下伊那、諏訪等の如きは、以て最強の地たるを知るべく、其震動も前後二十回以上に及び、而して北東に進むに従って勢を減じたり。故に下高井、下水内の如きは極めて微弱なりし。

一、震動の性質　全体は水平動なるものの如く、中心地近接の各地方は、上下動を加へ就中、下伊那郡は上下、水平混合しつつ左右前後より震動せし如く知られたり。其方向の如き今尚判然せざるものならんか。

二七八〔松本市史下巻〕

明治廿四年十月廿八日午前七時、大地強震、以後小震継続、所謂濃尾大震是なり。当地は幸に大被害なし。

二七九〔上伊那郡史〕

明治二十四年十月　濃尾地方大地震、伊那地方も強震を感じ、壁瓦墜落土地亀裂を生じ、善光寺大地震以後の地震なり。

二八〇〔西筑摩郡誌〕

十月濃尾地方大地震、木曽は大桑村以南に強震を感じ、山口、田立二村には壁瓦墜落し墓石転倒し土地亀裂を生ぜり。

28東筑摩郡寿村付近　明治二十五年（一八九二）九月九日　午前一時四十二分

二八一〔信州の地震〕

本地震は中央山脈の南部鉢伏山付近を中心として発せし地震にして同山の西麓なる東筑摩郡寿村に於ては性頗る急激にして家屋に破損を生し、或は屋根石の震落建石の倒伏より泉水の混濁等の損害を豪りたり尚震動後二回遠く砲声を聞くか如き音響を発す然るに僅々北方六粁（一里半）を距る松本町に於ては弱の強なる震度にして器物倒伏等の事なく只屋内に居るは危険なりとのおそれを抱かしめたるに止まりしも小県郡上田町は約三十二粁（八里）の遠距離なるに強と云うべからざるも稍之に近き歟との感覚なり。

人身に感じたる震動区域は東は南佐久郡より西は南安曇郡内に及び南北は上伊那郡更級郡に及はす即東西に長く南北に狭く殊に中央山脈の東方に広し但し長野測候所の器械には感じたり。

29東京湾北部の地震　明治二十七年（一八九四）六月二十日十四時四十分

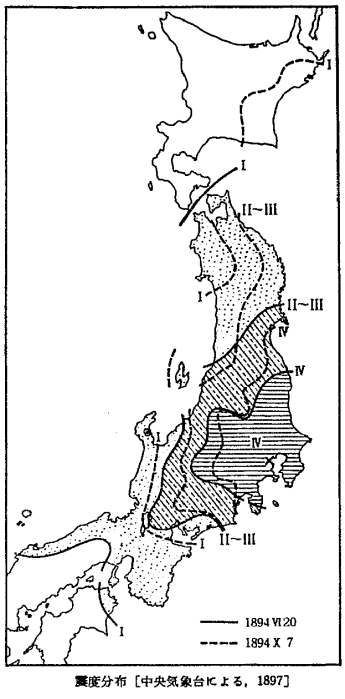


図 17　東京湾北部の地震(1894年)における震度分布

表17　東京湾北部の地震(1894年)における東京及び周辺部の被害(2図共日本被害総覧より)

	書名	死	傷	家屋* 全潰	家屋* 半潰	家屋* 破損	煙突 倒潰**	煙突 亀裂	地盤(カ所) 亀裂	地盤(カ所) 凹落
市部	麹町	2	10			351	149	206	1	
	神田	2	19		17	152	18	1	1	
	日本橋		8		4	849	2	6	1	
	京橋	1	29		2	569	9	44		
	芝	2	6		5	345	18		34	
	麻布				3	177	24			
	赤坂	5	13		1	165	36	51	14	1
	四谷					93		3	3	
	牛込					110	24			
	小石川	1	2			105	10			
	本郷		5		3	185	5		1	
	下谷		3		1	115	6		1	
	浅草	1	6		1	94		14		
	所川		8		11	294	12	8	1	2
	上深川	8	39		39	388	14	18	1	2
	水	2	1			3			2	
郡部	川					649	25		14	1
	宿		2			59	15	74	5	
	橋				1	18		7		
	住				1	145	5	11	227	1
	千		4		1	7	4	10	7	
	中					12			2	
	梅		1			34				
	松					3			1	
	戸		1							
	小岩									
	八									
	府									
	内									
	計	24	157	90(うち22焼)		4,922	376	453	316	7
			5							
			7							

* 含土蔵・石造・煉瓦造
** 含全半壊・一部壊

		死	傷	建物 全半潰	建物 破損	煙突崩	石垣崩	山崩	地盤亀裂
横浜市		4	34	10	480	172	8	3	22
武蔵国	都筑郡				58	4	1	27	12
	橘樹郡	3	4	24	2,434	17	4	10	71
	久良岐郡				114	1		1	43
相模国	鎌倉郡		1	3	126		1	6	61
	高座郡			1	70				1
	大住郡			1	94				13
	その他		1	1	33				18
	計	7	40	40	3,409	194	14	47	241

北緯三五・七度　東経一三九・九度　地震の規模七・五　東京・横浜等の東京湾沿岸で被害大。内陸に行くにつれて軽く、安房、上総は震動がはるかに弱かった。

千葉県の被害は軽く、群馬・宇都宮・岩村田でも小被害があった。

南佐久地方の千曲川沿岸に亀裂・崩壊した所多し。

30　上高井郡千曲川流域　明治三十年（一八九七）一月十七日　午前五時三十六分
北緯三六・六度　東経一三八・二度　地震の規模六・三

二八二（信州の地震）

この地震は弘化四年の善光寺地震以来の大震にして千曲川断層線内に発したるものにて局部の震動頗る強く家屋の破損地盤の亀裂其多の被害多かりしと雖震域は狭少にして長径百三十里短径百十里ありて陸地総面積七千〇八十方里なり就中強震部は僅かに四百方里にして本県の北四分と上野の西一分の地これに属す。然して弱震部は越後西六分、越中能登全部、信濃南六分、飛騨東六分、美濃東二分、甲斐北七分、武蔵北西三分、常陸中央三分、下野南西九分、の地面積二千八百八十方里にして微震部は西は近江国彦根より越前の西部に至る一線を界として東は磐城の西部より越後の北部に至る一体の地域を包有せり而して北方佐渡地方は全部此地震域に属すと雖も南方銚子地方にも毫も該震動を感ぜざりしか如く陸地面積約三千八百方里に達せり。

強震部内に於て殊に震動の強かりしは上高井郡川田村より以北小布施村に至る千曲川に沿ふたる諸村と上水内郡古牧村、古里村より長沼村に及ぶ是亦千曲川沿岸近傍の各村に亘る地域とす左に其被害の概況を摘録す。

上水内郡古里村下駒沢に於ては土蔵の傾斜せるもの及二階の落ちたるもの屋根の破壊墜落せしもの各一ケ所全村字金箱の信双寺にては切石を以て畳みたる堅固の石垣延長二間余を崩壊し墓碑の転倒せるもの家屋障壁の裂罅欹壊せしもの多く長沼村字赤沼辺に於ては土蔵の棟瓦を崩落し壁には縦横無数に裂罅を生し中には延長六間に渉れる塀を全倒したるものありて庇を破り土蔵又は長屋門等を傾斜せり其他石燈籠石地蔵等の倒伏せるもの五基あり畑地には数所に亀裂を生し大なるは延長一町以上に及び裂口よりは帯赤色の細砂を噴出すること夥し字大町辺に於ても居宅を一尺五寸許傾斜せしもの廊下の屋根を墜落せしもの切石積の石垣の東面を崩したるもの其他石燈籠の倒伏地盤の亀裂数ケ所あり。其裂線は多くは南北に長し。柳原村字村山布野等にも地盤の亀裂四五ケ所ありて方向は殆んと南々東、北々西なり。同村字小島の一商店にては棚上の陶器類、洋酒瓶（売品）等十中の八九を揺り落して不慮の損害を蒙りたり全村の震度を知るに足るべきものは、長屋門（田舎の農家にては屋敷の入口に門を兼ねて左右に物置場又は肥料置場を設くこれを長屋門と云ふ）の南西隅なる部分の梁棟木を挫きて同方面に倒潰せしめたるあり夫より南に行きて朝陽村字屋島に於ては畑地に口径三四寸の孔生し泥水夥しく噴き出して里道に溢れ一時其近傍は池沼の状態を呈せしも暫時にして止みたり此付近に於ては一体に地盤の変動ありて泥砂を噴出し二三尺の高さの小丘を造りたるもの多く井戸の如きは一層甚しく泥砂を噴出し全然埋めたるもの水口を止め

て涸渇せしめたるもの多数を占め偶々然らさるものあるも多くは混濁して飲用に供すること能はさらしむること二日に及べり地盤裂線は概ね南東又は南々東なり。隣村大豆島村の被害程度も亦前数村と略同一にして家屋の被害は南北面に多く物体の倒伏転落方向は概して東西なり。千曲川を渡りて東上高井郡内に到れば、綿内村字大柳には練塀凡五尺を崩壊せし処家屋の柱を挫折せし処ありて壁には縦の裂線多く其被害他村に比して稍大なり但全村の東山麓に位する温湯区は他より較や弱き感あるも全区の前面は蓮を作る外、用をなさざる深き泥田にて民家は山根の堅き地盤にあれば震動の為め軟弱なる田面陥込みたる為め所により剛軟境界線に於て二寸乃至五寸位までの床違ひを生じたる所あり。其他川田、井上、日野、豊洲等の震動程度は川西諸村と大同小異なれども井上村字福島の天満社の石燈籠の屋根の擬宝珠の根元より欠けて地上に飛びたると、日野村塩川に土蔵が少しく捻れたると、字高梨に土壁の壁が四方に亀裂を生し北面は悉く剥離せしもの一棟三面に亀裂を生じ、南の一面荒打壁まで剥離せるもの一棟耕地の裂罅緑三町余の長きものありし等の現象は特記の価あり夫より東に進んで小布施村の内大島は同村中の最害地なれども豊洲日野に比して稍弱し。

地盤亀裂の箇所より噴出せし砂は長沼村のものは赤色の砂のみ綿内村のものは赤色の泥砂其他は皆青色の砂なり而して長沼村のもの大粒なり。

此他建具の破損器物の破毀等に至りては諸部落多少あらざるなく襖帯戸等の中央より折れ或は縁を離し骨子を折る等は此震域内に於ては枚挙し難し。

以上の諸村は最強震域にして千曲川を狭んで東西約一里七分　南北約三里四分の隋円形をなし約五方里の広袤を有す。

之に亜ける強震部は埴科郡松代町より河中島を縦断して上水内郡安茂里村に出て同郡浅川村より高岡村を経て柏原村に至り東に曲りて下水内郡永田村秋津村を包擁して下高井郡に渡り中野町より延徳村に至り上高井郡の豊丘村仁礼村を縫ふて保科村より松代町に戻る地域内にして其形は最強震部と同じく東西に短かく南北に長き楕円形をなし長径約九里半短径約六里半面積約四十五方里を占めたり。この区域は最強震地方に比すれば被害甚少なく従て著しき現象を認めすと雖唯松代町に於て庇の墜落したるもの二戸壁に亀裂を呈したるもの数ケ所あり、又保科村は、延徳村等に於て粗造の石垣を崩したるもの二三ケ所あり、他壁の小亀裂棚上の器物の抛擲等に至りては到る所多少あらさるはなし。

茲に強震部各部落に於ける家屋の破損墓碑の転倒又は地盤の裂罅線等の方向等に基き震動方向を測定すれば左の如し

上水内郡

柳原村　朝陽村　大豆島村
　＼　東北東――西南西
長沼村　古里村
　―　東――西
上高井郡
日野村
　／　西北西――東南東
同郡　豊洲村　須坂町　高甫村
　仁礼村　*井上村
　―　東――西
　*井上村の内字中島は北西―南東なり
同郡　小布施村
　＼　南西―北東
同郡　綿内村
　／　西北西―東南東
同郡　川田村　埴科郡　松代町
　―　北―南

余震は大震当時は頻発して枚挙に遑なければ其内の稍著しきもののみを数へしに同年末までに三百五十八回を算するに至る。

地震動は震源地を遠かるに従って震度の衰弱することは勿論にして殊に地質の堅き処に到れば急に減殺せらる本地震の最強震部は前記の如く上高井郡、上水内郡の千曲川沿岸の低地にして此地方の地質は冲積層の軟弱質なり然るに少しく東に進んで須坂町より高丘村付近に小区域の第三紀層あり此の地方の震度は前者に比して大に弱し其より尚東に進むときは安山岩となり仁礼村字仙仁付近には閃緑岩露出し其外側を圍繞して御坂層（理科大学は現今御坂層を第三紀層に入るなり）あり故に第三紀層の上にある須坂町付近より東に入り豊丘・仁礼・若くは山田村付近は一番震度弱かるべき筈なるに反て最強地方と殆んと同程度の震害を豪りし地方あり其は上高井郡山田村の奥山田、牧より南約四十度西に傾きて豊丘村灰野の上原下原区に出て仁礼村米子より同村　仙仁に至り保科村に出づる狭長の一線をなしたる地区なり。即ち此地域内の山田村牧、奥山田は其前面にある高井村日滝村より強く壁の破損より障子の裂けたる等あり又豊丘村の内に於ても西に下りし明光寺瀬原等の部落よりは東に登りたる上原下原等強く下原には土蔵の窓下の壁に裂罅を生し棟瓦を南の方三分の二を振り落し上原には麻を蒸す大なる土塗りのかまどに割目を生せしめ仁礼村米子には土蔵の壁南北両面とも中央に横に裂線を生じ屋根瓦を飛し丸石積みの石垣を墜し学校の壁にも所々に裂罅あり又同村仙仁区の如きも字仁礼亀倉等より壁の損害多き観あり此震度線を尚南西に延長すれば埴科郡松代町の南東に隣りする豊栄村に到る而して松代町が比較的強かりしは既記の如し。

此現象に就きては某学者は山と山の間に突入せしV字形の山峡地は両側の山に波動する震波が反発せられ奥の最狭地に集力するを以て其地方に当る所は遠きと雖反て強き理なりと説明せり。是は然るべき説なれども本地震に於ける前記の強震地点は単に此説のみにては解説することと能はさることあり其は前記の地点は単にV字形の所のみならず山田村の牧、奥山田、豊丘村、灰野の上原下原若しくは仁礼村米子の如きは或は此理に因らんか然れども仁礼村字仙仁区の如きは全く深く南で入りて千曲川沿岸最強震地なる井上、綿内、川田当の諸村の山陰に位し地質は堅緻なる深造岩の石英閃緑岩なれば全く他に原因を求めざるべからず。

玆に於てか千曲川断層線に起りし変動と同時に別に仙仁区付近を被ふところの閃緑岩と御坂層の接触線内の或弱点にも変動を起したるものと推測す。而して此閃緑岩及御坂層は北約五十度東に延長して畧前記東端強震部線の傾きと相一致するは偶然にも非らさるが如し加え此大震当時に於ける余震を観察すれは明かに仁礼村は千曲川沿岸のものとは別種の余震を有することを知るを得乃ち須坂町の余震回数と仁礼村の回数とは一致せず反て仁礼村の方其数も多く地鳴も亦頻繁なるのみならす須坂町に於て一日半全く感ぜざる時にても仁礼村には多数を感することあり即ち一月廿一日六回廿四日十一回を初めとして四月十二日より十九日に至る数日間又同月廿四廿五の両日の如き現著なるものなり。殊に仁礼村仙仁区付近には小局部特発の急激なる地震を有するあり。此等の現象を総合するときは慥かに此強震部は別に震源を有したる地震と見ることを得。

31仁礼村付近　明治三十三年七月（一九〇〇）七月二十五日　十七時二十九分
地震の規模五・〇

二八三〔信州の地震〕

上高井郡仁礼村に特発せし小局部の強震にして震央地近傍には被害ありし程なるに僅々七粁許を距つる須坂町にては弱震にて声響を聞くのみ随って震域狭小にして強震部約八方里弱震部百三十二方里微震部は信濃・越中・越後に亘りて四百六十方里なり元来南信地方より発する地震は概して震度左迄強からすして震域の広闊なる大震を有す三十二年一月二十二日同年二月六日同十一月廿一日の如き地震の如し。然るに之に反して北信地方に起る地震は頗る急激にして震央地方面に災

害を及すこと大なるに拘らす震域の狭小なる小局部より発する地震を起す本地震の如き其最も極端とも謂ふべき適例なり。即ち震源地なる仁礼村長よりの報告を挙くれば（村役場は字亀倉にあり）震動は水平動にして方向は南北の如し、本村の内大字仁礼栃倉等にては時計の運転を止め用水は黒色に変し棚上の物品中徳利等の如きものは抛出或は墜落壁及土地等に亀裂のか所あり、大字亀倉米子塩野等は用水の色を変じたる位にして其他に異状なく大字仁礼に比して稍緩慢なりし、強震後微震数回あり。廿六日午前五時十分弱震あり今尚時々震動す。

以上の如く震災の甚しき大字仁礼の仙仁組より僅かに十町許を北に距る亀倉塩野に於ては唯僅かに用水の変色を見たるのみにして北々西に一里三十丁許の須坂町は弱震にて何等異状を認めす然るに之に反対なる西南西二里廿五丁にある松代町に於ては間々時計の静止せる所ありしと報す。是等の点より考ふるときは此地震の震源点　明治三十年一月の高井地震の項に論せしか如く仙仁組の奥なる山地を被包する御坂層と閃緑岩との付近より発する特発地震なることを益信せさるを得す。

32上田付近の地震　大正元年（一九一二）八月十七日二十三時二十二分
北緯三六・四度　東経一三八・二五度　地震の規模五・七

二八四（信州上田町の地震）

信州上田町付近は十七日に頗ふる著明なる地震を発し其後引続き余震頻繁にして本月末日までに十七回を観測せり就中二十二日午後零時三十六分に現はれたる余震は震域稍々広く長径三十里短径二十里を有し総面積三百八十方里に達し又二十三日午前五時四十八分に発したるものは長野地方に達せしか其外のものは一小局部に限られたり。今余震回数を日割にして表示すれば次の如し。

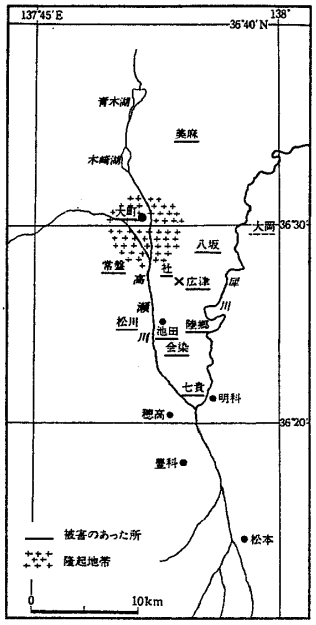
日次	回数
十八日	一
十九日	二
二十日	一
二十一日	二
二十二日	四
二十三日	四
二十四日	一
二十五日	一
二十六日	一
二十七日	三
二十八日	一
二十九日	一
三十日	一
三十一日	一
計	七

此地震は十七日午後十一時二十二分に発し震域は狭隘にして全体としては小なる地震なりき乃ち長径百里短径五十里にして総面積三千百八十方里に過きす、其中強震部は信濃国小県郡全部、北佐久、埴科、上高井、諸郡の一部分と上野国吾妻郡の南西部を含み面積百方里なり震央地付近に当れる上田町に於ては地盤の亀裂三箇所、土塀並に石垣の崩壊六箇所、石碑の移動等ありて震動は甚激裂なりき長野測候所の観測に拠れは発震は午後十一時二十一分四十二秒にして急激なる震動起り初期微動一秒時間を径て主要動に移り六秒時に至りて最大水平動を顕出し南十五度東の方向に於て全振幅一・一粍を示したり爾後十七秒時間は震動稍々著明なりしか漸次に微弱となり全振動時間一分二十五秒にして静止せり。又松本測候所の観測に拠れは発震は午後十一時二十三分二十二秒にして最初より急性なる震動に始まり水平動は一秒時に至りて主要動に達し発震後四秒間を径て最大震動を現はし北東南西方向を以て全振幅〇・六粍、振動期〇・九秒を示し午後十二秒時間は震動尚ほ著しく、上下動は発震後二秒時間を経て主要に移り夫より一秒時間を径て最大動に達し全振幅〇・一粍、振動期〇・六秒を示し爾後二秒時間は著明なりき総震動時間は水平動は一分三十三秒間上下動は四十五秒間継続せり。

33大町地震　大正七年（一九一八）十一月十一日二時五十八分及　十六時三分の二回
北緯三六・四度　東経一三七・九度　地震の規模六・一（両地震とも同じ）

第一回目の地震は大町に近く、第二回目は常盤村に近かった。後の方が強い。被害範囲は北は木崎湖、南は池田町、東は犀川、西は高瀬川沿いの平地の西縁にかこまれた地域・被害は別図のとおりで、他に

震央地域



宇佐美（1975）による

図18 大町地震（1918年）における震央地域

表18 大町地震（1918年）における長野県内の被害

	居宅			附属建物土蔵等		官公署・学校・寺社の破損	石垣石積被害カ所	道路崩壊亀裂（間）	河川その他決潰・亀裂（間）
	全潰	半潰	破損	全潰	破損				
大町		241	867	6	692	84	228	302	2,566
社村	4	16	270	7	350	18	57	1,242	570
常盤村	1	28	585		476	11	3	120	
松川村					13	2			
池田町			7		42	1			
会染村			3		14	2			
七貴村		2				8			
陸郷村		1	370		386				
広津村		1		1	3	6	2	60	
八坂村	1	9	67	2	71	7	36	226	200
平村		3	809		188	6	2	25	8
美麻村		4	68		38	145		20	
計	6	305	2,547	16	2,273	290	334	1,507	3,344

北安曇郡役所の調査による

負傷者五。また、上水内郡水内にて瓦・壁落下、地面に亀裂、日里村では土蔵全壊一、大岡村で落石などの小被害。

壁の被害が著しく〔土蔵壁の地震〕といわれる。壁土に粘土分が少なく、壁の下地の施工上の習慣が原因とされている。全壊住家はいずれも腐朽したもの、土蔵を改造した家に限られた。

前日（十日）、震源地付近で二～三回の前震あり。また、数回ほど音響を聞いたという。余震多数あり。

地震後の水準測量で、大町付近の隆起が認められた。

二八五〔大正七年信州大町地方激震調査報告〕

大町ヨリ南西一里半ニ当ル常盤村ニテ八十日（十一月）夕食後ニ微震一回アリ、同夜十時頃ニモ一回微震ヲ感ジタリト云ヘルモノアリ、又夕大町北方ノ王子神社附近ニテモ十日午後十時頃ヨリ西々南ニ当リ〔雪降（チロシ）〕ノ如ク〔ドーン〕ト音響ヲ数回聞キ、字来見原居谷里ニテモ同日午後四時頃ヨリ西北二方ヨリ〔ドーン〕ト〔雪降〕ノ如キ音響ヲ聞ケリト云ヘリ、此等ガ果シテ地動ナリシトスレバ〔前キ揺レ〕ナリシカトモ想像セラル。斯クテ十一日午前二時五十八分四十秒（東京発震時ヲ示ス以下同ジ）第一回ノ激震アリ。十三・一時間ヲ経テ同日午後四時三分四十秒ニ至リ第二回ノ激震アリ第一回ヨリハ頗ル強大ナリキ。而シテ長野測候所微動計記録ニヨルニ、第一回地震後ノ余震ガ割合ニ少弱ナリシハ震源地附近ノ地殻ガ尚不安定ノ状況ヲ持続セルヲ示セルモノニシテ、其結果第二回ノ激震ヲ発スルニ至レリ、第二回激震後ハ余震夥シク且ツ稍々強キモノヲ混ジタルハ、此レニテ震源附近ノ地殻ガ安定状況ニ復帰シツヽアリト認メ得ベキナリ。要スルニ二回ノ激震ガ別々ニ発起セルハ震害ヲ軽減セル所以ニシテ、今後同一地域内ヨリ更ニ激震ヲ発生スル憂ナキモノト信ゼラル、抑々大地震後ハ四、五日若クハ八、九日毎ニ多少周期的ニ多寡強弱ヲ繰リ返ヘスヲ例トスルモノナルガ、十一日両回激震後十二日ヨリハ余震次第ニ減少シ十四日以後ハ格別強キモノ無キニ至リシガ、初回ヨリ九日七時

間ヲ経テ、廿日午前九時四十八分五十五秒ニ及ビ稍々顕著ナル余震一回アリ、更ニ四日十九時間ヲ経テ同月二十五日午前四時五十六分五十五秒ニ頗ル強キ余震一回ヲ発シ、次ギテ五日二十三時間ヲ経テ十二月一日午前四時十五分ニ稍々強キ余震一回アリ、其レヨリ十三日間（四・五日ト九日トノ和ニ等シ）ヲ経テ十二月十四日午後五時三十分ニ至リテ頗ル強キ余震一回ヲ発シタリ。

此等ノ強キ余震相互間順次ノ時差ハ四・五日若クハ九日ナル価値ニ接近セルモノナレバ余震ガ割合ニ強シト雖モ、敢テ異常ナルニ非ズ普通順序時差ニ従ヒ発生セルモノト認メラルベキナリ。

震害ハ主トシテ長野県北安曇郡ノ大町及ビ其附近ノ常盤、社、平、八坂、美麻ノ五ケ村ニ限リ、就中大町ト常盤、平、社三村ニ於テ最モ多カリキ、大町警察署ノ調査ニヨルニ上記六ケ村ニ関スル損害価格見積ハ約四十一万余円ニシテ死者ハ一人モ無ク、常盤村、八坂村ニ負傷者男各一名アリタルモ地震ノ際、間接ノ原因ニヨレルモノナリキ。全潰建物ハ住家七棟、非住家四十八棟ニシテ全潰、半潰破損合計数ヲ挙グレバ住家二十一棟、非住家二千三百五十五棟トナル。又タ北安曇郡役所ノ調査ニヨルニ同郡大町、池田町及ビ社村等十ケ村全般ノ地震損害ハ総計四十七万一千八百四十八円ニシテ、居宅全潰六棟。同半潰破損二千八百五十二棟。附属建物、土蔵等全潰十六棟、同破損二千二百七十三棟。官公署、寺社ノ破損二百九十棟。石垣、石積被害三百三十四個処。道路、河川等ノ崩壊亀裂四千五十一間アリ。負傷者ハ五名ニシテ常盤村、合染村、八坂村ニ各一人、美麻村ニ二人ナリ。全潰セル住家ハ何レモ腐朽セルモノ若クハ土蔵ヲ居宅ニ改造セル類ニ限リ普通ノ住家ニシテ全潰セルモノトテハ無カリキ。但シ大町地方ノ家屋ハ低キモノ多ク、二階家ト雖モ殆ンド半二階ニ見ユル程ナリ、高キ建築ガ震害ヲ受ケ易キヲ以テ弘化四年大地震後ハ長野市中ニ於テ普通ノ二階家ヲ建ツルヲ禁ジ、平家式トシテ柱ノ長サハ十一尺ヲ制度トシ後ニ至リ二間半ノ高サ迄ヲ許スニ至リシガ、大町地方ニ於テモ弘化、安政等ノ震災ニ鑑ミ爾後高き家屋ヲ築造セザリシナランカト推セラル、且ツ太キ堅固ナル柱ヲ使用セル場合多キヲ以テ、地震動ノ強ガリシ割合ニハ家屋ノ倒壊少ナカリシモノト思ハル。

表 19　大町地震（1918年）における長野県大町地方の被害

	松川村	池田町	会染村	七貴村	陸郷村	広津村	八阪村	平村	美麻村	計
六							一			
三〇五				二	一	一	九	三	四	
二五四七		七	三		三七〇	一	六七	三〇九	六八	
一六						一	二			
二二七三	一三	四二	一四		三八六	三	七一	一八八	三八	
二九〇	二	一	二	八		六	七	六	一四五	
三三四			四			二	三六	二		
一五〇七						六〇	二一六	二五	二〇	
三三四四							二〇〇	八		

二八六（北安曇郡誌第一巻）

一九一八年（大正七）十一月十一日午前三時と午後四時の大町地震は地元の人々を恐怖におののかせ、まだ記憶に残っている人も多い。震源地は、第一回は大町市松崎の南東一キロメートルで、畑の肥壷が五〇センチメートルもゆり出されたという。第二回目は大町市大崎付近で、清水では石碑の台石が約一メートルも動いた。有感範囲は第一回目は北東から南西に延びて新潟県および名古屋に達し、第二回目は四方へ平均に広がり、西は琵琶湖、東は東京、北は日本海、南は大平洋に達し、マグニチュードは六・一と推定されている。

この地震では地面に露出するほど顕著な断層はできなかったが、大崎方面では七五〇メートル、清水寺南方では四五〇メートルの地割れができ、ともに東側が下がった。ことに、大崎方面においては、最大約十五センチメートル低下している。山崩れは、西山で各所に起こった。死者こそなかったが、被害は佐野坂以南の全地域に及んだ。

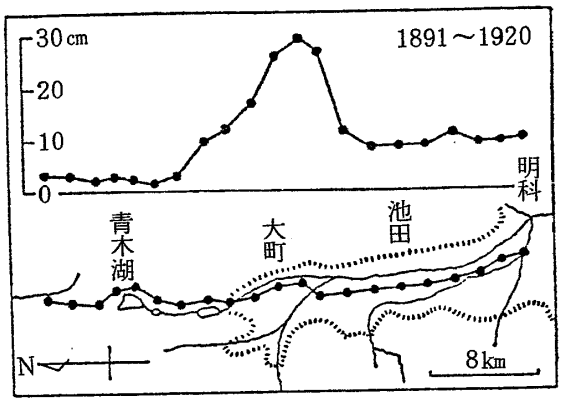


図19　大町地震（1918年）後の水準点の変化

大町地震の特徴は、激震が約半日おいて二度起こり、しかも二回目の方が大きかったことである。一般に単発的な地震は本震のあとにそれより小さい余震が何回かあって落ち着くものであるが、大町地震では第一回目のあとは余震が少なく、第二回目の強震のあとは余震は順調で、その日のうちに六百―七百回、翌十二日には三百―四百回、以後十八日までに毎日二十五―三十五回、月末までは毎日十五回内外、翌年一月中旬まで日に数回の有感地震が起こっている。

二度の激震に見舞われ、長い間小屋がけ生活をして不安な日々を過した。

二八七（南安曇郡誌第一巻）

大正七年十一月十一日午前三時と午後四時との二回にわたって起ったものをいい、震階はMで六・一を示し、大きい方ではないが、震央が松本平にあり、しかも比較的新しく起こった点で資料も多く、特筆すべきものである。先の大町地震に対し、これは大町東南方にあり、また、震度も震央より百キロメートルの地点における比較では前者の三に対し後者は二・四で、やや小規模である。本地震は続いて二回発生したが、震度及び損害は後者が遥かに大きい。発生の前日の昼と夜大町市常盤に微震が各一回あって、その翌十一日午前二時五十八分四十五秒に第一回の激震が起り、大町はその東北隣接地方経約一里の区域間に限り強く感じ、特に社地区松崎及び常光寺、八坂村字久保・大町字三日町・霊松寺等では著しく損出を生じたが、南西方の常盤地区内では震動は軽く、石碑類の転倒もなかったという。県内において比較的強震を感じた範囲は直径七十五キロメートルの円形面積内で、北は飯山から南は松本・塩尻に及び、東は小諸市に達している。この震源は大町市松崎東南方一キロメートル附近で、畠の肥桶が一尺五寸（約五十センチメートル）も堀り出されたという。

二回目の午後四時のものは更に激しく、大町市・常盤・平各地区及び八坂・美麻両村に及ぶ範囲で、全潰二十三棟、半潰破損破損五千百余棟に及んだが、死者は一名もなく、負傷者八十五名、損害の合計四十七万円であった。地震計によると、第二回は第一回に比べ、最大動は約三倍に達している。震源地は第一回より西方で、常盤地区大崎辺にあったらしく、当地において北三十度東で延長約七百米にわたり、幅五センチメートルで約六センチメートルほど相対的に低下し、また、同地区清水寺南の田において北七十三度の方向に幅三センチメートルで四百五十米の間が約三―六センチメートル東方に低下を示した。このことはこの辺から第一回の激震地の方向へ向かう一線を軸として運動が行なわれたことを示している。

地盤の昇降を地震の前後で比較すると、大正九年（一九二〇）六月から九月に至る水準点の改測結果により、大町附近は松本に比較して十八・九六センチメートル、糸魚川に比し三十八・八センチメートル

の上昇を示している。すなわち、これらの地域は四周より二十センチメートル隆起したわけで、これに対し、先述の常盤地区清水の小断層は周縁の局部的沈降を示すものである。

34 長野県北部の地震　大正八年（一九一九）三月二十九日七時四十一分

北緯三六・九度　東経一三八・四度　地震の規模五・六

野沢温泉地方で強震。温泉湧水し口の閉止したものあり　石垣崩壊、天井墜落等の軽微な被害あり。

表 20　大正７年11月の大町地震観測値

第一回地震観測値（11日午前２時58分58秒）

	長野測候所	東京天文台
初期微動継続時	4.7秒	25.8秒
震源距離	35粁	191粁
地震の初動	0.17粍震源に	0.12粍震源に
初期微動平均方向	S64 W	N64 W
最大動	…	3.3粍

第二回地震観測値（11日午後４時３分15秒）

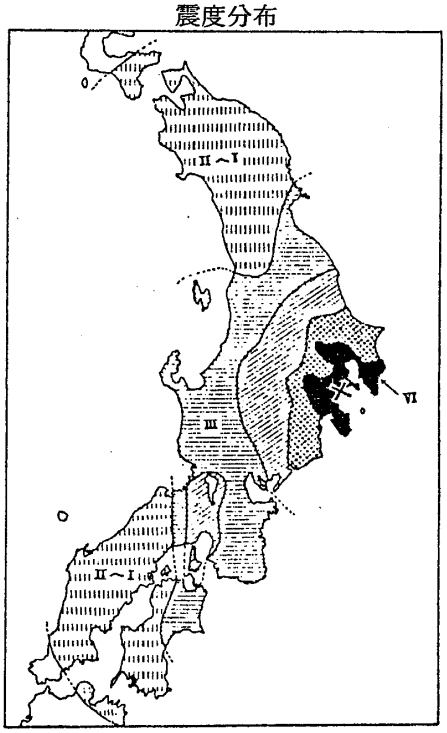
	長野測候所	東京天文台
初期微動継続時	5.2秒	26.8秒
震源距離	39.3粁	199粁
地震の初動	0.32粍震源に	0.55
初期微動平均方向	S 55.4 W	N66.6 W
最大動	…	11.8粍

35 関東大地震　大正十二年（一九二三）九月一日
北緯三五・二度　東経一三九・三度　地震の規模七・九

東京・横浜・横須賀・宮崎・熊谷・甲府・鎌倉で震度Ⅵ。津波は川崎で八・一米、三崎六米。地震後火災が発生し、被害を増大した。死者九万九千三百二十一人、行方不明四万三千四百七十六人、家屋の全壊十二万八千二百六十六戸、半壊十二万六千二百三十三戸、焼失四十四万七千百二十八戸。

長野県下の震度分布・被害分布は、別図に示すとおりで、木造家屋を対象に調査したものである。松代から南佐久地方にいたる千曲川流域と、諏訪村近で家屋の全半潰等の小被害があり、これらの地域はほぼ震度Ⅴとみられる。上伊那・下伊那両郡では壁に亀裂、伊那富倉村にて倉庫の壁の剥落三、墓標の転倒十。西筑摩・東筑摩・南北安曇の諸郡では時計が止まり、棚の物落下する程度の震動であった。

震度分布



気象庁（1968）による

図 20　関東大地震（1923 年）における震度分布

余震（飯田にて）は、9 月 1 日から同年末までに 317 回あり、そのうち有感回数は次のとおり。

震　度	Ⅰ	26 回
震　度	Ⅱ ～ Ⅲ	18 回
震　度	Ⅳ ～ Ⅴ	2 回

9 月 1 日 16 時 38 分の余震（山梨山中、東経 138.9°、北緯 35.5°、M＝6.7）では沼津・東京および飯田でも震度Ⅴ。

震度分布

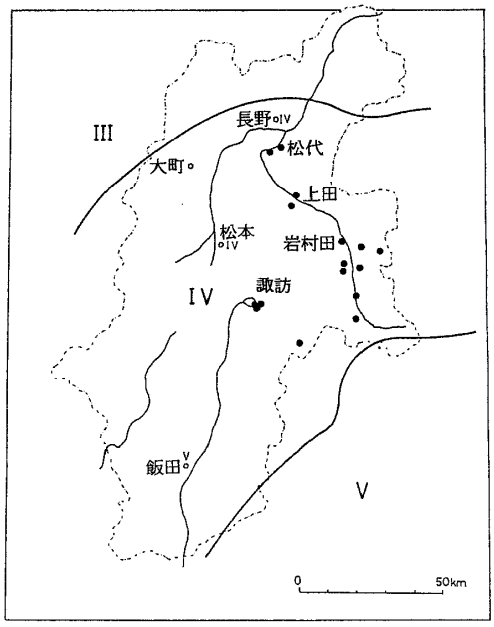


図 21　関東大地震（1923 年）における長野県内の震度分布

（ 2 図共「長野県における被害地震の記録」より ）

表 21　関東大地震（1923 年）における長野県下の被害

郡市名		全戸数	全潰家数		百分率*	半潰家数		百分率	焼失		全人口	死	傷
			住家	非住家		住家	非住家		住家	非住家			
南佐久郡	臼田町	752	—	—	0.0 0.0	—	2	0.3	—	—	—	—	—
	南牧村	582	—	1	0.0 0.2	—	—	0.0	—	—	—	—	—
	小海村	661	—	—	0.0 0.0	—	4	0.6	—	—	—	—	—
	切原村	507	—	—	0.0 0.0	—	3	0.6	—	—	—	—	—
	田口村	920	—	2	0.0 0.2	—	30	3.3	—	—	—	—	—
	平賀村	801	—	3	0.0 0.4	—	—	0.0	—	—	—	—	—
	内山村	420	—	1	0.0 0.2	—	—	0.0	—	—	—	—	—
	岸野村	698	—	1	0.0 0.1	—	1	0.1	—	—	—	—	—
	計	5,341	—	8	0.15	—	40	0.75	—	—	—	—	—
小県郡	塩尻村	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	川辺村	543	—	3	0.0 0.6	7	2	1.7	—	—	—	—	—
	中塩田村	935	1	2	0.13 0.3	10	15	2.7	—	—	—	—	—
	東塩田村	586	—	9	0.0 1.5	16	43	10.0	—	—	—	—	—
	計	2,064	1	14	0.75	33	60	4.50	—	—	—	—	—
諏訪郡	上諏訪町	3,479	4	—	0.1 0.1	5	—	0.1	—	—	—	—	—
	四賀村	554	2	—	0.4 0.4	6	—	1.1	—	—	—	—	—
	本郷村	592	—	—	0.0 0.0	8	—	1.4	—	—	—	—	—
	中洲村	544	3	—	0.6 0.6	6	—	1.1	—	—	—	—	—
	豊田村	507	—	—	0.0 0.0	5	—	1.0	—	—	—	—	—
	計	5,676	9	—	0.16	30	—	0.53	—	—	—	—	—
埴科部	松代町	1,861	2	7	0.14 0.4	4	1	0.3	—	—	—	—	—
	森村	462	—	—	0.0 0.0	2	—	0.4	—	—	—	—	—
	計	2,323	2	7	0.39	6	1	0.30	—	—	—	—	—
上田市		6,833	1	3	0.015 0.1	6	—	0.1	—	—	—	—	—
	計	6,833	1	3	0.1	6		0.1	—	—	—	—	—
総計			13	32		75	101						

震災予防調査会（1925）による　　＊上の数字は住家のみに対するもの

二八九〔長野県震災誌〕

緒言

大正十二年九月一日の地震の震源は丹沢山付近に存じたるが、偶々其接近せる地域が地盤脆弱にして我国に於ける政治文化の中心、人口稠密の場所たる東京横浜を包含せしかば、其影響の及ぶ所深く且大なるものあり。独り我国に於ける空前の大災害たりしのみならず、遠く世界の人心を震撼せしむるに至れり。

我が長野県は地盤比較的強固なるの故を以て地震より受くる直接の災害は僅少なりしも、東京を去ること遠からず、且北陸に通ずる要路に当りしを以て、交通及人事の上に於ける重大なる使命の負担を免るる能はざりき。

以下録して後人の参考に資す。

県内震災の状況

震災の状況は主として長野、松本、飯田、三測候所の調査に依るこゝとゝせり。

一、長野測候所調査報告

イ　簡単微動計に感ぜし地震回数

尚有感覚地震は、九月一日二十二時十分十二秒五、二十三時十七分十二秒頃、九月六日未明極微のもの、九月八日十八時八分四十二秒、二十時十六分十二秒頃、九月八日十九時四十二分頃唐箕の口の岩石崩落せ

九月一日強震ノ際ノ回数ハ不明　同強震ヲ外ニシテヨリ夕刻迄　七四回
九月一日夕ヨリ二日朝迄　四〇回　九月二日朝ヨリ夕刻迄　二九回
二日夕ヨリ三日朝迄　二五回　三日　同　二三回
三日同　四日同　一七回　四日　同　一七回
四日同　五日同　一九回　五日　同　一〇回
五日同　六日同　一二回　六日　同　四回
六日同　七日同　一一回　七日　同　六回
七日同　八日同　九回　八日　同　五回
八日同　九日同　一〇回　九日　同　五回
九日同　十日同　六回　十日　同　三回
十日同　十一日同　一回　十一日　同　三回
十一日同　十二日同　二回　十二日　同　一回

表 23　関東大地震（1923 年）における長野県内の地震被害

町村名		全壊 住家	全壊 非住家	半壊 住家	半壊 非住家	居宅壁墜落	石燈籠ノ倒レタモノ	居宅ノ傾斜	居宅ノ鴨居折レタルモノ	居宅屋根ノ破損	煙突又ハ柱ノ折レタモノ
小県郡	丸子町									二	
	和田村					二					
	大門村										
	依田村					四	五				
	塩川村										一
	川辺村	一	三	一	一						
	中塩田村	一	三		一						
	東塩田村		三		六						
	滋野村		一								
	富士山村		一								
	鷹津村		一								
	上田村	四	二	四	一						
埴科郡	雨宮村				一			一		一	
	戸倉村							二			
	坂城町							二			
	中之條村					五		二			
	南條村		一			五					
	杭瀬下村					二				一	
諏訪郡	上諏訪町		一		三		一	六			一
	豊田村							二			
	中洲村			二		五					
	湖南村		二		一			二			一
	宮川村					三					
	泉野村					五	九				
	豊平村					一〇					
	志賀村	五				一〇					

り。九月十日十一時五十二分頃、十一日十時五十四分頃、十五時五分頃普通地震計に感ずる地震あり。

ロ　県内各町村地震被害

ハ　震災視察報告

気象事務視察並に強震被害調査行程は左の如し。（中略）

小諸の地震被害程度を調査するために小諸警察分署に至る。聞くところによれば震動かなり強く柱時計は大概止まりたるも、壁に亀裂を生ぜし所少く家屋の被害殆どなく、唯腐朽せる物置土蔵一棟の倒壊せるものありしのみ。浅間館にては第一回の強震と共に時計の振子止まる。（南向き）浅間山よりの鳴響を聞く如く凄烈たるものありしと。水桶の水南北にゆれたるもの丶如し。

浅間火山観測所　午前十一時五十九分五十一秒（？）強震あり。恰も北西の烈風吹き居り、震動と共に牙山の麓（観測所に面する）及唐箕の口の岩石崩落。其音の反響より浅間の爆発かと思はれたり。地震器械外れ用をなさず。柱時計止まらず（東向き）。引きつづき余震続発し、夕刻七時頃迄有感地震十一回にして一日より十二日に至る（震災予調会竟氏日誌）

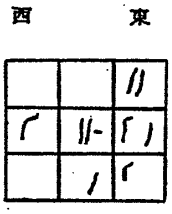
九月十二日　略

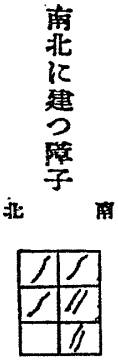
九月十三日　東長倉尋常高等小学校　九月一日午前十一時五十八分強震と共に掛時計（向）止まり家屋南北に動揺すること一分間。同日戸外に飛出す程度の強震十六回あり。為めに校舎の北測の壁落ちしが、南北に面する壁は亀裂を生ぜしもの少し。

軽井沢警察分署　軽井沢付近の被害は割合に多く同署の壁面は大部分亀裂を生じ、南北に面する壁は其の度合強く、外壁の剥落せるもの多し。即ち南北の壁面に沿いて震動せしものと思はる。

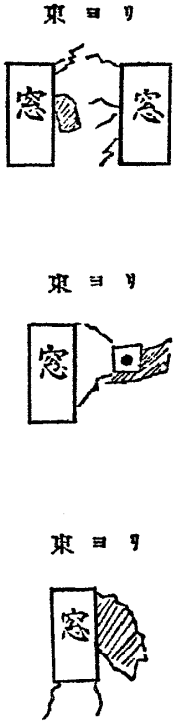


今当署にまとめたる被害報告に依れば、軽井沢に於て全潰五（住家二非住家三）半潰六（住家四非住家二）西長倉村にて住家二、井戸小屋一、倒壊せるも右は何れも地震の為めに倒壊すべく準備せられたる建物とも称すべく、柱細く、屋根上の石の腐朽機等を以て成れるものなり。軽井沢駅に近き矢ケ崎碓井峠の間の被害は比較的多けれども、倒壊家屋は最早建直せり。同地の家屋は周囲は板屏にて、屋上には石をのせたる、粗末なる建物なり此所は東西に激動したるものの如く東西に建つ戸障子の脱出あり。又北東より南西に裂目の多き等より見れば、西より東に振られたる如し。下駄箱棚の上の器物等東側より六尺余西側に飛ばさる藁葺の家の北に二十度位傾くものあり。沓掛に於ける被害程度は報告未倒着のため不明の由なるも、小職の視察に依れば僅かに壁に亀裂あるを認むるのみにて軽井沢より余程被害少き様を認めらる。



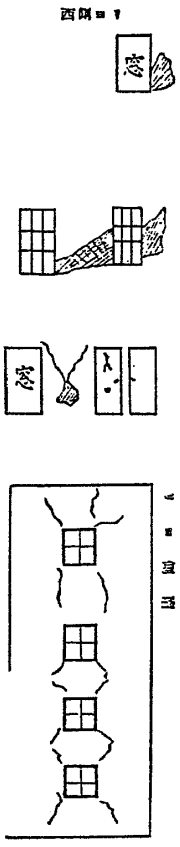


岩村田警察署　同署の被害調査によれば、高瀬村の今井、川田に住家四、三井村安原に非住家四、其外半潰五あり。何れも藁葺の物置同様の粗末なる建物なりと。同署事務室会議室等の壁に亀裂あり。殊に南北の壁は同壁に沿ひて震動強かりしためか剥落せし箇所多し。



農工銀行岩村田支店　当店は瓦葺の洋風の建物なるが、南北側の外壁は亀裂剥落多けれども、東西側は亀裂生ぜし位なり。目下閉鎖中にて内部の模様明らかならざれども外壁は亀裂を生ぜり。

岩村田町端はなつつり橋より三寸程隔たる所の東南東より西北に連



る道路の辺に平行に建てる藁葺の物置小屋が南に傾けり。柱敷石より一尺を離れたる地面は二十三度位南方に低くなり居る故南側の支柱折れたる為の傾きし如し。

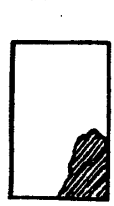
志賀村に通ずる道路（伊勢林付近三井村）に北四十度西の方向に道路と平行に幅四尺許長さ二十間程地すべりあり。（埋立道路にて南側に三尺巾の川流れ同道の埋立高さ川より約三間余）崩落と云ふが正当ならんか又其道を少し上れば（約二十間程）長十間幅五尺位断層（陥没が）ありて直下に没せり。

安原村に至るたるに倒壊家屋は全部片附けしに依り、同家主木下宅に至り其模様を聞く。道路は東北東より西南西に連り夫れと平行に家は建てられ、瓦葺にて、柱折れて南東に倒れたり。同地付近にて南北に建つ障子は殆んど外れ、東西に建つもの二つ北東より南西に斜に裂目を生ぜり。時計振子は止まる。

概して安原村付近の低地には幾分被害あるも、平根志賀地方の被害は少し。尚村田町の南東三十丁余を隔つる長野種馬所は木造の洋風作りにて被害多かりしと。

九月十四日（雨）

岩村田農学校　一日強震にて柱時計は止まり壁に亀裂を生じ棚上の物の落下等ありたるも、校舎には被害少し。寄宿舎の紙障子は南北に面するもの破れ東西に建てるものは破れず。





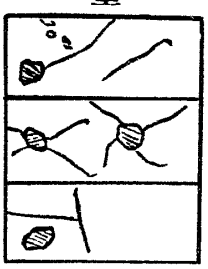
岩村田町龍雲寺　この寺の石碑の長方形のもの、倒れしもの七八個あり。うち北方に倒れしもの二個にして、他は全部正南方向に倒れしものなり又堂宇の壁（南北に面す）に裂目を生ず。

住吉神社の石燈籠の倒壊せるものありて何れも正南方に倒れ居れり。岩村田駅付近倉庫の壁[1]は南北側に於ての裂目ありて南より北に震動せる如し。岩村田より小梅に至る間に於て穂積付近に多少障壁に裂目剥落等あるも他に被害等なきが如し。

北牧農学校　校舎養蚕室の壁は南北側二三ケ所崩落し[2]東西側の壁は[3]となり障子は多紙切れたる跡あるも大なる裂目なし。千曲川の流域の土手及石垣一二ケ所破損崩落せるあり。又親沢分教場一棟倒壊し運動場に亀裂を生ぜりと。この調査は帰路に譲り海の口に向う。

(1)

N 10°E—S10°W の壁



(2)





(3)



九月十五日（暴風雨）

川上村役場　午前八時海ノ口出発。途中風強く歩行困難甚し。正午川上村役場に到着す。此所は九月一日には強震十二回弱震二十八回の震動ありしも、家屋の倒壊等全然なく、僅に壁に裂目を生ぜし所ありたるのみ。而して振動方向は南北にて時計の振子止まる。

午後二時半川上出発。午後七時半小海に着。

九月十六日（曇小雨）

村立小海実業補習学校親沢分室　同地は小海より二里許の山奥にありて親沢部落中一段高き所にあり。埋立地と思わる。三間に二間位の校舎（南北長し）北より南に二十度西より東に四十度傾斜せり（尤消防夫の力を借り起せし後の傾斜にて以前はこれ以上傾きならん）北十度東より南十度西に連る壁には亀裂崩落(1)ありて東側の障子に裂目(2)あり。西側の壁も亀裂(3)ありて屋上の石は大部分落されたり。尚この校舎の西側運動場には、東より西に地割れあり。五分間余続くもの三、四筋ありて其の間は亀甲型に裂け居り。但し大亀裂は埋めし後にて巾不明なるも二寸位ありしと云う。


（1）


（2）


（3）



当校舎の親沢村落に比し強震動を感じ、被害強かりしは、高台地の端にて埋立地の地殻弱かりし為めなるべく局部的なり。而して数町を隔てたる川平にては時計は止まることなく振動弱かりしと。親沢付近の石碑は何れも東西に倒れ、南北に向はざる奇観を呈す。斯くて馬流停留所より三反田に出で臼田町に至る。

九月十七日（晴）

臼田森林観測所　構内の壁等に亀裂其他被害を認めず。同所付近稲荷神社の鳥居（南北に立つ石造物）一部打落され、又石燈籠二つ南側に倒れあるを見たり。又町内倉庫の壁（東西に連る）一部剥落され居たり。此所の余震回数は一日五十一回二日三十回三、四日各五回五日三回六日四回七日二回後一日一回位なり。

摘要　南北佐久郡内に於て比較的被害大なりし所は軽井沢矢ケ崎付近より岩村田町、三井村より南御牧、春日村に至る地方にして、約南六十五度西より北六十五度東の方に延長する被害線ありて震動方向は南北のもの多し。而して地震動に先ちて、鳴響を聞きしは北御牧付近

表 24　関東大地震（1923 年）における松本測候所調査報告

郡町村	震動時間	震動ノ方向	震動ノ強弱	震動ノ性質	備考
西筑摩郡王滝村	一日午後〇時二分ヨリ二日午前〇時四十五分ニ及ヒ時々アリ	不明	微弱強何レモアリ	水平動	棚ノ物落下シ時計ノ振子止マル
同　開田村	三分五十秒	南	強	水平動	時計止ル
同　木祖村					液体溢出、棚ノ上ノ物落ツ
東筑摩郡生坂村	四分間	東ヨリ西	強	水平動ニシテ鳴響アリ	釣下ケタル物ノ動揺ヲ認ム
同　錦部村	四分間	東ヨリ西	強	水平動	
同　坂井村	約三分間	東南ヨリ	強	水平動	
同　東川村	約十分間	北西	強	水平動	液体溢出、時計振子止ル
同　麻績村	四十五秒	北西	強	水平動	
同　本城村		南東	強	水平動	
同　島内村	四分間	南東	強	鳴響アリ	
同　里山辺村	五分間	西	弱	水平動	
同　片丘村	三分間	北北西	強	水平動	時計止ル
同　新　村	二分五十秒	東西	強	最初上下動後水平動	屋内ノ電燈東西ニ動揺、戸障子家屋ノ動ク音ヲ聞キ屋内ノ電燈長サ十四尺ノモノ動揺巾六寸位
同　神林村	三分三十秒	南ヨリ	強	水平動	
同　芳川村	不明	北西ヨリ南東	強	水平動	濃美地方ノ地震ト略均シキ感アリ
同　広丘村	一分	南西	強	一回上下動ヨリ水平動	
同　塩尻村	約一分	西方	強	水平動	時計止リ、湧出水濁ル
同　宗賀村	四分間	南東ヨリ北西	強		震動前ニ鳴響アリ時計止ル。但北ニ向ツテ掛ケタルモノハ止リタルモ西ニ向ツテ掛ケタルモノ止ラズ
同　朝日村	二分間	南東ヨリ北西	強	水平動	時計止ル、震動前ニ音響アリ
南安曇郡安曇村	二分間	北ヨリ南	強	水平動	
同　倭　村		南東	強	水平動上下動	時計止ル
同　有明村	七分	東南	強	水平動	
同　西穂高村	一分三十秒	南西	強	水平動	遠雷ノ如キ鳴響アリ時計止リ液体溢出ツ
同　豊科町			強	水平動	川ノ水液ヲ生シ家屋動揺甚シク戸外ニ直立セル者ノ身体動揺セリ
同　温　村	四分三十秒	東ヨリ西	強	水平動	
北安曇郡大　町	二分間	東西	強	水平動	時計止ル
同　美麻村			強		
同　北城村		東西	強	水平動	

のみなりき。

二　松本測候所調査報告（表24）

三　飯田測候所調査報告

イ　観測成績

(1)発震時　大正十二年九月一日午前十一時五十八分二十七秒

(2)最大動　当所設備の中村式大正十一年型簡単微動計（倍率五十）は初期微動の第二震に於て東西動の描針脱出し。強震計の東西動及び上下動の描針は発震第二十一秒目に於て脱出す。独り強震計の南北動描針のみが活動したるも、刻時計に触れ、尚此測器の能力を超越し居るため、精確に最大動を観測し得ざるも兎に角記象紙に現はれたる南北動の最大動を測るときは、全振幅三十七粍一、周期二秒〇なり。

(3)初動方向　幸いに初動は完全に微動計が書きたれば之れにより震源方向を求むるときは、南八十七度東となる。

(4)震央距離　初期微動は精確を期し難きも約十六秒なれば当表より約百十九粍（約二十九里）となる。

(5)震央　前記震央方向と同距離に依るときは、実際の震央地より稍北方に偏したる丹沢山付近となれり。

(6)震動時間　大震後引続き余震の頻繁に出現したるため、主震の震動中に次が起り、又此の終らざるに、次ぎ次ぎと起り、九月一日午後一時五十八分四十七秒まで連続したれば主震の震動時間に之れを求むる能はず。

ロ　状況調査

(1)震度　地質の関係上諏訪、上、下伊那三郡中、処々相異ありて区区なるも、概して伊那谷に弱く、諏訪平に強し。

今飯田に於ける状況を記せば、元来飯田地方は弱震、強震共に少なき地方なれば、地震多き地方の人々に比較すれば、地震に弱い人々なり、故に当時地震の割合に一般人士に与へたる刺激は非常なるものにして大なる恐怖を与へたり。然れば一時は測候所に押し寄せるもの、おびたゞしく、測候所及び其付近は突然戦場の如き有様なりし、然れ共幸い被害無かりしに依り人心は次第に落付くに至れり、而て上、下伊那両郡中にては壁に亀裂の生じたるところあり、又は処により墓石の転倒したるものありたる位にて、人家の倒潰傾斜等の被害無し。要するに此の両郡に於ける震度は強震の強き方か、又強く見るも裂震程度のものなりし。

諏訪郡に於ては湖辺の土地軟弱なるところにあっては、人家の倒潰したるもの有り人心の恐怖は一層甚だしかりしも、同郡内にても地質の堅い南西方、山麓地帯及び永明村鬼場付近の如きは殆んど伊那谷同様程度なりし故地盤の軟弱なる湖辺付近に於ては裂震とも激震とも感じたるべく、又堅き地盤のところにては強震位に感じたるべし。

(2)震害　下伊那郡の被害は極めて軽微にして処々に壁の亀裂を生じたる位いなるも、濃美大地震の時よりも軽きが如し。

上伊那郡も一般に軽微にして処に依り壁に亀裂を生じたるものあり、而て伊那富村に於ては倉庫の壁墜落したるもの三、墓標の倒れたるもの十箇所ありたり。

諏訪郡に於ては土地の堅き地方は、伊那谷の如く被害としては軽微なりしも土地軟弱の地方にありては可なり損害ありたり。即ち、

被害の大なるもの

傷者　一名（本郷村立沢）

全潰家屋　十戸（湖南村田辺二戸、四賀村赤沼三戸、同村飯島二戸、同村神戸一戸、上諏訪町二戸）

堤防破損　豊田村支出区、宮川堤防

道路堤防の亀裂　四賀村善門寺区甲州街道、同村飯島区六斗川堤防、平野村西堀、横河川、河口の三角州上、上諏訪町渋崎六斗川河床、同中間川流域、同大手町（停車場南側）煙突の座折二ケ上諏訪町、湖南村有賀ヌ）

被害の小なるもの

土蔵壁の破損、家屋の崩壊、又は家屋の傾斜、戸障子の損害等多くありたる地方

本郷村、富士見村、原村、中洲村、湖南村、四賀村、上諏訪町、豊田村等

而て之等の各町村にあっては墓石の転倒鳥居の転倒等を見たるところあるは勿論、其他山村、米沢村、川岸村等にも亘り多少出現せり。

総括

管内三郡の震災を総括すれば、最も激甚なりしは諏訪湖辺の、上諏訪町、四賀村、豊田村、中洲村及び湖南村地方の土地の軟弱なる平担部に現はれ、之れに次ては甲州寄りの本郷村、原村等の八ケ岳山麓地方及び富士見村等なりとす、而て上下伊那谷は極めて軽微にして其の差比較的大なり。

(3)震動方向　震動方向は不詳の所多分にありたるも、此の判明せるもの左の如し。

下伊那郡にありては南東よりするもの多く、下川路村に於ては東に観測す。

諏訪郡に於ては、南東に観測したるもの本郷村、中州村、原村。東西に観測したるものは玉川村、北山村。南北に観測したるものは長地村、湖東村。南西に観測したるものは平野村なり。

ハ　余震

九月一日の主震後の余震の状況は、今日まで引き続き順調にあり、あ今、其繁を避けて、主震後大正十二年十二月三十一日まで当所の微動計により観測したる総回数は三百十七回にして、其類別左の　し。

(イ)人身に感覚ありたるもの計十六回。

内訳

微震　二十六回

弱震　十八回

強震　二回

(ロ)無感地震（器機のみに感じたるもの）計二百七十一回なり。

今便宜上九月一日より十二月二十九日に至る期間内に起りたる余震回数を、十日間宛に区分し其出現回数を示せば、次表並に別図の如く余震の状況は至極順調の経路をたどりたるものとす。

余震回数表

期間	余震回数
九月一日　―十日	一九二
十一日　―二十日	三八
二十一日―三十日	二三
十月一日　―十日	一三
十一日　―二十日	五
二十一日―三十日	六
三十一日―十二月九日	一二
十日　―十九日	三
二十日　―二十九日	四
総計	三一三

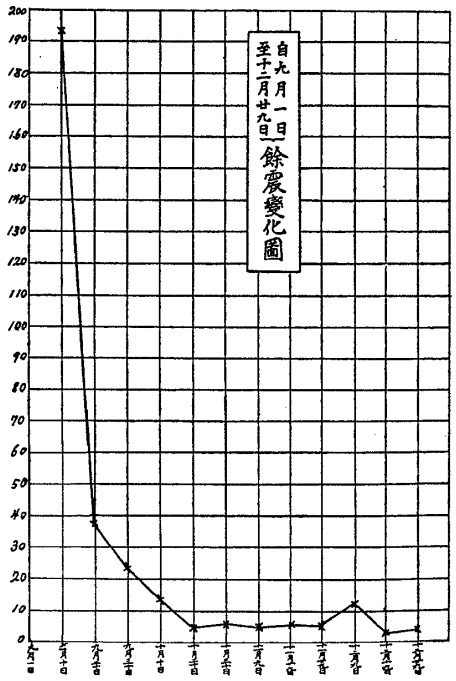


図 22　飯田測候所における関東大地震（1923 年）の余震変化図

二九〇〔南安曇郡誌　第一巻〕

大正十二年九月一日（西紀一九二三）、相模湾に震源をもって東京をはじめ関東一帯を襲い、規模よりも震害において有史以来といわれるが、松本平の被害では松本において柱時計が止まり、一部の屋根瓦がおち、二五分間市内電車がとまり、長野、松本間の電話線が一本不通、測候所の地震計破損等の程度で大して被害はなかった。南安曇郡における被害をみると、震動時間は有明地区七分間、柏原地区一分三〇秒、温地区は四分三〇秒の水平動で遠雷の如き鳴動を感じ、時計止まり、液体溢出し、川の水は波を生じ、戸外に直立するものの身体が動揺する程度で、直接の被害は生じていない。大町においては震動二分間、水平動で時計が止まる微震程度と記録されている。

二九一〔松代町史　下巻〕

大正十二年九月一日午前十一時五十五分東京、横浜を中心とせる関東地方に未曽有の大震災あり、其日松代地方は朝より細雨降り午前十一時頃に至りて晴る。正午五分前に至り突如として地大に震う。人々何れも屋内に居たたまらずして往来及び庭園等に飛び出せば亦もや大地の震動激しく難波船に乗りたるが如き心地し屋根瓦飛び、棚より器物の落つる音物凄き許なりき。松代町の中にても殿町、中町、荒神町鍛冶町、田町、肴町は震動殊に甚だしく、木六工社製糸場殿町工場の工女養成所（十三間に二間半の建物他）は一大音響と共に倒壊し、其他荒神町西沢安治方居宅一、田町にて居宅一、田町にて居宅二、土蔵三、物置五棟の倒壊あり、危く倒壊を免かれたるも大破せる家屋六七軒壁落ち家の傾けるもの尚頗る多かった。因に東京横浜地方より危く死線を越えて郷里へ避難し来る者多きを以つて役場、青年会、在郷軍人分会、産婆看護婦会、基督教婦人会主唱し、松代停車場内に罹災民救護所を設け、更に役場、青年会、在郷軍人分会は聡合協力して救護団を組織し、京浜地方に於ける松代町出身罹災者の生死を確め、且つ救護すべく団長大平喜間多、副団長大瀬政雄等外団員廿一名（総員廿三名也）を引率して九月八日松代町を出発上京し、真田伯爵家の東京麻布材木町の邸内寄宿舎に宿泊して、京浜地方に於ける同郷人の罹災者を慰問且つ救護に従事し同月十五日任務を果して松代へ帰った。

二九二〔木造建築物ニョル震害分布調査報告〕
木造建築物被害表（表25）

36中野付近の地震　昭和十六年（一九四一）三月七日十二時〇〇分
北緯三六・七度　東経一三八・四度　地震の規模五・〇

二九三〔七日十二時〇〇分頃の長野県中野町付近の地震〕。中野市震央は長野県下高井中野町付近に当る。長野及び新潟県の一部で有感であった。左程大した地震ではなかったが震央付近の震度はかなり強く、下高井郡穂波村及び夜間瀬村等では岩石・土砂の崩壊したものもあった。本地震後地鳴を伴う軽微な余震が若干発生した。

震度
中震…（長野区内）中野、飯山、須坂、平穏、屋代、（松本区内）坂井
弱震…長野、（長野区内）豊郷、栄、牧郷、（松本区内）南小谷、豊科、会田、川岸
軽震…追分、（長野区内）戸隠、上田、（松本区内）神城、上諏訪
微震…高田、松本、（高田地区）南鯖石、安塚、柏崎、潟町、糸魚川、青柳、（松本区内）北山
下高井郡穂波村および夜間瀬村等で岩石が崩壊した。

37長沼地震　昭和十六年（一九四一）七月十五日二十三時四十五分
北緯三六・七度　東経一三八・三度　地震の規模六・二

被害は長沼・神郷・若槻・古里・浅川・柳原・豊州の村々および長

表 25 関東大地震（1923 年）における長野県内の木造建築物被害表

総計	1176 上田市 計	1176 上田市	1175 埴科郡 計	1175 埴科郡 森村	1174 埴科郡 松代町	1173 諏訪郡 計	1173 諏訪郡 豊田村	1172 諏訪郡 中洲村	1171 諏訪郡 本郷村	1170 諏訪郡 四賀村	1169 諏訪郡 上諏訪村	1168 小県郡 計	1168 小県郡 東塩田村	1167 小県郡 中塩田村	1166 小県郡 川辺村	1165 小県郡 塩尻村	1164 南佐久郡 計	1164 南佐久郡 岸野村	1163 南佐久郡 内山村	1162 南佐久郡 平賀村	1161 南佐久郡 田口村	1160 南佐久郡 切原村	1159 南佐久郡 小海村	1158 南佐久郡 南牧村	1157 南佐久郡 臼田町	都市名 町村別
	六、八三三	六、八三三	二、三三三	四、六二	一、八六一	五、六七八	五〇七	五四四	五九二	五五四	三、四九九	二、〇八四	五、八八六	九三五	五四三	一	五、三四一	六九八	四二〇	八〇一	八二〇	五〇四	六六一	五八二	一七五二	全戸数
一、三二	一	一	二	一	二	九	一	三	一	二	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	全潰家数 住家
	三	三	七	一	七	一	一	一	一	一	一	一四	九	二	三	一	八	一	一	三	二	一	一	一	一	非住家
一	〇・一	〇・一五	〇・二九	〇・〇	〇・一四	〇・一六	〇・〇	〇・五六	〇・〇	〇・四四	〇・一一	〇・七五	〇・五〇	〇・三三	〇・六〇	〇・〇	〇・一五	〇・一	〇・〇	〇・〇	〇・二〇	〇・〇	〇・〇	〇・二〇	〇・〇	百分率
七五	六	六	六	二	四	三〇	五	六	八	六	五	三三	一六	一〇	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	半潰家数 住家
一〇二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	六〇	四三	一五	二	一	四〇	一	一	一	三〇	三	四	一	二	非住家
一	〇・一	〇・一	〇・三	〇・四	〇・三	〇・一	一・〇	一・一	一・四	一・一	〇・一	四・五〇	一〇・〇	二・七	一・七	一	〇・七五	〇・一	〇・〇	〇・〇	三・三	〇・六	〇・六	〇・〇	〇・三	百分率
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	焼失 住家
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	非住家
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	全人口
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	死
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	傷
																全戸数不明ニ付計ノ百分率ニ算入セズ								右側ノ数字ハ住家ノミニ対スルモノ		備考

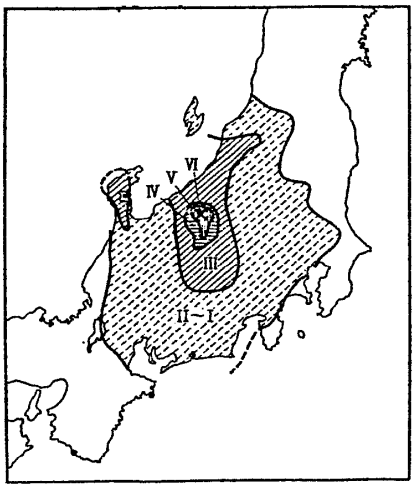
野市北東部を含む狭い（直径約十キロメートル）範囲で、死者 五 傷者 一八 住家全壊 二九 半壊 一一五 非住家全壊 四八 半壊一二二 とくに長沼村で被害が大きかった。

善光寺境内では多くの燈籠が廻転・転倒。長野測候所内の天井や壁に亀裂・剥落ち、瓦ぶきのひさしが落ち、建物の土台がずれる等の被害があったが、市内の中心部より南は目立つほどの被害はなかった。千曲川沿いに割れ目多く、泥水を噴出。井戸からは水と砂が多量に噴出し、井戸が埋ったところもあった。山崩れの報告はみられない。

前震は長野で十五日二十一時四十五分（Ⅱ）と二十二時五十八分（Ⅰ）の二回の有感があり、続いて無感が六回あった。七月中の余震回数は表26のとおり。

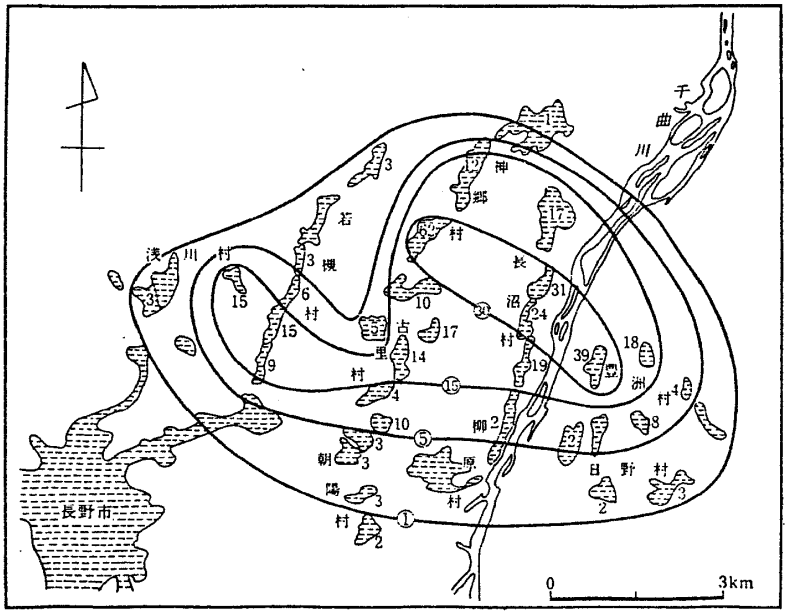
表 26
長沼地震（1941 年）における 7 月の余震回数（長野市）

日別余震日数		
日＼回数	有感	無感
15	3	8
16	41	183
17	9	20
18	3	26
19	6	27
20	0	14
21	0	8
22	3	2
23	1	12
24	0	7
25	1	9
26	0	8
27	2	7
28	0	6
29	1	6
30	0	4
31	0	9



気象庁（1968）による

図 24 長沼地震（1941 年）の震度分布



金井（1941）による

図 23 長沼地震（1941 年）における住家倒壊分布（単位％）

二九四〔長野強震地域踏査報告〕

今回の強震で被害を生じた区域は上水内郡長沼村、古里村、神郷村、若槻村等を中心として東は千曲川河畔、北西は山地の麓、南は大体長野市と須坂町を結ぶ線で劃された三角形の低地で、方十粁を出ない狭小な部分に略々限られている。就中特に被害の著しかったのは長野市の北東約七、八粁に当る長沼村各部落及び神郷村南郷等である。

其の他特殊な現象としては処々の道路に小亀裂を生じたこと及び長沼村赤沼に於ける畑地の地割れ、井水の噴出等がある。

次に之等につき踏査結果を地域別に略述しよう。

長野市

市内の被害は一般に軽微で殊に中心部及び南半部でに目立つものは無かったが、北西部乃至東部は若干の被害を受けた。

北部の善光寺裏側から北西の山麓の間の箱清水は屋根瓦や壁の剥落した家屋が若干あったが、直ぐ北西に迫る山体の切り立った様な崖には何等崩壊の様子は無い。神社の石造りの玉垣（南北に連なる）が門柱と共に東方に倒れたのがあった。

善光寺では多くの燈籠が廻転や顚倒したのに、入口の石段両側にある高い台の上の石燈籠は全く動かなかった。その先の大本願の塀の壁は新しいものであるが、一部分そっくりずり出して仕舞った。仁王門内の仁王は東側のものは略々南東に約五糎、西側のものは西南西に約二糎辷り出した。元の足跡に埃が着いていないので周囲とよく区別出来る。西側のものは足の爪先の部分と踵の部分が別々に出来ていて、爪先の方は床に留めてあるらしく動いて居らず、踵の方は爪足の部分との境界面に沿うて辷って居る。

善光寺境内の燈籠の顚倒方向は北東寄りのものと南東寄りのものがあり、他に燈籠の頭石が北西に落ちたものがある。又石燈籠の廻転したものは非常に多く、之等は南七五度西に向いた稜が北七〇度西迄廻り最后の状態では善光寺のものと同一の方向を採って居る。

善光寺の東側は城山公園で此処に県の商工物産館、長野放送局及び長野測候所がある。測候所が著しく被害を受けた。各室の天井や内壁に亀裂剥脱を生じ、又玄関の瓦葺きの廂が墜ちた。合宿も土台がずれた為建付けに狂ひを生じた。

市の東部では概して壁の亀裂或ひは剥脱の程度である。西部では刑務所の土塀が崩れたと報ぜられている。勿論屋内の壁の小亀裂程度の被害は殆んど総ての家に及んで居るようである。

尚、発震と同時に附近一帯停電し、電信電話にも故障を生じた。

須坂街道すぢ

長野市より東に向い長野電鉄沿線では本郷、桐原の各部落で屋根瓦が落ち、土蔵や民家の壁が亀裂・剥脱の程度、吉田村では之より稍劇しく屋根の棟瓦の崩壊した家や傾斜した家屋もあった。朝陽村、柳原村の各部落も大体この程度である。千曲川の東岸日野村村山では壁の亀裂程度で家屋の被害は軽微であった。千曲川にかかる鉄橋村山橋は東端の橋脚及びコンクリートの手摺りが破損し、手摺りは橋脚の上部に当る接ぎ目の所で特に破損が甚だしい。この橋の東方にある村山小橋と云う石橋も橋脚及び欄干の両端が壊れた。村山鉄橋は川の堤にかかるから、橋に通ずる道路も両側に之に平行な亀裂が入った。この亀裂は鉄橋の東側から村山小橋の先まで八〇米位続いて居る。又鉄橋の直ぐ両側では道路に垂直な割目も出来た。之は無論橋に向って道が可成り急な登り坂をなして居る事に起因するものである。村山橋西端から堤に沿うて北方の柳原村村山に向う道路の始まりにも之に平行に西側に小亀裂を生じた。之も道路が堤上にあり周囲より高く成って居る為のものであろう。

日野村村山を通って北方豊洲村相之島に向うと初めは壁の亀裂程度で被害も少ないが、相之島に入ると瓦屋根の家の傾斜したものが二、三軒あり、又古い寺の門が転倒したものがあった。この門は台石の上に載って居ったもので南三〇度西の方向に倒れた。相之島部落の西裏では道路や畑地、その西の千曲川堤等に小亀裂を生じ、処々に砂を吹き出して居る。之等の亀裂は略々南北に走っているが、道や堤も南北

に走っているからその影響かも知れない。この辺は古来千曲川が何回も流路を変じた跡であって、現在は千曲川とその支流百百川の間に挟まれている。相之島と村山の中間の道路でも処々に道に平行に南北の亀裂があったが、之等に於ては砂を吹いて居ない。豊洲村と日野村の境界にはこの種の比較的大きい割れ目があった。然し道路と斜交して、道の東側から南七〇度西の方に走り西側の畑の中に続いた割れ目も一箇所あった。

又この道路の西側に水田の沈下した所があった。丁度コンクリートで出来た灌漑用の小水道が道路から一直線に田の中に走って居り、之が田の陥没の為端の方で折れたので、之も目安に沈下の量を測ると三二糎と分った。

日野村から須坂街道を東に向い五閑付近でも大体壁の亀裂程度であったが古い家で傾斜したものもあった。

須坂町も被害は軽微で長野電鉄須坂駅付近に壁の亀裂或いは剥脱した家屋や土蔵が稍多くあり、瓦の落ちた家を二軒見た。二軒共屋根の棟の方向は北西ー南東である。町の中央部では壁が多少落ちた位で殆ど目立った被害は無い。町の西側に小さい墓地があり、そこの墓石一〇個許りは、初めその一辺が北四〇度東を向いて居たのが、北六〇度東となり、約二〇～三〇度時計廻りに廻転した。尚お石燈籠の頭が一個南七〇度西の方に墜ちたのがあった。此の二つの現象が同一の地動（水平動）に依ると見做して可いとすれば、その様な地動は大体東北東～西南西の方向を有していたと考えられる。

長　沼　村

柳原村村山の北側、千曲川の西岸を占める長沼村では、一般に被害が大きかった。南端の部落の大町では壁の破損等は極めて多く傾斜して内部の大破した家屋も若干あった。之等の傾斜家屋は大体南北の道路に面して西側に傾いて居る。然し一方少く共外見的には殆ど被害の無い家もあるので、決して軒並みに被害を受けて居ると云うわけでは無い。之は大町に限らず全被害地を通じてそうであった。而して大体屋根が重過ぎる家や土台の不充分な家が被害が大きく、農家では前庭に面した側、即ち多くは南側が屋根が重すぎる為この方向に倒れようとする傾向が著しいのである。壁の亀裂は一般には鉛直線に対し斜めに生じ易い事が知られて居り、長野市や須坂町等ではその様になっているが、大町其の他の大部分の被害地では鉛直に割れているのが普通である。之は壁の中に三尺置き位に柱を塗り込めるような建て方になっている為、この柱の撓みにより之に接した部分の壁が割れた為と思われる。

大町の長沼神社の石燈籠は南乃至南々西に倒れた。又別の一対の石燈籠で初めその一辺が北十六度東に向いていたのが反時計廻りに約五〇度廻転して北三五度西となったものと、初め北十八度東のものが一二度同方向に廻転し北六度東となったものとがあった。後者はその頭部が北三〇度東の方向に墜落して居る。大町の善導寺でも燈籠が倒れたが、その方向は西のものと、北のものがあり、又墓石も南西に倒れたものや北に倒れたものがあって中々複雑である。北側に倒れた墓石は幅一七糎、高さ八八糎の物があったから、之が純粋の南北水平動によるものとすれば、その加速度は少く共二〇〇ガルと求まり、強震程度の加速度に相当する。

大町に続く穂保、津野でも被害は比較的大きく、全壊した家屋や納屋が数棟あった。津野では長沼村村役場の石造門柱が南五〇度西の方向に倒れて折損した。

赤沼の被害は概して激しく二階建瓦葺きの家全壊の為、梁に打たれて一家五名中二名の即死と二名の重傷を出した家があった。又草葺き屋根の全壊農家があり、一家数名下敷きとなったが幸い全部救出された。

この他、半壊程度に傾斜した家も相当あった。赤沼の中央の大田神社では大きな燈籠が南に倒れ石の玉垣は南北に連なるものが西に倒れた。之より北、神郷村豊野迄は壁の亀裂、剥脱程度で家屋の被害は次第に軽くなっているが、地割れ及び井水の異常が甚しい。

大田神社裏手（東側）の道路及び果樹園には大体道路に平行に北々東～南々西の小亀裂が走り、之等から水と共に砂を吹き出している。これより少し北方の耕地は十年程前迄は沼地であった所で、今もその北西部に北東～南西に細長い源助溝と呼ばれる沼が残っているが、処処に大体五米位距てゝ二条に並んだ可成り大きい地割れと、之に平行に多くの小地割を生じた。之等の走向は略々北東～南西であるが北部では多少北へ曲っている。そして砂を吹き出して居ない。大きい地割れの深さは約七〇糎あったが強震の翌日強い降雨があったので埋まって大分浅く成っている模様である。又割れ目の北西側は南東側より幾分低くなって居り、その落差は大きい所で七糎位ある。之等の点から見るとこの大きい地割れは北西側の沼地に向って軟い表土が少しずれ落ちた為に生じたものと考えて差支え無さそうである。その全長は数十米位である。この同じ耕地の中でも灌水用に掘られた処々の井戸では多量の砂が水と共に噴出した。斯様な井戸の異常は赤沼部落内北半部の民家でも起ったので、地震と共に井戸から水を噴き出し豪雨が降った時の様に庭に水が溜ったと云う。砂は井戸の外にも飛び出したが、多くは井戸の中を埋めて初め地表から水面迄二間位あったのが三尺乃至一間位になった。井戸は濁って飲料水を他村から貰わねばならない状態である。

赤沼ではこの様に南半では家屋の被害が多いが地割れや井水の変化は無く、北半では家屋の被害は軽微であるが地割れや井水の変化があって、その対照が極めて著しいのは注目すべきことである。赤沼の東方、千曲川の新堤防上の道路も之に沿って亀裂が連らなって居る。

此処から川の東岸小布施村に渡る橋の両端では道に直角な小亀裂があった。

小布施村

長沼村赤沼から千曲川を渡って小布施村に入ると、被害の度は極めて軽微で壁に亀裂が入ったり石燈籠が倒れたりしたに過ぎない。千曲川の堤防にも亀裂なく、可成り古い国民学校の屋根瓦も落ちていない。

山王島部落の墓石は北三五度東の向きに倒れたものが多く、又丁度この方向或いは正反対に向ったものもあったから、之等の現象に与った地動の水平方向も亦大体、北東ー南西と考えられる。

小布施村大光寺の石燈籠の頭も亦南七〇度西に墜ちている。

神郷村

信越線豊野駅付近は山麓の高台で豊野、鷲寺、石等の各部落共被害少なく壁の亀裂の程度であるが、鷲寺では道路に小亀裂があった。之は東側が田地に接している為であろう。

石の南部から傾斜した家が見え始め被害の度が増すが南郷に入ると急に激しくなっている、半壊傾斜家屋には柱が挫折して殆ど家の南正面に倒れかかっている。又神社の石碑の倒れた方向も矢張り南であって、この付近に於ける激しい南北水平動の存在を示している。要するに南郷は畑地を距てて長沼村赤沼と東西相対し最も被害の大きかった地域をなして居るのである。

古里村

神郷村南郷より南方、古里村三才に向う道路では大体之に平行に南三〇度西に走る地割れがある。尤もその北端の方では南二〇度東に向い道路と斜交した処もある。然し家屋の被害は南郷等に比べてずっと軽くなり、多少傾いた家もあるが壁の亀裂程度で済んでいるものが多い。唯瓦屋根のリンゴ荷作り場では屋根が重荷ぎた為か中央が崩れ落ちて大破したものと、極く古い納屋が一つ倒壊したものがあった。

ここの諏訪神社では略々南北に走る塀が崖より西側の田地へ顚落し、又東西に向いた石の鳥居は西側の柱が少し南方に傾いた為中央の桁が墜ちた。三才の南はずれの前橋街道には道路に平行に略々北東～南西に走る地割れが出来た。之はこの道の南側が小川で、其処へ崩れ落ちたのである。古里村上駒沢、金箱、富竹等も壁や屋根瓦の墜ちた程度で、他に神社の鳥居、石燈籠等が折損したものがあった。尤も金箱の眞叟寺と云う古寺が倒壊したそうである。

若槻村

若槻村では被害の多かったのは中央以南の東条、徳間、稲田あたり迄で北部はずっと軽微な模様である。村役場の調べでは付属建築も含めると全壊二〇、半壊四六已で徳間では二名の即死者と一名の重傷者を出した家があったと云う事である。東条の北国街道すぢでは東方に大いに傾斜した家屋が数戸あり、又道路の東側に亀裂が入った。之は道路が付近の畑地より高く成っている為に生じたものである。村役場も東向きに稍々歪んだが傾斜と云う程には致って居ない。村役場敷地内の駐車所は外見的には大した事には見えないが、柱が折損して使用に耐えない。期う云う種類の被害建築物は何処の村にも可成りあるに違い無いのである。東条と徳間の間の小川では橋の両端の岸が崩れて道路と橋が破損した。又橋の近くでは道路に平行な割れ目も両側に入っている。東条北部の蚊里田八幡の燈籠は東に倒れて居り、その付近に墓石の廻転したものがあるが、この石の正面の稜は初め北四二度東に向いていたのが北七八度東迄時計廻りに廻転した。之より見るに東条付近では略々東ー西向きの地動が激しかったものと推定される。

浅川村

若槻村の西方の浅川村は山間の部落より成り広い地域を占めているが被害のあったのはその南東境の山麓に当る西条及び伺去真光寺の両部落で、西条の南はずれでは農家が数棟全壊して幼児が一名死亡した。この他に傾斜した家屋も若干あった。その西側の伺去眞光寺では概して被害が軽微であったが村役場及び其に隣接した駐在所が大いに損傷を受けた。村役場はトタン屋根であるが、かなり傾いた。

三輪村

三輪村は長野市の北方で山麓沿いに浅川村伺去眞光寺に通ずる村であるが茲では壁に亀裂が入り、或いは小剥落を生じた程度であるから長野市北部の被害と似たものと云う事が出来る。

其の他

長野市より南方、信越線沿いでは川中島駅付近迄は壁に亀裂或いは剥脱を生じた家屋・土蔵も見られるが、それより遠くでは殆ど目につく被害は無い。

以上に述べた事より主な点を要約すると、次の通りである。

一、被害の著しかったのは千曲川西沿いの長沼村各部落、特に赤沼南半と西方山麓の神郷村南郷及び若槻村南半であって、之等より遠ざかるに従い被害の度は軽減し千曲川東岸、長野市以南及び北西山間では目立った被害は甚だ少ない。

二、倒壊或いは著しく傾斜した家屋は殆ど屋根が瓦或いは草葺きで非常に重く、梁と柱との連結が不充分で且つ土台のしっかりして居らないものが多く、其の他では古い建物が歪んだものが多い。然し一方では被害の大きい地域でも家屋の構造及び局所的の地盤の関係により壁の亀裂程度で済んだものも随分ある。

三、千曲川辺りの処々及び神郷村鷲寺、古里村三才、若槻村東条等に地割れを生じたが、之は道路の側に川があったり低地がある為のものである。千曲川付近のものは泥水を噴出した。又長沼村赤沼の北部の畑地では可成り大きい地割れが数十米に亘って連らなっている之は畑地の表土が北西側の元の沼地跡の凹みに辷んで生じたものと思われる。此処では井戸からは水と砂が多量に噴出し砂の為に井戸が埋って非常に浅く成った。地割れや井戸から砂を噴いたのは、この辺一帯が千曲川の流路変遷の後に当り、表土の下の帯水層に砂を含んでいるが地震の際の地下の圧縮により水と共に出て来たものであろう。

四、長沼村赤沼の北半では地割れや井戸水の異常があったが家屋の損傷は割合軽微であるのに南半では逆に地割れや井戸水の異常が少く家屋の損傷が甚しく、顕著な対照を見せている。

五、農家や土蔵の壁の亀裂には鉛直のものが甚だ多い。之は壁の中に鉛直の柱が塗り込めてあり、之が撓むとき入ったものであろう。

六、各地とも激しい上下動と之に続く水平動を感じたようであるが、家屋の傾斜、燈籠や暮石の転倒・廻転等より推察される主な水平動の方向は大体次の様である。

須坂町、東北東ー西南西
小布施村、北東ー南西
神郷村～古里村三才付近、北ー南
若槻村東条付近、東ー西

之等は勿論そう確実なものではなく、又地震動の如何なる位相に相当するかも分らない。

七、強震と同時に一帯に停電し、又電信、電話も一時故障を生じた所があったが、幸い夏でしかも時刻が遅かった為火災を生ずる事が無かったのは何よりであった。

終りに臨み災害地踏査に際し絶大なる御便宜をお与え下さった長野県当局の方々に厚く御礼申し上げる。

二九五〔長沼村史〕

昭和十六年七月十五日に思い出すのも恐ろしい長沼地震に災された。夜の九時頃に可成りの強震があり、同夜の十一時四十五分に大揺れが来たのである。上下動の裂震と大音響に夢を破られた。村の誰もが家が潰れたかと思った程で、青白い光が出て壁や建具がこわれ、柱は折れて、朝の光で見ると地面のあちこちに亀裂が出来、水を噴き出すと言う有様で、村全体に大損害を受けた。「全く生きた気持はしなかった」と言う惨禍であった。

その時の被害状況は

倒壊家屋　五軒
半壊家屋　多数
死　者　二人
（この二人は家屋倒壊の際に不幸梁等に敷かれた為である）

どこの家でも応急の対策をするのであるが、村中が罹災者なので手伝いを頼む訳にもいかないし、職人も引張り凧でなかなか頼めなかった。あまつさえ国際状勢が険悪の一途を辿り、物資は軍事関係へ、優先的に用いられることが多かったので、復旧工事は一層困難を極めた。長野県でも救助対策を急いだが、末端迄の浸透には日時を要した。そういう状況下で、長沼の人達はよく復旧工事に立ち向ったのである。当時の記録として深頼武助氏が書き残されたものがあるので、写真と共に掲げる。

「昭和十六年七月十五日午後十一時四十五分上下大地震、下落と同時に北部へ響く大音響にて眠りを破られた。その瞬間に電灯は消へ、家外に飛び出セリ。暗闇中に家、正に倒壊せんとす。庭先を縄帯にて右往左往する中に小雨となり、時〇時五分頃ならん。それより堆肥舎に避難せり。同時に向の家、西の家、大向、当家と四家族合せて大人十六人、子供九人、恐くの顔色にて其の夜を明かせり。其後軽微動合せて二十数回に及べり。時には青白い怪光度々周辺を照せり。

十六日の朝丸山鳶（とび）につっかい棒を頼みに行き、その足にて津野豚屋より四間の押木五本借受帰り、石村春日氏の手を借りて之を引取り、十六日正午丸山組佐六君来る。近所の手伝人も来る。第一日のツッカイ棒に取掛る。」

乙第二〇三号
昭和十六年七月二十三日

長沼村長　森　義忠　㊞

深瀬武助　殿

長野県罹災救助金交付の件

本月十五日午後十一時四十五分に起りたる震災により、長野県罹災救助金、貴殿に対し左記の金額交付いたし候間、明二十四、二十五の両日中に本村役場に印鑑持参出頭相成度此段及通知候也。

一、震災後十日間の米代　金八円六十四銭
二、小屋掛料　金四拾円也
計　四拾八円六十四銭也

〇この時出来た地割れは幅二五センチ、長さ五米位のものから小指位のものは地図を書いた様に沢山出来、所によってはその地割れから泥や泥水を噴出した。

二九六〔豊野町史〕

南郷区の記事

昭和十六年七月十五日夜の十時頃相当強い地震が二回あった。午後十一時三十分頃突如として大震動があった。此の地震は震源地が近い関係か、或は断層線に近いことによるか、南郷は石村や豊野に比して被害が多かった。倒潰家屋四戸（観音堂庫裏・峯村庄助・土屋秀治・宮沢勝右門）半潰七十五戸の多きに達したという。当区にては役員が中心となり常会長婦人会役員協力の下に復旧作業に努力した。北のりんご荷造所を復旧事務所にあてた。又時の村長吉原清己氏に依頼して、

写真 1　倒壊の危険から丸太で補強した長沼村赤沼（現長野市）の深瀬武比古さんの本屋（各写真は深瀬武比古氏提供）

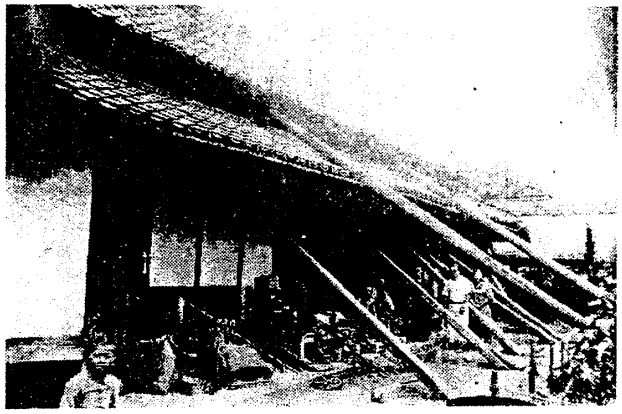
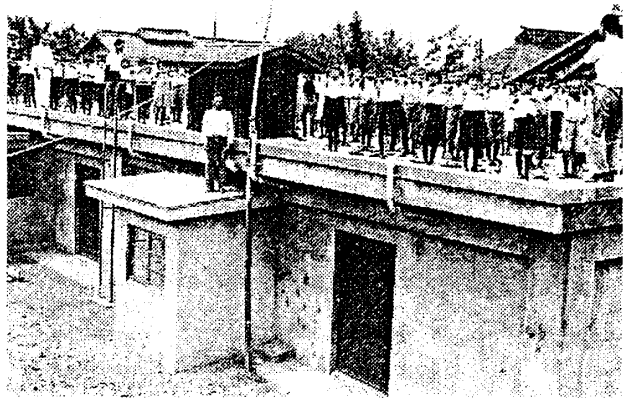




写真 2　深さ１メートル以上もの地割れが生じたリンゴ園

写真 3　地震被害で長沼小学校で勉強することができないで，児童は各公共施設などで分散授業した。右は長沼園芸組合燻蒸庫。



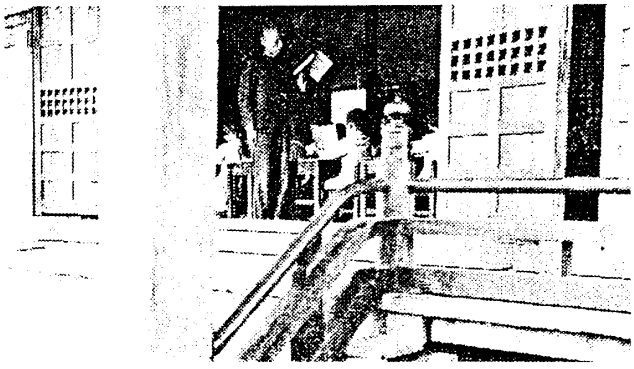


写真 4　赤沼大田神社

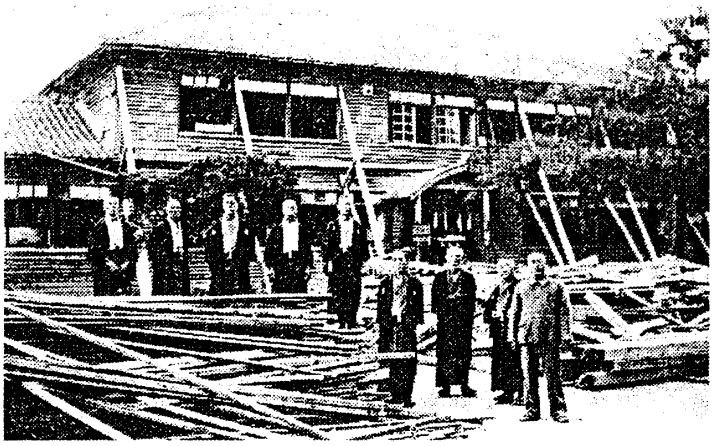


写真5　倒壊のおそれから，一時的に補修して使用しようとしたが不可能で，建て直しとなった当時の長沼小学校

村議会議員の召集を請うた。村議会は審議の結果只今はまだ戦争中ならば銃後の憂なきよう善処することに決めた。

県では徴庸令を出し、十七日の夕方職人大工左官鳶職人計三十三人よこしてくれ、翌十八日から復旧作業に従事した。地下のうなりは未だ止まない。村人は心配のあまり庭先で炊事をし且つ寝起も屋外でするという状態であった。時に和田豊作氏の配慮によって地震研究所の本田博士を招き、南郷公会堂で地震に関する色々の話を承った際、此のような恐しい地震は今後九十年はないと言われたので村人一同安心して野外に寝ること止めた。

本田博士の話によると震源地は千曲川付近赤沼区河原新田の地下約七十米辺ではないかと推定、前震二回・本震・余震一八〇回そして上下動であった。（和田晴治手記）

二九七（豊田村誌）

昭和一六年七月十五日夜長野市東北郊外を中心として、強い地震がおこった。震度5、強震に属し、震央付近では烈しい上下動がおこった。震央は長沼村赤沼であった。被害の甚しかったのは長沼・若槻・古里・浅川・豊野・豊洲で死者五名、負傷者一八名、全壊二九、半壊一一五であった。赤沼の北部の畑地には大きな地割れが数十米にわたってでき、井戸から砂と水が多量に噴出し、砂のため井戸が埋って浅くなった例が多かった。地震とともに発光現象を多くの人々が認めた。

38古間地震　昭和十八年（一九四三）十月十三日　十四時四十二分
北緯三六・八度　東経一三八・二度　地震の規模六・一

長野県下の震度
Ⅴ：柏原・野尻湖。Ⅳ：長野・篠の井・鬼無里、Ⅲ：野沢温泉・中野・須坂・屋代・上田・松本・大町・諏訪、Ⅱ：軽井沢・飯田

被害は別表のとおりで、他に道路の亀裂、土砂崩壊、鉄道線路破損などあり、被害が最もきかったのは古間村針の木で、全部落の家屋の半数は復旧困難な程度に破壊された。大古間・小古間および富士里村落合にも被害多く、水穴・上柴津・柏原村大久保でも被害があった。

余震は十月中に有感八回、無感一二五回

二九八（野尻湖付近の地震）

この地震の各地における震度は
Ⅳ：長野、Ⅲ：松本・諏訪・大町、Ⅱ：甲府・飯田・軽井沢、Ⅰ：

表27　古間地震（1943年）における被害

村名		死者	重傷	軽傷	住家 全壊	住家 半壊	非住家 全壊	非住家 半壊
古間村		1	3	8	11	39	15	36
柏原村			1		2	4		1
富士里村					1	12	5	12
信濃尻村						11		1
計		1	4	8	14	66	20	50

（「長野県における被害地震の記録」より）

新潟・福島・浜松。

長野測候所の地震計（ウィーヘルト式）で観測した余震の状態

日	無感回数	有感回数
13	53	3
14	14	1
15	10	2
16	11	1

被害の概要

被害のもっともはなはだしいのは旧古間村針の木で全部落の家屋の半数は復旧困難な程度に破壊されていた。これより南南西に当たる大古間、小古間および旧富士里村落合等に被害多く針の木、小古間には亀裂陥没した所があった。この線上の鉄道線路には破壊した個所もあった。針の木より南南東に当たる水穴・上柴津および旧柏原村大久保にも被害があった。針の木の前のたんぼでは北西二六度の方向に六糎ぐらい西落の地割れを生じた。地割れなどの地変を調査すると地割れなどは全体として互いに直角をなして交わりP波の節線の方向と一致する。

二九九（豊田村誌）

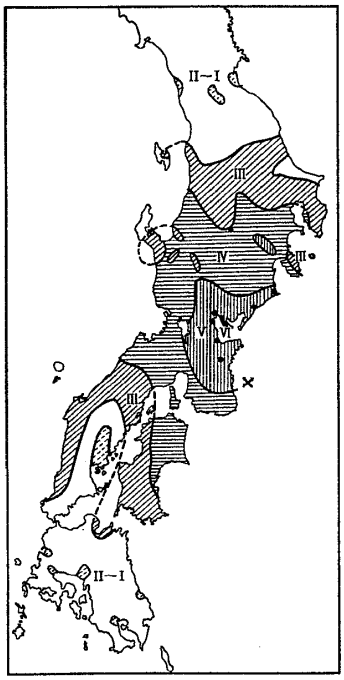
昭和一八年一〇月一三日午後、古間を中心として、中震程度の地震がおこった。死者一名、負傷者一〇名、全壊二九、半壊二九。

利久保、親川では傾いた住宅一、倒れた物置一、石垣の崩れたもの二、田畑に亀裂の生じた処もあった。山の尾根先に当る所と川ぞいが被害が強かった。

39東南海地震　昭和十九年（一九四四）十二月七日十三時三十五分
北緯三三・七度　東経一三六・二度　地震の規模八・〇

大規模な地震で被害甚大、静岡・愛知・三重の諸県で被害大きく、岐阜・奈良・和歌山・滋賀の諸県にも被害及ぶ。特に名古屋重工業地帯の被害多く、また東海道線で列車転覆一二を教えた。震後津波が襲来し、能野灘沿岸で波高六～八米、所により十米に達し、家屋流失二〇〇〇、溺死者約二五〇人、船舶流失多数、三重・和歌山県で家屋浸水六六〇一。津波は遠く伊豆下田をも襲い、更にハワイ諸島にも波及したが被害はなかった。大規模な地変起り、海底は明らかではないが鳥羽及び紀伊半島勝浦付近で二〇～三〇糎の沈下をみた。引続多数の余震が発生した。被害合計死者八七一人、行方不明四五〇人、負傷者一八五九人、住家全壊一三五八六戸、半壊一一八五四、非住家一一八五四、非住家全壊一六七〇二、半壊二二〇六〇、家屋流失二〇七一、浸水六六〇一。その他極めて多数の被害。最大震度Ⅵ：津、Ⅴ：尾鷲・橿原・名古屋・亀山・彦根・浜松・岐阜・敦賀・福井。

異常震域で僅少ながらも被害のあった場所は敦賀市、福井市、甲府市、諏訪市を挙げる事が出来る。例へば敦賀市で堤防に亀裂を生じたり又老朽建築物の倒潰が見られたりして居る。又諏訪市では全潰十三戸、半潰四十九戸の被害を生じている。



震度分布〔気象庁による〕

図 25　東南海地震における震度分布

40 新潟地震　一九六四年（昭和三九）六月十六日十三時〇一分　北緯三八・四度東経一三九・二度　地震の規模七・五

三〇〇〔新潟地震調査報告〕

一九六四年（昭和三九）六月十六日午後一時ごろ、新潟県沖の海底に大地震が発生して陸上に被害を生じ、それとともに起こった津波が本州の日本海沿岸で観測された。

この地震による被害は、主として南は新潟市の西方から北方は山形県南部までの、海岸沿いの細長い約一五〇×三〇平方キロメートルの地帯に起こり、佐渡・粟島などにも若干見られた。特に新潟市の被害は多大で、流砂現象によってビルディングなどの重構造物の傾斜・沈降・浮上を起こすとともに、津波と地下水の噴水により広範囲に浸水し、交通・通信は途絶し、ガス・水道・通信などの公共地下施設は破壊した。また多くの石油タンクが発火して約二週間炎上した。

これほどの災害にもかかわらず死者が少なく、全地域を通じて二六名程度ですんだことは不幸中の幸いであったが、これは主として、民家の火災がほとんどなかったこと、地震動が比較的緩慢であったことによるものと思われる。（中略）

○長野県内の被害状況

(1)被害の状況

今回の地震により県下にも被害があった。おもな地域は飯山市、中

表 28　東南海地震（1944 年）における被害

県名	死	傷	住家		非住家	
			全壊	半壊	全壊	半壊
静岡	255	704	5,828	7,815	4,154	4,605
愛知	360	571	5,845	17,515	9,228	14,710
岐阜	14	43	390	541	467	438
三重	241	524	1,427	879	2,581	2,101
奈良	1	17	89	163	244	168
滋賀			7	76	28	38
計	871	1,859	13,586	26,989	16,702	22,060

（2図共「資料：日本被害地震総覧」より）

野市、豊野町など千曲川下流の沿岸地帯である。被害の程度は軽く、老朽建物の屋根や壁の破損が主であり、飯山市柳原中学校分校（老朽校舎）では階段がこわれて生徒二名が負傷した。

交通機関では飯山線の一部で線路が曲がったため一時不通となり、また中部電力関係では送電線の断線障害で柏原・中野・須坂および長野市の一部など約五万戸が一三時〇三分から三四分間停電した。県内から新潟への通信は途絶したが、これは新潟側での施設の障害によるもので、県内の直接の被害はなかった。

(2)被害表

表 29　新潟地震(1964年)における長野県被害

	負傷者	建物被害		
		全焼	一部破損	非住家破損
飯山署	二		一九	一
中野			三	
長野	四	四	五	
合計	二	四	二七	一

○踏査報告

長野気象台では、震央よりの新潟県に接した震度Ⅳの地域と思われる北部一帯について、十七日係官二名を派遣し実施踏査を行なった。

(1)踏査地域の被害状況

飯山市旭山第二中学校柳原小中分校

木造二階建校舎の中央階段が落下し、児童七名軽傷、内部の土壁がほとんど崩落、特に二階の損傷が大きい。また体育館全体の損傷がはなはだしく、使用不可能となる。木造二階建てモルタル塗リ新校舎は外塗リモルタルが一部はく離・崩落、基礎コンクリートの一部にき裂を生じ、被害額は七〇〇万円に及んだ。この分校は飯山駅より北西約二キロメートルの山ぞいの水田中に大正五年設立された老朽校舎である、学校近くの古い畜産所および校舎周辺に散在する農家には損傷は見あたらなかったこと、付近にある墓石には回転・転倒・傾斜などの現象は全く認められなかったことから、この地域で特に震動が大きかったものとは認められない。また、校舎内の壁にかけてあった額縁のうち、南北方向に向けてかけたものはすべて落下し、東西方向に向けたものは一部落下する程度で、ほとんどが正常であった点は著しい特徴である。これから推定し、地震動は南北震動が顕著であったと判断される。

飯山線の線路の被害（飯山保線区にて聴取）

線路地盤の沈下・線路の変形などにより、十六日十三時三分から同日二十時八分まで全線運行中止した。すなわち、森宮野原駅ー横倉駅の間で鉄橋両端の盛り土が三～五糎沈下し、白鳥駅ではトンネルの舗装内壁のコンクリートブロックがところどころ二～五糎飛び出した。西大滝駅～白鳥駅間では線路盤変状（一部沈下）し、戸狩駅～信濃平駅間で長さ七十米にわたりレールがS字型に変形した（約五十糎ずれる）。また、信越線の牟礼駅～豊野駅間では農業用水のために、上り線一部および復堤を洗われた。

この飯山線は、狭溢な渓谷を千曲川に平行して走り、越後川口に至るもので、千曲川の水流により推積されたぜい弱な沖積層上にあるため、地動に対しては、比較的弱い地盤で、今回のような路盤沈下や線路の変形が起こったものと思われる。

豊野町豊野中学校

鉄筋コンクリート建築の体育館の被害は軽微であるが、工事中の内部の天井八十平方メートルが落下した。

(2)結語

今回の踏査は、短時間で詳細に見ることはできなかったが、踏査結果を要約すれば次のとおりである。

a　人体に感じた震動の大きさにくらべて被害は軽微であった。

b　被害を受けた建物・工作物などは老朽建物か、または地盤の弱

い所であった。

c　地面の異常現象（地割れ・地すべり・ずれなど）は認められなかった。

d　この地域は長野県内では震源に近い地域であるが、震度Vと思われる区域はなかった。

41 松代群発地震　昭和四〇年（一九六五年）八月三日～

○松代群発地震の活動の経過と被害状況の記録

松代群発地震は一九六五年（昭和四〇年）八月三日から松代町の皆神山を震源として始まった。時間の経過と共に群発活動は活発化し、地震回数と活動の長期になったことから国の内外に大きな反響をよんだのである。

群発活動の経過の概要

第一活動期（一九六五年八月～一九六六年二月）前駆活動期

一九六五年八月三日、松代町にある気象庁地震観測所の世界標準地震計倍率一〇万倍で三回の微小地震が観測された。四日に五回、五日に二〇回と急増し、六日には有感地震（震度Ⅰ）を観測した。その後は有感地震も多くなり、砲声のような地鳴りを伴う突き上げるような震動である。一一月になると有感地震は一〇〇回を越える日が多くなった。一八日ころからは震度Ⅱ～Ⅲが続発し、二二日は震度Ⅳが三回観測された。これまでの地震の総回数は二〇〇〇回、うち有感回数は二二九回にもなった。

その後一九六六年一月二三日には震度Ⅴ（M五・一）の強震が観測され、松代、篠ノ井、更埴などに小被害があった。この地震の有感区域は長野県内は勿論のこと、高田、前橋、東京、綱代にもおよんだ。

第一期活動期の震央は皆神山を中心に、ほぼ南北長径一二㎞、東西短径七㎞の長円の範囲内である。（図26参照）震源の深さは二～八㎞である。

第二活動期（一九六六年三月～一九六六年七月）活動最盛期

一九六六年三月に入って群発活動は再び活発化し、特に中旬から異常になった。三月下旬になると、地震回数は第一期の極大をはるかに上回り、一日に二〇〇〇～三〇〇〇回を越える異常事態となった。この事態に松代町は三月二一日に〝地震警報〟を発令し、県もこれに対する警戒措置をとった。四月には活動は最高になって、五日若穂町で最大のマグニチュード（M）五・四、震度Ⅴの地震が発生し、群発地震発生以来最大の被害があった。一七日には総数六七八〇回、そのうち有感六六一回（二分間に一回の割合、震度ⅤおよびⅣがそれぞれ三回を含む）と最高を記録し、第二の極大となった。

震央は活発化につれて北東方に拡大し、若穂町まで含むようになった。その後五月から六月にかけては活動は急速におとろえたが震央域は南西方に拡大していった。七月にはいってからは活動は横ばい状態で、一日の有感回数は六〇四台に下がったが、更埴市に集中して発生した。

このころから地震観測のほかに水準測量、傾斜観測、温泉、湧水量の変化の測定が行なわれ、地震活動と対応する諸現象との関連が検討された。また、一九六六年一月ごろから皆神山の北東山麓にできた地割れや地下水、湧水などについても観察が行なわれた。

第三活動期（一九六六年八月～一九六六年一二月）地すべり、湧水等の地表面現象の発生

八月にはいって群発地震発生一周年を迎える。群発活動も急に増え始め、震央域もさらに南西および北東に拡大し、第三活動期にはいった。それは八月三日鏡台山付近にM五・三、八日に奇妙山付近でM五・一、二八日に更埴市でM五・三と群発地震群で最大級の地震が相次いで起こった。九月中旬には活動も下り坂に向かい、月末には有感地震が一日に七〇回程度となり、第三活動期は終りに近づいた。

一方、この時期には、皆神山の北部から東部にかけて地震に伴なう地表面現象が起こり、九月十七日に牧内地区（皆神山東方）の東傾斜面で地すべりが起こって民家一一軒を押しつぶし、東条地区（皆神山北方）では二八℃の温泉が水田や桑畑から噴き出し、瀬関地区（皆神山北東）では地下水とともに炭酸ガスが噴出し、更埴市でも地割れができた。さらに二五日と一〇月九日にも松代町東部で地すべりが発生した。

一〇月に入って、二六日に東村でM五・三が発生している。地震活

動は次第に減少傾向となり、有感地震は一〇月に平均五〇四回。一一月に二〇四回。一二月に一五回前後と少なくなった。

第四活動期（一九六七年一月～一九六八年四月）短期間広域散発型地震の発生

一九六七年になって震央域はさらに北東から南西方向に伸び、長軸が約四〇Km、短軸一五～二〇Kmの長円状になった。

地震活動はその周辺部、特に坂井村付近で活発となり、これとは対照的に、初期に活発であった松代町周辺は減少した。すなわち、一〇月一〇日と一六日に冠着山付近でM四・九とM五・二の強震があり、坂井村とその周辺に被害があった。二月になると微小地震は眞田町方面にも広がった。

その後強い地震は散発的になり、九月ごろまでは坂井村、眞田町方面で一～三か月の間隔をおいて強い地震が発生して若干の被害があった。一〇月以降強い地震の発生域は更埴市の東部および北東部に移り、一〇月十四日、一九六八年一月二六日、四月四日と震度Ⅴ（M五・一～五・三）の地震が発生した。

以上の経過から震央域は第一期は皆神山を中心とした皆神群、第二期はこれに若穂群が加わり、第三期にはさらに更埴群が加わるというふうに、次第に北東～南西軸方向に広がっていった（図1）、また、地震活動は、第四期のなかばごろからは、全般的に地震面積の広がりに応じて密集度が薄れ、拡散化の傾向となった。そして次第に群発地震の特質を失いつつ、単発化になった。一九六八年五月以降は、地震発生域は次第に狭くなり、地震活動も減退する傾向となったが、月に五〇～八〇回の地震が観測されている（図27）。

○地震活動と地殻変動

松代群発地震は、地震の規模に比べて異状に大きな地殻変動を伴った。なかでも特徴的なのは、皆神山北東麓を中心とするドーム状の地盤隆起で、中心付近での最大隆起量は七〇cmあまり、隆起域は一〇Kmにおよんだ。

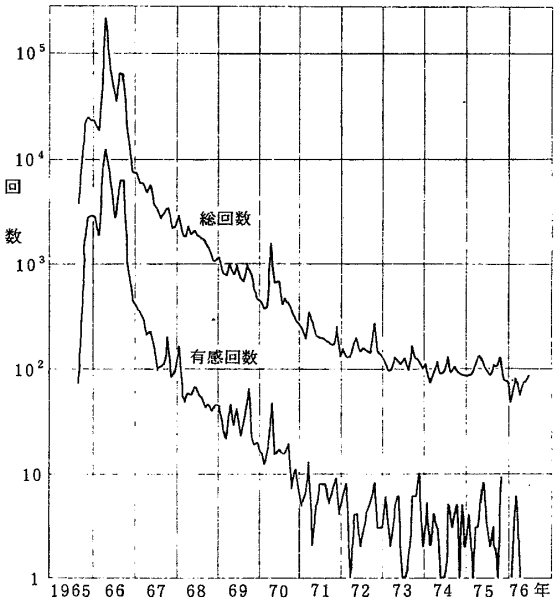


図27　松代群発地震における地震回数の推移（1965～1976）

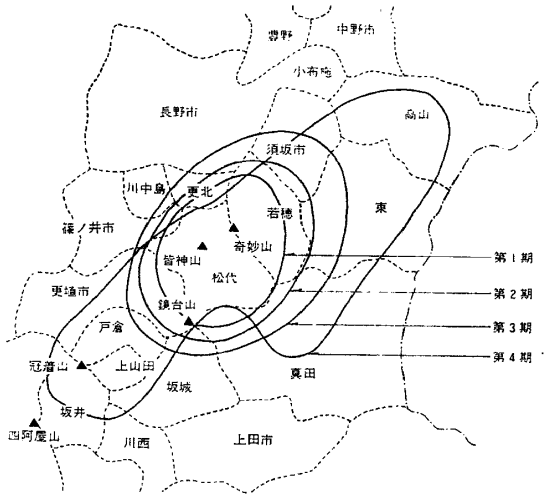


図26　松代群発地震における震源域の推移

また、松代の地震観測所地下壕内に設置された水管傾斜計（東京大学地震研究所）とひずみ地震計（気象庁）は地殻変動に対応した変化を記録した。図28に地震活動の消長（有感地震回数）に対応する土地の傾斜変化と伸縮変化（ひずみ地震計による）を示す。萩原・山田・

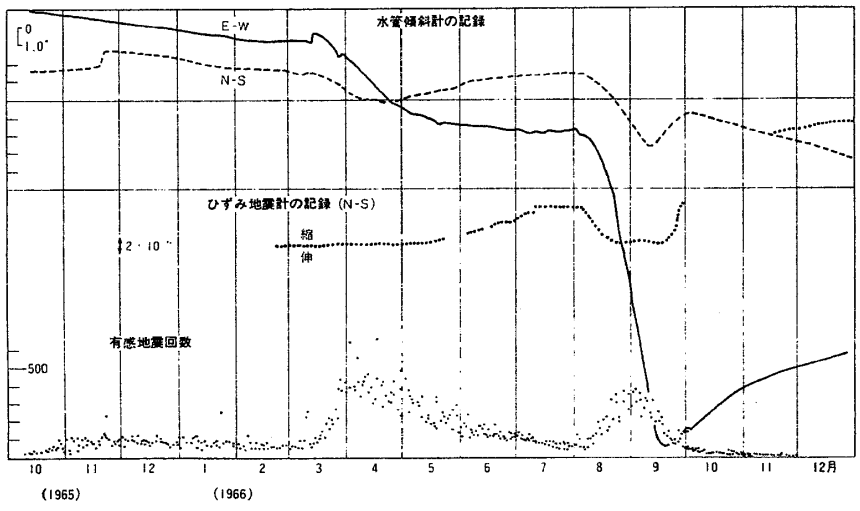


図28　松代群発地震の地震活動の消長と地殻変動

平井等は、第一期からの各活動期を通じて、傾斜変緩と地震活動の消長とが対応することを示した（一九六八）。また、伸縮変化も傾斜変化とよく対応しているが、地殻変動は地震活動の第一期から進行し、第二、第三期と加速度的に大きくなり、それがピークに達するころ皆神山付近で地割れ、湧水その他の地変現象が活発に現われた。このことから、松代群発地震活動は、第一期・第二期を経て、第三活動期において破壊現象の最終段階に達し、地表面現象となって現われたものとみてよいであろう。

○地震に関連した現象

地鳴り：地震の際に音を聞いたり、音だけを聞いて震動を感じなかったという記録はかなり古くからある。長野県でも、松代付近の鏡台山の地震は昔から地鳴りを伴うことで有名で、また、一八九七（明治三〇）年の高井地震の際、現在の山の内町・中野・小布施・須坂・高山・東村などでは山鳴りが一年近くも続いたという記録がある。

松代群発地震も顕著な地鳴りを伴っていることが一つの特徴で〝ドーン〟、〝ゴー〟、〝ザー〟という不気味な音と、腹の底から突き上げるような震動が長時間続いたため、住民は恐怖感に襲われ、不眠と疲労と精神的不安定さから、ノイローゼ気味になった人もかなりいた。

この地鳴りは、地震動の中の短周期の上下振動が地表を動かし、空気中の疎密波として伝わって人間の耳に音として聞えるもので、軽井沢測候所の調査によると、地鳴りは震央を中心としたほぼ円形の区域に発生しており、可聴範囲は震央から半径約一三Kmの所までであることがわかった。また、震央付近では短い〝ドン〟、〝ドーン〟、〝ドンドン〟、〝ドロドローン〟という音が多く、周辺になるにしたがって〝ゴー〟、〝ザー〟という音が多くなっていた。

湧水：松代群発地震発生以来、地下水、井戸水、温泉などに異状がみられ、谷川の水が枯れたり、井戸水が濁ったり、温泉の湧出量が増えるなど、地震に起因するとみられる異変が多く現われた。なかでも、第二活動期の中ごろから発生し始めた自然湧水は量が多く、湧出場所

も広範囲にわたり、地すべり発生の主因となった。また、皆神地震断層に沿う異状湧水はかなり多くの塩分や炭酸ガスを含んでおり、飲料不適、農業用かん水不可という事態となり、第二次、第三次災害をひき起した。

発光現象：地震に発光現象を伴うことがあることは古くから言い伝えられており、とくに大地震の際の発光現象については多くの記録が残されているが、これまでのものはたんなる記述か簡単なスケッチだけで、他の現象を誤認したものか、あるいは目の錯覚ではないかと、その眞偽のほどは明らかではなかった。

松代群発地震では、多くの人が発光現象を認めており、とくに写真撮影にも成功して、発光現象があることが裏づけられた。これらの観測結果から、主として次のようなことがわかった。①発光現象は冬期に多く、時刻的には午前四時と午後八時前後に多い。②継続時間は数十秒のものが多い。③発光は地震の前・最中・後いずれでも生じている。④発光場所は震央とは無関係である。⑤発光現象の形や色はまちまちだが、だいたいは、晴天の日には蛍白色の半光球状のものが多く、曇天の日には帯赤色の夕焼状、朝顔状、帯状のものが多い。

○被害の状況

地震による被害やそのおよぼす影響は群発性の場合と単発の大地震の場合とでは様相が異なる。すなわち群発性の場合は一つの地震で大被害を生ずるようなものはほとんどなく、被害は群発の期間中の累積によるものが大部分である。また期間が長くなれば、次に発生する地震に対して対策を立てる余裕があり、地域住民の地震に対する心構えもできて、被害を最小限にとどめることができる。しかし、一方、地震が長引くことによって、人々の精神的不安や社会的経済的な活動への影響など副次的なものが生ずる。

松代群発地震は、活発な活動期間が約三年間におよんだが、前駆的活動から徐々に活発になり、しかも初期に、地震活動がある程度長期化することが予想されたため、地方自治体と住民が一体となっての対策や行動が適切で、とくに人的被害が最小限（死者0、重傷3、軽傷一二）にとどまったことは不幸中の幸いであった。

松代群発地震が住家、公共施設、農林業等におよぼした直接被害額は一六億円を越えたが、これは中規模の台風一つが県下にもたらす被害規模と同程度のものといえよう。

松代町を中心とした住家は、旧城下町のため木造家屋が多く、土べいも相当古いものがあり、住屋の被害は建物の傾斜、屋根瓦の落下、壁の崩落、窓ガラスの破損が大部分で、全壊は牧内地区の地すべりによるものだけである。地震そのものでの全壊がほとんどなかったのは、すじかいを取りつけたり、つっかい棒などで事前に補強したためである。また、農作物の被害の大部分は、地すべりによる田畑の埋没、塩分や炭酸ガスを含んだ悪水の湧出によるものである。

一方、間接的被害は、関係資料だけでは量的に把握しにくいが、昭和四〇年ごろの全般的な経済不況に加えて、地震の影響は無視できないものがある。すなわち、施設、設備等の損傷による生産活動の停滞、地震に対する不安感からの製造業従業員の生産意欲と能率の低下、あるいは、住民の地震に対する様子見や平静になるのを待つための買い控え等により、生産や売り上げが減少した。また、観光地の多い長野県では、県下全域で地震が発生していると誤解されたためか、各観光地とも観光客が激減した。とくに善光寺・戸倉上山田温泉・志賀高原および山ノ内温泉郷など有名な観光地がある震源およびその周辺では、観光客は四〇％の減少で、群発地震が観光産業に与えた影響は大きかった。

42長野県北部の地震　昭和四十三年（一九六八）九月二十一日七時二十五分　北緯三六・八度　東経一三八・三度　地震の規模五・三

○概況

長野県北部に小被害を生じた。被害は別表のとおり。長野で震度Ⅳを記録した。

表 30　長野県北部の地震（1968年）における被害状況

被害状況（長野県警調） 43.9.26現在							
項目＼地名	豊田町	信濃町	三水村	飯山市	木島平村	豊野町	牟礼村
住屋一部破損	90	53	54	20			7
非住屋一部破損	1	5					2
石垣破損	4	4	3		2		
水道破損		2	1				
停電	1 (1350戸)	1 (2300戸)		1 (7776戸)		1 (200戸)	
商品破損	17	3			2		
負傷者		1		1			
公共建物損壊	2	1		1			1
道路損壊	2	1	1				
石塔損壊(倒れ)	40	6					
その他	3	1		1			
断層亀裂			37				
耕地陥没			1				1
山がけくずれ			2				

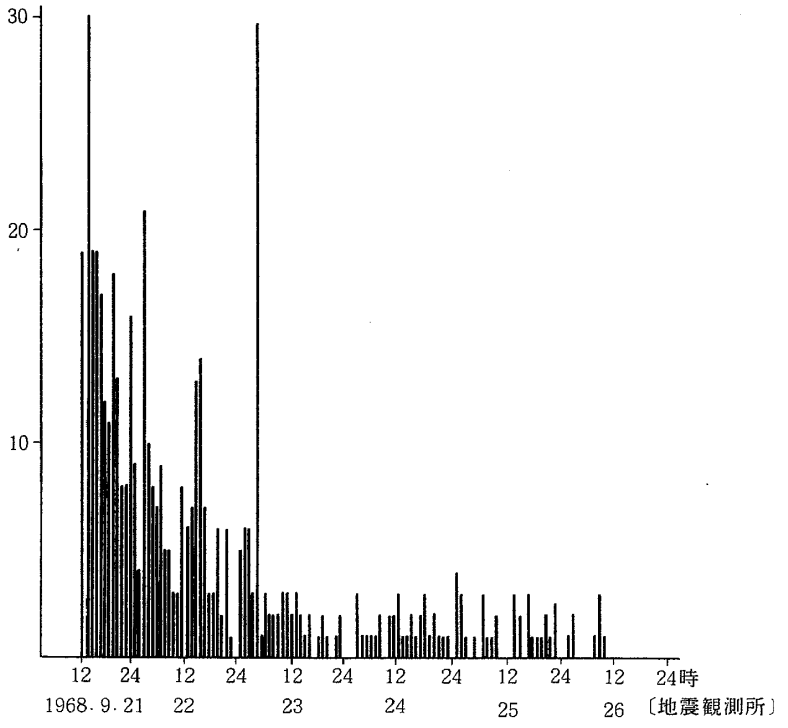


図 29　長野県北部の地震（1968年）における時間別余震回数表
（古海小学校）（倍率 1,000 倍）

三〇一〔斑尾山付近の地震〕

長野地方気象台では二十日二十一時二十七分に震度0の地震を観測した。田口駅（信越線）で震度Ⅲ位に感じた。

二十一日三時四十四分震度Ⅰを観測。この頃から長野地方気象台の地震計にも多数観測され、また付近住民からも連絡を受けた。

二十一日七時二十五分本震が発生した。地震観測所では、十一時から現地にて機動観測班により観測を開始、長野地方気象台では被害現地調査を実施（図29）。

被害調査

長野地方気象台では、牟礼村、三水村、豊田村、飯山市、木島平村、豊野町方面の被害調査を行なった。

牟礼村

牟礼地籍の神社わきに長さ二十六米最大幅一米十糎深さ四十糎の亀裂裂が発生（方向南～北）また牟来駅の西方八〇〇米地点の鉄道線路の両側に長さ三〇米、幅三〇糎、深さ二十糎の亀裂が東～西方向に三か所発生、その他の被害は見あたらなかった。

三水村

震源に遠い地区ではあまり被害は目立たなかったが堀越地区では壁の亀裂が多く、芋川日向地区では戸数三十八戸の部落の全戸に被害が発生していた。主なものは風呂場の被害と家の庭に亀裂が入ったもの及び壁の落下が目立った。亀裂の方向は殆ど東～西で長さ六十米、幅十糎、深さ三十五糎のものが最大であった。

奈良本地籍では小被害が各所で見受けられたが水田に長さ三十米、深さ三十糎、幅二十糎の東西方向に走る亀裂が六本発生した。

信濃町

古海地区は壁の亀裂が殆どで、古海小学校校庭に亀裂が発生、その割れ目からガスが噴出した。この地区は新潟地震の際もガスが噴出した。

荒瀬原地区は震源地付近のためかなりの被害があり、厚壁の落下、石垣の崩れ、戸障子の破れや非住家の半壊等が起こった。この付近の壁の崩れや石垣の崩れ墓石の倒れの方向は一定しておらず不規則であった。

豊田村

親川涌井地区も壁の亀裂が多く、梨久保地区では、信濃町の荒瀬原と同じ程度の被害であった。

飯山市

堂平、沓津地区では壁の亀裂、地割れ等多くガスを噴出した所が一か所あった。

田草地区もほとんど全戸が被害を受けていた。

木島平村

中村、市之割地区等に小被害が発生している。

その他の町村でも窓ガラスの割れ等の被害も出た。全般的に震源から二キロメートル以内が、かなり被害が大きく、五キロメートル以内は壁の亀裂等の被害、十二キロメートル以内が小被害を受けていた。

被害分布は、北東から南西方向に多く発生していた。現地の人の話では二十日夜から二十一日七時二十五分までに有感地震が十七回有り、殆んどねむれなかったと話していた。

芋川日向地区では水道および湧水は強震直後から白濁した。この地震で特に目立ったのは地割れ、風呂場の被害であった。

表31　本震の震源データ

発生	9月14日　8時48分49.4秒
北緯	35度49.3分
東経	137度33.6分
深さ	2 km
マグニチュード	6.8

主な余震（マグニチュード5以上）

9月14日	8時 57分	M 5.1
	12〃 49〃	M 5.0
9月15日	7〃 14〃	M 6.2
	7〃 39〃	M 5.6
	9〃 05〃	M 5.1
10月 3日	9〃 12〃	M 5.3

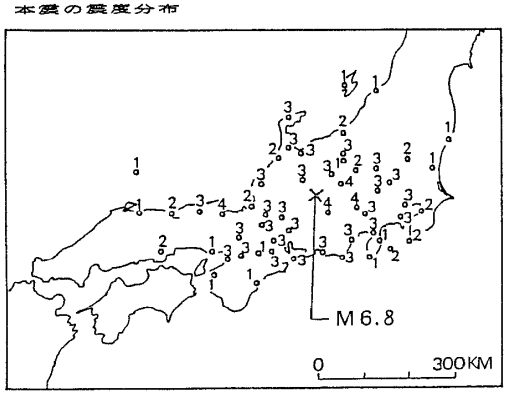


図30　長野県西部地震（1984年）の震度分布

43長野県西部地震　昭和五十九年（一九八四年）九月十四日午前八時四十八分四十九秒

北緯三五・八度　東経一三七・六度　地震規模六・八

○地震概況

昭和五十九年九月十四日午前八時四十八分木曽郡王滝村付近に震源をもつ長野県西部地震（規模六・八）が発生した。この地震により木曽郡王滝村・三岳村を中心に死者・行方不明者二十九人、住家全半壊八十七戸、各所で土石流や地滑りを誘発して大きな災害が発生した。火山地帯の弱い地質の御岳南西斜面八合目付近で起きた土砂崩落は王滝川支流の伝上川・濁川の谷を削りながら巨大な土石流となって流域の濁川温泉をのみ込み、王滝川に天然ダムを造成した。

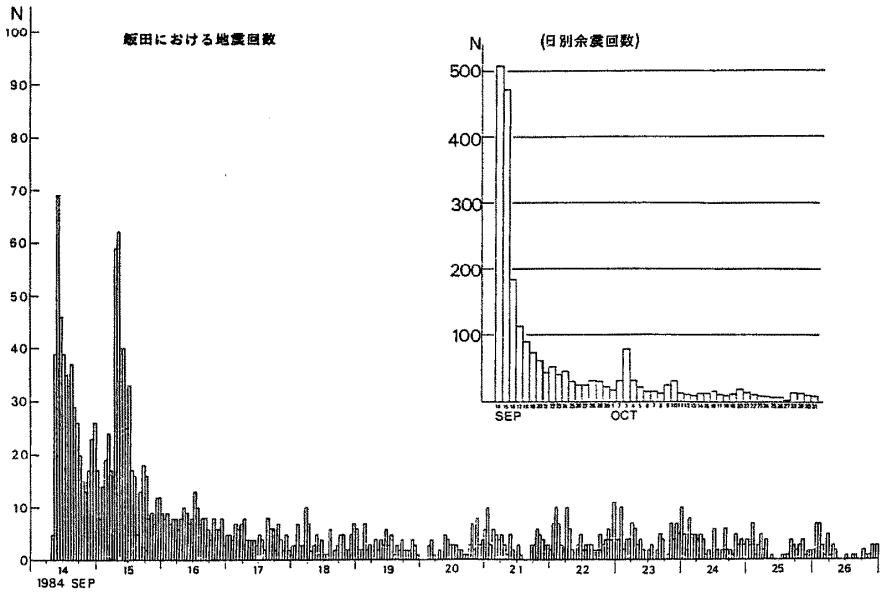


図 31　長野県西部地震（1984年）の時間別余震回数

表 32　長野県西部地震市町村別被害一覧表

区分 / 市町村	人的被害 死者	人的被害 傷者	被害総額	住家等の被害 住家 全壊	住家 半壊	住家 一部破損	住家 床上浸水	住家 床下浸水	非住家 全・半壊	農業関係被害	林業関係被害	公共土木施設被害	水道施設被害	商工関係被害	教育関係被害	その他被害
	(人)	(人)	(千円)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
王滝村	死者29	重傷1 軽傷4	(3,047,050) 23,035,092	14	73	340				307,700	10,419,727	11,336,700	82,500	746,940	124,290	(3,047,050) 5,335
木曽福島町			(24,018) 232,670			30				11,800	20,500	89,800	200	500	10,893	(24,018) 98,977
上松町		重傷1	(6,455) 68,109			1				5,000	0	38,400	500	24,429	400	(6,455) 380
南木曽町			(5,453) 8,863			12				100	0	0	150	5,153	3,460	(5,453) 0
楢川村			0			1				0	0	0	0	0	0	0
木祖村			(1,099) 1,500			6				0	0	0	0	0	1,500	(1,099) 0
日義村			3,500			5				2,000	0	1,500	0	0	0	0
開田村			42,020			4				9,000	500	29,000	100	2,800	620	0
三岳村			1,271,500			84				147,900	509,607	575,800	1,040	32,050	3,500	1,603
大桑村		重傷1 軽傷1	(15,612) 21,190			34				7,200	0	(15,152) 0	500	13,490	0	(460) 0
山口村			0							0	0	0	0	0	0	0
諏訪市			(3,300) 2,800							0	0	0	0	0	0	(3,300) 2,800
伊那市			195,454							2,000	192,000	0	0	0	200	1,254
高遠町			35,000							0	35,000	0	0	0	0	0
辰野町			5,000							5,000	0	0	0	0	0	0
南箕輪村			50,000							0	50,000	0	0	0	0	0
飯田市		軽傷2	100							0	0	0	0	0	100	0
松川町			98,130							0	98,000	0	0	0	130	0
豊丘村			77,500							0	77,500	0	0	0	0	0
上村			60,000							0	60,000	0	0	0	0	0
松本市			(700) 31,650							0	30,000	0	0	0	1,650	(700) 0
明科町			120,000							0	120,000	0	0	0	0	0
生坂村			68,000							0	68,000	0	0	0	0	0
池田町			100							0	0	0	0	0	100	0
豊野町			20							0	0	0	0	0	20	0
合計	死者29	重傷3 軽傷7	(20,863,687) 25,447,198	14	73	517				497,600	(17,760,000) 11,680,834	(15,152) 11,071,834	84,990	825,362	146,863	(088,535) 140,349

注：（ ）内は国直轄及び指定公共機関分を示す外数である。

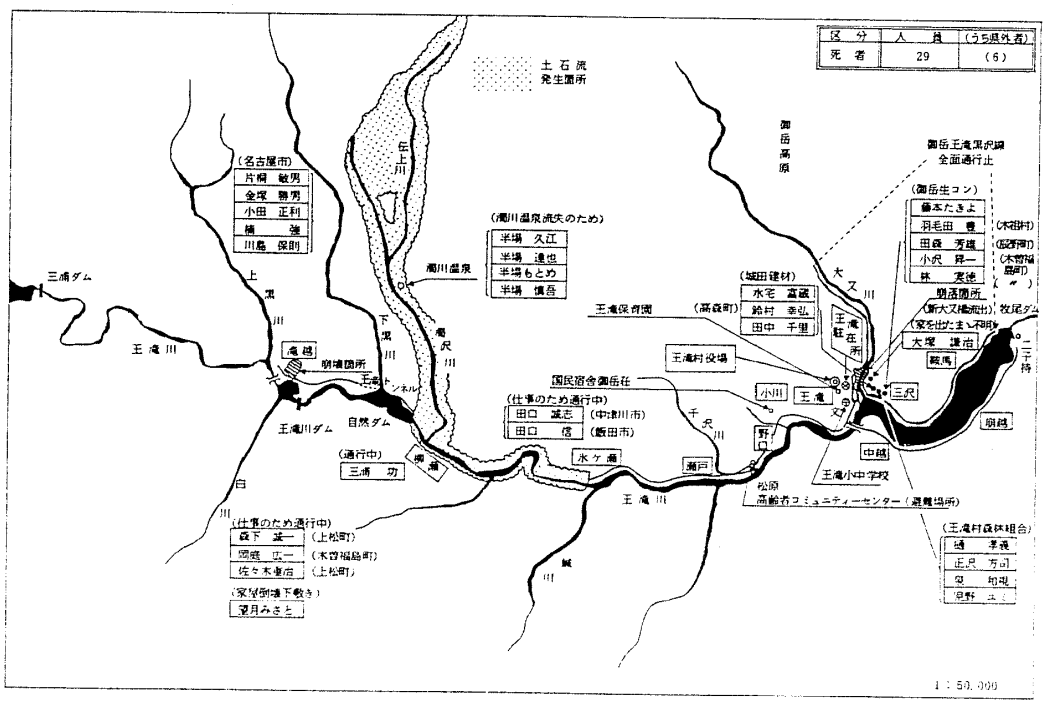


図 32　長野県西部地震（1984 年）被害状況図（死者）

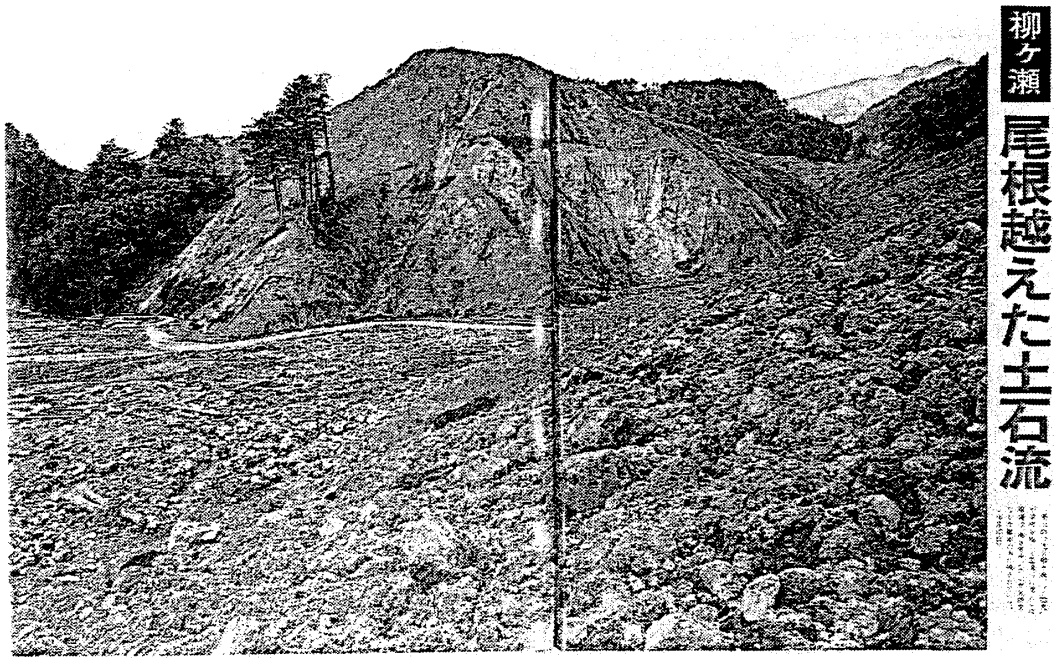


図 33　長野県西部地震（1984 年）により尾根を越えた土石流（柳ケ瀬）



図 34　長野県西部地震（1984 年）により大崩落で半壊した松越地区の民家

44長野町東部の地震　昭和六十一年（一九八六）八月二十四日十一時三十五分　北緯三六・三度　東経一三八・三度　地震の規模四・九

各地の震度

Ⅲ：長野、軽井沢、Ⅱ：松本、松代、秩父、前橋、Ⅰ：河口湖

一九八六年八月二十四日十一時三十五分に長野県東部を震源とするマグニチュード四・九（地震観測所四・二）。長野、軽井沢で震度Ⅲの地震（本震）が発生し、小県郡丸子町では屋根瓦の崩落などの軽微な被害が生じた。その後九月五日にはマグニチュード三・八（地震観測所）の最大余震に続く第二の活動期があったが順調に減衰した。この地域における過去の地震としては一九一二年八月十七日上田市付近M五・七のみで地震活動の低い地域である。

松代群列地震観測システムで震源の確認された地震の時間別地震回数の変化を図35に示す。本震・最大余震には各々前震が伴っている。

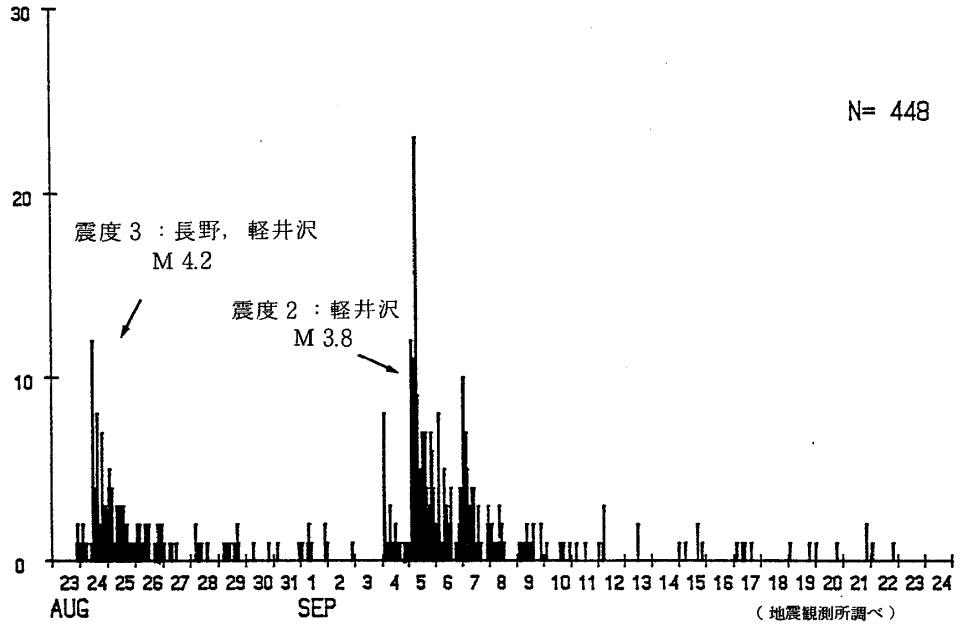


図35　1986年8月24日長野県東部地震の時間別地震回数の変化

45浅間山噴火　天明三年七月（一七八三・八）

北緯三六度二四分　東経一三八度三一分　標高二四九三米の火山である。

有史以後の噴火は、すべて山頂噴火である。爆発型噴火が特徴で、噴火に際しては火砕流（熱雲）が発生しやすく、一七八三年（天明三年）の大噴火には溶岩流も発生した。

一七八三年（天明三年）噴火

五月九日から八月五日ころまで約九十日間活動。特に七月二十八日には江戸で戸障子振動し降灰あり、八月二日には火山雷・噴石のため前掛山は火の海となった。八月三日には牙山にも噴石落下、山麓まで山火事、銚子にまで降灰。八月四日には関東中部で降灰のため昼も暗夜のようになり、北麓に吾妻火砕流を流出。八月五日の午前大爆発とともに鎌原火砂流が発生、北麓に流下、下流では泥流に変じ吾妻川を塞ぎ、次で決壊、利根川に出て流域の村落を流失した。鎌原火砕流発生直後に鬼押山溶岩が北側斜面を流下。死者一一五一、流出家屋一〇六一、焼失家屋五一、倒壊家屋一三〇余、噴出物総量4.5×10^8 m³。

三〇三〔浅間山大焼代官上申書〕

一、私御代官所信州佐久郡浅間山、当当五月廿八日頃ゟ煙立登り、其後焼候様子ニ而折節ハ山鳴り候義も有之候所、別而当六月廿九日頃ゟ大焼之様子ニ而、一面ニ空江煙吹上、其内ニ焼石ノ類有之麓江落下り、山鳴強響近郷家居迄雷・地震之様ニ鳴り響キ、火煙者東江吹違却而近郷者砂等降不申候得共、上州之方ニ而者焼砂、小石之類降りちらし候所も有之候由、信州御影新田陳屋ニ着置候私手代ともゟ申越候、依之一通御訴申上候、以上

（天明三年）
卯七月四日　　遠藤兵右衛門
御勘定所

中仙道信州佐久郡
軽井沢宿

右宿之儀浅間山麓ニ御座候所、去月廿八日・廿九日より浅間山大焼、震動・雷電夥敷家鳴強、百姓共追々立退候、当月七日之夜四ツ時ゟ石砂夥敷降り懸り、町年寄又八与申す者家根江大石之火玉落懸り、即時ニ四五ヶ所一円ニ焼え立ち宿中不残焼候趣ニ御座候、名主六右衛門与申者父子、水帳其外御用書物取出度身命を限り相働取出候所、冠候竹笠幷薦（ござ）江両度落懸り被打起上り逃去候由、六右衛門娘・孫・下女両人何方へ参候哉、夜中之儀故相知不申、定而被押打相果候類と被存候旨六右衛門申出候、右之外怪家（我）人・死人難計奉存候、以上

中仙道信州佐久郡
沓掛宿
追分宿

右弐ケ所共ニ浅間山麓ニ而、前書之通軽井沢同様大変与相聞候得共、宿中不残何方江逃去候哉、彼地之陳屋江一向否不申出、様子相知不申候、且手代共罷越見分仕候儀相成不申候、以上

中仙道上州碓水（永）部
板鼻宿

右宿ゟ訴出候者、五月廿八日・六月廿八日・当月五日浅間山焼鳴り出候、灰厚サ霜（ママ）降り候所、当月六日暮六ツ時ゟ同八日未ノ刻迄昼夜共ニ、午ノ刻ゟ雷無陰間石砂降り、七日午ノ刻ゟ申ノ刻迄二時半程如闇夜、松明挑（提）灯ニ而漸々用事達し申候、凡石砂厚サ壱尺壱寸程降り積り、吹溜り候所者壱尺四五寸も有之、弱キ家之分御伝馬役相勤候者弐軒、基他裏屋数多被押、田畑作物者不申及青草類無之、差当り馬飼料無之難儀至極仕候間御訴出申候、右者私代官所信州・上州四ケ宿比度浅間山焼石砂降り、就中信州三宿之儀者退転同様ニ相成候趣ニ御座候得共、今以焼静り不申、彼地ニ罷有候手代共見分ニ罷越候義も相成不申候間、追而委細相記可申候得共、先右之段申上候、以上

七月

遠藤兵右衛門

三〇四（浅間山大焼軽井沢宿救恤願）

乍恐書付ヲ以奉願上候

一、当卯六月廿九日ゟ浅間山焼出し、昼夜少も不相止焼候外（処カ）、別而七月五日ゟ強焼、同日七ツ時頃ゟ焼石砂降、六日・七日迄段々大焼ニ相成、宿内両裏呑用水場焼石砂ニ而埋候故、火ノ為用心七日ニ者宿内不残罷出右川筋堀（掘、以下同じ）割候跡ゟ降積候火石故水通用無之、殊ニ当宿ニ者井戸無之、火ノ用心無心元（許）奉存火ノ元専一ニ用心ニ仕候処、七日夜者別而大焼ニ而火石降来候ニ付、宿内之住居も難成人々途ヲ失い家居家財ヲ捨、夫ゟ在辺江逃散候、夜中火石ニ而出火仕候へ共、宿内之もの逃散立去、残り候もの僅之人数ニ而打消、焼失家五拾壱軒出来仕候

一、同　八日八つ時頃焼音静可相成様子ニ付、逃散候内宿へ立帰り候処、同日朝迄降積り候石砂重リニ而潰家拾弐三軒御座候処、同九日・十日大雨ニ而宿内北ノ方山ゟ雨水ニ連山鳴相聞へ、宿内地震同様ニ震候故、家之上石砂重り潰家・大破損段々相増、当時ニ而者都合八拾弐軒ニ御座候

一、御支配御役所ゟ御見分可被下段被仰渡候へ共、其砌（みぎり）者宿内離散罷有候ニ付、逃去り候方角村々へ御廻状ヲ以御呼寄、七月十四日御見分請候処、右大変ニ付急夫食御貸渡被下置、離散之もの共立帰り飢凌罷有候、然ル処此度御見分御用先江左之通り御慈悲奉願上候

一、当宿ハ里方与違作徳無御座、御往来之助成ヲ以立行候処、右稼無御座者一統及餓（渇）命候ニ付、追々夫食拝借願上候

一、宿両側裏通り呑用水押埋り、宿内離候場所ゟ当時呑水汲候間至而難義仕候、依之宿両側呑用水揚口堰幷川節御普請之義、御支配御

役所へ奉願置候

一、宿内石砂之儀、町中道筋五六尺〆場所ニより八九尺も高ク相成候故、雨天ニ者家々雨水入難義ニ御座候間、右石砂取片付不申候而者御往来無御座候而人馬之差支ニ相成候間、此度御入用御普請成下置候様奉願上候

一、当所〆坂本宿迄碓水（氷、以下同じ）山内往来筋石砂ニ押埋、石砂なて掛ケ崩候、馬足通路難相成ニ付、御往来差支無御座候様、御入用御普請仰付被下置候様奉願上候

一、当宿馬持役之もの、右大変ニ付馬飼料之手当難成、殊ニ年々十月〆翌五月上旬草青み候迄秣（まぐさ）苅置牛馬飼葉等ニ貯置候処、当時青キものの一向無之難義至極仕候、当宿之義浅間山麓雰下ニ住居仕、畑開発仕候迄ニ而田方無候座、畑作之義百姓第一夫食ニ仕候麦作一切出来不申、粟（あわ）・稗（ひえ）・蕎麦（そば）・菜・大根之類も一毛作之場所ニ而、外宿と違作徳ヲ以宿場相続難相成、年中北国道・中山道之往来商人荷物日々継送、壱ケ年ニ凡壱万駄余も有之、右駄賃・日雇賃余力ヲ以末々小百姓迄も其日々ヲ送り渡世仕罷有、是迄無滞宿役相勤来候処、右大変ニ付石砂降積り、碓氷峠坂之内所々〆山崩砂なてニ而馬通路相成不申、御往来御差支ニ罷成候故、是迄両道〆出候商人荷物も追分・沓掛宿〆脇道へ相廻り候へ者、牛馬持候而も渡世ニ相成不申、第一差当り餘（飼、以下同じ）葉ニ難儀仕候故、在辺之もの又者知人へ呉遣候へ者、此上道筋明候而も牛馬持立候カも無之難義至極ニ奉存候間、何卒御慈悲ヲ以取続候迄馬代金・餘葉料被下置候様奉願上候

一、右大変ニ付野畑作物地面大損亡ニ而、草木青キもの決而無御座候、旅籠（はたご）屋者野菜ニ差支、此以後御往来御座候とも泊りも無之様相成候はば、宿内住居も難相成義与歎敷奉存候、将又宿内百姓持林之義、火石降候ニ付草木枯失ひ此分ニ而持林茂尽、薪等ニも此末難義仕候、全体寒気強場所ニ御座候へ者、大家ヲ所持仕候もの者夫丈薪も余慶（計）ニ心懸ケ仕、十月〆三月迄多分伐置候処、右大変ニ付持林枯木ニ罷成候上者、建置候木茂不残伐払、土地其儘ニ御座候而山林茂七八ケ年ニ者木品も生し可申処、石砂深埋り候へ者、後年ニ至而も立木生立申間敷歎敷奉存候

一、畑幷山林皆損亡仕候へ者、当年〆御年貢并諸御役永、御上納之儀御免被成下候様、御支配御役所江も奉願候通り何分御免被成下候様奉願上候

一、焼家・潰家之外相残り候家も石砂降積り、雨天ニ懸り候故水入ニ相成、畳・敷板等ふけ腐ニも相成候も有之、第一屋根板等打砕都而修覆不致候而者、御大名様方其外御往来御休泊之御請も難相成難義至極ニ奉存候、御慈非（悲、以下同じ）ヲ以御手当被下置候様奉願上候

一、当宿之義余宿与違、碓水峠麓至而寒気強場所故、十月後ニ相成候而者雪降、水入ニ相成候はば冬住居も難相成与奉存候間、何卒十月中旬迄之内ニ庭構井呑水川筋石砂相片付候様御慈非奉願上候

右御願申上候通り相違無御座候、御見分之上御慈非ヲ以追々夫食御拝借、幷焼失ニ付家作御拝借・潰家建直し御拝借、呑水川筋堀割宿中石砂取片付、馬持共馬代金・馬餘料、往還筋御普請共ニ被仰付被下置度奉上候、尤御支配御役所江御歎申上候而、急夫食御貸渡被下相凌罷有候へ共、追々取続かたくもの此節〆相増候ニ付、此度御見分御用先乍恐右之趣奉願上候間、御慈非ヲ以逸々御見分之上、願之通り被仰付被下置候様幾重ニも奉願上候

中山道軽井沢宿
問屋
名主残らず
割元介次郎
太左衛門

三〇五〔小田井村安川良貞天災地変年柄記〕〇軽井沢

（表紙）

「月　日
天災地変之年柄記
安川良貞誌」

先年ゟ飢饉之事

一、寛永十九壬午（一六四二）年国中大飢饉、夫ゟ三十三年過延宝三乙卯（一六七五）年、夫ゟ五十七年過享保十七壬子（一七三二）年、夫ゟ五十一年を経て天明三卯年、此年浅間焼・大飢饉、五月廿五日ゟ焼初め、七月六日七日昼夜鳴動甚し、宿内男女共不残岩村田ゟ先在辺へ逃払、無余義銘々亭主壱人も残居候由、然ル処同八日明六ツ時ゟ、鳴響と申義ハ、家も谷も崩候程之義ニ而言語ニ難申尽、軽井沢宿ハ家数四十軒余り焼失いたし、砂ニ而潰候家四五軒、残り家々ハ砂之中ニ埋大難由、峠ゟ坂本辺ハ潰候家ハ無之候得共、砂降候義ハ甚し、東者熊谷辺迄砂降田畑共ニ一円実法不申由、当村方用水濁川砂埋候而川筋無之場所有之、右出口四つ溜池御普請相願、同九月御見分之上翌辰之春御普請被仰付、御普請金弐百七十三両、外ニ割五十両余、都合三百廿両小田井・前田原両村へ被下置、御介（助）御普請両村百姓一同一同ニ而日々罷出候由、尤人足壱人永十七文つつ渡之候、右者七月大焼ニ而、上州吾妻郡鎌原ゟ利根川筋村々五十三ケ村一時ニ押流候、基家数千七百八十三軒、人数三千七十八人余溺之数也り（ママ）、其外牛馬不知、右之内矢倉村・岩木村・横尾村・松尾村・河原村此五ケ村之義ハ、地幅十八町・竪一里半之間、深さ三丈二尺堀（掘）れ沼となり、杢之御番所御流候

一、同卯八月十八日昼時炭（灰カ、以下同じ）降り、同夜雨ニまぢり炭降り、菜・大根・たはこ都而田畑一円実不入、前代不及承り大難義、秋之内ニ扶食無之飢死いたし候もの多く有之、諸人葛餅・蕎麦目くす又ハわらもち誠ニ悪喰いたし漸々取続候由、田方者大方皆無、畑方半納御上納之由、諸穀高直之直段、金壱両ニ付米三斗弐升、小売壱升代百八十文、挽割壱升百五十六文、大豆壱升百十八文、小豆壱升百八十文、ふすま壱升四十文、子のか（米糠）壱升三十弐文、其外ひば壱連五十文余、何品と申す義もなく高直不限、尤翌辰之麦作取入候頃ゟ諸色追々下ニなル、（下略）

三〇六〔八満村小林重賢浅間山大焼幷凶作留書〕○小諸市

（表紙）
「天明三年
卯之凶作一件留書
癸　　八満村」

一、天明三年癸卯之五月廿六日昼九ツ時浅間大焼、夫ゟ暫く平日のごとく、七月朔日昼ゟ焼始メ二日七ツとき大焼、戌亥之方へ石ふりしこと、此辺へ見える所ハ千羽からすのごとくに見え申候
夫ゟ日々に焼て七日六日昼七ツ時ゟ大やけ、鳴動処地震のごとく、既ニ七夕七ツ時別てつよし、依之直々近所役人へ一両輩相談之上、神主権頭殿相頼み浅間之宮へ御のぼり差上可申御立願、当所両社ニ夜三日御祈禱、七日之夜中惣村中一軒壱人つつ八幡宮之森へ打寄、日待為致信心有之処、夜中甚震動いたしおそろしく事候、尤乗瀬之者は八幡宮之森へ相詰メ候而ハ家内留主（守）ニ成りおそろしく申之、願にハ新田の森ニ而も家内之者内に居ることおそろしく壱人もなし、庭へ出隣家之人を集め、子供まで夜中眠る事なく日待いたし、夜明々（ママ）に者森へ相詰メ候者不残、塩野村浅間の宮江役人先達ニ而参詣之所ニ、塩野村ゟおそろしく行兼戻る者もありし、尤参詣多し、其時塩野村ニてハ家財物を仕舞里方辺へ逃下る者多し、八日朝五ツ時甚厳敷震動雷電いたし、戸障子はづるるほど壁抔の落ること多し、御高札・御水帳六段等あやしく、御上様江御預申事能事に哉有之へくと存、直々為人足ニ持、御役所江同道罷出御窺候処、早速御預り被成下候、幷塩野村・柏木村ニ而も跡ゟ御預ケ申上候、夫ゟ罷帰り候節ニ成りし処ニ、漸鳴低して次第に震動しづまりし所、昼九ツ時夫ゟも焼ること暫く止事なし、此時離山を限り釜戸岩江見通し七日夜中ゟ焼石砂降り、軽井沢宿ニ而四五尺の厚サ、坂本ニ而

三尺程砂降り、夫ゟ熊谷辺迄之内ハ弐尺壱尺と段々江戸方へハ薄く灰ふり申候、既ニ軽井沢下宿京之方ゟ焼石ニ火事出て、表家数四拾六軒砂の下ニ而むれ焼ニ成ル、其外潰家多し、宿内に残る者なく七日夜中発地辺江逃、又ハ夫ゟ香坂辺江と道なき岩山を越難儀之事ハ不及筆に、逃退し跡之事類焼多し、其中に残りし人者聊立帰る、間四五日もありし内ニ盗賊ありて、衣類・夜具等馬ニ而附出し候事多の有之、沓掛・追分抔も同様、小諸・岩村田辺江逃来たりし者こと（ママ）多し、前代是迄不及聞大焼、畢竟諸国残り少く凶作之基かと被存候事

一、八月十七日大雨降り、此時灰まじりの雨ニて菜大根かれ候え共、四五日過て新葉出て、五六分毛ニハ取付申候

一、同廿一日、畑方村役人内見分ニ而御注進申上者、惣而畑作障りニ相成不宜、既ニ御見分請候程之事、併延引村方へ申付候

一、田方青立之儀折々御注進申上候、彼岸八月廿四日・九月廿四日どようにて、諸作十二三日も晩レ候様ニ村々御注進申上候得共、八月六日二百十日過候而もかぶし不申候、彼岸入候而も同様ニ相見へ申候

一、同廿六日、諸勧進・物もらい停止之札被仰付候ニ付、本郷三本・のりセ（乗瀬）弐本相立申候

一、同廿七日ゟ、村役人田方歩面改始、野廻り日々替り〳〵相廻り、九月十一日迄相改、名主・役人手間数三拾三人程相掛り申候

一、九月朔日、田畑青立内御見分ニ而、御奉行山本九馬右衛門様・平勘定能部岡之丞様御廻村被遊候、加曽村始ニ而八幡村者御昼休、尤御持飯ニ而八城上村之林ニ而御弁当有之、村役人も持飯ニ而御案内能出、一沢切ニ上り下り御見分有之、乗瀬ニ而者塩の村入込之場所、両村役人立会御見分、七ツ時相済八幡村ゟ塩野村御泊りニ相成、役人為惣代組頭佐左衛門御機嫌窺ニ遣シ申候

一、九月十三日ゟ村役人五六人づつ罷り出、田方内見、毛付面々之心ニ而何分毛と相印、互目違え処、平均多之方ニ相極申候、同十八日迄に漸見分相済申候、役人手間数三拾九人程相掛り申候、皆無も少し、壱分毛多し、二分毛又三分毛少し

一、同十五日、格別凶作ニ付、町・在相互喜愁之節音物等致間敷、諸事・神事・仏事万端軽く申合取計イ候様被仰付候

一、同十九日ゟ小検見帳始、昼夜不限相認申候、漸廿一日夜ニ出来申候、此時出□久左衛門・彦左衛門・□左衛門・□右衛門・友右衛門都合拾五人手間、外文五右衛門・五郎一・新蔵手伝へ、御帳面四冊仕立申候

一、同十五日、浅間山焼しづまり候跡、御見分として塩野村御泊りニて御代官宮原新五衛門様・大野兵太夫様幷御足軽両人御連被遊御見分有候、（下略）

三〇七（南佐久郡史）

天明三癸卯年五月二十五、六、七日噴火、六月に入りては十七、八日小噴火ありて、同月廿七日よりは毎日大噴火、七月一日より日一日と甚だしく、三日よりは日に数回の大焼となり、五日、六日には一層烈しく、七日八日の両日は前代未聞の大爆発をなし、南麓二十余ケ村は他に逃避し、焼失倒壊の家屋百余戸、北麓に於ては大熔岩流出の為め全村流焼失十ケ村、一部流焼失二十一ケ村、亡失家屋千二百余戸、砂入破損家数うべからず、四境一帯死傷四万余と伝う。落石降灰は村落に至りても碓氷境村の五尺余を最とし、遠きに及びて漸く薄く高崎は一尺余、江戸は一寸許りにして銚子港にも僅に及びたりしも西南方は西方風の為難を免れ降灰少なかりし、軽井沢より中仙道桶川宿迄は田畠一面となりて草木に青葉なく、公私の往来も八日より十三日まで全く杜絶せり。南佐久郡として大日向村辺まで降灰あり、音響及家屋震動は劇しかりし、尚別記として本災害の記事を後に附する事とせり。この大焼よりして天明の飢饉及天明の騒動を惹起せしも項を改めて記述する事とせり。

天明三年の浅間焼

天明三年の浅間焼ー想い浮ぶるも悲愴の極みなり。五月二十五日午前七時より小鳴動ありて恰石臼の音の如し。二十六日晴天なりしに正后俄然轟然たる鳴動と共に山顚（てん）天に沖するの黒烟は数百丈とも云うべく漸次北方に流れその日尚鳴動数次翌二十七日午后四時よりの鳴動六時頃止み小康を得、これ大噴火の序幕と見るべきか。

六月十七日夜噴火、震動あり、同十八日夜半鳴動、家屋を震動し黒烟天に漲り電火天を射飛石流星の如し、後止む。

六月廿六日午前八時より小鳴動と共に噴烟。正午に至りて止む。廿七日午後四時より鳴響四時間に亘り黒烟大に騰（のぼ）り、皆東方に棚引き去れり、夜に入り噴勢半減す。一方に蟠（わだかま）り漸次東南方に靉（たなび）く。廿九日午大爆音と共に黒烟天空に奔騰し、東流する様驚倒の如く、前日来の比にあらず。七月朔日午後三時過る頃より焼出し、五時頃に至りては鳴動噴烟甚しく、折しも雨天の為雲霧に閉され居り情況歴然たらざりしも、昨二十九日より一層強く暮方より稍々鎮る。二日には正午より焼出し、午后三時よりは大焼、午后八時には甚だ強く大地震動し、黒烟東方に激奔し、北方に火石を落下す。鳴響また強く翌拂暁（ふつぎょう）前に於て止む。三日朝より頻発一刻に二回又は二刻一回位の噴烟と鳴響とありて、四日終日打続く。両日とも降灰ありて、山麓一帯及東方は三十余里、上州及武州の一部に及ぶ。五日晴天正午より焼出し、午後六時より夜半まで大焼にて、鳴響は家屋を揺がし地盤を震動し、前懸山まで一面火灰が放下し、恰星辰の屋上を流下するが如く、焼石岳麓を焚き黒烟は電光を吐きつ東南方に棚引き去る。六日午前十時より焼け出で午後四時よりは甚強く、夜十時より益々大焼となり、十里四方戸障子外つるる許りの音響打ち続き、地盤は動揺し、黒烟は天を蓋い、嶽体は焼石を以って満たし炎炎四方に照耀たり。人心安き心もなく皆屋外に出でてその成り行きを案じつつ徹夜せり。黒烟は常に卯辰の方に折れて、閃光を発しつつ数十里に亘り灰石を降らす。かくして大惨劇たる七月七日八日は竟（つい）に来りぬ。

七月七日（陽暦八月四日）前より引続き焼け、午前十時大鳴動午後二時頃少時止みたりしも、同時刻降灰本郡の大半に及ぶ。午后六時より至って強く響音震動絶間なく噴烟は大石を伴いて数百丈の高きに及び、沓掛、軽井沢等には砂石雨雪の如く、山麓に於ては種ること丈余、軽井沢辺にても四、五尺に至る。而して日没前より暗黒夜の如く、軽井沢の如きは大瓶大の焼石宿の西端にあたる屋上に墜下し来りて全家を焼失し、延焼五十五戸に及ぶ。されど一人として消火に従うものなし。焼失せざるも砂石に埋もれ、或は棟折れ、或は潰摧（くだ）け、或い前傾後倒し全き家なく、住民の狼狽一方ならず、夜に入るに山麓の住民は村落の絶滅を覚悟し東は軽井沢、西は油井、南は日陰通りに至る十五六ケ村の者は戸板をかつぎ或は桶等を頭に戴きて逃ぐるあり或は蒲団、薄緑（うすべり）、莫座（ござ）を被いて逃ぐるありて、提燈を持ちたる者は火石の為に打ち落とされ、暗中に或は傷つき或は命を墜し、男女の隔てなく親を見失い、子と分れ谷も峯も意とせず、木にすがり石にとりつき、岩村田辺より西は八幡、南は志賀、香坂より清川、臼田辺まで命からがら逃げ延び、実に惨乱の極みなりし。八日午前四時より大噴出、八時より十一時に至る三時間は、実に前代未聞の大焼にて、黒烟火炎共に乱騰し、凄然たる様名状すべからず、天涯は暗黮として明かならず、屋舎は鳴動揺蕩の為めに居るべからず、皆屋外に出でて山巓を望み、上響下震に人心恐怖の外なし、手前中に東、小田井、塩野辺より西、御影、平原に至る数村の者大半逃げ去り、岩村田、塩名田辺も家財を纏めて逃走の準備を整えたりと、就中午前十時殊に甚しく北方の天、昏黒を極め大石を飛ばし、熱泥及岩漿を北方に迸発せり、是より漸次勢を減じ鳴動緩く弱くなり行きしも噴烟、閃光、飛石、降砂は引続き、八日薄暮に至りさしもに惨劇を極めたる大災事も全く息みたり。

七日八日の大噴火に於て我佐久郡以外の概況を略記せんに、被害の最たるものは群馬県の一部にして、主として浅間山の東北二方面にあり、七日降灰、飛石、鳴動の点も我郡に於けるの比にあらず、降灰の

及ぶ所、東は房総に、東北は二陸の地に、北は越後、佐渡に及び、高崎にて積ること一尺余、江戸にて一寸余なりしと、七日夕より八日に至る鳴響の及びし範囲は東北は二本松、南は駿三並に尾勢に、西は中国並に豊前辺に、北は北陸道全部に亘り、上州の一部及武州児玉、榛沢両郡の如きは翌八日迄日中戸々に燈を点じ、行くに提燈を用いたりという、落下せし石の最も大なるは長野原に高五間横八間縦十三間の今に存するものあり悲惨の劇甚なりしは八日午前八時頃より土砂山上に沖天し『宛如天柱摧以燃、巨石砂礫飛迸空、格沢煙焔乱漲天霹靂（へきれき）劈巌撼地軸、閃電殷雷幾百年（中略）士民號呼奔救死、上有損右下涌水、流屍漂屋互汨越、可憐婦子有抱子』の光景凡そ時余に亘り沸騰せる泥流猛然として山の北方を破壊し、六里ケ原の草木を昌し、次いで灼熱せる熔岩を放瀉し来る。為に数里に亘る古昔よりの大森林なぎの御林を一掃し、砕石泥土の余勢は宛然大洪水の奔流するが如く、堤塘を決し家屋樹木を焼流し、田圃を埋め更に吾妻川に入り熱泥沸流は沿岸を赤土に化し吾妻郡全流失、十ケ村死者一千八百人一部の被害は吾妻、群馬二郡だけにても二十一ケ村（二十六ケ村とも云う）に亘り焼失流失千百十五戸（死傷は伝らず）外に砂礫入二十七ケ村に及びたり。始山巓より併発せるより武州熊谷まで三十里を五時間にて流下し、末流一は利根川水量三尺を増し銚子港に入り、一は江戸川より東京湾に入り余波伊豆の近海を濁したりと。惨害の最たるは吾妻郡鎌原村人口六百七十余の内生存者僅に九十三人なりしと云う。曇（さき）に緑樹鬱葱（うっそう）の林野及び叢樹翠滴の吾妻群馬二郡各町村の大略は僅々一日か又は数時間の中に忽変して紅熾（こうしゃく）灼々礫磽（こうかく）の城と化したり。中山道筋も桶川宿迄は田畠一面になり草木に青葉なく満目冬木立の如くなり。往来も七月八日より全く杜絶し、十四日十六日に辛して通行せしものあるが如き有様、御用状の急ぎものは碓氷越をなさず香坂、本宿、下仁田、藤岡の方を廻りて江戸表へ届けたりという。

災後九日夕刻漸く空を見出し人々生色を得徐々に帰村し、街道も幕府普請として八月下旬より起工し十一月上旬通行妨なきに至る。彼の岩滓（かんしょう）の如きは三旬（三〇日）を経て熱気去らず降雨の際には蒸気立ち騰りという。後山巓を探査せしに火口丘は前懸山より高くなり、北方に銚子の口と称する熔岩流出の個所を止め、火口丘周辺に数条の亀裂を生じ山腹は全く砂岩の為め山容を更えたり。当時幕府の記事によれば『七月七日天色暗憺として風吹き砂降ること雪の如し黄昏より地震す八日鳴動ますます甚しく砂礫を降らす是信州浅間山の噴火なり災害の及ぶ所方四十里、死亡の民凡二万余人』とあり、然れとも諸書には死傷四万余人とあり。尚『浅間山の焼砂降りて信濃、上野両国の田畑尽く荒壌せしかば、農民等飢渇に迫り、四五百人或は千人党を結びて横行し、（中略）之に乗じて諸国の悪徒等饑民と称して富豪の家々に乱れ入り、九月の末より十月の中旬に至りて諸所を却略して止ます。（中略）十一月九日令す、武蔵上野信濃の国々浅間山の災にかかり、荒れたる地は官より修理せられ、其の他の農民を役し金米を賜わるべき旨申す』とあり。その騒擾（そうじょう）の記事は歴史篇江戸時代の章下に載せたり。

一朝の山災想起するだに実に戦慄の至りなり。

三〇八〔上伊那郡史〕

天明三年四月八日より浅間山噴火、黒煙天を蓋うて白昼暗黒となる。七月二日大火石を噴出し、近傍数村を埋む。被害前代に聞かざる所、降灰十数里伊那地方にも降灰多し、其惨状言語に絶す。

三〇九〔高森町史上巻〕

天明癸卯年

浅間山やけ、其ふもとの村里損亡、人馬死亡夥しき由也、此辺までも小砂ふり、木草の葉も薄鼠（うすねずみ）色の灰にて埋しなり、その年凶作にて世の中騒しく、翌春に至りて米価壱俵にて金壱両までしたり。

（山吹・片桐ちたね氏所有、源栄自記）

天明三年浅間山の爆発は極めて烈しく、特に関東地方に大災害を与えた。

三一〇〔小県郡史余編〕

天明三年浅間山噴火、四月下旬より焼け始め、五月中旬に至り益々盛となりて鳴動し、七月に及び最も甚しく、六日、七日、八日溶岩・泥流大鳴動と共に噴出し、砂石降灰方数里に及び、上野方面に流下せし、泥流・瀑をなして三十三個村を漂流す。本郡には数日地下震動し、余煙破及して暗夜の如く濛然たり。遠く望めば火の雨の降るが如くなりき。大石村辺芋葉一枚に火山灰一勺程積りしと云う。

三一一〔上田市史〕

天明三年七月八日には、浅間山大爆発の為めに、上田には震動があった。（中略）

此大爆裂の時、上田町あたりも地震があった。追分以東は全く交通杜絶状態と成った。其時小諸町問屋から、

今般浅間山大焼、鳴響震動土砂降り申候ニ付、追分駅ハ残らず逃げ去り立退、既に昨夜之御證文も残らず焼失致し候由ニ御座候、致すべきようこれ無く此方へ右の御證文持返し申候、これにより御知らせ申上候、以上

卯七月八日

小諸市町問屋

三郎左衛門

年寄

田中宿

海野宿

上田宿

坂木宿

右宿々御問屋中

の通知があった。八月下旬幕府道中奉行の差図ありて、街道普請が行われ、十一月に入って漸く交通路復旧、諸大名上り下りの往来も出来るようになった。左に上田市と関係交渉の多い、北上州の被害状況を当時の聞書に拠って記して置く。

田代大笹、石砂降る。洞口無難。松島村、凡百余人死亡。大前村、人二十人馬廿疋死す。苅宿、残らず焼亡。西（さい）久保、残らず流亡。

鎌原、七月七日夜大火水残らず焼亡、人畜死亡其数知らず。

但し家数百七八軒これ有り候村之由中井・赤羽根・袋蔵・半手木

右四ケ村は沼へ逃げ入り、残らず死候由

龍田、大火。羽根尾、松木、坪井の三村泥入り。長の沢、四十三人死亡。林村、人馬残らず流亡。河原畑、人数知れず馬廿疋程死。横谷、人馬流知れず。湯原、百人余流。横磯、百人余流。三島、残らず焼失。岩下、残らず焼失。矢倉、流亡。立石、三十人流亡。新井、流亡。口原、無難。原町、廿四軒流失、二百軒荒れ。伊勢町、四軒流失。麦山、十七軒流失。市代、廿七軒流失。村上、二十軒流失。是より川下は知れず。

草津　大地震　人六人馬六疋程死す。

七月十九日の写也問屋日記

北上州大変ニ付、信州小県郡大日方村へ避難したもの、凡三四百人程もあったと云う。

三一二〔屋代記〕

天明三卯年七月六日ゟ九日迄浅間山焼出し昼夜止事なく上州辺迄大石小石砂等押出し田畑は不申及数百人死亡、往来通路無之北国筋御大名之御荷物等は甲州通り、東海道通り之由、公儀ゟ御大名方へ砂片付御手伝被仰付漸翌年閏正月下旬より通路出来候。

浅間山は少々づつ焼候事は其砌ゟ毎日之様ニて、当宿ニて火先相見之東之方近山之様ニ鳴音夥敷当国は雲霞霧まき候故諸作不熟田方は二

百十日ゟ廿日程過ぎ少々かぶし候、漸土用明ニ大検見有之候へ共田方御見分不相済別段小検見ニ相成田方弐百三十九石余御引高（但し源左衛門分、平左衛門分、源之助分、角兵衛分は二つ八分ニ而御引高頂載、外御本田は五つ壱分ニ而頂載也）畑方御引高八十石余、新田四十石也、村方小作方坪切ニ相成上中下三段ニ而壱坪八合七合ゟ三合迄也、此節田綿殊之外耕作仕候処右田綿不宜候へ共、一向御引方不被下候、然共定年貢之義も追々ニ小作人ゟ相願候ニ付皆済いたし候者へは壱割引ニ相定小作年貢代金相場三十弐俵ニ相定御立値段は弐拾八俵也。

諸国共殊之外飢饉故上州辺ゟ一揆騒動起り候故、当国上田、小諸迄騒立御領主ゟ御固め被遊当御領分ニ而も騒動者三十人餘召捕、悉牢舎被仰付其節上田騒動故、当御領分も鼠宿を始口々御固め御座候。

大公儀ゟ御捕方毎日お廻り、三四万人も被召捕候由也。

不例の違作故、酒造相止、翌年正月ゟ人々造高ニゟ少々づつ被仰付揚酒屋一向相止申候、卯十一月ゟ籾売買金拾両ニ付、籾三十俵、大麦弐拾俵、小麦金壱両ニ付八斗、大豆は壱石位、雑穀も値段高値ニ成、翌辰年正月ゟ閏正月、又三月迄日々値段上り、金拾両ニ付籾拾俵迄ニ相成、大麦は拾五俵、小麦五斗五升、雑穀も右ニ准じ、あみ菜一連百文ニ迄成、其外山方葛の根迄掘尽し、人々之種大根迄盗取ル豆の葉、桑の葉壱俵三百文位也、白米百文ニ付五合、六合ニなり、下値之食物一向無之酒を無據入用之節壱升代三百文位、水油も六百文位也。

辰年閏（天明四年）正月近村相談の上男女奉公人出替、閏正月二日ニ相定り、夏単物引、男一人給金壱両一分ゟ三分位、女は壱分ゟ壱分弐朱成。

卯年九月廿四日土用之処、右坪切不相済、土用明ゟ稲刈初旬後れの実のり苅悪く其砌（みぎり）大霜故漸刈取候ゆへ麦仕付遅く土用明ゟ廿日程過ぎて少々づつ蒔初め候処、十一月中旬ゟ少々生始り、大雪降り、右雪消て後大寒気故ニ生口より麦土際ゟぬけ上り辰春雪明に芽を吹出し候、但小麦は冬切は無之由辰三月十日朝大霜降春日照南北風烈しく田畑大麦、小麦大いたみ、中折れニ相成候、早仕付は多分痛み無之麦芽出し皆いたみ、三月十八日、八十八夜此先末はいかがと存居候処麦作も不熟其上秋作大いニ違候故万民いかがせんと案止煩候雑穀共高値故、辰三月七日晩ゟ十日頃迄、毎日中原村ゟ当村迄七八十人づつ（山中筋ゟ）種子籾幷渇死ニ及候故御願ニ罷出候由当村角兵衛ニ而二三駄売一宿泊置角兵衛幷村役人ニ而御届申上候処、右山中支配之大嶋条助様、当宿へ御出向ニ而御帰し有之候夫ゟ辰年も諸作不熟故、人気不穏其上辰年旱損（かんぞん）ニ而山中筋大違作也、辰十一月十四日山中御百姓願筋有之村々不残出張候而布施五明村惣左衛門、二つ柳村幸右衛門方ニ至り騒動差起候右願書は

山中御百姓願奉願候覚

一、去年中は御情を以取続難有仕合奉存候

一、山中田方一躰少々、畑多ク御座候処、今年畑諸作干損麦麻楮（こうぞ）荏（えごま）等迄大違ニ而御年貢皆済仕兼候乍然身をそき候ても御年貢御役通りは皆済仕度奉存候

一、拝借金村々多く、去年中は御取延被成下候ニ付相凌申候処、今年ハ佐様之仰付も無御座此引当一向無御座候依之立ち直り候迄御取延奉願候

一、御領分酒屋有来り候外、近年新酒屋多々出来仕候故、籾値段も高値と存込罷仕候得は両三年も酒造不残御止被成下候様奉願度候へ共天ニ而は恐入候に就先年ゟ有来

酒屋は造り高を減じ被仰付新酒屋之分揚酒屋不残御百姓立ち直り候迄御止め被成下候様奉願候

一御立値段相場之義、年々相場御聞合有之、上平均御評義之上相極り候旨被仰聞合点仕候、何分御慈を以御極被成下候様奉願候

一、近年諸運上物新ニ被仰付候品多く難渋至極に奉存候尤も御郡方ゟ被仰付候義にては無御座候へ共御小役御運上迄も、宝歴八寅年（一七五八）御月割上納被仰付候節之通り被成下置候は難有仕合奉存候

一、当時之御政道御非分と相心得居り候哉と御尋御座候得共、毛頭御非分と奉存候義にては無御座難渋之余り御情奉願之義に御座候

一、山中大勢之内ニは作夫食無御座御百姓も御座候、此段は村役人相糺奉願候者御吟味之上こぬかなり共取続候様奉願候、右之外御願筋無御座候拝借金引負等被仰聞之通り人別ニ至り候而は厚薄も御座候今度惣百姓願之通各様御取成を以御聞済被成下人別御吟味之上村方相凌出候は難有仕合奉存候、以上

天明四辰年十一月十四日

山中村々惣御百姓

右難渋御百姓願之趣承届委細伺之上願之通被仰付候、以上

三輪六十郎㊞

長岡左平太㊞

右之通書付数通二ツ柳村、布施五明村ニて山中御百姓江被下候ニ付引取申候由此年拝借金、諸運上御取延ベニ相成、御立値段は三十九俵也、外ニ難渋人へは、糠（こぬか）拝借とて御下げ金御借被成下候世立直り寛政年中ゟ右両年御取延べ金、廿五年賦ニて御返上ニ相成候

三一三〔松本市史　上〕

噴火　天明三年（中略）松本辺は折々鳴動の音響伝わり、雲霧空を蔽（おお）い人心恟々たりしも直接の被害なし。但し南東訪塩尻辺は天雲り多少の降灰あり、洗馬波多（田）の西山麓辺よりは、噴烟の湧き起る態と、夜は其火焔を望むを得たり。

三一四〔中土誌〕

天明の地震（一七八三）

天明三年浅間山大噴煙。妙高山も鳴動し、小谷地方もしばしば地が震える。なお、浅間山噴火による災害は死者二万と伝えられており、世にいう天明の大飢饉がはじまった。